

**2017 年度
点検・評価報告書**



神戸学院大学

目次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	19
第3章 教員・教員組織	23
第4章 教育内容・方法・成果	
(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	67
(2)教育課程・教育内容	101
(3)教育方法	141
(4)成果	193
第5章 学生の受け入れ	222
第6章 学生支援	253
第7章 教育研究等環境	264
第8章 社会連携・社会貢献	279
第9章 管理運営・財務	
(1)管理運営	288
(2)財務	295
第10章 内部質保証	301
第11章 グローバル化	313
終章	328

序章

1. 神戸学院大学における自己点検・評価の目的および体制について

神戸学院大学（以下、「本学」という。）は、2013年、大学、大学院の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを「神戸学院大学学則」（以下、「学則」という。）、「神戸学院大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）に規定するとともに、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を発足させるなど自己点検・評価体制を強化した。また、「学則」「大学院学則」の規定に基づき、「神戸学院大学自己点検評価規則」に「本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、適時、全組織において自己点検・評価を行うことにより、適切な水準の維持及びその充実を図り社会的使命を達成することを目的とする。」と定めている。この目的を達成するため、「自己点検評価委員会」（後述の自己点検評価制度委員会を改組）、「自己点検評価結果検証委員会」「自己点検評価小委員会」を設置し、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価の体制については、第10章に示す自己点検・評価体制図をご覧ください。

本学を運営する学校法人神戸学院は、2012年の法人創立100周年を機に2013年度から5年間に実施する具体的な施策を「中期行動計画」としてまとめた。本学は、2013年度から、その「年次達成度報告書」をもって自己点検・評価を行っている。学部・大学院研究科、部署など組織毎に設置された「自己点検評価小委員会」から提出された施策項目（第5層）毎の「年次達成度報告書」は、「自己点検評価委員会」を経て、「自己点検評価結果検証委員会」において客観性、適切性、妥当性等にかかる検証がなされ、検証結果に基づき「各自己点検評価小委員会」において加筆・修正のうえ、実行計画（第4層）毎の達成度等を本学ホームページにて公表している。このような自己点検・評価のPDCAサイクルを実施し、教育・研究および社会貢献等の一層の充実に向けて、改革・改善を推進していくと同時に、学生をはじめとするステークホルダーの期待に応えられるよう、さらに内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んでいる。

なお、本学の自己点検・評価の実施と結果の公表は、1992年5月に、教育活動、研究活動、学生援助活動、管理運営、財政・施設設備状況について自己点検・評価を行うため、「自己点検評価制度委員会規程」を制定し、「自己点検評価制度委員会」を設置したことに始まる。その後、大学基準協会（以下、「貴協会」という。）の第1回「相互評価」（1996年）並びに第1期の認証評価（2004年）、第2期の認証評価（2011年）を受審し、「本協会の大学基準に適合している」ことの認定を受けてきた。また、自己点検・評価の報告書として「神戸学院大学の現状と課題」を第1号から第3号まで発行している。

2. 前回の認証評価の結果に対する本学の改善・改革活動について

本学は、2011年度に貴協会による認証評価を受審し、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2019（平成31）年3月31日までとする。」との認定を受け、「点検・評価報告書」等を本学ホームページにて公表している。

貴協会より本学に対する大学評価（認証評価）において指摘のあった「長所として特記

すべき事項」については、さらにより良い方向へ向かうよう取り組み、「努力課題」（「改善勧告」なし）についても、これを真摯に受け止め、教育・研究および社会貢献等の一層の充実に向けて、その結果を改革・改善につなげ、内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んだ。

2011年度の「自己点検評価制度委員会」において、貴協会に提出した「2011年度点検・評価報告書」および貴協会より拝受した「大学評価分科会報告書」を基に自己点検・評価を実施することを決定し、2012年度に「各自己点検評価小委員会」において自己点検・評価し、「2012年度改革・改善報告書」として取りまとめるとともに本学ホームページで公表した。また、大学院への「努力課題」が多かったことから、2011年度の「大学院委員会」において、「各研究科で対応を検討する前に、全学で検討を進める必要がある事項もあるので、検討のための全学的な組織をつくること」が了承され、全学的な教育活動を推進および支援することを目的とする「教育開発センター」に「学士課程教育部会」と並んで「大学院教育部会」を設置し、大学として改善を図っていくこととなった。

なお、「努力課題」に対する「改善報告書」は、2015年7月に貴協会に提出し、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との評価を受けた。

3. 今回の認証評価に対する取り組みについて

2014年7月1日に、貴協会大学評価企画立案委員会から「第3期認証評価における大学評価の基本方針」が公表され、「内部質保証の有効な機能を前提とした大学評価の一層の推進」「アウトカムを適切に視野に入れた評価の実現」「大学としての基礎的要件の厳格な確認と明確な提示による大学教育の可視化」など7つの基本方針が示された。

本学は、第2期認証評価の初年度に受審し、「本協会の大学基準に適合している」との認定を受けたものの、14件の「努力課題」の指摘を受け、その後、「努力課題」の指摘事項は改善しつつあるものの、改善が不十分であるものもある。このようなことから、第3期の認証評価前に、今一度、第2期の大学基準および点検・評価項目で自己点検・評価を行い、本学の「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」を明らかにし、内部質保証の有効性を高めるべきとの判断に至った。

また、内部質保証のあり方について教職員の理解を深めるため、2015年11月に本学ポートアイランドキャンパス（以下、「KPC」という。）において、貴協会事務局長の工藤潤氏を講師として「大学に求められる内部質保証」というテーマで、認証評価に関する講演会を開催し、学長を始めとする自己点検評価委員、自己点検評価結果検証委員等41名が参加した。

今回、認証評価の受審にあたり、第11章として「グローバル化」を基準に加えた。これは、2014年に国際都市「神戸」に所在する大学としての強みを生かし、すべての学生・教職員を対象として、全学的に国際化を促進することを目的とした「国際化ビジョン」-神戸学院大学の国際化に向けて-（以下、「国際化ビジョン」という。）を策定し、グローバル社会における本学の発展を期することとしたことによる。

なお、今回、貴協会に提出する「点検・評価報告書」についても上記のPDCAサイクルのなかで自己点検・評価を行い取りまとめたものである。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉大学全体

学校法人神戸学院は2012年に創立100周年を迎え、本学は、2016年に創立50周年を迎えた。

その歴史は、神戸市兵庫区に森わさ女史が私立森裁縫女学校を創設した1912年に遡る。以来、森わさ女史の長男である森茂樹博士が男女共学4年制の本学を1966年に創設するまでの50余年間、学校法人神戸学院の主な領域は女子教育の分野にあった。

森茂樹博士は熊本県立医科大学（現熊本大学医学部）に教授として在職中に、体質医学研究所創設を立案・推進して成功した。森は山口医科大学（現山口大学医学部）学長を退官の後、自らが理事を務める実母森わさの創設した学校法人神戸森学園（当時）の理事会に、男女共学の4年制大学の設立を發議し、理事会の承認および文部省の認可を得て、神戸学院大学を創設した。

森は文部省へ提出した神戸学院大学栄養学部の設置認可申請書において、大学教育の目的につき「現在の如き複雑多様な人類社会の現状において優れた日本文化の發達を期し、世界文化の發展に寄与するには、大学教育の振興が重視せられるべきである。」と述べた上で、本学の建学の理念を「人文社会学を修め、広くかつ高い人生観・社会観を基盤とする人間育成につとめると共に一層高度の専門学の学理の修得と研究の実践とによって旺盛な真理愛好精神の涵養に精進」するところにあると述べ、本学が育成する人材像を「自主的で個性の發達した良識ある社会人」とした。

本学は「真理愛好・個性尊重」を建学の精神とし、「自主的で個性豊かな良識ある社会人の育成」を教育の目標として、栄養学部のみを置く大学として神戸市垂水区（現在の西区）に開学した（資料1-1）。その後、現在では9学部7研究科、学生数1万人を擁する総合大学に成長した。また、2016年4月から栄養学部に「管理栄養学」「生命栄養学」の2つの専攻を設置することになった。神戸市西区のキャンパスに加えて、神戸市中央区にもKPCを開設して、現在に至っている。

1966年に学則、1974年に大学院学則を、それぞれ制定した（資料1-2、資料1-3）。教育基本法及び学校教育法に則り、大学の目的（学則第1条）を「建学の理念と意義深い伝統に基づき學術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もつて民主的で平和的な国家社会の發展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成すること」と定めた。また、大学院の目的（大学院学則第1条）を「社会及び自然に関する學術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めた。

各学部、学科における教育研究上の目的もそれぞれ定め、学則に明記している。各研究科において定めた目的は、それぞれの研究科規則に明記している（資料1-4～資料1-10）。

2007年10月に、建学の精神を改めて問い直し、本学のあるべき姿（目指す姿）、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員のあるべき姿を、「神戸学院大学憲章」（以下、「大学憲章」という。）として制定した（資料1-11）。

その中に、本学の全構成員が共有する教育基本理念として「生涯にわたる人間形成の基

第1章 理念・目的

点となりうる教育」、「生涯にわたり高い専門性を修得できる教育」、「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げた。

以上のとおり、本学では、建学の精神と大学憲章に定める教育基本理念により、目指すべき方向性を明らかにしており、その理念のもと、学部、研究科の目的は、各学部、研究科の専門性を体現し、目指すべき方向性を明らかにしている。

〈2〉法学部

法学部法律学科の人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的として、学則上「法学部法律学科の目的は、法化社会、国際化社会の時代に対応した法律学と政治学の研究教育を行い、法的素養を身につけた職業人、そして国内外の公共的事柄に関心と責任感を持った市民を養成することとする。」と定めている（資料1-2 第2条の7（1））。

〈3〉経済学部

本学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」及び教育目標「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」、及び1966年に制定された学則における大学の目的、大学憲章の教育基本理念に則り、経済学部が追求すべき「教育研究上の目的」を学則に定めているように「経済社会の仕組みを理論・歴史・制度の観点から体系的かつ専門的に学び、習得した技能と知識をもって現代社会の発展に貢献できる人材を育成する」こととしている（資料1-11、資料1-2 第2条の7（2））。

学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重するという建学の精神に合致している。

〈4〉経営学部

経営学部経営学科における人材養成に関する目的およびその他の教育研究上の目的は、学則において、「経営学部経営学科の目的は、現代社会における経営の仕組み及び行動について体系的に学び、具体的には経営・商学分野、会計分野及び経営情報科学分野の基本的な学修を通し、現代社会で活躍しうる人材を育成することとする」として、明確に規定および公表されている（資料1-2 第2条の7（3））。

他に、新入生に対する配布冊子である「大学生活入門 2016」に、“建学の精神”を記載し、目的を体系的に認識できるように周知徹底している（資料1-12 p. 2-14）。

経営学部経営学科では、本学の“建学の精神”にもとづき、理念・目的を明らかにし、かつ公開資料等においてそれらが記載されているため、その目指すべき方向性は、内外的に明らかになっている（資料1-13）。

〈5〉人文学部

人文学部は、建学の精神に則り、「神戸学院大学学則」において、人文学部の目的、人文学部及び、人間心理学科の目的を次のように謳っている（資料1-2 第2条の7（4））。

「人文学部の目的は、人間の心理、行動及び文化を学際的に研究し教育することにより、現代社会の大きな変化に対応できうる人材の育成を目指すこととし、学科ごとの目的については次のとおりとする」として、「人文学科の目的は、人間行動及びその文化所産との有機的関連を理解し、幅広い知識及び教養を身につけ、柔軟で的確に対応できる人材の育成をめざすこととする」こと、人間心理学科では「人間心理学科の目的は、人間の心の基礎的な理解を図るとともに、応用・臨床・実践的心理学の諸方面において積極的に貢献でき

る人材の育成を目指すこととする」としている。

建学の精神に基づき、高度な専門的知識の修得し、教育や実社会において実践できると同時に、創造的・自立的に行動できる人材育成を掲げている。

〈6〉現代社会学部

本学の教育理念をふまえつつ、現代社会学部では、グローバルな視野と社会貢献マインドの育成を図りながら、理論と実践双方で得られた智慧を地域の中で応用・展開できる人材の育成を目指すことを目的としている（資料1-11）。現代社会学科の目的は、地域社会のありようを、学際的アプローチを通じて多面的総合的に把握し、分析できる人材の育成を目指すこと、社会防災学科の目的は、社会に貢献するマインドと能力を持った人材および防災と社会貢献に関する専門的知識を身につけた人材の育成を目指すことを目的としている（資料1-2 第2条の7（5））。

現代社会学科では、現代社会の構造やその変動のしくみを理解するうえで、基礎学力はもとより、現代社会を捉える思考や価値理念を身につけるとともに、地域における諸問題の所在や解決の糸口を明らかにするリサーチ・マインド、コミュニケーション力、適正な判断力、柔軟な実践力を培うことにより、だれもがより良く生きるとともに、一市民として、さまざまな領域で、より良い社会を具現する政策立案のセンスの育成を設置の理念として、現代社会の「学び」の拠点を目指すものである（資料1-14 p. 6）。

社会防災学科では、「持続可能な社会」の実現という教育・研究上の理念を達成するために、防災に関する社会的課題の理解及び分析と社会貢献精神に基づいた実践を通じた解決策の追求」を教育・研究上の目的とする。その目的のため、学生が学際的かつ社会的な観点から防災及び精神的バックボーンとなる社会貢献に係る知識や、問題解決能力を修得し、実践できるようになることを通じて、利他性、公共性及び人間力を備えた市民として防災を含む社会貢献の場で活躍できる人材を養成する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学則第2条の7第6号に示されているとおり、「グローバル・コミュニケーション学部の目的は、外国語の実践的で高度な運用能力とともに、言語の基礎にある文化や社会の多様性に配慮できる幅広い知識や教養、また他者と協調、協働できるたくましい対人コミュニケーション力を備え、よってグローバル社会においてもアイデンティティを堅持し、豊かな国際社会の創造に貢献しうる人材を養成する」ことである（資料1-2 第2条の7（6））。この目的は、学校教育法第83条に示された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という内容、および同2項に示された「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」という内容に合致している。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学則においては、総合リハビリテーション学部の目的は、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本としながら、活動制限や参加制約のある人々の生活機能の維持回復を目指すため、専門知識及び技術を修得し、広く社会に貢献する人材を養成することとし、理学療法学科の目的は、疾病又は障害を有する人の機能障害・活動制限・社会参加制約の改善に向けて、健康の維持・増進から在宅生活支援までを含む、

多様な対応を担うことができる理学療法士の養成。作業療法学科の目的は、身体機能・精神機能の回復、社会適応能力・対人関係能力の改善、発達機能の向上等、作業療法の多様な対応を担うことができる作業療法士の育成。社会リハビリテーション学科の目的は、人と生活環境に関わる上での前提となる価値及び倫理の基盤に立ち、現状を把握し、将来への展望を持った社会福祉実践に必要な専門知識及び技術を修得した人材の育成、としている（資料1-2 第2条の7（7））。

学則における目的にあるように、各学科は身体的、精神的、社会的な課題をもつ人々を対象とし、それらの問題の本質を見極めるという点で、真理愛好の精神と同じ方向性を持つものであり、また、障がいがあることを一つの個性として、その上での生活を構築するための支援を行う専門職を養成することも、個性尊重の方向性と同じ方向性をもつものである。

〈9〉栄養学部

栄養学部では、人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たることを理念としている。従って、食品の成分の食品科学的特性と、体内に入ってから食品成分の代謝、栄養生理機能を切り離すことなく、両者を体系的に結びつけた総合的視野に立った学問体系の確立を計り、かかる学問体系に基づいた人材の育成を教育目標としている。資格取得による社会貢献を有力な手段としながら、「栄養学についての総合的な知識及び技術を修得し、それを実社会において実践できる学士（栄養学）の育成を目指すとともに、優れた管理栄養士を養成することと、栄養学的な視点から健康の維持増進に貢献できる臨床検査技師及び栄養教諭を養成することとする。」としている（資料1-2 第2条の7（8））。

〈10〉薬学部

薬学部の「教育研究上の目的」は、「医療人としての薬剤師に必要な知識及び技術を修得させ、社会の求める医療のニーズに応えうる問題解決能力を持った学士（薬学）の育成を行うとともに、高度の専門知識技能を持った薬剤師の養成を行うこととする。」と定められている（資料1-2 第2条の7（9））。

また、「教育目標」として、次のとおり定めている。

「医療の場での多様な課題に取り組み、それを解決することができる能力を持った薬剤師の養成」

薬学部が設定した「教育研究上の目的」は社会が必要とする人材の育成を意図したものであり、建学の精神、目指すべき方向性を明確に反映している。教育目標も明確に目指すべき方向性を示している。

〈11〉法学研究科

法学研究科は、本学の建学の精神に則り、法学・政治学・国際関係の分野における多様な基礎的・先進的研究を推進するとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズにこたえる高度な専門教育を展開している（資料1-15）。その理念の実質を踏まえ、伝統的な「研究者の養成」に加え、「高度の専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を教育目標の二本柱と位置づけ、「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人」「企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍する人材」「公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材」の育成が法学研究科の目的であることを明示してある（資料1-

4 第1条の2)。

〈12〉経済学研究科

経済学研究科の目的は、学校教育法第99条の大学院の目的を踏まえて、「経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を育成する。」こととしており、研究者養成だけでなく、高度な専門的ニーズに応えるべく工夫されているという点で、適切に設定されている(資料1-5 第1条の2)。

経済学研究科の理念は、「建学の精神「真理愛好・個性尊重」のもと、経済学・経営学の分野における研究を推進し、真理探究に努めるとともに、個性豊かな良識ある高度専門職業人を育成する。」ことにあり、建学の精神、目指すべき方向性を明示している(資料1-16)。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科は、理念として「神戸学院大学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」に則り、真理の探求をとおして真に人間的で豊かな社会をつくること、とりわけ現代に求められる三つの目標「グローバルな知識基盤社会」「活力に満ちた地域社会」「伝統を愛し新しい文化を創造する社会」の達成の追求」を掲げている(資料1-17 p.12)。

人間文化学研究科の目的については神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則に「人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の育成を目指す」と明記されている(資料1-6 第1条の2)。

大学の建学の精神に基づき、高度な専門的知識を修得し、教育や実社会において実践できると同時に、創造的・自立的に行動できる人材育成を掲げている。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

研究科の目的は、神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則において、「研究科は、本学の建学の精神に則り、医学や医療技術の進歩、社会の制度及び現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材並びにこれからのリハビリテーション領域における教育・研究を担い、高度専門職業人、教育者及び研究者として活躍できる人材の育成を図り、総合リハビリテーション学の発展に寄与することを目的とする」と定めている(資料1-7 第2条)。

総合リハビリテーション学研究科では、理念と目的を次のように定めており、建学の精神と軌を一にしている(資料1-18)。

<理念>総合リハビリテーション学研究科は、「真理愛好・個性尊重」という本学の建学の精神に則り、医学や医療技術の進歩又は社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図り、総合リハビリテーション学の発展に寄与する。

<目的>総合リハビリテーション学研究科では、(1)医療・福祉に関わる分野でリーダーとなる高度な専門職業人の育成、(2)大学、短期大学、及び専門学校等の養成機関での教育者の育成、(3)研究機関及び企業の研究所等での研究者の育成、大学・大学院での教育・研究者の育成、を目的とする。

〈15〉栄養学研究科

本研究科は、栄養又は医療に関する基礎的又は実践的科学研究を行うために必要な高度な能力を涵養して、優れた専門職業人としての職務の遂行を可能とし、これをもつて国民

第1章 理念・目的

の健康保持増進と、管理栄養士、臨床検査技師又は栄養教諭等の能力の向上に寄与することを目的としている。栄養又は医療に関する基礎的又は実践的科学研究を通して栄養学について深い知的学識、その研究能力、それを応用する高度専門職業人を養成することを栄養学研究科の理念・目的と設定している（資料1-8 第1条の2）。

大学院生の研究能力の育成に加えて、医療系高度職業人教育を具体的な栄養学研究科の目的としている。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の教育理念として、本学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」に則り、「医療薬学を中心とした知の探求と技術の創造に努め、他者の個性と存在を尊びつつ協同し、医療薬学の発展を担う人材の養成をもって、人々の健康と生活の質の向上に貢献すること」を掲げた（資料1-17 p.34、資料1-19）。その理念を達成するため、本研究科は「薬学領域の高度な知識・技能・研究能力を国際的視野に立って深め、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成」に重点をおいた臨床薬学・医療薬学に関する教育研究を行うことを目的とし、神戸学院大学大学院薬学研究科規則第2条に定めた（資料1-9）。

本研究科の基本理念、目指すべき人材像、目的は、学校教育法等を踏まえ、適切に設定されている。

研究科の理念・目的に「臨床薬学領域の優れた専門職業人及び教育・研究者の養成、個性の尊重、社会貢献」を掲げており、建学の精神、目指すべき方向性を明示している（資料1-9）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に与えるとしている。その精神をもとに、食品薬品総合科学研究科は、栄養学、薬学などの領域で所定の課程を修めた者に対して、さらに高度な栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究を行うために必要な創造的能力の育成を図るとともに、グローバルな学術水準の向上に貢献し、併せて国民の健康の保持増進に貢献し得る高度専門職業人の養成を目的としている（資料1-10 第1条の2）。

博士課程の大学院学生の研究能力の育成に加えて、医療系高度職業人教育を具体的な食品薬品総合科学研究科の目的としている。

（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

教職員・学生・受験生を含む社会一般に対して、大学公式ホームページにおいて、大学・学部・研究科の理念・目的を広く周知している（資料1-20）。

また、大学の理念等については、「KOBE GAKUIN UNIVERSITY GUIDE BOOK」「総合案内」によって公表している（資料1-13、資料1-21）。

学生に対しては、毎年4月に配付する「履修の手引」、「Student Diary」の中に規則集の

第1章 理念・目的

ページを設け、周知している(資料1-22～資料1-30、資料1-31)。「大学憲章」は、「Student Diary」の冒頭に記載している。

新入生には、初年次教育の授業の中で「大学生活入門」のテキストを配付して大学の理念・目的を理解するように促している(資料1-12)。

教職員には大学憲章をポケットサイズのリーフレットにし、配付して周知している(資料1-32)。

「KOBE GAKUIN UNIVERSITY GUIDE BOOK」は、高等学校の教員及び大学見学会・オープンキャンパスに参加した保護者や生徒にも配布している。

〈2〉法学部

法学部法律学科の教育研究上の理念・目的は、法学部の「履修の手引」に掲載し、教職員および学生に周知するのみならず、毎年の履修ガイダンスにおいて学生に説明している(資料1-22 p.117、第2条の7(1))。また、本学ホームページおよび法学部のオリジナルホームページに掲載され、教職員・学生のみならず、受験生を含む社会一般に公開されている(資料1-33、資料1-34)。

〈3〉経済学部

経済学部の理念・目的は、「本学ホームページ・経済学部オリジナルサイト」や「KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE」において公表されており、学生に対しては、入学時の履修ガイダンスで経済学部の「履修の手引」をもとに、周知徹底している(資料1-35、資料1-13 p.29-31、資料1-23)。

〈4〉経営学部

経営学部経営学科の理念・目的は、刊行物ならびに、ホームページによって公開され、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、十分にかつ効果的に、周知・公表されている(資料1-24、資料1-36、資料1-37)。

〈5〉人文学部

毎年、学部生および教員に配付される「履修の手引」に含まれる学則に当学部の目的を掲載している(資料1-25 p.149)。特に、これら三つのポリシーは履修の手引の巻頭に記載されている。また、学部ホームページに人文学部の目的が上述の三つのポリシーとともに掲載されている(資料1-38)。

〈6〉現代社会学部

現代社会学部設置の理念および目的をホームページ、学部案内等に掲載、周知し、学生ならびに教職員、受験生を含む社会一般に対して公表している(資料1-39)。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学部の理念・目的は本学のホームページ、学部のもつホームページ等に示されている(資料1-40 p.4-6、資料1-41)。また、紙媒体としても受験生向けのGUIDE BOOK等を通じて公表されている(資料1-42)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

「履修の手引」の中に規則集が掲載され、そこで理念、目的が記載されている(資料1-28 p.120)。また、ホームページに公表しているほか、新セメスターが始まる前に行われるガイダンス(毎年3月第3週ごろと9月第3週ごろに実施)において、常に履修の手引を使用して説明しており、教員と学生双方が再確認を行っている(資料1-43)。

〈9〉栄養学部

栄養学部栄養学科の理念・目的は、履修の手引、学部広報誌 Good Health や大学案内、刊行物などを通じて広く社会に公表している（資料1-29 p.82、資料1-42 p.109、資料1-44 p.2-3）。また、栄養学部独自のホームページを通じて周知徹底するように努力している（資料1-45）。

〈10〉薬学部

「教育研究上の目的」、学生の受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）は大学のホームページをはじめ、「KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 入試ガイド」、「シラバス」、「履修の手引」、「KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK」等に記載され、教職員、学生並びに受験生、新入生保護者に広く公表されている（資料1-30 前書き、資料1-42 p.119、資料1-46 p.9、資料1-47 前書き）。

〈11〉法学研究科

法学研究科の理念・目的については、本学ホームページ、法学研究科オリジナルホームページ、大学院案内、大学院入学試験要項で公表してある（資料1-15、資料1-48、資料1-49、資料1-50 p.2、資料1-51）。

〈12〉経済学研究科

研究科の理念・目的は、ホームページや大学院案内で公表されており、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている（資料1-16、資料1-17 p.6）。

〈13〉人間文化学研究科

毎年、大学院生および教員に配付される「大学院履修要項」に含まれる「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」に当研究科の目的が掲載されている（資料1-52）。また、本学ホームページの「人間文化学研究科」の項や、大学院案内に人間文化学研究科の理念と目的が掲載されている（資料1-17 p.12、資料1-53）。また、毎年の大学院生への履修指導にも学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）が組み込まれ、周知徹底されている。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」を大学院履修要項で示すことにより、当研究科の目的を学生に周知させている（資料1-52 p.79）。また、本学ホームページ、大学院案内において公表している（資料1-17 p.20、資料1-18）。

〈15〉栄養学研究科

研究科の理念・目的をホームページにて公表している。加えて、研究科の施設、研究・教育内容について広報活動を展開しており、適切性を検証しながら広報誌（Good Health plus）を作成し、オープンキャンパスや高校訪問等で配布を行っている（資料1-54、資料1-55、資料1-56）。

〈16〉薬学研究科

本研究科の理念・目的は神戸学院大学大学院薬学研究科規則に定め、大学院案内及び大学院履修要項においてもそれらを明記し、教職員・学生等の構成員に対して十分な周知を行っている（資料1-9、資料1-17、資料1-52 p.101-113）。また、ホームページに掲載し一般社会にも広く公表している（資料1-19）。

第1章 理念・目的

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

研究科の理念・目的をホームページにて公表している。

加えて、研究科の施設、研究・教育内容について広報活動を展開している。適切性を検証しながら広報誌（Good Health plus）を作成している（資料1-55、資料1-56、資料1-57）。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

2012年には、学校法人神戸学院が創立100周年を迎え、「神戸学院100年宣言」を発表し、新たな100年に向けて一歩を踏みだした（資料1-58）。2013年度を初年度とする中期行動計画を策定し、2016年に、2013-2017中期行動計画進捗報告書をまとめた（資料1-59、資料1-60）。

大学全体については学士課程・大学院教育小委員会にて、また各学部・各研究科については、各小委員会にて、自己点検・検証を行い、年度ごとに中間及び最終報告書として点検結果をまとめ、改善が必要な場合は、改善に努めている。また全学的には、自己点検評価結果検証委員会が、各小委員会の点検結果や活動状況を検証している（資料1-60）。

〈2〉 法学部

法学部法律学科の理念、目的の適切性については、教育プロジェクトでの議論を経て、法学部長および法学部教授会が責任主体となり、継続的に検証を行っている（資料1-61、資料1-62 第3条、資料1-63）。

〈3〉 経済学部

中期行動計画に基づき、経済学部の理念・目的の適切性は経済学部自己点検小委員会において、半期ごとに中間及び最終報告書作成時においてP D C Aサイクルの手順で検証している（資料1-59）。

〈4〉 経営学部

本学の経営戦略推進組織のもと、「自己点検・評価マネジメントシステム」を用いて、経営学部では每期において行動計画・目標を立案し、その達成度を、年次達成度報告書として要約し、評価・点検、そして検証を、P D C Aサイクルを通じて慣行している。理念・目的の適切性の検証にあたる責任主体として、本学自己点検評価委員会の下に、経営学部自己点検評価小委員会を設け、本小委員会は、経営学部教員によって組織化されている。本小委員会は、適時において、経営学部教授会に諮り、審議を通して評価・点検・検証を行い、本マネジメントシステムに、ローリング方式により、每期3回にわたって、検証結果を反映させている（資料1-64、資料1-65、資料1-66）。

〈5〉 人文学部

人文学部の教育の理念・目的の再確認と恒常的な点検と修正を行うため、人文学部主催による1泊2日のFD合宿において、人文学部の理念、目的の再確認と点検を行い（資料1-67 2015年度 教育1-（1）④ 人文学部小委員会、資料1-68）、修正の必要がある部分については、その都度、人文学部教授会の議を経て、学部ホームページや履修の手引に反映させている（資料1-25 巻頭、資料1-38）。

第1章 理念・目的

〈6〉現代社会学部

本学部は、2014年4月に開設された学部であり、まだ2年あまりしか経っておらず、現時点では、開設当初の理念・目的の適切性を検証するのは時期尚早である。しかし、中期行動計画（2013-2017）に基づく検証は、学部自己点検小委員会を中心に行っており、学部学科の設置理念や目的は適切であると評価している（資料1-59）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学部の理念・目的の適切性については、「中期行動計画」に基づき毎年度検証することになっており、自己点検評価小委員会が「自己点検・評価マネジメントシステム」を活用して検証を実施している（資料1-67 2016年度 教育1-(2) ⑩ GC学部小委員会）。グローバル・コミュニケーション学部としては、教授会においても学部の理念・目的の適切性等を点検することになっている（資料1-69）。社会情勢や学生の実態などに対応してこれらの見直しが必要となる場合、教授会での審議、決定を通じて行われる。

〈8〉総合リハビリテーション学部

2016年2月3日に開催された第11回総合リハビリテーション学部教授会において、理念・目的の適切性に関して、教員の意見を聞き、検証した。その結果、学則第2条の7(7)について、現状では適切であることが了承され、今後も、経年的に検証を続ける（資料1-70）。

〈9〉栄養学部

定期的に行われる教授会で、各分野から問題提起され、年度末に教授会や管理委員会、臨検委員会など各種関係委員会で、その年度の理念・目的の適正性の検証を行っている。次年度に向けて目的達成するため、適当な教員配属の修正や将来を見据えて選考基準・内規の確認を行っている（資料1-71、資料1-72）。検証結果に基づき、長所と問題点を整理し、問題点は、改善・改革案を策定している。改善可能なものから次年度に向けて逐次実行している。さらに卒業生によるアンケート調査結果を踏まえ、定期的に改善・改革を行っている（資料1-73）。

〈10〉薬学部

「教育研究上の目的」等に沿って、教育改善委員会と教授会でそれを達成するために、カリキュラム面から定期的に検証している（資料1-74）。

〈11〉法学研究科

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。理念・目的の適切性についても、かかる手続により改革検討プロジェクトの検討を経た上で研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

〈12〉経済学研究科

責任主体は経済学研究科長であるが、研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行う明確な手続きは定められていない。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科の教育の理念・目的の再確認と恒常的な点検と修正を行うため、人間文化学研究科主催による1泊2日のFD合宿において、大学院教育の理念、目的の再確認

第1章 理念・目的

と点検を行い、修正の必要がある部分については、その都度、教育・研究委員会にて検討し、研究科委員会の議を経て決定し、人間文化学研究科のホームページ等に反映させる。これによって教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表している（資料1-53、資料1-67 2015年度 教育2-(1)⑨ 人間文化学研究科小委員会、資料1-67 2015年度 教育2-(2)⑩ 人間文化学研究科小委員会、資料1-75）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

2016年2月3日に開催された第11回総合リハビリテーション学部教授会において、学部・研究科の理念・目的の適切性に関して、教員の意見を聞き、検証した。その結果、大学院総合リハビリテーション学研究科規則第2条について、現状では適切であることが了承され、今後も、経年的に検証を続ける。なお、この日も学部教授会と研究科委員会は別に行われたが、この項目に関しては、学部と研究科の内容を学部教授会で一括して審議した（資料1-70 審議事項（2））。

〈15〉栄養学研究科

カリキュラム改正時に、以下の作業を通して理念・目的の検証を行った。

- ・修士課程の専門教育科目の各教育分野の内容を検証し、シラバスを作成した。
- ・修士論文発表会を公開し、出席者に修士論文要旨集を配付して活発な討論を行っている。それを通して社会のニーズや研究内容の移り変わりを把握し、カリキュラム改正時にフィードバックを行った。三つのポリシーが形骸化しないよう、適宜、見直しをするための規定を整備し継続性を担保している。
- ・継続して制定した三つのポリシーの維持と見直しを図るため、研究科教務委員会にて三つのポリシーの点検を行っている。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の理念・目的の適切性の検証について、薬学研究科委員会が責任主体となっで行う体制を取っている（資料1-76、資料1-77）。検証プロセスとして、薬学研究科企画委員会（薬学研究科内委員会）で検討し、研究科委員会に提案、研究科委員会の議を経たのち、大学院委員会で審議・決定する手続きを取る。

しかし、本研究科の完成年度が2015年度であったため、まだ検証していない。継続的に検証を行えるような体制を確立する。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

カリキュラム改正時に、以下の作業を通して理念・目的の検証を行った。

- ・博士課程の専門教育科目の各教育分野の内容を検証し、シラバスを作成した。
- ・博士論文発表会を公開し、出席者に博士論文要旨集を配付して活発な討論を行っている。それを通して社会のニーズや研究内容の移り変わりを把握し、カリキュラム改正時にフィードバックを行った。
- ・三つのポリシーが形骸化しないよう、適宜、見直しをするための規定を整備している。
- ・継続して制定した三つのポリシーの維持と見直しを図るため、研究科教務委員会にて研究科と同時に三つのポリシーの点検している。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学校教育法の規定に沿って学則、大学院学則、各研究科規則に定めるとともに、教育基本理念や運営基本理念を掲げた「大学憲章」を制定している。理念・目的は、本学ホームページなどで社会に公表するとともに、教職員には「大学憲章リーフレット」、学生には「履修の手引」などの印刷物を配布することで周知を行っている。理念・目的の適切性は、「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって定期的に検証し、その結果を改善に結びつけている。

以上の点から本学は、基準1を充足している。

①効果が上がっている事項

記述事項なし。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

2009年以降毎年実施している学生アンケートによると、「建学の精神を理解している学生割合」は年度による違いはあるものの約20%前後の学生が良く知っているもしくは大体知っていると回答している（資料1-78 建学の精神を理解している学生割合）。また「学部・学科の教育理念を理解している学生割合」も年度による違いはあるものの20%後半の割合で良く知っているもしくは大体知っていると回答している。いずれも学生の認知が低く、今後改善していくことが必要になっている。

〈10〉薬学部

教育研究上の目的や教育目標は履修指導の際などに学生には説明しているが、周知の程度は把握できていない。

「教育研究上の目的」等に沿ったカリキュラムの検証は進めているものの、理念・目的そのものの検証作業は進んでいない。理念・目的等はあまり変更するものではないが、社会のニーズとのズレが生じていないかを組織として定期的に検証し、問題があれば教授会を通して改善を行うべきである。

〈12〉経済学研究科

経済学研究科の理念・目的の適切性を検証するための明確な手続が定められていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

記述事項なし。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

学生に対して、各学部・教務センターと連携し、履修指導等の時間に、理念・目的を周知する。新入生には、初年次教育の授業の中で、「大学生活入門」のテキストを活用して周知を図り、認知度の向上を目指す。

第1章 理念・目的

〈10〉薬学部

年度初めに理念、目的についての理解度についてのアンケート調査を実施する。現在、理念、目標についての定期的な検証は行っていないため、今後は年度末等に教育改善委員会または、総務委員会で定期検証を行う。

〈12〉経済学研究科

経済学研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証するための手続を明確化する。

4. 根拠資料

- 資料1-1 本学ホームページ 大学概要 - 大学創設者と教育
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/education.html>
- 資料1-2 神戸学院大学学則
- 資料1-3 神戸学院大学大学院学則
- 資料1-4 神戸学院大学大学院法学研究科規則
- 資料1-5 神戸学院大学大学院経済学研究科規則
- 資料1-6 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則
- 資料1-7 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則
- 資料1-8 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則
- 資料1-9 神戸学院大学大学院薬学研究科規則
- 資料1-10 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則
- 資料1-11 本学ホームページ 大学憲章
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料1-12 大学生生活入門 2016
- 資料1-13 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE BOOK
- 資料1-14 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料1-15 法学研究科オリジナルホームページ 理念・目的
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/index.html>
- 資料1-16 本学ホームページ 経済学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/economics/
- 資料1-17 GRADUATE SCHOOL 2017
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料1-18 本学ホームページ 総合リハビリテーション学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/rehabilitation/
- 資料1-19 本学ホームページ 薬学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料1-20 本学ホームページ 情報の公表
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料1-21 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>

第1章 理念・目的

- 資料1-22 履修の手引 2016 法学部
- 資料1-23 履修の手引 2016 経済学部
- 資料1-24 履修の手引 2016 経営学部
- 資料1-25 履修の手引 2016 人文学部
- 資料1-26 履修の手引 2016 現代社会学部
- 資料1-27 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部
- 資料1-28 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部
- 資料1-29 履修の手引 2016 栄養学部
- 資料1-30 履修の手引 2016 薬学部
- 資料1-31 Student Diary 2016 (現物)
- 資料1-32 神戸学院大学憲章リーフレット
- 資料1-33 本学ホームページ 法学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/law/>
- 資料1-34 法学部オリジナルホームページ 学部理念・概要
<http://www.law-kobegakuin.jp/faculty/outline/index.html>
- 資料1-35 本学ホームページ 経済学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/economics/>
- 資料1-36 KOBE GAKUIN UNIVERSITY FACULTY OF BUSINESS ADMINISTRATION 経営学部
HANGE!
- 資料1-37 経営学部オリジナルホームページ 経営学部の三つのポリシー
<http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/about/policy.html>
- 資料1-38 本学ホームページ 人文学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/humanities/>
- 資料1-39 本学ホームページ 現代社会学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/social/>
- 資料1-40 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類
<https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料1-41 本学ホームページ グローバル・コミュニケーション学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/global/>
- 資料1-42 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK
- 資料1-43 本学ホームページ 総合リハビリテーション学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/rehabilitation/>
- 資料1-44 FACULTY OF NUTRITION Good Health 神戸学院大学 栄養学部 栄養学科
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10399/#1>
- 資料1-45 栄養学部オリジナルホームページ
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/top.html>
- 資料1-46 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 入試ガイド
<https://bookshelf.wisebook4.jp/flash/kguebook/7379/#1>

第1章 理念・目的

- 資料1-47 シラバス2016
- 資料1-48 法学研究科オリジナルホームページ 3つのポリシー
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/policy.html>
- 資料1-49 本学ホームページ 法学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/law/
- 資料1-50 GRADUATE SCHOOL 2016
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf
- 資料1-51 2016年度 大学院入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate.pdf>
- 資料1-52 大学院履修要項 2016年度
- 資料1-53 本学ホームページ 人間文化科学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/human_culture/
- 資料1-54 本学ホームページ 栄養学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/nutrition/
- 資料1-55 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/>
- 資料1-56 栄養学研究科/食品薬品総合科学研究科オリジナルサイト
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/daigakuin.htm>
- 資料1-57 本学ホームページ 食品薬品総合科学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/
- 資料1-58 本学ホームページ 神戸学院 100年宣言 新たな100年の飛躍のために
<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/100th/declare/>
- 資料1-59 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>
- 資料1-60 神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会規程
- 資料1-61 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担（案）（2016年4月12日）学内委員
- 資料1-62 神戸学院大学法学部教授会規則
- 資料1-63 法学部教授会議事録（2015年11月24日）
- 資料1-64 2016年度年次達成度報告書（年次目標）の作成について（ご依頼）
- 資料1-65 2016年度年次達成度報告書（年次目標）作成要領
- 資料1-66 経営学部教授会鑑・資料（2016年6月22日）
- 資料1-67 自己点検・評価マネジメントシステム（中期行動計画）（非公開）
- 資料1-68 人文学部教授会資料3（2016年4月13日）
- 資料1-69 グローバル・コミュニケーション学部教授会資料5（2016年1月13日）
- 資料1-70 総合リハビリテーション学部教授会議事録（2016年2月3日）
- 資料1-71 栄養学部教授会資料（2016年2月10日）
- 資料1-72 栄養学部教授会資料（2016年2月24日）

第1章 理念・目的

- 資料1-73 神戸学院大学 卒業生アンケート 集計結果報告書 2016年3月
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/alumni_questionnaire/pdf/graduatequestion_2015.pdf
- 資料1-74 薬学部組織2016
- 資料1-75 人間文化学研究科委員会資料2 (2016年4月13日)
- 資料1-76 神戸学院大学大学院薬学研究科委員会規則
- 資料1-77 薬学研究科委員会議事 (2015年度)
- 資料1-78 自己点検・評価マネジメントシステム (指標閲覧) (非公開)

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の理念・教育目的及び大学院の目的を実現するために、2016年5月1日現在、9つの学部・7つの研究科を設置している（資料2-1 第2条、第2条の2、資料2-2 第1条、第4条、大学基礎データ表1、資料2-3）。

本学は1966年に日本最初の男女共学の栄養学部を開設し、以後1967年に法学部、経済学部、1972年に薬学部（2006年に修業年限を6年に変更）、1990年に人文学部、2004年に経営学部、2005年には総合リハビリテーション学部を開設し、人文・社会・自然のバランスのとれた神戸市で最大規模の私立総合大学に発展した。さらに、2014年に現代社会学部、2015年にはグローバル・コミュニケーション学部を開設し、9学部・7研究科の文理融合型大学となった（資料2-4）。

研究科は、1974年に法学研究科（修士課程）、栄養学研究科（修士課程）を、1975年に経済学研究科（修士課程）、1976年に法学研究科（博士後期課程）、薬学研究科（修士課程）を、1977年に経済学研究科（博士後期課程）、1979年に食品薬品総合科学研究科（博士後期課程）、1994年に人間文化学研究科（修士課程）、1996年に人間文化学研究科（博士後期課程）、1997年に経済学研究科経営学専攻（修士課程）、2004年に薬学研究科医療薬学専攻（修士課程）（2011年6月30日廃止）、実務法学研究科（法科大学院）（2015年3月31日廃止）、2008年に人間文化学研究科心理学専攻（修士課程）、2009年に総合リハビリテーション学研究科（修士課程）、2011年に総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻（博士後期課程）、2012年に薬学研究科（博士課程）を開設した。

加えて近年では、次の学部・学科等の改組を行った。

2015年に、総合リハビリテーション学部は、医療リハビリテーション学科理学療法学専攻・作業療法学専攻を、理学療法学科と作業療法学科に改組した。理学療法学科と作業療法学科については、各々、理学療法士、作業療法士の育成を目指しており、医療リハビリテーション学科の各専攻の教員組織を引き継ぐとともに、カリキュラムも大きくは変わっていない。

2016年に、栄養学部栄養学科に、より高い専門性を備えた人材を育むために、管理栄養士を目指す「管理栄養学専攻」と臨床検査技師を目指す「生命栄養学専攻」の2専攻を設けた。

大学学則・大学院学則に基づき、これらの大学教育組織が、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるかについては、各学部、研究科とも、自己点検評価小委員会で検討を行っている（資料2-1 第1条の2、資料2-2 第1条の2）。

その他、次の教育組織を設置している（資料2-1 第2条の3、第2条の4）。

・全学教育推進機構（資料2-1 第2条の4、資料2-5）

2014年に、教育実践の質的向上を全学的に推進すること並びに共通教育、教職教育及びキャリア教育の一層の充実を図ることを目的として設置した（資料2-5 第1条）。機構のもとに全学横断的な教育組織として、2016年現在、共通教育センター、教育開発センター、教職教育センター及びキャリア教育センターを配置している（資料2-5 第1条第2

項)。

・共通教育センター(資料2-1 第2条の4、資料2-6)

2014年に、全ての学生が文化・社会・自然に関する広く豊かな知識に触れ、さまざまな体験を通して、人との円滑な交流や自立した生活に必要な知識・技能を獲得し、社会人として備えるべき倫理観・責任感を醸成し、生涯学び続けるために必要な自立的学習基盤を形成する共通教育、その他の学部横断的な教育プログラムの運営を目的として設置した(資料2-6 第2条)。

・教育開発センター(資料2-1 第2条の4、資料2-7)

2009年に、全学的な教育活動を推進及び支援することを目的として設置した(資料2-7 第2条)。

・教職教育センター(資料2-1 第2条の4、資料2-8)

2013年に、教職課程及び博物館学芸員課程の教育の質の向上を目的として設置した(資料2-8 第1条)。

・キャリア教育センター(資料2-1 第2条の4、資料2-9)

2016年に、学生の社会的自立に必要な能力を育成するために、全学的なキャリア教育の整備・構築・展開に係わる活動を推進することを目的として設置した(資料2-9 第2条)。

・学際教育機構(資料2-1 第2条の3、資料2-10)

2005年に、法学部、経済学部、経営学部及び人文学部が連携して行う制度として、それぞれの学部を横断した現代社会のニーズに応える学問領域を構築し、新たな人材養成を図ることを目的として設置した(資料2-10 第2条)。

あわせて、地域研究センター、ライフサイエンス産学連携研究センター、心理臨床カウンセリングセンターの3つの研究組織を設置している(資料2-11 第2条、資料2-12 第2条、資料2-13 第2条)。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にするため、総合企画会議、大学評議会、大学院委員会の3つの組織を置いている(資料2-14、資料2-15、資料2-16)。

総合企画会議は、(1)本学の運営に係わる中長期計画、財政計画、組織計画及び人事政策に関する事項、(2)予算編成等に関する事項、(3)その他、本学の中長期計画に関する事項について審議する(資料2-14 第2条、第3条)。なお、「神戸学院100年宣言」の「新学部設置構想」については、総合企画会議のもとに新学部等検討委員会を設置し審議している(資料2-17、資料2-18)。

大学評議会は、教育研究に関する次の事項を審議する。(1)学則、その他重要な規則の制定、改廃に関する事項、(2)大学の機構に関する事項、(3)予算案の編成に関する事項、(4)学部、学科その他重要な施設の新設並びに改廃に関する事項、(5)人事の基準に関する事項、(6)学生定員に関する事項、(7)学生の厚生補導並びにその身分に関する重要事項、(8)各学部の連絡調整に関する事項、(9)その他大学の教育研究に関する重要事項を審議する(資料2-15 第2条、第6条)。

大学院委員会は、大学院の教育研究に関する次の重要事項を審議する。(1)大学院学則

その他重要な規則の制定改廃に関する事項、(2) 課程修了の認定に関する事項、(3) 学位授与に関する事項、(4) 学生の入学・課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、(6) 入学試験の実施に関する事項、(7) その他、各研究科に共通する教育研究に関する重要事項を審議する(資料2-16 第2条、第3条)。

本学では、自己点検評価委員会、自己点検評価小委員会、自己点検評価結果検証委員会により、本学の教育研究組織の適切性の検証プロセスが適切に機能し、恒常的に点検・評価が行われ、本学の教育研究組織の適切性は、定期的に検証されている。詳しくは第10章で述べる。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学は、「神戸学院100年宣言」に基づく「中期行動計画」を着実に実行に移すとともに、毎年「自己点検評価規則」に則り点検・評価を行い、本学の教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っている。そのプロセスで、2014年にアクティブ・ラーニングを特色とする現代社会学部、2015年にコミュニケーション能力の高いグローバル人材の育成を標榜するグローバル・コミュニケーション学部を設置するなど、本学の理念・教育目的、大学院の目的を実現するために9学部・7研究科を設置している。

以上の点から本学は、基準2を充足している。

①効果が上がっている事項

記述事項なし。

②改善すべき事項

記述事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

記述事項なし。

②改善すべき事項

記述事項なし。

4. 根拠資料

資料2-1 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)

資料2-2 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)

資料2-3 学部・研究科の構成

資料2-4 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)

<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>

資料2-5 神戸学院大学全学教育推進機構規則

第2章 教育研究組織

- 資料2-6 神戸学院大学共通教育センター規則
- 資料2-7 神戸学院大学教育開発センター規則
- 資料2-8 神戸学院大学教職教育センター規程
- 資料2-9 神戸学院大学キャリア教育センター規則
- 資料2-10 神戸学院大学学際教育機構規則
- 資料2-11 神戸学院大学地域研究センター規則
- 資料2-12 神戸学院大学ライフサイエンス産学連携研究センター規程
- 資料2-13 神戸学院大学心理臨床カウンセリングセンター運営規程
- 資料2-14 神戸学院大学総合企画会議規程
- 資料2-15 神戸学院大学評議会規程
- 資料2-16 神戸学院大学大学院委員会規則
- 資料2-17 本学ホームページ 神戸学院 100年宣言 新たな100年の飛躍のために (既出 資料1-58)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/100th/declare/>
- 資料2-18 学校法人神戸学院 100年構想実施組織図

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉大学全体

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教員に求める能力・資質等は、2007年10月に制定した大学憲章において、本学の「建学の精神」を検証するとともに、「神戸学院大学の目指す姿」、「教育基本理念」及び「運営基本理念」を明記し、さらに「神戸学院大学が期待する教職員像」を明記した（資料3-1、資料3-2）。

「神戸学院大学が期待する教育職員像」は、①建学の精神を遵守し、教学に反映する人、②学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人、③学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人、④学生の知的好奇心を触発し、将来の進路を示そうとする人、⑤社会的常識や倫理観を備え、良識を育もうとする人、⑥よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人、⑦自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人、⑧大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人、以上の8つの項目とし、教員に求める能力や資質等の期待を示したものである。

また、全学の教員の組織編制方針を、2016年11月17日の教育開発センター委員会において審議、決定し、ホームページで公表した（資料3-3、資料3-4）。

全学の教員組織の編制方針は次のとおりである。

全学のカリキュラム・ポリシーを実践し、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を実現するために、文部科学省の大学設置基準に則り、以下の方針で教員組織を編制する。

1 「共通教育科目」ならびに学部横断的な教育プログラムを運営し、全学的な教育改善を推進するために、全学教育推進機構に必要な専任教育職員を配置する。

2 各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育を推進するために、それぞれのカリキュラム内容を配慮し、各学部に専任教育職員を配置する。

さらに、教育職員選考規程及び教育職員選考基準において、本学における教授、准教授、講師、一部の学部では助教及び助手により教員組織を構成し、研究上、教育上の経験または識見、業績や経歴をもとに各職階を設けている（資料3-5～資料3-22）。

各研究科については、2012年度に発足した大学院教育部会で、大学院学則一部改正案および「神戸学院大学大学院担当教員任用規程」制定の審議、検討を行い、2013年1月17日開催の大学院委員会で審議、承認した（資料3-23 第37条第2項、資料3-24、資料3-25）。具体的には、担当教員の任用の基準の策定を行い、任用の適切性及び透明性を担保している（資料3-25）。

各学部、各研究科の教員組織の編制方針については、各々で示している。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

各学部において、教育職員選考規程及び同選考基準が整備されており、教員に求める能力・資質等を明記している。また任期付教員については、神戸学院大学任期付教員任用規程・同運用細則及び同再任要領も整備している（資料3-26、資料3-27、資料3-28）。

研究科については、神戸学院大学大学院担当教員任用規程において、選考基準を定め、

大学院担当教員に求める能力・資質等を明記している。また同規程において、修士課程・博士課程それぞれの研究指導教員、授業担当教員の選考基準も定めている（資料3-24）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

本学は、学則第7条第2項と大学院学則第36条第1項に、学長の権限を明記し、以下、副学長、学長補佐、各学部に学部長、全学教育推進機構長、教務センター所長、学生支援センター所長などを置いている（資料3-29、資料3-23）。副学長は、学長が委任する職務を代行するとともに、学長が出張、事故等により職務ができない場合、その職務を代行する（資料3-30）。学長補佐は、学長の職務を支援し、かつ学長の指示による特定の業務を担当し、学長を補佐するとしている（資料3-31）。

また、全学の教育研究に関する重要な事項を審議する場として、大学評議会、総合企画会議、大学院委員会を定期的に開催している（資料3-32、資料3-33、資料3-34）。

2014年度より全学教育推進機構において、教養教育・基礎教育を充実させる目的で、全学的な協力体制の下、共通教育機構を発展させた共通教育センターを開設し、共通教育科目を開講している（資料3-35）。

共通教育科目は「リテラシー科目群」と「リベラルアーツ科目群」の2つの科目群から構成しており、「リベラルアーツ科目群」は文理9学部を擁する総合大学としての教育環境、地域や外国を含めた他大学との連携・協定、学部編成や教員の研究内容を教育に生かすために、組織的な連携体制をとり、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野、地域学分野の4つの分野を設けており、12人の専任教員の他、各分野・各科目を担当するにふさわしい学部専任教員や非常勤講師にて授業を展開している。

また、それぞれの分野の責任者として分野主任がおり、同科目を担当する非常勤講師を集い、授業内容の調整や進め方について統一性を持たせている。

資格取得のための「教職課程」や「博物館学芸員課程」については、全学的な組織として、教職教育センターのもとに教職教育センター委員会を設け、固有の事項について審議し決定している（資料3-36）。また教職教育センターの下部組織として、教職小委員会（教職課程を設置していない薬学部を除く全学部から委員選出）及び学芸員小委員会（学芸員資格を取得できる経済学部及び人文学部から委員選出）を設けている。

教職課程については、「教職に関する科目」を担当する教員と「教科に関する科目」を担当する科目担当教員で構成し運営している。

〈2〉法学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

大学として求める教員像については、「大学憲章」において定められている（資料3-1）。

法学部における教員組織の編制方針については、法学部の教育研究の理念・目的の実現に向け、次のとおり定めている（資料3-37、資料3-38、資料3-39）。この方針については、人事案件の審議等の機会を捉えて法学部人事教授会において提示することにより、情報の共有化を図っている。

法学部の教員組織の編制方針

法学部の教員組織の編制については、全学的に決定されている「教員定員表」に基づき、同表が定める法学部教員定員の枠内において、法学部のカリキュラム・ポリシーに従って教育を行うための適切な分野ごとの専任教員を配置するとともに、退職等による欠員が生

じた場合に、速やかな教員の補充を行うことを基本方針とする。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

法学部専任教員の採用及び昇任の選考基準については、「法学部教育職員選考基準」を定めており、同基準により、関係法令に定める教員の資格要件等を踏まえつつ、教授・准教授・講師・助手の職階ごとに、教員に求める能力・資質等を明らかにしている（資料3-6）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

組織的な教育を実施する上で必要となる事項を検討するための組織として、教育プロジェクト、入試プロジェクト、就職プロジェクト、広報プロジェクト、人事小委員会を学部に設けている（資料3-40）。いずれの組織も議長は学部長が務め、その検討結果は法学部教授会において報告及び審議がなされる。

法学部の教育に関する事項については、「神戸学院大学法学部教授会規則」により、法学部教授会が審議するものと定められているため、組織的な教育の実施に関する責任は、上記各組織における検討を経た上で、法学部長および法学部教授会が負う（資料3-41 第3条第1号）。

〈3〉経済学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

大学として求める教員像は「大学憲章」に明記されている。教員組織の編制方針については、大学全体として定められている「教員定員表」に基づき、同表が定める経済学部教員定員（収容定員1,360人÷教員一人当たり学生数46人=30人と算出）の枠内のもとで、経済学部のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、次のとおり教員組織の編制方針を定めている（資料3-1、資料3-37、資料3-42）。

・経済学部の教員組織の編制方針

経済学部のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、次の分野に専任教員を配置する。

理論経済学分野

経済史分野

経済政策分野

財政学・金融論分野

統計学・情報処理分野

社会政策分野

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

「経済学部教育職員選考基準」において、教育職員の採用または昇任における、教員に求める能力・資格等の条件を明らかにしている。すなわち、人格、教育能力、研究歴又は教職歴に基づいて、年齢、健康状態並びに専門学科の性質等を考慮して、「経済学部教育職員選考基準」の各条の条件を備えた者を選考する（資料3-8）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

組織的な教育を実施する上で必要となる事項を検討するための組織として、教務、入試、就職、広報、学生支援等からなる学内委員、及び特講コース長、卒論委員、活性化委員（評議員と教務委員）等からなる学部委員を学部に設けている（資料3-43）。特に3コース

(企業経済コース、公共経済コース、総合経済コース) 関連の内容の検討準備は首席コース長を中心に各コース長からなるコース会議でなされる。

組織的な教育の検討の主体は、検討課題に係る委員、活性化委員及び学部長からなる準備会であり、その検討結果は教授会において報告及び審議がなされる。

経済学部の教育に関する事項については、「神戸学院大学経済学部教授会規則」により教授会が審議するものと定められているため、組織的な教育の実施に関する責任は、上記組織における検討を経た上で、経済学部長および経済学部教授会が負う(資料3-44 第3条)。

〈4〉経営学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

本学部の人材養成目的は、学則第2条の7(3)に示すとおりである。こうした人材養成目的やその実践のためのカリキュラム・ポリシーに沿った教育ができ、専門分野での教育・研究能力の高さだけでなく、大学憲章に謳われている期待する教職員像を理解・尊重する教員像を求めている(資料3-1、資料3-29 第2条の7、資料3-45、資料3-46)。

教員組織の編制方針は、こうした教員像を踏まえて、経営・商学分野、会計分野、経営情報科学分野および専門語学分野に教員をバランスよく配置することとしている。本編制方針は、教授会において、本学部の教員間で共有している(資料3-46)。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

専任教員の採用は公募制を原則とし、教員の採用・昇任は、神戸学院大学経営学部教育職員選考規程、経営学部教育職員選考基準並びに神戸学院大学経営学部人事選考内規の定めに従って、研究能力や教育実績、学内業務への貢献等を明示しており、教員に求める能力・資質を明らかにしている(資料3-9、資料3-10、資料3-47)。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

教員の組織的な連携体制として、学部長は、学部の教育・研究活動の全体的な責任を負う。経営学部の教員は様々な委員を分担し、教授会で意見を集約しつつ、組織的な教育を実施する体制をとっている(資料3-48)。

また、経営・商学分野、会計分野、経営情報科学分野および専門語学分野の教員の中から、コース代表者を選出している。コース代表者は、カリキュラム編成や改定、学外研究員派遣候補者検討委員会での選考等において、コース内での意見集約等で重要な役割を担っている。教育・研究に係る諸課題は、学部長を議長とする教授会で審議・承認又は報告され、審議・報告の過程で意見の集約と情報の共有化が図られる(資料3-49 報告連絡事項(8))。

〈5〉人文学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

人文学部においては、教員は2学科13領域に所属し、各学科には学科主任、各領域には領域代表をにおいて、学部の教育理念の実現に向けて努力している。

教員組織の編制方針としては、「人文学部のカリキュラム・ポリシーにもとづく教育を円滑に実施するために必要な教員組織を編制する」とする方針を設け、個別の研究分野をもつ教員は学科内領域(人文学科9領域、人間心理学科4領域)にほぼ均等に配置され、自然と人間の考察、人間の社会的・文化的活動について多面的に教育・研究できるようになっている。人文学科、人間心理学科それぞれにおいても教員組織編制方針を設けている(資

料3-50)。各領域にはそれに適合した人材を確保し、学部教育を適切に遂行するために、教授会における採用と昇任人事の発議に際しては、その都度、これらの選考規定と選考基準の適応を確認し、人事手続き・日程表を書面で確認し、審議している（資料3-51、資料3-52）。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

「神戸学院大学人文学部教育職員選考規程」および「神戸学院大学人文学部教育職員選考基準」には、新規に採用される教授・准教授・講師・助手の各職階において必要とされる学位、教育・研究業績、教育歴、研究能力と審議手続きが明示されている（資料3-11、資料3-12）。また昇任人事においては「人文学部における教員昇任手続き」に、昇任に必要な教育・研究歴、研究業績と審議の手続きが明示されている（資料3-53）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

人文学部における組織的な教育の実施責任は人文学部教授会にある。人文学部においては学部長の監督指揮のもと、各学科には学科主任、各領域には領域代表を設けるとともに、人文学科においては人間と社会コース、文化コースのそれぞれにコース主任を設け、教育体制を構築している。また、各学科主任、および、大学院各専攻主任の4名によって構成される「採用人事調整委員会」や、学部長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」を設け、教育体制の検討と点検が随時行われている（資料3-54、資料3-55）。その結果は逐次教授会にて報告・審議され、承認を受けている。

〈6〉現代社会学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

現代社会学科の理念・目的を実践するうえで、期待される教員像は、①現代社会における人々の暮らし、仕事と産業、及び文化の形成に関わる諸事象のいずれかについて、高度に専門性を有していること、②現代社会における諸課題について、学際的かつ科学的に探求するとともに、課題解決の方途を教授できること、③グローバルな視野、一市民としての自覚と豊かな教養、柔軟な思考と自ら成長し続ける意欲を有して、学生たちのモデルとなりうること、そして、④教員集団としては、専門分野、年代、性別、キャリアなどが多彩であり、かつ、市民と生活、仕事と産業、地域と文化の3コースをバランスよく分担できること、である（資料3-56 p. 6）。いずれの教員にも理解されているものと確信できる。

社会防災学科の理念・目的を実践するうえで、期待される教員像は、①防災および社会貢献に関わる諸事象のいずれかについて高度に専門性を有していること。②社会防災における諸課題について、学際的かつ科学的・実践的に探求するとともに、課題解決の方法を教授できること。③学生が主体的にアクティブラーニングを実施できるように、またその体験から深い学びを導き出せるように指導できること。そして、④教員集団としては、専門分野、年代、性別、キャリアなどが多彩で学科全体の学問領域をバランスよく分担できること、である。このことは全員の教員が共有する共通理念として確立している。

現代社会学部のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、社会学、経営学、経済学、政治学、行政学、防災学、社会貢献学の分野に専任教員を配置する（資料3-57）。現代社会学科では、市民と生活、仕事と産業、地域と文化の3分野に、社会防災

学科では、防災応用、防災展開の2分野に均等に専任教員を配置し、分野ごとに教員の偏りが出ないように配慮した編制方針を定めている。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

現代社会学部教育職員選考基準において、教授、准教授、講師の採用又は昇任における、人格、教育能力及び研究歴又は教職歴の基準を定めている（資料3-14）。また、教員の採用や昇任人事については、教授会は、学部長の提議により3名の委員からなる選考委員会を組織することを「現代社会学部教育職員選考規程」に明記している（資料3-13）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

学部長は学部に関する校務をつかさどり、学科主任が各学科の教育に関する重要事項について学科会議を開催して協議する。学部学内委員および部内委員として、学科主任、教務委員、学生委員、入試総務委員、広報委員、就職委員、図書館運営委員、研究支援委員などを、各学科1名を決めて、大学全体の委員会に出席するとともに、学部内の役割を担っている（資料3-58）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

本学部の求める教員像は、学則に定められた「外国語の実践的で高度な運用能力とともに、言語の基礎にある文化や社会の多様性に配慮できる幅広い知識や教養、また他者と協調、協働できるたくましい対人コミュニケーション力を備え、よってグローバル社会においてもアイデンティティを堅持し、豊かな国際社会の創造に貢献しうる人材を養成する」という教育理念を実現できる者でなければならない（資料3-29 第2条の7（6））。このため教育と研究の両面で優れた実績をもち、情熱をもって学生の教育ならびに学部運営に対応可能な教員が求められる。教員組織の編制にあたっては、学部のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、英語コース、中国語コース、日本語コースの3コースに専任教員を配置し、各コースの募集人員を勘案して配置する。また、英語コース、中国語コースにおいては英語ならびに中国語についてネイティブ教員の配置に配慮する（資料3-59 p.18-19）。なお、教員の選考については、「神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考規程」「グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考基準」に則って行われる（資料3-15、資料3-16）。

なお、各コースにおいて学生の実態に対応するため、教授会での承認のもと海外より客員教授の招へいも行っている（資料3-60 審議事項①）。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

専任教員の新規採用については、JREC-INを通じた公募制を原則としている（資料3-61）。選考にあたっては、「グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考規程」「グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考基準」に基づいて行われる（資料3-15、資料3-16）。昇任については、「グローバル・コミュニケーション学部における教員昇任手続きの内規」に基づいて行われる（資料3-62）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

本学部では、単一のグローバル・コミュニケーション学科の中に、英語コース、中国コース、そして日本語コースが設置されているため、それぞれの言語コースにコース主任をおいている。さらに学部内の運営を円滑に行うため、予算委員会、留学委員会、教授会準

備会など学部内の委員会を置いているが、これに加えて全学レベルでの各種委員会に対応した委員も学部より選出している。これにより学部全体と各コース、さらに学部と全学の各種委員会との連携を効率的に保つようにしている。なお、学部内、全学対応の委員すべてについて、学部長のリーダーシップのもと教授会において選出している（資料3-63）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教員組織は、学部・学科で掲げる教育の特色、教育課程編成方針に従い編制されている（資料3-37、資料3-64）。

理学療法学科及び作業療法学科においては、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又は、これと同等以上の学識を有する専任教員あるいは非常勤教員を配置する。また、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に従い、各学科において6人以上は、免許取得後5年以上、理学療法あるいは作業療法に関する業務に従事した理学療法士あるいは作業療法士である専任教員を配置する。

社会リハビリテーション学科においては、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する専任教員あるいは非常勤教員を配置する。

完成年度である2019年3月31日時点において、理学療法学科の教員は職位別では教授4名、准教授2名、講師3名、助教4名の専任教員で構成される。作業療法学科の教員は職位別では教授4名、准教授3名、講師3名、助教4名、両学科とも、専門入門分野科目、専門基礎分野科目及び専門分野科目の中核科目はほとんどが、専任教員によって担当されるのに十分な教員数である。両学科の専任教員には、内科医、リハビリテーション医、小児科医、及び精神科医の4名の医師を含む。この4名の専任教員と2名の神経内科医の客員教授が、専門基礎分野科目の「人体の構造と機能及び心身の発達」と「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に関するほぼ全科目を担当する。また、医学・医療、リハビリテーションを広く概説できるリハビリテーション医の資格を持った専任教員が概論（「総合リハビリテーション論」）を担当する。以上により、両学科の専門科目の学修に土台となる医学・医療について基礎から応用まで学び、最新の進歩にも対応できる教育課程を担保している。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

教員の採用、昇任に関しては、法令に定める資格要件に合致するよう、選考規程、選考基準を定めている（資料3-17、資料3-18、資料3-65）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

学部長が、学部に関する校務の最高責任者であると共に、組織的な教育を実施するために、毎年、各種委員の役割分担を決め、学部・学科役割分担表を作成して各教員に役割を認識させるとともに、責任の所在を明確にしている（資料3-66）。

〈9〉栄養学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教育像に関しては、「大学憲章」に定められているとおりである（資料3-1）。

教員組織の編制方針は、神戸学院大学栄養学部規則第3条に規定する部門、即ち、栄養・教育学部門、臨床栄養学部門、給食経営管理学部門、公衆栄養・衛生学部門、食品機能学部門、生理・生化学部門、臨床検査学第1部門、臨床検査学第2部門、臨床検査学第

3部門ごとに専任の教員を配置するとしている。

栄養学部は2016年度より、管理栄養学専攻と生命栄養学専攻に分かれた。

管理栄養学専攻は、管理栄養士養成校であるため、栄養士施行令、栄養士施行規則、管理栄養士学校指定規則第2条を充足する必要がある。

生命栄養学専攻での臨床検査技師養成に関しては、本学は養成校ではないため、教員組織の編制に法令による規定はないが、臨床検査技師学校養成所指定規則第2条の規定に準ずるものとし、臨床検査技師の資格を持つ教員が、複数名在籍している。これらの方針は、学部教職員の共通認識である（資料3-67 議題（1））。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

採用の規定は、神戸学院大学栄養学部教育職員選考規程及び、栄養学部教育職員選考基準に明記しているとおりである（資料3-19、資料3-20）。昇任はすでに決定されている基準に基づいて行われている。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

栄養学部では、2010年度より、それまでの講座制を廃し、部門制を導入した。2016年度現在、栄養・教育学部門、臨床栄養学部門、給食経営管理學部部門、公衆栄養・衛生学部門、食品機能学部門、生理・生化学部門、臨床検査学第1部門、臨床検査学第2部門、臨床検査学第3部門からなる9部門で構成されている（資料3-68）。各部門には最大2名の教授がおり、各々の部門を統括し、教育・研究に関わる責任の所在を明確にしている。また、学部長は学部に関する校務を司り、部門内・部門間との連携を取り持ち、教育・研究に関わる活動を円滑に行っている。

〈10〉薬学部

a. 教員像と教員組織の編制方針について

大学憲章の「神戸学院大学が期待する教職員像」に基づき、薬学部では教育目標である「社会に役立つ、高い資質を持った薬剤師の育成」を達成するために教職員が編制されている（資料3-1、資料3-2 p. 3、資料3-69 巻頭「薬学を学ぶ学生の皆さんへ」）。具体的には、物性薬学部門・分子薬学部門・生命薬学部門・臨床薬学部門・社会薬学部門の5つの部門からなる部門制が編制され、各部門に専任教員が配置されている。部門を構成する教授、准教授及び講師の教員数は、分子薬学部門、物性薬学部門、生命薬学部門及び臨床薬学部門にあっては部門間に偏りのないようにそれぞれ8人以上とし、社会薬学部門にあっては4人以上とする（資料3-70、資料3-71 第4条）。又、1年次生の早期体験学習など薬学導入教育を担当する3人の専任教員も配置されている。全ての専任教員は、規則集で職階毎に規定されている「薬学部教育職員選考基準」を満たした教授、准教授、講師、及び助教であり、それぞれの職階に相当する教育研究上の業績や経歴を持ち、学部の専門教育を適切に実施している（資料3-22）。更に、学部のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを達成するために編制された部門制の方針を全ての専任教員で共有している（資料3-69 前書き）。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

専任教員としての採用・昇任の基準である「薬学部教育職員選考基準」を満たした教授、准教授、講師、及び助教が5部門へ配置されている。専任教員は、自己点検評価報告書に示すように、それぞれの専門領域に十分な教育研究実績を持っている。採用・昇任の基準

等は規則集で規定され、教員に求める能力・資質等を明らかにしている。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

学部では、学部長を委員長に、教育研究組織である5部門で選出された部門長5人を委員とする総務委員会が組織され、学部の教育研究や学部運営に関する重要な協議事項を審議している（資料3-72）。各部門では、定期的開催される部門長を議長とする部門会議で、部門の教育方針や部門運営に関する協議事項を審議している。教育に関する全ての協議事項は助教以上の専任教員を構成員とする教授会で審議され、最終的に決定されている。組織的な教育を実施する上において必要な学部長、部門長、及び専任教員の役割分担、責任の所在を明確にすることができている。

〈11〉 法学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

「大学憲章」に求められる教職員像は大学ホームページに示され、在籍教員においても自覚の契機となっている（資料3-1）。学生および社会との関わりにおける人間性の陶冶と研究の深化への意欲を誠実にはたすことが求められる大学憲章の教員像は、本研究科の教育目標である「高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成すること」を果たす担い手でもある（資料3-73 第1条の2）。

上記「教員像」及び法学研究科カリキュラム・ポリシーに従って配置された科目の実施のために法学研究科委員会で「教育職員の編制方針」を次のとおり定めている（資料3-74、資料3-75）。

法学研究科の教員組織の編制方針

法学研究科の教員組織の編制については、全学的に決定されている「教員定員表」に基づき、同表が定める法学部教員定員の枠内において、法学研究科のカリキュラム・ポリシーに従って教育を行うための適切な分野ごとの専任教員を配置するとともに、退職等による欠員が生じた場合に、速やかな教員の補充を行うことを基本方針とする。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

法令に定められる教員の資格要件等を踏まえて、神戸学院大学大学院担当教員任用規程を受けた大学院法学研究科担当教員選考内規を制定し、これによって大学院担当教員に求められる能力・資質等を明確にしている（資料3-24、資料3-76）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

法学研究科の「教育・研究に関する事項の審議のために」法学研究科委員会を設置することを規定し、広く大学院における法学研究教育の課題等に対応しうる体制をとっている（資料3-73 第1条の3）。法学研究科長が委員会を主宰し運営にあたるが、学長の総括のもとにあり、大学院委員会とともに本学全体の中での位置づけが示されている（資料3-23 第36条、資料3-73 第1条の4、資料3-76 第38条）。

〈12〉 経済学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

経済学研究科の理念・目的のもと、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを実現できるよう、各専攻ごとに適切に教員組織は編制されおり、「大学憲章」に明示された教員像をもとに、教員組織の編制方針を次のとおり定めている（資料3-77、資料3-78）。

第3章 教員・教員組織

・経済学研究科の教員組織の編制方針

経済学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、次の分野に専任教員を配置する。

基礎理論・歴史分野

応用理論・政策分野

経営学分野

会計学分野

経営科学分野

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

教員の採用・昇任基準としての能力・資格要件等については、「神戸学院大学大学院担当教員任用規程」に基づき、「経済学研究科担当教員選考内規」を定め明らかにしている（資料3-24、資料3-79）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

組織的な教育の実施を図るため、大学院学則第38条に基づき、大学院委員会のもと経済学研究科長の他2名の大学院委員をおき、他の研究科間との連携・調整が図られている（資料3-23）。また、研究科長のもと責任を明確化するとともに研究科委員会に置いて適切な役割分担が図られている。

〈13〉人間文化学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

人間文化学研究科の目的に鑑み、人間文化学研究科では「大学院人間文化学研究科の教員組織の編制方針について」を次のとおり定め、カリキュラム・ポリシーにもとづく教育の円滑な実施のために必要な教員組織の編制をすすめている（資料3-80、資料3-81）。

・人間文化学研究科

人間文化学研究科のカリキュラム・ポリシーにもとづく教育を円滑に実施するために必要な教員組織を編制する。

・人間行動論専攻

人間環境論講座、行動発達論講座、人間形成論講座、社会構造論講座、社会関係論講座の5講座に、人間環境領域、人間心理学科、人間形成領域、人類学領域、地域社会領域に所属する教員のうち、大学院担当資格審査に合格した者を配置する。

・地域文化論専攻

文化構造論講座、芸術文化論講座、言語文化論講座、表現言語論講座、歴史情報論講座の5講座に、比較文化領域、芸術文化領域、言語文化領域、文学・文芸領域、歴史文化領域に所属する教員のうち、大学院担当資格審査に合格した者を配置する。

・心理学専攻

人間心理学科に所属する教員のうち、大学院担当資格審査に合格した者を心理学系と臨床心理学系の2系に配置する。

3専攻（人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻）、9講座（人間行動論専攻と地域文化論専攻）および2系（心理学専攻）にそれぞれ必要な教員を配属し、各専攻には専攻主任、各講座・系には講座代表・系代表をおき、研究科の教育理念を共有する教員組織の実現を期している。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

2013年に「神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規」および「神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格基準」を制定した(資料3-82、資料3-83)。その後、上記の内規と基準に従って、教員資格審査を行っている。毎年、7月には各専攻に属する講座・系毎に次年度の「大学院科目担当申請書」を各教員の「大学院教育実績・研究業績書」とともに研究科長に提出し、人間文化学研究科担当教員資格審査委員会にて審査を受けることになっている(資料3-84、資料3-85、資料3-86)。担当予定の非常勤講師についても、同じく採用時に「大学院教育実績・研究業績書」の審査を行っている。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

人間文化学研究科においては研究科長の監督指揮のもと、各専攻の主任3名の合議によって大学院科目担当資格の厳密な審査が行われている。大学院教務委員を含む教育・研究委員会等では、現行のシステムについての検討と点検を随時行っている。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教員組織の編制方針を次のように定めている(資料3-64)。

研究科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を提供するため、次の分野に専任教員を配置する。

修士課程

医療リハビリテーション学専攻

生体機能・病態解析学領域

生体機能・病態解析学分野

生体機能制御解析学領域

神経・運動機能リハビリテーション学分野

作業活動・運動機能リハビリテーション学分野

生活支援補完学領域

生活支援補完学分野

社会リハビリテーション学専攻

総合福祉実践学領域

地域保健福祉学分野

社会福祉学分野

福祉システム工学領域

福祉システム工学分野

博士後期課程

リハビリテーション科学領域

生体機能・病態解析学分野

神経・運動機能リハビリテーション学分野

上記の編制方針に則り、下記のような教員を配置している。

研究科の各分野の教員組織の編制の考え方及び特色は以下のとおりである。

「生体機能・病態解析学分野」には、医師及び解剖学者を配置している。特講はオムニバスで講義を行い、演習及び特別研究については担当者ごとに指導を行う。特別研究指導

の教授は、医師及び解剖学者で、ともに医学博士であり、この分野の業績も有している。

「神経・運動機能リハビリテーション学分野」では、医師、理学療法士及び作業療法士の教員を配置している。特講はそれぞれ理学療法及び作業療法の専門教員がオムニバス方式で自分の専門分野の講義を行う。演習及び特別研究については担当者ごとに指導を行う。特別研究指導の教授は博士の学位を有し、理学療法学あるいは作業療法学の業績を有している。

「生活支援補完学分野」では、リハビリテーション工学、作業療法士及び理学療法士の教員を配置している。特講はそれぞれ理学療法及び作業療法の専門教員がオムニバス方式で福祉用具、義肢装具学等自分の専門分野の講義を行う。演習及び特別研究については担当者ごとに指導を行う。特別研究指導の教授は博士の学位を有し、リハビリテーション工学、義肢装具補完学の業績を有している。

以上のように、それぞれの分野では、研究機能を果たすために当該分野における博士の学位を有し、かつ十分な研究業績を有する教授（一部准教授）を特別研究の担当の指導教員とした。教育組織の年齢構成についても教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成になっている。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

大学院教員資格基準を定め、内規として次のように明示している（資料3-24、資料3-87）。

大学院担当教員の要件は、次の各項のすべてを満たすものとする。

（1）博士の学位を有し（外国の博士号を含む）、現在当該分野において活発な研究活動を行っている者で、かつ、十分な研究能力を有すること。学位のない場合でも、学会賞受賞者又は公刊された論文・研究著書等により研究業績が極めて顕著であり、十分な研究能力を有すると認められた者。

（2）当該研究分野（人文・社会・自然科学）の特性に相応しい学会誌又はこれに準ずる権威あるものに投稿した査読付きの論文発表数が20編以上（医療リハビリテーション学専攻）あるいは、論文及びそれに準ずる研究著書が20編以上（社会リハビリテーション学専攻）で、特に最近5年間の研究活動が活発であること。ただし、分野によっては、若干の相違がある。

（3）最近5年間に、教授においては5編以上、准教授においては4編以上、講師においては3編以上の研究業績を有すること。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

研究科では、研究科の最高責任者としての研究科長のもと、大学院関係教務委員会、自己点検評価小委員会、FD委員会、大学院奨学金返還免除候補者学内選考委員会などを編制し、役割分担を行っている（資料3-66）。

〈15〉栄養学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教員に求める能力・資質等の明確化に関し、教員像については「大学憲章」に明記されている（資料3-1）。教員組織の編制方針は大学院学則第12章に記載されている（資料3-23）。栄養学部には所属する教員数については専任教員学内定員枠で学生30人あたり教員1名と定められた。さらに学部の教員組織は栄養士法施行規則第9条および管理栄養士学校指定規則一部改正第2条に基づき、教員がバランス良く配置するように求められている（資

料3-88)。これは、研究科における教員組織にも当てはまる。また、研究科教員の組織的な連携体制と教育研究に係る連携、専門性が符合するように教員組織が構成されている。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために2010年度から学部の教員組織を部門制に移行させた。研究科の専任教員は、准教授以上は博士の学位を有する教員組織から構成されている。大学院担当教員の資格基準案は研究科委員会にて作成し、制定した。2014年度よりこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施している(資料3-89)。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

院生には正副指導教員をつけ履修指導・研究指導を、主査(指導教員ではない)と副査(修士2年の始めに選出し適宜論文進捗状況を管理する)を選出して論文作成指導に当たるようにしている(資料3-90 議題(3))。各専門分野の学会参加は専門分野における最新の情報等を教育に反映することを目的とし、これに並行して研究科目の担当教員、内容を再度点検し、アドミッション・ポリシーに一致した教育内容になるようにしている。

〈16〉薬学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

薬学研究科の設立目的に沿った教育カリキュラムを実施するために、それに相応しい研究・教育能力を有した教員像を明文化し、それに従って、研究・教育活動を推進している(資料3-24)。

薬学研究科の教員組織は、研究科の理念・目的を達成するに相応しい人材によって編制されている。本学の薬学研究科は、任用基準に従って、臨床薬学の研究推進を主体としており、その方針に合致した能力を有する教員を揃えている。特に医師や臨床現場で経験した薬剤師教員も配置している。これらについては、「大学院担当教員任用基準・薬学研究科(細則)」として明確に定められているとともに、研究科委員会等を通じて、その体制方針についての共有化を図るとともに、必要であれば、随時、検討・見直しも行っている。これらをしっかりと遵守する事が確認され、共有されている(資料3-91、資料3-92)。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

薬学研究科の教員採用および昇任の基準は、法令に定める基準を満たしているとともに、教員に求める能力・資格等も明確にしている(資料3-24、資料3-92)。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

薬学研究科長を責任者として、各専門分野(薬理学、薬剤学、薬物動態学、薬物情報学など)ごとに適正な能力を有した教員は配属されており、その役割分担(講義、演習は、専門性に基つき適正に配置された教員に配当されている)も明確化されている(資料3-91)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教員像と教員組織の編制方針について

教員に求める能力・資質等の明確化に関し、教員像については「大学憲章」に明記されている(資料3-1)。教員組織の編制方針は大学院学則第12章に記載されているとおり、「職員組織及び運営組織」に準じている(資料3-23)。本研究科の基礎となる栄養学部および薬学部にも所属する教員数については専任教員学内定員枠で学生30人あたり教員1名と定められている。さらに栄養学部の教員組織は栄養士法施行規則第9条および管理栄養

士学校指定規則一部改正第2条に基づき、教員がバランス良く配置するように求められている。また、薬学部においても薬剤師育成に必要な教員がバランスよく配置されている。各教員の専門性を基本として、教員の組織的な連携体制と教育研究を可能としていると考える。

b. 採用・昇任基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示について

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために2010年度から学部の教員組織を部門制に移行させた。研究科の専任教員は、栄養学部、薬学部の教員と兼担であり、基本的には栄養学部、薬学部教員のうち准教授以上は博士の学位を有する教員組織から構成されている。大学院担当教員の資格基準を食品薬品総合科学研究科にも利用した。2014年度よりこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施している（資料3-93）。

c. 組織的な連携体制と責任の所在について

博士課程学生には正副指導教員をつけ履修指導・研究指導を、主査（指導教員ではない）と副査（適宜論文進捗状況を管理する）を選出して論文作成指導に当たるようにしている（資料3-90）。各専門分野の学会参加は専門分野における最新の情報等を教育に反映することを目的とし、これに並行して担当教員、内容を再度点検し、アドミッション・ポリシーに一致した教育内容になるようにしている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉大学全体

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

本学の教員定員数は、大学設置基準第十三条で規定されている専任教員数を満たしており、その内容は総合企画会議で審議し、本学における教員定員数を定めている（資料3-37、資料3-94）。

具体的には、専任教員一人当たりの学生数（法学部・経済学部・経営学部・人文学部人文学科で46名、人文学部人間心理学科で36名、栄養学部・薬学部で30名、総合リハビリテーション学部は、設置基準定員+2名とし、現代社会学部及びグローバル・コミュニケーション学部は、41名）をもって、それぞれの学部学科ごとの収容定員数を除して算出したものを教員定員数としている。また教員定員の15%程度（小数点第1位を四捨五入）を任期付教員の採用としている。助教の配置については、現行定員28名を総合リハビリテーション学部・栄養学部・薬学部の収容定員数で案分している（大学基礎データ表2）。

大学院担当教員については、各研究科において収容定員数が大学院設置基準第9条に基づく大学院専攻ごとに置くものとする教員の数を満たしている。

年齢別専任教員数を見ると、5歳ごとに区分けしたなかでの教員数は35歳以上ではほぼ同じであり、全体的に偏りはなく（資料3-95 12-1. 教員（2）年齢別教員数）。

2016年11月の総合企画会議（第10回）にて教員定員数の見直しを行った（資料3-37）。大学設置基準等を遵守し、各学部・研究科の改組の実態に合わせて教員数の見直しを行い、2019年度を目途に新定員へ移行の予定である。

また、本学における教員数、専任教員と非常勤教員の比率、専任教員一人当たり学生数について、大学のホームページ「情報の公表・教員数、専任教員と非常勤教員の比率、専

任教員一人当たり学生数」で学部・研究科別に公表している（大学基礎データ表2、資料3-95 12-2.（2）専任と非専任教員の比率）。

男女比に関して、学部教員は男性231名：女性91名、大学院担当教員は男性128名：女性30名となっている（資料3-95 12-2.（3）男女別専任教員数、12-3.（3）男女別専任教員数）。

また一部の科目において、実務家教員が授業を担当することもあり、様々な業界や職場で活躍する教員の知識や経験を授業に活かしている。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

本学では、大学設置基準等を満たした教員定員数を定めている。教員定員数のもとで、各学部教授会において教育の内容等に鑑みて、採用、昇任を各学部で検討している。その後、評議会の議を経て、理事長が任命を行っている。

新学部設置や改組等の場合、総合企画会議にて教員定員数の見直し調整を行っている（資料3-33、資料3-37）。大学院においては、大学院委員会にて教員組織の適切性を審議している（資料3-34）。

〈2〉法学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

大学設置基準によって求められる必要数が22人であるのに対し、法学部の専任教員数は2016年5月1日現在で45人である（大学基礎データ表2）。このうち任期付教員は6人である（資料3-95 12-2.教員（学部）（1）学部別）。また、任期付教員でない教員のうち10人は、2014年度の実務法学研究科（法科大学院）の廃止に伴い、法学部に転属となった者である。

職階別の内訳は、教授28人、准教授15人、講師2人である（大学基礎データ表2）。また、年齢別の内訳は、70歳から66歳8人（17.8%）、65歳から61歳5人（11.1%）、60歳から56歳7人（15.6%）、55歳から51歳1人（2.2%）、50歳から46歳10人（22.2%）、45歳から41歳8人（17.8%）、40歳から36歳4人（8.9%）、35歳から31歳2人（4.4%）であり、大きな偏りはない（資料3-95 12-1.教員（2）年齢別教員数）。男女別の内訳は、男性38人、女性7人である（資料3-95 12-2.教員（学部）（3）男女別専任教員数）。

全学的に決定されている「教員定員表」においては専任教員一人当たりの学生数を文系学部で46人と設定して教員定員の計算が行われているが、2016年度の法学部における専任教員一人当たりの学生数は、43.2人である（資料3-37、大学基礎データ表2）。

2016年度の法学部専任教員の担当授業コマ数は、平均で週5.11コマである（資料3-96）。

法学部が開設している科目における専任教員と非専任教員の数及び比率は、専任教員45人（49.5%）、非専任教員46人（50.5%）である（資料3-95 12-2.教員（学部）（2）専任と非専任教員の比率）。非専任教員の比率が若干上回っているが、これは実務家によるオムニバス科目を設けていることなどが原因であり、導入専門教育科目や主要専門教育科目等の主要な専門教育科目のほとんどを専任教員が担当している（資料3-96）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

法学部における教員組織の編制方針については、前述のとおり、全学的に決定されている「教員定員表」に基づき、同表が定める法学部教員定員の枠内において、専門教育科目ごとの人事構成を定めている（資料3-37、資料3-38）。

法学部の人事に関する事項を検討するための組織として、法学部人事小委員会を学部内に設けている。この委員会は、各専門教育科目の代表者から構成され、議長は学部長が務める（資料3-40）。前記編制方針を含めた教員組織の適切性については、同委員会において定期的に検証が行われ、その検討結果については法学部の人事教授会における具体的な人事案件に際し、その都度報告及び審議がなされる（資料3-5、資料3-97）。

法学部教員の人事に関する事項については、「神戸学院大学法学部教授会規則」により、法学部教授会が審議するものと定められているため、教員組織の適切性を検証する責任は、前記小委員会の検討を経た上で、法学部長および法学部教授会が負う。また、その際の権限・手続等は、同規則の定めるところによる（資料3-41）。

〈3〉経済学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

現在、教員総数は、27名で法令（大学設置基準等）によって定められた必要数（19人）を満たしている（資料3-37）。専任教員27名の年齢構成は、61歳以上が8人（29.6%）、51歳から60歳は8人（29.6%）、41歳から50歳が9人（33.3%）、40歳以下が2名（7.4%）となっている（資料3-95 12-1. 教員（2）年齢別教員数）。

教員組織の編制実態は、大学設置基準を遵守し適切な水準になるよう移行しつつある。現在、専任教員一人当たり学生数は54.4人であり、「教員定員表」に定められた基準を超えている（大学基礎データ表2）。男女比については20:7であり、専任教員と非常勤教員の比率は1:1となっているが、2017年度に行うカリキュラム改革と合わせて、前述の専門分野、専任教員一人当たり学生数、年齢構成、男女比のバランスを考慮しながら教員組織の編制を進めていく（資料3-95 12-2. 教員（学部）（2）専任と非専任教員の比率、（3）男女別専任教員数）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

経済学部における教員組織の編制方針については、全学的に決定されている「教員定員表」に基づき、同表が定める経済学部教員定員の枠内において、前述の専門分野ごとの人事構成を定めている（資料3-37）。

経済学部の人事に関する事項を検討するための組織として、経済学部人事委員会を学部内に設けている。この委員会は、学部長、評議員、各コース長から構成される（資料3-98）。前記編制方針を含めた教員組織の適切性については、同委員会において検証が行われ、その検討結果については経済学部の教授会における具体的な人事案件に際し、その都度報告及び審議がなされる（資料3-99）。

〈4〉経営学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

経営学部は、学部の理念・目的ならびに教育課程に相応しい教員で構成されている。経営学部の設置基準上必要とされる教員数は18名（教授9名）であるが、2016年5月1日現在、教授11人、准教授15人、講師1人の計27人（任期付教員4人含む）で構成されており、この基準を充足している（大学基礎データ表2、資料3-95 12-2. 教員（学部）（1）学部別）。

経営学部における専任教員は、26～30歳1人（4%）、31～40歳7人（26%）、41～50歳6人（22%）、51～60歳9人（33%）、61～70歳4人（15%）であり、バランスとれた教

員構成となっている（資料3-95 12-1.教員（2）年齢別教員数）。女性教員の占める割合は専任教員では22%（6人）である（資料3-95 12-2.教員（学部）（3）男女別専任教員数）。専任教員と非専任教員との比率は27:13であり、専任教員を中心とした教育体制が敷かれている（資料3-95 12-2.教員（学部）（2）専任と非専任教員の比率）。専任教員1人あたり在籍学生数は、49.8人である（大学基礎データ表2）。

教員と担当科目の適合性については、新規採用時に、当該教員の研究業績や教育実績だけでなく、模擬授業またはプレゼンテーションと面接を実施することで学生に対する指導教育能力の確認を行っている（資料3-47）。非常勤講師についても、新規採用時に、業績審査が教授会でなされている。また、専任教員並びに非常勤講師の次年度の開講科目については、教授会で審議・承認される仕組みをとっている（資料3-100、資料3-101）。

教員の編制方針と教員組織の編制実態は、整合性がとれている。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

経営学部では、前述のとおり、カリキュラムに沿った教員の配置を行っており、全教員27人は、経営・商学分野（12人）、会計分野（5人）、経営情報科学分野（5人）、および専門語学分野（5人）にそれぞれバランスよく配置されている（資料3-68）。

前述に定める本学部の編制方針に基づき、退職や割愛、教員定員の増加などの事由により欠員が生じた場合に、教員の補充や新規採用を行っている。具体的には、前述の教員に求める能力・資質を満たすものを基本としつつ、カリキュラム上の必要性等を総合的に勘案し、学部長および評議員2名を中心に採用科目の原案が策定され、教授会の審議を経て、専任教員の投票により、採用科目が決定される。このことは、教授会での採用人事の審議の過程で、経営学部の教員間で共有されている（資料3-9、資料3-10、資料3-102、資料3-103 議事録審議事項（2））。

また、カリキュラム改正等により、担当科目の変更の必要性が生じた場合には、担当教員の専門性や持ちコマ数などを総合的に勘案して、教務委員会を中心に原案が策定され、教授会で次年度の担当者一覧が提示され、審議・議決を経て、承認される（資料3-100、資料3-101）。

〈5〉人文学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

現在、人文学部2学科の専任教員（任期付教員を含む）数は人文学科33名・人間心理学科17名となっている。そのうち任期付教員11名である。なお、別枠の教育課程として「教職課程」と「博物館学芸員課程」を設けているが、これらを主に担当する専任教員（教職課程教員）4名は人文学科に3名、人間心理学科に1名配属され、上記の定員数に含まれている。演習および専門教育科目は原則として専任教員が担当している。一方、実習系科目やキャリア形成に関する科目は、非常勤講師、客員教授など実務経験者が担当している。これは法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしている。

年齢構成は60歳以上34%、50歳以上28%、40歳以上24%、以下14%であり一定の偏りは見られるものの、著しいとは言えない。2006年度以降、任期付教員の採用により、教員の年齢構成がバランスのとれたものになりつつある（資料3-95 12-1.教員（2）年齢別教員数）。

人文学科では、従来の「人文分野」「社会分野」「自然分野」といった学問領域の枠にと

らわれず、領域には学問的背景が異なるが、根底に共通の意識のある専任教員が配置され、新たな共同研究の土壌となっている。人間心理学科でも、領域ごとに専門とする学問的背景に差異があるものの、心理学に関して共通した理解を有する専任教員が配置されている。両学科の教員配置は、2008年度以降、人文学科から人間心理学科に定員を移行させ適正化されつつある。2006年度以降、任期付教員の採用により、教員一人当たりの担当学生数は減少しており、より質の高い教育を提供できるようになった（資料3-95 12-2. 教員（学部）（4）専任教職員数と一人当たりの学生数（過去10カ年））。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

人文学部内に採用人事調整委員会を設置し、欠員が生じた場合の後任人事について所属領域、職階などの調整をはかっている（資料3-54）。これは「採用人事スケジュール」に則って行われるが、年度ごとに教授会で審議を経て決定されるものであり、このことによって適切な人事が遂行されるように公正性と透明性に留意しながら教員組織を検証し、その編制方針の見直しを行っている（資料3-51）。また採用人事調整委員会では将来構想や必要な授業科目の検証と合わせて補充増員すべき教員の主要科目、資格を検討し、教員・教員組織の検証を行っている。

〈6〉現代社会学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

現代社会学科の入学定員120名、社会防災学科の入学定員80名に対して、大学設置基準で定められる専任教員数は現代社会学科9名、社会防災学科7名である。2016年4月1日時点で、現代社会学科の専任教員12名、社会防災学科の専任教員10名であり、必要数を充たしている。

2016年5月1日現在での学部専任教員の年齢構成は、61歳以上70歳以下8名、51歳以上60歳以下4名、41歳以上50歳以下5名、31歳以上40歳以下5名となっており、年齢バランスがとれた構成となっている。学科ごとでは、現代社会学科で61歳以上70歳以下5名、51歳以上60歳以下1名、41歳以上50歳以下3名、31歳以上40歳以下3名、社会防災学科で61歳以上70歳以下2名、51歳以上60歳以下2名、41歳以上50歳以下3名、31歳以上40歳以下3名となっており、特定の年齢層への偏りなく配置しており、総じて教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化には全く支障がない構成となっている（資料3-95 12-1. 教員（2）年齢別教員数）。

現代社会学科の開設に向けた準備段階において、本学の他学部から6名の教員が異動し、6名は新たに採用することになった。学内から異動した教員についても、学外から新規採用の教員についても、上記の方針に沿った人事を行うことを重視して進めたが、結果的に、専門分野のバランス、年齢、職階など申し分のない体制を作り上げることができた。

社会防災学科の開設に向けた準備段階において、本学の他学部から5名の教員が異動し、5名は新たに採用することになった。学内から異動した教員についても、学外から新規採用の教員についても、上記の方針に沿った人事を行うことを重視して進めたが、結果的に、専門分野のバランス、年齢、職階など申し分のない体制を作り上げることができた。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

教員組織の適切性を検証する責任主体は教授会であるが、その準備段階として両学科の学科会議がある。教授会で教員の募集・採用・昇任に関する方針を決定し、学科会議で個

別事案についての案を策定し、教授会にて審議決定する。なお、教員の募集・採用・昇任に関する基準及び規定は既に定めている（資料3-13、資料3-14）。

前項目で説明した通り現状では適切な教員組織となっている。学部開設3年目のため、教員の転出や退職は発生しておらず、現状では教員組織の適切性を検証する必要がない。ただし、大学全体で各学部・学科の教員定員の見直しの議論が進んでいるため、それに合わせた教員組織の見直しを検討する必要がある。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

専任教員は学部の理念・目的ならびに教育課程の内容と整合性をもつ教員により構成されている。本学部における大学設置基準上必要な教員数は10名であるが、実際に配置されている専任教員は13名（そのうち任期付教員2名を含む）である。教員一人当たり学生数は、2016年度では約21.9名である（大学基礎データ表2）。年齢構成については、60代4名（すべて教授）、50代1名（教授）、40代6名（教授1名、准教授4名、講師1名）、30代2名（准教授1名、講師1名）となっている（2016年10月1日現在）。専任教員13名のうち女性教員は6名、男性教員は7名である。このうち外国人教員は3名であるが、日本人教員のうち、中国語コースの1名は中国での教育・研究歴が10年以上である。2016年3月末で英語コースの米国人教員（教授）が退職したため、2016年10月1日付で新たに別の米国人教員を教授として採用した（資料3-104 報告連絡事項⑤、資料3-105 人事の件①）。中国語コースではさらに2016年4月から半年間中国人の客員教授を採用している（資料3-60 審議事項①）。

本学部において、各言語コースの専門の語学科目については同じようなカリキュラム編成になっている。このため学生定員数に応じて教員の定員が割り振られており、1学年募集人員30名の日本語コースにおいては4名、同じく募集人員30名の中国語コースにおいては3名、そして入学定員90名の英語コースにおいては6名の専任教員を配置することになっている。英語コースの学生入学定員数が、日本語コースおよび中国語コースのもの合計数の約1.5倍となっており、このため現在のところ英語コースの専任教員については、見かけ上授業担当コマ数などの面において他コースと比較すれば相対的に過重負担となっているように見える。ただし、完成年度に向けて英語コース担当専任教員は増員する予定であり、実質的にはそれぞれのコースの専任教員の業務負担量ほぼ同じ水準で推移する予定である。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

設立間もない本学部では、現在教員組織の適切性を検証するプロセスの構築を行っているところである。具体的には、教員組織の適切な編制を行うにあたり、当該年度末に退職予定の教員が出るかどうかを調査し、学生の学生数の変動やカリキュラム編成の大幅な改訂計画等を考慮に入れた上で、補充のための専任教員の新規採用を行うべきかどうかを検討する委員会を設置することが構想されている。これは教員選考委員会とは別のものであり、学部長及び評議員からなる少人数委員会（仮称：採用人事委員会）により採用計画等を策定するものである。この委員会と大学執行部との協議により専任教員の新規採用計画が決まった場合、教授会において専任教員の新規採用の発議をする部分までがこの委員会の役目となる。その後には、教員選考委員会が具体的な教員採用の手続きを開始すること

になる（資料3-106）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

専任教員数については、法令（大学設置基準等）では次のように定められている。理学療法学科及び作業療法学科では専任教員各8名以上、社会リハビリテーション学科では専任教員12名以上。本学部では、各学科それぞれに増員を行っている。社会リハビリテーション学科では入学定員50名あたり1名の実習助手を配置することとなっており、現在は3名の実習助手を配置している。

理学療法学科では教授5名、准教授2名、講師3名、助教4名、作業療法学科では教授4名、准教授3名、講師3名、助教3名、社会リハビリテーション学科では、教授7名、准教授4名、講師4名、実習助手3名を配置しており、教員定員表と教員組織の編制実態は整合性がとれている。（大学基礎データ表2）。

理学療法学科の年齢構成は60歳代3名、50歳代4名、40歳代6名、30歳代1名で合計14名の専任教員、作業療法学科の年齢構成は、60歳代4名、50歳代3名、40歳代6名、合計13名の専任教員、社会リハビリテーション学科の年齢構成は60歳代5名、50歳代5名、40歳代4名（内1名は実習助手）、30歳代4名（内2名は実習助手）の18名の専任教員で、いずれの学科も特定の年齢層への偏りがなくバランスがとれた構成となっている（資料3-95 12-1. 教員（2）年齢別教員数）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

教員組織の適切性の検証については、教授会（人事会議）が責任をもって監督、監理しており、採用、昇任などについては、教授会（人事会議）を開催して検討している。また、その結果については、全教員で構成される会議で報告されている（資料3-107）。

〈9〉栄養学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

専任教員数は、教授が8名、准教授が3名、講師が5名、助教が4名の合計20名で、設置基準上で定める必要専任教員数を上回っている。専任教員1人あたりの在学学生数は、23.4人である（大学基礎データ表2）。専任教員の年齢構成は、年齢分布については、60歳代6名、50歳代5名、40歳代3名、30歳代5名、20歳代1名であり、偏りはない（資料3-95 12-1. 教員（2）年齢別教員数）。数年以内に定年を迎える教員が、数名いる。これに伴い、部門配置、教員採用に関する小委員会を設置し、計画的に採用を進めている。

管理栄養士学校指定規則第2条第2、3、5、6号に記載されているとおり、専門基礎分野の教員については、3人以上が専任で、そのうち1人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当するものとしている。基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任である。人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1名医師を配置している。栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士としており、現状の編制実態と教員の編制方針は整合性が取れている（資料3-108 p.160-161）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

教員が厚生労働省の監査内容を十分満たす教育研究実績を備えた人材かどうか、学部長を中心とした人事委員会により、確認している。現在、人事計画を策定しており、人事委員会で策定した内容を教授会上に上程し、審議している。採用を進める際には、人事委員会を組織して執り行っている（資料3-109）。

〈10〉薬学部

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

2016年5月1日現在の専任教員は助教以上60人であり、大学設置基準第13条において必要な専任教員数の37名の1.6倍以上の専任教員が配置されており、十分充足している（資料3-70）。又、職階別の教授は22人であり、学部の実務家教員の7人と共に、大学設置基準で規定されているそれぞれ19人と7人を充足している。更に、それぞれの選考基準に従って採用された講師（レクチャラー）6人、助手2人、補助教員としての実験助手3人と実習助手14人の教員が配置されている（大学基礎データ表2）。全専任教員の年齢構成は、60歳台が26.7%、50歳台が28.3%、40歳台が25.0%、30歳台が20.0%となっており、年齢に著しい偏りはない（資料3-95 12-1.教員（2）年齢別教員数、資料3-110）。

教員組織の編制実態として、本学での6年制薬学教育を適切に実施し、学部のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを達成するための教員組織として5部門が編制されている。本学ではリテラシー科目を除き、4年次までの講義内容で分類しているA群からG群までの専門教育科目群及び6年次の薬学総合科目群が置かれ、これらの群科目内で進級や卒業に必要な取得単位数が決められている選択必修制度を実施している。この他、卒業に必要な総単位数には加えることができるアドバンスト科目群が開講されている（資料3-69）。通年での職階別担当科目数の平均は、教授2.85科目、准教授2.26科目、講師1.64科目であり、職階に応じて概ね公平に分担されている。又、職階別講義担当時間の平均は、教授37.6時間、准教授31.5時間、講師22時間となっており、それぞれの職階での責任担当時間の教授10時間、准教授8時間、講師6時間を遙かに超えている（資料3-111）。

「近畿地区薬学部学生実務実習に関する協議会」で指定された学外の諸施設で実施している5年次の病院・薬局実習および一部のアドバンスト科目を除き、実験実習を含む全ての専門科目は専任教員及び補助教員が担当するという教員の編制方針と教員組織の編制実態は整合性がとれている。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

教員組織の適切性を検証する責任主体・組織として、学部長及び部門長5人を構成員とする総務委員会が置かれ、学部の教育研究や学部運営に関する重要な協議事項を審議している。同様に、教員組織の適切性を検証する組織である教育改善委員会は、薬学教育モデル・コアカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、講義科目の新設や統廃合、講義科目の学年配当などカリキュラムの中核を恒常的に検討している。一方、5部門の部門会議では、講義科目の新設や統廃合、講義内容、講義範囲、及び専任教員の年齢構成から補充すべき講義担当者の採用・昇任について部門の立場から検討している。学部として、年度毎に必要な総教員数や職階毎の教員数、講義科目担当者の把握はできており、学部の将来構想としての教員の新規採用や昇任を含む教員組織の適切性は、総務委員会で検証されている。従って、教員組織の適切性を検証する最終的な権限は総務委員会にあり、教育改善委員会や部門会議で検討した結果を総務委員会で審議し、教授会で決定するという手続は明

確にされている。教員組織の適切性を検証するプロセスは、適切に機能しており、恒常的に改善策が検討されている。

〈11〉 法学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

法学研究科の専任教員は法学専攻修士課程 21 名（教授 19 名、准教授 2 名）、同博士後期課程 21 名（教授 21 名）、国際関係法学専攻 6 名（教授 5 名、准教授 1 名）である（大学基礎データ表 2）。2016 年度における在籍学生数は法学専攻修士課程 7 名、同博士後期課程 0 名、国際関係法学専攻修士課程 2 名であり、教員 1 人あたりの学生数は法学専攻修士課程 0.3、同博士後期課程 0.0、国際関係法学専攻 0.3 となっている（大学基礎データ表 4）。

法学研究科の教員は、法学部に所属する兼任教員であり、法学研究科のみに所属する専任教員はいない。

研究科教員の年齢構成は次のとおりである。

30 代 0 名、40 代 12 名、50 代 7 名、60 代 12 名（2016 年 5 月 1 日現在）

修士課程について専任教員の配置を分野別に見ると、公法分野（憲法・行政法）4 名、民法分野（民法・商法・民事訴訟法）8 名、刑事法分野（刑法・刑事訴訟法）4 名、社会・経済法（労働法・租税法・経済法）3 名、国際法（国際法・国際取引法）2 名、政治学（政治学・国際関係論）3 名（合計 23 名）となっている（資料 3-112 p. 4）。この配置は、新たに策定された教育職員の編制方針にも合致している（なお、基礎法分野については年度途中で欠員となった）。

また、「法律実務や行政において活躍する専門的職業人、（中略）高度な法的能力を備えた」人材を育成するという法学研究科の理念・目的を達成するために、租税法科目において、複数の実務家（税理士）が非常勤講師として、税理士資格を希望する学生のためにきめ細かな教育を行っている（資料 3-113 租税法特殊講義Ⅰ、租税法務特殊講義Ⅰ、租税法務特殊講義Ⅱ）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。教員組織が適切かどうかにかかる手続により改革検討プロジェクトの検討を経た上で研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている（資料 3-114）。

〈12〉 経済学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

本研究科は、経済学専攻は経済学部、経営学専攻は経営学部を基礎に置く大学院であるため、両学部の教授・准教授が本研究科の教員として授業科目を担当しており、専任教員数（修士課程 41 名、博士後期課程 17 名）は必要数（修士課程 9 名、博士後期課程 9 名）を満たしている（資料 3-115 p. 50-53、大学基礎データ表 2）。また、教員の年齢構成は、経済学専攻が 60 歳代 6 名、50 代 7 名、40 代 6 名、30 代 2 名、経営学専攻が 60 代 3 名、50 代 8 名、40 代 6 名、30 代 3 名であり、年齢に偏りが出ないよう採用時に配慮がなされている。

本研究科は、経済学専攻は経済学部、経営学専攻は経営学部を基礎に置く大学院である

ため、「経済学研究科担当教員選考内規」のもと、両学部教授・准教授が本研究科の教員として授業科目を担当しており、修士課程経済学専攻は「基礎理論・歴史」6名、「応用理論・政策」15名、「法学関連」4名を配置し、経営学専攻は「経営学」11名、「会計学」5名、「経営科学」5名、「法学関連」4名を配置、博士後期課程は「経済学分野」11名、「経営学分野」6名を配置し、教育課程に相応しい教員組織を整備している（資料3-79、資料3-115）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

教員組織の適切性については、研究科長の責任のもと、必要に応じて研究科委員会にて逐次検討されている。

〈13〉人間文化学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

現在、人間文化学研究科の専任教員数は、修士課程では、人間行動論専攻12名、地域文化論専攻12名、また心理学専攻は17名となっている。そのうち任期付教員枠は5名である。博士後期課程では、人間行動論専攻23名、地域文化論専攻12名となっている。これは法令（大学設置基準等）によって定められた必要数（各専攻とも5名）を満たしている（大学基礎データ表2）。

年齢構成は60歳以上31.7%、50歳以上31.7%、40歳以上24.4%、以下13.2%であり著しい偏りは見られない。

教員は個別の研究分野ごとに専攻内講座（人間行動論専攻4講座、地域文化論専攻5講座、心理学専攻2系）に配置され、自然と人間の考察、人間の社会的・文化的活動、人間の心理について多面的に考察できるようになっている（資料3-115 p.73-76）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

人間文化学研究科教員組織の適切性を検証する責任主体は研究科長が議長となる研究科委員会にあるが、神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規および神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格基準を制定し、上記の内規と基準に従って、採用人事調整委員会や人間文化学研究科担当教員資格審査委員会でのチェックによってこれを担保している（資料3-82、資料3-83、資料3-54）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

医療リハビリテーション学専攻では、「生体機能・病態解析学領域」には、医師及び解剖学者として、教授2名を、「生体機能制御解析学領域」では、医師、理学療法士及び作業療法士の教員として、教授4名、准教授4名、講師5名を、「生活支援補完学領域」では、リハビリテーション工学、作業療法士及び理学療法士の教員として、教授3名、准教授1名、講師1名を配置している。

社会リハビリテーション学専攻では、「総合福祉実践学領域」には、地域保健学、及び、社会福祉学を専門とする教授6名、准教授3名、講師1名を、「福祉システム工学領域」には、教授1名、准教授1名を配置している。以上のように、それぞれの分野では、研究機能を果たすために当該分野における博士の学位を有し、かつ十分な研究業績を有する教授（一部准教授）を特別研究の担当の指導教員とした。医療リハビリテーション学専攻の年齢構成については、60歳代7名、50歳代7名、40歳代6名となっている。また、社会リ

ハビリテーション学専攻の年齢構成については、60歳代5名、50歳代4名、40歳代2名、30歳代1名となっている（資料3-116）。

研究科の教員組織の編制方針に基づき、各領域に専任教員をバランスよく配置しており、教員組織の編制方針と編制実態とは整合性がとれている（資料3-115 p.94-96）。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

研究科の教員は助教を除いて学部と共通ではあるが、研究科長のもと、研究科教務委員会をもち、単独で委員会を開催している。研究科教務委員会で審議された案件については、研究科長が委員長を務める研究科委員会で審議され、決定される。研究科委員会は学部教授会の前に研究科を構成する教員のみで委員会を開催し、必要事項を決定、また、適宜、見直しなどを行っている（資料3-117 審議事項（1））。

〈15〉栄養学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

本研究科の基礎となる栄養学部は管理栄養士学校であり、栄養士法施行規則第9条および管理栄養士学校指定規則一部改正第2条に基づき、バランスよく教員組織が編制されることが、管理栄養士学校としての指定の条件となっている。研究科は、栄養学について深い知的学識、その研究能力、それを応用する高度専門職業人を養成することが出来る教員が求められることから、研究教育業績から選抜された16名の教員で構成されており、設置基準で求められる教員数6名を満たしている（大学基礎データ表2）。

カリキュラムは研究能力を養うことと高度職業人養成を目的としており、大学院履修要項に「授業科目・担当者一覧」を示している（資料3-115 p.100）。栄養学研究科の目的にそったものとなっている。

①編制方針に沿った教員組織の整備：栄養学部が管理栄養士学校であるため、授業科目と担当教員の適合性については厳しい教員審査が行われる。そのうえで教育業績、研究業績を対象にして学部内の審査により准教授になった者から選抜される。したがって指導教員の研究分野は、健康科学の範囲で多岐に亘るとともに関連性があるため、総合的な指導を可能にしている。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備：栄養士法施行規則第9条によると、研究科の専門基礎分野および専門分野の教育内容を担当する教員は、担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、当該大学等を卒業した後5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野において教育上の能力があると認められる者であること、となっている。従って、これら教員の専門性を最大限に生かし、専門性に一致する研究科の研究教育に従事できるように教員の編制を行っている。授業科目と担当教員の適合性は整備されていると考える。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

研究科委員会を組織しており、研究科長を中心に学部講師から選抜された教員で構成されている。定期的な委員会を実施して、研究科における教育・研究等の様々な問題について議論している。学部とは区別化した大学院教員資格基準を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築している（資料3-89）。

〈16〉薬学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

現状において、専任教員総数（研究指導教員＋研究指導補助教員）20名、うち教授15名である。したがって、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて14名以上であることや研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならないなどの設置基準を満たしている。年齢は教授が主体となっているため、50歳代以上の教員編制となっている。なお、具体的には教授は、50歳代（9名）、60歳代（6名）であり、准教授は、40歳代（2名）、50歳代（1名）、講師は、50歳代（1名）、40歳代（1名）の構成員となっている（大学基礎データ表4、資料3-95 12-3. 教員（大学院））。

大学院薬学研究科は、臨床薬学の研究推進を主体としており、策定された方針に合致した能力を有する教員を揃えている。特に医師や臨床現場で経験した薬剤師教員も配置している。現状において、定員数を充足しており、学位の認定も行っていることから、その整合性はとれていると判断される。今後もその方針に従って運営する（資料3-95 12-3. 教員（大学院））。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

薬学研究科長を責任者として、各専門分野（薬理学、薬剤学、薬物動態学、薬物情報学など）ごとに適正な能力を有した教員は配属されており、その役割分担（講義、演習は、専門性に基づき適正に配置された教員に担当されている）も明確化されている。また、研究科に所属する学生に対する研究進捗状況についても、半年ごとに行われる薬学演習によって、全教員によって確認する手続きを踏んでいる。したがって、その際に学生への指導を通じて、担当教員による指導の適正化も図られている（資料3-115 p.103）。さらに、研究科委員会において教員組織や教員人事については適宜議論され、適正化を図る方策が取られている（資料3-118）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教員の編制方針に沿った教員組織の整備について

本研究科の教員は栄養学部又は薬学部の教員が兼担している。栄養学部は管理栄養士学校であり、栄養士法施行規則第9条および管理栄養士学校指定規則一部改正第2条に基づき、バランスよく教員組織が編制されることが、管理栄養士学校としての指定の条件となっている。薬学部においても薬剤師養成のため、バランスよく教員組織が編制されることが必要である。本研究科の教員は研究教育業績から選抜された24名の教員で構成されており、設置基準で求められる教員数10名を満たしている（大学基礎データ表2）。

カリキュラムは研究能力を養うことと高度職業人養成を目的としており、大学院履修要項に「授業科目・担当者一覧」を示している（資料3-115 p.127）。食品薬品総合科学研究科の目的にそったものとなっている。

①編制方針に沿った教員組織の整備：栄養学部が管理栄養士学校であり、薬学部が薬剤師を養成しているため、授業科目と担当教員の適合性については厳しい教員審査が行われる。そのうえで教育業績、研究業績を対象にして学部内の審査により准教授になった者から選抜され、食品薬品総合科学研究科の教員に選ばれる。したがって指導教員の研究分野は、健康科学の範囲で多岐に亘るとともに関連性があるため、総合的な指導を可能にしている。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備：栄養士法施行規則第9条によると、栄養学部の専門基礎分野および専門分野の教育内容を担当する教員は、担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、当該大学等を卒業した後5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野において教育上の能力があると認められる者であること、となっている。よって、栄養学部、薬学部の教員のうち審査を経て教授、准教授になった者から選抜され、大学院教員になるので、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは整備されている考える。

b. 教員組織の適合性に関する検証と改善について

食品薬品総合科学研究科委員会を組織しており、研究科長を中心に学部講師以上の教員から選抜された教員で構成されている。定期的な委員会を実施して、研究科における教育・研究等の様々な問題について議論している。学部とは区別化した大学院教員資格基準を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築している（資料3-93）。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

専任教員の募集については、公募を原則とし、ホームページに教員採用情報を掲載して募集を行っている（資料3-119）。

専任教員の採用・昇任に関する規程および手続きについては、学部ごとに教育職員選考規程及び教育職員選考基準に規定している（資料3-5～資料3-22）。

任期付教員の採用・再任に関する規程及び手続きについては、任期付教員任用規程、任期付教員任用規程運用細則及び任期付教員再任要項に規定している（資料3-26、資料3-27、資料3-28）。

専任教員の採用又は昇任については、学部ごとの教育職員選考規程に基づき、選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は、候補者について適否を審査し、教授会に選考結果を報告する。教授会は、選考委員会からの報告に基づき、投票等により採用又は昇任の候補者を決議している。各学部の専任教員の採用及び昇任の決定は、評議会の議を経て、理事長が行っている。

任期付教員についても、専任教員と同様である。

大学院担当教員の任用については、神戸学院大学大学院担当教員任用規程を設け、研究指導及び授業担当教員を定めている（資料3-24）。

〈2〉法学部

法学部専任教員の採用及び昇任の選考基準については、「法学部教育職員選考基準」において、教授・准教授・講師・助手の職階ごとに、教員に求める能力・資質等を定めている（資料3-6）。

法学部専任教員の採用及び昇任の選考手続については、「神戸学院大学法学部教育職員選考規程」を定めており、同規程の定める手続きに則り、選考委員会及び人事教授会による審査及び議決を行っている（資料3-5）。

法学部任期付教員の採用及び再任については、全学的な規定である「神戸学院大学任期付教員任用規程」、「神戸学院大学任期付教員任用規程運用細則」、「神戸学院大学任期付教

員再任要項」に基づき行っている（資料3-26、資料3-27、資料3-28）。

なお、専任教員の採用については、公募制を原則とし、教員採用情報をホームページに掲載して募集を行っている。

〈3〉経済学部

「神戸学院大学経済学部教育職員選考規程」、「神戸学院大学経済学部教育職員選考（採用・昇任）規程取扱内規」において、教育職員の募集の手続を、「経済学部教育職員選考基準」において、教育職員の採用または昇任における条件を、明らかにしている（資料3-7、資料3-8、資料3-98）。なお、専任教員の採用については、公募制を原則とし、教員採用情報を教授会で告知し、了解を経たのちホームページに掲載して募集を行っている（資料3-120）。

〈4〉経営学部

専任教員の採用手続きについては、経営学部教育職員選考規程、経営学部教育職員選考基準、経営学部人事選考内規に基づき、年度ごとに教授会で承認された採用人事案に則って行われている（資料3-9、資料3-10、資料3-47）。教員の募集は、採用科目を教授会で決定した後、原則公募で行われ、選考委員会を設置して、応募者について書類・面接・模擬授業などの選考プロセスで候補者を絞り込み、教授会の審議を経て教員の投票により承認される。

専任教員の昇任については、採用人事の場合と同様、経営学部教育職員選考規程、経営学部教育職員選考基準、経営学部人事選考内規に基づき、選考委員会による選考を行い、教授会の審議を経て教員の投票により承認される（資料3-9、資料3-10、資料3-47）。

〈5〉人文学部

専任教員の採用手続きについては、「人文学部教育職員選考規程」、「人文学部教育職員選考基準」、年度ごとに教授会で承認された「採用人事スケジュール」に則って行われている（資料3-11、資料3-12、資料3-51）。教員の募集は、いわゆる学外公募を原則とし、応募者について書類・面接・模擬授業などの業績審査を行って候補者を絞り込み、教授会で設置された審査委員会が精査した後、人事教授会に諮って構成員の投票にかけている。専任教員の昇任については、「人文学部教育職員選考基準」に則った「昇任内規」によって行われている（資料3-53）。これらの決定も採用人事の場合と同様、審査委員会による業績審査と評価および教授会構成員による投票、という手続きを踏んでいる。

〈6〉現代社会学部

募集、採用、昇任についての基準を定めた「現代社会学部教育職員選考規程」は制定されているが、その手続きについては「別に定める」とされ、まだ別の定めは制定されていない（資料3-13）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

専任教員の新規採用については、募集段階ではJREC-INを通じた公募制を原則としている。また、基本的に新規採用の場合、任用にあたっては、「グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考基準」に基づいて行われる（資料3-16）。現在採用人事の手順を詳細に定めた教員選考細則の制定に向けて作業を進めているが、実際にはその原案に則り、2016年3月に退職した英語コースの専任教員の後任人事が進められた。基本的には教員選考委員会を立ち上げ、委員会において募集、採用事務および選考が行われるが、原則当該言語

コースの教授が主査となるものの、他の言語コースの教員も2名以上教員選考委員には加わることになっている。また、すべての選考過程において当該言語コース外の教員がオブザーバーとして立会い、採用人事の透明性、公平性を担保するようにしている。また、昇任人事についてはその細則を作成した。

〈8〉総合リハビリテーション学部

専任教員の募集・採用・昇任については、教授会において教授による選考委員会を設置し、教授会の承認を受けて公募を行う。採用・昇任については応募者を選考委員会で選定し、教授会でプレゼンテーションを行い投票で適任者を決定し、大学の評議会で審議する。ただし、昇任についてはプレゼンテーションを行わない（資料3-17）。

〈9〉栄養学部

専任教員の募集・採用・昇任基準は、神戸学院大学栄養学部教育職員選考規程および栄養学部教育職員選考基準に則って行われている（資料3-19、資料3-20）。

募集方法については、学内外を問わない公募、推薦の種類があり、事案に応じて適切な方法を選択している。候補者についての審議は、教授の採用の場合は、推薦委員会が発足され、そこで審議している。准教授以下の採用の場合は、教授会で審議を行っている。候補者には、研究教育に係るプレゼンテーションの場が設けられ、その内容と教育歴、研究業績、社会貢献等を加味して、前述の会で可否を決定している。

〈10〉薬学部

教員の採用及び昇任に関しては、規則集に規程、内規、基準等が整備されている（資料3-22、資料3-121）。教員採用は原則公募とし、応募者の申請書を総務委員会で審査し、可とされれば公開講演会を依頼する。その後、選考委員会で審議し、構成員の3分の2以上の賛成により決定する。教員昇任では、審査委員会で審議し、可とされた該当者は選考委員会で審議し、構成員の3分の2以上の賛成により決定する。教員採用の選考では、履歴書、研究教育業績書、着任後の教育研究活動の抱負、及び推薦書の提出を求め、公開講演会での質疑応答を含めて、選考委員会で選考を行う。教員昇任の選考では、履歴書、教育研究業績書、教育・研究・学部運営・将来構想に関する自己申告書を総務委員会で精査し、可とされた応募者は選考委員会で、履歴・業績及び人格・見識について審議し、選考する。教員の採用・昇任では、研究業績のみに偏らず、教育、学部運営、社会貢献に対する考え方、見識・人格等を総合して判断している。

〈11〉法学研究科

法学研究科の教員組織は、法学部に所属する専任教員から構成されている。本学では、大学院のみを担当する専任教員を認めていない。法学部においては、法学研究科の要請をも考慮しつつ、法学部教育職員選考基準に基づき専任教員の募集・採用を行っている（資料3-6）。

法学部担当教員を法学研究科担当教員に任命するに際しては、神戸学院大学大学院担当教員任用規程、大学院法学研究科担当教員選考内規に基づき、研究科委員会の選考結果に基づき、学長が任用する手続が定められており、法学部教員が自動的に法学研究科教員となることはない（資料3-24、資料3-76）。選考手続の開始は、研究科長又は3名以上の研究科委員会構成員の発議による（資料3-76 第2条）。

法学研究科担当教員の募集・採用・昇任等に関する規程及び手続については、学部担当

教員募集・採用・昇任を前提としており、その上で、法学研究科の担当の決定については、研究科委員会において審議の上、適切に決定されている。

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科の募集・採用・昇任については、経済学部、経営学部と一体運営されており、経済学部教育職員選考基準、経営学部教育職員選考基準に明示された基準に沿って、経済学部教育職員選考規程および経営学部教育職員選考規程に明示された手続を経て民主的に行われているほか、特に大学院を担当する教員の選考については「大学院経済学研究科教育職員選考内規」を設け担当教員の選考については、研究科長又は3名以上の研究科委員会構成員の発議により、3名以上の委員からなる選考委員会を組織し選考を行うなど、その適切性を担保している（資料3-7～資料3-10、資料3-79）。

〈13〉 人間文化学研究科

神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規および神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格基準を制定し、上記の内規と基準に従って、採用人事調整委員会や人間文化学研究科担当教員資格審査委員会での審査を経て決定されることになっている（資料3-82、資料3-83、資料3-54）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科単独で教員を採用することはなく、学部と共通に採用するため、採用の手続きは、総合リハビリテーション学部教育職員選考規程に則り、採用・昇任選考委員会を設置し、募集要項を作成し、募集を行う（資料3-17）。大学院担当教員の認定基準に照らし合わせて、採用の場合は応募者から2名の候補者を選定し、プレゼンテーションを行って、教授会で投票し、有効投票数の3分の2以上を得票したものを決議する。また、昇任の場合は昇任候補者を選定し、教授会で投票し、有効投票数の3分の2以上の得票したものを決議する（資料3-65）。これを、評議会の議を経て理事長が決定する。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学研究科の専任教員は、栄養学部の教員と兼担であり、学部の募集、採用、昇任の規定にしたがって配置されている。基本的には栄養学部教員のうち准教授以上は博士の学位を有する教員組織から構成されている（資料3-122）。昇任については、学部と同様に、自薦・他薦を含め、教育・研究・社会貢献などの業績を記した申請書を審査委員会で審議し、最終的には当該職階以上の構成員から成る選考委員会で可否を決定する。選考委員会では①教育業績、②研究業績、③学部運営への貢献、④社会（地域）貢献、⑤人格（見識）の5つの基準をもとに、総合的に判断している。

〈16〉 薬学研究科

教員の募集・採用に関しては、学部と連動して公募を行っており、応募書類にその基準について明文化している。さらに、その手続きは、選考委員会、研究科委員会等を通じて適切に行われている（資料3-21、資料3-121）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科の専任教員は、栄養学部、薬学部の教員と兼担であり、学部の募集、採用、昇任の規定にしたがって配置されている。基本的には栄養学部、薬学部教員のうち准教授以上は博士の学位を有する教員組織から構成されている（資料3-122）。昇任については、食品薬品総合科学研究科の教員は、学部にも所属する兼任教員であり、研究科

のみに所属する専任教員はいない。従って食品薬品総合科学研究科独自の教員の募集・採用・昇任はない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉大学全体

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

大学として教員の教育研究活動について直接的な評価は行っていない。

教員の教育研究活動の評価は、各学部・研究科に委ねている。2016年2月に実施した教育開発センター委員会において、教育改革の1つの検討課題として教員の教育業績の評価に関して議論された(資料3-123)。薬学部では、全教員に対し、①教育に関する自己点検評価報告書、②研究に関する自己点検評価報告書の2つの提出を義務化している(資料3-124、資料3-125)。

各学部においては、教育職員選考規程および選考基準を定めており、これらが本学における実質上の教育研究上の評価基準である。

情報の公表・教員総覧において、本学教員の紹介(学位、職歴、所属学会、主な研究分野、主な研究課題、競争的資金・科学研究費補助金、主な研究業績、講演会実績、講演など協力可能なテーマ及び実績)を広く社会に公表し、内外の評価を受けている(資料3-68)。

b. 教員の資質向上のための研修等について

本学の組織的FD活動の歴史は深く、全学的FD活動としては、2001年7月に第1回FD講演会が「現在の大学改革 — いま、なぜ教育改革か」と題して開催されたときまで遡る(資料3-126 p. 1-38)。それを経て、2002年10月に、教育活動の主体である教員と、教育活動を支える事務職員が一体となって推進するという理念に基づき、全学FD委員会が発足し、2007年にFD・SD委員会と改称した後の、2009年4月に教育開発センターが発足し、そのもとに本学の全学的・組織的FDを推進する組織として、学部FD部会及び大学院FD部会を設置して以降、本学での全学FDの中心として活動している(資料3-127)。

また、本学のFDを「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」と定義した。これにより、職員や学生など大学の構成員全員がFD活動の主体となること、個々の教員の授業スキルというマイクロレベルから、各学部の執行部が行うカリキュラム改革や、大学のガバナンスの責任者による教育上の中長期計画の策定などのミドルレベル及びマクロレベルに至るまでの広範な活動を本学のFD活動として実施することが可能となった。

主な活動としては、新採用教員ガイダンスをはじめ、FDワークショップ、授業公開、FD講演会、学生とFD委員との懇談会、新任教職員とFD委員との懇談会などがあり、これらの教員の資質向上を図る活動を、年間を通して開催している(資料3-128、資料3-129)。

その他には、以下のFD活動を行っている。

教員の研究倫理教育として、2015年度に、研究支援センターから全専任教員に「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」を配付、通読を指導している(資料3-130、

資料3-131)。

CITI Japan eラーニングの履修を学部の判断により、専任教員に義務付けている(資料3-132)。

研究支援センターにて各学部・研究科に対して「競争的資金等不正防止計画書」及び「競争的資金等不正防止実施報告書」の提出を義務付けている(資料3-133)。

各種ハラスメントを防止するために、教員向けのハラスメント研修を開催している(資料3-134)。

〈2〉法学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教員の採用・承認に際しては、「法学部教育職員選考基準」に基づき教育研究上の業績評価を実施している(資料3-6)。また、本学ホームページの「教員総覧」において、各教員の学歴・職歴・所属学会・主な研究業績等を公表している(資料3-68)。

法学部教員・学生等を構成員とする神戸学院大学法学会を組織し、機関誌「神戸学院法学」の発行、研究叢書出版の補助、研究会の開催等を行うことにより、教員の教育・研究活動の活性化を図っている(資料3-135)。

b. 教員の資質向上のための研修等について

教員の資質向上を図るための研修等については、不正防止計画推進委員やハラスメント防止委員等の関係委員が中心となって、法学部専任教員を対象に、研究倫理教育やハラスメント講習等の研修活動を定期的実施しているほか、法学部教授会や法学部教員メーリング・リスト等を通じて、全学的な研修等への参加を教員に対して促している(資料3-136、資料3-137)。

全学的な制度として「海外研究員制度」及び「国内研究員制度」が設けられており、法学部教員も定期的にこれらの制度を活用することにより、教育・研究活動の研鑽に努めている(資料3-138)。

〈3〉経済学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

「教員総覧」で各教員の学歴・職歴・所属学会・主な研究業績等を公表している。また経済学部内の経済学会で発行している「経済学論集」で、各教員の研究内容を公表し、研究叢書出版の補助、研究会の開催等を行うことにより、教員の研究活動の活性化を図っている(資料3-68、資料3-139)。また、ゼミ活動や成績不振者への面接指導、高校やオープンキャンパスでの模擬授業等の教育業績データを研究活動実績とともに経済学部長室で管理している。昇任人事の際、それらをもとに適切な評価を行っている(資料3-140)。

b. 教員の資質向上のための研修等について

教員の教育活動については、薬物乱用防止講演会、ハラスメント研修会、学部FDを定期的に関くことにより、教員の資質向上のための研修を行っている。また、教員の研究倫理教育として、2016年度より日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの履修を当学部の専任教員に義務付けている(資料3-141～資料3-144)。

〈4〉経営学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教育研究活動の活性化に資する業績評価については、毎年、前年度の研究活動について

調査を行い、学部内紀要の学会消息で公表している（資料3-145 p.148-157）。経営学部教員に関わる学内の学術紀要として、「神戸学院大学経営学論集」を年2回刊行しており、経営学部教員の研究成果の重要な公表場所となっている。

経営学部人事選考内規において、審査対象学術研究図書又は査読付学術研究論文の必要本数（教授への昇任で5本中1本以上、准教授への昇任で2本中1本以上）が規定されたことで、教員の研究活動の評価基準が明確となった（資料3-47）。加えて、教授会では、科研費の申請を奨励している（資料3-146 報告連絡事項（2））。

b. 教員の資質向上のための研修等について

経営学部では、専任教員の教育研究の資質向上のため、全学的に行われている海外・国内研究員制度を活用して毎年1名派遣し、研修終了後、経営学部研究発表会で研究成果を還元している（資料3-145 p.146）。

また、経営学会では、専任教員の研究活動を推進するため、ワークショップ・研究プロジェクトに対し、年間2件以内の研究助成を行っている。この助成を受けた研究は、原則として研究終了後1年以内に研究成果を公表することとなっている（資料3-147）。

加えて、教員の資質を向上させるために、薬物乱用防止講演会、ハラスメント研修会、キャリアデザイン講演会、研究倫理・研究不正防止コンプライアンス研修会、学生とFD委員等との懇談会を実施している（資料3-145 p.145-147）。学生とFD委員等との懇談会で学生からヒアリングした内容は、教授会で報告され、教員間で共有化が図られている（資料3-148）。

〈5〉人文学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教育・研究活動の活性化のために、「人文学部教育職員選考基準」に則った「昇任内規」に基づき、准教授もしくは教授昇任に適切な教育・研究業績が必要と定めている（資料3-12、資料3-53）。また3年ごとに教育・研究業績を学部学会誌「人間文化」にて公開している（資料3-149）。学部独自の単年度競争的研究資金である「人文学部研究推進費」の選考にあたっては教育・研究業績を採択の基準のひとつとしていることも教育・研究活動の活性化に繋がっている（資料3-150）。また、人文学部紀要を毎年1回刊行し、教員の研究成果を公表する場を設けるとともに、人文学部人文学会の学会誌「人間文化」においては、研究論文の審査において学外の研究者も論文査読に加わる査読制度を設け、公刊論文の学術的水準を高めるよう努力していることも、教育・研究活動の活性化に寄与している（資料3-151、資料3-152）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

研究不正防止計画推進委員会主催による研究不正防止に関する研修会や人文学部ハラスメント防止委員会主催によるハラスメント講演会を行っている（資料3-153、資料3-154）。人文学部人文学会の研究会も年2回定期的に開催し、研究会成果は「人間文化」において公刊されている（資料3-149、資料3-155 2015年度 研究1-（4）③ 人文学部小委員会）。「人文学部研究推進費」に関しても、その成果報告会を行っている（資料3-156）。また、長期、短期、特別の海外研修の機会に加えて国内研修が設けられている（資料3-157、資料3-158 報告事項（6））。

〈6〉現代社会学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教育活動については、全学的に「授業改善アンケート」を実施しており、各教員は積極的に学生からのコメントに回答することが求められている（資料3-159）。研究活動については、直接的な評価は行っていないが、各教員の研究活動の記録を、学部から発行している論文誌「現代社会研究」で公表している。

b. 教員の資質向上のための研修等について

2015年7月15日「公正研究研修会」にて研究倫理と研究公正に関する日本学術振興会研究倫理eラーニングの研修を実施するとともに、全専任教員、実習助手に対して、その完了について指示を行った（資料3-160）。

学部開設3年目であるが、特別海外研究員制度を活用し、短期の在外研究に教員を派遣している（資料3-161）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教員の教育研究活動の業績については、昇任審査等の際に入念にチェックされる。昇任の要件として一定の教育研究業績が前提とされており、学術論文については査読付学会論文の必要件数も明記されている（資料3-62）。科学研究費の申請についても、申請者については次年度の個人研究費に一定金額が加算されるなど、外部研究資金獲得の奨励をはかることで研究活動の活性化がはかられている。

b. 教員の資質向上のための研修等について

グローバル・コミュニケーション学部においては Semester 留学が卒業単位として必修となっているので、海外に渡航する学生にとっての安全の確保は極めて重要であるため、Semester 留学に対応すべく学部においても高度なセキュリティ対策が求められる。本学では国際交流支援グループにおいて、毎年専門家を招請して海外研修危機管理セミナーが実施されており、海外事故発生時における大学のメディア対応と家族対応なども含め、多数のグローバル・コミュニケーション学部教員がこのセミナーに参加している。また、研究倫理に関する研修会についても、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」を用いて、輪読会形式もとりながら実施している。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

年1回発行の総合リハビリテーション研究に、全教員が当該年度の業績を報告・公表し、教育・研究活動の活性化に努めている（資料3-162）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

大学、学部のFD委員会による研修会が開催されている（資料3-163）。また、毎 Semester 終了時には学生による授業改善アンケートが行われ、その結果が教員にフィードバックされている（資料3-159）。2017年1月にはFDとしてハラスメント防止研修会の開催が計画されている（資料3-164）。

研究不正を防止するために、研究助成に応募する教員に対しては、eラーニングによるCITI Japan プログラムによる研究者行動規範教育の受講を義務付けている。また、長期・短期・特別海外研修の機会が設けられている（資料3-165）。

〈9〉栄養学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教員の教育研究活動については、定例教授会において、外部で活動や講演を行っている内容について、報告している。また専任教員の昇任時の審査基準としている。大学の教員総覧にも教育研究活動は明示しており、適切に評価するとともに、活性化に努めている（資料3-68）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

学部内で研修内容について検討し、資質向上に必要な内容を実施している。2015年度においては、7月29日に「人を対象とする研究に関する講習会」を実施し、医学系研究と医学系以外の研究の区分や研究に関する倫理指針について研修を行った（資料3-166 議題1）。また9月16日には、公正研究集会を開催し、責任のある研究活動、研究計画立案、研究の進め方、発表方法、研究費の適切な使用、社会への還元について、学部構成員が講師となり実施した（資料3-166 報告事項3）。2016年度においては、ハラスメント防止のための研修会を2017年1月18日に実施し、アカハラ・パワハラ・セクハラの現状と対策について研修を行う（資料3-167 連絡事項1）。

〈10〉薬学部

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

専任教員の教育研究活動は「自己点検評価報告書」としてまとめ、毎年発行・公開されている。教育活動としては、担当する全ての講義科目のカリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の到達目標、講義の創意工夫や改善点についてまとめたものを、又、研究活動としては、当該年度の研究の概要、原著論文数、学会発表数、外部資金の獲得状況、及び関連学会等でのなどを集計したものを公開している。一方、当該年度の教育研究活動と共に、大学運営や学部運営への貢献、学会活動や社会貢献などをまとめた「自己点検評価表」を各教員が作成し、自己点検評価委員会での管理のもと、次年度の一部の研究費の傾斜配分の資料とし、教育研究活動の活性化に努めている（資料3-168）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

本学では、学士課程教育の構築とファカルティ・デベロップメント（FD）活動の推進・支援のために、教育開発センターが設置されている（資料3-127）。教育開発センターには、教育開発センター委員会及び下部組織の学部FD部会が設置され、全学的及び各学部でのFD活動を行うための全学的な組織・体制は整っている。教育研究に関わる教員の資質向上への取組みでは、国内外の外部講師によるFD講演会、薬剤師のためのワークショップ in 近畿（実務実習指導薬剤師養成ワークショップ）などへの参加やタスクフォースの派遣など年間10件程度を実施している（資料3-169）。教員の資質向上を図るためのFD活動は、薬学部FD部会により2009年に一度実施されたが、現在組織的・恒常的な取り組みは無く、個々の教員の研鑽に負っているところが大きい。

社会貢献に関わる教員の資質向上への取組みでは、近隣の薬剤師会や病院薬剤師会の様々な研修会への講師派遣や薬学関連学会や団体での役員や委員の分担、更には、薬剤師の生涯教育の一環として神戸学院大学卒後研修会、漢方薬・生薬セミナー、及び神戸POS研究会などを主催している。又、官学連携として、大学と神戸市消防局との連携協定のもと2008年度より神戸市消防局特殊災害隊研修及び神戸市消防学校特殊災害研修を学内

で実施している。更に、地域住民を対象とした講演会を、文部科学省の支援事業として採択されている「ポーアイ四大学の連携事業」の一環として実施している。いずれの取り組みも、薬学における教育研究や諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修として適切に行われている。

〈11〉 法学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

法学研究科担当教員の選考に際しては、大学院法学研究科担当教員選考内規に基づき、選考委員会が必要な資料の調査を行った上で研究科委員会において審議することとしており、教育研究活動の業績を適切に評価している（資料3-76 第3条、第4条）。

本学では、海外研究員規程、国内研究員規程に基づき「海外研究員制度」「国内研究員制度」を導入している（資料3-170、資料3-171）。海外研究員については長期、短期、特別の3種があり、長期の場合原則として最大1年、国内研究員は最大1年の期間での研修の機会がひらかれている。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上と活性化を図っているが、一定期間の継続勤務に対して研鑽の機会を保障するサバティカル制度は導入されていない。

b. 教員の資質向上のための研修等について

神戸学院大学法学会において、年に数回「法学会研究会」を開催している。報告者は主には法学部専任教員であり、それゆえ、大部分は法学研究科専任教員と重複している。研究会では教員が各自の現在の研究の成果の報告を通じて、研究の向上を図っている。

また、研究科委員会においては、全学の組織である大学院委員会の議題・報告事項について大学院委員が詳細に報告し、特に大学の管理業務についての周知徹底を図っている。

なお、不正防止・ハラスメント防止等の研修については、法学研究科専任教員は法学部専任教員と重複していることから、研究科独自には実施はしていないものの、法学部では実施されている（資料3-172、資料3-173）。

〈12〉 経済学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

教員の教育研究活動については、毎年度末に専任教員で構成する学会の研究消息の形で経済学部、経営学部と一体的に把握、公表しているが、適切な評価のための取り組みができていない。

b. 教員の資質向上のための研修等について

教員の資質向上に向けた研究科独自の研修等の恒常的な機会として、経済学部、経営学部と共同でハラスメント研修、研究倫理研修を行い、教員の資質向上を図っている（資料3-174、資料3-175）。

〈13〉 人間文化学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

人間文化学研究科担当教員資格審査委員会にて過去5年度分の教育研究業績を検討し、研究科専任教員に適切であるか審査している（資料3-82、資料3-83）。博士の学位を有すること、学会誌等に20編以上の論文を公表していることなどを基準に、最近5年間に3編以上の論文を公刊しているかを検査し、これにより教育・研究活動の活性化に努めている。

b. 教員の資質向上のための研修等について

人間文化科学研究科としてはハラスメントや研究倫理に関する研修会を独立して行っていない。これら諸活動は学部のそれと連動して行われている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

年1回発行の総合リハビリテーション研究に、全教員が当該年度の業績を報告・公表し、教育・研究活動の活性化に努めている（資料3-162）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

研究科FD委員会による研修会が開催されている。例えば、2016年9月21日に開催されたFD研修会では、IPE（多職種連携教育）についての、先進国であるアメリカの状況を学ぶため、ニューヨーク・ハンター・カレッジ・オブ・ソーシャルワークによる研修会を開催した。また、ハラスメント防止や不正防止等については、学部でのFD研修会等が開催される時に、大学院教員、及び、大学院生にも受講するよう、指導している（資料3-176）。

〈15〉 栄養学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

学部とは区別化した研究科の教員組織編制方針を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築するため、大学院担当教員の資格基準案を研究科委員会にて作成し、制定した。2014年度よりこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施している（資料3-89）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

各教員の専門分野における研究活動を活性化し推進すべく「食品薬品総合科学研究科ライフサイエンス産学連携研究センター」を設置し、文部科学省より助成金を得ている。栄養学研究科専任教員は、全員、食品薬品総合科学研究科の教員を兼務しているので、博士課程での活動を通じて研究活動を活性化する道が開かれている。研究科独自の教員の研究・教育活動等の評価やFDの実施については、具体的な実施計画はない。

〈16〉 薬学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

学部と連動して、教員の自己評価を行う事によって、業績の確認等を行っている。さらに、予算配分等の際に傾斜配分を行う材料としても使われている。それらによって、教育・研究活動の活性化に繋がっている。さらに、外部講師の講演会になどを通じて研究活動の活性化に努めている（資料3-177、資料3-178）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

学部と連動して、医療薬学教育・研究に関する講演会、研究のデータの取り扱い方や学会発表や論文発表などあり方および不正防止に関する研修会、さらにはハラスメント防止に関する研修会や各種FD活動等を通じて、教員の研究・教育の資質向上を図っている（資料3-179、資料3-180）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

a. 教員の教育研究活動等の評価の実施について

学部とは区別化した研究科の教員組織編制方針を定めて教育・研究を組織的に支援する体制を構築する博士課程担当教員の資格基準案を研究科委員会にて作成し、制定した。2014年度よりこの基準により毎年担当教員の資格審査を実施している（資料3-93）。

b. 教員の資質向上のための研修等について

各教員の専門分野における研究活動を活性化し推進すべく「食品薬品総合科学研究科ライフサイエンス産学連携研究センター」を設置し、文部科学省より助成金を得ている（資料3-181）。栄養学研究科、薬学研究科専任教員は、全員、食品薬品総合科学研究科の教員を兼務しているため、博士課程での活動を通じて研究活動を活性化する道が開かれている。研究科独自の教員の研究・教育活動等の評価やFDの実施については、栄養学研究科と同様である。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

本学は、期待する教育職員像や教員組織の編制方針を明確に定め、明文化された規程に基づき公正かつ適切に教員の募集・採用・昇任を行い、年齢構成に偏りのない教員組織を整備している。全学レベルのFDは、教育開発センターのものと学部FD部会、大学院FD部会が中心となって教育活動の主体である教員と、教育活動を支える事務職員が一体となって推進している。また、教員の研究倫理教育やハラスメント防止研修なども実施し、教員の質的向上を図っている。

以上の点から本学は、基準3を充足している。

①効果が上がっている事項

〈5〉人文学部

学部独自の単年度競争的研究資金である「人文学部研究推進費」の選考にあたっては教育・研究業績を採択の基準のひとつとしている。また、「人文学部研究推進費」の研究成果は研究成果報告会で発表されるだけでなく、査読制度を有する学部学会誌「人間文化」に投稿し審査を経て公刊され、教育・研究活動の公開に繋がっていることが、その活性化に寄与できている（資料3-149、資料3-150、資料3-152、資料3-156、資料3-182）。

〈10〉薬学部

「自己点検評価表」を各教員が毎年作成し、公開することにより、自己研鑽に努めていること（資料3-168）。また、自己点検評価委員会での評価資料としても活用され、教員の教育研究活動の活性化に寄与している。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・教育職員採用情報に、大学憲章の「期待する教育職員像」が、明記されていない（資料3-26）。

〈6〉現代社会学部

・大学全体の各学部・学科の教員定員見直しに合わせて、現代社会学部及び現代社会学科・社会防災学科における教員組織の変更を検討し、教授会で審議する素案を策定する必要がある。

・2017年度に学部が完成年度を迎えるので、任期付教員を含めた教員の募集、採用、昇任が現実の問題となる。

・授業評価アンケートに対する学生からのコメントへの回答割合は2015年度前期25%、後期30%と全学平均水準であった。

・日本学術振興会研究倫理 e ラーニングの導入とその完了を指示したが、その完了率は現状ではまだ低い。

〈9〉栄養学部

・教員の公募について大学ホームページのみの掲載であったため、応募人数が非常に限定的であった。

〈11〉法学研究科

・専任教員の研鑽の機会を保障するためのサバティカル制度が存在していない。法学研究科にあっては、例えば、弁護士として実務を経験することも有用な研鑽であるところ、現在の制度では、かかる研修ができない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈5〉人文学部

・学部学会誌「人間文化」の目次、一部論文あるいは研究資料のインターネット上での公開へ向け、諸課題の解決をはかる。

〈10〉薬学部

・「自己点検評価表」の発展的な改善方策として、評価項目の点検・見直しを毎年実施する。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・教育職員募集時に、大学憲章の「期待する教育職員像」を採用情報とともに、明記する。

〈6〉現代社会学部

・将来の教員組織のあり方を議論し、教授会で審議するための素案を策定する組織を立ち上げる。

・2016年度中に教員の募集、採用、昇任についての明文化された手続きの策定に着手し、完了する。

・授業評価アンケートに対する学生からのコメントへの回答を積極的に進め、回答割合を改善できるよう教授会等で周知する。

・日本学術振興会研究倫理 e ラーニングに加え、CITI Japan ON スクリーン e ラーニングも学部として登録をしたので、それも含めた選択的な学修の実施とどちらかの完了を指示する。

〈9〉栄養学部

・JREC-IN や学会ホームページなどに掲載を依頼し、広く募集することで多様な人材から候補者を絞り込む。

〈11〉法学研究科

・サバティカル制度の導入は、全学的な対応が必要ではあるが、まずは法学研究科で実

施する場合の問題点についてこれ明らかにする必要があると考えられるので、大学院改革プロジェクトにおいて審議する。

4. 根拠資料

- 資料3-1 本学ホームページ 大学憲章 (既出 資料1-11)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料3-2 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料3-3 教育開発センター委員会議事録 (2016年11月17日)
- 資料3-4 本学ホームページ 大学概要 - 教育目標・方針 - 大学運営に係る各種方針
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/management.html>
- 資料3-5 神戸学院大学法学部教育職員選考規程
- 資料3-6 法学部教育職員選考基準
- 資料3-7 神戸学院大学経済学部教育職員選考規程
- 資料3-8 経済学部教育職員選考基準
- 資料3-9 神戸学院大学経営学部教育職員選考規程
- 資料3-10 経営学部教育職員選考基準
- 資料3-11 神戸学院大学人文学部教育職員選考規程
- 資料3-12 人文学部教育職員選考基準
- 資料3-13 神戸学院大学現代社会学部教育職員選考規程
- 資料3-14 現代社会学部教育職員選考基準
- 資料3-15 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考規程
- 資料3-16 グローバル・コミュニケーション学部教育職員選考基準
- 資料3-17 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教育職員選考規程
- 資料3-18 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教育職員選考基準
- 資料3-19 神戸学院大学栄養学部教育職員選考規程
- 資料3-20 栄養学部教育職員選考基準
- 資料3-21 神戸学院大学薬学部教育職員選考規程
- 資料3-22 薬学部教育職員選考基準
- 資料3-23 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料3-24 神戸学院大学大学院担当教員任用規程
- 資料3-25 大学院教育部会議事録 (2012年11月22日)
- 資料3-26 神戸学院大学任期付教員任用規程
- 資料3-27 神戸学院大学任期付教員任用規程運用細則
- 資料3-28 神戸学院大学任期付教員再任要項
- 資料3-29 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)
- 資料3-30 副学長制度実施要領
- 資料3-31 学長補佐制度実施要領
- 資料3-32 神戸学院大学評議会規程 (既出 資料2-15)

第3章 教員・教員組織

- 資料3-33 神戸学院大学総合企画会議規程 (既出 資料2-14)
- 資料3-34 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)
- 資料3-35 神戸学院大学共通教育センター規則 (既出 資料2-6)
- 資料3-36 神戸学院大学教職教育センター委員会規程
- 資料3-37 教員定員表
- 資料3-38 2016年度 法学部人事構成
- 資料3-39 法学部教授会・法学研究科委員会資料 (2016年11月22日)
- 資料3-40 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担 (案) (2016年4月12日) 学内委員 (既出 資料1-61)
- 資料3-41 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料3-42 経済学部「教員組織の編制方針」
- 資料3-43 2016年度各種委員案 (経済学部)
- 資料3-44 神戸学院大学経済学部教授会規則
- 資料3-45 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html>
- 資料3-46 経営学部教授会資料4 (2016年12月21日)
- 資料3-47 神戸学院大学経営学部人事選考内規
- 資料3-48 経営学部教授会鑑・資料 (2016年3月12日)
- 資料3-49 経営学部教授会鑑・資料 (2016年6月22日) (既出 資料1-66)
- 資料3-50 人文学部教授会資料 (2016年11月16日)
- 資料3-51 2015年度教員人事(採用)手続き・日程
- 資料3-52 2015年度昇任人事日程
- 資料3-53 昇任内規 (人文学部における教員昇任手続き)
- 資料3-54 採用人事調整委員会の設置
- 資料3-55 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員
- 資料3-56 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-14)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料3-57 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料3-58 2016年度現代社会学部学内委員及び部内委員
- 資料3-59 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-40)
<https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料3-60 評議会議事報告書 (2015年12月10日)
- 資料3-61 JREC_IN Portal 教員公募案内例

第3章 教員・教員組織

- 資料3-62 グローバル・コミュニケーション学部における教員昇任手続きの内規（非公開）
- 資料3-63 2016年度後期 委員一覧
- 資料3-64 総合リハビリテーション学部 総合リハビリテーション学研究科 教員組織の編成方針
- 資料3-65 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教育職員選考基準 一学部内昇任申し合わせ事項一
- 資料3-66 2016年度総合リハビリテーション学部委員一覧表
- 資料3-67 栄養学部教授会議事報告書（2016年12月14日）
- 資料3-68 本学ホームページ 情報の公表 - 教員総覧
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/teacher/>
- 資料3-69 履修の手引 2016 薬学部（既出 資料1-30）
- 資料3-70 部門制と所属教員名簿
- 資料3-71 神戸学院大学薬学部規則
- 資料3-72 薬学部組織2016（既出 資料1-74）
- 資料3-73 神戸学院大学大学院法学研究科規則（既出 資料1-4）
- 資料3-74 本学ホームページ 法学研究科（既出 資料1-49）
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/law/
- 資料3-75 法学研究科委員会議事録（2016年11月22日）
- 資料3-76 神戸学院大学大学院法学研究科担当教員選考内規
- 資料3-77 本学ホームページ 経済学研究科（既出 資料1-16）
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/economics/
- 資料3-78 経済学研究科「教員組織の編制方針」
- 資料3-79 神戸学院大学大学院経済学研究科担当教員選考内規
- 資料3-80 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則（既出 資料1-6）
- 資料3-81 人間文化学研究科委員会資料（2016年11月16日）
- 資料3-82 神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査内規
- 資料3-83 神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格基準
- 資料3-84 大学院科目担当申請書
- 資料3-85 大学院教育実績・研究業績書
- 資料3-86 2017年度「大学院教育実績・研究業績書」記載時および提出時の注意事項
- 資料3-87 総合リハビリテーション学研究科委員会議事録（2012年9月5日）
- 資料3-88 栄養士法施行規則
- 資料3-89 栄養学研究科 大学院教員資格基準に関する内規
- 資料3-90 栄養学研究科委員会議事報告書（2013年4月10日）
- 資料3-91 神戸学院大学大学院薬学研究科設置の趣旨等を記載した書類
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/pharmacy/pdf/setti_yakugaku_daigakuin_03.pdf
- 資料3-92 「大学院担当教員任用基準・薬学研究科（細則）」
- 資料3-93 食品薬品総合科学研究科 大学院教員資格基準

- 資料3-94 総合企画会議議事録（2016年11月17日）
- 資料3-95 2016年度版 神戸学院大学データ集
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料3-96 2016年度法学部担当科目一覧
- 資料3-97 法学部人事教授会議事録（2016年7月12日）
- 資料3-98 経済学部教育職員選考（採用）規程取扱内規 経済学部教育職員選考（昇任）規程取扱内規
- 資料3-99 経済学部教授会議事録（2016年11月18日）
- 資料3-100 経営学部教授会鑑（2016年11月16日）
- 資料3-101 2017年度科目担当一覧（案）
- 資料3-102 経営学部教授会鑑・資料（2014年6月25日）
- 資料3-103 経営学部教授会鑑・資料（2016年5月25日）
- 資料3-104 グローバル・コミュニケーション学部教授会議事録（2016年1月27日）
- 資料3-105 グローバル・コミュニケーション学部教授会議事録（2016年5月18日）
- 資料3-106 GC学部選考手続細則図示版 2016.02.10
- 資料3-107 総合リハビリテーション学部教授会（人事会議）開催通知（2016年8月3日）
- 資料3-108 履修の手引 2016 栄養学部（既出 資料1-29）
- 資料3-109 栄養学部教授会資料（2016年10月26日）
- 資料3-110 2016年度専任教員年齢構成
- 資料3-111 専任教員の担当授業科目および時間数
- 資料3-112 GRADUATE SCHOOL 2017（既出 資料1-17）
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料3-113 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院)
<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jsp>
- 資料3-114 2016年度 大学院改革プロジェクト会議 開催通知
- 資料3-115 大学院履修要項 2016年度（既出 資料1-52）
- 資料3-116 総合リハビリテーション学部教員 コード・内線
- 資料3-117 総合リハビリテーション学研究科委員会議事録（2016年11月2日）
- 資料3-118 薬学研究科委員会鑑・議事録（2016年度）
- 資料3-119 本学ホームページ 教育職員採用情報
https://www.kobegakuin.ac.jp/adoption_staff/information/
- 資料3-120 経済学部教授会資料（2015年7月10日）
- 資料3-121 神戸学院大学薬学部教育職員選考内規
- 資料3-122 栄養学研究科委員会資料（2013年7月24日）
- 資料3-123 教育開発センター委員会議事録（2016年2月18日）
- 資料3-124 2015年度自己点検評価報告のお願い
- 資料3-125 薬学部教育・研究に関する自己点検報告書（様式）
- 資料3-126 FD推進のための教育プロジェクト 活動報告書 2001年度
- 資料3-127 神戸学院大学教育開発センター規則（既出 資料2-7）

- 資料3-128 新採用教員ガイダンス資料
- 資料3-129 FD活動（出張）報告書（2015年度）
- 資料3-130 研究倫理教育の実施にあたって
- 資料3-131 科学の健全な発展のために ―誠実な科学者の心得―
- 資料3-132 CITI Japan e-ラーニング
- 資料3-133 神戸学院大学競争的資金等取扱規程
- 資料3-134 ハラスメント防止委員会 研修ワーキンググループ 2015年度の活動のまとめと2016年度の課題および引継ぎ事項
- 資料3-135 神戸学院大学法学会会則
- 資料3-136 2015年度 研究倫理教育実施報告書（法学部）
- 資料3-137 法学部教授会議事録（2015年2月12日）
- 資料3-138 法学部教授会議事録（2014年9月9日）
- 資料3-139 神戸学院 経済学論集 第48巻 第1、2、3号 平成28年12月
- 資料3-140 経済学部教授会資料（2016年11月23日）
- 資料3-141 経済学部・経済学研究科オリジナルホームページ 薬物講演会を開催しました
<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v02/cgi-bin2/list.cgi?id=2016052515331649>
- 資料3-142 ハラスメント研修 経済学部教員用
- 資料3-143 FDセミナー（2016.7.15）
- 資料3-144 日本学術振興会研究倫理e-Learningコース 修了者一覧 修了証書
- 資料3-145 神戸学院大学 経営学論集 第12巻 第2号 2016年3月
- 資料3-146 経営学部教授会鑑（2016年7月20日）
- 資料3-147 神戸学院大学経営学会研究助成内規
- 資料3-148 経営学部教授会鑑・資料（2015年12月16日）
- 資料3-149 人間文化 H&S 37 2015
- 資料3-150 2016年度 人文学部研究推進費 研究計画調書
- 資料3-151 人文学部紀要 第36号 2016年3月 表紙と目次
- 資料3-152 『人間文化』投稿規程・執筆要項
- 資料3-153 研究不正防止に関する研修会の開催について
- 資料3-154 ハラスメント講演会のご案内
- 資料3-155 自己点検・評価マネジメントシステム（中期行動計画）（非公開）（既出 資料1-67）
- 資料3-156 2015年度人文学部研究推進費研究発表会プログラム
- 資料3-157 海外研究員募集の件
- 資料3-158 人文学部教授会議事録（2016年4月13日）
- 資料3-159 本学ホームページ 授業改善アンケート
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/>
- 資料3-160 2015年度 研究倫理教育実施報告書（現代社会学部）
- 資料3-161 【現代社会学部】特別海外研究員制度利用者一覧

第3章 教員・教員組織

- 資料3-162 業績リスト (2015年1月-12月)
- 資料3-163 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 FD講演会
- 資料3-164 ハラスメント防止委員会 拡大教授会での報告事項
- 資料3-165 総合リハビリテーション学部教授会議事録 (2016年6月1日)
- 資料3-166 栄養学部教授会資料 (2015年7月8日)
- 資料3-167 栄養学部教授会資料 (2016年11月9日)
- 資料3-168 自己点検評価表
- 資料3-169 2015年度 学部等主催FD活動実施
- 資料3-170 神戸学院大学海外研究員規程
- 資料3-171 神戸学院大学国内研究員規程
- 資料3-172 法学部教授会議事録 (2016年11月22日)
- 資料3-173 ハラスメント研修会鑑 (2015年2月12日)
- 資料3-174 ハラスメント講演会 (研修会) 開催案内 (2016年9月9日)
- 資料3-175 研究倫理及び公的研究費コンプライアンスセミナー開催案内 (2016年12月7日)
- 資料3-176 FD活動 (出張) 報告書 (2016年9月21日)
- 資料3-177 2015年度 神戸学院大学薬学部自己点検評価報告書 (教育・研究)
- 資料3-178 自己点検評価表 予算配当表
- 資料3-179 第5回 大学-医療連携講演会
- 資料3-180 学部等主催FD活動実施報告書総括
- 資料3-181 本学ホームページ ライフサイエンス産学連携研究センター
<http://www.kobegakuin.ac.jp/lifescience/>
- 資料3-182 人文学部オリジナルホームページ 人文学部研究推進費
<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~omoshiro/report/index.html>

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

2009年4月に、学士課程教育の質の向上を目的とする全学共通の組織として「教育開発センター」を設置し、そのもとに全学レベルでの学士課程教育の構築を目的とする「学士課程教育部会」を設置した(資料4(1)-1)。また2012年4月には大学院教育について議論する「大学院教育部会」を設置した。学士課程教育部会では、建学の精神と大学憲章を踏まえた全学共通の「ディプロマ・ポリシー」を策定し、各学部・学科レベルでの一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定した(資料4(1)-2)。各研究科においても、一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している(資料4(1)-3)。

全学のディプロマ・ポリシーは、①幅広い知識にもとづいて、他者および異文化を理解することができる。②さまざまな問題を発見し、それを解決する方策を導くことができる。③生涯にわたって学び続けることができる。④獲得した知識や技能を社会に役立てることができる。である。

大学憲章に記載されている本学の教育基本理念である①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育と対応し、建学当初から掲げ続けている本学の教育目標(「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」)を踏まえたものとなっている。このように、理念・目的を踏まえた、課程修了にあたって習得しておくべき学習成果は、学部・研究科ごとのディプロマ・ポリシーに明示している(資料4(1)-4)。

共通教育を担う共通教育センターでは、本学の全学のディプロマ・ポリシーのもとに、共通教育センターが目指す到達目標を以下の通り、定めている。①文化・社会・自然に関する広く豊かな知識を備え、それを社会に役立てることができる。②学修した知識・技能を活用して、人との円滑な交流を行い、自立した生活を送ることができる。③高い倫理観・責任感を備えた社会人として行動することができる。④自律的な学習基盤を備え、生涯学び続けていくことができる(資料4(1)-5)。

学位授与にあたって、達成すべき諸要件に関しては学則及び学科履修規則に定め、各学部の「履修の手引」に掲載し、全学生に明示している(資料4(1)-6、資料4(1)-7～資料4(1)-15)。

研究科についても大学院学則に定め、大学院履修要項に掲載している(資料4(1)-16)。

〈2〉法学部

法学部では、教育目標に基づいた学位授与方針として、学力の3要素に対応する形で、以下のディプロマ・ポリシーを定めている(資料4(1)-4、資料4(1)-7 冒頭部分)。

1. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

2. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

3. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

以上を基本方針として、具体的な卒業要件については別個に定めており、「履修の手引」で明示するとともに、学生に対するガイダンスを通じて周知徹底をしている。

卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から 24 単位以上を修得すること（うち外国語科目 8 単位以上）。

2. 専門教育科目から 90 単位以上を修得すること。なお、専門教育科目については、科目群ごとに詳細な卒業要件を定めている。

3. 上記を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

卒業要件を充足するにあたっては、上記のディプロマ・ポリシーに則った履修および単位修得が求められている（資料 4（1）-7 p.70）。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育目標に基づいた学位授与方針として、以下のディプロマ・ポリシーを定めている（資料 4（1）-4、資料 4（1）-8 冒頭部分）。

1. 経済の歴史や制度に係わる知識を修得し、今日の経済情勢を歴史的・制度的に理解できる。

2. 経済理論の基礎を習得し、日常の経済生活や経済全体の動向について理論的に理解できる。

3. 経済データに関する基礎的知識を習得し、統計的な処理ができる。

4. 異文化圏の人々と交流できる知識と技能を修得し、国際社会の一員という自覚を持って行動できる。

5. 経済問題を総合的に分析できる知識と技能を習得し、自主的な意思決定に活用できると共により良い社会構築に貢献できる。

卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から 24 単位以上を修得すること（うち外国語科目 8 単位以上）。

2. 専門教育科目から 100 単位以上を修得すること。なお、専門教育科目については、選択必修科目及び選択科目ごとに詳細な卒業要件を定めている。

3. 上記を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

卒業要件を充足するにあたっては、上記のディプロマ・ポリシーに則った履修および単位修得が求められている（資料 4（1）-8 p.67）。

〈4〉経営学部

経営学部では、基礎となる教育方針として三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めている。

経営学部の学生は、卒業までに達成する目標として、ディプロマ・ポリシーにおいて、以下の 5 点を求められる（資料 4（1）-9 「総説」の前頁）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

①現代の企業経営に関する基本的知識を学修し、ビジネス全般にわたって活用するために有用な知識を総合的に学修する。

②企業等の財務・会計に関する基礎からその応用に至るまでの知識や技能を学修する。

③情報通信技術（ICT）を用いて経営企画や経営戦略に必要な情報を収集し、さらに問題をシステム化するのに必要な数理情報の知識や技術を学修する。

④社会のグローバル化に伴って、国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化圏の人々と交流するのに必要な知識と技能を学修する。

⑤経営の問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を修得する。

以上5点の目標達成にむけて、4年間で合計124単位以上（共通教育科目：24単位以上、専門教育科目：100単位以上）の単位修得を卒業要件として設定している。また、専門教育科目においては、経営学部では3つのコース制を導入しているが、それぞれのコースにおいて選択必修となる科目、コースを越えて選択必修となる「コア科目」、「専門語学」、その他の「専門選択科目」を区分し、各コース履修者の卒業要件を明確化している（資料4（1）-9 p.36-41、p.44）。

〈5〉人文学部

大学全体のディプロマ・ポリシーに基づく人文学部ディプロマ・ポリシーを、大学ホームページおよび「履修の手引」に明示している（資料4（1）-10 巻頭）。明示されている修得すべき成果とは以下の4点である。

a. 専門知識の獲得と理解

1. 自然と人間に関する知識、人間の社会的・文化的活動に関する知識を総合的、体系的に身につけている。
2. 体験学習などをおして、これらの知識を有機的に関連づけ、深い理解に到達することができる。

b. 真の教養力

1. 広い知識や体験をもとに柔軟で確固とした価値基準・行動規範を身につけている。
2. 多様な他者と共存し、積極的に交流・協働できる。
3. 良識ある市民として自由で公正で豊かな社会の実現に貢献できる。
4. 将来にわたって知的好奇心を失わず、自立・自律して学修できる。

c. 社会で有効なリテラシー能力

1. 日本語および他の言語によって、相手の意見を正確に聞き・読み、また自分の意見を的確に話し・書くことができる。
2. 情報通信技術を用いて、情報を適正につかみ・伝え・守ることができる。
3. 自己のキャリアを計画的に考え、それを実現に結び付ける行動力を身につけている。

d. 統合的な実践的知性

1. 学部教育4年間で獲得した知識と体験と技能を活用して、自らが設定した課題や問題点を論理的な考察や分析をおして解決・解明へと導くとともに、その思考過程を社会に向けて正確に発表することができる。
2. 一般的な社会教養を身につけるとともに、学部教育と融合された教職教育やインターンシップなどをおして、学校教育の目的や目標、地域社会の課題を理解し、さまざまな要求や問題解決に取り組み、将来に向けて知識や技能の伸長を図る社会人

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

として活躍することができる。

上記ディプロマ・ポリシーを達成するための詳細な卒業要件として、卒業研究（人文学科）・卒業論文（人間心理学科）を必修として課しているほか、「履修の手引」において、科目群毎の修得単位数を定めている（資料4（1）-10 p.84-107）。さらに、各学科にも学科の教育の特殊性・専門性を踏まえ、かつ、学部の学位授与方針にもとづいたディプロマ・ポリシーを策定し、明示している（資料4（1）-10 巻頭）。これらのディプロマ・ポリシーを達成するため、科目群ごとの修得単位数を定め、卒業研究（人文学科）・卒業論文（人間心理学科）を含む合計124単位以上を修得することで卒業認定される。

〈6〉現代社会学部

学部の理念・目的を踏まえ、学部の課程修了にあたって修得しておくべき学修成果について、所定の社会科学及び人文科学を中心とした学際的な学修を通じて、(1) 現代社会の多面的、総合的な理解、(2) 現代社会における諸課題の発見・把握及びその解決策の探求と実践、(3) グローバルな視野と豊かな教養による現実社会への貢献を行うことができる人材の育成を目的とし、これらの能力を獲得することにあると定めている。

課程修了にあたって修得しておくべき学科別の学修成果についても定めている（資料4（1）-4）。

このディプロマ・ポリシーに沿った学部・学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士の学位を授与することが、「履修の手引」（設置の趣旨）に明記してある。

学部の理念・目的を踏まえた卒業要件については、下記のとおりである（資料4（1）-11 p.64-65）。

【現代社会学科】

共通教育科目（24単位以上、うち、外国語分野から8単位以上）、専門教育科目（100単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10単位以上、共通実習分野から2単位以上、ゼミナール分野から16単位以上、専門機関科目専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から16単位以上、共通実習分野から4単位以上、専門分野科目から卒業論文4単位、3つの専門分野から36単位以上）

【社会防災学科】

共通教育科目（24単位以上、うち、外国語分野から8単位以上）、専門教育科目（100単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10単位以上、共通実習分野から2単位以上、ゼミナール分野から16単位以上、専門基礎科目専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から20単位以上、共通実習分野から8単位以上、専門分野科目から28単位以上、連携共同科目4単位以上）

卒業には合計124単位以上の単位取得が必要となるが、それについても、履修の手引に明記してある。

また、学期ごとに履修ガイダンスを行い、卒業要件については理解の徹底を行っている。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部の目的を具現するため、ディプロマ・ポリシーとして、「1. 実践的で高度な外国語の運用ができる、2. 他者と協調、協働できるコミュニケーション力を持つことができる、3. 言語の基礎にある多様な社会、文化、歴史、政治、経済などについて幅広い知識や教養を身に付けることができる、4. (英語コース) 教育現場

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

で有効な、英語に関する体系的で専門的な知識と指導法を習得することができる」の4つの項目をあげており、いずれもホームページおよび学部の履修の手引等で周知している(資料4(1)-12 冒頭、資料4(1)-17)。具体的なカリキュラムについては、学部共通科目群として、学部基礎科目(入門ゼミナール、ジェネリック・スキルトレーニングI~IV)(6単位以上修得)、学部講義科目(グローバル・コミュニケーション入門、異文化コミュニケーション論等)(6単位以上修得)、セメスター留学など現地研修関連科目(12単位以上修得)、卒業研究科目(6単位以上修得)を置き、各コース科目群として、基本語学科目(20単位以上修得)、各コース演習科目(6単位以上修得)、実践語学科目(10単位以上修得)、各コース講義科目(10単位以上修得)、他コース講義科目(6単位以上修得)を配置して専門教育科目を構成しているが、これに共通教育科目(24単位以上修得)を加え、最低限卒業に必要な修得単位数は124単位としている(資料4(1)-12 p.47)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

ディプロマ・ポリシーは次のとおりである(資料4(1)-4)。

1. 本学の卒業生は、一般教養とその裏付けとなる基礎教育を重視し、人文・社会科学や自然科学の知識と「真理愛好・個性尊重」に裏付けられた人間教育を享受し、現代に生きる社会人としての人格形成に努めることができる。

2. 本学の卒業生は、リハビリテーションに関する広範な知識を修得するとともに、臨床現場や地域社会において、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人に対応できる技能・態度を身につけている。

3. 本学の卒業生は、理学療法士・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得できる学識、臨床現場や地域社会、企業で活かせる知識や技術を身につけている。

4. 本学の卒業生は、保健・医療・福祉の現場および地域社会での課題を解決し、チーム医療や総合的福祉、地域社会開発の担い手となるよう、リハビリテーションの広範かつ専門的な知識・技能・態度を修得している。

ディプロマ・ポリシーを、「主体的に学習に取り組む態度」、「知識・技能」、「思考・判断・表現」のどの項目に対応するかについて、整理したもとのための改定案が教授会で審議され、承認された。その内容は次のとおりである(資料4(1)-18)。

総合リハビリテーション学部

(主体的に学習に取り組む態度)

1. 本学の卒業生は、一般教養とその裏付けとなる基礎教育を重視し、人文・社会科学や自然科学の知識と「真理愛好・個性尊重」に裏付けられた人間教育を享受し、現代に生きる社会人としての人格形成に努めることができる。

(知識・技能)

2. 本学の卒業生は、理学療法士・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得できる知識・技能を身につけている。

(思考・判断・表現)(主体的に学習に取り組む態度)

3. 本学の卒業生は、リハビリテーションに関する広範な知識を修得するとともに、臨床現場、地域社会、企業等において、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人に対応することができる。

(思考・判断・表現)(主体的に学習に取り組む態度)

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

4. 本学の卒業生は、リハビリテーションの広範かつ専門的な知識・技能・態度を修得するとともに、保健・医療・福祉の現場および地域社会での課題を解決し、チーム医療や総合的福祉、地域社会開発の担い手となることができる。

その達成のための卒業要件は、単位数で表され、理学療法学科と作業療法学科においては、共通教育科目 10 単位以上、専門教育科目 114 単位以上、社会リハビリテーション学科においては、共通教育科目 10 単位以上、専門教育科目 90 単位以上、いずれの学科も合計 124 単位以上を修得することとしている（資料 4（1）-19 第 16 条）。

〈9〉栄養学部

ディプロマ・ポリシーとして、知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現についてそれぞれ具体的に定め、それを公表している（資料 4（1）-4）。

知識・理解については、健康科学に基づいた疾病予防および健康増進に必要な基礎・専門分野の学問知識を習得している、人間性・科学性及び国際性を身につけ、管理栄養士・臨床検査技師として社会の発展と福祉に寄与する基礎的能力を持っている、を方針として明示している。思考・判断については、科学的根拠に基づいて人の健康を検証できる、健康科学の学問領域において的確な考察及び判断ができる、を方針として明示している。関心・意欲は予防医学の知識を使って、患者および地域住民の栄養管理に寄与できる、我が国の高齢社会に深い関心を持ち、生活習慣病など病気の予防に強い意欲を持っている、を方針として明示している。

態度については、医療関係、食品関係、食育関係などの分野で活躍することを強く希望している、地域医療とチーム医療の担い手として自覚を持ち、責任を十分に果たすことができる、を方針として明示している。技能・表現については、人と十分なコミュニケーションをすることができ、適切な栄養指導、栄養療法、医療検査を実践できる、医療従事者としてのモラル、最新の知識・技術をもって信頼できる医療情報を提供できる、管理栄養士・臨床検査技師のリーダーとして社会の幅広いフィールドで活躍できる技能を習得している、を方針として明示している。その他、栄養教諭、食品衛生監視員・管理者として、社会で活躍できる人材育成を標榜し、明示している（資料 4（1）-20）。

学部の理念・目的を踏まえた卒業要件については、下記のとおりである（資料 4（1）-14 p.74-78）。

【管理栄養学専攻】

専門教育科目 112 単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

【生命栄養学専攻】

専門教育科目 131 1/3 単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計 131 1/3 単位以上を修得すること。

〈10〉薬学部

「医療の場での多様な課題に取り込み、それを解決することができる能力を持った薬剤師の養成」を教育目標として掲げ、2006 年度より 6 年制教育課程を編成し、さらに 2015 年度より新 6 年制教育課程を立ち上げた（資料 4（1）-15 総説の前ページ）。「本学を卒業したものには、学士の学位を授与する」と学則に定められており、薬学部では課程修了に当たって修得しておくべき学習成果は「ディプロマ・ポリシー」として下記のとおり制

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

定されている(資料4(1)-19 第23条)。

1. 本学の卒業生は、薬剤師として必要な基礎薬学・社会薬学・医療薬学の知識と各自が社会で働く職域に必要な知識を身につけている。

2. 本学の卒業生は、薬剤師として必要な基礎薬学・社会薬学・医療薬学の技能と各自が社会で働く職域に必要な技能を身につけている。

3. 本学の卒業生は、薬剤師業務および関連領域に必要なプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を兼ね備えている。

4. 本学の卒業生は、進歩する医療について、常に、自ら学び、問題点を発見し、解決するための能力を備えている。

5. 本学の卒業生は、医療現場あるいは関連業務の現場で、患者あるいは顧客尊重の立場で医療貢献あるいは社会貢献することができる。

学位授与要件(卒業要件)は学則第15条および第16条のとおり、修業年限が6年、修得単位数が2015年度以降の入学生で191単位以上、うち共通教育科目群、基礎教育科目群および薬学専門教育科目群がそれぞれ16単位、6単位および169単位以上と設定されている(資料4(1)-19 第15条、第16条)。なお、薬学専門教育科目群には卒業研究が含まれており、卒業研究の発表および卒業論文の提出が必須となっている(資料4(1)-19 別表第2)。2014年度までの入学生に関しても相応な卒業要件が設定されている。また、薬学部では学年制が採用され、各学年で進級に必要な単位数が科目群別に定められているほか、1～3年次の各年次では一定のGPA(grade point average)も進級要件として設けられている。履修の手引に卒業要件および各年次の進級要件が入学年度別に明記されている(資料4(1)-15 p.83-96)。

〈11〉法学研究科

2012年7月10日の研究科委員会で、法学研究科の理念・目的およびアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページ、大学院案内、入学試験要項、法学研究科オリジナルサイトで公表している(資料4(1)-21、資料4(1)-22 p.2、資料4(1)-23、資料4(1)-24、資料4(1)-25)。ディプロマ・ポリシーでは、修士課程につき、「学部段階において修得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として、以下の能力を修得することを目的とする。1. 実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる。2. 専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。」、博士後期課程につき、「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出しつつ、それを研究対象として追及する高度な能力を修得し、研究者、実務家、あるいは専門的職業人にふさわしいレベルでの研究成果の発表(研究報告、論文作成)ができる。」としている。また、修了要件については、大学院学則、法学研究科規則で明記しており、大学院履修要項でも明示している(資料4(1)-26 第11条、第14条、資料4(1)-27 第6条、資料4(1)-16 p.23)。具体的には、修士課程については原則として2年在学し、特殊研究8単位を含め32単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査および最終試験に合格すること、博士後期課程については原則として修士課程を含め5年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することである。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ディプロマ・ポリシーを受けた学位論文審査基準については未策定であるが、2015年1月13日の研究科委員会で論文博士審査手続について審議を開始しており、あわせて検討対象としている(資料4(1)-28)。

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科において修得しておくべき学習成果についてはディプロマ・ポリシーに、修士課程では4つの達成目標(経済学・経営学に関する高度な専門的な知識を有し、経済学・経営学の学問領域の高度な研究方法を持って、自ら設定した課題を総合的に考察することができ、修得した高度な専門知識を社会で応用することができ、社会の発展に貢献したいと考え、修得した高度な専門知識を社会に向けて的確かつ簡明に伝えることができる)として求め、博士後期課程では経済学・経営学の高度な専門知識を修得し、研究者として独創的な研究を行い、社会の発展に貢献できる能力を持つことを求めており、その達成のための要件については、大学院経済学研究科規則に、修士課程については「2年以上在学して、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること」、博士後期課程については「原則として修士課程を含む5年以上在学して、32単位以上を修得し、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない」と設定している(資料4(1)-29、資料4(1)-30)。

〈13〉 人間文化学研究科

学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを有している。これを大学院案内であるGRADUATE SCHOOL 2016や本学ホームページの人間文化学研究科のページにおいて明示している(資料4(1)-31、資料4(1)-32)。研究科のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。「人間文化学研究科では、次のような能力を身につけ、真に豊かな社会の構築に貢献できる人材を世に送り出します。

修士課程

1. 専門領域において十分な学識を蓄積し、それを実社会の諸問題に対する的確に応用する能力をもった人。

2. 広い視野に立って、さまざまな角度から実社会の問題を判断し、妥当な解決への道筋を提示できる能力をもった人。

3. 自ら問題を発見し、その解決に向かって主体的に行動し、望ましい成果を達成する能力をもった人。

4. 次世代の「生きる力」を育み、さまざまな実践現場における中核的・指導的役割を担い、高度な専門性に基づく指導力を発揮できる人。

博士後期課程

高度な専門知識とその運用能力をもち、常に主体的に研究・教育活動を計画・遂行し、学問的世界の発展に貢献するとともに、その成果を積極的に社会に還元することによって、真に豊かな社会を開拓するために国内外で先導的役割を果たせる人。」

ディプロマ・ポリシーに則った人間文化学研究科の修士の修了要件や修士論文の水準に関しては、大学院履修要項に、「人間文化学研究科履修規程」および「学位論文作成要領」に明示している(資料4(1)-16 p.60、p.64)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の理念・目的を踏まえ、次のようなディプロマ・ポリ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

シーを定めている（資料4（1）-33）。

修士・博士後期課程の修了要件は、総合リハビリテーション学研究科修士課程・博士後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める修士・博士論文の審査及び最終試験に合格することである。修士課程修了にあたって修得しておくべき学修成果は、医療・福祉に関わる分野の高度専門職業人、養成機関での教育者、及び研究者を目指すものとしての基礎的な能力を身につけていることである。博士後期課程修了にあたって修得しておくべき学修成果は、養成機関での教育者、研究機関及び企業の研究所等の研究者、大学・大学院での教育・研究者として自立した能力を身につけていることである。

〈15〉栄養学研究科

本研究科は、「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応え得る高度な専門家養成教育を展開することを理念としている。また、本研究科は、栄養または医療に関する基礎的または実践的科学研究を行うために必要な高度な能力を涵養して、優れた専門職業人としての職務の遂行を可能とし、これをもって国民の健康保持増進と、管理栄養士、臨床検査技師または栄養教諭等の能力の向上に寄与することを目的とした大学院である。これらを達成するために、本研究科を修了する時に、学生には以下の1～4の能力が涵養されていることが学位授与の要件として明示されている（資料4（1）-22 p.28-29）。

1. 栄養学に基づいた疾病予防および健康増進に必要な専門分野の高度な知識を修得して、課題を解決する能力を有する。
2. 優れた人格・思考力・判断力を身につけ、管理栄養士・臨床検査技師あるいは栄養教諭などとして社会の発展と福祉に寄与できる高度な能力を有する。
3. 我が国の高齢社会に深い関心をもち、予防医学の知識を使って患者および地域住民の栄養管理・栄養改善に貢献でき、医療、食品製造、食育などの分野で中核として活躍できる能力を有する。
4. 適切な栄養指導、栄養管理、栄養療法を実践できるコミュニケーション能力をもち、医療従事者としてのモラルをもって信頼できる医療情報を提供できる。

具体的な修了要件は次の通りで、修士課程の学生は、必修科目22単位、選択科目8単位以上、合計30単位以上を履修しなければならないことが明示されている（資料4（1）-16 p.97、第4条）。また、修士論文は、疾病予防および健康増進に必要な高度な栄養学的知識に基づいた専攻分野における優れた問題解決能力及び研究遂行能力が認められるものでなければならない。このような修士論文を作成しうる能力を確認するため、学会・研究会などで修士論文に関する内容の口頭発表1回以上が求められ、学術論文発表を努力目標としている。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の理念は、本学の建学の精神に則り、医療薬学を中心とした知の探究と技術の創造に努め、他者の個性と存在を尊びつつ共同し、医療薬学の発展を担いうる人材の養成をもって、人々の健康と生活の質の向上に貢献することである。また研究科の目的は、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成をすることである。これらを踏まえ薬学研究科では、以下の要件の充足をもって、薬学研究科人材育成の目的を達成したとみなし、学位を授与する方針である。

講義は科目として6単位以上を修得、薬学演習は8単位以上修得（卒業要件は合計30単位以上を修得）、薬学研究は16単位以上修得することとなる。

博士論文は審査と口頭試験に合格することとなる。課程修了の際、薬学領域の高度な知識と技能、優れた態度、国際的視野に立った高度の薬学研究の実践能力を身につけているかどうかも考慮される。

学術論文発表数は規定を充足すること。

これがディプロマ・ポリシーそのものである（資料4（1）-34）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本研究科は、「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」、「薬学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応える高度な専門教育を展開することを理念としている。また、栄養学、薬学などの領域で所定の課程を修めた者に対して、さらに高度な栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究を行うために必要な創造的能力の育成を図るとともに、グローバルな学術水準の向上に貢献し、併せて国民の健康の保持増進に貢献し得る高度専門職業人の養成を目的としている。これらを達成するために、栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、最先端の高度な知識を修得し、研究対象や研究方法を自ら見出し、展開する研究遂行能力を獲得していることを、学位授与の要件として設定しており、ディプロマ・ポリシーとして明示されている（資料4（1）-22 p.32-33）。さらに、博士論文は、栄養・食品・薬品・医療の分野の最先端の知識に基づき自ら研究対象や研究方法を見出し、展開する研究遂行能力が認められるものでなければならない。具体的には、学生は、講義6単位（選択履修）、演習4単位（必修）の合計10単位以上を修めており、かつ博士論文を作成しうる能力を確認するため、発表済み学術論文2報（うちfirst author または corresponding author が1報以上）が必要となる。そして、博士論文の予備審査および学位論文の審査に合格することが修了要件として明示されている（資料4（1）-16 p.116-121）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

すべての学部・研究科の委員会において、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示している。さらに、2016年3月に開催した第8回教育開発センター委員会において、全学のカリキュラム・ポリシーを審議し、以下の通り決定した（資料4（1）-35）。

【学部】

学士課程においては、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」及び全学のディプロマ・ポリシーに基づいて、「共通教育科目」および各学部・学科の「専門教育科目」において、各学部・学科の教育目標を達成する教育課程を総合的、体系的に編成します。講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により授業を展開します。

1. 「共通教育科目」は、学部専門教育の基礎となる技能、社会人として必要とされる基

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

礎的な思考力や実践能力を育成するための「リテラシー科目群」と、文理9学部を擁する総合大学としての教育環境を生かし、専門の枠を超える広い視野と柔軟な思考力を育成するための「リベラルアーツ科目群」によって編成されています。

「リテラシー科目群」は、外国語分野、情報分野、基礎思考分野、および社会人入門分野によって、「リベラルアーツ科目群」は、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野および地域学分野によって構成されています。

2. 「専門教育科目」は、専門的な知識と思考力を育成するために、各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づいて、体系的に編成されています。

【大学院】

大学院課程においては、「建学の精神」及び各研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、「コースワーク（講義系科目）」と「リサーチワーク（研究指導）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成します（資料4（1）-36）。

また、各学部において、毎年度発行している「履修の手引」の中で、履修モデルを示している。コース制を導入している学部においては、各コースの教育のあり方を示している。履修系統図を作成し、科目の体系や順次性を明示している学部もある（資料4（1）-7～資料4（1）-15）。

それぞれの科目の配当年次は学科履修規則および各研究科規則に定めており、履修モデルを参考として、体系的に履修することができる（資料4（1）-6 別表関係）。

共通教育センターにおいては、共通教育に関するカリキュラム・ポリシーを2016年2月の共通教育センター委員会にて決定した（資料4（1）-37）。

大学院においても、大学院設置基準第1条の2に基づき、各大学院研究科規則に研究科の目的を規定し大学院履修要項に明示している（資料4（1）-16、資料4（1）-27、資料4（1）-30、資料4（1）-38～資料4（1）-42 第1条の2）。なお、各研究科の三つのポリシーについては、2012年5月に開催した第1回大学院教育部会で見直し、策定を行い、2012年から大学のホームページにて明示し、公表している（資料4（1）-36、資料4（1）-43）。

各学部及び研究科において、ディプロマ・ポリシーが達成されるように、カリキュラム・ポリシーを策定している。

2015年9月、2016年9月に開催したFDワークショップにおいても、ディプロマ・ポリシーを達成する科目構成や履修の順序等の検討を行い、履修系統図（カリキュラム・マップ）の作成を進めている（資料4（1）-44、資料4（1）-45）。

また2016年5月に開催の教育開発センター委員会において、文部科学省中央教育審議会の三つのポリシーに関するガイドラインをもとに、全学及び各学部・研究科の三つのポリシーの見直しを進め、年度内に公表するために作業を継続している（資料4（1）-46）。

また策定の進捗に関しては、教育開発センター委員会にて随時報告を受け、教育開発センターが支援を継続している。

〈2〉法学部

教育課程の編成・実施方針としてカリキュラム・ポリシーを設定している。法学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分、資料4（1）-36）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「法学部では、「ディプロマ・ポリシー」に定めた教育目標を達成し、法的思考力（リーガルマインド）や政治学・国際関係の素養を生かして社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成するために、以下のカリキュラムの方針に基づいて教育を実践します。

全般的方針

1・2年次は、専門知識と専門的思考力の基礎を固めるとともに、将来の進路について目標を探る期間とする。3・4年次は、専門知識と思考力を深化させ、応用力を修得するとともに、将来の進路目標を実現することを目指す。」

以上の全般的方針を基礎に、具体的科目群ごとにカリキュラム・ポリシーについても定めている。

ディプロマ・ポリシーにおいては、学力の3要素として、知識・理解、汎用的技能および志向性について明記している（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分）。

以上の点は、カリキュラム・ポリシー設定の際に考慮されており、全般的方針および具体的方針のそれぞれが、ディプロマ・ポリシーに従って、設定されている（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分、資料4（1）-36）。

〈3〉経済学部

教育課程の編成・実施方針としてカリキュラム・ポリシーを設定している。経済学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである（資料4（1）-8 冒頭部分、資料4（1）-36）。

1. ファースト・ステージ 問題発見能力の形成（1・2年次）

経済社会の歴史的変遷と今日の基本的仕組みに関する基礎知識を修得させ、経済学の基礎理論および基本的思想を理解させる。

2. セカンド・ステージ 問題対応能力の形成（3年次）

経済学の専門的知識と技能を修得させ、経済ないし経済学の興味ある問題を発見し自分なりに研究して行く姿勢を涵養する。

3. サード・ステージ 問題解決能力とプレゼンテーション能力の形成（4年次）

問題に対する解決策の探求能力と到達した解決策のプレゼンテーション能力を育成し、主体的に研究を進めて行く姿勢を確立させる。

カリキュラム・ポリシーのファースト・ステージでは、経済の歴史や制度、経済理論の基礎知識修得に重点が置かれ、ディプロマ・ポリシーの第1及び第2項目と対応する。カリキュラム・ポリシーのセカンド・ステージでは、経済学の専門知識・技能の修得が中心となり、ディプロマ・ポリシーの第3及び第4項目が達成されるように設定されている。さらに、カリキュラム・ポリシーのサード・ステージにおいては、問題解決能力と志向性の育成に主眼が置かれ、ディプロマ・ポリシーの第5項目が達成されるように設定されている。

〈4〉経営学部

教育課程の編成・実施においては、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目配置を行っている。2007年度より、コース制（経営・商学、会計、経営情報科学）を導入し、各コースで修得すべき科目を体系的に設定している。また、各コースにおける4年間の学習ステップ・履修モデルを明示しており、学年を経るにつれて基礎から専門へとステップアップできる教育課程を編成している（資料4（1）-47 p. 5-11）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

より具体的な流れとしては、1年次においては経営学部専門教育全般に必要な知識を学修させ、前記の3つのどのコースに入っても対応できるための基礎知識を学修する。2年次から学生各人の関心のあるコースを選択し、専門性を深めていくが、2年次の段階では自身の所属以外のコースの科目も幅広く履修させるよう編成しており、経営学におけるより幅広い知識を学修させている。3年次以降の学修においては、より専門性を深めることを重視し、各人が興味のある問題に着目し、調査・分析する能力を修得させる。そして4年次では経営の諸問題に関する分析および解決策の研究、報告をする能力を修得させる。

以上の点を学部カリキュラム・ポリシーとして掲げ、教育課程の編成・実施方針としている(資料4(1)-9「総説」の前頁)。

ディプロマ・ポリシーは、経営・商学、会計、経営情報科学のそれぞれのコースにおける到達点および、コースの垣根を越えた経営諸問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を習得することを到達点としている。それに伴い、教育課程は各コースにおける専門性と総合的な経営学にかかわる知識・技能を修得できるように編成・実施されている(資料4(1)-9「総説」の前頁、資料4(1)-47「1 新入生のためのオリエンテーション」前頁)。

〈5〉人文学部

人文学部はその教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを定めている。各学科・コース・領域ごとの概要、科目編成、実施方針は「履修の手引」に「人文学部教育のしくみ」として、次のように示している(資料4(1)-10 p.33-84 および p.96-100)。

1. 基礎専門教育科目・・・主に1年次生のテーマ

- ・専攻分野の全体像を提示して大学教育への導入をはかる。
- ・大学での学修に必要な最低限の知識と技能を習得させる。

2. 共通教育科目・・・主に1、2年次生のテーマ

- ・大学で学ぶために必須の言語能力や情報機器の操作法を習得させる。
- ・社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身につけさせる。
- ・真理を探究しようとする知的好奇心を育てる。

3. 専門教育科目・・・主に2、3年次生のテーマ

- ・自らの関心領域を総合的かつ体系的に追求させる。
- ・演習・実習など実践的なトレーニングにより専門的な内容を経験的に理解させる。

4. 卒業研究・卒業論文・・・2年次生より4年次生までのテーマ

- ・自らが設定した課題を4年間で獲得した幅広い教養と専門的知識によって解明させる。
- ・課題解明への過程をまとめあげ、卒業研究・卒業論文に結実させる。

5. キャリア系科目・・・4年間のテーマ

- ・自立した社会人への成長を支援し、社会で勤労するための基本的能力を備えさせる。

6. 教職教育関連科目・・・4年間のテーマ

- ・学位プログラムと融合された体系的な教職プログラムを提供し、生徒の「生きる力」を育む教員としての基礎的・基本的な能力を習得させる。

ディプロマ・ポリシーを実現するものとしてカリキュラム・ポリシーを学部全体および学科ごとに策定している。両ポリシーは緊密な連関のもとに作成され、運営されている。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関は、カリキュラム・ポリシーの序文において、次に記すように明示している（資料4（1）-10 巻頭）。

「人文学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果をもたらすために、次の科目群からなるカリキュラムを作成し、学生たちに提供する。」

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関の点検・検証も、人文学部FD研修会において毎年度点検・確認している（資料4（1）-48 2015年度 教育1-（2）

④ 人文学部小委員会）。

〈6〉現代社会学部

カリキュラム・ポリシーは、「設置の趣旨」に基づき学部・学科ごとに設定している。とくに教育課程編成や実施方針については、「履修の手引」にカリキュラム・ポリシーとして下記のとおり明記されている（資料4（1）-11）。

(1) 共通教育科目（主に1～2年次）

教養教育及び基礎教育を充実させる目的で開講され、学部教育の基礎となる技能や専門を超えて、将来、社会人として必要とされる基礎思考力等、基礎的な実践能力を育成するための科目群であり、外国語分野、情報分野、基礎思考分野及び社会人入門分野の4分野から構成されている。

(2) 専門基礎科目（主に1～2年次）

学際的アプローチのための各学問分野の基礎を学ぶ科目群と、実践力の育成を目的としたグループ・アプローチ、ファシリテーター・トレーニング、インターンシップ、キャリア・プランニングなどのワークショップ科目群、行動力の基礎を身につける実習科目群及び4年間を通じてレベルを上げながら演習を積み重ねるゼミナールから構成される。

(3) 専門基幹科目（主に1～3年次）

学科ごとに、「専門共通」、「専門語学」、「共通実習」の3フィールドから構成され、専門分野科目理解のための基礎を形成する。

(4) 専門分野科目（1～4年次）

学科ごとに専門科目を分野区分し、1年次の基礎段階から体系的な履修を促す。

(5) 関連科目（1～4年次）

学科の枠を超えて他学科の専門科目を履修することができるように、他学科の開講科目のうち一定範囲の科目を関連科目として学修し、幅広い視野を身につけることを目的とする。

こうした教育により、ディプロマ・ポリシーに定められた学部における人材育成の目的を達成していく。結果として多様で複雑な現代社会の動向を多角的に見据え、理解し、社会分析の専門的知識と技量を駆使して、地域社会の現状や人々の生活をトータルにかつ実証的に把握し、課題の解決策を講じることにより、両学科ともに地域で貢献できる人材を育成し、現代社会学科にあっては地域社会をベースに、国際理解も含んだ社会全体に関する広範な知識を学問の分野を超えて幅広く身につけたうえで、日常の課題を的確に分析し、それを解決する力を有する職業人を目指し、さらに社会防災学科では、それらに加えて特定の分野の専門知識を身につけ、非日常に応用することができる専門人材の育成につなげていく（資料4（1）-11、資料4（1）-49）。

ディプロマ・ポリシーに定められた学部における人材育成の目的を達成するため、カリ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

キュラムを提供し、教育を行っている。所定の卒業要件を充足し、本学現代社会学部を卒業することにより、それぞれ、学士（現代社会）同（社会防災）の学位が授与される。

現代社会学科では、専門共通分野において社会学の基幹的な科目を中心に、専門的な知識を総合的、体系的に学び、専門分野科目の理解を促すための基礎形成し、専門語学分野において現代社会に関わるテーマについて、英語によるコミュニケーション力を培い、国際的視野の陶冶と国際感覚を修得し、共通実習分野においてフィールドワーク、質的調査、量的調査の実習を通じて、社会的諸課題を理解し把握するための技法を修得する。これらの成果を基礎に、現代社会の多面的、総合的な理解、実践的課題の抽出とともに、課題解決力を獲得し、学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士課程の学位を授与する。

社会防災学科では、専門共通分野において防災・減災の基礎を学際的に理解すると同時に、防災のために必要となる社会貢献マインドの育成及び防災の社会的、国際的発展の基礎的な理解し、専門語学分野において防災に関わる国際協力において必要となる国際的視野の陶冶と国際感覚の修得し、共通実習分野において人命救助方法の修得や国際理解及び実践力を陶冶する。これらの成果を基礎に、防災に関わる多面的、総合的な理解、実践的課題の抽出とともに、課題解決力を獲得し、学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士課程の学位を授与する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部では、カリキュラム・ポリシーに示されているように、学部基礎科目（第1～4 Semester）において、専攻分野の全体像を提示して大学教育への導入をはかり、大学での学習に必要な最低限の知識と技能を習得させるようにしている。共通教育科目（主に第1～4 Semester）においては、社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身に付けるとともに、コースで学ぶ外国語とは異なるもう一つの外国語と情報機器の操作法等、大学生活必須のリテラシーを習得させる。基本語学と実践語学（第1～7 Semester）は学部科目の根幹をなし、高度な外国語能力の獲得と、それを実社会で実践的に運用する方法を学ばせている。学部・各コース講義科目（第1～7 Semester）では、語学力を鍛えるとともに、言語の基礎にある社会や文化について学ばせ、言語習得を通して社会で勤労するための基本的能力を体得させる。また、学生は他学部関連科目（第3～6 Semester）を履修することで、総合大学の利点を生かした、より広い専門分野を学ぶことができる。海外語学研修（留学）・企業インターンシッププログラム（第4～6 Semester）においては、第5 Semesterに海外あるいは実社会での活動を実際に経験し、グローバル・コミュニケーションの重要性を体験的に理解させる。またそのために海外語学研修、企業インターンシップの前後に「事前研修」と「フォローアップ」を用意して、現地研修の成果をより確実なものとしている。なお、卒業研究は必修（第8 Semester）であり、自らが設定した課題を4年間で修得した幅広い教養と専門的知識で解明し、協働作業を通じ卒業研究報告書作成に結びつける。なお、教職課程（英語）に関する科目（第1～8 Semester）も提供しており、英語教員を志す学生は、教職に必要な知識や能力を身に付けることができる（資料4（1）-50 p. 9-11）。

ディプロマ・ポリシーには、外国語運用関連、コミュニケーション力関連、言語のベースにある幅広い知識や教養に関連する事項が記載されており、これらにもとづいて教育課

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

程が編成されているため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの編成・実施方針は強く関連しているといえる。具体的な教育課程については履修モデルとともに、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引 2016 に示されている(資料4 (1) -12 p. 22-65)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学部のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである(資料4 (1) -36)。

大学生としての学力、社会人としての態度の修得に加えて、専門職を目指す学生としての教育目標を達成するためのカリキュラムを設定している。特に専門職としての資格取得を前提としているため、各資格取得に必要な指定規則に準ずると共に、さらに高度かつ充実させるための内容を加味した。

1. 保健・医療・福祉分野に従事するものとしての「知識」「技術」「態度」を重視する。
2. リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人の問題・課題を改善・解決する能力を養う科目を設定する。
3. 豊かな人間性を育み、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人との意思疎通能力と高度な専門的スキルを養う科目を設定する。
4. リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人の身体・精神、社会生活を包括的に理解した上でリハビリテーションを具体的に実践する能力を養う科目を設定する。
5. 学際領域や地域との連携・協働を通じて実践力を養う科目を設定する。
6. 地域社会と国際社会に貢献できる能力を養う科目を設定する。
7. 専門職連携の必要性と意義を理解し、専門職の独自性、協調性の開発と熟達するための科目を設定する。

8. 新たな可能性を切り開く研究力を培い、弾力的思考力を養う科目を設定する。

さらに各学科のカリキュラム・ポリシーも定めている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、一体的に検討を図り、密接な連関を実現し、その内容をカリキュラムマップとして、履修の手引に明示している。2016年11月にディプロマ・ポリシーを「主体的に学習に取り組む態度」、「知識・技能」、「思考・判断・表現」との対応をつけることとした改定案が教授会で承認され、これにカリキュラム・ポリシーにおける履修系統図を対応させる作業を行っているところである(資料4 (1) -13 p. 50、p. 68、p. 94-97)。

〈9〉栄養学部

「食」と「医療」の分野にそれぞれ精通した管理栄養士、臨床検査技師を養成するため、十分な知識・技能を段階的に習得できるよう、基本的な考え方をまとめたカリキュラム・ポリシーを設定し、公表している(資料4 (1) -36)。1、2年次では、社会人として必要な基礎知識や語学を身につけるため「共通教育科目」を配置している(資料4 (1) -14 p. 36-37)。調和のとれた教養教育と基礎教育を体系的に実施して、良識のある管理栄養士、臨床検査技師の基盤を構築する。3年次からは、管理栄養士、臨床検査技師に必要とされる専門性の高い知識・技能と総合的な能力を養う「専門分野」を教授する。食の教育に加え、臨床現場で管理栄養士、臨床検査技師に要求される諸々の能力や考え方が習得される。最終学年では、部門に配属され、実験や調査、教員と学生間の密接なコミュニケーション

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

を通して課題研究がなされ、専門知識が深められる(資料4(1)-14 p.39-43)。

ディプロマ・ポリシーと授業科目を照らし合わせ、カリキュラムチェックを毎年行っており、これにより管理栄養士養成課程である管理栄養学専攻と臨床検査技師養成課程である生命栄養学専攻のそれぞれに関連した授業科目を設定できている(資料4(1)-51)。

〈10〉薬学部

カリキュラム・ポリシーは、教授会での審議を経て制定され、学年ごとに以下の通り明記されている(資料4(1)-52)。1年次生では、「共通教育科目」や「基礎教育科目」を学ぶことで豊かな人間性と幅広い知識を、また「早期体験学習」から医療人としての心構えを植え付け、薬学を学ぶことへの動機づけを行う。2年次生では、少人数クラスによる「薬学演習」をはじめ、薬の化学的・物理的そして生物的理解の基礎となる科目を学ぶ。3年次生では、薬がどのような剤形で使われ、どのような体内運命をたどり、どのようにして効くのか、そして、薬を必要としない健康はどのように得られるのかなどの「専門教育科目」を学ぶ。4年次生では、薬剤師が臨床の場で活躍するために必要な、知識・技能・態度に関する「臨床薬学科目群」を、さらに薬を正しく取り扱うための法律や社会制度について学ぶ。5年次生では、病院や薬局で臨床実務実習を行い、臨床現場で薬剤師に求められる知識・技能・態度を体験する。高学年においては、研究室に分かれて卒業研究を行うとともに、高度で社会とのかかわりの深い「アドバンス科目群」を学び、将来の進路を決定する助けとする。

ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、カリキュラム・ポリシーを制定し、学習内容・学習方法・成果の評価法などを具体的に示している(資料4(1)-36、資料4(1)-52)。初年次では幅広い教養教育を基礎とすると同時に、学生にできるだけ早い段階で将来目指すべく薬剤師像をイメージさせ、学ぶ動機を明確化させる(ディプロマ・ポリシー1、3、5対処)。2年次では薬学を理解するために必要な物理・化学・生物に関する基礎知識の習得を中心にし、3年次では生命と健康科学に関する専門知識の習得に重点を置き、4年次では臨床薬学および法規・法制に関する科目群を学ぶことで薬剤師に必要な基礎および専門知識を体系的に身に付けることをねらう(ディプロマ・ポリシー1、3対処)。4年次では臨床薬学の演習実習、5年次では病院や薬局で臨床実務実習を行い、臨床現場で働く薬剤師に必要な知識・技能を修得するとともに、望ましい薬剤師としての職業的素養を養う(ディプロマ・ポリシー1、2、3、5対処)。4年次から6年次では、研究室に分かれて卒業研究を行い、科学的思考力、問題提起力および問題解決力を身に付けることを図る(ディプロマ・ポリシー3、4対処)。

〈11〉法学研究科

策定済みのカリキュラム・ポリシーに基づき、適正な教育課程の編成・実施にあたって(資料4(1)-25)。具体的には、修士課程につき、「1.「特殊講義」を通じて、学部段階よりも高度な法学・政治学・国際関係の専門的知識および豊かで柔軟性のある専門的実践能力を修得する。2.「特殊研究」を通じて、専攻分野における特定テーマを深く追求し、修士論文を作成するための研究指導を受ける。」、博士後期課程につき、「「研究指導」を通じて、各専攻分野における研究をさらに深化させ、より高度な専門的能力を修得するとともに、その成果として博士論文を作成する。」としている。毎年度の授業科目確定に際しては、カリキュラム・ポリシーとの整合性に十分配慮しつつ、研究科委員会で検討して

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

いる。

また、2016年4月1日に法学研究科長期履修細則を制定し（適用は2017年度入学生から）、修士課程の標準修業年限2年を超えて修業年限を3年とする長期履修制度を導入しており、学生の多様な希望に対応しうる体制を整えている（資料4（1）-53）。

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー策定時に両者の連関を考慮済みである（資料4（1）-24、資料4（1）-25）。

〈12〉経済学研究科

研究科長を中心に研究科委員会において議論の上、経済学研究科のカリキュラム・ポリシーを、修士課程では、「1.それぞれの分野の高度な専門知識を修得するとともに、情報収集分析能力、口頭表現能力、文章表現能力、論文作成能力を獲得するため、特殊講義、外国文献研究を体系的に設ける。2.高度な専門知識の修得と研究能力の涵養を目的として、専攻科目の演習を設ける。」博士後期課程では「1.より高度な専門知識を修得し、研究能力を獲得するため、特殊研究を設ける。2.高度な専門知識を修得し、研究者として独創的な研究を行うことができるよう、指導教員による研究指導を行う。」と策定し、本学ホームページ及び大学院案内にて公表している（資料4（1）-22 p.6、資料4（1）-29）。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーともに本研究科の理念・目的「経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有意な人材を養成することとする」に沿って策定しており、相互に関連している（資料4（1）-16 p.35）。

〈13〉人間文化学研究科

カリキュラム・ポリシーは、教育目標に基づき、各専攻において多様な専門分野を学際的・有機的に結びつけるように編成されている。そして、大学院案内や人間文化学研究科ホームページに、研究科全体と各専攻ごとのカリキュラム・ポリシーとして明記している（資料4（1）-32）。

「人間文化学研究科では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 現代の知識基盤社会に対応した専門性を高める教育を実現するために、学生各自のめざす専門性に直結した学知と技能を修得する講義科目・実習科目、ならびに課程の修了まで一貫して自らの研究テーマを追求し、修士論文に結実させるための演習科目を設置しています。

2. 現代の多様化した社会に柔軟に対応できる幅広い知識と研究技能を培う教育を実現するために、多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした研究科基礎共通科目を設置し、学生各自のニーズと主体性を生かした学びのコースを提供しています。

3. 実践と実体験を重視し、行動力に裏打ちされた学習能力を養う教育を実現するために、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻の3専攻のいずれにおいても、実社会の現場において実践的に学ぶさまざまな機会を設けています。

4. 人間に対する深い理解をもち、現代社会の複雑な諸相についての広い学識と高度な専門的知識と技能を獲得することにより、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

博士後期課程

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

研究の構想からその実践と成果の結実に至るまで、学生の主体性を重んじながらも、きめ細かな実践的指導によって着実にステップアップしていく研究プロセスを提供し、学位論文のスムーズな完成に導きます。」

その上で、3専攻のカリキュラム・ポリシーを次のように明示している（資料4（1）-32）。

a. 人間行動論専攻

「人間文化学研究科人間行動論専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 人間と社会をめぐる広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、学生各自の専門をより広い視野に立って位置づけていきます。

2. 幅広い知識の修得と平行して、専門的な研究を推進するために方法論や特殊講義科目を設定しています。ここでは学生各自の専門性をより深めながら、コースワークとフィールドワークの両立をめざしています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 人間に対する深い理解をもち、現代社会の複雑な諸相についての広い学識と高度な専門的知識と技能を獲得することにより、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

b. 地域文化論専攻

「人間文化学研究科地域文化論専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 地域文化論をめぐる広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、専攻に関する幅広い基礎専門知識と実践的な研究方法が修得できるよう配慮しています。

2. 講座ごとに、幅広い学修とともにより高度な専門的研究方法を修得することができるよう特殊講義科目と方法論科目を開設し、コースワークとフィールドワークの両立をめざ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

しています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 地域の人と文化に関する豊かな学識と幅広い教養をもって地域社会と文化の発展に貢献でき、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

c. 心理学専攻

「人間文化学研究科心理学専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 人の心に関する広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、専攻に関する幅広い基礎専門知識と実践的な研究方法が修得できるよう配慮しています。

2. 心理学の専門分野を幅広く修得するとともに、各自の専門をより深く掘り下げ、研究を推進するための講義科目や方法論科目を設定し、コースワークとフィールドワークの両立をめざしています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 次の資格を取得するための科目を配置したカリキュラムを設けています。

①臨床心理士（心理学専攻臨床心理学系のみ）

②学校心理士

③臨床発達心理士

5. 心理学の幅広い領域に関する高度な専門知識と実践力を獲得することにより、学校教育におけるさまざまな問題に対して対応できる実践的教育力を持ち、現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

ディプロマ・ポリシーを実現するものとしてカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者は緊密な連関のもとに作成され、運営されている。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関も人間文化学研究科小委員会において確認している（資料4（1）-48 2015年度 教育2-（2）⑩ 人間文化学研究科小委員会）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

研究科修了時に次のような目標を立てている。

1. 優れた専門的知識・技術を有するリハビリテーション分野の高度な専門職業人の育成:現代の多様化するニーズを有する個人に対応できるよう、高度な知識・技術を修得し、社会に貢献できる専門家を育成するために、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を通じて保健・医療・福祉の最近の知見を修得する。

2. 優れたリハビリテーション学教育に資する人材の育成:国内外の多くのリハビリテーションに関する情報を集積し、関連する学問的基礎を関連付けながらリハビリテーションの学問体系を構築することによって、科学的根拠に基づいた教育的素養を有する人材を育成する。

3. リハビリテーション学研究に資する人材の育成:リハビリテーションに関して科学的に真理を追い求めることによって、リハビリテーション学を進歩させ、社会における知的財産を創造し、国民及び社会に貢献できる人材を育成する。

上記の目標を達成するために、次のようなカリキュラムを編成している（資料4（1）-33）。

研究科の授業科目に、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を設定している。

共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要な指導力を発揮できる人材育成の基盤づくりを目指す。

専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定している。

専門科目は、独創的な研究論文をまとめあげるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりの科目を学修して、さらに学位論文を作成する。

理念・目的を達成するためのカリキュラム・ポリシーとして、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を設定し、共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要な指導力を発揮できる基盤をつくり、専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定している。専門科目は、独創的な研究論文をまとめあげるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりを行うことをめざしている。そのカリキュラムを学修し規定単位を修得するとともに、修士論文、博士論文を作成したものに対する達成基準をディプロマ・ポリシーに次のように記載している。医療・福祉に関わる分野の高

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

度専門職業人、養成機関での教育者、及び研究者（博士後期課程進学者等も含む）を目指すものとしての基礎的な能力（修士）、自立した能力（博士後期課程）を有すると判定されたものに対して学位を与えることとしている（資料4（1）-33）。

〈15〉栄養学研究科

栄養学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。（資料4（1）-22 p.28-29）。

栄養学研究科の授業科目は特殊講義21科目、臨床栄養研修Ⅰ～Ⅳ、栄養教育科目Ⅰ～Ⅳに、栄養学研究、栄養学演習、特別講義から成っている。指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定を行い、また研究報告・論文を作成する。修士論文の査読は指導教員とは別の査読教員が行う。

ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが設定されている。また、栄養学研究科委員会が修士論文および修士論文発表会の内容とその水準の判定、および各履修科目の単位認定基準の設定および単位認定を行っていることから、常にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性をとりながら、研究科が運営されていると判断できる（資料4（1）-16）。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の目的は、薬学領域の高度な知識・技能・研究能力を国際的視野に立って深め、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成をすることである。

これらの目標を達成するために、薬学研究科では次のような特徴のある講義、演習実習および研究を学生に提供する。

①専門講義科目は、臨床薬学分野において重要であると考えられる医薬品分子設計解析学、分子薬理学、医薬品ナノテクノロジー、予防薬学、処方解析学、個別化治療設計学、医薬品安全性評価学、先進医療薬学の8科目で構成する。これによって、専門知識を深め、最新の研究動向を集中的に理解するとともに、臨床薬学研究を多面的視野から把握できる能力を養う。

②薬学演習は、個別演習（指導教員の指導のもとに、研究室での研究論文抄読、研究会・学会などへの発表準備、学術論文の作成指導などを受ける）ならびに合同演習（研究科が定期的開催する研究発表会において、研究計画・研究進捗の発表を行う）で構成する。これによって、自立した薬系研究者へと将来成長するために必要な基礎素養を高める。

③薬学研究は、研究計画・研究実践に対して指導教員の直接的指導のみならず、他の研究科専任教員による直接・間接のアドバイスを提供し、研究科全体で指導にあたる体制を取る。これによって、自己の研究課題の位置づけを明確にし、その成果や意義を専攻領域の研究分野にとどまらず、臨床薬学全般にわたる広い視野で議論できる能力を養う。

④臨床薬学研修は、選択科目として、神戸市立医療センター中央市民病院の協力のもとに、同病院の施設内で行われる臨床薬学実務研修である。病院薬剤部及び病院各科で行われる各種研修やカンファレンスへの参加を通じて、臨床薬剤師として必要な基礎知識と態度を学び、その中から臨床薬学研究における課題を理解する機会を提供する。

これがカリキュラム・ポリシーそのものである（資料4（1）-34）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

薬学研究科において、ディプロマ・ポリシーが達成されるようにカリキュラム・ポリシーを検討し策定している（資料4（1）-16 p.101-105）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教育者・研究者もしくは実践の場で高度な専門職業人を養成するための知識・技能を修得できるようカリキュラムを編成している。栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、基礎科学から応用科学、臨床栄養学に至る5専門分野から6単位以上選択して高度専門知識を修得し、研究実施能力等を向上するために演習4単位（必修科目）を履修する。そして、指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定をし、研究報告を作成することがカリキュラム・ポリシーとして明示されている（資料4（1）-22 p.32-33）。

ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが設定されている。また、食品薬品総合科学研究科委員会が学位論文および学位論文口頭発表会の内容とその水準の判定、および各履修科目の単位認定基準の設定および単位認定を行っていることから、常にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性をとりながら、研究科が運営されていると判断できる（資料4（1）-54）。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

学部生には、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを記載した「履修の手引」を毎年度当初に配付している。大学院生には、ホームページで閲覧するものとし冊子等での周知はしていない（資料4（1）-36、資料4（1）-43）。社会への公表については、大学紹介冊子として「KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内」を作成しており、各学部の教育内容を紹介、説明している（資料4（1）-55）。また、ホームページや各学部オリジナルサイトにおいて公表している（資料4（1）-36、資料4（1）-56）。さらに2014年10月からは大学ポータルにも参加し、社会に向けて情報を公開している（資料4（1）-57）。

〈2〉法学部

大学構成員（教職員・学生）に対しては「履修の手引」に、大学外（受験生を含む社会一般）に対しては本学ホームページに掲載し公表している（資料4（1）-4、資料4（1）-36）。

〈3〉経済学部

教職員・学生に対しては履修の手引に、受験生を含む社会一般に対しては、大学ホームページにおいて公表されている（資料4（1）-8、資料4（1）-4、資料4（1）-36）。

〈4〉経営学部

「神戸学院大学履修の手引」、「経営学部案内」等の出版物や、経営学部オリジナルサイトによって教職員・学生ならびに受験生など社会一般に広く周知・公表している（資料4（1）-9、資料4（1）-47、資料4（1）-58）。

〈5〉人文学部

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは教職員・学生に対しては「履修の手引」

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

に、大学外に対しては大学ホームページに掲載し公表している（資料4（1）-10 巻頭、資料4（1）-4）。

〈6〉現代社会学部

学士課程教育の質的向上に向けて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをホームページ、「履修の手引（現代社会学部）」等に掲載、周知し、学生ならびに教職員、受験生を含む社会一般に対して公表している（資料4（1）-11、資料4（1）-59）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引 2016 により、大学教職員および学生に周知されている（資料4（1）-12）。同時に学部専用ホームページにおいてもこれら情報は公表されている（資料4（1）-17）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

ディプロマ・ポリシーを明確に定め、それを達成するためのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを備え、履修の手引に明示するとともに、大学のホームページにおいて広く公表している。また、オープンキャンパス等の機会にパンフレット等の媒体を用いて、受験生、保護者、教育関係者に公表している（資料4（1）-4、資料4（1）-13 巻頭、資料4（1）-36、資料4（1）-60）。

〈9〉栄養学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて「履修の手引」に記述されているので、大学構成員（職員および学生等）にはよく理解されている（資料4（1）-14 冒頭、p.82）。また、社会一般に対しては、本学ホームページで教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを公表している（資料4（1）-4、資料4（1）-36、資料4（1）-61）。

〈10〉薬学部

「履修の手引」およびシラバスなどの冊子体で薬学部教員および学生全員に周知している（資料4（1）-15、資料4（1）-52）。また、ホームページ上でも公開しており、誰でもアクセスできる状態にある（資料4（1）-36）。在学生に対しては、各学年初めの履修指導において、教務委員がカリキュラム・ポリシーなどについて説明している（資料4（1）-62）。入学試験要項にも、アドミッション・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシーを明示している（資料4（1）-63）。

〈11〉法学研究科

本学ホームページ、大学院案内、入学試験要項、法学研究科オリジナルホームページでカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲載して、周知・公表している（資料4（1）-21～資料4（1）-25）。

〈12〉経済学研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページで公表されており、内部だけではなく対外的に公開されている（資料4（1）-29）。

〈13〉人間文化学研究科

関係する教職員および大学院生に配付されている「大学院履修要項」の人間文化学研究

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

科の項の「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」で研究科の目的を記載している(資料4(1)-16 p.55)。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは GRADUATE SCHOOL 2016 や大学ホームページの人間文化学研究科のページで公開されている(資料4(1)-31、資料4(1)-32)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

大学のホームページ等において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示している(資料4(1)-33)。

〈15〉栄養学研究科

本学ホームページに栄養学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明示されている(資料4(1)-64)

〈16〉薬学研究科

教職員および学生に対しては、薬学研究科の概要及び特色、薬学研究科規則、学位取扱内規、薬学研究科長期履修細則および授業科目・担当者一覧を記載した大学院履修要項を配布している(資料4(1)-16 p.101-113)。ディプロマ・ポリシーについては、薬学研究科オリジナルホームページから外部の方も閲覧可能となっている(資料4(1)-65)。大学院案内にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示している(資料4(1)-22 p.34-35)。薬学研究科オリジナルホームページには、薬学研究指導教員と研究分野の一覧が閲覧可能となっている。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本学ホームページに食品薬品総合科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明示されている(資料4(1)-54)。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

各学部及び各研究科においては、2007年10月に制定した大学憲章の教育基本理念に基づいて教育課程を編成している(資料4(1)-66)。

教育開発センター委員会において、定期的に三つのポリシーの見直しを行っている。それを受けて、学部内に組織された委員会を中心に、「自己点検・評価マネジメントシステム」を確認しながら、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーが適切であるか検証を行っている(資料4(1)-46)。

教育開発センターが主催した2015年9月、2016年9月のFDワークショップでは、履修系統図(カリキュラム・マップ)の策定を通じて、学部の科目の体系性、順次性についての検証を進めた(資料4(1)-44、資料4(1)-45)。

〈2〉法学部

法学部では、2015年度より1キャンパス制となることを契機として、カリキュラム改正を行った。その際に、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについても検証を行っている。

検証のプロセスとしては、学部内のワーキンググループとして、各専門分野の代表者によって構成される「教育プロジェクト」を編成し、上記の原案について審議した上で、教

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

授会で議論をしている。また、学部内のFD研修会を通じても、検証を行っている。これらの責任主体は、法学部長および法学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている(資料4(1)-67、資料4(1)-68、資料4(1)-69)。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、活性化委員会が審議した上で、教授会で議論をする(資料4(1)-70、資料4(1)-71)。その適切性の検証は自己点検小委員会、FD研修会で行われている。これらの責任主体は、経済学部長および経済学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている(資料4(1)-72)。

〈4〉経営学部

経営学部長、各コース代表教員(経営・商学、会計、経営情報)および副学長(経営学部所属教員)から構成される定期的なミーティング(メール会議含む)を開催し、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性の精査、内容の追記、削除、修正等を検討・実施している(資料4(1)-73)。直近では2015年に、2016年度の学部案内に掲載する「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の表記を一部変更し、より適切な表現に改めた(資料4(1)-47「1 新入生のためのオリエンテーション」前頁)。

2016年度以降も前記の構成員を中心として継続的に検討を重ねていき、今後三つのポリシーの大幅な見直しが必要とされる場合は、教授会での審議を経て決定されることとなり、その検証プロセスの適切性を担保している。

〈5〉人文学部

学部内に学部長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」を設置し、年に4回程度の会合を設け検証を行っている(資料4(1)-74、資料4(1)-75)。また、検証結果は、その都度学部教授会に報告し、改善が必要な点については教授会で審議のうえ決定するというプロセスが取られており、適切に機能し、改善するようになっている。

〈6〉現代社会学部

両学科とも、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性に関しては、各学科会議及び自己点検評価委員会学部小委員会において検証・検討され、その結果は教授会において審議、決定されることとなっている。最終責任主体は教授会である。学部開設以来、上記のような組織、手続きで検証を行っており、大きな改善は行っていないが、各年度の小さな改善につなげている(資料4(1)-76、資料4(1)-77)。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学部の理念については「中期行動計画」に基づき各学部自己点検評価小委員会が毎年度検証することになっており、グローバル・コミュニケーション学部においては、教授会がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに点検することになっている(資料4(1)-78)。これら三つのポリシーを検証するにあたり、当然ながら教育目標およびカリキュラム・ポリシーの適切性についても教授会ならびに各言語コースにおいて検証が行われる(資料4(1)-48 2016年度 教育1-(2)⑩ グローバル・コミュニケーション学部小委員会、資料4(1)-79)。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

〈8〉総合リハビリテーション学部

教授会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについて検討、修正・改善を図り、履修の手引作成時に改善を図っている（資料4（1）-80）。

〈9〉栄養学部

毎年の国家試験結果や国家試験模擬試験結果などを検証する管理委員会、臨検委員会を学部長および教務委員を責任主体として設置している（資料4（1）-81）。教育上の問題点が見つければ、カリキュラムの改正を含め対応している。

〈10〉薬学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性については、常設の教育改善委員会が中心となって検証・改正を重ねており、必要に応じて、ad hoc なカリキュラム検討ワーキンググループを立ち上げ、的確に対応している。6年制移行してから生じた問題点に対処し、カリキュラムを2回改訂した（資料4（1）-82）。

〈11〉法学研究科

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

〈12〉経済学研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、経済学研究科自己点検評価小委員会による適切性の検証のもと、研究科長の責任において、教務委員を中心にカリキュラムの改定に合わせて定期的に研究科委員会において見直しが行われている（資料4（1）-83、資料4（1）-84）。

〈13〉人間文化学研究科

研究科内に研究科長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」（人文学部と共通）を設置し、複数の専門教員の間で年に4回程度の会合を設け検証を行っている（資料4（1）-74、資料4（1）-75）。教育・研究委員会において検討した結果は、研究科委員会に報告され、審議して決定するというプロセスになっており、適切に機能している。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて大学院履修要項作成時に検討し、修正・改善を図り、研究科会議（学部教授会において、学部・研究科一括で審議）で審議した（資料4（1）-85）。

〈15〉栄養学研究科

神戸学院大学大学院栄養学研究科規則第8条に明記しているように、本研究科の運営組織として栄養学研究科委員会を置いている（資料4（1）-40）。委員会は、本研究科の授業担当の教員をもって組織されており、必要に応じ、研究科長が召集し、委員3分の2以

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

上の出席をもって成立する。研究科長は、委員会の議を経て、構成員以外の出席を認めることができる。この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、委員会が定めることが第9条として明記されている。栄養学研究科委員会は定期的に開かれ、研究科の科目などの見直しが行われ、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証が行われている。この検証プロセスにより、2015年4月1日には長期履修制度を導入している(資料4(1)-16 p.99)。また、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についても検証を行っている(資料4(1)-86)。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科では、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性は薬学研究科委員会が行っている。

教育目標について、薬学研究科が2012年7月に行った検証が現在の教育の理念と目標となっている。

学位授与については、2015年度に1名授与を受けただけである。今後大学教育部会と連携し、必要に応じて再考する。

カリキュラム・ポリシーの適切性について、これまで大学院教育部会より改善の要請はない。カリキュラム・ポリシーに基づく教育、専門講義、薬学演習、薬学研究を実施した。なお、臨床教育研究は履修学生がいなかったため実施をしていない。現状では特設課題・問題点は見られない(資料4(1)-87)。

大学院教育部会より改善要求等が出された場合、研究科委員会に提案、研究科委員会の議を経たのち、大学院委員会で審議・決定する(資料4(1)-88、資料4(1)-89)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科において、研究科の教育及び研究に関する事項を審議するため、食品薬品総合科学研究科委員会を置くことが神戸学院大学食品薬品総合科学研究科規則に明記されている(資料4(1)-16 p.116 第8条)。「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」の運用に当たって疑義ある場合は研究科委員会においてこれを決し、また、内規の改正は研究科委員会構成員の総数の3分の2以上、かつ栄養学研究科系、薬学研究科系の構成員のそれぞれ2分の1以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを行うことが定められている(資料4(1)-16 p.121 第17条)。食品薬品総合科学研究科委員会は適宜開催されており、ディプロマ・ポリシーの適切性の検証を行っている。この検証プロセスにより、2015年4月1日には長期履修制度を導入している(資料4(1)-16 p.116)。また、アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの適切性についても検証を行っている(資料4(1)-90 議題(2))。

2. 点検・評価

●基準4(1)の充足状況

本学は、学則、「大学憲章」に定める教育基本理念を踏まえた全学のディプロマ・ポリシーを定め、学部・研究科ごとに、理念・目的をふまえた課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示するとともに教育目標に基づくカリキュラム・ポリシーを明示している。また、学生には、それらを記載した「履修の手引」を各年度当初に配布するとともに、本学ホームページ、大学ポर्टレートなどで学内外に公表し、適切性について定期的に検

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

証を行っている。

以上の点から本学は、基準4(1)をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学憲章を制定し、その中で教育基本理念を明示したことにより、大学全体としての教育目標がさらに明確になった(資料4(1)-56)。大学の方向性が確立され、この基本に基づいてカリキュラム編成が行われている。

〈8〉総合リハビリテーション学部

各学年次の目標に合わせて教育課程を編成していることから、学生自身が4年間における現在の履修段階を理解することが容易となった(資料4(1)-13 p.50、p.68、p.94-97)。

〈9〉栄養学部

優れた管理栄養士等の養成を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率が全国平均を大きく上回っている結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される(資料4(1)-91 45. 国家試験 (3) 栄養学部・管理栄養士)。全管理栄養士養成大学の中でトップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

大学院については、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定しているが、大学院全体のディプロマ・ポリシーが策定されていない。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

設立間もない学部であるため学部教授会のみでの検証となっており、より細やかな検証システムが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

変遷する社会情勢を絶えず意識し、本学の教育基本理念に適った教育課程を大学として普遍的に提供することが必要である。そのために、個々の学部、研究科の範囲を超えて、入学、教務、進路関係部署との連携をさらに強化し、情報を共有するとともに、教育目標や教育課程の編成方針について、点検・検証を全学的なレベルで定期的に行う。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学生自身が4年間における現在の履修段階を理解し、教育目標を達成し専門職となれるように、教育課程を継続して検証し編成していく。

〈9〉栄養学部

現在、管理栄養士と栄養士のあり方と互いの分業のあり方が、日本栄養士会、日本栄養改善学会などの関連学会や現場などで大きな関心事であるとともに、大きな議論が起こっ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ている。現状としては、管理栄養士・栄養士教育は、国家試験の合格率や入試志願者などの状況から判断すると良好な状態にあるが、将来どのような形態で、管理栄養士、栄養士の分業が進むのかを、関連学会の議論を見据えて、本校としてもそのあり方に応じた教育体系を構築するとともに、管理栄養士養成を主体として発展するよう推進する。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

教育開発センター委員会にて大学院全体のディプロマ・ポリシーを検討し、2016年度内に策定する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

今後、検証プロセスについて、各コースと自己点検評価小委員会、教授会との関連づけを行い有機的な検証組織システムを、2017年度中を目処に構築することとしている。

4. 根拠資料

- 資料4 (1) -1 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料4 (1) -2 教育開発センター ニュースレター 2013 No.01
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/pdf/FDC_17.pdf
- 資料4 (1) -3 教育開発センター ニュースレター 2013 No.02
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/FC_18.pdf
- 資料4 (1) -4 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) (既出 資料3-57)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料4 (1) -5 神戸学院大学 共通教育センター 共通教育はやわかり 2016
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/edu/pdf/hayawakari2016.pdf>
- 資料4 (1) -6 神戸学院大学学科目履修規則
- 資料4 (1) -7 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (1) -8 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (1) -9 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (1) -10 履修の手引 2016 人文学部 (既出 資料1-25)
- 資料4 (1) -11 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出 資料1-26)
- 資料4 (1) -12 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資料1-27)
- 資料4 (1) -13 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (1) -14 履修の手引 2016 栄養学部 (既出 資料1-29)
- 資料4 (1) -15 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (1) -16 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (1) -17 本学ホームページ グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 料1-41)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/global/>
- 資料4 (1) -18 総合リハビリテーション学研究科委員会・総合リハビリテーション学部
教授会鑑 (2016年11月2日)
- 資料4 (1) -19 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)
- 資料4 (1) -20 本学ホームページ 栄養学科 - カリキュラム
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/nutrition/nutrition/curriculum.html>
- 資料4 (1) -21 本学ホームページ 法学研究科 (既出 資料1-49)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/law/
- 資料4 (1) -22 GRADUATE SCHOOL 2017 (既出 資料1-17)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料4 (1) -23 2016年度 大学院入学試験要項 (既出 資料1-51)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate.pdf>
- 資料4 (1) -24 法学研究科オリジナルホームページ 理念・目的 (既出 資料1-15)
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/index.html>
- 資料4 (1) -25 法学研究科オリジナルホームページ 3つのポリシー (既出 資料1-48)
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/policy.html>
- 資料4 (1) -26 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料4 (1) -27 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料4 (1) -28 法学研究科委員会議事録 (2015年1月13日)
- 資料4 (1) -29 本学ホームページ 経済学研究科 (既出 資料1-16)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/economics/
- 資料4 (1) -30 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料4 (1) -31 GRADUATE SCHOOL 2016 (既出 資料1-50)
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf
- 資料4 (1) -32 本学ホームページ 人間文化学研究科 (既出 資料1-53)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/human_culture/
- 資料4 (1) -33 本学ホームページ 総合リハビリテーション学研究科 (既出 資料1-18)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/rehabilitation/
- 資料4 (1) -34 本学ホームページ 薬学研究科 (既出 資料1-19)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料4 (1) -35 神戸学院大学の全学のカリキュラム・ポリシー
- 資料4 (1) -36 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー (教

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

育課程編成・実施の方針) (既出 資料3-45)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html>

- 資料4 (1) -37 共通教育センター委員会議事録 (2016年2月24日)
- 資料4 (1) -38 神戸学院大学大学院人間文化科学研究科規則 (既出 資料1-6)
- 資料4 (1) -39 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則 (既出 資料1-7)
- 資料4 (1) -40 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則 (既出 資料1-8)
- 資料4 (1) -41 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (1) -42 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則 (既出 資料1-10)
- 資料4 (1) -43 大学院教育部会議事録 (2012年5月10日)
- 資料4 (1) -44 2015年度FDワークショップ
- 資料4 (1) -45 2016年度FDワークショップ要旨
- 資料4 (1) -46 教育開発センター議事録 (2016年5月12日)
- 資料4 (1) -47 2016 経営学部案内
- 資料4 (1) -48 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料4 (1) -49 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-14)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料4 (1) -50 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-40)
- <https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料4 (1) -51 栄養学部_カリキュラムチェック表_2016
- 資料4 (1) -52 シラバス2016 (既出 資料1-47)
- 資料4 (1) -53 神戸学院大学大学院法学研究科長期履修細則
- 資料4 (1) -54 本学ホームページ 食品薬品総合科学研究科 (既出 資料1-57)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/
- 資料4 (1) -55 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
- <https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料4 (1) -56 本学ホームページ 情報の公表 (既出 資料1-20)
- <http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料4 (1) -57 大学ポートレート (私学版) 神戸学院大学
- <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000572301000.html>
- 資料4 (1) -58 経営学部オリジナルホームページ
- <http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/index.html>

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 資料4 (1) -59 本学ホームページ 現代社会学部 (既出 資料1-39)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/social/>
- 資料4 (1) -60 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - アドミッション・ポリシー
(入学者受入れの方針)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/admission.html>
- 資料4 (1) -61 本学ホームページ 栄養学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/nutrition/>
- 資料4 (1) -62 2016年度 履修指導資料
- 資料4 (1) -63 2016年度 神戸学院大学入学試験要項
- 資料4 (1) -64 本学ホームページ 栄養学研究科 (既出 資料1-54)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/nutrition/
- 資料4 (1) -65 薬学部オリジナルホームページ 薬学研究科
<http://kobegakuin-yakugaku.jp/graduate/index.html>
- 資料4 (1) -66 本学ホームページ 大学憲章 (既出 資料1-11)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料4 (1) -67 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担(案)(2016年4月12日) 学
部内委員 (既出 資料1-61)
- 資料4 (1) -68 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (1) -69 法学部教授会議事録(2015年11月24日) (既出 資料1-63)
- 資料4 (1) -70 2016年度各種委員案(経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料4 (1) -71 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (1) -72 経済学部教授会議事録(2014年1月17日)
- 資料4 (1) -73 経営学部教育ポリシー検討委員会資料(2015年11月12日)
- 資料4 (1) -74 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員 (既出 資料3-55)
- 資料4 (1) -75 教育・研究委員会開催案内(2015年5月13日)
- 資料4 (1) -76 現代社会学部教授会議事録(2016年6月22日)
- 資料4 (1) -77 神戸学院大学現代社会学部教授会規則
- 資料4 (1) -78 神戸学院大学自己点検評価規則細則
- 資料4 (1) -79 グローバル・コミュニケーション学部教授会資料5(2016年1月13日)
(既出 資料1-69)
- 資料4 (1) -80 総合リハビリテーション学部教授会・総合リハビリテーション学研究科
委員会資料(2016年2月3日)
- 資料4 (1) -81 栄養学部各種委員一覧表(学部内委員)
- 資料4 (1) -82 カリキュラム検討ワーキングについて
- 資料4 (1) -83 経済学研究科委員会議事録(2015年9月12日)
- 資料4 (1) -84 経済学研究科委員会議事録(2015年9月10日)
- 資料4 (1) -85 総合リハビリテーション学部教授会議事録(2016年2月3日) (既出
資料1-70)
- 資料4 (1) -86 栄養学研究科委員会議事報告書(2016年2月10日)

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

資料4 (1) -87 薬学研究科委員会鑑・議事録 (2016年度) (既出 資料3-118)

資料4 (1) -88 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)

資料4 (1) -89 神戸学院大学大学院薬学研究科委員会規則 (既出 資料1-76)

資料4 (1) -90 食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (2016年2月17日)

資料4 (1) -91 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)

http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

学則において各学部、学科の教育研究上の目的を制定し、これの達成に向けて、体系的な教育課程の編成を行っている(資料4(2)-1 第2条の7)。本学の授業科目は、学則第13条に基づき、共通教育科目と基礎教育科目及び専門科目で構成している。さらに学則第13条の2に定めるように、全学で共通教育科目を開設し、各学部の専門教育科目と有機的に連携することで、大学全体の学士課程教育の充実を図っている。

共通教育科目を開講する共通教育センターでは、教育目標を達成するために、読み書きと、それによって得られた情報や知識を活用する能力を養成するためのリテラシー科目群と、学問の入口であり、自由に生きるための素養を涵養するためのリベラルアーツ科目群の2つの科目群によって構成している。リテラシー科目群では外国語分野、情報分野、基礎思考分野、社会人入門分野の4つの分野を、リベラルアーツ群では人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野、地域学分野を置き、カリキュラム・ポリシーを具現化している(資料4(2)-2)。

専門教育科目においても、体系的なカリキュラムを編成している。全学部で「基礎演習」「入門演習」等の初年次教育科目を専門教育科目として開講することで、高大連携を意識した教育内容を提供している。低年次においては、「基礎専門科目」「基幹科目」「コア科目」「専門基礎」などの分野を配置することで、各学部における基礎教育の充実を図り、各分野・コースにおいて高度な専門教育を編成している(資料4(2)-3 学科履修規則別表関係)。

また、特に専門的な資格取得を教育目標とする理系の3学部を中心に、多様な実習科目を開設することにより、理論と実務、両面での専門性を享受できる教育内容を提供している。

大学院教育では、大学院設置基準第3条及び第4条、大学院学則第6条及び第7条に基づき、在籍する大学院生が研究に資することができる科目を適切に開設している(資料4(2)-4～資料4(2)-10)。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

共通教育センターが開講する共通教育科目において、学部の専門性にとられない幅広い教養と豊かな人間性を涵養する教育を展開している。それらは共通教育センターが目指す、学生の到達目標及びカリキュラム・ポリシーに表現されている(資料4(2)-11、資料4(2)-12)。

c. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

修士課程では、科目履修によるコースワークと論文指導、実験、研究調査指導等の研究指導を中心としたリサーチワークを組み合わせる体系的なカリキュラム編成により、高度な専門教育を行っている(資料4(2)-4～資料4(2)-10 別表)。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

博士課程では、リサーチワークを中心に、深く専門分野を研究できるようになっている(資料4(2)-4～資料4(2)-10 別表)。

d. 順次性のある授業科目の体系的配置について

学生の深い学びを促し、教育目標を達成していくために、個々の科目が充実した内容であることとともに、学部や専攻ごとに科目を体系的、順次的に構成していることを目指している。各学部の「履修の手引」において、分野別に配当年次を示した科目の一覧表や、履修モデルを提示している(資料4(2)-13～資料4(2)-21)。

学生の学びを深め、履修の際の科目選択の便宜性をはかるために、総合リハビリテーション学部や薬学部で履修系統図(カリキュラムマップ)を作成している(資料4(2)-19 p.50、p.68、p.94-97、資料4(2)-22)。

また、全学的には教育開発センターが中心となって、各学部に履修系統図(カリキュラムマップ)の作成を要請、支援し、2017年度の履修の手引に掲載できるよう各学部で作成を継続している(資料4(2)-19 p.50、p.68、p.94-97、資料4(2)-22)。それらの活動を本質的に推進することを目的とし、2015年9月、2016年9月には履修系統図(カリキュラムマップ)の作成をテーマとしたFDワークショップを開催した。

e. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性を検証するため、教学担当の副学長を委員長とする教育開発センター委員会(全学部長、全研究科長及び教務センター所長等の委員により構成)から、各学部に、カリキュラムチェックリストの作成を要請し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性を検証した後、履修系統図(カリキュラムマップ)の作成を支援している(資料4(2)-23)。

学士課程における教育課程の適切性は、各学部において検討し、教授会より教務委員会を経て、評議会に諮られ、承認後は適切に実施する(資料4(2)-24)。

大学院における教育課程の適切性は、各研究科において検討し、研究科委員会より大学院教務委員会を経て、大学院委員会に諮られ、承認後は適切に実施する。

〈2〉法学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

1. 法学部は、2015年度よりKPCへの学部全面移転(1キャンパス化)が実現したことを契機に、新カリキュラムを導入した。もっとも、2014年度以前の入学生対象の旧カリキュラムと同様に、カリキュラム・ポリシーに基づく授業科目の開設には変更がない。

2. 新カリキュラムおよび旧カリキュラムにおいて、法学部の教育科目を共通教育科目と専門教育科目に大別し、さらに専門教育科目のうちでも入門的、基本的な科目を1・2年次に、応用発展的な科目を3・4年次に配当することで、学習段階に応じた階層的な教育体系を採用している。

3. また、将来の進路を意識した体系的かつ実践的な学習を学生に促すために、「法職コース」、「行政コース」および「企業法コース」の3コースを設けている。2年次以降は、学生は、1年次後期に選択したコースに所属し、コースごとに定められた卒業所要単位を修得しなくてはならない。これにより、学生は将来の進路に応じた必要な知識および技能を体系的に取得することが可能となっている。

4. さらに、特定の分野を深く研究しつつ、思考力やコミュニケーション能力を高めるた

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

めの演習科目が1年次の「基礎演習」に始まり、4年次まで全学年および全セメスターにおいて開講されている(資料4(2)-13、p.50-62)。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

法学部では、共通教育科目を、専門教育の基礎を築き、視野を広げ、また、社会人としての基本的技能を習得する機会を提供するものと位置付けている。したがって、共通教育科目が幅広い教養及び総合的な判断力を培う上で重要な役割を有している。

また、演習科目が各年次において開講されていることにより、専門的知識を深めるとともに、少人数クラスにおいて上記の教養や判断力が要請されるとともに、教員および他の学生との交流を通じて豊かな人間性を涵養することにつながっている。

このほか、実務科目、特別講義科目およびキャリアデザイン関連科目においても、専門的な知識を基礎にして、学際的・分野横断的な視野を養成することや、実社会との交流を通じて視野を広げることを目的としている(資料4(2)-13 p.21-45、p.60-62、資料4(2)-25 基礎演習A、資料4(2)-26)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

1年次の専門科目としての導入専門教育科目群は、法学の基本分野および政治学・国際関係を学ぶ意義を知り、関心を高めることを目的としている。同科目群の多くは、履修必修科目であり、すべての学生が履修し、専門分野への導入的知識を得ることができている。

その後も、基礎的な科目から専門的な科目を学年ごとに配当しており、体系的な履修を促すカリキュラムとなっている。

憲法、民法および刑法など、複数の科目によって構成される分野においては、各科目に番号を付すことによって、各科目の位置づけを学生に周知し、順次的・体系的な履修への配慮をしている。

また、2年次から3年次への進級に必要な要件を設けていることによっても、上記の順次的・体系的履修を担保している(資料4(2)-13 p.50)。

教授会において、カリキュラムマップの策定が進んでおり、これの完成によって、より体系的な授業科目の配置が可能となる。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性検証のプロセスとしては、学部内のワーキンググループとして、各専門分野の代表者によって構成される「教育プロジェクト」を編成し、上記の原案について審議し、最終的には教授会で議論をしている。また、学部内のFD研修会を通じて、検証を行っている。これらの責任主体は、法学部長および法学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている(資料4(2)-27、資料4(2)-28、資料4(2)-29)。

〈3〉経済学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

経済学部では、経済学を修得し、応用していく際、最も根幹的で重要となる科目群を「基幹科目」と定め32単位上の履修を課している。

さらに、コース制を導入し、経済学の各分野に応じて学ぶことができるようにしてある。具体的には、「企業経済コース」、「公共経済コース」、「総合経済コース」の3つのコースに分かれている。企業経済コースでは、企業の経済活動を中心にして、民間部門の活動を理

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

解しようとする。公共経済コースでは、政府などの公的部門の経済活動と財政、社会保障、金融など、制度面を重視した理解と知識修得を行う。総合経済コースでは、民間部門と公的部門の両方にまたがる経済社会全般の理解と知識修得に努める。

また、各コース横断的に幅広く、深く経済学を学ぶために、「専門リテラシー科目」を開講している。また社会科学全般の知識・技能の修得を目的として、他分野（経営・法学）の科目やキャリア関連の科目も履修できる「選択科目」も開講している。

さらに、特定の分野を深く研究しつつ、思考力やコミュニケーション能力、表現力を高めるための少人数教育である演習科目が1年次の「入門演習」に始まり、2年次後期の「演習Ⅰ」から4年次「卒業論文指導」まで全学年において開講されている（資料4（2）-14、p.47-68）。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

経済学部では、共通教育科目を、学部専門教育の基礎となる知識、技能、将来社会人として必要となる基礎思考力、基礎的な実践能力を育成し、専門分野だけに限定されない広い視野と柔軟な思考力を育成する重要な役割を担うものと位置付けている（資料4（2）-14、p.21）。

また、各自の進路目標に応じた学修ができるように3つのコース（企業経済コース、公共経済コース、総合経済コース）に分かれているが、いずれのコースも幅広くしかも3つのコースに特化した教育課程が編成されている（資料4（2）-14、p.51）。演習などの少人数形式の授業が、充実しており、学生相互の討論や教員および他の学生との交流を通じて、豊かな人間性を涵養する教育課程が、編成されている（資料4（2）-14、p.57-58）。

このほか、キャリアアップ関連科目においても、専門的な知識を基礎にして、学際的・分野横断的な視野を養成することや、実社会との交流を通じて視野を広げることを目的としている（資料4（2）-14、p.56）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

1年次の専門科目における専門教育科目群は、今後の本格的な経済学の修得を容易にするための基本分野からなっており、専門分野への導入的知識を得ることができる。具体的には基礎経済学を中心とした基幹科目群及び経済数学や統計学といった経済分析に必要な基礎科目からなる専門リテラシー科目群で占められている。

2年次は、基幹科目で、ミクロ経済学、マクロ経済学、日本経済論など経済学の基本となる科目を修得するようになっている。また、2年次では、3つのコース（企業経済コース、公共経済コース、総合経済コース）に分かれて、各専門分野に特化した科目の履修が始まり、3、4年次では、より専門的な内容について学ぶ。このように基礎的な科目から専門的な科目を学年ごとに順次担当しており、体系的な履修を促すカリキュラムとなっている（資料4（2）-14、p.61-64）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

経済学部では、教育課程の適切性については、活性化委員会が審議した上で、教授会で議論をする（資料4（2）-30、資料4（2）-31）。その適切性の検証は自己点検評価小委員会、FD研修会でされている。これらの責任主体は、経済学部長および経済学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている（資料4（2）-32）。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

〈4〉経営学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

共通教育科目群は、本学共通教育の教育目標と、その実現のためのカリキュラム・ポリシーに基づき、「リテラシー科目群」、「リベラルアーツ科目群」の2つの科目群が開設されている。これらの科目群は、それぞれカリキュラム・ポリシーが設定されており、それに基づいて、「リテラシー科目群」は外国語分野、情報分野、基礎思考分野、社会人入門分野の4分野にわたって科目が開設されている。また、「リベラルアーツ科目群」にも同様に、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野、地域学分野の4分野にわたり、科目が開設されている（資料4(2)-2 p.1およびp.4-5）。

専門科目については、年次進行に沿ったカリキュラム・ポリシーに拠り、授業科目を適切に開設している。

本学部では、より系統的、体系的な学修を促進するために、コース制を採っているが、1年次生については、経営学部の専門科目修得に必要な基礎知識を学修出来るよう、「コア科目」およびコース毎の「コース選択必修科目」の1年次科目を開設しているほか、1年次向け専門語学科目「コミュニケーション英語」を開設している。さらに、「入門演習」、「基礎演習Ⅰ」を開設し、高大連携、初年次教育に配慮した科目を開設している。

2年次生については、経営・商学コース、会計コース、経営情報科学コースの3コースに分かれ、より高度で発展的に学修出来るよう科目を設置している。また、本学部では、学生が選択したコース以外の専門科目も幅広く履修出来るようにしている。そのほか、「外書講読」、「ビジネス英語」といった専門語学における発展的科目も開設している。

3年次生については、「演習Ⅰ」「経営戦略論」といったコア科目を中心に、学生各自が興味を持った課題、企業経営の諸問題について深く掘り下げ、分析出来るようになるために必要な科目を開設している。これらの科目は、4年次生も履修できる。

4年次生については、コア科目「演習Ⅱ」「卒業論文」を中心に、学生が経営問題に関する分析、解決策について研究し、発表出来るようになるための科目を開設している。なお、「演習Ⅱ」「卒業論文」以外の専門科目は、3年次生も履修できる（資料4(2)-15 「総説」の前頁、p.44およびp.46-47）。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

本学部では、共通教育として、2学群8分野にわたる多様な授業科目を開設している。まず、学部教育の基礎技能（リテラシー）や、学修内容を社会で活かすための基礎思考力、社会人として必要な基礎的実践能力を身につけるための「リテラシー科目群」が開設されている。この科目群は、外国語分野（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語等）、情報分野（基礎情報処理実習）、基礎思考分野（文章表現、文章読解、数的思考等）、社会人入門分野（就業力講座等）の4分野で構成されている。

さらに、広い視野と深い教養を学修するために「リベラルアーツ科目群」が開設されている。この学群は、人文科学分野（人文科学入門、日本の歴史と文化、芸術演習、欧米の社会と文化等）、社会科学分野（社会科学入門、法と社会、現代社会と人権等）、健康科学分野（健康科学入門、食の科学、スポーツと健康等）、地域学分野（地域学入門、地域学講義等）の4分野からなる（資料4(2)-2 p.1、資料4(2)-15 p.20）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

本学部では年次ごとのカリキュラム・ポリシーを定めており、それに基づいて科目群をコース毎に、年次進行も考慮しながら開設しており、それらを体系的、順次的に開設している。これらの内容は、「経営学部 履修の手引」の科目一覧表（専門科目、共通教育）で明示している（資料4（2）-15 p.36-41、p.44）。

また、「経営学部案内」において、本学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明示し、共通教育と専門科目の内容、専門科目における各コースの内容を明示している。さらに、学生が卒業後の進路、目標に沿ったコース毎の「履修モデルプラン」を提示している。これにより、学生が履修計画を立てやすいようにしている（資料4（2）-33 p.6-12）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

学部長が中心となって、各コースの教員からなる改組拡充小委員会が組織され、カリキュラム編成の見直し、検証を適宜行っている。直近では、2013年度に同委員会が組織され、学生ニーズに沿ったカリキュラム編成、履修モデルの策定が進められ、2015年度のキャンパス再編に伴って、実施された（資料4（2）-15 p.44-46 および p.53-55、資料4（2）-33 p.6-12、資料4（2）-34～資料4（2）-39）。

〈5〉人文学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

人文学部では人文学科および人間心理学科両学科において、各学科・コース・領域ごとに科目を開設し、教育課程を順次のおよび体系的に編成している。現在提供している6つの科目群のカリキュラムは、以下のとおりである。

1. 基礎専門教育科目

専攻分野の全体像を提示して大学教育への導入をはかり、大学での学修に必要な最低限の知識と技能を習得させる。

2. 共通教育科目

大学で学ぶために必須の言語能力や情報機器の操作法を習得させ、社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身につけさせる。

真理を探究しようとする知的好奇心を育てる。

3. 専門教育科目

自らの関心領域を総合的かつ体系的に追求させ、演習・実習など実践的なトレーニングにより専門的な内容を経験的に理解させる。

4. 卒業研究・卒業論文

自らが設定した課題を4年間で獲得した幅広い教養と専門的知識によって解明させ、課題解明への過程をまとめ、卒業研究・卒業論文に結実させる。

5. キャリア系科目

自立した社会人への成長を支援し、社会で勤労するための基本的能力を備えさせる。

6. 教職教育関連科目

学位プログラムと融合された体系的な教職プログラムを提供し、生徒の「生きる力」を育む教員としての基礎的・基本的な能力を習得させる。

このように、1年次生が履修する各学科の基礎専門教育科目ではコース・領域の基本的知識とその概要について習得し、2年次生以降の各コース・領域に開設されている科目で

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

は、より専門知識を習得できるように編成されている。また、この教育課程は学部のディプロマ・ポリシーに基づいて構成されている(資料4(2)-16 p.33-144)。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

人文学部の教育課程は、自らが選択した領域の科目を中心に専門知識を獲得するだけでなく、他領域・他コースの科目、他学科の関連科目を履修することが可能である。これは主体的に自らの興味を広げ、幅広い教養と、総合的な思考・判断力を身につけ、豊かな人間性を身に付けることができる順次的・体系的な教育課程になっている(資料4(2)-16 p.33-144)。例えば、学部教育の基礎的科目として「人文入門演習」を初年次に配置し、学部に所属する全学生を対象とした少人数ゼミ形式の授業を通じて、大学での学習に必要な技能を習得させる。共通教育科目(リテラシー科目群)として履修必修指定になっている「基礎情報処理実習Ⅰ」と「文章表現Ⅰ」との連関を意識させ、情報収集・分析に必要な技能、結果を文章化し発表するための技能の伸長を図り、ここでの学習成果が今後の授業に活用されることを重視している(資料4(2)-16 p.33-47)。

また、領域を超えた授業連携の手法についての具体的な方策について、人文学部FD研修会で継続的に検討している(資料4(2)-40 2014年度 教育1-(3)④ 人文学部小委員会、2015年度 教育1-(3)④ 人文学部小委員会)。より幅広く深い教養および総合的な思考・判断力を有する人間性豊かな学生を育成するために、教育・研究委員会や人文学部FD活動を通して、さらに両学科とも引き続き授業科目の検討を行う(資料4(2)-40 2015年度 教育1-(8)④ 人文学部小委員会)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

人文学部では、1年次から4年次卒業まで少人数の演習科目を履修必修として設定し、きめ細かい指導を行っている。これらを順次的に履修することにより、卒業研究・卒業論文の作成に向けての能力を身につけられるようにしている(資料4(2)-16 p.93、p.109)。専門講義科目においても、1年次には入門的科目、2年次には概論的科目、3年次には応用的科目を配置し、順次的に専門講義科目を開講している。また、人間心理学科では、各学年で学修できる実習科目、専門講義科目についても厳格に順次的に展開しており、専門知識の獲得と応用力を段階的に獲得させるため、各課程について相応しい授業科目を提供している。セメスターごとの演習科目の役割については履修の手引に明示している(資料4(2)-16 p.33-144)。

毎年4月と9月に行われる全学生に対する履修指導では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを確認させ、学生の順次的・体系的な履修を指導している(資料4(2)-16)。また、2年次生後期から開始される「専攻演習Ⅰ」の説明会において、コース・領域に関する詳細な情報を学生に提供している(資料4(2)-41、資料4(2)-42)。

ディプロマ・ポリシーに基づいた適切な教育課程や教育内容について、今後さらにFD研修会などを通して、学部全体で検討を引き続き行うことを計画している(資料4(2)-40 2015年度 教育1-(8)④ 人文学部小委員会)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

人文学部教授会が教育課程の適切性と内容の検証の責任主体であり、教授会での審議を経る前段階として人文学部教育・研究委員会が年に数回開催されている(資料4(2)-43)。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

また、組織的な研修・研究の機会として、人文学部FD研修会、講演会を定期的に開催し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーに基づく教育方法の適切性と改善について検討している。その活動の内容・記録を教育開発センターに報告し、また教授会に結果のまとめを文書で提出、報告し、改善点あれば提案を行い、教授会で審議の上、決定している(資料4(2)-40 2015年度 教育1-(3)④、2015年度 教育1-(2)④ 人文学部小委員会)。

〈6〉現代社会学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

現代社会学科では、兵庫の地域特性をふまえ、多面的に地域の諸課題を理解し、分析できるようにすることを目指し、社会学や歴史学、行政学、経済学などの各学問分野の基礎を学ぶ「専門基礎科目」、国際的な視野と感覚を養うための専門語学や、社会調査マインドを醸成するための社会調査法などを学ぶ「専門基幹科目」、多元的かつ重層的に現代社会を捉える視点を養うために、「市民と生活」「仕事と産業」「地域と文化」の3分野からなる「専門分野科目」を設置している。また、1年次から開設されるゼミナールと、自主的な課題を設定し社会調査を実施する、「現代社会基礎実習」「現代社会実習」を必修科目として設置し、両者を連動させることで、卒業研究に必要な知識やスキル、姿勢を実践的に養うことが可能になっている(資料4(2)-44)。

社会防災学科では、現代社会学科と共通の「専門基礎科目」、そして社会貢献マインドの育成及び防災の社会的国際的発展の基礎的な理解、国際感覚の修得、人命救助方法の修得や国際理解及び実践力の陶冶などを学ぶ「専門基幹科目」、防災に関わる多面的、総合的な理解、実践的課題の抽出とともに、課題解決力の育成を目的として「防災応用分」、「防災展開分野」、「連携共同科目」から構成される「専門分野科目」を設置している。連携共同科目は社会防災学科にのみ設定されたもので、文部科学省平成21年度「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」により構築された東北福祉大学、工学院大学との防災と社会貢献に関する連携によって、両大学から提供された科目であり、本学の人文・社会科学系の科目に福祉系、工学系の科目が加わることとなり、より学際的で視野が広がるカリキュラム体系が実現している。社会防災の基礎Ⅰ・Ⅱ、防災入門、社会貢献入門、1年次から4年次までのゼミナールを必修とし、全学科生はゼミナールの指導教員による指導のもと、「共通実習分野」の「防災実習」および「社会貢献実習」などを履修することにより、フィールドワークや調査技法を用いてゼミナールにおいて自ら設定した課題の「解」を求めることを目指す(資料4(2)-44)。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

現代社会学部の専門科目では、4年間一貫して配置される演習科目の必修化とともに、体系だった学生の教育計画を明確にする一方、選択必修科目群の中においては、科目選択に一定の柔軟性を持たせることにより、学生の学習の多様化を図り、ある範囲で学科の枠を超えて関連科目として他学科の専門科目を履修できるように工夫をしている(資料4(2)-17)。

また、既存学部を含めた全学共通の教養教育・基礎教育を充実させる目的で共通教育科目が開講されており、それはリテラシー科目群とリベラルアーツ科目群の2つの科目群から構成されている。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

そのうちリテラシー科目群は、学部教育の基礎となる技能、専門を超えて将来社会人として必要とされる基礎思考力等、基礎的な実践能力を育成するための科目群で、外国語分野、情報分野、基礎思考分野及び社会人入門分野の4分野から構成されている。また、リベラルアーツ科目群は、文理9学部を擁する総合大学としての教育環境をフルに生かし、専門分野だけに限定されない広い視野と柔軟な思考力の育成を目的とする科目群である。この科目群は、本学の学部編成や教育スタッフの研究内容を教育に生かすために、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野、地域学分野の4分野から構成されている(資料4(2)-17)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

履修の手引において、カリキュラム・ポリシーや、aで示した各科目群の編成と位置づけを明示している。さらには、標準履修モデルを提示することにより、各自の関心と卒業後の進路にそった、体系的な履修が行えるように配慮している(資料4(2)-17)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

現代社会学部では、カリキュラムマップの作成と自己点検評価を通じて教育課程の適切性を検討している。カリキュラムマップの作成については、FD委員を中心に、カリキュラムマップ作成に関する研修を受けた教員が草案の作成に当たり、学科会議と教授会においてその内容が検証・検討され、その結果は教授会において審議、決定されることとなっている(資料4(2)-45、資料4(2)-46、資料4(2)-47)。また、自己点検評価については、学科会議及び学部自己点検評価小委員会において検証・検討され、その結果は教授会において審議、決定されることとなっている。いずれも、最終責任主体は教授会にある。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

本学部開設にあたり本学が文部科学省に提出した『神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類』に示されたカリキュラム編成の基本方針は、初年次教育を重視した入門演習・入門科目の設置、1年次からの少人数クラスによる集中的な外国語教育の実施、年次進行にともなう充実した実践的、応用的外国語科目の設置、ジェネリック・スキルを養成するための体験型科目の設置、英語コースと中国語コースの海外語学研修(留学)、日本語コースの企業インターンシップ、言語の基礎にある社会、文化など教養・知識に関する科目の設置、言語とグローバリズム、異文化理解、国際交流・協力、国際ビジネスに関する専門教育科目の設置、入学から卒業まで全員が履修(指導担任制度と連動)する少人数ゼミナール、演習授業の設置、4年間の学びを結実させる「卒業研究」の設置、英語教員を志す学生たちに必要な教職課程に関する科目の設定である。この理念と方針をふまえ、以下の授業科目群が提供されている(資料4(2)-48 p.8-11)。

・学部基礎科目(第1～4 Semester)

専攻分野の全体像を提示し大学教育への導入をはかるとともに、大学での学習に必要な最低限の知識と技能を習得し、自分と他者との相互理解を実現するコミュニケーションスキルを養成する。

・共通教育科目(主に第1～4 Semester)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

コースで学ぶ外国語とは異なるもう一つの外国語を学び、情報機器の操作法など大学で学ぶために必須のリテラシーを習得させ、社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身に付けさせる。

- ・基本語学と実践語学（第1～7セメスター）

高度な外国語能力の獲得と、それを実社会で実践的に運用する方法を体得させる。

- ・学部・各コース講義科目（第1～7セメスター）

語学力を鍛えるとともに、言語の基礎にある社会や文化を理解させ、言語とグローバリズムについての考え方を深化させ、社会で勤労するための基本的能力を養成する。

- ・他学部関連科目（第3～6セメスター）

総合大学の利点を生かし、より広い専門分野を学ばせる。

- ・現地研修関連科目（第4～6セメスター）

第5セメスターに、海外あるいは実社会を実際に経験し、グローバル・コミュニケーションの重要性を体得させる。海外語学研修、企業インターンシップの前後に「事前研修」と「フォローアップ」を用意し、現地研修の成果をより確実なものにする。

- ・卒業研究を必修に（第8セメスター）

自らが設定した課題を4年間で修得した幅広い教養と専門的知識で解明し、協働作業とアクティブ・ラーニングを通じて卒業研究報告書を作成する。また、課題解明への過程をまとめあげ、卒業論文に結実させる。

- ・教職課程（英語）に関する科目（第1～8セメスター）

英語の教員を志す学生には教職に必要な知識や能力を身に付けさせる。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

大学設置基準第19条第2項の精神に則り、共通教育科目において社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身に付けさせることとしている。また、各コース講義科目においても言語の基礎にある社会や文化を理解させ、言語とグローバリズムについての考え方を深化させることにしている。さらに他学部関連科目においても総合大学の利点を生かし、より広い専門分野を学ばせている。本学が文部科学省に提出した『神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類』に記載のとおり、社会、文化、歴史、政治、経済など、言語の基礎にある事柄について幅広い知識や教養を身に付けることは、言語を深く理解するために不可欠なことである（資料4（2）-48 p.5）。なぜならば、このことにより民族的文化的多様性が理解でき、他者との円滑なコミュニケーションが可能になるからである。本学が総合大学である利点を生かし、他学部の一線で活躍する教員の豊かな専門性と共通教育でオファーされる多彩なプログラムを活用しながら、さまざまな地域の社会や文化などを知識や教養として学べるカリキュラムを用意した（資料4（2）-2）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

本学部の履修の手引に示されているとおり、各コースの専門科目の根幹をなす演習科目では1年次後期で基礎演習を設置し、授業中に2年次の専攻演習I以降の学習内容を俯瞰できるように工夫している。そしてセメスターごとに高度になっていく専攻演習での学びは、その後卒業プロジェクトや卒業研究へと結実していく。また、基本語学およびジェネリック・スキルトレーニングについては、それぞれの科目について、セメスターごとに易

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

から難へと進行するよう授業計画がたてられている。なお、1年次から2年次に至る段階および3年次から4年次の段階については、単位数によって進級要件が決められており、学力の品質保証を行いつつ学生の順次的・体系的履修が促進されるようになっている。なお、履修の手引には、学生の進みたいキャリアに対応した4年間の履修モデルがわかりやすく図示されており、卒業所要単位数を満たすための条件については、履修の手引の進級・卒業の項目において視覚的にわかりやすく説明している（資料4（2）-18 p.22-65）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

本学部は開設後間もなく、さらに完成年度を迎えていないため、積極的な教育課程の改善については着手できない状況にある。しかしながら、完成年度以降のことを考え、今後カリキュラム改革を実行する際の責任主体、組織、手順などについては整備しておく必要がある。ただし具体的なカリキュラム改編を伴わない、科目の内部的な問題については、問題があると判断された場合、常に改善を行うようにしている。例えば3年次前期に実施される海外研修科目については、英語コースにおいて学部設置時点で計画されていた学生の研修派遣先を再度検討し直し、より質的に高い教育が実施される英語圏の教育機関を選定し直した経緯がある（資料4（2）-49 報告連絡事項③）。

なお、中期行動計画の施策項目「専門教育課程のより一層の質的向上にむけ、学部カリキュラム・ポリシーを実現するに最適なカリキュラムの体系化と、教員間の教育連携強化を全学的に推進する。」に基づき、学部の自己点検評価小委員会において検証・検討され、その結果は最終責任主体である教授会において審議、決定されている（資料4（2）-40 2016年度 教育1-（3）⑩ GC学部小委員会）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

各学年次の目標を作成し、それを実現するための授業科目を定め、開設している。理学療法学科と作業療法学科では、1年次は入門・基礎を学び、2年次は多種の専門分野を学ぶと共に評価学を学ぶ。3年次は多種の専門分野の治療学を学び、4年次は長期臨床実習でこれまでの学びを実践する。社会リハビリテーション学科では、1年次は入門・基礎を学び、2年次は各種福祉理論を学ぶ。3年次は演習を中心として実践を行い、4年次はさらに高度な演習を行うこととしている（資料4（2）-19 p.50、p.68、p.94-97）。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

各学科において、幅広い基礎科目を配置すると共に、専門科目においても広い分野の科目を学ぶ。同時に共通教育科目として、リテラシー科目群とリベラルアーツ科目群を用意し、リテラシー科目群の中の標準英語は1年次に必修とし、他は各自が選択することによって、各学科の専門とは異なる科目を学ぶ。さらに、学内・学外での演習を行うことにより、専門知識のみならず、社会生活を送るうえで必要な知識を学ぶよう、編成されている（資料4（2）-19 p.28-39、p.50、p.68、p.94-97）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

カリキュラムマップを整備し、学生に対して順次的・体系的な履修の方法を示している。理学療法学科と作業療法学科では、1年次は入門・基礎を学び、2年次は多種の専門分野を学ぶと共に評価学を学ぶ。3年次は多種の専門分野の治療学を学び、4年次は長期臨床実習でこれまでの学びを実践する。社会リハビリテーション学科では、1年次は入門・基

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

礎を学び、2年次は各種福祉理論を学ぶ。3年次は演習を中心として実践を行い、4年次はさらに高度な演習を行うこととしている。1 Semesterで終了しない科目には、I、II等をつける、あるいは、評価学のあとに治療学が続くなど、順次制を明確にしている(資料4(2)-19 p.50、p.68、p.94-97)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性については、学部教務委員会で検討し、学部教務委員長も出席する学部総務委員会(座長：学部長)で審議し、全教員が出席する教授会(座長：学部長)において、最終的な審議を行って確認・改善している(資料4(2)-50、資料4(2)-51)。

〈9〉栄養学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

栄養学部のディプロマ・ポリシーのもと、年次進行に沿って基礎科学科目群から専門分野科目、臨地実習、課題研究へと段階的に学べるようなカリキュラム構成とすることを掲げており、学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に、その適切性を検証した結果、カリキュラム・ポリシーの通りに開設している(資料4(2)-52、資料4(2)-53、資料4(2)-20 p.36-37 および p.50-55)。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

栄養学部では、「食」と「医療」の両分野に精通した管理栄養士と臨床検査技師を養成するため、十分な知識・技能を段階的に修得することを目指して、教育課程を「共通教育科目」と「専門教育科目」に分け、かつ専門教育科目を基礎的な科目から専門性の高い科目へと順次的・体系的に編成しており、各方針に沿って幅広く深い教養および総合的な判断力を培うことを目指した教育課程となっている(資料4(2)-20 p.36-37 および p.50-55)。学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に現在編成されている教育課程を検証した結果、当面問題がないことがわかった。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

栄養学部の教育課程の編成に関しては、卒業所要単位数と題して管理栄養学専攻と生命栄養学専攻に分けカリキュラム図を示して説明し、実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性をシラバスに明記している(資料4(2)-20 p.76-78)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性に関しては、教務委員2名と学部長を中心として、適宜課題を検討し教授会にて議題・報告事項として承認されている。課題によっては全学部および事務部門の代表者が列席する評議会に上程され審議・承認を受けている(資料4(2)-54)。

〈10〉薬学部

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

本学の薬学教育カリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている(資料4(2)-55 前書き)。カリキュラム・ポリシーに挙げた6つの指針が達成できるように、初年次の「共通教育科目」、「基礎教育科目」の上に、6つの科目群(物性薬学科目群、分子薬学科目群、生命薬学科目群、社会薬学科目群、臨床薬学科目群、必修・アドバンスト・薬学複合科目群)から成る専門科目と、これらに関連した「演習・実習」科目と「総合薬学研究(卒業研究に相当)」が配置されている(資料4(2)-22)。卒業時に“教育研究上の目的”を実現でき、ディプロマ・ポリシーを達成できるよう、1-6年次のカリキュ

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

ラムは、これら科目の積み上げ方式で編成されている。

b. 学士課程における教養教育・基礎教育の教育課程について

共通教育科目として、外国語・情報・基礎思考分野からなるリテラシー科目群および人文科学・社会科学・健康科学・地域学分野からなるリベラルアーツ群から16単位以上修得することが1年次進級要件および卒業条件となっており、一定の教養が身に付き、豊かな人間性が滋養されるように制度化している(資料4(2)-21 p.22-35)。

薬剤師として求められる基本的な資質を身につけるように科目配当を行っている(資料4(2)-55 表紙裏挟み込みページ)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

全学生および教員には、カリキュラム・ポリシーをはじめとした教育指針がわかるように、冊子体のシラバスを配布している(資料4(2)-55)。また本学ホームページでも、カリキュラム・ポリシーとともに、電子シラバスも閲覧できる(資料4(2)-25)。さらに、入学時、および各学年初めの履修指導において、教務委員が、本学の薬学教育理念やカリキュラム・ポリシーについて説明している。さらに、教育課程および教育内容は、カリキュラムマップに明示している(資料4(2)-55 表紙裏挟み込みページ)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

学部長を含めた総務委員会の諮問を受け、薬学部の教育を改善するための教育改善委員会が存在し、教育内容などを含め定期的カリキュラムを見直している(資料4(2)-56)。教育改善委員会においてカリキュラムなどの見直しが必要になったものについては、総務委員会での議を経て、教授会で協議されることになっている。

〈11〉 法学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

カリキュラム・ポリシーに基づき、修士課程(法学専攻・国際関係法学専攻)、博士後期課程(法学専攻)とも、法学・政治学の基本的分野から応用的・発展的分野まで幅広く科目を開設し、とくに主要な科目については複数開設した上で、毎年度の開講科目については研究科委員会において検討し、決定している。とくに、日本行政書士会連合会および兵庫県行政書士会との提携にかかる科目については、実務的要請も踏まえて、適宜、科目の新設を行っている(資料4(2)-4 別表1~別表3)。教員の異動等の事情から、開設科目のうち年度によっては非開講となるものもあるが、2015年度より旧実務法学研究科担当教員が法学研究科所属となったこともあり、非開講科目の数は減少している(資料4(2)-57 p.31-33)。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

修士課程では、コースワークを含む「特殊講義」と修士論文作成に向けたリサーチワークを中心とする「特殊研究」とを組み合わせて教育を行っている。博士後期課程では、「研究指導」において、学生自身の研究課題にかかるリサーチワークを中心としつつ文献講読などコースワークも取り入れた教育を行っている。いずれについても、学生の多様な針路・希望に配慮しつつ、各担当教員がコースワークとリサーチワークの適切な組み合わせを判断し、教育にあたっている。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

毎年度の開講科目は大学院履修要項で明示している(資料4(2)-57 p.31-33)。さ

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

らに、年度初めに全担当教員・全学生が出席する履修指導において、各開講科目の内容、科目相互の関連性について学生への周知を図り、順次的・体系的な履修への配慮を行っている（資料4（2）-58）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

〈12〉 経済学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

修士課程経済学専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎理論・歴史分野、応用理論・政策分野、法学関連分野を設けており、各分野とも充実した科目を適切に開設しているため、学生は体系的に履修科目を選択することができるように編成している（資料4（2）-57 p.37）。

修士課程経営学専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、経営学分野、会計学分野、経営科学分野、法学関連分野を設けており、各分野とも充実した科目を適切に開設しているため、学生は体系的に履修科目を選択することができるように編成している（資料4（2）-57 p.38）。

博士後期課程経済学専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、経済学分野と経営学分野を設けているため、学生は体系的に履修科目を選択することができるように編成している（資料4（2）-57 p.39）。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

経済学専攻、経営学専攻それぞれに設定された分野ごとに体系的に専門科目を置き、各専門科目には演習科目と講義科目を配置することで、学生は指導教員の指導のもと適切に演習科目に講義科目を組み合わせて受講することができる（資料4（2）-57 p.37）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

学生の適切な履修ができるよう、大学院経済学研究科履修規程（第2～11条）により修士課程の履修方法を、同（第15～17条）により博士後期課程の履修方法を明示しており、順次的・体系的履修が出来るよう指導教員と協議の上、履修する授業科目を定めることとしている（資料4（2）-57 p.41）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性については、研究科長の責任のもと、適宜検証を行っているが、明確な検証プロセスは定められていない。

〈13〉 人間文化学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

人間文化学研究科の修士課程においては、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻のすべての専攻において、方法論、特殊講義、特論、演習、実習（心理学専攻のみ）が複数の教員によって担当されている。これらの科目は、人間文化学研究科カリキュラム・

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

ポリシー1～4が掲げる専門性、多様性、実践性に対応させている。特論、特殊講義、方法論を学習することにより、学問分野の系統性・体系性を習得させるとともに、さらに演習によって自己の研究を深め、修士論文の作成へと繋がるように指導している。また、全ての講座と系に提供されているワークショップ科目は、専門外の科目も履修できる体制として、学際性や学問分野の融合化を意図して科目を開設されている(資料4(2)-57 p.73-76)。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

総合的・学際的な研究ができるように、方法論、特殊講義、特論、演習、実習(心理学専攻のみ)といった授業形態で複数の教員が担当する教育指導体制をとっており、修士論文の指導教員はリサーチワークを中心として指導を行い、他の上記科目担当教員がコースワークの指導の役割を担っている(資料4(2)-57 p.73-76)。

博士後期課程ではコースワークを実施していない。修士課程を経てコースワークを修了した後、博士後期課程に入学する大学院生が多数を占めるが、教育・研究委員会においてこの課程へのコースワーク導入の可否も含めて、コースワーク内容の精査及び検討を始めている(資料4(2)-43)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

大学院生の順次的、体系的な履修配慮として、方法論、特殊講義、演習、実習、ワークショップ科目についてはIとIIを提供している(資料4(2)-57 p.73-76)。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性と内容の検証の責任主体は研究科長が議長となる人間文化学研究科委員会にある。人間文化学研究科委員会は、研究科長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」(人文学部と共通)を設置し、年に数回開催されている(資料4(2)-43、資料4(2)-59)。教育・研究委員会において検討した結果は、研究科委員会に報告され、審議して決定するというプロセスになっており、適切に機能している。また、大学院FD研修会を年に2回開催し、研究科のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、及びカリキュラム・ポリシーの定期的見直しを行っている。加えて、前期・後期各1回実施される授業評価アンケートを通して、大学院生の授業の満足度や理解度を検証し、集計結果を研究科委員会で報告している(資料4(2)-43)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

研究科修了時の目標を達成するために、次のようなカリキュラムを編成している(資料4(2)-57 p.81-83)。

研究科の授業科目に、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を設定している。

共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種との理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要の指導力を発揮できる人材育成の基盤づくりを目指す。

専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定している。

専門科目は、独創的な研究論文をまとめあげるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

基盤づくりの科目を学修して、さらに学位論文を作成する。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

コースワークとして共通科目、専門基礎科目、及び、専門科目の特論、特論演習を配置することで、研究に必要な方法論や統計などの解析方法や、専門分野の基礎などを学修し、これらの知識を用いてリサーチワークとして特別研究を配置し、これらを適切に組み合わせ、教育を実施している（資料4（2）-57 p.81-83）。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

履修モデルを提示し、研究者を目指す場合、教育者を目指す場合、高度な専門職業人を目指す場合などについて、医療リハビリテーション学専攻、社会リハビリテーション学専攻、それぞれについて、ガイダンスで説明している。

修士・博士それぞれ1年次に、コースワークとして共通科目、専門基礎科目、及び、専門科目の特論、特論演習を履修し、修士1、2年次、及び、博士1～3年次を通じてリサーチワークとして、特別研究を履修するように配置している、このように、学生の順次的・体系的な履修へ配慮している（資料4（2）-60）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

医療リハビリテーション学専攻の教員4名と社会リハビリテーション学専攻の教員2名からなる研究科教務委員会で年1回検討し、研究科委員会で審議して行っている（資料4（2）-51）。

〈15〉 栄養学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

栄養学研究科の授業科目はカリキュラム・ポリシーに基づき、選択科目である特殊講義21科目、臨床栄養研修I～IV、栄養教育科目I～IVに、必修科目の栄養学研究、栄養学演習、特別講義を開設している。修士課程の学生は、必修科目22単位、選択科目を8単位以上、合計30単位以上を履修し、また研究報告・論文を作成する（資料4（2）-57 p.97）。修士課程の学生は幅広い授業科目の中から、指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定を行うことができ、修士課程の学生が、自身の研究分野に沿った知識を効率よく習得できる仕組みとなっている。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度の開講科目については研究科委員会において検討し、決定していることから授業科目は適切に開設されていると判断できる。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

授業科目の単位の基準は次のとおりで、講義は毎週1時間15週の講義をもって1単位、演習は毎週2時間15週の演習をもって1単位、実験は毎週3時間15週の実験をもって1単位と定められている（資料4（2）-57 p.97 第3条）。前述のように栄養学研究科では、選択科目を8単位以上、必修科目22単位（特別講義2単位、栄養学演習6単位、栄養学研究14単位）の取得が修了に必要な要件となるが、リサーチワークである栄養学研究（実験）と栄養学演習に重点を置くカリキュラム編成となっている。また、コースワークとしての特別講義や選択科目がリサーチワークと関連しており、リサーチワークの遂行において補助的役割を果たしている。このようにリサーチワークを中心とした教育課程の編成により、その補助としてのコースワークにも意欲的かつバランスよく取り組めるよう工夫が図られている（資料4（2）-57 p.98）。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

本研究科では、医学・農学・家政学の領域をも包括する新しい栄養学の分野を開拓・研究する課程において、研究者の養成および高度専門職業人を養成することを目的としているため、社会人入学制度を導入し、管理栄養士、臨床検査技師など社会人として働いている人々を大学院生として受け入れる体制を整えている（資料4（2）-61 p.29）。また、大学院学生が臨床や栄養教育の現場で実務経験が積めるように、臨床栄養研修、栄養教育研修の科目を設けている。栄養教諭に関しては、必要科目を履修することにより栄養教諭専修免許状が取得できるよう配慮している。さらに大学院在籍中に科目等履修をすることにより栄養教諭一種免許状を取得することも可能となっている。そして、これらは社会人入学モデルケース、栄養教諭一種取得モデルケースとして本学ホームページに明示されている。また、大学院履修要項に履修科目と配当年次が一覧表として示されている。さらに、長期履修制度も導入されており学生が順次的・体系的な履修ができるよう配慮されている（資料4（2）-57、資料4（2）-61 p.29）。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

栄養学研究科の授業担当の教員をもって組織される栄養学研究科委員会が適宜開催されており、教育課程の適切性の検証を行っている（資料4（2）-62）。2015年4月1日より長期履修制度を導入している（資料4（2）-57 p.99）。

〈16〉薬学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

薬学研究科で開講されている授業科目は、編成・実施方針に基づき、適切に開講している。

本研究科の授業は、講義、薬学演習、薬学研究、および臨床薬学研修から構成されている。講義は、専門知識を深め、最新の研究動向を集中的に理解し、臨床薬学研究を多面的視野から把握することを可能とするために、それぞれの領域を専門とする教育者・研究者が担当している。薬学演習では、本研究科で養成される人材が、将来高度の専門性を持った臨床薬剤師や医薬品開発の専門家として自立した研究活動を実践できるようになることを目的とし、研究科教員全員が協働して教育に当たっている。薬学研究は、学生が将来に研究者として自立できるように、研究課題に主体的に取り組むことに重点を置き、直接の指導教員のみならず、他の研究科教員も前記の薬学演習などを通して直接・間接にアドバイスを提供している。また選択科目として、高度の専門性を持った臨床薬剤師を目指し意欲のある学生は、神戸市立医療センター中央市民病院で臨床薬学研修を受けることができる。

具体的には、講義は臨床薬学分野において重要と考えられる8科目（医薬品分子設計解析学、分子薬理学、医薬品ナノテクノロジー、予防薬学、処方解析学、個別化医療治療設計学、医薬品安全性評価学、先進医用薬学）で構成し、学生はこれらのうち、少なくとも6科目の修得を求められる。薬学演習では、研究科が定期的開催する研究発表会において研究計画・研究進捗の発表を行い、研究の進め方等を研究科教員との質疑応答を通して指導される。また、指導教員の元、研究室での論文詳読・学会発表・論文作成等を行う。薬学研究は研究テーマについての研究室で研究活動であり、直接指導教員の指導のみならず、前記したように、薬学演習を通し、薬学研究科教員全員が指導に当たっている（資料

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

4 (2) -25、資料4 (2) -57 p.105)。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

コースワークとして上記の8科目の講義が開講され、修了するため少なくとも6科目の修得が求められる。また、必修として薬学演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが設定されている。また、リサーチワークとして薬学研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが必修として設定されている(資料4 (2) -25、資料4 (2) -57 p.105)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

授業科目の構成、履修方法、授業形式、研究指導などについて、大学院履修要項に明示している(資料4 (2) -57 p.102-103)。また、学生には随時履修指導を行っている。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

教育課程の適切性は、薬学研究科委員会で検討している(資料4 (2) -63)。特別な検証組織の設定は現在検討中である。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設状況について

栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、基礎科学から応用科学、臨床栄養学に至る5専門分野から6単位以上選択して高度専門知識を習得し、研究実施能力等を向上するために演習4単位(必修科目)を履修することとなっている。開講授業科目については、大学院履修要項に一覧表が明示されており、博士課程の学生は幅広い授業科目の中から、指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定を行うことができ、博士課程の学生が、自身の研究分野に沿った知識を効率よく習得できる仕組みとなっていることから、授業科目は適切に開設されていると判断できる(資料4 (2) -57 p.116-118)。

b. 修士課程・博士課程におけるコースワークとリサーチワークについて

授業科目の単位の基準は次のとおりで、講義は毎週1時間15週の講義をもって1単位、演習は毎週2時間15週の演習をもって1単位と定められている。前述のように食品薬品総合科学研究科では、講義(選択履修)を6単位以上、演習(必修)を4単位の合計10単位以上の取得が修了に必要な要件となるが、リサーチワークである演習に重点を置くカリキュラム編成となっている。また、コースワークとしての講義が選択履修であり、リサーチワークと関連させることができる。このようにリサーチワークを中心とした教育課程の編成により、リサーチワークの補助的役割を果たすコースワークにも意欲的かつバランスよく取り組めるような工夫が図られている(資料4 (2) -57 p.116、第3条、第4条)。

c. 順次性のある授業科目の体系的配置について

食品薬品総合科学研究科は、食品、薬品の基礎から応用、臨床に至る5専門分野：1) 基礎食品薬品科学、2) 資源学、3) 活性構造科学、4) 衛生学、5) 臨床栄養・臨床薬学、からなる大講座制をとっており、それぞれの分野が、修了後にどのような領域に生かせる学問かが、本学ホームページに明示されている(資料4 (2) -61 p.33)。また、大学院履修要項に履修科目と配当年次が一覧表として示されている(資料4 (2) -57 p.118)。さらに長期履修制度も導入されており、博士課程が順次的・体系的な履修ができるように配慮されている。

d. 教育課程の適切性に関する検証と改善について

食品薬品総合科学研究科において、研究科の教育及び研究に関する事項を審議するため、

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

食品薬品総合科学研究科委員会を置くことが神戸学院大学食品薬品総合科学研究科規則に明記されている(資料4(2)-57 p.116)。「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」の運用に当たって疑義ある場合は研究科委員会においてこれを決し、また、内規の改正は研究科委員会構成員の総数の3分の2以上、かつ栄養学研究科系、薬学研究科系の構成員のそれぞれ2分の1以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを行うことが定められている(資料4(2)-57 p.121、第17条)。食品薬品総合科学研究科委員会は、適宜開催されており、教育課程の適切性を見直しを行っており、2015年4月1日には長期履修制度を導入している(資料4(2)-57 p.116)。さらに、カリキュラム・ポリシーの適切性についても検証を行っている(資料4(2)-64 議題(2))。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

【学士】

各学部は、課程の編成方針に基づいたカリキュラムを編成し、各学部の掲げた教育目標を実現するための授業を展開すべく、「履修の手引」を通じて、学生に教育内容の周知を図っている(資料4(2)-13～資料4(2)-21)。学生や社会の多様なニーズに応えるため、大学設置基準第5条に基づき、各学部においてコース、領域制を導入している。学生は将来の進路を見据えたコース、領域等を選択し、関連科目を履修している。

また、カリキュラム全体及び個別の授業科目の内容について検証を行い、その結果、改善が必要と判断されるものについては、質の高い教育が担保されるよう適宜カリキュラム改正を行い、学生や社会の多様なニーズに対応している(資料4(2)-13～資料4(2)-21)。

さらに、各学部において、入門演習や基礎演習等、初年次教育科目を設け、高校から大学への円滑な橋渡しを行っている。全学共通で使用する「大学生活入門」テキストを教育開発センターが作成し、全学部の新入生に入門演習等を通じて配付し、学部において活用している(資料4(2)-65)。

【修士】

コースワークとリサーチワークを適宜組み合わせ、各専門分野における専門知識の修得と実践を進めている。各専門分野の高度化に対応した教育内容については、各研究科を責任主体として、各研究科にて提供している(資料4(2)-57)。

【博士】

高度な専門性の高い教育を実施し、リサーチワークを中心に、深く専門分野を研究できる課程としている(資料4(2)-57)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

本学では、学生主体の深い学びを促すためにアクティブ・ラーニングを取り入れている。また企業からの課題を学生たちが中心になって情報収集し、議論し、報告書にまとめ、解決策を発表していくPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)を取り入れた授業も展開している(資料4(2)-25 就業力講座Ⅲ、資料4(2)-66)。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

また、法学部、経済学部、経営学部及び人文学部と連携し、それぞれの学部を横断した現代社会のニーズに応える学問領域を構築し、新たな人材養成を目指す学際教育機構を設置している(資料4(2)-67)。

2016年4月からスタートした神戸学院カレッジでは、全学的なグローバル化にふさわしい人材の養成を目的として、語学力を中心とした能力の養成を図っている(資料4(2)-68)。

〈2〉法学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

1. 法律学の基幹科目としての六法科目(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法および刑事訴訟法)および国際法、行政法、社会法、経済法等の各法分野について、十分な科目が開講され、かつ、学生は特定の分野に偏ることなく履修及び単位取得をすることが求められている。とりわけ、「法学入門」、「憲法と社会」、「民法と社会」、「刑法と社会」、「憲法ⅠA(人権総論)」、「憲法ⅠB(人権各論)」、「民法Ⅰ(総則)」および「刑法概論」は履修必修科目として、すべての学生が履修することとなっており、法律学の基本的な知識および思考力の習得を可能とするとともに、これらの科目を基礎とした学修の発展に資するものとなっている。

2. 政治学および国際関係学分野においても、1年次配当科目「政治学入門」は履修必修科目であり、すべての学生が政治学の基礎的な学修をすることができる。また、2年次においても政治学、国際法および国際政治学に関係する科目が主要専門教育科目として開講され、より専門的な学修が可能となっている。

3. 各年次の演習においては、とりわけ2年次以降の演習において各専門分野の研究を深め、知識を習得するとともに思考力を養っている。

4. 以上の専門教育科目とあわせて、共通教育科目を通じて幅広い教養を身に着けることも可能であり、学士課程教育に十分相応しい教育内容が提供されている。

5. 初年次教育については、上述の1年次の専門教育科目が、各専門分野への導入となっている。また、1年次の演習「基礎演習A」および「基礎演習B」において、大学生活に適応し、学部における学習の道筋についての理解や大学環境の活用方法の取得を内容としている(資料4(2)-13 p.58-59)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

学部専門科目の中に、資格試験関連科目および公務員試験関連科目を置き、これらの試験対策用の課外講座と連携することによって、上記試験の合格に向けた体系的な学修が可能となっている。

具体的には、一般専門教育科目中に「特別演習科目」という科目群があり、これらは学部の専門科目として単位取得することができ、卒業所要単位に含めることも可能となっている(資料4(2)-13 p.61)。

〈3〉経済学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

初年次教育に配慮した科目として「入門演習」及び「基礎経済学」がある。これら高校までの社会科の教育と連動した内容が考慮されており、履修登録指定科目により全員が履修することになっている(資料4(2)-14 p.54)。「入門演習」では、大学生活に適応

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

し、学部における学習の道筋についての理解や大学環境の活用方法の取得を内容としている。「基礎経済学」では、経済学の基本的な知識および思考力の習得を可能とするとともに、これらの科目を基礎として、より高度な経済学の学修の発展に資するものとなっている。

また基幹科目（「経済学史」、「経済史総論」、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」、「日本経済論」、「経済政策」、「国際経済学」、「財政学」、「金融論」）及びコース専門科目で、およそ特定の分野に偏らず、経済学全般（理論分野、歴史分野、計量分野、政策分野、金融・財政分野、国際経済分野、比較経済分野）をカバーできており、4年間通して、経済学部での学士課程教育に相応しい教育が行われるようにカリキュラムが組まれている（資料4（2）-14 p.48-50）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

経済学部の教育の特色として、「卒業論文」と「経済学特講」があげられる。4年次にこのうち、どちらかの単位を修得できなければ卒業要件を満たすことができない（資料4（2）-14 p.58）。卒業論文については、少人数教育を特色とした演習で指導を受ける。これは、4年間経済学を修得した成果の集大成の意義がある。なお、優秀な卒業論文を提出した学生に対しては、教員で構成された「卒業論文委員」で選考された上で「経済学部賞」が与えられる（資料4（2）-14 p.59、資料4（2）-30、資料4（2）-69）。

学部専門科目の中に、キャリアアップ関連科目を設けており、特に、「日商簿記検定」、「FP技能検定」に合格することに重点的に取り組んでいる。これらと試験対策用の課外講座と連携することによって、上記試験の合格に向けた体系的な学修が可能となっている（資料4（2）-14、p.56）。なお、「日商簿記検定」、「FP技能検定」の2級あるいは1級に合格した学生は「優等賞」が与えられる（資料4（2）-14、p.59、資料4（2）-70）。

少人数教育を主眼にした「演習」も経済学部教育の特長の一つである。特にアクティブ・ラーニング型の学びを取り入れ、外部の種々の学生コンテストにも挑戦し、広い視野、柔軟な思考力、表現力を育成している（資料4（2）-71、資料4（2）-72、資料4（2）-73）。

〈4〉経営学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

本学部では、コース制を導入しており、各コースのディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム編成を行っている。すなわち、経営・商学コースでは、現代の企業経営に関する基本的知識を学修し、ビジネス全般にわたって活用するために有用な知識を総合的に学修すること、会計コースでは、企業等の財務・会計に関する基礎からその応用に至るまでの知識や技能を学修すること、経営情報コースでは、情報通信技術（ICT）を用いて経営企画や経営戦略に必要な情報を収集し、さらに問題をシステム化するのに必要な数理情報の知識や技術を学修するというをそれぞれ教育目標とし、カリキュラムを編成している。また、専門語学領域では、社会のグローバル化に伴って、国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化圏の人々と交流するのに必要な知識と技能を学修することを教育目標とし、その実現のためのカリキュラムを編成している。

さらに学部全体として、学生が経営の問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を習得することを教育目標として、科目群を開設している（資料4（2）-15 p.46）。

カリキュラム全体や、個々の科目の内容については、適宜検証と見直しを実施しており、

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

2013年から学部長を中心に各コースの教員から構成される改組拡充小委員会を組織し、2015年度のキャンパス再編を機にカリキュラム、開設科目の見直し、検証を行い、2015年度から新カリキュラムを実施している。

初年次教育や高大連携については、本学部でも入門演習、基礎演習において、高校から大学への移行を円滑化するよう配慮している(資料4(2)-25、資料4(2)-65 p.21-42、資料4(2)-74 p.2およびp.10-33)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

本学部では、3年次「演習Ⅰ」を中心に、アクティブ・ラーニング方式を積極的に採用している。ゼミごとに、地域の課題を解決する「課題解決プロジェクト」のほか、「学際異文化交流プロジェクト」、大学創設50周年・ヴィッセル神戸創設20周年記念「アニバーサリープロジェクト」など多様なプロジェクトを実施している。また、大学間連携による「ミライの輪」プロジェクトも実施している。これは、近隣の複数の大学が連携して合同ゼミを組織し、兵庫県内で8つの地域振興プロジェクトを実施し、地域振興のための企画立案・提案等を行って、課題解決に貢献している。

こうしたプロジェクトの実施過程においては、学生が主体的に考え、調査・企画立案をし、実行している。その経験から学生は、多くのことを学んでいる(資料4(2)-75 p.13-14、p.64、資料4(2)-76 p.22)。

〈5〉人文学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

人文学部では、開設当初より卒業論文を必修化しており、学生は4年間にわたるゼミを通して、全員が卒業研究・論文を個別かつ能動的に作成している。主査・副査の2名による口頭試問を行い、卒業研究・論文を評価し、卒業研究・論文発表会を開催している(資料4(2)-77)。高大連携に配慮した初年次教育としては、両学科とも新入生全員に入学前課題を課している(資料4(2)-78 報告事項(10))。入学後は学部に共通する教育の基礎的科目として「人文入門演習」において、学部に所属する全学生を対象とした少人数ゼミ形式の授業を通じて、大学での学習に必要な技能を習得させている。

共通教育科目として履修必修指定になっている「基礎情報処理実習Ⅰ」と「文章表現Ⅰ」との関連を意識させ、情報収集・分析に必要な技能、結果を文章化し発表するための技能の伸長を図り、ここでの学習成果が今後の授業に活用されることを重視している。さらに、新年度に実施している新入生のための履修相談は、先輩学生が新入生の相談に乗ることで、初年次教育における学生相互の支援体制の一つとなっている。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

人文学科は2010年度入学生より2コース9領域に編成したカリキュラムを立てている。コース・領域の編成は次のとおりである。人間と社会コースは人間環境領域、人間形成領域、人類学領域、現代社会領域の4領域で編成され、文化コースは比較文化領域、芸術文化領域、文学・文芸領域、言語文化領域、歴史文化領域の5領域で編成されている。

人間心理学科は2004年の開設以来、発達心理学領域、臨床心理学領域、臨床心理学領域、社会心理学領域の4領域によって編成されており、各学年・各領域の実習および講義科目を通して専門知識の獲得を順次的に獲得させている。

学生の学力や多様なニーズに応えるよう4年間を通しての少人数の演習授業を開講する

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

などの配慮を行ったうえで、他学科・他コース・他領域の科目も履修できるように関連科目を編成している。4年次生では卒業研究論文を必修とすることにより、学生の総合的な能力を高めることにも取りくんでいる。

また、キャリア科目のインターンシップの授業では、人文通信の発刊やイベントスタッフを養成して学内行事に参加させている（資料4（2）-16 p.33-144）。

このほか、少人数教育、アクティブ・ラーニング、課題解決型授業サービス・ラーニングの教育方法を実践している。

サービス・ラーニングについては、人文学部では主に以下の3つの取り組みを行っている。明石大蔵谷の稲爪神社では、毎秋の例大祭において、祭礼調査を行っており、2003年からは20名から50名ほどの学生を派遣して、野外調査とともに神輿担ぎに参加している。長田の商店街では、地元高校と連携してキャラクター「ゆキロ」を企画・デザインして商標登録するなど、地域の活性化に積極的に関わっている（資料4（2）-79）。「子育てサロン」は、人間心理学科の発達心理学領域の3年次生を対象とした専門教育科目「発達心理学実習Ⅰ」と「発達心理学実習Ⅱ」の実習授業と連携した活動だったが、2014年より『子育てサロンまなびー』として神戸市「地域子育て支援拠点づくり」事業に参加し、親子が集まる場を提供している（資料4（2）-80）。

課題解決型学習に位置づけられるものとして、人文通信とイベントスタッフという取り組みがある（資料4（2）-81）。人文学部の公式の新聞「人文通信」の企画・制作をインターンシップとして実施し、「聴く・読む・調べる・整理する・まとめる・表現する・伝える・考える」という知的生産のための基礎能力を体験的に修得する内容としている。学生が、編集の基本や取材の方法、作法を体験的に身につけることや情報を発信することの意味を体験を通じて学び、創意工夫で乗り越えていく経験を経て、問題解決能力を身につけることを目標としている。イベントスタッフの取り組みでは、学部諸行事に関与・協力する中で、行事の企画遂行の能力の基礎を形成するとともに、社会的な責任感を培い、行事遂行のための基礎調査等を通じて、学部や大学についての理解を深め、自らが人文学部で学ぶ意義について再認識させている。

〈6〉現代社会学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

現代社会の諸課題は相互に複雑な関係を有しているため、その分析及び解決のためには、社会科学諸分野の知識を複合的に理解し、科学的手法を用いて分析し、政策立案を行うとともに、自らの実践において応用できることが重要になっている。現今の最大の課題の一つである地方創生についても事情は同じであり、地域社会を活性化するためにそれぞれの現場における自律性が求められている。

現代社会学部は、こうした現代社会の現状に対して、地域社会の担い手になりたいという高い志をいだき、社会科学諸分野を学際的・複合的に学習して、多面的に考察し、かつ課題解決に向けた実践力のある人材を育成することをその目的として設立された。

その趣旨を活かすために、現代社会学部では本学が立地する神戸や兵庫という地域の歴史、地理的特性、伝統や文化を学ぶことをベースとして現代社会を見据え、現代社会学科では初年次教育から多面的な把握とグローバリゼーションの内実の深い洞察に基づいた、地域における豊かで幸福なくらしの実現とその持続可能なあり方を第一義とした教育を提

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

供するように努めている。さらに、相互扶助の精神に基づいた地域社会における災害等のリスクに対する適切な準備とその方法に関する探究を社会防災学科が担当して、それらの学習に必要な相互に共通する講義科目と実習科目を配置している。

初年度教育からアクティブ・ラーニングの理念を学生に伝え、「地域を素材に、アクティブに学ぶ」というコンセプトの周知を図っている。1年次必修科目である入門ゼミナールやオムニバス方式の講義では絶えずこの理念に基づく学習内容を提供している。オムニバス方式の講義は2年次以降に履修する専門科目の特徴を理解し、自分が専門的に履修する分野を判断するための入門科目であり、入門ゼミナールでは指導教員が学生一人ひとりの特性に応じた履修指導を行う（資料4（2）-82）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

両学科とも、ゼミや実習において、NPO、企業、行政等と連携し、現地でのフィールドワークやグループワークを重ねて政策提案や事業の企画・実施を行う「プロジェクト型学習」に力を入れている（資料4（2）-17、資料4（2）-44）。特に県議会や市議会での意見発表や議員との意見交換（現代社会学科）、小学校等への防災教育出前授業（社会防災学科）などは、メディアにも大きく取り上げられている（資料4（2）-83、資料4（2）-75）。

3年次生が2年次生の現地実習等に同行してアドバイスをを行う「ピアサポーター」制度（現代社会学科）や、普通救命士講習において2年次生が1年次生の指導を行う「インストラクター」制度（社会防災学科）など、学年を超えた交流も、本学部の特色である。

授業外のプログラムとして、製菓会社と連携した商品開発やNPOと連携した親子との交流など（「アクティブ現社」）、また、百貨店で災害食のアレンジを紹介したりする「防災女子」の活動支援なども行っており、これらは学科・学年にかかわらず広く参加学生を募集して実施している（資料4（2）-84、資料4（2）-85 p.165-172）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

高等学校教育からの接続をスムーズに実現し、初年次教育の充実を図るために、学部基礎科目として「入門ゼミナール」を配置している。この科目では大学での学びについて広く学び、アクティブ・ラーニング方式の授業を通じて自ら主体的に学ぶことが要求される。また、最終回の授業ではポスター発表が課されるが、ポスター発表では神戸学院大学附属高等学校3年次生の生徒も評価者として参加する。学部基礎科目の「ジェネリック・スキルトレーニング」では、社会人として相応しいコミュニケーション能力の養成が、少人数グループでの協働実習作業やアクティブ・ラーニング形式の授業により行われ、この科目を通じて社会へと繋がる学習ができるようになっている。コース科目群の各基本語学では、話す、聞く、書く、読むといった基本4技能を Semesterごとに発展的に養成するプログラムが用意されており、コース科目群における基本語学をさらに深化させるための科目も設置されている。たとえば英語コースについていえば、実践英語プログラムとして「英語プレゼンテーション」、「資格対策演習」、「通訳・翻訳の方法」などの科目が提供されている。

学部共通科目群においては、現地研修関連科目が設置されており、その根幹をなすのは3年次前期での現地研修、つまり英語コースと中国語コースについては、それぞれ英語圏

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

および中国語圏での研修、そして日本語コースについてはインターンシップ研修が主たる内容になる。これら現地研修科目については、2年次後期semesterでの「研修事前指導」の授業および3年次後期での「研修フォローアップ」授業により、一貫性をもった科目群を実現している。

なお、例えば英語コースについていえば、海外での語学研修において「応用英語会話」(4単位)、「応用英語読解」(4単位)、「応用英語表現」(4単位)、「国際社会Ⅰ(政治)」(2単位)、「国際社会Ⅱ(経済)」(2単位)、「国際社会Ⅲ(文化)」(2単位)に単位の読み替えが可能になるように、現地でのプログラムが構築されている。

さらに、各コースでの講義科目も用意されており、例えば中国語コースについていえば、「現代中国事情」、「中国の歴史と国際関係」、「中国の政治と経済」、「中国の社会と教育」などが提供されている。一方で、英語コースの学生で教職を希望する者については1年次より4年次まで4年間にわたり、必修科目も含め多彩な教職関連科目が提供されている。

各コースの専門科目の根幹をなす演習科目では1年次後期で基礎演習を設置し、授業中に2年次の専攻演習Ⅰ以降の学習内容を俯瞰できるように工夫している。そしてsemesterごとに高度になっていく専攻演習での学びは、その後卒業プロジェクトや卒業研究へと結実していく。また、基本語学およびジェネリック・スキルトレーニングについては、それぞれの科目について、semesterごとに易から難へと進行するよう授業計画がたてられている。

大学在学中に社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身に付けさせることを目的とし、共通教育科目には多彩な科目を配置しているが、さらに他学部関連科目においても総合大学の利点を生かし、より広い専門分野を学ばせている。

これら教育内容については、学部ホームページ、シラバスにより公表している(資料4(2)-25)。さらに学生に対しては学部の履修の手引により周知している(資料4(2)-18 p.22-65)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

特色ある教育プログラムとしては、まず英語コース、中国語コースでの、各言語圏への半年間の海外語学研修(必須)がある。これらプログラムは英語コースのケンブリッジ大学での研修、中国語研修での北京語言大学での研修をはじめ、学部専任教員が独自のコネクションにより現地教育機関と協議の上でカリキュラムを編成している。特に英語コースの研修先である英国ケンブリッジ大学ヒューズホール、ニュージーランドワイカト大学、中国語コースの研修先である中国南開大学については、すでに教育・学術協定が締結されている。さらに、外国人留学生を対象とする日本語コースでは、国内企業での「インターンシップ」の体験学習が必須となっている。いずれのコースにおいても生きた外国語を厳選された現地の教育機関や企業で学ぶことができること、そして研修先の教育機関、企業と本学部専任教員の直接の連携のもとプログラムが実施される点で特色ある優れた教育プログラムであるといえる。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

本学部では幅広い教養と人間性を涵養するとともに、有為な社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士等を育成するため、高度な専門教育を展開している。特に初

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

年次教育においては、入門演習等の科目により、一般教養と専門教育の橋渡しを行っている(資料4(2)-19 p.50、p.68、p.94-97)。

高大連携については、神戸学院大学附属高校はもとより、近隣の高校と密接な連携をとり、実際の大学の講義がどのようなものであるかについて、単なる説明ではなく、実習を含めた模擬授業という形で、高校生に理解しやすいように説明している(資料4(2)-86)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

総合リハビリテーション論、IPE(多職種連携教育)、サービスマーケティング等の特色ある科目を開講している。総合リハビリテーション論では、福祉と医療の連携を企図した講義を開講し豊かなチームワーク意識を醸成し、IPEにおいては、薬学部、栄養学部とともに、密接な連携を図っている。サービスマーケティングにおいては、地域保健福祉活動等に関する具体的な実践方法を自ら考える力を醸成している(資料4(2)-87)。

(9) 栄養学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

1、2年次では、社会人として必要な基礎知識や語学を身につけるため「共通教育科目」を配置している。また、栄養学の基礎を学ぶため「基礎科学群」、専門領域の基盤となる「専門基礎分野」を配置している。調和のとれた教養教育と基礎教育を体系的に実施して、良識のある管理栄養士の基盤を構築する。3年次からは、管理栄養士に必要とされる専門性の高い知識・技能と総合的な能力を養う「専門分野」を教授している。これにより管理栄養士専門教育に加え、臨床現場で管理栄養士に要求される諸々の能力や考え方が修得される。病院・保健所・福祉施設・給食会社などにおける「臨地実習」は、学術的知識を修得したのちの4年次に配置している。一方では4年次には就職活動も加わるため、「臨地実習」は3年次に済ませて欲しいとの学生の要望があるが、教育の順次性や実習受け入れ先を考慮すると、講義・実験・実習が大方終了し、管理栄養の知識を十分修得した時点で学外実習することが妥当と考えられる。また、「臨地実習」において実際の現場の体験を積むことによって、一層実践的な能力を培い、加えて職場での協調性や社会性が学ぶことを目的としている。

最終学年では、学生を7つある部門の1つに配属し、実験や調査、教員と学生間の密接なコミュニケーションを通して課題研究がなされ、専門知識が深められることに主眼をおいている。

以前より、入学時より基礎学力(英語、化学、生物)に学生間で差が見られることも多く、レメディアル教育の必要性が生じており、その導入を検討していた。また、2016年度より入学時の英語力によりクラス分けを行い、能力に応じた教育を実践している。

初年次教育については、学生が入学後の教育に順応できるように各種説明会の実施やカリキュラム・順次性等において工夫されている。とくに附属高校から入学する学生に対しては、入学前に緻密な基礎教育指導を行い、個々人の勉学に対する熱意を点検・促進している(資料4(2)-88)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

2015年入学者までは、人数制限はあるが、日本で唯一4年間に管理栄養士/臨床検査技師国家試験受験資格・栄養士・栄養教諭一種免許・食品衛生監視員/食品衛生管理者(任用資格)を取得可能であり、創設以来過去50年間に多数の人材を輩出し社会貢献している。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

2016年からは、臨床検査技師国家試験受験資格のための追加修得単位数が多いために、生命栄養学専攻を設け、臨床検査技師国家試験/臨床工学技士(卒業後1年)受験資格を取得可能な専攻として独立させた。これにより、栄養学も理解する臨床検査技師を育成し、複雑多岐に発展する医療において柔軟に対応できる人材育成を目指している(資料4(2)-89)。また「KOBE “にさんがろく” PROJECT」などの産官学連携や学生チャレンジプロジェクトにも採択されている「栄養学部 地域食育推進プロジェクト」や「農園～enjoy life～」、「防災系栄養女子」といった特色ある教育プログラムが多数行われている(資料4(2)-89、資料4(2)-90、資料4(2)-91)。

〈10〉薬学部

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

6年間の学習の流れと各科目間の関連は、カリキュラム・マップとしてまとめ、冊子体シラバスに明示している(資料4(2)-55 挟み込みページ)。またカリキュラム・マップには、各学年での“到達すべき目標”をシラバスに明記している。現在、3つのカリキュラムが並行して進行している(資料4(2)-92)。2012年度以前の入学生に対しては、(旧)薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラム(以下、薬学部において「旧カリ」という。)に、2013-2014年度入学生は新カリキュラム(以下、薬学部において「新カリ」という。)に基づいた教育を行っている。その後、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応するため、本学カリキュラムの改定を行い(以下、薬学部において「新・新カリ」という。)、2015年度以降の入学生には、このカリキュラムを適用している。いずれのカリキュラムにも、初年次の早期体験学習や2-4年次の演習実習を通じた問題解決型学習、4-6年次には卒業研究などが組み込まれている。

1年次では、薬学で学ぶ動機づけのために、入学直後に「早期体験学習」を実施している。薬学知識は主に講義で学び、技能・態度については演習や実習で修得する学習方法を取り入れている。さらに1年次生には、ポートフォリオを作成させており、初年次担当教員が一丸となって個別指導をしている(資料4(2)-93)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

本学部の「教育研究上の目的」は、「医療人としての薬剤師に必要な知識及び技術を修得させ、社会の求める医療のニーズに応えうる問題解決能力を持った薬学士の育成を行うとともに、高度の専門知識技能を持った薬剤師の養成を行うこと」である。これら目的を達成するため、大学独自の薬学専門教育として、アドバンスト科目やアドバンスト実習が、独立した科目あるいは授業の一部として開講されている。本学独自の教育科目は資料に示すとおりである。授業内容はシラバスに明記されており、それぞれ到達目標を努力目標として設定している。なお通常の科目中でアドバンストな内容が講義されることが多く、その項目や比率はシラバスに記載している(資料4(2)-55、資料4(2)-94)。

〈11〉法学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

研究科委員会における毎年度の開講科目決定に際し、専門分野の高度化に対応した教育の提供という観点も考慮しつつ、検討している。とくに日本行政書士会連合会および兵庫県行政書士会との提携にかかる「行政書士のための司法研修講座」の科目については、実務的要請も考慮しつつ、科目の新設(2016年度には、「企業法務特殊講義Ⅲ」を新設した)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

を含めて開設科目を決定している(資料4(2)-4、資料4(2)-57)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

日本行政書士会連合会および兵庫県行政書士会との提携にかかる「行政書士のための司法研修講座」科目を開設し、現役の行政書士を科目等履修生として受け入れ、修士課程の学生も受講可能としている(資料4(2)-95)。

〈12〉経済学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

専門分野の高度化に応じた教育内容を提供できるよう、教務委員が主体となって定期的に研究科委員会にてカリキュラムの見直しを行っている(資料4(2)-96、資料4(2)-97)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

経済学研究科は経済学部・経営学部の2学部に基礎に置く大学院である。教員の陣容は経済学、経営学の各分野とも多岐にわたる専門性を有しており、それに応じて開講科目も多彩なものが用意されている。学生は指導教員の指導のもと求める分野の内容の授業を適切に選択して受講できるようになっている(資料4(2)-61 p.6)。

〈13〉人間文化学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

修士課程については、修士論文の中間発表会を行い、修士論文の質を保証するため、きめ細やかな研究指導体制をとっている(資料4(2)-98)。

博士後期課程では、「研究計画書(研究目的)」「研究計画書(研究構想)」という段階的な指導により、論文の質を高めるための研究指導体制をとっている(資料4(2)-57 p.64-65)。

また、修士課程の心理学専攻臨床心理学系では2年次生から、学内の心理臨床カウンセリングセンターにおいて心理臨床実習を行い、心理援助の専門性をより高める実践的指導体制をとっており、それを公表している(資料4(2)-99、資料4(2)-100)。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

人間文化学研究科の修士課程においては、講座・系ごとに、方法論を重視した講義、専門化すると同時に幅を持たせた特殊講義を提供し、学問分野の系統性・体系性を習得させるとともに、さらに演習によって自己の研究を深め、修士論文の作成へと繋がるように指導している。また、ワークショップは専門外の科目も履修できる体制として、学際性や学問分野の融合化を意図して科目を開設されている(資料4(2)-57 p.73-76)。

大学院学生が主体的、かつ実践的に学ぶ例として、子育てサロンまなびーと神戸学院大学心理臨床カウンセリングセンターでの学習参加が挙げられる(資料4(2)-80、資料4(2)-101)。

神戸学院大学地域研究センターにおいても、神戸市や明石市といった大学近隣地域の特性に応じた研究活動に大学院生も参加している(資料4(2)-79)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

毎年、シラバスをチェックし、専門分野の高度化に対応した教育内容を取り入れている。「神経・運動機能リハビリテーション学特論」の例では、ディシェンヌ型筋ジストロフィ

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

一についての最新の進歩として、遺伝子治療に関わる最新の医療についても教授している（資料4（2）-25 神経・運動機能リハビリテーション学特論）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

福祉用具関係の講義と演習を配置し、充実した福祉用具、及び、リハビリテーション研究設備を利用した教育を実施している。「生活支援補完学特論演習」の例では、本学が保有する最新のリハビリテーション機器や計測設備を用いて演習を行っており、最新の車いすや筋電義手、コンピュータ制御義足、コンピュータ制御動力装具、高度な動作分析機器などを使用して、臨床現場ではみる機会が少ない最新技術とその傾向を体験することができている（資料4（2）-25 生活支援補完学特論演習）。

〈15〉栄養学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

栄養学研究科は、栄養または医療に関する基礎的または実践的科学研究を行うために必要な高度な能力を涵養して、優れた専門職業人としての職務の遂行を可能とし、これをもって国民の健康保持増進と、管理栄養士、臨床検査技師または栄養教諭等の能力の向上に寄与することを目的とした大学院である。この目的を達成するために、栄養学研究科では、「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応え得る高度な専門家養成教育を展開している。研究組織は、栄養学研究に関する7つのグループ（栄養・教育学、臨床栄養学、給食経営管理学、公衆栄養・衛生学、食・健康学、生理・生化学、臨床検査学）からなり、研究機器・設備は最新鋭のものが充実している。また、1学年8名（収容定員16名）という徹底した少数精鋭主義をとっているため、大学院生は、家族的な雰囲気の中で教員の個別指導を受けながら科学的なものの考え方・実験技術・データ解析力情報処理能力など、高度な研究能力を身に着けることができる。さらに、専門分野における新しい知識を得るために、学内での講演会や学会での講演会に参加して、レポートを作成すること、また、大学での文献紹介、所属機関での勉強会に参加し、最新の知見を発表報告することを必須としており、高度化する専門分野に対応するための最新の情報収集およびそれらの発信を行っている（資料4（2）-61 p.29）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

a. 少数精鋭

1学年8名（収容定員16名）という徹底した少数精鋭主義をとっているため、大学院生は、家族的な雰囲気の中で教員の個別指導を受けながら科学的なものの考え方・実験技術・データ解析力情報処理能力など、高度な研究能力を身に着けることができる。

b. 高度専門職業人の養成を目指した教育

大学院生が研究のみならず、臨床や栄養教育の現場で実務経験が積めるように、臨床栄養研修、栄養教育研修の科目を設けている。

c. 社会人入学制度

管理栄養士、臨床検査技師など社会人として働いている人々を大学院生として受け入れる体制を整えている。

d. 栄養教諭に関する免許の取得

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

栄養教諭に関しては、必要科目を履修することにより栄養教諭専修免許が取得できるよう配慮している。さらに大学院在籍中に科目等履修をすることにより栄養教諭一種免許を取得することも可能となっている（資料4（2）-61）。

〈16〉薬学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

薬学研究科教員はそれぞれの担当授業において、専門分野での基礎から最先端の研究まで、知識と研究方法の教授に努めている。また、神戸市立医療センター中央市民病院、および理化学研究所と連携した教育・研究を行っている。このことにより学生は、臨床現場との共同研究体制の中で、臨床薬学的視点で研究課題を理解することが可能となり、また、先端研究を展開する研究機関との共同研究体制の中で、当該機関の研究者の指導を受ける機会を得る（資料4（2）-102、資料4（2）-103、資料4（2）-104、資料4（2）-105）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

薬学研究科の特色の1つは、神戸市立医療センター中央市民病院、先端医療センターおよび理化学研究所イメージング科学研究センターの協力による教育・研究にある。これら機関の協力により、以下の特色ある教育・研究が行える。

1. 臨床薬学研究を積極的に進めている臨床現場と共同研究体制を組むことで、学生は臨床薬学的視点で研究課題を理解することが可能となる。

2. 医薬品の体内動態・薬力学的評価の先端研究を展開する研究機関と共同体制を組むことで、学生は当該機関の研究者から研究指導を受ける機会を得る（資料4（2）-102、資料4（2）-103、資料4（2）-104、資料4（2）-105）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容について

食品薬品総合科学研究科は、栄養学、薬学などの領域で所定の課程を修めたものに対して、さらに高度な栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究を行うために必要な創造的能力の育成を図るとともに、グローバルな学術水準の向上に貢献し、併せて国民の健康の保持増進に貢献し得る高度専門職業人の養成を目的としている。また、学位授与の要件を、栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、最先端の高度な知識を習得し、研究対象や研究方法を自ら見出し、展開する研究遂行能力を獲得していること、栄養学と薬学の境界領域での斬新な発想、論理的な思考によって社会の発展と科学の進歩に貢献でき、さらに国際的に活動できる能力を身に着けたオピニオンリーダーとなることとしている。これらのような高度な知識と専門性を習得するために、本研究科では「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」、「薬学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応える高度な専門教育を展開することを理念として掲げ実践している。

具体的には、食品薬品総合科学研究科は、食品、薬品の基礎から応用、臨床に至る5専門分野：1) 基礎食品薬品科学、2) 資源学、3) 活性構造科学、4) 衛生学、5) 臨床栄養・臨床薬学、からなる大講座制をとっている。学生はいずれかの講座に所属し、その専門分野の開講科目を中心に、必要な科目を履修して広く食品・薬品に関する専門知識、技術を身につけるとともに、その大講座の特定の指導教員（1名）に師事して研究を行い、その成果をもって学位論文を作成する。また、学生は、その研究遂行課程で必要に応じて

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

所属大講座やほかの大講座の関連研究分野教員の研究指導や協力を仰ぐことができ、それによって自分の研究の固定概念に捉われない斬新な発想のもとに展開・発展させることが可能である。なお、カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度の開講科目については研究科委員会において検討し、決定している。

本研究科での幅広い講義・演習・研究活動を通じて、学生は食品、医薬品に関する課題を総合的視野に立って扱うことのできる高度な専門的能力を養うことになる。また、結果として人間性豊かで高度の情報処理能力と研究遂行能力、国際的活動能力を身に着けることになり、健康と福祉に力点を置いた社会変革と生命科学の急速な進歩に適合し、自立できる研究者、社会のオピニオンリーダーに成長していくことが可能となる（資料4（2）-57 p.115）。

b. 特色ある教育プログラムの内容とその効果について

食品薬品総合科学研究科の大きな特長としては、栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究ができることである。本研究科は、食品、薬品の基礎から応用、臨床に至る5専門分野：1) 基礎食品薬品科学、2) 資源学、3) 活性構造科学、4) 衛生学、5) 臨床栄養・臨床薬学、からなる大講座制をとっており、広く食品・薬品に関する専門知識、技術を身につけるとともに、研究遂行過程で必要に応じて所属大講座やほかの大講座の関連研究分野教員の研究指導や協力を仰ぐことができ、それによって自分の研究の固定概念に捉われない斬新な発想のもとに展開・発展させることが可能である。それにより、栄養学と薬学の境界領域での斬新な発想、論理的な思考によって社会の発展と科学の進歩に貢献でき、さらに国際的に活動できる能力を身に着けてオピニオンリーダーとなることが期待できる（資料4（2）-61）。

2. 点検・評価

●基準4（2）の充足状況

本学の学部・研究科は、各々のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を適切に開設するとともに、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。全学レベルで共通教育科目を開設し、学部の専門性にとらわれない幅広い教養と豊かな人間性を涵養する教育を展開し、学部や専攻ごとに授業科目が体系的、順次的に構成されている。また、教育課程の適切性の検証も行っている。

以上の点から本学は、基準4（2）を充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

PBL授業を通じて、1年次は、体験学習で学び、2年次は、具体的な事例から学び、3年次は、実際の企業から学び、専門的な知識のみならず、自ら主体的に行動する、考える、周囲の人とともに活動することができる社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を身に着けることができている（資料4（2）-25 就業力講座Ⅲ、資料4（2）-66）。

〈2〉法学部

1年次生履修必修科目であり、かつ学籍番号で自動的にクラス指定をする「基礎演習A」について、教育プロジェクトおよび法学部FD会議での検討を通じ、プログラムを部分的

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

に統一化することができた。これによって、クラス間における教育内容の相違を減少することに成功している(資料4(2)-25、資料4(2)-26)。

資格試験関連科目および公務員試験関連科目を置き、試験対策用の課外講座と連携することで、とりわけ宅地建物取引士および行政書士の資格試験合格者数の増加がみられる(資料4(2)-106)。

〈4〉経営学部

当初、本学部のアクティブ・ラーニング方式のゼミは、学部内で、1つのゼミ単位で1つの学内で完結するプロジェクト(例えば、学内書店における販売企画の提案と実行など)を実施するという形式で始まったのであるが、これが発展して、大学間連携合同ゼミ方式や、学外の企業、団体と連携したプロジェクトを実施するようになった(資料4(2)-75 p.13-14)。

〈5〉人文学部

卒業研究・論文発表会を開催することで、研究意欲を高めるきっかけをつくり、卒業研究・論文発表会に下級年次生の参加をうながすことによって、卒業研究・論文の学術的基準を示すことができている(資料4(2)-107)。初年次教育に関しては、学科会議およびFD研修会の機会を利用して人文入門演習の内容について議論し、人文学科では2014年度には教科書を改め実施方法も改善した(資料4(2)-40 2014年度 教育1-(8)④ 人文学部小委員会、2015年度 教育1-(8)④)。

〈6〉現代社会学部

当学部では、初年度からの入門ゼミナール、2年次の実習と演習を連動させたゼミナール、3年次の専門ゼミナールすべてで、アクティブ・ラーニングの理念と実践を重視して、各担当者の専門に応じてフィールドワークを行っている。その成果は学生自身による発表会、シンポジウム、DVD作成、現地でのイベント開催など多岐にわたる方法で公開して、地方創生の一助として現地学習の成果を活用している(資料4(2)-108 p.98-127)。

県議会や市議会での意見発表や議員との意見交換(現代社会学科)、小学校等への防災教育出前授業(社会防災学科)などの「プロジェクト型学習」の教育プログラムは、いずれも多様な人間関係を広げ、住民や企業、行政、メディア等外部の評価が直接返ってくるため、学生たちにとってはやりがいのあるものとなるとともに、主体的参画による成長の大きな機会となっている(資料4(2)-83、資料4(2)-75)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

第1年次にIPE(多職種連携教育)として、総合リハビリテーション学部、栄養学部および薬学部の学生が集まり、共同して問題解決を行う教育を行っており、学生にとって、他の職種の考え方やチームとしての必要性を理解することに役立っている(資料4(2)-109)。

〈9〉栄養学部

産学連携プログラムに参画し、栄養学を重視した種々の食品を作製販売している(資料4(2)-110 p.14)。これにより、学生は大学で修得した知識を実践的に活かし、修学意欲を高めた。

〈10〉薬学部

旧カリ、新カリおよび新・新カリのいずれにおいても、薬学教育モデル・コアカリキュ

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

ラムに準拠した学習目標を、低学年からの積み上げ式で学習できるように編成されている(資料4(2)-55 表紙裏挟み込みページ)。また、カリキュラムに問題点を見出したり、カリキュラムの改訂が必要となれば教育改善委員会やカリキュラム検討ワーキンググループで問題点の洗い出しと修正を加える体制が構築されており、検証プロセスが適切に機能している(資料4(2)-56)。

初年次教育は、6年間の学習態度や将来目指す薬剤師像にも大きく影響するため非常に重要であると考え、早期体験学習や初年次教育科目を通して、将来社会で活躍できる薬剤師になるという使命感と自覚を持たせることができるようになった。また、演習科目や実習科目では、患者・生活者本位の視点に立ち、薬剤師として相応しい行動は何かを考える機会となっている(資料4(2)-25 演習実習IA)。

〈13〉人間文化学研究科

2015年度の研究科FD研修会において参加した全教員による共有・意見交換を行い、検討の結果、カリキュラム・ポリシーの見直しを行い、より適切なものに改善した(資料4(2)-111)。このように教育課程の適切性に関する検証プロセスを適切に機能させている。

②改善すべき事項

〈6〉現代社会学部

より俯瞰的かつ直観的に教育課程の編成が把握できるように、カリキュラムの「見える化」を進める必要がある。

改善すべきは、社会調査論や社会学研究法、社会調査論などの教室での学習との連携が不十分なので、せつかくのアクティブ・ラーニングの成果がきちんと整理できていないところが学生に散見される。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

本学部は、設立間もない組織であるため、教育課程の適切性の検証プロセスが確立されておらず、今後学部完成年度以降のカリキュラム改編等を考え、検証プロセス、検証組織などを明確にしておく必要がある。

〈9〉栄養学部

本学部では年に数名の退学者がでるが、経済的理由のほか、学部教育の内容と学生の認識に違いがあることに起因していた(資料4(2)-112、資料4(2)-113 20-1.退学者・除籍者数(過去10カ年・学部))。

〈10〉薬学部

カリキュラムや進級制度は整っているが、各授業科目の教育目標に基づいて、教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容の乖離が年々大きくなっている。このことは教授会でも問題となっており、早急な対策を講じる必要がある。

共通教育科目の履修により、どの程度の教養が身に付き、豊かな人間性が滋養されるようになったかの検証ができていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

先進的なPBL授業を学内に広く広報し、学部や他の教員が担当する科目にも展開していくことでより質の高い教育や授業を展開していく。

〈2〉法学部

基礎演習Aの統一プログラムの内容を専門教育科目として相応しい内容となるよう、さらに検討を進めるとともに、可能な限りクラス間で教育内容に差が生じないような取り組みを進める。

学部専門科目（特に実務科目や特別演習科目など）との連携を深めることで、各資格試験の合格者にさらに上級の試験等へ挑戦することを促す。

〈4〉経営学部

今後、アクティブ・ラーニング方式を採用するゼミや講義を拡大させるとともに、大学全体におけるアクティブ・ラーニング支援企画（学生チャレンジプロジェクト）への採択数の増大をはかる。

〈5〉人文学部

この人文入門演習については、学科会議およびFD研修会の機会を利用してその教育内容について議論しているが、人文入門演習を通じた初年次教育を高大連携に繋げるための方策をFD研修会を通して組み立てる（資料4（2）-40 2014年度 教育1-（3）④ 人文学部小委員会、2015年度 教育1-（3）④ 人文学部小委員会）。

〈6〉現代社会学部

学生を現地学習させるメリットは2年間で証明されているので、現行のカリキュラムにおいて現地学習の期間をどのように設定するかを決めることが発展に結びつく上での課題である。通常の月曜から金曜までの時間帯では一日がかりのアクティブ・ラーニングができないので、日曜を使うことになるが、そうすると教員や実習助手の負担が重くなり、全体としての勤務時間への配慮が必要になる。この点はまだ不十分なため、原則を決めて、積極的にアクティブ・ラーニングが可能になるような柔軟性に富む勤務時間の体系を構築できるよう、学部教授会で検討を始めている。

NPO、企業、行政等との連携・協働をさらに継続的な仕組みとして定着化させるとともに、学生たちの傾聴力、コミュニケーション能力、状況把握力、企画創造能力、課題解決能力、政策提案能力、プレゼン力、発信力をさらに高めていくための一層のプログラムの工夫を教授会、学科会議において議論・検討を始めている（資料4（2）-108）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

IPE（他職種連携教育）を拡大し、更に深く学ぶ必要があると共に、大学全体でセンター化して、より拡充を行う。

〈9〉栄養学部

生命栄養学専攻においても、産学連携プログラムに準じた実践的な活動を行うことができる機会を設ける。

〈10〉薬学部

カリキュラム編成について教育改善委員会を中心として継続的に点検し、必要があれば

第4章 教育内容・方法・成果
(2) 教育課程・教育内容

カリキュラムの修正・見直しを行う。

特に、初年次教育について薬学における学ぶ意義を確認させるとともに、成績不振者には学習方法などを教授し、6年間継続して学べるような体制づくりを行う。

〈13〉人間文化学研究科

引き続き、大学院FD研修会を開催し、研究科のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、及びカリキュラム・ポリシーの定期的見直しを行い、教育課程の適切性を検証する。

②改善すべき事項

〈6〉現代社会学部

現在、FD委員を中心に、各学科でカリキュラムマップを作成中である。すでに草案を作成しており、学科会議での検討を経て、2016年度中に教授会で審議承認する(資料4(2)-45、資料4(2)-46)。

アクティブ・ラーニングの成果を学問的に活かすために完成年度後のカリキュラム改善を検討する組織を2016年度中に立ち上げる。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

今後学部完成年度以降のカリキュラム改編等を考え、検証プロセス、検証組織などを明確にする。各コース、自己点検評価小委員会、学部教授会の3つの組織を有機的に結びつけ、検討プロセスごとの責任主体を明確にする等により、機動的かつ安定した教育課程の適切性検証ができるよう、2017年度を目処に整備する。

〈9〉栄養学部

学部教育の内容を一層理解しやすいように改善し、栄養学部広報誌 Good Health に掲載する。

〈10〉薬学部

教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容の乖離は、カリキュラムや進級制度だけでは解決できない。科目ごとに掲げた到達目標に達することができない成績不振学生に対して、補講や担任教員による日々の学習状況の点検などの成績不振者対策を実施している。こうした努力を検証しつつ、必要に応じて柔軟な改良を重ねていく。

共通教育科目の担当者と連携を取り、薬学部教員との連携を図る。

4. 根拠資料

資料4(2)-1 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)

資料4(2)-2 神戸学院大学 共通教育センター 共通教育はやわかり 2016 (既出 資料4(1)-5)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/edu/pdf/hayawakari2016.pdf>

資料4(2)-3 神戸学院大学学科履修規則 (既出 資料4(1)-6)

資料4(2)-4 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)

資料4(2)-5 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)

資料4(2)-6 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則 (既出 資料1-6)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 資料4 (2) -7 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則 (既出 資料1-7)
- 資料4 (2) -8 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則 (既出 資料1-8)
- 資料4 (2) -9 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (2) -10 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則 (既出 資料1-10)
- 資料4 (2) -11 全学教育推進機構 共通教育センターオリジナルホームページ 共通教育センターが目指す、学生の到達目標
<http://www.ge.kobegakuin.ac.jp/~kyotsu/aboutus/goal.html>
- 資料4 (2) -12 全学教育推進機構 共通教育センターオリジナルホームページ カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)
<http://www.ge.kobegakuin.ac.jp/~kyotsu/aboutus/policy.html>
- 資料4 (2) -13 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (2) -14 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (2) -15 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (2) -16 履修の手引 2016 人文学部 (既出 資料1-25)
- 資料4 (2) -17 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出 資料1-26)
- 資料4 (2) -18 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資料1-27)
- 資料4 (2) -19 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (2) -20 履修の手引 2016 栄養学部 (既出 資料1-29)
- 資料4 (2) -21 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (2) -22 薬学部履修系統図
- 資料4 (2) -23 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料4 (2) -24 評議会議事報告書 (2015年12月10日) (既出 資料3-60)
- 資料4 (2) -25 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院) (既出 資料3-113)
<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jspx>
- 資料4 (2) -26 FD活動 (出張) 報告書 (2016年2月23日)
- 資料4 (2) -27 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担 (案) (2016年4月12日) 学内委員 (既出 資料1-61)
- 資料4 (2) -28 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (2) -29 法学部教授会議事録 (2015年11月24日) (既出 資料1-63)
- 資料4 (2) -30 2016年度各種委員案 (経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料4 (2) -31 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (2) -32 経済学部教授会議事録 (2014年1月17日) (既出 資料4 (1) -72)
- 資料4 (2) -33 2016 経営学部案内 (既出 資料4 (1) -47)
- 資料4 (2) -34 経営学部教授会鑑・資料 (2013年4月24日)
- 資料4 (2) -35 経営学部教授会鑑・資料 (2013年10月23日)
- 資料4 (2) -36 経営学部教授会鑑・資料 (2014年4月23日)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 資料4 (2) -37 経営学部教授会鑑・資料 (2014年7月16日)
- 資料4 (2) -38 経営学部教授会鑑・資料 (2014年10月22日)
- 資料4 (2) -39 経営学部教授会鑑・資料 (2014年11月12日)
- 資料4 (2) -40 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料4 (2) -41 人文学部 人文学科 ゼミ紹介 2016
- 資料4 (2) -42 人文学部 人間心理学科 ゼミ紹介 2016
- 資料4 (2) -43 教育・研究委員会開催案内 (2015年5月13日) (既出 資料4 (1) -75)
- 資料4 (2) -44 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-14)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料4 (2) -45 現代社会学部カリキュラムマップ草案
- 資料4 (2) -46 社会防災学科カリキュラムマップ草案
- 資料4 (2) -47 現代社会学部教授会議事録 (2016年6月22日) (既出 資料4 (1) -76)
- 資料4 (2) -48 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-40)
<https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料4 (2) -49 グローバル・コミュニケーション学部教授会議事録 (2016年4月13日)
- 資料4 (2) -50 総合リハビリテーション学部教授会・総合リハビリテーション学研究所委員会鑑・資料 (2015年7月1日)
- 資料4 (2) -51 総合リハビリテーション学部教授会議事録 (2016年2月3日) (既出 資料1-70)
- 資料4 (2) -52 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) (既出 資料3-57)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料4 (2) -53 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針) (既出 資料3-45)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html>
- 資料4 (2) -54 栄養学部教授会資料 (2015年1月14日)
- 資料4 (2) -55 シラバス2016 (既出 資料1-47)
- 資料4 (2) -56 薬学部組織2016 (既出 資料1-74)
- 資料4 (2) -57 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (2) -58 大学院履修指導 (法学研究科)
- 資料4 (2) -59 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員 (既出 資料3-55)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 資料4 (2) -60 分野ごとの履修モデル
- 資料4 (2) -61 GRADUATE SCHOOL 2017 (既出 資料1-17)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料4 (2) -62 栄養学研究科委員会議事報告書(2016年2月10日) (既出 資料4(1)-86)
- 資料4 (2) -63 薬学研究科委員会鑑・議事録(2016年度) (既出 資料3-118)
- 資料4 (2) -64 食品薬品総合科学研究科委員会議事録(2016年2月17日) (既出 資料4(1)-90)
- 資料4 (2) -65 大学生活入門 2016 (既出 資料1-12)
- 資料4 (2) -66 平成28年度開講 就業力 科目ガイド
- 資料4 (2) -67 履修の手引 2016 学際教育機構
- 資料4 (2) -68 全学教育推進機構 共通教育センターオリジナルホームページ
<http://www.ge.kobegakuin.ac.jp/~kyotsu/>
- 資料4 (2) -69 経済学部・経済学研究科オリジナルホームページ 2015年度経済学部賞授与
<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v02/cgi-bin2/list.cgi?id=2016032213222218>
- 資料4 (2) -70 経済学部・経済学研究科オリジナルホームページ 2015年度秋学期経済学部長賞・2015年度経済学部優等賞授与
<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v02/cgi-bin2/list.cgi?id=2016051609351903>
- 資料4 (2) -71 「第2回日露アニメ・オタク文化学生サミット」を開きました
- 資料4 (2) -72 井上ゼミチームが「課題解決ラボ」でプレゼンを行いました
- 資料4 (2) -73 「KOBE “にさんがろく” PROJECT」で本学の2チームが準グランプリを獲得しました
- 資料4 (2) -74 経営学部 基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ紹介 (1年次後期) (2年次前期・後期)
- 資料4 (2) -75 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2015
- 資料4 (2) -76 経営学部・3年次 演習ⅠA(前期) 演習ⅠB(後期) 紹介
- 資料4 (2) -77 2016年度 定例教授会/研究科委員会・判定教授会開催予定日一覧
- 資料4 (2) -78 人文学部教授会議事録(2016年5月18日)
- 資料4 (2) -79 本学ホームページ 神戸学院大学 地域研究センター
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~card/chiiki/>
- 資料4 (2) -80 「子育てサロン まなびー」が10月1日からスタートしました
- 資料4 (2) -81 人文学部オリジナルホームページ WEB人文通信
http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~omoshiro/web_jinbun/index.html
- 資料4 (2) -82 2016年現代社会学部履行状況報告書
- 資料4 (2) -83 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2014
- 資料4 (2) -84 ぼうさい 平成27年秋号 2015N0.80 内閣府(防災担当)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 資料4 (2) -85 現代社会研究 創刊号 2015年
- 資料4 (2) -86 模擬授業の依頼について (9/26県立伊川谷高校)
- 資料4 (2) -87 I P E (学部合同教育) 参加学生の皆さんへ
- 資料4 (2) -88 栄養学部教授会資料 (2012年8月8日)
- 資料4 (2) -89 栄養学部オリジナルホームページ (既出 資料1-45)
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/top.html>
- 資料4 (2) -90 栄養学部 Instagram
https://www.instagram.com/kobegakuin_nutrition/
- 資料4 (2) -91 栄養学部 facebook
<https://www.facebook.com/神戸学院大学-栄養学-1495617107399879/>
- 資料4 (2) -92 入学年度と適用されるカリキュラムとモデル・コアカリキュラム
- 資料4 (2) -93 ポートフォリオ 2015年度
- 資料4 (2) -94 本学独自のアドバンスト授業科目
- 資料4 (2) -95 神戸学院大学大学院・日本行政書士会連合会・兵庫県行政書士会覚書 (2005年3月15日)
- 資料4 (2) -96 経済学研究科委員会議事録 (2015年9月12日) (既出 資料4 (1) -83)
- 資料4 (2) -97 経済学研究科委員会議事録 (2015年9月10日) (既出 資料4 (1) -84)
- 資料4 (2) -98 2016年度修士論文中間報告会のお知らせ
- 資料4 (2) -99 人間文化学研究科心理学専攻オリジナルホームページ
<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/>
- 資料4 (2) -100 2016年度 心理臨床実習の手引き
- 資料4 (2) -101 人間文化学研究科心理学専攻オリジナルホームページ 心理臨床カウンセリングセンター
<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/kokoro>
- 資料4 (2) -102 医療機関との協定書
- 資料4 (2) -103 理化学研究所ホームページ 外部機関との協力
- 資料4 (2) -104 本学ホームページ 薬学研究科 (既出 資料1-19)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料4 (2) -105 薬学部オリジナルページ 概要および目的
<http://kobegakuin-yakugaku.jp/iryorenkei/index.html>
- 資料4 (2) -106 本学ホームページ 神戸学院大学 法学部法律学科
<http://www.kobegakuin.ac.jp/lp/law.html>
- 資料4 (2) -107 2015年度 卒業研究・論文 口頭試問および発表会の日程
- 資料4 (2) -108 現代社会研究 第2号 2016年
- 資料4 (2) -109 「神戸学院大学 I P E」をポートアイランドキャンパスで実施しました
- 資料4 (2) -110 FACULTY OF NUTRITION Good Health 神戸学院大学 栄養学部 栄養学科 (既出 資料1-44)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10399/#1>

資料4 (2) -111 人間文化学研究科委員会資料2 (2016年4月13日) (既出 資料1
-75)

資料4 (2) -112 栄養学部退学事由

資料4 (2) -113 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)

http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

学部においては、語学・演習科目や外国語・実習科目の学習時間・単位数の定義を大学設置基準に則り、学則に定めている(資料4(3)-1 第13条、第14条)。また学部の教育目標を達成するため、各学部等の設置科目は、種々の授業形態(講義、演習、実験、実習等)をとっており、学則別表に定めている(資料4(3)-1 別表第1)。学年暦は総合企画会議にて原案を提案した後、評議会において審議、決定している(資料4(3)-2、資料4(3)-3)。

大学院においては、授業科目別の学習時間・単位数の定義を大学院設置基準に則り、各研究科規則に定めており、大学院の学年暦は学部の学年暦に準じて設定し、少人数の講義・演習科目、および研究指導によって構成されている(資料4(3)-4 第7条)。大学院においては、履修単位の上限定は行っていない。毎年研究科ごとに新入生、在学生に向け履修指導を行っている。その際に、履修科目の決定に際しては、事前に指導教員と相談する履修指導を行っている。

また、全研究科の修士課程、および食品薬品総合科学研究科博士後期課程、薬学研究科博士課程において、職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度として長期履修制度を導入しており、社会人の学習に配慮した教育方法を取り入れている。特に、総合リハビリテーション学研究科、薬学研究科においては、授業科目を平日5、6時限目や土曜日に開講しており、社会人を多く受け入れる体制を確立している(資料4(3)-5 総合リハビリテーション学研究科、薬学研究科)。

学部、研究科ともに各授業科目の教育内容や授業形態は、履修の手引・大学院履修要項及びシラバスに記載し、学生・教職員に周知している(資料4(3)-6、資料4(3)-7)。特にシラバスは大学ポータルシステムである「学内情報サービス」のシラバス検索機能は誰でも検索できるように設定しており、広く世間に公表している(資料4(3)-8)。

また単位の実質化を図る観点から、各授業科目の授業は10週、又は15週にわたる期間を確保するとともに、休講した授業に対しては補講の実施を徹底するよう教員に促している。それとともに休講に対する補講率を教務委員会で報告し、学部長等に対しては教員毎の補講の実施状況を通知している(資料4(3)-9、資料4(3)-10)。

教育方法の特長として、共通教育科目や社会科学系学部専門教育科目においては、配当学科指定・年次指定・クラス分けを行い、多人数教育を避ける努力をしている。

教育の質保証の面では、「全学教育推進機構」のもと、「教育開発センター」が中心となり「全学に関わる教育システムの開発、支援や提案」、「全学的な教育の評価方法の開発、支援、実施」、「全学的なFD活動の企画、支援や実施」を行っている。ここでは、副学長(教育担当)を委員長として全学部長と全研究科長等を委員とする「教育開発センター委

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

員会」を設置し、「学部FD部会」と「大学院FD部会」が設置され、組織的に全学レベルの教育カリキュラムの検証を行い、効果的な学習・教育活動の推進を図っている。

学生の主体的な学習を支援することを目指して、授業等でグループ討議、グループワークができるよう可動式机・椅子を配置し、またネットワークを通じてグループ内で共同作業したり、グループ間で資料を共有することが可能なモニター一体型表示システムを整備した（全演習室）。

教育内容及び授業内容において、海外語学研修を充実させているほか、法学部・経済学部・人文学部・経営学部という学部を超えた学部横断型のカリキュラムとして、「学際教育機構」による「防災・社会貢献ユニット」と「スポーツマネジメントユニット」が運用されてきたが、現代社会学部社会防災学科設置に伴い、「スポーツマネジメントユニット」の1ユニットだけになった（資料4（3）-11）。このユニットは2016年度より、専門性を強化した、「スポーツサイエンス・ユニット」として再構築される。また、グローバル・コミュニケーション学部を除く全学部を対象とした神戸学院カレッジを設置する等、国際的に通用する人材を育成するための多様なプログラムを用意している（資料4（3）-12）。さらに初年次よりゼミナール教育や少人数教育を重視するとともに、共通教育科目の英語科目においては習熟度別のクラス編成を実施するなど学生ひとりひとりに応じた教育を展開している。またアクティブ・ラーニングやリスニングルームの設備を充実される等、学部・研究科の多様な学習ニーズに応じた適切な教育方法、授業形態を採用している。

b. 各授業科目における教育方法について

教育課程の編成は教務センター所長を議長とする教務委員会で審議した後、評議会で決定している（資料4（3）-9）。

また大学全体の学士課程教育及び大学院教育の構築及び推進は全学部長を委員とする教育開発センター委員会で決定している（資料4（3）-13）。

共通教育センター、学際教育機構を含めすべての学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、履修の手引等に記載しており、各学部はそれらに基づき各授業科目において、講義、演習、実習、特別研究等を体系的に配置し適切な教育方法を行っている（資料4（3）-6、資料4（3）-7）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

すべての文系学部では初年次から専門教育科目に演習科目を開講することはもちろん、「共通教育科目」でもリベラルアーツ科目群の人文科学、社会科学、健康科学、地域学の各分野に演習科目を開講、様々な学部の学生が、少人数クラスでのディスカッションを行う機会が設けられている（資料4（3）-14）。

また、行政や地域と連携して、与えられた課題について、学生が主体的に試行錯誤しながら、実践的に課題を探求していく力をつけることができる学びの機会（PBL-プロジェクト・ベースド・ラーニング）を数多く設けている（例、現代社会学部が兵庫県神河町と連携した「神河プロジェクト 2015」、神戸市と連携した「KOB E” にさんがろく” PROJECT」や「大学生が創るKOB Eの未来に向けた政策提案コンテスト」等）（資料4（3）-15 p.138、資料4（3）-16 p. 5）。

文部科学省支援事業に採択された「ポーアイ4大学による連携事業～安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として～（神戸学院大学、神戸女子大学、兵庫医療大学、神

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

戸女子短期大学)」や「TKK3大学連携プロジェクト「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開（東北福祉大学、工学院大学、神戸学院大学）」の2つの支援事業を出発点とし、大学の枠を越え、学生消防団活動・ディベート大会や総合防災訓練のほか被災地ボランティア活動を実施するなど、学生の主体的な学びを促すさまざまなプログラムを展開している（資料4（3）-16 p.6）。

設備面ではKPC・KACの両キャンパスにおいてアクティブ・ラーニング対応教室を設け、主体的に学習できる環境を整えている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

法学部・経済学部・経営学部・人文学部・現代社会学部・グローバル・コミュニケーション学部・総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科の生活福祉デザインコースでは1年間に履修登録できる単位数を50単位未満に設定している（資料4（3）-17、資料4（3）-6 p.88）。また、経済学部・経営学部所属の編入学生に対しては、1年間に履修登録できる単位数が50単位を超えて設定されている（資料4（3）-18 p.52、資料4（3）-19 p.45）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

新入生に対しては、4月1週目のオリエンテーション期間に履修指導を実施している。その期間中、全学部は2日間に分けて履修指導を実施し、1日目は履修の手引の総説に当たる箇所の説明をし、2日目は新入生自身に時間割を作成させる等より具体的な作業をさせることで高校と大学のギャップをなくす工夫をしている。加えて、新入生が大学生活に早く馴染めるよう、上級年次生による「新入生なんでも案内」をする等、大学一丸となって取り組んでいる（資料4（3）-20 p.6、資料4（3）-21）。

在学生に対しては、3月末に各学部学年単位で履修指導日を1日設定して実施しており、教職課程の学生に対しは別途開催日を設けている（資料4（3）-22）。

学生への学習指導においては、各学期に全学部で履修の手引をもとに各学部教務委員および事務職員が履修ガイダンスを実施し、適切な履修登録を指導している。このことにより、学生へのミスマッチを防いでいる。また、履修登録は履修登録期間とは別に、履修登録確認・訂正日を設けている。また学年初めに履修相談期間を設け、各学部、共通教育センターの教員が学生個別に履修相談に応じている（資料4（3）-20 p.14-16）。

加えて、学生ひとりひとりに指導する教員（指導教員）を配置し、その指導教員は学生の履修登録及び成績状況を「学内情報サービス」でいつでも確認ができ、適切な学修指導に役立てている。

オフィスアワーは全専任教員に対して必ず設けるよう依頼しており、学生に対しては履修の手引に記載または掲示板に掲出することで周知している（資料4（3）-6、資料4（3）-23）。

学部ごとに成績不振者基準が設けられ（各学部履修の手引）、年度末の成績発表後にはこの基準に満たない学生や留年が確定した学生に対し、指導教員の指導を受けることを連絡するとともに、指導教員に対しても該当する学生への指導を学部を通じて依頼している。、そしてその記録は保存され、在学期間中の指導資料としている。各学生の学習状況については、学内情報サービス（ポータルシステム）を通じて、指導教員が担当学生の成績や学籍情報を閲覧することが可能であり、履修指導等の様々な学生指導場面で利用されている。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

f. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

大学院学生に対して、各研究科は大学院履修要項や研究科ホームページ等を通じて、論文作成や研究指導の方法や年間スケジュールを明示している（資料4（3）-7）。

〈2〉法学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

本学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態より成立している。講義形式では、いわゆる板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映といった方法を用いて、授業を行っている。講義形式の科目では、学生の理解の度合いを確認するとともに、その後の講義の内容・講義の方法に参考とするために、小テストや中間テストを行う場合もある。こうした単一のスタイル・方法にとどまらない多様性が、本学部の講義形式の科目の特徴といえる。また、履修必修の科目等、履修登録者が多い科目については、同一科目を複数クラスで開講することで、1クラスあたりの受講生の数が適正規模となるようにしている（資料4（3）-24）。

演習形式では、特定のテーマについて関心を持つ者どうしがグループを作り（あるいは単独で）、資料を収集し、そこで得られた知識をもとに報告・議論することを通じて、知識を知恵へ昇華するというスタイルがとられている。また、こうした演習形式での科目は、知識の知恵への昇華と同時に、報告の準備・報告の方法・報告のための資料等の作成の方法・議論の進め方といった、学生のみならず社会人として必要となる技術・能力の涵養も目的としている。こうした教育方法・学習指導の説明及び学生が注意すべき点については毎年1年次生に配付される冊子にて明らかにしており、大学入学後間もない時期であっても学生がこうした点を認識できるようになっている（資料4（3）-25 p. 9-12 および p. 15-16）。

b. 各授業科目における教育方法について

講義形式の科目においては、学生にわかりやすく内容を伝えること及び一定の水準の講義を提供することで学生の学修に資することを念頭に置いて各教員が講義に臨んでいる。また、教員による講義にとどまらず、学生に対して実際に裁判の傍聴を促すことや、平均すると一ヶ月に一回以上、法学部の講義のいずれかにおいて各種講演会を開催し、学生が多様な現代の問題に興味関心を抱けるようにしている（資料4（3）-26）。そして、学生に対しても受講態度や講義の聴き方について、1年次生に配付される冊子で説明をしている（資料4（3）-25 p. 9-12 および p. 15-16）。

演習形式の科目においては、学生が自ら選択した分野についてより専門的な内容に踏み込んだテーマや課題を設定し、学生の学修の深化を促すことを念頭に置いて、各教員が演習に臨んでいる。演習においても講義形式と同様の頻度で講演会が開催されるとともに、教員が希望者を引率して刑務所、少年院、大阪証券取引所等の見学を行っている（資料4（3）-27、資料4（3）-28）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

講義形式の科目においては、教員が学生に問いかけをし、講義室内を歩いて回り、学生に意見を述べてもらうなど、ただ教員の講義を聴くだけでなく、学生が自ら考える機会を設けている。

演習形式の科目においては、そもそも学生自らが学びたいテーマに基づき演習担当教員

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

を選択した上で、自ら関心のあるテーマを調べ、その結果をグループ単位で発表し、その報告をもとにしたグループディスカッションを行っている(資料4(3)-29 p. 8-10)。加えて、模擬裁判を行うことも、主体的参加や主体的学びを促す方法としていくつかのゼミで採用されている。また、演習によっては、各種施設の見学や合宿、ゼミどうしでの法律討論会(ここでいう法律討論会は、以下のように行われる。まず、討論会に参加するゼミナール・団体は所属する学生のうちから「討論代表者」を3人以内で選ぶ。この討論代表者は、当日、事前に公表されている問題に対する自身の意見(立論)を述べるとともに他団体の代表者及び参加する他の学生と質疑応答を行う。そして複数の審査委員が立論及び質疑応答の内容を審査し、評価する。この法律討論会は議論等を通じて民法をより具体的、自発的に学生に学ぶ機会を与えるものということができる。等、ゼミの運営について学生が主体的に関わり、単なる学修にとどまらない主体的な学びを実践する機会としている(資料4(3)-30 p. 2-3)。

講演会においては必ず最後に質疑応答の時間を設けてもらうように講演者に要請するとともに、司会をする教員もこの点に注意してタイムマネジメントを行っている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

法律学・政治学の段階的な学修を可能とし、卒業に必要な単位を計画的に修得していくために、全学年において、1年間に履修登録可能な単位数を48単位に設定している。この年間48単位を前期24単位、後期24単位に分割し、通年科目は単位数を前期と後期で2分割して計算することとしている(資料4(3)-17、資料4(3)-31 p. 57、p. 93)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

全法学部生に配付する冊子で、本学部全教員のオフィスアワーを明示し、すべての教員を訪問することが可能であることを伝えている(資料4(3)-31 p. 110)。

演習形式の科目においては、各演習の担当教員が当該演習を履修する学生の指導教員となり、演習の曜日・時限に限らず、学生に対する履修指導や学習指導を行っている。学生の状況は、学内情報サービス(スチューデントプロフィール)において把握可能である。そこでは指導教員が、指導する学生個人ごとに、それまでの学修成績や現在履修登録していく科目等のデータの確認ができ、それより学生個人ごとの状況に対応した履修指導や学習指導を可能にしている。また、このデータに基づき学生本人や保護者からの相談にも対応している。なお、成績不振者については、学部としての基準を設定し、指導を行っている(資料4(3)-32)。

加えて、各年度初めには教員による履修指導(履修相談)の時間も設けており、学生は誰でも相談を求めることができる(資料4(3)-33)。

〈3〉経済学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

経済学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態から成り立っている。講義形式では、いわゆる板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映といった方法を用いて、授業を行っている。また、学生の理解の度合いを小テストや中間テストの形式で確認するとともに、レポートなどにより、知識の深化、柔軟な思考力、表現力を育成する。また、きめ細かい指導が必要な科目の場合、履修人数の制限、履修年次限定で開講することで、1クラスあたりの受講生の数が適正規

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

模となるようにしている(資料4(3)-18 p.55)。

これに並んで、より専門に特化して、経済の深い研究が可能となるように、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」、「卒業論文指導」などの演習が設置されている。これらの「演習」においては、少人数授業に基づいて、主体的にテーマを設定し、その特定のテーマのもとで、資料を収集し、分析し、そこで得られた知識をもとにグループワークを通じて、より高いレベルの知識を獲得するというスタイルがとられている。「演習」を通じた学びのスタイルは、社会人として必要となる技術・能力の涵養も目的としている。

経済学部で学生が身につけるべき学びの基本や経済学学修において注意すべき点については毎年1年次生に「入門演習」時に経済学部オリジナルテキストを配布し、徹底している(資料4(3)-34)。

b. 各授業科目における教育方法について

専門科目の授業については、難解な概念や複雑な問題への理解を容易にするように、学生の学修への意欲を引き出すように各教員が講義に臨んでいる。また、教員による講義にとどまらず、外部の講師を招いて、講演会を開催し、新たな視点で問題を見つめられるようにし、多様な現代的問題に興味関心を抱けるようにしている(資料4(3)-35)。演習形式の科目においては、学生が自ら選択した分野についてより専門的な内容に踏み込んだテーマや課題を設定し、学生の学修の深化を促すことを念頭に置いて、各教員が演習に臨んでいる。演習においても講義形式と同様に、外部の講師を招いて講演会を開催し、その講師とのディスカッションを通じ、専門的知識の深化と柔軟な思考力、表現力を身につけられるようにしている(資料4(3)-36)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

「演習」において討論形式や学生の主体的な参加や学びを促すアクティブラーニング型の学びが導入されている(資料4(3)-37、資料4(3)-38～資料4(3)-40)。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年次から4年次まで全ての学年において、1年間の履修上限は48単位となっている。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

毎年、4月と9月の時点で、教務委員会を中心に履修指導が行われている。経済学部では、独自の学習管理のためのプログラムがある(資料4(3)-18 p.59)。1つ目は数値基準を導入しており、学年ごとに標準修得単位数を設定し、その修得単位数に応じて4つのゾーン(上位よりA、B、C、D)に分類される。2つ目が自己学習管理システムの導入である。学期ごとに、主体的に学習プランと到達目標を明確にした「学習シート」を学生に提出させる(資料4(3)-41)。この学習シートが指導教員や教務事務室に履修相談を受けるベースになる。さらに成績不振者(C、Dゾーンに属するかGPA<1)の学生は、指導教員から履修指導を受ける対象となる。履修上の疑問や授業の疑問については、オフィスアワーを利用して質問ができるようになっている(資料4(3)-18 p.60)。

〈4〉経営学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

経営学部では現代の社会の動きを中心に学習をさせている(資料4(3)-19 「経営学部で学ぶにあたって」のページに記載)。本学部の教育方法・学習指導は、講義形式と演習形式の2種類の形態より成立している(資料4(3)-19 p.1およびp.44-49)。講義形

式では板書、講義の概要をまとめたプリントの配布、パワーポイント等によるスライドの上映、商品などの現物を投影するといった方法を用い、授業を行っている。また、学生たちの理解度を確認するために、講義内において小テストや中間レポートなどの提出を行う場合もある。そして、これらの結果をその後の講義内容や方法に反映する場合もある。学部においては、このように授業内における工夫によって、学習内容の理解度を向上する努力をしている。履修において選択必修科目（コア科目と呼ぶ）など、多くの学生が履修を見込まれる科目に関しては、同一科目を複数クラスで開講している。また学籍番号にて分割するなどの配慮をし、1つの科目（1つの授業）に対して適切な人数で履修ができるしくみになっている。次に、演習形態では、特定のテーマについて関心を持つ学生が集い、グループあるいは単独でテーマについて研究する。演習においては、専門的な知識を学び、それを実践する術についても多くの事例から学ぶ。たとえば、報告の準備のための資料収集・文献検索、報告の方法（パワーポイントの作成・レジュメ作成など）、議論の進め方というような社会に出てからも必要な能力の基本を学ぶこともできる。さらに、フィールドワークや店舗見学などの活動を取り入れて、より実践的な取り組みを行う演習クラスもある。これらのゼミ選択においては、基礎演習については1年次に毎年、配布される冊子が参考になる（資料4（3）-42 p. 1-33）。演習については2年次に毎年、配布される冊子が参考になる（資料4（3）-43 p. 1-34）。

b. 各授業科目における教育方法について

経営学部の教育課程の編成・実施方に基づき各授業科目においては次のとおりである。講義形式の科目においては、パワーポイントの活用やプリント配布などにより、学生の理解が深まる努力を各している。また授業内で適宜質疑応答をする授業もある。演習形式については、学生たちが各自の研究をしたいテーマに基づいて教員を選択している（資料4（3）-42 p. 1-33、資料4（3）-43 p. 1-34）。その中で、演習担当教員と共に、自らのテーマについて調べ、発表し、まとめるという手順をとる。グループディスカッションあるいはプレゼン形式での報告を求めたりはするが、いずれにしても、成果を出した後には指導をうけて考察を深めている。適切な教育方法の例として、情報処理実習室や多目的ホール等の学内施設も活用されている。特に経営学部においては演習科目でも、情報処理実習室を積極的に活用している。授業内容にそぐう教育方法がとれるように、情報処理実習室や演習室などは、各教員の希望を取り入れて、教室の配当を決定している。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

講義形式においても、挙手を求めたり、列ごとに回答を求めたりすることによって、学生たちの理解度を確認しながら授業をすすめている。また、経営学部では初年度前期から演習形式で少人数クラス（入門演習）が実施される。この授業の13回目と14回目には、合同ゼミを開催し、プレゼン・リサーチ大会を実施している。この大会にむけて、学生たちはグループを組んで、各グループ内でテーマを決め、そしてそのテーマについてリサーチとディスカッションを実施する。このように積極的にテーマを選定し、発表まで準備をする。また、3年次からの演習においてもアクティブ・ラーニングを取り入れたクラスでは、学生たちにグループを組ませて、プレゼンのために各グループがテーマを選定して発表をしている。これらのプレゼンは学内だけではなく、たとえば神戸新聞社主催のMラボへの参加、神戸市主催のにさんがろくプロジェクトへの参加、また学生を学会に加入させ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

た後に学会への参加を促し、学部生部間での口頭発表を実施することに発展している。また、学内においてもブックストアとのコラボにより、本の選定、ディスプレイなど実践的な学びの場を活用している（資料4（3）-44）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

経営学部では、2016年4月以降は1年次から4年次のすべての学年において、履修登録できる単位数の上限は50単位未満とした。具体的には、1年次から4年次まですべて上限が48単位である。1年次は前期においても後期においても、共通教育科目12単位、専門教育科目12単位が上限であるので、合計48単位が上限となる。2年次以上は共通教育科目と専門教育科目を合計した単位数に対して履修制限を設けている（資料4（3）-19 p. 32）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

経営学部では新入生に対しては履修に関する事項について、全体説明会を開催している。この全体説明会以外にも、この4月の第1週目の期間は、教員が2名1組で午前、午後に分かれて会議室などを相談ルームとして活用し、順次個別に学生に履修指導をしている。また、他の学年に対しても毎年、4月の1週目を履修指導の期間として設けており、常時2名の教員が相談ルームに配置されている。後期がはじまる9月においても、すべての学年を対象とした履修説明会を開催している。特に、履修登録については神戸学院大学学生支援センターが毎年発行している「Campus2016/4/1」の新入生に対する特集ページにも、「履修登録について」として説明がなされている（資料4（3）-20）。オフィスアワーに関しては教員の研究室での指導になる。前期と後期にそれぞれの教員が時間を定めて、必ず週に1回以上はオフィスアワーの時間を確保している。おおむね授業と授業の間の時間を活用されることが多いので、90分の時間をオフィスアワーにあてることが多い。

〈5〉人文学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

人文学部においては、人文学科、人間心理学科それぞれにおいて、講義・実習・演習という3つの形態の授業を開講している。講義科目においては、さまざまな分野の講義を通して、人間の心理、行動および文化に関する専門知識を総合的、体系的に学修する。実習科目においては、さまざまな分野の体験を通して専門知識獲得のための知的好奇心を引き出すことを目指すとともに、論理的な分析を通して問題解決へと導くための技能を学修する。演習科目においては、少人数（20人以下）で自発的な研究・発表・討議などを行い、自らが設定した課題や問題点を論理的な考察や分析をとおして解決・解明へと導くことをめざす。

b. 各授業科目における教育方法について

人文学部では、1年次から4年次卒業まで少人数（20人以下）の演習科目を履修必修として設定し、きめ細かい指導を行っている。これらを順次的に履修することにより、卒業研究・卒業論文の作成に向けての能力を身につけられるようにしている。人文学科は、ゼミは移動式机が利用できる教室で、自由討論できる形態をとっており、選書ツアーなどの学外でのフィールドワークも取り入れている（資料4（3）-45）。人間心理学科では、各学年で学修できる実習科目、専門講義科目についても厳格に順次的に展開しており、専門知識の獲得と応用力を段階的に獲得させるため、各課程について相応しい教育内容を展開

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

している(資料4(3)-46 p.96-97、資料4(3)-47 p.34)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

人文学部では、発足当初より卒業論文を必修化しており、学生は4年間にわたるゼミを通して、全員が卒業研究・論文を個別かつ能動的に作成している。各教員がそれぞれの授業においてアクティブ・ラーニングによる授業運営方法を確立し、学生の自発的能動的な学習活動を活性化させて、教育効果を高め、ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力を形成できるよう援助することを目標としている。具体例として、人間心理学科では3年次生の専門実習では学外での様々な見学実習や、上述の子育てサロンまなびへの参加も求められている。また、学生が主体の卒業研究・論文発表会を開催することで、研究意欲を高めるきっかけをつくり、卒業研究・論文発表会に下級年次生の参加をうながすことによって、卒業研究・論文の学術的基準を示すことができている(資料4(3)-48)。

人文学部では、学生が自主的・能動的・主体的に学修を進めるための環境整備とその機会を数多く提供している。たとえば、14号館の3階と5階にフリースペースを設けている。学生は、学期中は平日午前7時から午後9時までは自由にこのスペースを利用して自主学習が可能で、年度当初に新入生向けのランチョンセミナーも開催され、学生間の相互交流促進にも役立てられている(資料4(3)-46 校舎配置図 p.31)。また、教育・研究委員会などを通して、様々な資格・検定試験のための自主的な勉強会を支援する具体的方策を検討する。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

人文学部では両学科とも、各学期において履修できる単位数の上限を前・後期とも24単位以内に定めている(資料4(3)-46 p.9、p.183)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

年2回学期開始前に履修指導が行われる(資料4(3)-46 2016年度行事予定表)。4年間の一貫した少人数の演習科目を用意し、実質的なクラスの指導担任制度を設定し、教員への学生からのアプローチを容易にするように努めている。さらに全教員が週に一度のオフィスアワーを設け、学生の研究室への訪問を促し、授業および学習に関する疑問や相談に応じている(資料4(3)-46 p.20)。また、人間心理学科においては、4名の実習助手が実習授業の補助を通して学習を支援し、学習状況の把握や生活上の相談などについて細やかな個別対応を行っている(資料4(3)-47 p.127-133)。

〈6〉現代社会学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

現代社会学部における授業においては、現代社会学、社会防災学科ともに、講義、演習、実習の3種類を効果的に配置し、いずれも課題解決型もしくはPBLの手法を多く取り入れつつ、学生による主体的な学びを促進することを目指している(資料4(3)-49)。

「講義」では、専門的知識を学生に与えるとともに、単に一方的な知識の伝授にとどまらず、課題を提示しながら、学生が自分で考え意見をまとめる能力を身に付けさせることを企図している。そのために、授業のなかで教員が学生に質問をしたり、練習問題を解かせたりするほか、授業の最後にまとめや意見を書かせたりするなどの方法をとっている。また、授業の内容についても、単にテキストの解説にとどまらず、可能な限り事例をあげながら、日常の生活にその内容がいかに関与しているか、また如何に適用できるかを理

解させることに注力している。加えて、パソコンやプロジェクターを使用したり、映像を活用したり、模型や実物を学生に提示したりすることで、学生の興味と理解を深める工夫をする(資料4(3)-50)。

「演習」では、学生たちが講義などで得た知識をもとに教員が与えたテーマ、あるいは学生が授業などを参考に独自で設定したテーマにそって調査、研究し、発表、討論、検証することのできる能力を養うことを目指し、取り組んでいる。具体的には、PDCAサイクルを回すことに注力し、より質の高いプロジェクトを実施し、その成果は、ポートフォリオとして保存し、新たなプロジェクトの参考になるようにし、年度を超えて継続的で発展的な授業を目指している(資料4(3)-50)。

「実習」では、講義などで得た知識をもとに、具体的な課題に関するフィールド調査を、企業や行政、地域NPO団体などとの連携により進めている。学生の自主性をおおいに尊重するが、ただそれにまかせるだけでなく、教員がその調査方法について、詳細に説明し指導するなかで種々の調査を進めている。一例として、現代社会学科で中心となる演習と関連付けられる現代社会基礎実習では、大学所在地としての観光都市神戸のガイドブックに紹介された観光スポットを実際にフィールドワークし、魅力ある街づくりへの提言を行う展開も実施している(資料4(3)-50)。

特に、社会防災学科では、講義などで得た知識をもとに、実際に社会貢献や防災、社会環境に関わる活動を行ったり、現場や現地に赴いて実習を行ったりしている。単に学生の自主性にまかせるだけでなく、教員や指導者がその方法や安全性の確保について、詳細に説明し指導するなかで種々の活動を進めている。

b. 各授業科目における教育方法について

現代社会の多面的な諸課題を理解し、分析できるようになるために、講義や、演習の授業において、シングルマザー・子育て支援といったNPO組織から、食品産業、メディア関連、防災・行政等から外部講師を招き、現場で起きている問題点とその解決に向けた営みを学ぶ機会を取り入れている(資料4(3)-49)。

一例として、「アメリカ社会研究」の講義では、現代社会の問題意識と研究意欲、さらに将来への社会貢献への意欲を抱かせることを狙う広告業界からの講師を招き、広告分野におけるアメリカと日本の比較を学ぶとともに、学生の身近なSNS活用における問題点をも理解する(資料4(3)-50 アメリカ社会研究)。

夏休みを中心にして、地域社会に目を向け、その中にあるさまざまな問題を多角的に考え、問題を解決する力を育成することを目指して、非営利団体や公共的団体が組織する活動に参加する「ボランティア・インターンシップ」を専門基礎科目として提供している。さらに、専門科目として本学が開拓した企業や行政機関、あるいはNPOを中心として、2週間程度の「インターンシップ」を提供している(資料4(3)-51、資料4(3)-52)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

ゼミや実習授業ではグループワークを多く取り入れ、また学外でプレゼンテーションをする機会も多く提供し、学生が主体的にリーダーシップを発揮し、協調性やコミュニケーション能力を高めながら知識や技能を伸ばすことができるよう工夫している。また現代社会学科では卒業論文が必修となっているため、各学生がみずから研究課題を設定して卒業研究に取り組むことができるように3年次から指導している。さらに、学生の主体性を育

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

成するためにボランティア活動や企業でのインターンシップを単位として認めている（資料4（3）-53 p.40-41）。

社会防災学科では実習の授業として、特に「社会貢献実習Ⅰ～Ⅲ」、「防災実習」、救急処置実習」等をカリキュラムとして設定し、社会貢献や防災対策の在り方を学ぶと共に、訪問先の事前学習の後、学外の施設や団体を訪問し、関係者から話を聴くと共にディスカッションを行い実際の生の現場を体験することにより学びの主体性を促進している（資料4（3）-53 p.42-43）。また「救急処置実習」では消防機関の協力を得て、学生がそのスキルを身につけることはもちろんであるが、普通救命講習の指導員への機会も設定し、多くの学生が指導員の資格を取得し、学外のボランティアとして様々なイベントで活動している（資料4（3）-54）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年次から4年次まで共通教育科目と専門教育科目を合計して、前期は24単位、後期は24単位を履修登録できる単位数の上限として設定している（資料4（3）-53 p.44）。履修登録はパソコンを用いて行うこととしているが、上限を超えて登録することができないシステムとなっている。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

履修指導に関しては、前期および後期の履修登録が始まる前に学年ごとの履修説明会を開催し、重要な点について説明している。また現代社会学部では「指導教員制度」を設けており、指導教員が責任をもって学習状況を把握し履修指導する体制をとっている。指導教員制度を設けているので、一人一人の学習状況を把握することができている。指導教員はウェブのシステム（学内情報サービス：スチューデントプロフィール）で担当学生の時間割や成績を確認することができる。留年や休学等でゼミナールに所属していない学生についても指導教員を決めている（資料4（3）-53 p.46）。現代社会学部の専任教員は、授業期間中に原則として研究室に滞在するオフィスアワーを設定している（資料4（3）-53 p.47）。学生は、指導教員であるか否かにかかわらず、履修に関する相談や、授業に関する質問等をこの時間帯に訪問して行うことができる。オフィスアワーの具体的な時間帯および場所については、セメスターごとに掲示している。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

特に高度な外国語能力の獲得が学部の根幹をなすため、各コースの基礎外国語は徹底した実技授業の形態をとり、少人数教育が行われている。現地研修関連科目（第4～6セメスター）のうち第5セメスターでは、海外での学修あるいは実社会での社会体験を通じて、グローバル・コミュニケーションの重要性を体得させることになっており、これもいわば実技形態の科目となる。また、教員の専門性および学生の特性を最大限に活かすべく、演習科目および卒業研究科目も設置している。なお、これらの形態の授業とは別に、各コース講義科目や他学部関連科目などでは講義型の授業も提供されており、多彩な学びのスタイルが存在している。これらについては、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引2016において学生に周知している（資料4（3）-55 p.22-65）。

b. 各授業科目における教育方法について

学部の根幹をなす各コース基礎外国語科目では少人数クラスにおいてアクティブ・ラー

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

ニングおよびグループ活動を通じた教育が行われている。特にその中でも英語（中国語、日本語）会話Ⅰ～Ⅳについては徹底したアクティブ・ラーニングとグループ活動が行われている。また、英語（中国語、日本語）表現Ⅰ～Ⅳなどでは個人ベースでの指導が行われるが、学生の抱える問題点のうち共通するものについてはクラス全員に問題点とソリューションを共有するようになっており、このためにはCALL教室の利用など最新のIT技術を活用している（資料4（3）-50 英語会話Ⅰ）。また、学部基礎科目であり本学部の全コースの学生を対象としたジェネリック・スキルトレーニングでは各コースの学生が混在する少人数クラスにおいて、協働作業を通じた授業を実施している（資料4（3）-50 ジェネリック・スキルトレーニングⅠ）。現地研修科目については第5セメスターに、専攻する目標言語が話される地域において実社会での生活を実際に経験し、言語の習得のみならずグローバル・コミュニケーションの重要性を体得させる。ここでは、現地での生活体験に即した体験型の学びが行われる。演習科目および卒業研究科目については、基本的に自ら設定した課題を解決する形を取る問題解決型、アクティブ・ラーニング型の授業となる。上記のような形態の授業とは別に、各コース講義科目や他学部関連科目などでは、必要に応じて講義型の授業も提供されている（資料4（3）-55 p.22-65）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

外国語、そしてコミュニケーションスキルを学ぶ上で、学習者の主体的参加、あるいは主体的な学びは必須である。たとえば各コースの基礎外国語科目では、受動的に授業を聞くのではなく、自ら意志をもちプランニングして発言する・書く・行動する、相手の反応に対して次の発話・返信・行動をプランニングして実行することが要求されることが多い。これら授業については、少人数クラスにおいてアクティブ・ラーニングおよびグループ活動を通じた教育が行われるようになってきている（資料4（3）-50 英語会話Ⅰ）。学部基礎科目であり本学部の全コースの学生を対象としたジェネリック・スキルトレーニングでは、各コースの学生が混在する少人数クラスにおいて、協働作業を通じた「協調と他者への働きかけ」が強調される授業を実施している（資料4（3）-50 ジェネリック・スキルトレーニングⅠ）。また、演習科目および卒業研究科目については、基本的に学生自らが主体的に設定した課題を解決する形を取る問題解決型、アクティブ・ラーニング型の授業となるが、問題解決や成果発表の方法についても学生の主体的学びが促進されるよう授業が行われている（資料4（3）-50 英語専攻演習Ⅱ）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

神戸学院大学学科履修規則第4条第1項第6号において、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科については、各学期に履修可能な単位は24単位以内とすることが定められている（資料4（3）-17 第4条第1項第6号）。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

入門ゼミナール、各コースの基礎演習、専攻演習、卒業プロジェクトを担当する専任教員が、いわば担任教員として学生の履修指導にあたる。また、各コースでの授業について疑問・相談がある場合については、教員の研究室への訪問を促しており、オフィスアワーを利用して各コースでの学習、履修、あるいはセメスター留学などについてのきめ細やかな指導を行っている。なお、各セメスターの開始前には履修指導が行われる（資料4（3）-55 p.49）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

医療リハビリテーション学科では、講義、演習、実習などを組み合わせ、知識レベルから実習レベルまでを学ぶことができるよう科目を配置している。入学時からはクラス担任形式をとり、3年次にはゼミ形式やクラス担任形式をとることで、きめ細かい学習指導、生活指導が可能となるよう構成している。社会リハビリテーション学科においても、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験の指定条件に対応したカリキュラムを準備している。そして、2年次に各自のコースを選択する方式をとっており、1年次に各学生がどの方向に進みたいかを考える時間を与えている。それらをスムーズに進めるために、社会リハビリテーション学科においても少人数のゼミ方式をとり、進むべきコースに合わせた体験実習を行っている(資料4(3)-6 p.50、p.68、p.94-97)。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、体系的な講義編成および入門演習、専門演習、実習の構造的な積み上げ方式により、専門職者として実社会に役立つような教育方法をとっている。入門演習では、これまで、総合リハビリテーション学部の専門に関わってこなかった新入生を対象として、直接に専門の内容を学ぶ前に、保健・医療・福祉分野の一般的な知識と、それを活用する方法を学ぶ。専門演習では、座学で基礎を学んだあとに応用と他の専門科目とのつながりを学ぶ。それらを学んだあとに実習として、保健・医療・福祉分野に従事するものとしての知識・技術・態度などを実践を通じて深めるという方法をとっている(資料4(3)-6 p.50、p.68、p.94-97)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

初年度から少人数のゼミ方式およびクラス担任制をとることにより、学生の主体的な参加を促し、さらに、実習においても臨地実習や地域におけるサービスラーニングに積極的に取り組んでいる(資料4(3)-56)。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

理学療法学科と作業療法学科では、国家試験受験資格を得るための規程の講義を行うために、ほぼすべての科目が必修となっていて、上限を定めなくとも一定以上の単位数を取得することが不可能であったことから、上限を定めていない。例として作業療法学科では、第1 Semesterでは、必修科目14単位、選択科目2単位、共通教育科目10単位以上を履修することとなっている。第2 Semesterでは必修科目14単位、選択科目3単位、共通教育科目4単位以上となっている。社会リハビリテーション学科においては、1年次と2年次前半まではコース制をとっておらず、生活福祉デザインコースでは2年次後半から定めている。1年次前期では必修科目20単位、選択科目はなし、1年次後期では必修科目10単位、選択科目は12単位から選択することとなっている(資料4(3)-57)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

各ゼミ教員およびクラス担任が担当学生のスチューデントプロフィールを確認し、成績、履修状況を把握し、学年が進んだ段階で定期的な面接を行うほか、成績不振や学生生活に問題が生じた学生には、随時、面接を行い指導している(資料4(3)-58)。

〈9〉栄養学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

本学部の教育目標の達成のために、管理栄養学専攻、生命栄養学専攻ともに講義と実験・実習の3種類を有機的に組み合わせて配置している(資料4(3)-59 p.36-37 および p.50-55)。講義は、座学が中心となって行われ、実験・実習では、徹底した少人数形式の教育が行われている。学習指導は、レポート提出の形態や学生によるプレゼンテーション、毎回の授業の復習度合を見るミニテストなど多彩な形態で行われている。

b. 各授業科目における教育方法について

座学では、1学年(定員95名)を2クラス編成とし、通常の講義形式が通常である。実験・実習では、専門性が求められる管理栄養士養成のために、徹底した少人数制(40名程度)の教育を行っている。臨床検査技師養成では、理解を深めるために、実験室には複数台のモニターを設置し、視覚教材を用いた実験・実習も開講している。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

レポート提出、学生のプレゼンテーション、ミニテストなどにより、学生の知識や技術の修得程度を把握しながら、教育を進めている。学外との連携授業や課外のボランティア活動が学びへの意欲につながり、主体的な学習の動機付けとなっている。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

1年間に履修登録できる専門教育科目の単位数は20~33単位であり、共通教育科目を履修した場合でも1年間で50単位未満になるよう設定されている(資料4(3)-59 p.50-55)。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

3年次より、管理栄養士、臨床検査技師の国家試験に向けた模擬試験を実施することで、結果や成績の伸びから学習状況を把握し、個別の学習指導を行っている。また、模擬試験の成績が下位の学生を対象に理解力の向上を目指して補習授業を行っている。また、オフィスアワーを設定し、授業や履修など学生の質問や相談を受け付けている(資料4(3)-60、資料4(3)-61)。

〈10〉薬学部

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

薬学知識は主に講義で学び、技能・態度については演習や実習で修得する学習方法を取り入れている。専門教育科目のうち、基礎教育科目・A-G群科目・薬学複合科目群は講義形式で行う授業である。「演習実習I-IV」および「病院・薬局に行く前に」は、実験実習の形態で、また、「病院で学ぶ」、「薬局で学ぶ」は、長期実務実習として実施している(資料4(3)-62 p.14-17、p.60-66、p.96-112、p.192-209、p.351-365、p.419-420、p.421-424、p.477-481 およびp.530-531)。卒業論文作成にかかわる「卒業研究」は、配属された研究室で調査・研究活動を行っている(資料4(3)-62 p.532-533 および p.534-535)。これらのことは、シラバスに明記している。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、適切な教育を進めている。具体的には、1年次時には、薬学で学ぶ動機づけのために、入学直後に「早期体験学習」を実施している。薬学知識は主に授業により学習し、技能・態度については演習・実習で習得する学習方法を取り入れている。2-3年次の演習・実習では、授業で学習した知識の定着も目的としており、4年次の実習である「病院・薬局に行く前に」は、5年次実務実習である「病院で学ぶ」

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

と「薬局で学ぶ」に向けて基礎的技術や態度を習得できるように構築している。また、5-6年次の「総合薬学研究Ⅰ・Ⅱ」では卒業論文の作成を行っている（資料4（3）-62）。

専門教育科目の到達度の評価にはGrade Point Average（GPA）制度を導入しており、進級に必要な単位の修得に加えて、1-3年次の進級には一定水準以上のGPAを取得する必要がある。

科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得できるよう、1-3年次生に演習・実習を配当している。加えて、4-6年次では、配属研究室において卒業研究を行っている。

1-2年次には学問の基礎となる授業が多く配当されていることから、全ての授業において基礎と臨床の関係について触れることができているが、カリキュラムマップのように多くの授業で基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう心がけている。また、1年次において「薬学への招待」を受講することにより、薬の専門家としての薬剤師になるために求められる知識、技能、態度、加えて、医療、社会における薬学の役割、薬剤師の使命を学習しており、この授業を通して、薬学部で学習する授業と臨床との繋がりを意識させるようにしている。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

演習実習では、与えられた課題に対してグループごとに調査・実験を行い、成果をプレゼンによる発表を行っている。発表に対する質疑応答も行い、学生の主体的な参加を促すように配慮している（資料4（3）-63）。

d. 学士課程における1年間に履修登録できる単位数の上限について

薬学部では、学年ごとに進級判定を行っており、各学年の専門教育科目を履修必修としているため、履修登録できる単位数の制限を設けていないが、2017年度からキャップ制を導入する。

e. 学士課程における履修指導、学習指導や学習状況の把握について

各学年の年度初めに、教務委員が履修指導を行っている。

1年次では、薬学で学ぶ動機づけのために、入学直後に「早期体験学習」を実施している（資料4（3）-62 p.67-69）。さらに1年次生には、ポートフォリオを作成させており、初年次担当教員が担当となって、個別指導をしている（資料4（3）-64）。

オフィスアワーは、すべての専門教育科目に設定されており、その時間および場所はシラバスに記載している（資料4（3）-62）。また、2、3年次の成績不振者については、担任が定期的にノートの点検を行うなど学習指導を行っている。

〈11〉 法学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

本研究科では、入学者選抜の段階で、学生一人ひとりについて、基本的知識・志望動機、問題領域、研究テーマなど十分に考慮、審査し、教員全員がこれらの情報を共有する。合格決定後は、指導教員となる予定の教員は、入学前であっても学生と接触をもち、必要に応じて実質的指導を行う場合もある。とりわけ、本学法学部から入学する学生の場合は、学士課程における指導教員を修士課程においても引き続き指導教員とする例がほとんどであり、学部教育から大学院教育への円滑な移行を可能としている。また、法学研究科規則で「特殊講義」、「特殊研究」及び「研究指導」の各内容を明示しており、大学院履修要項にも掲載して周知している（資料4（3）-65 第3条、第5条、第7条、資料4（3）-

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

7 p.23)。

授業の形態については、少人数のメリットを活かし基本的に演習形式であるが、各教員の裁量的判断に委ねている。

b. 各授業科目における教育方法について

入学直後の履修指導は、原則として全学生、全担当教員が出席して行われ、大学院での学修についての基本的な注意、一般的な履修指導、専任教員による授業内容・方法についての説明、履修希望者と授業科目担当者との相談などが行われる。授業開始後は、授業中での担当教員による指導、指導教員による研究指導、あるいはその他の教員による日常的教育指導が、学生それぞれの事情を十分に踏まえながら行われる。具体的な教育方法・学習指導方法としては、講義、演習、論文・レポート添削等が、その必要性に応じて実施されている。担当教員数に比して在籍学生数が少数であることから、少人数教育の利点を活かして学生の理解度をきめ細かく把握しつつ、個別的教育指導を行っている。また、「特殊講義」、「特殊研究」及び「研究指導」の各科目において、受講生の多様な進路・希望に配慮しつつ、適切な教育方法を採用している（資料4（3）-50）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

各科目とも、少人数教育という特長を活かし、学生自身による課題の発見・リサーチを中心とした授業運営を行っている。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

修士課程の「特殊研究」、博士後期課程の「研究指導」において、各指導教員が入学時より学生の進路・希望を十分斟酌した上で具体的な教育方針を設定し、計画的に指導を行っている。研究指導の具体的方法としては、指導教員が修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることがある（資料4（3）-50）。

修士課程の学生は、1年次中に修士論文のテーマを決め、2年次には指導教員の承認のもと「修士論文題目届」を研究科長に提出する（資料4（3）-66 第3条、資料4（3）-7 p.29）。提出された題目は研究科委員会で報告され、これによって専任教員が各学生の研究状況を共有している。この手続を経て、指導教員は、修士論文の研究指導を行う。修士論文の提出後、研究科委員会において論文審査の主査、副査を決定し、査読と口頭試験によって審査が行われる。なお、口頭試験の際には、論文で不十分な点や今後の課題などについての指導も行われる（資料4（3）-66 第6条1項）。

2年間で修士論文を作成できず、課程を修了できなかった者に対する指導については、基本的には2年次の学生と同じであるが、すでに修了に必要な単位を修得している学生であっても、指導教員の授業科目に自由聴講者として出席させるなど、適宜指導を行っている。

博士後期課程においては、学生の研究の進捗状況をふまえつつ、適宜担当教員において適切な指導・論文執筆上のアドバイスをを行うことによって、論文執筆に向けたきめ細かい支援を行っている。

なお、以上に加え、適時の指導教員・担当教員との面談も学習指導の一環として実施されている。

〈12〉 経済学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

経済学研究科は「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を養成という目標を達成するため、授業は特殊講義、特殊研究、演習、外国文献研究が設定されており、経済学研究科規則第3条、別表1、2に示している(資料4(3)-67)。

b. 各授業科目における教育方法について

学生は修士課程の経済学専攻と経営学専攻の教育課程にある分野の中で演習のある科目を定めることにより指導教員を決定し、その指導教員の指導により履修する科目を決定しているため、学生の適切な履修科目を設定することができる。修士論文作成などの研究指導は指導教員により行われている(資料4(3)-7 p.41)。

博士後期課程経済学専攻は、経済学分野と経営学分野があり、学生は分野から専攻科目を定めることにより、指導教員を決定している。学生は指導教員の指導により授業科目の選択と博士論文の作成などの実務的な能力の向上を図るための研究指導が行われている(資料4(3)-7 p.41)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

学生は、指導教員による適切な指導の下、自ら作成した「研究計画書」に基づいて主体的に研究に取り組むことが求められるほか、必要に応じて修士課程では「第2演習」を、博士後期課程では専攻科目以外の「特殊研究」を履修することが出来る。さらに、大学院の他の研究科や他大学大学院の授業を履修する機会も認められており、学生の主体的な学びを促す方法が採られている(資料4(3)-7 p.41)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

研究指導計画については、神戸学院大学大学院経済学研究科履修規程に明示しており、修士課程では修士の学位を申請しようとする年度の4月末日までに「研究計画書」を研究科長に提出することとしている(資料4(3)-7 p.41)。

博士後期課程では年度ごとの4月末日までに「研究計画書」を提出することとしており、この「研究計画書」を基に研究指導・学位論文作成指導が行われている(資料4(3)-7 p.42)。

〈13〉人間文化学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

人間文化学研究科の修士課程においては、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻のすべての専攻において、方法論、特殊講義、特論、演習、実習(心理学専攻のみ)が複数の教員によって担当されている。これらの科目はより専門化すると同時に、幅を持たせた学際的知識を提供している。特論、特殊講義、方法論を学習することにより、学問分野の系統性・体系性を習得させるとともに、さらに演習によって自己の研究を深め、修士論文の作成へと繋がるように指導している。また、全ての講座と系に提供されているワークショップ科目は、専門外の科目も履修できる体制として、学際性や学問分野の融合化を意図して科目を開設されている(資料4(3)-7 p.73-76)。

b. 各授業科目における教育方法について

人間文化学研究科の修士課程においては、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻のすべての専攻において、方法論、特殊講義、特論、演習、実習(心理学専攻のみ)が複数の教員によって担当されている(資料4(3)-7 p.73-76)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

神戸学院大学地域研究センターにおいて、神戸市や明石市といった大学近隣地域の特性に応じた研究活動に大学院生が参加している（資料4（3）-68）。

また、人間文化学研究科心理学専攻では、大学院生が参加する「子育てサロンまなびー」を神戸市との連携により行われている（資料4（3）-69）。

心理臨床カウンセリングセンターでは、地域の人々の心理相談に応じるとともに大学院生の臨床心理実習訓練を行っている（資料4（3）-70）。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

修士課程では指導教員のシラバスに示された研究指導計画のもとに、大学院生は研究計画書を作成し、その計画に基づき演習の授業が展開されている。修士課程2年目には、修士論文中間報告会を経て、論文を提出する（資料4（3）-71）。修士論文の水準は、「学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等への投稿・掲載、または関連する専門学会での研究発表が可能な程度の内容を含み、形式等が整っていないと認められない。」としている。提出後には論文を主とした関連する諸問題についての口述試験（最終試験）が主査を含む3名の審査者で行われる（資料4（3）-7 p.60-66）。

博士後期課程においては、研究指導のもとに1年目に研究計画書（研究目標）、2年目に研究計画書（論文の構想）を提出する。提出後には論文を主とした関連する諸問題についての口述試験（最終試験）が課され、主査を含む1名を含む教員3名以上により審査が行われる。博士論文の水準は、学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌への投稿・掲載された原著論文2編以上の内容を含むものでなければならないとしている（資料4（3）-7 p.60-65、p.67-68）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

総合リハビリテーション学研究科の目的として(1)医療・福祉に関わる分野でリーダーとなる高度な専門職業人の育成、(2)大学、短期大学、及び専門学校等の養成機関での教育者の育成、(3)研究機関及び企業の研究所等での研究者の育成、大学・大学院での教育・研究者の育成、などを設定している。この目的を達成するために、コースワークとして特講、特論演習、実習、リサーチワークとして特別研究というように段階を踏んで学習、修得できるように構成している（資料4（3）-7 p.81-83、資料4（3）-72）。

b. 各授業科目における教育方法について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種との理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要とする指導力を発揮できる人材育成の基礎作りを行う。専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定し、広い範囲の研究についての論文講読や、研究の解析に必要な統計学などを学修し、専門科目は、独創的な研究論文をまとめ上げるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また、学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりの科目を学修して、さらに学位論文を作成する。以上のように、各授業科目において、適切な教育方法をとっている（資料4（3）-7 p.81-83）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

学生の多くが社会人であり、ほとんどが臨床経験を持つことから、臨床経験から研究疑問をもち、入学してくる。また、臨床で働きながら社会人学生となることが多いことから、学生が勤務している臨床そのものが研究フィールドになることから、研究フィールドを学外に広く求めることが可能で、学生の主体的参加や主体的な学びを促している(資料4(3)-73)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

カリキュラム・ポリシーに基づいて、修学期間である2年間、あるいは、3年間に、どの時期にどのようなことを学修し、いつ頃から実験を開始し、データ解析の時期、考察の時期、論文着手の時期など、学修、研究にかかるロードマップを作成し、学生、指導教員に周知している。ここでは、講義履修計画を始めとして、研究計画の立案、倫理委員会等への申請、文献研究・実験研究の実施、研究のまとめと課題の抽出、論文作成などを、計画的に進めることができるよう表している。また、2017年度からは履修要項に掲載する予定である(資料4(3)-74)。

(15) 栄養学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

栄養学研究科では、主として「～特殊講義」「特別講義」といった講義科目のほか、「～研修」「栄養学演習」「栄養学研究」等の演習科目を中心に、プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力の修得およびその強化と、幅広い視点から深く知識を得ることで研究能力を醸成することを目的とした授業を展開している(資料4(3)-7 p.98)。また、これらの授業は研究者教育および高度専門職業人養成のための出発点として位置づけられている。なお、栄養学研究科シラバスにおいて、授業科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業のキーワード、授業の進め方、提出課題、テキスト、授業計画(第1回～15回までの内容)など細かく明示されている(資料4(3)-75)。なお、授業形態としては、少人数による講義・演習形式が中心となっている。

b. 各授業科目における教育方法について

栄養学研究科では、講義、演習、実験、研修をバランスよく組み合わせている。履修科目登録の上限設定は行っておらず、研修科目に関しては、職業人教育であり、研修先で資格が必要なので面接を行って履修者を決めている。教育方法については各教員が講義に演習を取り入れて工夫を行っており、さらに少人数教育であることから教員と学生の距離が近く、学習効率の高い教育が展開できていると考えられる(資料4(3)-7 p.98)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

プレゼンテーションを取り入れた講義展開が数多く行われており、学生の主体的参加や積極的な学びを促すとともに、研究活動に必要なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を醸成する場として役立っている(資料4(3)-75)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

大学院履修要項の栄養学研究科規則第5条に基づき、栄養学研究について研究能力を養うとともに、それを応用する能力を養成するために、各指導教員が提示した研究指導計画を教授会で承認し、その計画に基づき指導を行っている(資料4(3)-76 議題(2)、資料4(3)-77)。また、修士課程修了予定者に対して、あらかじめ修士論文発表までの予定を知らせ、予定表に基づいて主査1名、副査2名により修士論文作成指導を行ってい

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

る(資料4(3)-78)。

〈16〉薬学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

授業の進め方は、授業の目的や授業計画などとともにシラバスに記載されている。また、新入生に対しては年度初めにガイダンスを行っている(資料4(3)-7 p.103、資料4(3)-50)。

授業は、通常の科目別の個人の教員による対面式の講義と質疑応答、研究科の教員が一同に介して、学生の研究成果について、発表されたものを討議し、指導する演習、個々の課題について少人数で議論するスモールグループディスカッション(SGD)等の形式で行われている。

b. 各授業科目における教育方法について

各授業は主に、担当教員による講義、調査に基づく学生のプレゼンテーション、討議で成り立っており、さらに適時、レポートの提出も求められる。いずれの場合もカリキュラム・ポリシーに基づいて、適切な教育方法をとっている(資料4(3)-7 p.102-103、資料4(3)-50)。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

各授業では、それぞれの授業内容に関連したテーマを学生が主体的に選び、調査にもとづいて発表し、その後、他学生も含めて討議する形式を取り入れている(資料4(3)-7 p.102-103、資料4(3)-50)。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

各学年に設定された薬学研究Ⅰ～Ⅳでは、各学年での研究指導計画を明確にして、研究立案・論文調査から研究遂行・博士論文作成まで、直接各研究室の指導教員が指導にあっている。したがって、研究指導の方法および個々の内容、年間スケジュールについては、各指導教員に任されている現状がある。また、その他の薬学研究科教員も、薬学演習Ⅰ～Ⅳでの発表・討議において、研究遂行のためのアドバイスを与えている。また、博士論文作成に当たっては、「薬学研究科博士学位取扱内規」を定めて、大学院履修要項に掲載し、学生に明示している(資料4(3)-7 p.106-108、資料4(3)-50)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 学部・研究科の教育目標を達成するための授業の形態について

食品薬品総合科学研究科では「～特殊講義」「～特論」といった講義科目のほかに、「研究指導」「演習」などの科目を通して、修士課程などで身につけた知識、能力を基盤としてさらに学問を深く突きつめ、そして博士論文の作成を通して、独立して研究活動を遂行する能力を修得することを目標としている。授業形態は、少人数制の講義・演習形式が主であるが、科目によってはアクティブ・ラーニングなどを取り入れた問題解決型の授業も展開されている。なお、食品薬品総合科学研究科シラバスにおいて、科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業のキーワード、授業の進め方、提出課題、テキスト、授業計画(第1回～15回までの内容)など細かく明示されている(資料4(3)-7 p.118、資料4(3)-79)。

b. 各授業科目における教育方法について

教育目標の達成に向けた授業形態は各教員に委ねられており、学生の主体的参加を促す

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

授業方法も各教員の工夫に任されている。履修科目登録の上限設定はないが、大半の学生は所定の単位数を取得し、残る時間は研究活動に費やしている。学位取得の判断基準として学会に受理公表された学術報文の内容と数が大きな比重を占めるため、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導は、学生と教員双方にとり重要な点となっている（資料4（3）-7 p.116）。

c. 授業における学生の主体的参加や主体的な学びを促す方法について

プレゼンテーションを取り入れた講義展開が、「栄養教育学特殊講義」「調理学特殊講義」など数多く行われており、学生の主体的参加や積極的な学びを促すとともに、研究活動に必要なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を醸成する場として役立っている。また、アクティブ・ラーニングを取り入れている講義もあり、積極的な学びを促す工夫が図られている（資料4（3）-79）。

d. 修士課程・博士課程における研究指導計画に基づく研究指導等について

指導教員が、課題の選定、実験方法、本学以外の施設の利用、他機関との共同研究などを含む研究指導計画に基づき研究および博士論文作成の指導することになっている（資料4（3）-7 p.116、第5条）。研究指導計画書を各指導教員から学生に渡すことになっているが、2015年度、2016年度ともに食品薬品総合科学研究科における課程博士の学生がいないため、計画書の提示は実施されていない。また、論文博士の学位論文審査に関しては、主査1名、副査3名によって論文作成指導を受けることになっており、手順フロー・チャートとして示されている（資料4（3）-80）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉大学全体

a. 統一した書式によるシラバスと公表について

共通教育科目・専門教育科目等、学部生に開講されている科目においては、全学部統一様式のシラバスにて履修登録時期までに作成し、学生、教職員に周知し、学外者へも公開している。シラバスの記載項目は教育開発センター委員会で検討し、教務委員会を通じて各教員へシラバス作成依頼を行っている。その際、シラバス作成マニュアルを配布し、シラバス作成方針を全教員への周知徹底を図っている。掲載項目として、「授業の目的」「到達目標」「授業のすすめ方」「成績評価方法・基準」「授業計画」の6つを必須入力とし、「授業のキーワード」「履修するにあたって」「授業時間外に必要な学修」「テキスト」他の項目も設けている。

シラバスの作成方法については、教育開発センターが作成するシラバス作成マニュアルに項目毎に書き方を例示し、大学として統一した書き方・表現となるように努めているとともに、ウェブ登録のシステムを採用しており、必須項目を入力しないと登録できないようになっている（資料4（3）-81）。

大学院科目においても、年度初めにホームページ上でシラバスを学生、教職員、学外者への公表をしている。シラバスの様式においても「授業の目的」「到達目標」「授業のすすめ方」「成績評価方法・基準」「授業計画」を必須項目としている学部と同じ様式・システムを採用している（資料4（3）-8）。

学生からは、各科目の内容を事前に確認し、半期ないし通年の履修計画を立てることが

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

できる。シラバスは科目名称、曜日時限、教員名、キーワード、科目授業種別などの項目で検索することが可能である。さらに、年度初めの履修指導の際に、各科目の概要および科目相互の関連性について説明を行っている。

以上のように、大学として、統一した書式によるシラバスの作成を行い、公表を行っているので、本項については各学部・研究科でも現状の説明を行うのではなく、大学全体として記載を行った。

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

共通教育科目・専門教育科目等、学部学生に開講されている科目においては、各学部・センターのカリキュラム・ポリシーに基づいたシラバスの記載内容の検証方法を2014年度開催の教務委員会にて教務センターより各学部・センターに対して、2015年度中にシラバスチェック体制を構築するように依頼した。2015年度中に全学部・センターで明確な責任体制を構築された(資料4(3)-3、資料4(3)-82)。各責任体制のもと、第三者によるチェックを行い、不完全な内容のシラバスは、各責任者名でシラバス作成教員に修正を依頼することとした。

授業内容がシラバスの内容と合致しているかは、授業改善アンケートの設問項目として設定している。

2014年度より共通教育センターを設置し、ここに専任教員を配置して共通教育に関しての責任を持たせることで、独立した全学的組織として運営を開始した(資料4(3)-83)。

また大学院科目においても、学部学生に開講されている科目同様にシラバスチェック体制を構築するように2015年度開催の大学院委員会で依頼した。

〈2〉法学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの内容の精緻化については、本学部の教員間において共通認識が形成されており、教員はこれを念頭に、実際のシラバスの作成に臨んでいる。

シラバスの内容については、当該シラバスを作成した教員以外の教員が、その内容が適切かどうかをチェックする、いわゆるシラバスの第三者チェックを学部長の責任において行っている、このシラバスの第三者チェックは、次年度のシラバスが学生に向けて公開される以前に行われ、そこで指摘された事項がすぐに次年度のシラバスに反映できるようなスケジュールとなっている(資料4(3)-84)。

また、シラバスに基づいた授業が展開されているかについては、学生による授業改善アンケートでこの点についての質問が準備されている。その結果(2015年度後期)によれば、法学部全体で4.24点(5点満点)という評価がされており、おおむねシラバスに基づいて適切に授業が行われているということが出来る(資料4(3)-85)。

〈3〉経済学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの内容の検証は、全学で統一した形、すなわちシラバスの第三者チェックを学部長の責任において行っている。教務委員によるシラバスチェックを行い、このシラバスの第三者チェックは、次年度のシラバスが学生に向けて公開される以前に行われ、そこで指摘された事項がすぐに次年度のシラバスに反映できるようなスケジュールとなっている(資料4(3)-86)。授業改善アンケートの実施を通じて、シラバス通りの授業が行われ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

ているかチェックしている。その結果（2015年度後期）によれば、経済学部全体で1.24点（2点満点）という評価がなされており、おおむねシラバスに基づいて適切に授業が行われているということが出来る（資料4（3）-85）。

〈4〉経営学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

共通教育科目・専門教育科目等、学部生に開講されている科目においては、各学部・センターのカリキュラム・ポリシーに基づいたシラバスの記載内容の検証方法を2014年度開催の教務委員会にて教務センターより各学部・センターに対して、2015年度中にシラバスチェック体制を構築するように依頼し、2015年度中に全学部・センターで明確な責任体制を構築した全学の決定をうけて、経営学部においてもこれに従った。よって、専任教員、非常勤講師共にこの方針に従い、シラバス作成時の書き方などについての第三者のチェックとして学部の教務委員2名がこれにあたっている。よって、不完全な内容については教務委員の方から修正の依頼を行い、再提出されたものについても再度、教務委員がチェックをする。授業内容がシラバスと一致しているか否かについては各授業内で実施される学生を対象とした授業改善アンケートの質問項目として設置している。この項目に関する学生たちの回答によって、その期に実施された授業内容とシラバスに記載された内容が一致するか否かをみる事が可能である。なお、シラバスチェックに対する責任の所在は経営学部においては教務委員の2名になるが、今年度は1名だけの修正指摘であった（資料4（3）-87）。なお修正依頼などの手続きの際には、評議員、学部長の指示をあおぐケースもある。

〈5〉人文学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づき授業が展開されているかについては、上記の授業改善アンケートにより検証を行い、シラバスに基づいた授業を展開しているかという項目に対する学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表している（資料4（3）-88）。また、両学科とも各領域代表および教務委員が中心となり、各シラバスの曖昧な記述や成績評価基準などについてチェック体制を整えており、シラバスは整備されている。

〈6〉現代社会学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバス作成に関しては、教務委員の責任のもと、シラバス第三者チェックを行っている（資料4（3）-89）。シラバス第三者チェックは、現代社会学部の教員が集まり、神戸学院大学シラバス作成マニュアルにもとづき、グループに分かれシラバスを相互点検し、修正すべき点を指摘している（資料4（3）-81）。2016年度の作成の際は、到達目標が学生の視点に立った記述となっているか、授業計画および内容が回ごとに適切に記載されているか、評価方法が具体的に記載されているかを中心に検討した。第三者チェック後に、各教員はシラバスを加筆修正した。非常勤講師のシラバスに関しても、同様のチェック・修正を行っている。

また、学生の授業改善アンケートにも「授業がシラバスに即した内容で行われているか」を尋ねる質問項目があり、学生の視点からシラバスと授業を検証している（資料4（3）

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

-88)。各教員はアンケート結果にリプライしたうえで、授業の改善に役立てている。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づき授業が展開されているかについては、授業改善アンケートを実施することにより検証を行っている。アンケートには、シラバスに基づいた授業を展開しているかという項目も含まれ、学生の質問や意見に対しては、担当教員が回答するようなシステムを整えている。シラバス執筆にあたっては、学部で作成されたシラバスのチェックシートに基づき、ピアレビューの形でシラバスの点検が行われ、その点検結果による修正を行った上で完成版シラバスが作成される（資料4（3）-90）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

学部長を責任者とし、学部長と教務委員がシラバスをチェックする体制を整え、また、毎年、シラバスのチェック方法を教務委員会で検証するPDCAサイクルを機能させるシステムを整備している（資料4（3）-82、資料4（3）-86）。

〈9〉栄養学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスは科目担当教員により作成されるが、教務委員がチェック後公開される（資料4（3）-50）。シラバスやあらかじめ示されたテキスト通りの講義や実習、実験がなされたかどうかは、授業改善アンケートによって学生が評価し確認している（資料4（3）-88）。授業改善アンケート後は、報告書が作成され、各教員は閲覧でき、次年度以降の授業に反映している。

〈10〉薬学部

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づいた授業を展開するように個々の教員が最大限に努力しているが、定期的でかつ客観的な検証も必要である。検証する責任体制としては、常設の教育改善委員会がその役割を果たすが、これまでカリキュラム改定や成績不振者対策を講じることに専念していたため、この点については十分に検証できていない状況である。今後は、「授業評価アンケート」の回答結果を参考にしながら定期的に検証する予定である。

〈11〉法学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスの記載内容については、全学のチェック体制を前提として、第三者チェックとしては法学研究科内において教務委員が検証し、さらに研究科長も再検証する形で二重チェックを行い、不十分な記載内容等が存した場合には、該当教員に連絡し、記述の改善を依頼する等の方法により、改善につなげている（資料4（3）-91）。

〈12〉経済学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスは、学生が授業科目を選択する際の重要な情報として考えて作成し学内情報システムにより公表しており、シラバスに基づいて授業が展開されているが、適切なシラバス作成が徹底されるよう、研究科長の責任のもと研究科教務委員により担当教員への周知徹底が図られるとともに、記載内容の検証が行われている（資料4（3）-92）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈13〉人間文化科学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバスに基づいた授業を展開する責任主体は人間文化科学研究科委員会である。前期・後期各1回実施される授業評価アンケートを通して、シラバスに基づいた授業の実際を尋ねる項目を立てて検証し、集計結果を研究科委員会に報告を行い、改善が必要な点に関しては研究科委員会で審議の上で決定を行っている(資料4(3)-93、資料4(3)-94 報告事項(3))。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

シラバス作成に当たっては、研究科教務委員と研究科長による第三者チェックを実施し、シラバスの質を高めると同時に、授業記録の提出を義務付け、教務委員会で確認し、次年度のシラバスの改善につなげている(資料4(3)-95)。

〈15〉栄養学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

それぞれの講義のシラバスおよび講義内容に関しての検証は、講義担当者および栄養学研究科教務委員によって適宜行われ、シラバスの内容の追加・変更が行われている(資料4(3)-75)。また、栄養教諭専修免許状に関する科目については、文部科学省によるシラバスの審査を受け、その通りに授業が行われている(資料4(3)-7 p.100)。

〈16〉薬学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

企画委員会および薬学研究科委員会で、学生に対するアンケートも含め、シラバスの検証を行っていく予定である。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

b. シラバス自体とそれに基づく授業の展開の適切性に関する検証と改善について

各科目の担当教員へのシラバス作成依頼時に入力項目・入力方法を周知して、精粗がないよう依頼を行うとともに、研究科委員会にて持続的なシラバスの点検を行ううえで、各科目の内容と学習達成内容を具体的に明記するように指示している。それをもとに食品薬品総合科学研究科委員会にてシラバスのチェックが行われ、2016年度には担当教員および内容の一部改正が行われ、ホームページに新しいシラバスが掲載されている(資料4(3)-79)。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

各学部・研究科は、カリキュラム・ポリシーの編成・実施方針に基づき、授業形態に沿って単位を設定、事前学習を含めた学習を促し、単位の実質化に努めている。講義・演習系科目や、語学・実習系科目の単位計算の基準については、毎年4月に全学生に配布する各学部「履修の手引」に掲載・公表しており、この基準に沿って適切に単位認定を行っている。

本学では、学年を半期に分けており、半期毎に成績評価を認定しており、履修登録した

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

科目は、筆記又は口述による試験等によって修了の認定を行い（学則第19条第1項）、一方学部においては2012年度入学生より成績評価は全学的に秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）を合格、不可（D）を不合格とする表示方法としている（資料4（3）-1 第19条第5項）。また、2016年度より、S、A、B、C、Dの各評価に対し、4、3、2、1、0のG P（grade point）を与えるG P A制度を採用し、Web成績表等に表示している（薬学部においては、2006年度入学生よりG P A制度を採り入れ、進級の判定に用いている）（資料4（3）-96）。

全ての学部において、発表された成績評価に疑問がある学生は、原則としてその科目の成績発表の日より7日の期間内であれば、前もって科目担当者より指示された方法にて、学生が直接、あるいは教務センターを仲介して、担当教員へ問い合わせることができ、その手順を各学部「履修の手引」に明記している（資料4（3）-6）。

b. 既修得単位の認定について

他大学等で修得した単位は、学部においては学則第19条第3項により60単位を超えない範囲で単位認定を行っている。本学の単位認定の方法は単位一括認定と個別認定の2種類があり、学部に応じた単位認定方法となっている。本学の単位として個別に認定する際は、成績証明書、シラバス等に基づき申請し、各学部の教授会で承認された上で、単位を認定している（資料4（3）-1）。

研究科においては、大学院学則第9条により、成績証明書、シラバス等に基づき申請し、各研究科の研究科委員会で承認された上で、10単位を超えない範囲で単位を認定している（資料4（3）-4）。

〈2〉法学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

成績評価は学則第14条に定める通りの基準に基づく授業ごとの単位数の設定に従い、シラバス記載の「成績評価方法・基準」に基づいて行われる（資料4（3）-1）。講義科目においては、期末試験等の筆記試験により成績評価がなされるものが多い。また、科目によっては小テスト、課題レポート、講演会等におけるリアクション・ペーパー等、複数の成績評価要素を組み合わせた多面的な評価が行われている。複数教員担当の履修必修科目については、クラス間で成績評価に大きな差異があると学生にとって不利になりかねないので、担当教員間で一定の相談がなされている（資料4（3）-50 商法総則・商行為法）。

演習科目では、演習への取り組み状況、課題レポートの内容等による評価がなされており、教員によっては演習の内容の理解度の確認のためのテストを行う場合もある（資料4（3）-50 演習I）。

成績に疑義がある場合には、指定された期間内で、学生が教員に問い合わせることができる成績疑義照会制度が運用されている（資料4（3）-31 p.10）。

b. 既修得単位の認定について

編入生・転入生の既修得単位の認定については、取扱要領に従って行われており、認定できる既修得単位の上限は60単位である（資料4（3）-31 p.177）。また、他大学等を卒業した後、本法学部に1年次生として入学する学生についても同様に取扱要領に従い、既修得単位の認定を行っている（資料4（3）-31 p.176-177、資料4（3）-97）。

協定校への留学については、現地での履修時間を勘案して、協定校にて修得した単位を

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

本学部の科目の単位として認定している（資料4（3）-98）。

〈3〉経済学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

成績評価は学則第14条に定める通りの基準に基づく授業ごとの単位数の設定に従い、シラバス記載の「成績評価方法・基準」に基づいて行われる（資料4（3）-1）。講義科目においては、期末試験等の筆記試験により成績評価がなされるものが多く、科目によっては小テスト、中間テスト、課題レポート、講演会等におけるリアクション・ペーパー等、複数の成績評価要素を組み合わせた多面的な評価が行われている。複数教員担当の履修必修科目については、クラス間で成績評価に大きな差異があると学生にとって不利になりかねないので、経済学部ではできるだけ統一した試験内容にすること、学部内で合意した成績の分布に従うことが求められている（資料4（3）-99）。

演習科目では、演習への取り組み状況、課題レポートの内容等による評価がなされている。

b. 既修得単位の認定について

編入生・転入生の既修得単位の認定については、取扱要領に従って行われており、認定できる既修得単位は60単位である。すなわち、「共通教育科目」の修得条件を一括して免除する。また「専門教育科目」36単位（「専門リテラシー科目」8単位、「各コース科目」8単位、「選択科目」20単位）を修得したものとみなす。また4年次に卒業論文もしくは所属コース特講（企業経済コース：企業経済特講、公共経済コース：公共経済特講、総合経済コース：総合経済特講）のいずれかの単位を修得しなければならない（資料4（3）-18 p.53）。

〈4〉経営学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

経営学部は、学則第14条に則り、授業形態に沿って単位を設定している（資料4（3）-1）。講義・演習系科目や、語学系科目の単位計算の基準については、毎年4月に学生に配布する「履修の手引」に掲載・公表しており、この基準に沿って単位認定を行っている（資料4（3）-19 p.36-41、p.44、p.68）。本学部では学年を半期に分けており、半期ごとに成績評価を認定している。成績評価の表示方法は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）を合格、不可（D）を不合格とするものである（資料4（3）-1 第19条第5項）。また、2015年度後期の成績よりGPA制度を採用し、WEB成績等に表示している。

b. 既修得単位の認定について

他大学等で修得した単位については、学則第19条第3項に基づき60単位を超えない範囲で単位認定を行っている（資料4（3）-1）。本学の単位認定方法には単位一括認定と個別認定の2種類があり、学部に応じた単位認定方法を採用しており、成績証明書やシラバス等に基づいて、経営学部教授会で承認したうえで単位を認定している（資料4（3）-19 p.32、p.47）。

〈5〉人文学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習系科目は各セメスター2単位、実習系科目は1単位に設定し、シラバスに成績評価方法・基準の欄を設け、学生に明示し、教員がそれに従って成績評価をしている（資

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

料4 (3) -50)。また学部の全授業（非常勤講師担当分も含む）に関して主たる採点基準項目、あるいは模範解答の公開も実施している。学生側で評価に対し疑義が生じた場合の教員への問い合わせの手順を全教員に確認し、学生からの問い合わせに対応している（資料4 (3) -46 p.15-16）。

b. 既修得単位の認定について

他大学からの編入生に対して、それまで在籍した大学の単位を本学の単位として認め（2年次編入生に対しては共通教育科目については最大18単位まで、学部・学科専門科目については最大16単位まで、3年次編入生に対しては、共通教育科目については最大34単位まで、学部・学科専門科目については最大16単位まで）、それを「履修の手引」に「編入学又は転入学の既修得単位の取扱要領」として明記し、不利益を被らないように考慮している（資料4 (3) -46 p.223）。

〈6〉現代社会学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

単位の設定に関しては学則第7章において学内基準を定めている（資料4 (3) -1）。単位認定に関しては同第9章、神戸学院大学学科目履修規則において学内基準を定め、シラバスで成績評価方法・基準を明示している（資料4 (3) -17、資料4 (3) -50）。また、学部として成績評価分布を検証した結果に基づき、成績評価の厳密さに関する学部合意を形成している（資料4 (3) -100、資料4 (3) -101）。さらに、学生が単位認定に関し疑義を持った場合には、成績疑義照会を行う仕組みを設けている。

b. 既修得単位の認定について

学則「第9章 履修科目修了の認定及び学士の学位」第19条において学内基準を定めている（資料4 (3) -1）。既修得単位の認定の取り扱いについては、第19条第2項に、認定する単位数は「60単位を限度」とすることが規定されている。現代社会学部においては、編入学定員を設定しておらず、編入学を認めていないが、他の大学もしくは短期大学を卒業または中途退学して本学第1年次に入学を許可された者についてこの規程が適用される。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条にあるように、本学においては「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする」ことになっている（資料4 (3) -1 第14条）。本学部では学部の性格上外国語科目が多くなるが、これらのうち基礎外国語科目については講義科目ではあるが、多量の集中的な練習をこなすという趣旨から、30時間の授業をもって1単位としている。ただし、週に同一科目を2コマ、つまり1セメスターにおいて60時間学修させることで、それぞれの科目としては2単位を与えている。また、英語コースおよび中国語コースの第5セメスターの海外語学研修科目、および同じく日本語コース第5セメスターのインターンシップについては、実習科目扱いとし、やはり30時間の授業をもって1単位としている（資料4 (3) -55 p.22-65）。

b. 既修得単位の認定について

学則第9章「履修科目修了の認定及び学士の学位」第19条において定められた学内基準により単位認定を行っている。既習得単位の認定については、第19条第2項に、本学にて認定する単位数は「60単位を限度」とすることが規定されている。設立間もないこともあ

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

りグローバル・コミュニケーション学部においてはまだ編入学生の応募がないが、今後編入学希望者があり、他大学もしくは短期大学を卒業または中途退学して本学第1年次に入学を許可された者については、この規程が適用されることとなる(資料4(3)-1 第19条)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習科目は15~30時間の授業をもって1単位とし、実習科目は30~45時間の授業をもって1単位としている(資料4(3)-1 第14条)。また、成績評価基準をシラバスに明記し、厳密な成績評価に基づき単位認定を行っている(資料4(3)-6)。

b. 既修得単位の認定について

編入学生又は転入学生の既修得単位の取り扱いについては、教務委員が申請者と面談し、必要に応じ当該科目担当者との協議を経て単位認定申請科目を決定し、学部教授会において審議し決定する。その時、認定単位数については、学部で定めた単位数を上限とすることとしている(資料4(3)-6 p.184)。

〈9〉栄養学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条に則り、授業形態に沿って単位を設定している。成績評価は、学期または学年の終わりに「学科履修規則第10条」に規定された評価(秀、優、良、可、不可)により単位認定を行っている(資料4(3)-1、資料4(3)-17、資料4(3)-59 p.9)。疑義照会については、成績発表後に成績問い合わせ期間や方法を設定しており、成績の内容を明示するため、堅実に評価が行われている(資料4(3)-59 p.9-10)。

b. 既修得単位の認定について

1年次入学生の既修得単位認定に関しては、学則第19条第4項に則り、教務委員が面談の上、当該科目担当者との協議を経て認定申請科目を決定する。また、編入学および転入学生の既修得単位も同様に、学則第34条第4項に則り、教務委員が面談の上、当該科目担当者との協議を経て認定申請科目を決定する。いずれも、各学部が定めた単位数を上限として認定する(資料4(3)-1、資料4(3)-59 p.138)。

〈10〉薬学部

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

講義・演習科目は15~30時間の授業をもって1単位とし、実験・実習科目は30時間の授業をもって1単位としている(資料4(3)-102 p.4-5)。また、成績評価基準をシラバスに明記し、厳密な成績評価に基づき単位認定を行っている(資料4(3)-62)。

専門教育科目の到達度の評価には、Grade Point Average (GPA) 制度を導入しており、進級に必要な単位を修得することに加えて、1-3年次の進級には、一定水準以上のGPAを取得することを求めている。これらの進級要件を満たして進級したにもかかわらず、各学年に一定数のGPAの低い成績不振者が存在している(資料4(3)-103)。留年生を含む成績不振者には、各学年において別途対策を講じている(資料4(3)-104)。

b. 既修得単位の認定について

編・転入学試験要項に記載されているように、認定単位数については基準を設けてあり、既修得単位についてシラバスを参照し、本学の単位として認定できるかについて教務委員

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

が検証を行い、教授会で協議した上で認定している(資料4(3)-97)。

〈11〉法学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

各授業科目については、担当教員において、シラバスで明示した評価方法・基準に基づき、厳格な成績評価・単位認定を行っている。評価は、優、良、可、不可とし、可以上を合格とすることを明示している(資料4(3)-65 第9条)。

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則に基づき、適切に行っている(資料4(3)-4 第9条、第9条の2)。

〈12〉経済学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

授業科目は、「特殊講義」「特殊研究」「演習」「外国文献研究」があり、その内容、形態等を考慮し単位制度の趣旨に沿って単位を設定(いずれの科目も毎週1時間15週を1単位として特殊講義、特殊研究、外国文献研究は1科目4単位、演習は1科目8単位で設定)しており、シラバス(講義内容)には、「成績評価基準と方法」を明確に記載し、シラバスに基づいた授業を実施している(資料4(3)-67 第3条、資料4(3)-105、資料4(3)-106)。従って、厳格な成績評価を実施するとともに単位認定は適切に行われている。

b. 既修得単位の認定について

当研究科では、既修得単位については、大学院学則第9条及び第9条の2に基づいて、教育上有益と認めるときは本学大学院に入学する前に他の大学院又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を10単位を超えない範囲で、10単位に限って所要単位として認めることとしている(資料4(3)-4)。

〈13〉人間文化学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

学則第14条および人間文化学研究科履修規程第2条にも示されているように、講義科目・演習科目・実習科目の特性・形態を考慮した上で設定された各科目の単位数を「大学院履修要項」に示してある(資料4(3)-1、資料4(3)-7 p.73-76)。各専攻の特性を反映した授業科目構成になっており、各科目の成績基準はシラバスに明記され、履修規程によって評価の基準も示されている(資料4(3)-50)。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条、第9条の2に定めるように、人間文化学研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位、あるいは科目等履修生などとして大学院で修得した単位を、10単位を超えない範囲で既修得単位を認定している(資料4(3)-4 第9条、第9条の2)。具体的な個々のケースについては大学院履修規程の定めに従って研究科教務委員会を中心に、研究科委員会で審議の上、認定している(資料4(3)-7 p.60-62)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

共通科目、専門基礎科目、専門科目、及び、領域や分野などの内容、形態等を考慮して、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。また、成績評価の基準をシラバスに明記し

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

提出物、期末試験などの成績評価のための比率を示している。単位認定はこれらの成績評価基準に従って行われている（資料4（3）-50）。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条に則り、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、大学院学則第9条の2に則り、本学大学院各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（資料4（3）-4 第9条、第9条の2）。

〈15〉栄養学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

1) 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

各科目のシラバスに明示されている。

2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

講義科目は週1回15週設定されている。その他講義や演習に関しては、大学院栄養学研究科規則第3条に明示されている（資料4（3）-7 p.97）。その上で次のように単位認定している。

・授業科目に関して、成績評価、単位認定は適切に行われている。

・演習科目について、課題レポートの提出、学会での口頭発表、最新研究論文の内容紹介等総合的に評価して単位認定は適切に行われている。

・研修科目に関して、学長と派遣先の長との間で文書による契約を行い必要な手続きをしている。成績の判定に関しては、派遣先管理栄養士、臨床検査技師による判定をもとに研究科長が総合的に成績を判定している。

・特別講義に関しては、講義出席状況および提出レポートを基に研究科長が適切に成績を判定している。

以上のことから成績評価と単位認定は適切に行われていると言える。

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則第9条および第9条の2に基づき、栄養学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるという適切な学内基準が設けられている（資料4（3）-7 p.2）。

〈16〉薬学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

内容・形態を考慮して、各授業は1単位、薬学演習は2単位、薬学研究は4単位、臨床薬学研修は2単位としている。成績評価の方法・基準はシラバスに明記されており、薬学研究科において審議決定されている（資料4（3）-50、資料4（3）-7 p.105、資料4（3）-107、資料4（3）-108 第8条第2項）。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

b. 既修得単位の認定について

既修得単位の認定については、大学院学則第9条第1項及び第2項に基づき行っている。具体的には、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、他の大学院(外国の大学院を含む。)または本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなしている（資料4（3）-4）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

a. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定と成績評価、単位認定について

単位制度の趣旨に基づく単位について、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している（資料4（3）-7 p.116、第3条）。評価方法と評価基準はそれぞれのシラバスに明示されており、講義担当者はそれに則り、単位認定を行っている（資料4（3）-79）。単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性および既修得単位認定の適切性は、支障が生じた場合に食品薬品総合科学研究科委員会によって審議される（資料4（3）-7 p.116、第8条）。

b. 既修得単位の認定について

大学院学則第9条、第9条の2に明示されているように、食品薬品総合研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるという適切な学内基準が設けられている（資料4（3）-7 p.2）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 大学全体

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会にて、また大学院教育については大学院FD部会にて、FD活動を推進している。学部FD部会では、教育内容・方法の改善を目的として、全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催している。FDワークショップでは、各学部のFD委員を中心に、テーマに沿って、各学部から数名ずつの参加者が集い、教育内容・方法についての新たな知識の習得や改善に努めている（資料4（3）-109）。

近年の実績では、2014年度はアクティブ・ラーニングをテーマに、講師として関西大学三浦真琴教授を2回にわたり招聘し、アクティブ・ラーニングの考え方や実践について、具体的なワークを通じて学んだ。アクティブ・ラーニングを各授業科目に取り入れていくための機会として、参加者自らがいくつもの課題について体験を行い、学びを深めた（資料4（3）-110）。

2015年度及び2016年度は、履修系統図（カリキュラム・マップ）の考え方と作成をテーマに、講師として愛媛大学小林直人教授を招聘し、FDワークショップを開催した。履

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

修系統図（カリキュラム・マップ）作成の過程を通じて、各学部のディプロマ・ポリシーを達成するために科目が体系的・順次的に準備されているかの検証を進めた（資料4（3）-111、資料4（3）-112）。

また各学部では、状況に応じて、教育内容・方法の改善を図るためのFD活動を推進している。教育開発センターでは、各学部からの報告書を取りまとめ、学部FD部会等で実践例として、全学への事例紹介を行い、教育内容・方法等の改善を促進している（資料4（3）-113）。

シラバスについては、毎年度「シラバス作成マニュアル」を教育開発センターにて作成、改版し、全教員に配付し、シラバスの適切な作成を推進している（資料4（3）-81）。また学部・研究科において、2016年度シラバスからは第三者チェックも実施してシラバスの適切性を担保している。

毎年度前期・後期に授業改善アンケートを実施している。授業履修学生にアンケート用紙へ授業内容や進め方、理解度等を記入してもらい、その結果を、科目担当教員に公開している。科目担当教員は、集計結果とともに、教員は、担当授業科目実施後の所感や次年度に向けた改善等を記入している。この授業改善アンケートの集計結果及び教員コメントは、その授業を履修した学生全員にWeb公開されている（資料4（3）-114）。

学習教育成果を判断していく1つのツールとして、在学生対象の学生アンケートや卒業生を対象とした卒業生アンケートも実施し、集計結果は総合企画会議や教育開発センター委員会で報告を行い、教育内容・方法等の改善に活用している（資料4（3）-115）。

大学院FD部会については、各研究科で行われたFD活動の紹介にとどまっている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容・方法等の改善については、各学部長・研究科長及び教務センター所長、教務センター事務部長等が委員となっている教育開発センター委員会で審議される。各学部から選出された委員により構成された学部FD部会や、各研究科から選出された委員による大学院FD部会が、教育開発センターのもと設置されており、教育内容・方法等の改善を図るための活動を行っている（資料4（3）-13）。各学部や研究科においては、FD委員を中心に、学部や研究科の個別の状況や課題に応じた教育内容・方法の改善等の活動をFD活動として実施している（資料4（3）-112）。

〈2〉法学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学生による授業改善アンケートを大学が実施する仕組みの中で行っており、この授業改善アンケートの結果を各教員は真摯に受け止め、翌年度以降の授業に反映させ、教育内容・方法の改善をするようにしている（資料4（3）-85）。

また、学生と教員による懇談会を1年に1回開催しており、学生から直接、教育内容・方法等の改善のための意見を聴取するとともに、成績優秀者を各学年から選考して奨励生として表彰する際及び学部が指定した資格試験に合格した者に対して学部長賞・学部賞を授与する際には申請書を書いてもらっているが、その中で教育成果について感想を述べてもらうとともに、教育内容・方法等の改善のための意見を求めている（資料4（3）-116、資料4（3）-117、資料4（3）-118）。

教員側組織においては、教育内容・方法等の改善を図るために、FD委員を中心に教育

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

方法について議論を重ねるとともに、全学的に行われるFD講演会等に教員が参加している。同様の教育方法について議論を重ねる機会は、教授会後にもたれることもある。加えて学部内には教育プロジェクトが置かれ、この教育プロジェクトは現行のカリキュラム策定後も、教育内容、各科目の位置づけ、意義づけ等について更なる検討を行っている(資料4(3)-119、資料4(3)-120)。

2016年度からは新たにキャリア教育センター委員が学部 zu 置かれることとなり、キャリア教育の充実という観点から、キャリア教育に関する科目の教育内容・方法について検証と検討が行われている(資料4(3)-119)。

これらの委員及び教育プロジェクトで議論・検討された結果は学部教授会で報告され、教員間で共通認識を有することができるようにしている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部における教育内容・方法等を改善するための責任主体は学部長であるが、個別的な教育内容・方法の改善は各教員が個別具体的に取り組む。

本学部においては教育内容・方法等の改善を図り、それを実施するにあたっては、概ね以下のような手続による。①FD委員、教育プロジェクト、キャリア教育センター委員が中心となり改善案を検討し、②学部教授会において改善案について更に意見を聴取し、③聴取した意見を考慮した改善案を教授会で報告し、教員の間で共通認識を持つようにし、④実行に移す(資料4(3)-119、資料4(3)-120)。

これらの改善を図るための最終責任は、法學部長および法學部教授会にある(資料4(3)-121)。

〈3〉経済学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学生による授業改善アンケートを大学が実施する仕組みの中で行っており、この授業改善アンケートの結果に対して、各教員は担当科目の総括や学生のコメントに対して真摯に対応することを求められ、教育内容・方法の改善をするようにしている(資料4(3)-85、資料4(3)-122)。

教員側組織においては、教育内容・方法等の改善を図るために、FD委員を中心に教育方法について議論を重ねるとともに、全学的及び学部内で行われるFD講演会等に教員が参加している(資料4(3)-123)。

2016年度からは新たにキャリア教育センター委員が学部 zu 置かれることとなり、キャリア教育の充実という観点から、キャリア教育に関する科目の教育内容・方法について検証と検討が行われている(資料4(3)-124)。

これらの委員及び活性化委員会で議論・検討された結果は学部教授会で報告され、教員間で共通認識を有することができるようにしている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部における教育内容・方法等を改善するための責任主体は学部長であるが、個別的な教育内容・方法の改善は各教員が個別具体的に取り組む。

本学部においては教育内容・方法等の改善を図り、それを実施するにあたっては、概ね以下のような手続による。①活性化委員、FD委員、キャリア教育センター委員が中心となり改善案を検討し、②学部教授会において改善案について更に意見を聴取し、③聴取し

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

た意見を考慮した改善案を教授会で報告し、教員の間で共通認識を持つようにし、④実行に移す(資料4(3)-124)。

これらの改善を図るための最終責任は、経済学部長および経済学部教授会にある(資料4(3)-125)。

〈4〉経営学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会においてFD活動を推進している。具体的には、教育内容や方法の改善を目的として、全学的なFDワークショップへの参加が進められたり、学部内教員を主体としたFD活動が行われたりしている。

まず、全学的なFDワークショップでは、履修系統図(カリキュラムマップ)の考え方や作成をテーマとして、学部教員の中で議論がなされた(資料4(3)-126)。履修系統図(カリキュラムマップ)作成の過程を通じて、各学部のディプロマ・ポリシーを達成するために科目が体系的・順次的に準備されているのかの検証がなされた。また、他学部の教員とその内容について議論を重ねることにより、経営学部内にとどまらない視点での検討が行われた。

次に学部内のFD活動としては、学部学生と学部長をはじめとする複数教員との懇談会を通じて(年に2回実施)、学習面の改善に向けた積極的な話し合いの場が設けられている。この話し合いの内容を経営学部教授会ならびにFD部会で報告することにより、学内教員の授業内容・方法の改善を促進している(資料4(3)-127)。

また、毎年度前期・後期に授業改善アンケートを実施している。授業履修学生がアンケート用紙に授業内容や進め方、理解度などを記入し、その集計結果は科目担当教員ならびに履修学生に公開されている。その際に、科目担当教員によって、自らの担当授業科目実施の感想や次年度に向けた改善点などが明確化され、それについても履修学生全員にWebで公開されている(資料4(3)-88)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容や方法等の改善については、教育開発センター委員会で審議される。メンバーは、各学部長、研究科長、教務センター所長、教務センター部長、教育開発センター所長ならびに副所長、共通教育センター所長ならびに副所長、全学教育推進機構事務室事務部長補佐によって構成されている。また、教育開発センター委員会のもとに設置された、各学部から選出されたFD委員による学部FD部会にて、具体的な活動が行われることになる。経営学部においては、学生とのFD懇談会を実施して教育内容や方法に関する意見を集めたものを教授会やFD部会に報告したり、教員向けのFD研修会などを実施したりして、FDとして年に数回の活動が行われている(資料4(3)-127、資料4(3)-128)。

〈5〉人文学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

人文学部では学部独自のFD研修会およびFD講演会を年に3~4回実施し、教育内容・方法等の改善に努めている。とりわけ年度末のFD研修会は合宿形式にして、十分な時間を確保し、学部および学科全体の教育問題についての検証を行い、その結果を教授会に報告し、改善が必要な点については教授会において審議の上、決定している(資料4(3)-

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

-129 2015年度 教育1-(3)④ 人文学部小委員会)。

学部の講義科目については全科目で授業改善アンケートにより検証を行い、学生の理解度や学習内容の満足度についても確認している。同アンケートの記述部分である学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表しているからのアンケートを募り、学期毎に学生の満足度などを検証している(資料4(3)-88)。

2015年度からはシラバスの第三者チェックも導入し、教員相互の授業方法の改善に努めている(資料4(3)-130)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

人文学部における教育内容・方法等の改善を図る責任は人文学部教授会にある。教育内容・方法等の改善を図る学部FD活動はその計画発案と運営・報告を担うFD委員を中心に行われている(資料4(3)-129 2015年度 教育1-(1)④ 人文学部小委員会)。また、人文学部では、学部長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される教育・研究委員会を設置し、教育内容・方法等の検討およびその改善点を探る点検も随時行われている(資料4(3)-131)。その結果は逐次教授会にて報告・審議され、承認を受けている。人文学部の教員組織も、学部全体を領域<コース<学科<学部といった系統樹的に組織化することで、有効な取り組みを可能にしている。教員が直接に属する各領域には領域代表を置き、領域毎のオムニバス授業を行うなどの工夫によって、教員相互の授業内容・方法の共有の機会にもなっている。

授業内容・方法等の検証については、全学規模で行われる授業改善アンケートにより検証を行い、学生の理解度や学習内容の満足度についても確認している。同アンケートの記述部分である学生の個々の質問や意見に対しては、担当教員が回答するような体制をとり、結果を公表している(資料4(3)-88)。こうした授業改善アンケートへの各担当教員からの回答を促すべく、学部教授会において周知徹底も行っている(資料4(3)-132 報告事項(11))。

〈6〉現代社会学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

教育内容・方法について研修・研究する場として1) 学科会議、2) 学部FD研修会を設けている。学部のFD活動を推進する担当者として、毎年専任教員の中から学部FD委員を1名決めている(資料4(3)-133)。

学科会議は必要に応じて学科主任の名で召集され、主にゼミナールや実習科目の教育内容や方法の改善について協議・情報共有する。現代社会学科では2014年4月から2016年5月まで21回、社会防災学科では25回開催している。現代社会学科の直近の学科会議では、1年次必修科目である「入門ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位を修得できていない2年次・3年次学生向けの再履修クラスの必要性が議論された(資料4(3)-134)。社会防災学科では「海外実習Ⅱ」の実施計画について報告された(資料4(3)-135)。

学部FD委員は教育内容・方法の改善のためにタスクフォースを組織して改善策をまとめたり、学部FD研修会を計画・運営したり、学生との懇談会をコーディネートしたりする。

学部開設初年度の2014年度には、1年次必修科目に関してタスクフォースを組織し成績

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

評価の平準化について改善案をまとめた(資料4(3)-100)。2015年度のFD研修会では「ボランティア・インターンシップI・II」の目的と運営方法について、ワークショップ形式で議論され、2016年度の当科目運営方法の改善につながった(資料4(3)-51、資料4(3)-136)。2016年度のFD研修会は同年に導入したPROGテストについて理解を深めることを目的に開催し、テスト結果の信頼性について議論が交わされた(資料4(3)-137)。さらに、全学的なFD研修会にも毎年4名の教員が学部を代表して出席し、教育内容・方法の改善につなげている。2015年度～2016年度のFD研修会の成果としてカリキュラムマップ案が作成されている(資料4(3)-138、資料4(3)-139)。

さらに、学生から授業改善やアクティブ・ラーニングの進め方などについての意見を聞く機会を設けている。2014年度には教員8名と学生22名による懇談会を実施し、2016年度には1年次、2年次それぞれに分かれ懇談会を実施し、教員2名と学生34名が参加した(資料4(3)-140、資料4(3)-141)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

1・2年次配当の入門・基礎レベルのゼミナール科目、実習科目については、明文化されていないが実質的に各学科の学科会議が教育内容・方法等の改善を図る主体として機能している。現状では学年進行に伴う新規開講科目についての内容・方法等を協議決定することが中心になっている。大きな改善は完成年度後に学科会議を中心に、FD研修会、ボランティア・インターンシップ運営委員、インターンシップ運営委員などが各々検討し、教授会にて審議決定する予定である。

それ以外の科目については学生とのFD懇談会や授業改善アンケートにもとづき、各科目担当者が改善を図る責任を負う。改善内容はシラバスに反映されていると考えられる。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

グローバル・コミュニケーション学部では、学部主催のFD研修会を年に数回実施しており、教育方法等の改善に努めている。2016年度については、2016年5月13日に文教大学文学部教授白井啓介氏を招き、「中国留学をどう企画するか-文教大学の経験と展望」と題した講演ならびにディスカッションを実施した。本学部では第5セメスターに現地研修科目として、セメスター留学が実施されるが、特に中国語コースでの今後の留学の企画について参考になる点が多い研修会であった(資料4(3)-142)。また、本学部は外国語教育がカリキュラムの根幹の1つをなすが、ターゲット言語を使った授業(英語コースであれば英語で実施する授業)を行うことが多いため、そのような場合の授業の展開方法と教授法を支える教授モデル等に関して研修を行うべく、2016年7月2日に「目標言語を使った外国語の授業：効果的なインプット・インタラクション・フィードバック」というテーマで北海学園大学教授の浦野研氏による講演会ならびにそれに引き続いての意見交換会を実施した。この行事では、外国語習得に役立つインプットを提供するための教師の話し方、問いかけ方法、そしてフィードバックの与え方の3点を中心に、そのガイドラインを考えつつ議論が進められた。また、Methodological Principles for Language Teaching (Long, 2009) のアイデアを手がかりに、学習者の理解を助け、言語形式への気づきをうながすインプット、インタラクションのあり方について考える機会が得られた。なお、浦野氏の講演会については、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」(ポーアイ4大学による連携事業

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

としてのボーアイ4大学合同FD講演会～外国語による教授法の理論と実践～)として実施された(資料4(3)-143)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

学部、各コースとしては組織として教育内容の改訂や教育方法の改善に努める責務がある。このため、頻繁に行われる各コースでの教員ミーティングにより、具体的な教育内容・方法の改善のための議論を深め、可能な部分から実行に移している。また、学部FD委員が中心となり、主としてFD研修会を企画・開催している(資料4(3)-144)。授業内容・方法等の検証については、個人およびコースレベルで行われるものに加え、シラバス作成時のチェックおよび授業改善アンケート結果等にもとづいても行われている。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学部や学科のニーズに基づいて、適宜、FD研修会を開催し、教育内容・方法等の改善につなげている。例えば、国家試験対策については、東北福祉大学において国家試験対策を行ってきた教員による講演を行い、総合リハビリテーション学部で行っている教育方法の改善の方針を探った。また、教員のみならず、学生にも共通の方向性を持ってもらう必要があることから、ハーベスト医療福祉専門学校の教員に、同校での国家試験に向けた教育と勉強方法の講演してもらった(資料4(3)-145)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

各学科1名、計3名のFD委員会体制により、学部・学科のニーズに基づいたFD研修会を開催している。FD研修会終了後にはアンケート調査を行い、その後のニーズに即した研修会の実施に結び付けている(資料4(3)-146)。

〈9〉栄養学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

全学的な学生による授業評価(授業改善アンケート)を年間2回(前期・後期)実施し、その結果を各教員が確認し、次年度以降の教育内容・方法の改善を図っている(資料4(3)-88)。

管理栄養士や臨床検査技師の国家試験合格率は改善傾向にあり、その結果が教育課程や教育内容・方法の定期的な検証の一つであると考え(資料4(3)-147 45. 国家試験(2) 栄養学部・臨床検査技師、(3) 栄養学部・管理栄養士)。

各教員はFD活動に積極的に参加し、実践的な教授法の改善を様々な角度から検討している(資料4(3)-148)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

3年次より、管理栄養士および臨床検査技師の国家試験に向けた模擬試験を実施しており、学部長および教務委員を責任主体とした管理委員会および臨検委員会が設置されている(資料4(3)-149)。成績は教務委員によって随時教授会で全体、個別の報告がなされる。結果報告を受け、部門(ゼミ)に配属前の3年次、4年次では学年担当の教員が、配属後の4年次では部門(ゼミ)の教授を中心とした担当教員により必要に応じて個別に指導を行っている。また、直前対策講座の開催も積極的に行っている(資料4(3)-150)。授業改善アンケートの結果は、科目担当教員が教育内容・方法の改善を行っている(資料4(3)-88)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈10〉薬学部

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

薬学部内のFD活動として、国内外の外部講師によるFD講演会、薬剤師のためのワークショップ in 近畿（実務実習指導薬剤師養成ワークショップ）などの学外FD活動への参加および薬学部学生と学部FD委員との懇談会など、年間10件程度を実施している（資料4（3）-151）。

授業改善アンケートは、前期と後期に各1回実施している。アンケートは紙媒体で各授業の後半に実施し、集計結果は大学ホームページの専用サイトで学生・教員に公開している。また、授業に関する学生の要望や疑問点に教員から直接回答を記入するシステムを運用しており、ほぼ全ての教員が授業の改善に努めている。教育および研究能力の維持・向上のため、各教員が、教育研究目標を達成するための基盤となる教育、研究活動について、年度毎に薬学部自己点検評価報告書を作製し、評価・検証を行っている。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

薬学部独自の組織は設置していないが、教育開発センター委員会のもと、学士課程教育については学部FD部会においてFD活動を推進している。学部FD部会では、全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催し、薬学部からFD委員らが参加し、教育内容・方法についての新たな知識の習得や改善に努めている。

〈11〉法学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

年度末の論文審査・修了認定のための研究科委員会を、当該年度の教育活動の検証の機会ととらえ、具体的な課題についても議論しうる場として位置づけている。その他、定例の研究科委員会においても、必要に応じ教育成果について議論し、改善の方策を検討する機会を設定している。また、2013年度より研究科内に大学院FDを置いており、2014年度以降、研究科独自のFD企画として外部講師による講演会も実施している。2014年度については「大学院生指導にかかるFD」というテーマで、修士課程の論文指導に関して体験談を交えてお話しいただき、また、院生に占める留学生の比重の高まりに対応して論文指導することの難しさ等の話もしていただき、その後フリーディスカッションにおいて活発な意見交換を行った（資料4（3）-152）。そして、2015年度には外部講師所属大学における最近の院生の状況や院生指導に関するお話をしていただき、その後のフリーディスカッションにおいて闊達な意見交換を行った（資料4（3）-153）。2016年度には外部講師所属大学における博士前期課程教育についてお話を伺い、本研究科における制度改革に有益な示唆をえた（資料4（3）-154）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき課題等については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈12〉 経済学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

経済学研究科は、FD研修について独自の取り組みは行っていなかったが、2015年度より専攻ごとに教育・指導に関する意見交換会を実施している（資料4（3）-155、資料4（3）-156、資料4（3）-157）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容・方法等の改善については、研究科長の責任のもと、研究科の教務委員とFD委員が適切な役割分担を通じて取り組んでいる（資料4（3）-92、資料4（3）-155）。

〈13〉 人間文化学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学期毎に学生を対象にした授業改善アンケートを行い、その集計結果を研究科委員会に報告し、研究科全体の共通理解としている（資料4（3）-93）。学生からの意見やコメントを通して、恒常的に授業内容・方法等の改善を試みている。

また、研究科FD研修会を学期毎に行うことで共通の課題に対して改善を図ることとしている。直近の研修会では研究科のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直しを主な議題として、研究科全体の教育内容の見直しに着手した（資料4（3）-158）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

人間文化学研究科は人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻の3つの専攻に分かれ、それぞれの専攻は複数の講座あるいは系によって形成されている。それぞれの専攻には専攻主任がおり、各講座には代表教員を置いて、組織が有機的に活動できるように図っている。

研究科の教育内容・方法等に関する問題やその改善については、教育・研究委員会を中心として検討を加え、その最終的判断は研究科長を委員長とする研究科委員会の審議によって決定される（資料4（3）-131）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

他大学の教員によるFD研修会を開いている。一例として、ボストン大学の大学院の教育方法についてのFD研修集会を開催した（資料4（3）-93）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

研究科委員会が最高の決定・責任主体として課題を設定し、研究科自己点検評価小委員会で検証し、研究科委員会で審議、改善につなげている。また、研究科のFD委員を中心に、研究科のニーズに基づいたFD研修会を開催し、FD研修会終了後にはアンケート調査を行い、その後のニーズに即した研修会の実施に結び付けている（資料4（3）-94、資料4（3）-1）。

〈15〉 栄養学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

毎年、栄養学部・栄養学研究科で研究・教育内容の向上を目的とした講演会を複数回開催しており、教育内容および方法の改善につなげている（資料4（3）-159）。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

教育内容・方法等の改善を図るために、シラバスチェックが行われ、栄養学研究科委員会で問題点を協議後、適宜変更されているが、修士学生に対する授業アンケートを実施できていないなど、検証体制が十分であるとは言えない。

〈16〉薬学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

学部と連動して、医療薬学教育・研究に関する講演会、学会発表や論文発表などあり方に関する研修会など各種FD活動等を通じて、教員の研究・教育の資質向上を図っている(資料4(3)-160)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

企画委員会、および薬学研究科委員会で、教育内容・方法などの改善を議論しているが、責任主体・組織、権限、手続きの明確化、および検証プロセス等を記載した文書等は存在しない(資料4(3)-107)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修について

食品薬品総合科学研究科のFDを企画・推進するために食品薬品総合科学研究科FD委員が任命されている。しかし、過去3年間は論文博士の申請者のみで、課程博士の履修者がいなかったため、学術講演会などは栄養学研究科との合同開催とした(資料4(3)-159)。

b. 教育内容・方法等の適切性に関する検証と改善について

教育内容および方法等に関しては、各科目の担当教員に委ねられており、さらに博士課程の学生に対する授業アンケート等も実施されていないため、教育内容・方法等の改善を図るための検証は組織としては十分に行われていない。

2. 点検・評価

●基準4(3)の充足状況

本学の学部・研究科は、教育目標を達成するため大学設置基準、大学院設置基準に則り、学習時間・単位数の定義を学則、各研究科規則に定め、各授業科目の教育内容や授業形態は、「履修の手引」「大学院履修要項」やシラバスに記載し、学生・教職員に周知している。さらに、シラバスは本学ホームページで社会に公表している。授業内容がシラバスの内容と合致しているかは、授業改善アンケートを用いて確認している。成績評価と単位認定は基準に基づき適切に行われている。教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催するとともに、定期的に検証し改善に結びつけている。

以上の点から本学は、基準4(3)をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

・シラバスを作成する教員に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等大学のポリシーを意識して作成するように依頼がなされている。シラバス作成マニュアルの随所で学生視点、学生主体を謳うことで、学生に理解しやすいシラバスとなっている(資料4(3)-81)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

・共通教育科目はこれまで学部共同運用方式で行われてきたが、これは学部の意向が優先され共通教育科目の責任体制が不明確であった。そこで2014年度より共通教育センターを設置し、ここに専任教員を配置して共通教育科目についての責任を持たせることで、独立した全学的組織として運営を開始した。これにより共通教育科目全体に明確な責任体制が取られることになり、他の学部と同等の精度を持ったシラバスに基づいた授業が行われるようになった(資料4(3)-83)。

〈5〉人文学部

人文通信とイベントスタッフの取り組みでは、体験を通じてコミュニケーション能力を高め、組織運営について体験的に理解することやグループによる問題発見・問題解決の方法を主体的に体得すること、人文学部での学びの意義を学生自身が再認識できている(資料4(3)-50 インターンシップI(人文通信I)、インターンシップI(イベントスタッフI))。

・両学科とも各領域代表および教務委員が中心となり、各シラバスの曖昧な記述や成績評価基準などについてチェック体制を整えていることにより、シラバスは整備され、授業改善アンケート報告によると、授業選択等にあたり講義要項の分かりやすさ(シラバスの整備)に満足していると思う学生割合(2015年度)は、人文学科が70.5%、人間心理学科が73.2%であった(資料4(3)-130 審議事項(4)、資料4(3)-88)。

〈6〉現代社会学部

・指導教員制度が機能し、指導教員が責任を持って学習指導をおこなっている。特に成績不振者については重点的に指導を行い、面談状況を文書で記録し学部で報告する体制が取られている(資料4(3)-161、資料4(3)-162、資料4(3)-163)。このように、一人一人の学習状況を把握することができている。

検証プロセスを適切に機能させていることで、次年度の運営改善につながっている。改善事例として「現代社会基礎実習A」では2015年度の課題を2016年度の改善につなげている(資料4(3)-164 p.98-127)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・医療リハビリテーション学科(理学療法学科・作業療法学科へ改組)では、1年次では入門演習、3年次や4年次では卒業研究など、さまざまな教員と触れ合う機会を設けており、教員の体験などから学習する部分も重要と考えている。また、社会リハビリテーション学科では、1年次の基礎演習、2年次の演習、3年次・4年次の専門演習と卒業研究と一貫して少人数単位のきめ細かい支援を実施している(資料4(3)-56)。少人数単位の教育を行うことで、早期に学習指導や生活指導が可能となっている。卒業して資格を取得した後も、広い範囲の分野で仕事ができるよう指導できている。

〈9〉栄養学部

・学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に管理栄養士国家試験の結果を検討した結果、合格率の改善が必要であることが明確となった。これを受けて、卒業判定にも関わる総合模擬試験をこれまでの5回から1回増やし6回とした(資料4(3)-60、資料4(3)-150)。それにより、4年次生の勉学に対する取り組み方が改善された。

〈10〉薬学部

・一部の科目では授業の進度に合わせてオンラインテスト、小テストおよびe-learning

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

などを導入し、各授業の到達度に至るように工夫している(資料4(3)-165)。

・ポートフォリオを作製し、学生が自身の活動や目標の達成度に気づき、それを記録として残し、蓄積した自分の履歴を振り返り、現状の再確認と自身のこれからの方向性や学習が円滑に行えるようにしており、学生とともにその成長を確認できている(資料4(3)-64)。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・経済学部・経営学部所属の編入学生に対しては、1年間に履修登録できる単位数が50単位を超えて設定している(資料4(3)-18 p.52、資料4(3)-19 p.45)。

一部の研究科では研究指導の方法および内容の明示が徹底できていない点が上げられる。

・シラバス作成マニュアルでは、主として講義科目の作成方法を記載している。そのため、演習科目・実習科目のシラバス内容の例示ができていない。また大学院科目に限定したシラバス作成マニュアルが整備できておらず、特別研究等の科目の作成は各シラバス作成教員に委ねており、大学として統一した表現とはなっていない(資料4(3)-81)。

・授業改善アンケートの内容は、担当教員に直接フィードバックされる形で、学部・研究科として検証する体制が未だ整えられていない。

・複数クラスを開講している科目においては、成績評価が担当教員に委ねられている場合が多く、評価が均一にできていない。

・大学院FD部会の開催が少なく、大学院担当教員向けのFD活動が活発には行われていない。

〈2〉法学部

・シラバスデータベースシステムが整備されていても、シラバスを読まずに履修登録をしたり、シラバスに基づく予習等を欠く学生もいる。

〈6〉現代社会学部

・ボランティア活動を卒業単位として認定することは、学生に対してインセンティブを与える一方で、自発性を損なわせるという側面もあり、検討が必要である。また学外実習では、多くの学生が団体で動く可能性もあり、社会人としてのマナーや態度教育を早め実施することを検討する必要がある。

・履修説明会の内容が履修システムや登録方法に関する説明が中心になっているので、学習を動機づけるような指導を加える必要がある。また、1年次生は半期で指導教員が交代するので、学生の学習状況に関する情報が蓄積されない点について改善が必要である。

・学生がシラバスを熟読せずに履修科目を決めるケースがある。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

・本学部は開設間もないが、今後編入学希望者が単位認定を願い出る可能性があり、対応が必要である。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・学生に対して過剰な履修は教育の質を担保できなくなる可能性が高いことから、各学科において1年間に履修登録できる単位数の上限を定める必要がある(資料4(3)-57)。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈10〉薬学部

- ・教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容が乖離している。
- ・授業評価アンケートに関して、学生の負担の軽減と集計結果を早く出す。

〈11〉法学研究科

・修士論文・博士論文執筆のための研究指導が、各学生の実情に応じてきめ細かくわれている反面、完成に向けたスケジュール等の設定は各指導教員に委ねられており、研究科全体としては必ずしも共有されていない部分がある。

〈12〉経済学研究科

・より良い成績評価や単位認定を実現するためのFD研修の機会が十分に確保されていない。

・専攻ごとに行っているFD研修については、一部の教員の参加に留まるなど、現在までのところ十分な成果につながっていない（資料4（3）-155、資料4（3）-156、資料4（3）-157）。

〈15〉栄養学研究科

- ・修士学生に対する授業アンケート等が実施されていない。

〈16〉薬学研究科

・薬学研究科として、教育内容・方法について独自のFD活動は組織的には行っていない。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

- ・博士課程の学生に対する授業アンケート等が実施されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・専任教員だけでなく、非常勤教員に対しても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等大学のポリシーをより意識して作成するように作成依頼する。
- ・共通教育センターでは、より良い授業を実施するために、授業担当教員に対して、優れた授業を実践された場合に表彰する等、授業の質的向上を図る取り組みをする。

〈5〉人文学部

- ・人文学部の地域連携研究の取り組みの検証においては、授業を経験した学生自身による報告を交え、学生による主体的な教育的側面をさらに考慮するように留意する。
- ・引き続き、各領域代表および教務委員を中心としたシラバスチェック体制を進める。
- ・シラバス整備に満足する学生の比率が上昇するように、各学科会および教育・研究委員会などで教員相互的にシラバスチェック体制を確立する。

〈6〉現代社会学部

- ・休学や留年でゼミに登録していない学生についても、指導教員が定期的に連絡を取り、生活状況・学習状況などを確認し、指導を行う。
- ・教育実践に関する論文や報告書を作成する科目もある（資料4（3）-164）。それらを参考に他の科目にも改善実践を普及させていく。

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

〈8〉総合リハビリテーション学部

・ゼミ学生やクラス担当学生であっても、長期に授業を欠席する学生に対しては、学習指導や生活指導をさらに徹底することとする。

〈9〉栄養学部

・学外等で栄養分野の活動を行った学生を卒業式で表彰している。このことを下級年次の学生に周知させる。卒業研究を活発にするためには、教員の研究に対する意識を高揚させるとともに、学生への啓発活動を充実させることにより大学教育の総まとめとしての卒業研究の重要性を認識させる。

〈10〉薬学部

・一方通行になりがちな授業の形態に加えて、学習効果をあげるためオンラインテスト、小テストおよび e-learning などの教育方法を取り入れる。

・1年次生に導入済みのポートフォリオによる学習指導は、非常に有効な教授方法である。上級学年へのポートフォリオ導入について、どのように実施することで効果があるか、調査、計画が進行している。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・経済学部・経営学部所属の編入学生に対して、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定するのか、単位の実質化を図る相応の措置をとるのか、方向性を含めて検討を行い、単位の実質化を図る。

・研究科において、研究指導の方法及び内容が明示されていないものについては、現時点では指導教員が個々の学生に合わせて指導を行っている。今後、研究指導の方法および、内容の視覚化を図るため、大学院履修要項の内容を充実させる。

・演習科目・実習科目等の講義科目以外のシラバス作成方法や大学院科目の作成方法についてシラバス作成マニュアルの作成を教育開発センターが行う。

・授業改善アンケートを組織的に分析することで、教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）に繋げる。

・複数クラスを開講している科目においては、評価割合を設定する等、いずれのクラスを履修していても学生の評価を均一にするようにする。

・大学院FD部会の開催を増やし、大学院担当教員向けのFD活動を推進する。

〈2〉法学部

・履修登録にあたってはシラバスを読むべきこと、シラバスに基づく予習が講義内容のよりよい理解のために必要であることを、履修ガイダンス及び講義開始時に学生に対して指示する。

〈6〉現代社会学部

・ボランティア・インターンシップの事前研修の際に、ワークショップ型研修を積極的に取り入れ、ボランティア活動の意義の共有を促進する。また、事前に活動に関する書籍を読みレポートを執筆することで、興味関心を高めさせる。マナーに関しては、マナー講座担当講師と協議の上、内容を充実させる。

・履修説明会で教務委員が工夫して学習を動機づけるような履修説明を行う。1年次は

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

前期の指導教員から後期の指導教員に伝達事項があれば、ウェブ・システム（マナバ）に登録し伝達する。

・履修説明会で、学生にシラバスの意義と有用性を説明し、シラバスを熟読してから履修科目を決めるように指導する。また、各初回講義では、シラバス内容を再確認し、授業の目標、内容、進め方などを簡潔に説明することで学生の理解を促進する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

・編入学応募者に対応し、大学全体での基準を参考にしつつ、2017年度中に単位認定基準を策定する。

〈8〉総合リハビリテーション学部

・各学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限を定める（資料4（3）-57）。

〈10〉薬学部

・教員が求める修得内容と学生が授業および自己学習で修得できた内容の乖離を解消するために、教育改善委員会が中心となって検討し、オンラインテスト、小テストおよびe-learningなどを導入する。

・授業改善アンケートに関して、学生の負担の軽減と集計結果を早く出すために、アンケートをWEB形式にする。

〈11〉法学研究科

・修士論文執筆に向けたスケジュールの設定につき研究科委員会において検討し、設定に努める。

〈12〉経済学研究科

・より良い成績評価や単位認定が出来るようにFD研修の機会を確保するとともに、適正な評価方法についての研修機会を確保する。

・FD研修については、効果的・効率的な教育につながるような外部の専門家の招へいや先進的な取り組みを行っている大学の担当者による研修機会を確保する。

〈15〉栄養学研究科

・修士学生に対する授業アンケートを年に2回実施し、アンケート結果を栄養学研究科委員会で検討し、学生の声を研究科全体として把握して、教育内容・方法等の改善につなげていく。

〈16〉薬学研究科

・薬学研究科委員会において早急に研究科主体とするFD活動実施を検討する。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

・博士課程の学生に対する授業アンケートを食品薬品総合科学研究科委員会にて作成し、年1回実施して、学生の声を研究科全体として把握することで、教育内容・方法等の改善につなげていく体制を築く。

4. 根拠資料

資料4（3）-1 神戸学院大学学則（既出 資料1-2）

資料4（3）-2 2016年度学年暦

資料4（3）-3 教務委員会議事録（2015年9月15日）

資料4（3）-4 神戸学院大学大学院学則（既出 資料1-3）

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -5 2016年度時間割表
- 資料4 (3) -6 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (3) -7 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (3) -8 本学ホームページ 情報の公表 (既出 資料1-20)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料4 (3) -9 神戸学院大学教務委員会規程
- 資料4 (3) -10 2016年度前期休講・補講および補充講義状況について
- 資料4 (3) -11 履修の手引 2016 学際教育機構 (既出 資料4 (2) -67)
- 資料4 (3) -12 神戸学院カレッジ生募集
- 資料4 (3) -13 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料4 (3) -14 神戸学院大学 共通教育センター 共通教育はやわかり 2016 (既出 資料4 (1) -5)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/edu/pdf/hayawakari2016.pdf>
- 資料4 (3) -15 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK (既出 資料1-42)
- 資料4 (3) -16 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料4 (3) -17 神戸学院大学学科目履修規則 (既出 資料4 (1) -6)
- 資料4 (3) -18 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (3) -19 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (3) -20 CAMPUS Vol.181 (2016/4/1)
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/campuslife/pdf/campus_181.pdf
- 資料4 (3) -21 本学ホームページ お知らせ(活動報告・イベント案内) [2016年度]
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/peer/peer_2016.html
- 資料4 (3) -22 本学ホームページ 年間行事予定表
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/event.html>
- 資料4 (3) -23 オフィスアワーについて
- 資料4 (3) -24 2016年度法学部担当科目一覧 (既出 資料3-96)
- 資料4 (3) -25 おもしろガクモン学
- 資料4 (3) -26 2016年度アンケート集計 臨時講師
- 資料4 (3) -27 2016年度アンケート集計 バスチャーター
- 資料4 (3) -28 2016年度アンケート集計 学生厚生費の補助を受けるゼミ研修
- 資料4 (3) -29 2016年度開講予定ゼミナール
- 資料4 (3) -30 法律討論会とは
- 資料4 (3) -31 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (3) -32 2016年度 成績不振者基準
- 資料4 (3) -33 2016年度履修相談
- 資料4 (3) -34 経済学は生き抜く智剣 神戸学院大学経済学会
- 資料4 (3) -35 学部間協定を結んでいるモスクワ大の心理学部長らがポアアイキャンパスを訪れました

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -36 中国総領事館の李領事が経済学部ゼミで講演しました
- 資料4 (3) -37 岡部ゼミ生が兵庫県立大合同チームとディベート交流会を開催しました
- 資料4 (3) -38 「第2回日露アニメ・オタク文化学生サミット」を開きました (既出資料4 (2) -71)
- 資料4 (3) -39 井上ゼミチームが「課題解決ラボ」でプレゼンを行いました (既出資料4 (2) -72)
- 資料4 (3) -40 「KOBE “にさんがろく” PROJECT」で本学の2チームが準グランプリを獲得しました (既出資料4 (2) -73)
- 資料4 (3) -41 学習シート
- 資料4 (3) -42 経営学部 基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ紹介 (1年次後期) (2年次前期・後期) (既出資料4 (2) -74)
- 資料4 (3) -43 経営学部・3年次 演習ⅠA (前期) 演習ⅠB (後期) 紹介 (既出資料4 (2) -76)
- 資料4 (3) -44 シリーズ「学生の課外活動や企業とのコラボによる教育」
- 資料4 (3) -45 人文学部教授会資料 (2016年4月13日)
- 資料4 (3) -46 履修の手引 2016 人文学部 (既出資料1-25)
- 資料4 (3) -47 心理学マニュアル 2016
- 資料4 (3) -48 2016年度 定例教授会／研究科委員会・判定教授会開催予定日一覧 (既出資料4 (2) -77)
- 資料4 (3) -49 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出資料1-14)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料4 (3) -50 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院) (既出資料3-113)
<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jspx>
- 資料4 (3) -51 2016年度 現代社会学部 専門基礎科目 (共通実習分野) ボランティア・インターンシップⅠ 【概要資料】
- 資料4 (3) -52 2016年度 現代社会学部 専門基礎科目 (共通実習分野) インターンシップ 【概要資料】
- 資料4 (3) -53 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出資料1-26)
- 資料4 (3) -54 現代社会学部オリジナルホームページ 社会防災学科
<http://www.kobegakuin-css.jp/bosai-top>
- 資料4 (3) -55 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出資料1-27)
- 資料4 (3) -56 社会リハビリテーション学科のゼミ分担表の例
- 資料4 (3) -57 CAP制 導入案 (総合リハビリテーション学部)
- 資料4 (3) -58 成績不振者面接記録 (2016年3月28日)
- 資料4 (3) -59 履修の手引 2016 栄養学部 (既出資料1-29)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -60 2016年度 総合模擬試験の予定
- 資料4 (3) -61 栄養学部 オフィスアワー 対応時間一覧
- 資料4 (3) -62 シラバス2016 (既出 資料1-47)
- 資料4 (3) -63 薬学部実習書
- 資料4 (3) -64 ポートフォリオ 2015年度 (既出 資料4 (2) -93)
- 資料4 (3) -65 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料4 (3) -66 神戸学院大学学位規則法学研究科規程
- 資料4 (3) -67 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料4 (3) -68 本学ホームページ 神戸学院大学 地域研究センター (既出 資料4 (2) -79)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~card/chiiki/>
- 資料4 (3) -69 「子育てサロン まなびー」が10月1日からスタートしました (既出 資料4 (2) -80)
- 資料4 (3) -70 人間文化学研究科心理学専攻オリジナルホームページ 心理臨床カウンセリングセンター (既出 資料4 (2) -101)
<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/kokoro>
- 資料4 (3) -71 2016年度修士論文中間報告会のお知らせ (既出 資料4 (2) -98)
- 資料4 (3) -72 分野ごとの履修モデル (既出 資料4 (2) -60)
- 資料4 (3) -73 2015年度 総合リハビリテーション学研究科 修士・博士論文発表題目
- 資料4 (3) -74 学習指導体制 修士課程・博士後期課程
- 資料4 (3) -75 2016年度 栄養学研究科(修士) シラバス
- 資料4 (3) -76 栄養学研究科委員会議事報告書(2016年4月13日)
- 資料4 (3) -77 研究指導計画書
- 資料4 (3) -78 栄養学研究科修士論文の手順について(2016年度)
- 資料4 (3) -79 2016年度 食品薬品総合科学研究科 シラバス
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/pdf/food_medicine_syllabus2016.pdf
- 資料4 (3) -80 2016年度 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科 論文博士審査手順フロー・チャート
- 資料4 (3) -81 シラバス作成マニュアル 2016年度版
- 資料4 (3) -82 2016年度シラバスの第三者チェックについて(お願い)
- 資料4 (3) -83 神戸学院大学共通教育センター規則 (既出 資料2-6)
- 資料4 (3) -84 シラバスチェック結果
- 資料4 (3) -85 2015年度後期授業改善アンケート集計結果報告書
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/pdf/2016-0531-0952.pdf>
- 資料4 (3) -86 シラバス作成および第三者チェック方法(案)について
- 資料4 (3) -87 教務委員からの指摘箇所(赤字)があったシラバス
- 資料4 (3) -88 本学ホームページ 授業改善アンケート (既出 資料3-159)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/>

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -89 現代社会学部教授会議事録 (2016年1月20日)
- 資料4 (3) -90 G C学部 2016年度シラバスチェックシート
- 資料4 (3) -91 法学研究科委員会議事録 (2016年2月23日)
- 資料4 (3) -92 経済学研究科委員会議事録 (2015年12月16日・2015年12月18日)
- 資料4 (3) -93 人間文化学研究科委員会資料2 (2016年10月5日)
- 資料4 (3) -94 人間文化学研究科委員会議事録 (2015年10月21日)
- 資料4 (3) -95 総合リハビリテーション学研究科 授業等実施記録 (2016年度 後期)
- 資料4 (3) -96 G P A制度導入について
- 資料4 (3) -97 2017年度 編・転入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2017henten.pdf>
- 資料4 (3) -98 神戸学院大学学部留学規程
- 資料4 (3) -99 S評価 (90点以上) について: 申し合わせの変更
- 資料4 (3) -100 オムニバス必修科目に関する成績評価の平準化について 再案
- 資料4 (3) -101 現代社会学部教授会議事録 (2016年6月22日) (既出 資料4 (1) -76)
- 資料4 (3) -102 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (3) -103 2011~2015年度 定期試験結果のまとめと比較
- 資料4 (3) -104 2015年度成績不振者対策実施案
- 資料4 (3) -105 シラバス作成について (ご依頼)
- 資料4 (3) -106 シラバス作成マニュアル 2015年度版
- 資料4 (3) -107 薬学研究科委員会鑑・議事録 (2016年度) (既出 資料3-118)
- 資料4 (3) -108 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (3) -109 F D講演会・セミナー実施一覧
- 資料4 (3) -110 2014年度F Dワークショップ鑑・資料 (2014年9月19日)
- 資料4 (3) -111 2015年度F Dワークショップ鑑・資料 (2015年9月14日)
- 資料4 (3) -112 2016年度F Dワークショップ鑑・資料 (2016年9月16日)
- 資料4 (3) -113 F D活動 (出張) 報告書 (2015年度) (既出 資料3-129)
- 資料4 (3) -114 授業改善アンケート集計結果・閲覧方法
- 資料4 (3) -115 本学ホームページ 卒業生アンケートの集計結果について
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/alumni_questionnaire/
- 資料4 (3) -116 F D活動 (出張) 報告書 (2015年12月15日)
- 資料4 (3) -117 2016年度 神戸学院大学 奨励生願書 (法学部)
- 資料4 (3) -118 2015年度 神戸学院大学法学部 学部長賞・学部賞 申請書
- 資料4 (3) -119 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担 (案) (2016年4月12日) 学
部内委員 (既出 資料1-61)
- 資料4 (3) -120 法学部教育プロジェクト 2年次以降ワーキング 特定主題学修 (成
果) 認定制度について
- 資料4 (3) -121 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (3) -122 経済学部教授会議事録 (2014年5月16日)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -123 FDセミナー (2016. 7. 15) (既出 資料3-143)
- 資料4 (3) -124 2016年度各種委員案 (経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料4 (3) -125 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (3) -126 2016年度FDワークショップ要旨 (2016年9月16日)
- 資料4 (3) -127 FD活動 (出張) 報告書 (経営学部)
- 資料4 (3) -128 2016年度 経営学部 FDセミナー
- 資料4 (3) -129 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料4 (3) -130 人文学部教授会議事録 (2015年5月20日)
- 資料4 (3) -131 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員 (既出 資料3-55)
- 資料4 (3) -132 人文学部教授会議事録 (2016年7月13日)
- 資料4 (3) -133 2016年度現代社会学部学内委員及び部内委員 (既出 資料3-58)
- 資料4 (3) -134 現代社会学科会談議事録 (2016年6月22日)
- 資料4 (3) -135 社会防災学科学科会談議事録 (2016年5月11日)
- 資料4 (3) -136 FD活動 (出張) 報告書 (2016年2月12日)
- 資料4 (3) -137 FD活動 (出張) 報告書 (2016年6月29日)
- 資料4 (3) -138 現代社会学科カリキュラムマップ草案 (既出 資料4 (2) -45)
- 資料4 (3) -139 社会防災学科学科カリキュラムマップ草案 (既出 資料4 (2) -46)
- 資料4 (3) -140 FD活動 (出張) 報告書 (2015年1月13日)
- 資料4 (3) -141 FD活動 (出張) 報告書 (2016年7月15日)
- 資料4 (3) -142 2016年度 グローバル・コミュニケーション学部 FDセミナー 中国留学をどう企画するか ―文教大学の経験と展望
- 資料4 (3) -143 ポーアイ4大学合同FD講演会 ～外国語による教授法の理論と実践～
- 資料4 (3) -144 2016年度 学部等主催FD活動実施予定表
- 資料4 (3) -145 FD活動 (出張) 報告書 (2016年10月5日・2016年10月24日)
- 資料4 (3) -146 2016年度総合リハビリテーション学部委員一覧表 (既出 資料3-66)
- 資料4 (3) -147 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料4 (3) -148 FD活動 (出張) 報告書 (2016年7月13日)
- 資料4 (3) -149 栄養学部各種委員一覧表 (学部内委員) (既出 資料4 (1) -81)
- 資料4 (3) -150 栄養学部教授会資料 (2016年11月30日)
- 資料4 (3) -151 2015年度 学部等主催FD活動実施 (既出 資料3-169)
- 資料4 (3) -152 FD活動 (出張) 報告書 (2014年10月21日)
- 資料4 (3) -153 FD活動 (出張) 報告書 (2015年11月13日)
- 資料4 (3) -154 FD活動 (出張) 報告書 (2016年10月18日)
- 資料4 (3) -155 経済学研究科FD委員会議事録 (2015年5月13日)
- 資料4 (3) -156 経済学研究科経済学専攻FD研修会開催案内 (2016年7月5日)
- 資料4 (3) -157 経済学研究科経営学専攻FD研修会開催案内 (2016年9月10日)

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 資料4 (3) -158 人間文化学研究科委員会資料1 (2016年10月5日)
- 資料4 (3) -159 栄養学研究科学術講演会開催リスト
- 資料4 (3) -160 学部等主催FD活動実施報告書総括 (既出 資料3-180)
- 資料4 (3) -161 2016年度成績不振者対応
- 資料4 (3) -162 2016年度 現代社会学部「自己分析シート」の作成について
- 資料4 (3) -163 2016年度 現代社会学部 自己分析シート
- 資料4 (3) -164 現代社会研究 第2号 2016年 (既出 資料4 (2) -108)
- 資料4 (3) -165 dotCampus

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

全学の教育目標の下に、学則および大学院学則において、各学部・研究科の人材養成の目的を定め、卒業および修了の要件、学業成績評価基準を明示している。これらの方針や基準から学生の学習成果を検証することは可能である(資料4(4)-1、資料4(4)-2)。多くの学部で、初年次からゼミナール形式の演習科目を設定し、全員受講としている。さらに3年次以降の演習科目において、自主的な学習活動を行い、自らの定めた研究課題に沿って、4年間の学習の集大成として卒業論文や卒業研究を作成し、学習成果の確認を行っている。学部によって、資格試験の合格者数や得点を捕捉することで学習成果を測定している。

大学院では、学位論文の作成指導や進捗管理を含め、学位授与審査において研究成果を測定している。

学生の単位修得率や進路状況の捕捉など学習成果を測る資料はあるが、現状では大学全体として評価指標を開発するに至っていない(資料4(4)-3、資料4(4)-4 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況、資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況)。

卒業・修了状況による成果としては、学士課程では2012年度(薬学部は2010年度)に入学した者のうち2016年3月に卒業した学生は1,712人おり、標準修業年限内卒業者の割合は74.1%となっている(資料4(4)-5 22-1.2015年度進級状況(学部))。卒業者の単位修得率(単位修得科目数/履修科目数)は2011年度以降の5年間において81.8%~83.5%となっている(資料4(4)-3 卒業者の単位修得率)。

また、学部の人材養成の目的につながる国家試験受験資格合格率(2015年度実施分)を見た場合、薬学部(6年制)における薬剤師国家試験合格率は85.2%、栄養学部における管理栄養士国家試験合格率は86.9%、総合リハビリテーション学部における理学療法士国家試験合格率は94.3%、作業療法士国家試験合格率は84.6%、社会福祉士国家試験合格率は43.5%となっている(資料4(4)-5 44-1.資格(学部))。

進路状況の把握は成果を知るための重要な手段と考えられる。2015年度卒業者に対する就職者の割合は75.1%(2014年度74.9%)であり、4.4%の学生が大学院や専門学校等へ進学し、20.5%の学生がその他(自営、一時的な職に就く者、家事手伝い、進路未報告等)となっている(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況)。経済状況が回復の兆しを見せる中、学部卒業生の進路状況も僅かながら好転してきている。各学部においても進路状況を把握することにより、人材養成の目的に沿う学生を育成できているか検証する手段の一つとしている。

大学院では、2016年3月に修了し学位を授与された者は33人であり、標準修業年限での修了者の割合は71.7%である(資料4(4)-5 22-2.2015年度進級状況(大学院))。

学生の学習状況や授業に対する評価、意見等を把握するために、「教育開発センター」による「授業改善アンケート」を年2回、在学生の学生生活・教育環境への満足度を把握す

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

るために、「学生アンケート」を年1回実施している。また、卒業生を対象に本学在学時の正課および課外の教育について調査するアンケートを実施している。これらのアンケートの集計・分析結果は、総合企画会議や教育開発センター委員会等の会議体で報告され、学部における教育課程検討の資料として活用している。集計結果は、会議体での報告だけでなく、自己点検・評価マネジメントシステムにより Web 上で全教職員に公開されている。

「授業改善アンケート」では、受講する授業への出席状況や受講内容に対する意見等を把握し、学生から寄せられた意見に担当教員からコメントを返すことで学生と教員双方に授業内容について考える機会をもたらしている。

「学生アンケート」(2016年3月実施)では、学生に自身が設定した学習達成目標の達成度を問い、「達成できた」あるいは「どちらかといえば達成できた」と回答した学生の割合は62.3%となっている(資料4(4)-3 学生自らが設定した学習目標に対して達成・計画どおり進行している学生割合)。

「卒業生アンケート」(2016年1月実施)では、卒業生に対し大学時代の授業がどの程度役に立っているかという設問を設けており、「非常に役に立っている」あるいは「ある程度役に立っている」とする回答が66.8%であり、3分の2を超える卒業生が、本学の教育に対し、実社会で役立っていると評価している(資料4(4)-6 問8)。

(2) 法学部

学生の学習成果を図る指標として本年度から全学的にGPA制度が導入された。GPA制度では全学統一の基準を用いて、S評価(100点~90点)=4点、A評価(89点~80点)=3点、B評価(79点~70点)=2点、C評価(69点~60点)=1点、D評価(59点以下)及び評価なし=0点で計算し、その数値が成績表等に表示されるようになった(資料4(4)-7 p.9)。

また、各学期ごとのGPAも指導教員は見ることができ、学生の成績が1年次から4年次にわたりどのような変化を遂げているか、把握が可能になった。

他方で本学部においては、卒業試験はなく、卒業後の進路も多様であることから、卒業時の教育成果を正確に測定する手段はないが、法学検定試験をはじめとする各種資格試験の受験を奨励しており、その結果は教育成果を判断する材料となりうる。

2015年度の法学部の卒業生は435人(前期卒業25人を含む)、うち4年以下の修業年限で卒業した者は376人であった。また、2015年度の法学部の卒業生の就職率は89.4%であり、国家公務員、地方公務員採用内定者は56人で、本学の各学部の中で1位となっている(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部))。また、在学生も含め、2015年度においては宅地建物取引士に合格した者60人、行政書士に合格した者46人、法学検定試験アドバンスト〈上級〉コースに合格した者16人(団体受験以外で受験した者1人を含む)、法学検定試験スタンダード〈中級〉コースに合格した者48人であった。なお、法学検定試験については、アドバンスト〈上級〉コースで合格者数・合格率ともに全国1位、スタンダード〈中級〉コースで合格者数全国2位、合格率全国1位という結果となっている(資料4(4)-8、資料4(4)-9)。加えて、一般の大学院・法科大学院へ進学する卒業生もいる。

こうした就職内定率、公務員への採用内定者数、各種資格試験の合格者数等に鑑みれば、本法学部が掲げる「法的思考力(リーガルマインド)や政治学・国際関係の素養を生かし

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

て社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成する」という教育目標は十分に達成できているといえる。

卒業時における学生の自己評価については全学的に卒業生にアンケートを実施しているが、本学部として独自にその結果の取りまとめは行っていない。

他方で学部が指定した資格試験に合格した者に対して学部長賞・学部賞を授与する際、4年次生については卒業直前の時期に申請書類等を書いてもらっているため、卒業時の自己評価もこれより読み取ることが可能である。そこでは概ね、資格を取得できたことや希望する進路(公務員)に進むことができたことによる肯定的な評価が見られる(資料4(4)-10)。

〈3〉経済学部

本年度から学生の学習成果を図る指標としてGPA制度が全学的に導入された。本格的導入は2018年4月からとなる。GPA制度では全学統一の基準を用いて、S評価(100点~90点)=4点、A評価(89点~80点)=3点、B評価(79点~70点)=2点、C評価(69点~60点)=1点、D評価(59点以下)及び評価なし=0点で計算し、その数値が成績表等に表示されるようになった(資料4(4)-11 p.59)。

また、学期ごとのGPAも指導教員は見ることができ、学生の成績が1年次から4年次にわたりどのような変化を遂げているか、把握が可能になった。経済学部ではGPAの値が1より小さい成績の学生を成績不振者とし、履修・学習指導を指導教員が行う(資料4(4)-12)。

経済学部では、本年より、1年次生を対象に社会人基礎力を測る外部テストを導入して学部教育の経年成果の可視化に取り組む(資料4(4)-13)。今回の受験者は3年次か4年次において同試験を受験し、その結果の比較分析を行う予定である。

2015年度の経済学部の卒業生は320名、うち4年以下の修業年限で卒業した者は275名であった(資料4(4)-5 21-1.2015年度卒業状況(学部))。また、2015年度の経済学部の卒業生の就職率は87.9%であった(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況)。

過去3年間の就職状況は良好で、産業別にみると、小売業が26%と一番ウェイトが大きく、次にサービス・マスコミ業の16.4%、卸売業が13.4%、金融・保険業が12%と続く。この産業別の民間部門の就職の傾向は安定しているが、公務員等への就職は5.1%とやや低く、公共経済コースの特徴を生かして、この比率を今後上げていくことが、経済学部の教育目標に見合ったものとなろう(資料4(4)-14)。

経済学部在学中における資格取得に取り組む研鑽やゼミでの地域活性化をテーマにした取り組みが、今のキャリアにつながったとの卒業生の声などから、教育目標に沿った成果が上がっていることがうかがえる(資料4(4)-15)。

〈4〉経営学部

2017年度よりGPAを導入し運用する。

経営学部においては、ディプロマ・ポリシーに沿って3つのコースを設定し、履修モデルに基づき、段階的な科目履修が行われており、コース別の科目の履修を通して体系的な学修を行うことで演習の内容をより専門化が進んでいる(資料4(4)-16 p.44)。

アクティブ・ラーニングが演習をはじめ様々な講義形態で実施されつつある。学生チャ

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

レンジプロジェクトへの応募等が進んでおり、学修内容の深化が図られている(資料4(4)-17～資料4(4)-20)。2016年度は、9件の応募(全体で22件)があり、1件が第一次選考を通過している。2015年度は経営学部から4件の応募(全体で21件)があり、1件が第一次選考を通過し、1件が採択されている。

直近3年の卒業率は、2016年3月卒業生(2012年度入学)が90.2%、2015年3月卒業生(2011年度入学)が90.3%、2014年3月卒業生(2010年度入学)が91.5%である(資料4(4)-5 21-1.2015年度卒業状況(学部)、資料4(4)-4 21-1.2014年度卒業状況(学部)、資料4(4)-21 21-1.2013年度卒業状況(学部))。

就職率は、2016年3月卒業生(2012年度入学)が91.8%、2015年3月卒業生(2011年度入学)が90.2%、2014年3月卒業生(2010年度入学)が88.8%である(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況、資料4(4)-4 55-1.就職状況(学部)(2)男女別進路状況、資料4(4)-21 55-1.就職状況(2)男女別進路状況)。2016年3月卒業生の業種別では卸売業へ就職した割合が15.8%、マスコミサービス公益が26.7%と他学部より高く、教育目標に沿った成果といえる(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)(6)業種別就職状況)。

教育目標に適う資格等の取得を奨励する「学部賞」を設け、資格の定期的な見直しを行っているが、資格取得人数は2014年度27名、2015年度は、語学関係、経営・会計関係、情報関係合わせて46名の学生が表彰されており、学修意欲の向上とさらなる専門的知識の修得が進んでいる(資料4(4)-22)。

学生の自己評価に関して「卒業生アンケート」の結果を参考にし、教育目標に沿った改善の参考にしている(資料4(4)-6)。在学中に身につけておけばよかった能力についての質問項目で上位に挙げたのは、語学力、資格の取得(40.6%)、コミュニケーション能力(32.3%)、プレゼンテーション能力(30.4%)である(資料4(4)-6 p.16)。

これらのニーズに対して経営学部では、語学力に関しては卒業要件に専門語学4単位以上の取得を定め学部として語学教育に取り組んでいる。関連して2016年4月開始の“English Plaza”(以下、「い～ぷら」という。)にも積極的に参加している(資料4(4)-23、資料4(4)-24、資料4(4)-25)。資格に関しては、2015年度は46名が資格を取得して学部賞等を受賞しており、教育目標に沿って設けた卒業要件や資格制度等が学生のニーズと一致している項目もあり、教育目標に沿った成果が上がっているといえる。

学部長、教務委員、学生委員、FD委員、学部長補佐が出席する、学生とのFD懇談会を開催し、学生の意見を収集している。2015年度は計19名の学生と、2014年度は計25名の学生と、2013年度は31名の学生と懇談し、授業などの学習面、学生生活全般、就職活動について意見を聴取し、改善の参考にしている(資料4(4)-26、資料4(4)-27、資料4(4)-28、資料4(4)-29、資料4(4)-30)。

(5) 人文学部

教育上の効果を測定する指標として全学共通GPA(Grade Point Average)を導入し、学生の成績に表示している。また、各科目の合格最低点を60点としている(資料4(4)-31 p.15、p.17)。卒業研究(卒業論文)を4年間の学習成果を示すものとして位置づけ、中間報告および中間発表を学生に課し、研究内容の向上を促している(資料4(4)-31 p.113-116)。最終審査は主査と副査による厳正な審査によって、合格点を60点以上

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

とし、卒業研究の質を一定以上に保つようになっている（資料4（4）-31 p.115）。

卒業研究を大学における学習の集大成と位置づけており、その研究を進める中で専門的知識のみならず社会的能力や実践的な能力を獲得することが期待されている。卒業研究の完成は言うに及ばず、ゼミ単位で行われる発表会や学科単位で実施される卒業研究発表会、優秀論文の学生による選考を通して、自ら獲得した知識の社会的・実践的な活用を実現していると考えられる。また、「人文学部賞」や「人間心理学科賞」などの報奨制度も用意して、学生の積極的な学びを支援している（資料4（4）-31 p.19）。

例年5%ほどの留年生があり、そのうちの7～8割程度が卒業している（資料4（4）-5 21-1.2015年度卒業状況（学部）、22-1.2016年度進級状況（学部））。

卒業時の進路決定率は90%前後であり、進学あるいは専門職を含め幅広い職種に就職している。この点では学部の特色をよく反映していると考えられる（資料4（4）-5 60-1.就職状況（学部））。

卒業生を対象にして大学全体のアンケートとは別に学部独自のアンケートを実施し、授業の満足度などを検証している。全体として「大いに満足」「やや満足」という回答が8割程度である（資料4（4）-32）。

アンケートにより卒業生全体の傾向は経年的に把握できているが、卒業生個々の自己評価や卒業後の状況については組織的には把握できていない。

〈6〉現代社会学部

3年次生までを抱えることとなり、入試成績データ、学内成績データ、学生個人属性データ、個人別履修・成績データを収集し、その統合データを整備しつつあるところである。学生の「社会人基礎力を測る外部テストを1年次生に今年度受験させ、その結果報告も受けたが、これを今後活かせるかどうかは現在のところ確定的な結論が出ていない。とくに、質問項目の具体的内容に教員側がアクセスできないことが大きな問題となっている。なお、教育再生加速プログラム（AP）申請を行い、体制を整備する予定であったが、残念ながら選に漏れた（資料4（4）-33）。なお、学習成果のフィードバックとしてのGPA制度導入に向け、学部内で協議検討を重ねた（資料4（4）-34、資料4（4）-35）。

本学は、開設3年目であり、卒業後の評価は測れない。しかし、現代社会学科では、1年次前期からの「入門ゼミナール」、2年次生からの「ゼミナール」と「現代社会基礎実習」、さらに、2年次生からの「ボランティア・インターンシップ」といった演習や実習の科目を通して、学生たちがさまざまな体験をしながら思考錯誤を繰り返すことにより、自らを見つけ、他者との関わり方を探る有意義な機会となっている。また、現代社会のさまざまな課題について、講義で学習したことを現場で実体験することで、少しずつでも、世の中に対する問題意識が芽生えてきていることがうかがえる。

また、社会防災学科でも、1年次前期から「入門ゼミナール」、「救命処置実習」2年次生からの「ゼミナール」と「防災実習」「社会貢献実習」「ボランティア・インターンシップ」、「社会防災プロジェクト演習」「社会防災プロジェクト実習」などの演習や実習の科目を通して、学生たちが様々な体験をしながら洞察と試行錯誤を繰り返しながら、自分自身と向き合い、ボランティアマインドを育みながら積極的に社会とかわることで、市民意識と公共性の養成を目指している。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学習効果を測定する指標としてGPAを導入し、各科目での合格最低点を60点としている。また、英語コースにおいては、卒業時までの英語能力の達成目標を英検準1級、TOEFL® (iBT) 72点(教職志望者は80点)、TOEIC® 700点以上(教職志望者は730点以上)、中国語コースにおいては、卒業時までの中国語能力の達成目標を中国語検定2級、HSK(漢語水平考試)5級(高級)、日本語コースにおいては、卒業時までの日本語能力の達成目標をJ.TEST実用日本語検定準A級BJTビジネス日本語能力テストJ1レベルとしている(資料4(4)-36 p.5-6)

〈8〉総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部のうち、理学療法学科、作業療法学科ではすべての卒業生が国家試験を受験する。また、社会リハビリテーション学科においても、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験を受験するものなどについては、国試対策模擬試験の成績によって、学生の学修成果を測定すると共に、卒業判定時には、GPAを用いて測定している。また、最終学年で行う臨床実習(臨地実習)では、外部の指導者の下で実習を行うことで、それまでに修得してきた学修内容に加えて、社会人としての総合的な能力までを評価している(資料4(4)-37 p.48-49、p.66-67、p.90-91、資料4(4)-38、資料4(4)-39、資料4(4)-40)。

例えば作業療法学科では、所定の卒業要件を充足したものに学位を授与すると記載されており、その要件として、専門入門分野7単位以上、専門基礎分野のうち、人体の構造と機能及び心身の発達領域で15単位以上、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進の領域で19単位以上、保健医療福祉とリハビリテーションの理念の領域で6単位以上、専門分野のうち、基礎作業療法学の領域で9単位、作業療法評価学で7単位、作業療法治療学の領域で25単位以上、地域作業療法学の領域で5単位以上、臨床実習で21単位、及び共通教育科目で10単位以上、合計124単位以上を修得することとなっている。理学療法学科、社会リハビリテーション学科も同様に、様々な分野、領域からバランスよく修得することとなっている。

理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得を基本としながら、広く社会に貢献する人材を養成することを教育目標に定めている。卒業生の進路実績としては、理学療法学科、作業療法学科はすべて医療福祉関係(作業療法士としての公務員試験合格者を含む)であり、社会リハビリテーション学科においても、53%が医療・福祉関係であることから教育目標に沿った成果が上がっている(資料4(4)-41 p.105)。

卒業後の学生の自己評価に関しては調査を行っていないが、就職先の評価に関しては、おおむね高い評価を得ている。例えば、2016年3月に卒業した作業療法の女子学生は、就職先で新人研修が終了した段階で、7名程度の新入作業療法士のなかで、抜きんで優れているとの採用施設からの電話での報告があった。

〈9〉栄養学部

学生の学習成果を測定するための評価指標として、従来より、在学生に関する単位修得率、休学率、退学率、修業年限内の卒業生比率、在学生による授業改善アンケートを実施し活用してきた(資料4(4)-42)。2009年度には、あらたに、入学の動機、学生生活・日常生活の支援体制への満足度、学習の状況などに関する在学生を対象としたアンケート

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

や、大学時代に学んだ専門教育科目、ゼミ、外国語、キャリア科目などが現在、どの程度役に立っているかなどを問う卒業生アンケートを、学習成果を測定するための指標として活用している(資料4(4)-6)。加えて、国家試験合格率を指標として学習成果を測定している(資料4(4)-5 45. 国家試験(2) 栄養学部・臨床検査技師、(3) 栄養学部・管理栄養士、資料4(4)-43 p. 3)。また、2016年度からGPAを試験導入している。

栄養学部では、教育目標の達成に向けて、授業形態として講義、演習、実験、実習が採用されている。授業等は、管理栄養士および臨床検査技師養成のための内容について重複や欠落のないように調整がなされており、その結果は国家試験の合格率に反映されている(資料4(4)-44 p. 159-256、資料4(4)-45)。2015年度の卒業状況は、95名中83名87.4%であった(資料4(4)-5 21-1. 2015年度卒業状況(学部))。学部卒業生のうち就職者は、2016年4月1日時点で71名、進路実績の内訳は、医療福祉34名47.9%、小売26名36.6%、マスコミサービス公益5名7.0%、製造4名5.6%、公務員2名2.8%であった(資料4(4)-5 55-1. 就職状況(学部) (6) 業種別就職状況)。毎年の進路決定先のデータベースを作成し、キャリアセンターと情報共有している。

国家試験の合格者は、管理栄養士が84名中73名86.9%、臨床検査技師が30名中22名73.3%であった。教育職員免許状は12名が取得した(資料4(4)-5 45. 国家試験(2) 栄養学部・臨床検査技師、(3) 栄養学部・管理栄養士)。

学生の自己評価については、3年次生と4年次生に対して、学内試験及び業者による外部からの試験を実施している(資料4(4)-46)。後者については、管理栄養士の資格取得に向け、日本医歯薬研修協会の模擬試験、全国栄養士養成施設協会の実力認定試験、RDC管理栄養士センターの模擬試験、インターメディカルの「かんもし」、臨床検査技師の資格取得に向け、日本医歯薬研修協会の模擬試験を実施して、学内順位や全国順位、学内偏差値や全国偏差値を参考に自己評価を実施させている。

卒業後の評価については、栄養学部主催の卒業生による就職講演会を毎年開催している(資料4(4)-47)。

〈10〉薬学部

全学年を通して、各教育科目が目指す目標はシラバスに記載されている。その目標に向けた学習成果を総合的に測定するための指標として、1年次～3年次の各年次において、最小限修得すべき単位数およびGPAを設定し、進級判定に利用している。卒業研究の目的はシラバスに書かれており、また主査と副査による審査に加えて、卒業研究(中間)発表会での質疑応答などを通して、学習成果を測定している(資料4(4)-48 p. 475-476 およびp. 532-535、資料4(4)-49、資料4(4)-50)。

「演習実習Ⅲ」にはスモールグループディスカッション(SGD)を導入し、専門知識の理解を深めると同時に、論理的思考力、問題提起・解決能力、プレゼンテーション技能などを培うことに努めている。一部の専門領域では、学習成果を量るために、学生による自己評価および相互評価を実施し、最高評価を受けたものに対して賞状をもって奨励している(資料4(4)-51)。「薬学演習」はディベート技能やコミュニケーションおよび問題解決能力を修得する目的で行っている(資料4(4)-52)。

2006年度～2010年度の入学生総数1,298名に対し、2011年度～2015年度にわたって1,026名に学士(薬学)学位を授与している。所定の修業年限内の卒業率(学位授与率)

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

は、過去5年平均で66%で、一年遅れの卒業者と合計すると80%になる(資料4(4)-53)。また、6年次在籍学生の学位授与率は5年間の平均で94.5%に上り、薬剤師国家試験(第97回~第101回)合格率は、全国平均を上回っている(資料4(4)-5 45. 国家試験(1) 薬学部・薬剤師)。卒業生の就職率は常に96%以上に保っており、その九割以上は公務員の他、医療福祉や薬の製造・流通に関わる職業に就き、薬学専門知識を生かしている(資料4(4)-4 55-1. 就職状況(学部)(2) 男女別進路状況、資料4(4)-5 55-1. 就職状況(学部)(2) 男女別進路状況、資料4(4)-21 55-1. 就職状況(学部)(2) 男女別進路状況)。これらの実績は本学部の教育目標に沿った成果が十分に上がっていることを裏付ける。しかし近年、入学生の学力低下が目立ち、低学年では休学・退学率が高い(資料4(4)-54)。入学して間もないうちに薬学への興味をなくした学生もいる。そのような学生に早めの進路変更を促すために、同一学年での留年は一回かぎり、という制度を導入した(資料4(4)-1 第15条第5項)。

初年次の学生にポートフォリオをさせている(資料4(4)-55)。卒業後の評価については、大学は毎年卒業生に対してアンケート調査を実施しているが、薬学部独自のアンケート調査は実施されていない。大学が実施したアンケート調査の結果では、薬学部卒業生からの評価が概ね高かった(資料4(4)-6)。しかし、アンケートへの回答率が低く、総合的な教育・学習成果を判定することは、現時点では困難である。

〈11〉 法学研究科

修了認定は、ディプロマ・ポリシーに基づき、研究科委員会で適切に判断しているが、評価指標の形式をもつものとしては定めていない。

修士課程については、一定の水準の修士論文を執筆した上で、税理士等の資格取得者、国家公務員(Ⅱ種、国税専門官等)・地方公務員各試験合格者、博士後期課程進学者、及び、法科大学院進学者等を輩出し、民間企業に就職した者も含め多様な進路実績を有している(資料4(4)-56)。うち、最近6年間の学位取得者は30人であり、そのうち修業年限で修了した者は26人である(資料4(4)-5 17-2. 修了生総数(1) 修士課程)。

博士後期課程については、大学専任教員、専門学校教員等、研究能力を要する専門職についた者を輩出している。うち、最近6年間の学位取得者は2人であり、そのうち修業年限で修了した者は1人である(資料4(4)-5 17-2. 修了生総数(2) 博士後期課程)。

以上のように、少人数教育の利点を活かしながら、各学生の希望に応じた多様な進路実績を有しており、研究科の目的に対応したものとなっている。

体系的な形での学生の自己評価、卒業後の評価は実施していないが、法学研究科オリジナルサイト等に掲載している学生・修了生の声からは、研究科の教育目標に沿った成果が上がっている(資料4(4)-57、資料4(4)-58)。

〈12〉 経済学研究科

本研究科では、シラバスに明示された科目の評価基準に基づく評価が行われており、適切な評価測定が行われている。また、課程修了時における学習成果の評価については、課程修了の要件のもと、学位論文審査委員会が実施する最終試験において、学位論文を中心に学習成果の評価が行われている(資料4(4)-59 第5条)。なお、審査委員会は「学位論文の内容にもっとも関係の深い研究分野の教員1名以上」「学位論文の内容にもっとも関係の深い分野以外の教員1名以上」のほか、必要に応じて他大学の教員等を審査委員に

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

加えることも認めるなど、学習成果を適正に評価できる体制が採られている(資料4(4)-60 p.45-48)。

本研究科の教育目標は「経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有益な人材を養成することとする。」である。修士課程では、2000年以降120名の修了者を輩出し、税理士の国家資格を取得する目的で入学するものが多い。博士後期課程では、2000年以降3名の修了者を輩出している。2013年度以降の修了状況は、修士課程が13名、博士後期課程が1名で、留年者は0名で、その目的は達成している(資料4(4)-5 p.29)。

本研究科の教育目標は「経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有益な人材を養成することとする。」である。就職するものは稀であり、修士課程では、税理士の国家資格を取得する目的で入学するものが多いが、修了生の自己評価は把握できていない。

〈13〉人間文化学研究科

修士論文に集約される研究を進めるにあたって、指導教員を中心とした個別指導を行うと同時に、公開の中間発表を修士論文提出の要件とすることで、研究内容と研究手法の水準と妥当性を厳正に検討している。また、修了前には同じく公開の最終発表会(修論発表会)の機会が設けられ、研究成果について修士論文の審査にあたった教員以外の視点から精査を加えることによって、学習成果の適切な測定を行っている(資料4(4)-61)。

博士論文の審査については、他講座に所属する審査委員や、必要に応じて学外からの専門家を審査委員に招き、審査の厳正化に努めている(資料4(4)-60 p.67)。

修士課程においては研究内容や学生個人の環境・資質に応じてあらかじめ3年で課程を修了する長期履修制度を設けており、適切な個別指導と併用することで、個々の学生の学修上の要請にきめ細かく応えることができている(資料4(4)-60 p.63)。

研究科の目的である「高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的自立的な研究能力をもつ優れた研究者の育成を目指す」ことを実現するために、学位論文作成に向けた丁寧な個別指導が行われており、順調に学位を取得し、専門職に就く修了者を輩出している。例えば、心理学専攻臨床心理学系においては、臨床心理士資格合格率も向上し、全国平均を上回っている(資料4(4)-4 4-2.資格(大学院)欄外、資料4(4)-5 44-2.資格(大学院)欄外、資料4(4)-62)。

学生に対する修了後の進路先などの追跡調査は指導教員による個別の取り組みはあるが、個人データやプライバシーの問題があり、研究科全体としては実施していない。

在籍中の学生の自己評価に関しては、各学期に実施される授業アンケートの自由記述の中に反映され、研究科委員会の中で報告されると共に、それぞれの担当教員にもフィードバックされている(資料4(4)-63)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

学位論文の提出後に、研究科教員全員の前での成果発表会、及び、指導教員を含まない3人の教員によって構成される審査委員会における口頭試問により、研究成果や方法が建学の精神等を理解した内容になっているか、研究の位置づけが的確であるか、客観性があり適切か、論理的整合性と経験的妥当性に裏付けられているか、グローバルな視点で作成

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

されているかその他の観点から、学位論文審査基準に照らし合わせて成果を測るよう努めている(資料4(4)-60 p.93)。

修士課程においては、多くは修業年限内である2年で修了しているが、博士後期課程では、原著論文の学術誌掲載許諾を受理するまでに長期間かかるため、3年で修了することは難しい(資料4(4)-60 p.88)。

修士課程をこれまでに修了した人数は26名で、そのうち25名は2年で、1名が4年で修了している。博士後期課程をこれまでに修了した人数は3名で、3年で修了したものは1名、他は4年半、5年であった(資料4(4)-64)。

修了後は、医療・福祉にかかわる分野でリーダーとなる高度専門職業人の養成が目標であり、修了者の多くは、それぞれの職場に復帰してリーダーとして活躍している。博士後期課程においては、教育者・研究者の教育が目的であり、修了者はすべて教育者・研究者として活躍しており、本年前期修了の博士の学位取得者は本学の助教募集に応募し、就職が内定し、2017年4月から就業予定である。

博士課程修了者の一例として、本学で修士課程、博士後期課程を学ぶうちに、指導教員他の研究者と同時に教育者としての姿を見て、教育の重要さと面白さを学んだということで、本学の助教募集に応募したと述べている。このように、優れた教育者養成を目的の一つとして設立した本研究科の目標は成果が上がっているものとする。また、別の博士課程後期在学者は、研究科の研究とは別に、本学教員と研究を進め、国際的なジャーナルへの投稿を予定しており、研究者を養成するという本研究科の目標の成果が上がっているものとする。

〈15〉栄養学研究科

学生の学習成果を測定するために、修了学生が発表した修士論文の質が、一番の評価指標になると考えており、主査・副査をはじめ栄養学研究科委員会にて評価を行っている(資料4(4)-60)。

過去2年間(2014年度、2015年度)の栄養学研究科の修了者は6名で、いずれも修業年限内に修了している(資料4(4)-65、資料4(4)-66)。修了者の多くが管理栄養士、臨床検査技師並びに管理栄養士施設教員として活躍しており、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる(資料4(4)-67)。

本学ホームページ上で、大学院生の栄養学研究科における研究活動に対する感想や評価を掲載しており、それぞれが課題を見つけて意欲的に研究に取り組んでいることが分かる。また、栄養学研究科の修了生の評価も掲載しており、栄養学研究科で培った経験が、修了後に役立っているといった高い評価を受けている。これらのことから教育目標に沿った成果が上がっていると考えられる(資料4(4)-67)。

〈16〉薬学研究科

研究科に所属する学生の研究指導は、直接の指導教員のみならず、全教員による指導も行われている。具体的には、半年ごとに実施される薬学演習によって、研究の進捗状況の確認とともに、今後の研究に対する指導が行われている。したがって、学生はその時点における研究の問題点を客観的に知る事が出来るとともに、研究成果の測定も可能となっている。また、博士課程における講義は、それぞれ高い専門性を持った教員が担当し、成果の測定を適正に行って、評価している。修了要件としては、第4章(1)に記述したよう

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

に、講義は科目として6単位以上を修得、薬学演習は8単位以上修得（卒業要件は合計30単位以上を修得）、薬学研究は16単位以上修得することとなる。博士論文は審査と口頭試験に合格することとなる。課程修了の際、薬学領域の高度な知識と技能、優れた態度、国際的視野に立った高度の薬学研究の実践能力を身につけているかどうかとも考慮される（資料4（4）-68 第9条、資料4（4）-60、資料4（4）-69、資料4（4）-70）。

昨年度初めての1人の課程修了学生に学位の授与を行った。入学時には3人の学生が在籍したが、1人は休学のため、修了が1年延期となった。また、残る1人は、社会人学生であったが、仕事との両立が難しいとの理由で、入学後2年で退学した。なお、修了した学生は他大学医学部の助教として就職した。将来は指導者・研究者を目指すことになるが、これは研究科の人材育成目標とも合致する（資料4（4）-69、資料4（4）-71）。

修了した学生は入学時の目標通りに、大学教員として就職し、指導者・研究者を目指していた本人の自己評価は高い。また、就職先の大学研究室主任からも勤勉な態度に対して高い評価を頂いている。特に、明確な資料としては残していないが、口頭で伺っている状況である。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

講義・演習を担当する教員による優、良、可、不可の判定が、学生の学習成果を測定するための評価指標に当たる（資料4（4）-60 p.116、第7条）。また、研究指導計画に基づく研究指導の成果として学会に受理公表された学術報文の内容および数も研究科委員会に評価されている。

過去3年間（2016年度、2015年度、2014年度）は課程博士の学生はいないが、2013年度においては3名の課程博士の学生が修業年限内に修了している（資料4（4）-5 17-2. 修了者数（2）博士後期課程）。修了者の進路として、大学教員や、研究機関の研究員などとして多数活躍しており、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる（資料4（4）-67）。

本学ホームページ上で、本研究科学生の研究活動に対する感想や評価を掲載しており、それぞれが課題を見つけて意欲的に研究に取り組んでいることが分かる。また、修了生の評価も掲載しており、本研究科で培った経験が、修了後に役立っているといった高い評価を受けている。これらのことから教育目標に沿った成果が上がっていると考えられる（資料4（4）-72）。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

a. 卒業・修了の要件について

学士課程では、学則第15条において修業年限および在学年数を、同16条に修得すべき単位数、同19条に科目修了の認定、同22条に学位授与について規定している（資料4（4）-1）。また、神戸学院大学学科履修規則第2条において、各学部・学科の修得すべき科目および単位数を規定している（資料4（4）-73）。学生には、履修の手引に明示し、履修ガイダンスの際に説明している（資料4（4）-7）。学位授与にあたっては、各学部の「卒業判定教授会」において、学部教務委員が事前に成績表等をもとに卒業要件を充足しているかを確認した卒業認定資料に基づき卒業判定が行われている。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

大学院における学位授与は、大学院学則および神戸学院大学学位規則、同細則、各研究科規則に基づき行われている(資料4(4)-2、資料4(4)-74、資料4(4)-75)。研究科ごとに学位論文作成要領や審査手続き等の内規を定めており、学生には、大学院履修要項に明示している(資料4(4)-60)。2015年度の学位授与者は修士課程30人(2014年度32人、2013年度25人)博士後期課程6人(2014年度2人、2013年度7人)、博士課程(薬学研究科)1人である(資料4(4)-5 17-2. 修了生総数(1) 修士課程、(2) 博士後期課程、(3) 博士課程)。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

修了判定は、研究科委員会において、提出された学位論文ごとに審査委員会を設置し、委員会審査結果に基づき修了判定が行われている。審査の客観性・透明性を確保するために、学位論文公聴会の開催や博士論文の学外審査委員の登用などを行っている。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学部の学位授与は、学則および同学科目履修規則の規定に基づき、修得単位数や成績判定の確認を行ったのち、卒業判定教授会での審議を経て、学長が決定する(資料4(4)-1、資料4(4)-73)。

大学院での学位授与においては、大学院学則、神戸学院大学学位規則、同細則の規定に基づき、各研究科で定める学位論文作成要領、論文審査手続きや学位論文の水準に照らし合わせて、審査委員会を設置し、審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会での審議を経て、学長が決定する(資料4(4)-2、資料4(4)-74、資料4(4)-75)。研究科によっては、博士の学位授与において予備審査を行った上で、学位論文提出の可否を審査し、可と判定されなければ学位論文が提出できないこととしている。また、審査委員の学外登用、学位論文公聴会の開催などにより、審査の客観性・透明性および厳格性の確保に努めている。

〈2〉法学部

a. 卒業・修了の要件について

本学部ではディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく卒業所要単位を設定し、学則、神戸学院大学学科目履修規則にこれを定めるとともに、学生に配付する冊子で明示している(資料4(4)-1 第15条、資料4(4)-7 p.70-71 および p.106-108、資料4(4)-73 第1条)。卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から24単位以上を取得すること(うち外国語科目8単位以上)。
2. 専門教育科目から90単位以上を取得すること。なお、専門教育科目については、科目群ごとに詳細な卒業要件を定めている。
3. 上記を含め、合計124単位以上を取得すること。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

卒業認定については、教務事務グループにおいて単位要件を確認した上で、学則及び法学部教授会規則の定めにより、本学部の教授会において、教授会の責任の下で卒業認定の審議・確認を行う(資料4(4)-1 第9条、資料4(4)-76 第3条)。なお、本学部に3年以上在籍した者が本来の修業年限である4年を俟たずに卒業を希望した場合には、規則に定める手続きを経た上で、同様に教授会において審議・確認を行っている(資料4(4)-77)。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

〈3〉経済学部

a. 卒業・修了の要件について

経済学部では、教育目標に基づいた学位授与方針として、ディプロマ・ポリシーを定めており、学則第15条、神戸学院大学学科目履修規則第1条にもこれを定めている(資料4(4)-1、資料4(4)-11 冒頭部分、資料4(4)-73、資料4(4)-78)。

卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から24単位以上を取得すること(うち外国語科目8単位以上)。
2. 専門教育科目から100単位以上を取得すること。なお、専門教育科目については、選択必修科目及び選択科目ごとに詳細な卒業要件を定めている。

3. 上記を含め、合計124単位以上を取得すること。

卒業要件を充足するにあたっては、ディプロマ・ポリシーに則った履修および単位取得が求められている(資料4(4)-11 p.67)。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

卒業認定については、教務事務グループにおいて単位要件を確認した上で、学則第9条及び経済学部教授会規則の定めにもとづき、本学部の教授会において、教授会の責任の下で卒業認定の審議・確認を行う(資料4(4)-73、資料4(4)-79)。

〈4〉経営学部

a. 卒業・修了の要件について

経営学部においては、学科目履修規則に従って、卒業要件を次のように定めており、履修の手引に明示している(資料4(4)-16 p.58、資料4(4)-73 第2条)。

・共通教育科目はリテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上修得を含め合計24単位以上を修得

・専門教育科目は、コア科目選択必修科目から12単位以上修得、主専攻コース選択必修科目から3・4年次配当科目6単位以上を含め20単位以上修得、専門語学から4単位以上を修得、を含め合計100単位以上修得、4年次に専門教育科目から8単位以上修得、法学関連科目は12単位以内を卒業に必要な単位として認める

・合計124単位以上修得

所定の卒業要件を充足した者に、学士(経営学)を授与している。

学部長室から成績不振のゼミを履修していない学生に対して、学部長からのメッセージをメールで送信し、コンタクトを試み、ゼミを履修していない2年次生に対して2014年12月には61名に送信し15人から返信があった。2015年1月には56名に送信し16人から返信があった(資料4(4)-80)。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

3月と9月の年2回、教務センターの作成する資料に基づき、学部教務委員が在学期間及び修得単位数という卒業要件を満たしているか教授会に先立って確認し、教授会で卒業を審議し、一括認定している。

2015年度入学生より、半期ごとの履修上限単位数を変更した(資料4(4)-16 p.45)。1年次後期から連続的に演習を履修することで主体的な学習を促して4年次の卒業論文作成につなげている。選択したコース科目の履修に3・4年次配当科目から6単位以上履修する要件を設けることで、より専門的な学習を促している(資料4(4)-16 p.58)。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

〈5〉人文学部

a. 卒業・修了の要件について

学位授与の要件については、学位取得に必要な修得単位数や卒業研究に関する必要事項を全学生に配布する『履修の手引』に「進級及び卒業に必要な単位及び修業年限」として明示している(資料4(4)-31 p.18)。また入学時の新入生ガイダンスおよび毎年各学年に実施しているガイダンスにおいても3年次進級の条件や卒業要件について十分な説明を行っている。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

ディプロマ・ポリシーを達成するための詳細な卒業要件として、卒業研究(人文学科)・卒業論文(人間心理学科)を必修として課しているほか、「履修の手引」において、科目群毎の修得単位数を定めている(資料4(4)-31 p.84-107)。卒業論文の単位認定にあたっては、『履修の手引』に「卒業研究・卒業論文」としてその詳細を記している(資料4(4)-31 p.113-115)。指導教員による定期的な指導の下、中間報告や中間発表を経た上で、指導教員と副査の教員の二人によって口頭試問が実施される(資料4(4)-81、資料4(4)-82)。その後、卒業要件の単位を修得した学生に対し、卒業研究の結果と共に、学則および人文学部教授会規則に則り、教授会における審議を経て学位の授与がなされる(資料4(4)-1、資料4(4)-83)。また、『卒業論文要旨集』が印刷物として作成され、卒業生および新4年次生に配布されており、学位授与の適切性を確認している。

〈6〉現代社会学部

a. 卒業・修了の要件について

学部の理念・目的を踏まえた卒業要件、ディプロマ・ポリシーについては、下記のとおりである(資料4(4)-84 p.64-65)。

【現代社会学科】

共通教育科目(24単位以上、うち、外国語分野から8単位以上)、専門教育科目(100単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10単位以上、共通実習分野から2単位以上、ゼミナール分野から16単位以上、専門基幹科目専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から16単位以上、共通実習分野から4単位以上、専門分野科目から卒業論文4単位、3つの専門分野から36単位以上)

【社会防災学科】

共通教育科目(24単位以上、うち、外国語分野から8単位以上)、専門教育科目(100単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10単位以上、共通実習分野から2単位以上、ゼミナール分野から16単位以上、専門基幹科目専門語学分野から4単位以上、専門共通分野から20単位以上、共通実習分野から8単位以上、専門分野科目から28単位以上、連携共同科目4単位以上)

卒業には合計124単位以上の単位取得が必要となるが、それについても、履修の手引に明記してある(資料4(4)-84 p.64-67)。卒業に必要な要件については、学科ごとにかけて図示しているので、確認しやすい(資料4(4)-84 p.66-67)。また、「神戸学院大学学位規則」「神戸学院大学学科履修規則」については、「履修の手引」の規則集に記載されている(資料4(4)-84 p.94-96およびp.97-115)。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいて共通教育科目及び専門教育科目が配置されており、それぞれについて学位授与のための所要単位が明記されている。

学部開設3年目である2016年度現在、学位授与の実績はないが、3年次への進級判定の実績はある(資料4(4)-85)。進級判定では、進級認定のための資料を教務委員が作成し、それに基づいて教授会で審議決定された。学位授与についても、進級判定と同様の手続きで準備を行い、学位授与の可否を教授会にて審議決定する予定である。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

a. 卒業・修了の要件について

卒業要件については、学部共通科目群として学部基礎科目(入門ゼミナール、ジェネリックスキルトレーニングⅠ～Ⅳ)(6単位以上修得)、学部講義科目(グローバル・コミュニケーション入門、異文化コミュニケーション論等)(6単位以上修得)、セメスター留学など現地研修関連科目(12単位以上修得)、卒業研究科目(6単位以上修得)を置き、各コース科目群として、基本語学科目(20単位以上修得)、各コース演習科目(6単位以上修得)、実践語学科目(10単位以上修得)、各コース講義科目(10単位以上修得)、他コース講義科目(6単位以上修得)を配置して専門教育科目を構成している。これに共通教育科目(24単位以上修得)を加え、最低限卒業に必要な修得単位数は124単位としており、学生に対してはグローバル・コミュニケーション学部履修の手引などにより明示している(資料4(4)-86 p.47)。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

本学部はまだ完成年度をむかえていないため学位授与の実績はないが、2年次への進級認定の実績はある。進級認定にあたっての資料は教務委員が作成し、それに基づき教授会で審議決定されている(資料4(4)-87 審議事項①)。学位授与についても、進級認定の場合と同様のプロセスで準備を行い、学位授与の可否は教授会にて審議決定する予定である。

〈8〉総合リハビリテーション学部

a. 卒業・修了の要件について

履修の手引に記載の通り、卒業要件を明示し、学部教授会審議の上、学位授与を行っている(資料4(4)-37 p.44, p.62, p.82)。大学全体としては単位数によって卒業認定を行う。学生に対しては、入学時のガイダンスで説明するほか、毎年必修科目を中心に、その学年で必要な履修方法について、説明を加えている。具体的な履修要件は、例えば作業療法学科では、所定の卒業要件を充足したものに学位を授与すると記載されており、その要件として、専門入門分野7単位以上、専門基礎分野のうち、人体の構造と機能及び心身の発達領域で15単位以上、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進の領域で19単位以上、保健医療福祉とリハビリテーションの理念の領域で6単位以上、専門分野のうち、基礎作業療法学の領域で9単位、作業療法評価学で7単位、作業療法治療学の領域で25単位以上、地域作業療法学の領域で5単位以上、臨床実習で21単位、及び共通教育科目で10単位以上、合計124単位以上を修得することとなっている。理学療法学科、社会リハビリテーション学科も同様に、様々な分野、領域からバランスよく修得することとなっている(資料4(4)-37 p.48-49, p.66-67, p.90-91)。このうち、特に、臨床実習(臨地実習)では、外部の指導者の下で実習を行うことで、それまでに修得してきた学修内容

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

に加えて、社会人としての総合的な能力までを評価している。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学則第15条、第16条に定めるところにより、学部教務委員会で在学年限及び取得授業科目及び取得単位数などについて卒業要件を満たしているかどうかの確認を行い、教授会で審議する(資料4(4)-1 第15条、第16条、資料4(4)-88)。学位規則第2条に従い、卒業と判定したものを学長に答申する(資料4(4)-74 第2条)。

〈9〉栄養学部

a. 卒業・修了の要件について

学生に配布している「履修の手引」には、管理栄養学専攻及び生命栄養学専攻の進級及び卒業に必要な単位と修業年限を明記し、周知している(資料4(4)-44 p.74-78)。また、入学生のオリエンテーション、各学年における履修ガイダンス等においても学生に説明のうえ周知している。

優れた管理栄養士等の涵養を教育目標とし、教育課程の方針として、〈基礎科目から応用科目への教育方針〉、すなわち、基礎科学群科目から、専門基礎分野科目、専門分野科目へ進める教育課程を編成しており、その編成方針は「履修の手引」などに明示している(資料4(4)-44 p.39-43)。大部分の学生は、教育方針の流れを理解し、年次進行のカリキュラムに従い、履修している。教育目標などを、大学内部および外部に明確に示しており、実際の教育も円滑に進められている。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

卒業認定については、教務センターにおいて単位要件を確認した上で、学則および栄養学部教授会規則の定めにも則り、本学部の教授会において、教授会の責任の下で卒業認定の審議・確認を行っている(資料4(4)-1 第16条、資料4(4)-89 第4条)。管理栄養士養成課程においては、専門科目の単位取得だけでなく、3～4年次の全国模擬試験(4回)と学内試験(1回)+学内試験追試(1回)の結果を総合して卒業判定を行っている。臨床検査技師養成課程においては、専門科目の単位取得だけでなく、3～4年次の全国模擬試験(1回)と学内試験(4回)によって、国家試験受験の学力を有しているか否か総合的に判断している(資料4(4)-46)。いずれも最終試験までに獲得した点数の合計が満点の6割を超えていた場合を合格と判断する。各学年の進級時において、2年次と3年次は成績下位10%、4年次は成績下位20%の学生の保証人(保護者)へ成績不振者の通知を行っている。成績評価と単位認定の適切性について、成績評価・単位認定基準をシラバスに明確に示す方針をとっており適切に行われている(資料4(4)-90)。

〈10〉薬学部

a. 卒業・修了の要件について

卒業要件は、修業年限が6年、修得単位数が2015年度以降の入学生で191単位以上、うち共通教育科目群、基礎教育科目群および薬学専門教育科目群がそれぞれ16単位、6単位および169単位以上と設定されている(資料4(4)-1 第15条第2項、第16条)。卒業研究は必修科目と定められており、卒業研究の発表および卒業論文の提出が必須条件である(資料4(4)-1 別表第2)。2014年度までの入学生に関しても相応な卒業要件が設定されている。卒業要件が「履修の手引」に詳細に記載されている(資料4(4)-91 p.83-96)。「履修の手引」を各年度初頭に学生全員に配布するとともに、学年別に実施さ

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

れている教務ガイダンスおよび履修指導においても卒業に必要な要件および各学年における進級要件を周知徹底している(資料4(4)-92)。

b. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位授与までの各年次において、大学教務事務グループは学籍を管理し、教務委員は教務センターおよび学部長室と連携して学部教務を実施する。学科目の成績評価の方法と基準は、学科目履修規則に規定されており、各科目の成績評価法はシラバスに明記されている(資料4(4)-73 第8条、第9条、第10条、資料4(4)-1)。講義科目の試験は大学教務委員会の管理下ですべて所定期間中、大学の規定に沿って厳正に実施されている(資料4(4)-91 p. 9-12)。進級の認定は学年の終わり(3月)に、学士課程の卒業認定は最終学年の2月に大学教務事務グループが各授業科目の最終成績評価に基づいて作成した資料をもとに、定められた進級基準または卒業認定基準に基づき、教授会構成員全員の協議によって、公正・厳格に行われている(資料4(4)-93、資料4(4)-94)。卒業認定を受けた者は学則に従い学士の学位を授与される。

〈11〉法学研究科

a. 卒業・修了の要件について

修了要件については、大学院学則・法学研究科規則で明確に規定し、大学院履修要項で明示している。修士課程の修了要件は、原則として2年以上在学し、特殊研究8単位を含め32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することである(資料4(4)-2 第11条、資料4(4)-95 第6条)。

博士課程の修了要件は、原則として3年以上在学し、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである(資料4(4)-95 第14条)。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

学位授与の審査については、策定・公表済みのディプロマ・ポリシーを実質的に学位審査基準と位置付け、厳格かつ適正に行っているが、学位審査基準という形式で定めてはいない。審査委員会による学位論文審査結果は、最終試験の結果とともに法学研究科委員会で報告される。研究科委員会における論文審査は、あらかじめ論文要旨が全員に配付され、論文についての評価(合または否)と、口頭試験結果の合否報告によってなされ、最終の判定は法学研究科委員会の議題として慎重かつ厳格に審議される(資料4(4)-74 第8条、9条、資料4(4)-96 第6条第1項)。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位授与については、学位規則法学研究科規程に定められた手続に従って、研究科委員会が最終的な責任をもって行っている(資料4(4)-96)。

論文博士審査手続については検討中である(資料4(4)-97)。

学位審査・修了認定の客観性・厳格性は、審査委員会での結果を研究科委員会での審議において精査することにより確保している。

〈12〉経済学研究科

a. 卒業・修了の要件について

経済学研究科学位論文作成細則に基づいて指導教員の指導により学位論文を作成してい

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

る(資料4(4)-60 p.42-43)。同細則には、学位論文作成に係る日程や学位論文の水準などについて詳細に規定し適切に行われている。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

修士課程、博士後期課程の学位授与に係る審査手続きについて、修士の学位と博士の学位に係る審査手続き等に関する内規、神戸学院大学大学院経済学研究科学位論文審査基準を学生に提示するなど詳細に規定し適切に行われている(資料4(4)-60 p.44-46、資料4(4)-98)。また、学位論文に求められる水準は、修士論文については、「先行研究を踏まえ、論文構成や主張において独自の内容を含むものでなければならない」、博士論文については、「学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等に掲載された原著論文の内容を含むものでなければならない」との基準を設けている(資料4(4)-60 p.42-43)。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位授与にあたっては、大学院経済学研究科規則により、指導教員による指導のもと作成された学位論文を中心に、学位論文審査委員会が実施する最終試験に合格することが求められる(資料4(4)-60 p.35)。学位論文および最終審査の手続きについては、経済学研究科規程、経済学研究科履修規程、経済学研究科論文作成細則に明示している(資料4(4)-60 p.40-43)。

学位審査については、指導教員のほか2名以上の教員からなる審査委員会による審査を経て研究科委員会が決定する。審査委員会には必要に応じて他大学の教員などを加えることが出来るなど、審査の客観性・厳格性が確保されている(資料4(4)-60 p.44-46)。

〈13〉人間文化学研究科

a. 卒業・修了の要件について

人間文化学研究科の修士の修了要件や修士論文の水準に関しては、大学院履修要項 p.60 に、「人間文化学研究科履修規程」、p.64 に「学位論文作成要領」に明示している。具体的には、「学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等への投稿・掲載、または関連する専門学会での研究発表が可能な程度の内容を含み、形式等が整っていないといけない。」としている(資料4(4)-60 p.64)。

人間文化学研究科の課程博士の学位授与については、まず、博士論文の水準に関しては、大学院履修要項 p.65 に「学位論文作成要領」として明示している。具体的には、「(1) 博士論文は、学会誌、あるいはそれに準ずる雑誌等に掲載された原著論文2編以上の内容を含むものでなければならない。なお、共著論文については、筆頭執筆者である論文のみを対象とする。

(2) (1)にある原著論文のうち、1編は、査読機関の査読を経て掲載されたものでなければならない。」としている。

さらに人間文化学研究科の論文博士の学位授与については、まず、博士論文の水準に関しては、課程博士と同様である。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

人間文化学研究科の修士の学位授与に係る審査手続きに関しても、大学院履修要項 p.66 に、「人間文化学研究科の修士の学位授与に係る審査手続き等について」と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。「学位の申請」「審査委員会」「最終試験」「論文審査期間」「論文審査結果の報告」「学位授与の議決」。さらに、「学位論文の審査基準」を加える

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

ことで、学位論文に求める水準を明示することとしている（資料4（4）-99）。

課程博士の学位授与に係る審査手続きに関しても、大学院履修要項 p.100-101 に「人間文化科学研究科の課程博士の学位授与に係る審査手続き等について」と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文の提出、審査委員会、最終試験、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、論文の再提出（学位の取得に至らなかった場合の処置）。また、審査手続きは図を用いてわかりやすく説明されている。

論文博士の学位授与に係る審査手続きに関しても、大学院履修要項 p.69-71 に、「人間文化科学研究科の論文博士の学位授与に係る審査手続き内規」と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文等の提出、学位論文の受理日、審査委員会、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、学長への報告、学位論文の公表。

なお、学位論文の体裁や各種手続きの期日についても、「大学院履修要項」 p.64 に「学位論文作成要領」としてまとめられている。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位論文に関しては、学位申請者が資格要件を満たすとともに、審査にあたる教員は当該研究分野の水準を考慮した適切な評価を行うことを申し合わせている（資料4（4）-60 p.60-62、p.64-65）。

修士論文および博士論文の審査においては、他専攻の教員を審査委員に加えている。とくに博士論文の審査に関して、学外の審査委員を加え、公聴会を義務付けており、透明性の高い学位授与が可能となっている（資料4（4）-100、資料4（4）-101）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

a. 卒業・修了の要件について

総合リハビリテーション学研究科の理念・目的を踏まえ、次のようなディプロマ・ポリシーを定めている。

修士課程：修了要件は、総合リハビリテーション学研究科修士課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することである。

修士論文を提出し、（1）研究科全教員の前での修士論文発表会での発表、（2）審査委員による修士論文テーマ及び関連分野に関する最終試験、（3）研究科委員会での投票、を経て、医療・福祉に関わる分野の高度専門職業人、養成機関での教育者、及び研究者（博士後期課程進学者等も含む）を目指すものとしての基礎的な能力を有すると判定されたものに対して修士の学位を与える。

博士後期課程：修了要件は、総合リハビリテーション学研究科博士後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することである。

博士論文を提出するには、博士論文申請までに博士論文の内容を含む論文の学術誌掲載許諾を受理しておくことが必須である。

審査委員による博士論文テーマと関連分野に関する最終試験、及び研究科委員会での投票、を経て、養成機関での教育者、研究機関及び企業の研究所等での研究者、大学・大学

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

院での教育・研究者として自立した能力を有すると判断されたものに対して博士の学位を与える。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

学位論文審査基準は履修要項に掲載して、あらかじめ学生に明示している(資料4(4)-60 p.93)。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位論文の審査基準を明示し、修士、並びに、博士の学位授与にかかる審査手続内規を定め、成果発表会、及び、審査委員会の審査により、客観的に、厳格に審査している。研究科における教育課程では、指導教員の他に副指導教員をおいて、複数の教員による指導体制を構築すると共に、学位論文の審査においては、研究科全教員の前での発表を行うと共に、指導教員を除く3名の研究科教員による審査委員会を設置して口頭試問を行う。最終的に、研究科委員会における全教員による審議を経て学位授与が認定される(資料4(4)-60 p.93、p.88)。

〈15〉栄養学研究科

a. 卒業・修了の要件について

栄養学研究科の論文審査基準として次のように大学院履修要項および本学ホームページ上に明示されている。修士課程の学生は、必修科目22単位、選択科目8単位以上、合計30単位以上を履修しなければならないことが明示されている(資料4(4)-60 p.97、第4条)。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

修士論文は、疾病予防および健康増進に必要な高度な栄養学的知識に基づいた専攻分野における優れた問題解決能力及び研究遂行能力が認められるものでなければならない。このような修士論文を作成しうる能力を確認するため、学会・研究会などで修士論文に関する内容の口頭発表1回以上が求められ、学術論文発表を努力目標としている(資料4(4)-102)。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

大学院学則に規定されている修了要件のもとに、栄養学研究科委員会で決定され、公表された日程に基づき適切に認定が行われている(資料4(4)-60 p.3、第5章)。修了認定手続については大学院履修要項に、大学院栄養学研究科規則第5条に基づく研究指導として明示されている(資料4(4)-60 p.97)。また、学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策の現状は次の通りである。

a. 主査1名、副査2名で修士論文作成の指導を行っている。

b. 最終試験として修士論文発表会を開催し、活発な質疑応答を行っている。

c. 最終試験の後に栄養学研究科委員会を開き、修士論文および発表会質疑応答の結果を考慮して修了の認定を行っている。

〈16〉薬学研究科

a. 卒業・修了の要件について

学位取得に当たっては、入学時に大学院履修要項に記載されている学位取得要件をそれぞれの学生に、口頭および冊子体によって明示することで理解させる方策をとっている。また、指導教員も随時それらについて指導するとともに、半期ごとに実施される薬学演習

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

によって、薬学研究科教員との討論等を経て、十分に把握出来る様に配慮している。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

大学院での目標は示されているが、学位の水準を満たす定義について厳格に記載したものはない(資料4(4)-60、資料4(4)-69、資料4(4)-70)。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

学位授与にあたり、審査委員会が形成され、主査も直接の指導教授ではない教員が担当することで、審査の客観性を高める方策を取っている。また、副査も2～3人の学位申請論文の研究領域に専門性が高い教員を選んでいる。最終的に審査委員会報告は、研究科委員会にて検討され、研究科所属全教員の厳格な審査によって学位認定が行われている(資料4(4)-69、資料4(4)-70、資料4(4)-71、資料4(4)-103)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

a. 卒業・修了の要件について

具体的には、学生は、講義6単位(選択履修)、演習4単位(必修)の合計10単位以上を修めており、かつ博士論文を作成しうる能力を確認するため、発表済み学術論文2報【うちfirst authorまたはcorresponding authorが1報以上】が必要となる。そして、博士論文の予備審査および学位論文の審査に合格することが修了要件として明示されている(資料4(4)-60 p.116-121、資料4(4)-104)。

b. 修士課程・博士課程における論文の審査基準について

博士論文は、栄養・食品・薬品・医療の分野の最先端の知識に基づき自ら研究対象や研究方法を見出し、展開する研究遂行能力が認められるものでなければならないことが、本学ホームページおよび大学院履修要項に博士論文に求められる要件として明示されている。

c. 学位授与のプロセスの適切性に関する検証と改善について

本研究科において「学位の申請」をしようとする者は、あらかじめ研究科委員会による「予備審査」を受けなければならない。課程博士の予備審査は「学位論文の口頭発表」と提出書類について行う。論文博士の予備審査は前項のほか、あらかじめ「大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試問」を行うこととなっている。審査委員会(主査1名、副査3名以上で構成)を、課程博士については予備審査の開始の段階で、論文博士においては、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した段階で組織する。学位論文の口頭発表の会は、研究科委員会が開催し、本会は学内外に対して公開とする。口頭発表は口述30分、試問15分を原則としており、研究科委員会は本会の後に、予備審査における学位の申請について審議し、その可否を判定する。この判定には、研究科委員会構成員の総数の3分の2以上、かつ栄養学研究科系、薬学研究科系の構成員のそれぞれ2分の1以上の出席を必要とし、無記名投票により投票総数の3分の2以上の賛成をもって可と判定する。予備審査を合格した者に対して、6か月以内に学位論文を中心とした口頭試問を行い最終試験とする。審査委員会は、論文審査の要旨および学位が授与できるか否かについての意見、論文博士については論文審査の要旨、学力の成績及び学位が授与できるか否かの意見に関する報告書を作成し、研究科委員会に提出する。この報告書に基づいて、研究科委員会において、課程博士については課程の修了の認否、論文博士についてはその論文の合否について審議し、学位を授与すべきかどうか否かを議決する。以上、大学院履修要項に明文化されており、その手続き

に従って、客観性・厳格性を確保する形で、学位の授与が行われている(資料4(4)-60 p.119-121)。

2. 点検・評価

●基準4(4)の充足状況

学部の卒業要件は、学則、学科目履修規則に定め、学生には「履修の手引」に明示するとともに履修ガイダンスで説明している。大学院の修了要件は、大学院学則、学位規則、同細則および各研究科規則に定め、学位論文作成要領、論文審査手続きを「大学院履修要項」に明示している。また、学位論文審査の客観性・透明性を確保するために、学位論文公聴会の開催や博士論文の学外審査委員の登用などを行っている。課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は開発するに至っていないが、学士課程での学習の集大成である卒業研究・卒業論文や学部の人材養成の目的につながる国家試験合格率や進路状況の把握は、成果を知るための重要な手段であると考えている。

以上の点から本学は、基準4(4)を充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

・学長が「中期行動計画」の重要施策に「学生の満足度が高い大学」になることを挙げており、在学生を対象とした「学生アンケート」において、77.2% (2015年度)の学生が「受講した授業に対して満足」と回答していること、62.3% (2015年度)の学生が「学生自身が設定した学習目標について達成できた」と回答していること、また、卒業生を対象とした「卒業生アンケート」においても、67.2%の卒業生が「在学時に受講した授業が社会に出てから役立っている」と回答していることから、在学生や卒業生から、本学の教育に対して、高い満足度を得られている(資料4(4)-3 受講している授業や授業内容、進め方についての満足度、資料4(4)-3 学生自らが設定した学習目標に対して達成・計画どおり進行している学生割合、資料4(4)-6)。

〈2〉法学部

・法学検定試験については、アドバンスト〈上級〉コースで合格者数・合格率ともに全国1位、スタンダード〈中級〉コースで合格者数全国2位、合格率全国1位という結果となっており、全国的に見ても極めて優秀な成績を修めることができている(資料4(4)-5 55-1.就職状況(学部)、資料4(4)-8、資料4(4)-9)。このことから、法学部が掲げる「法的思考力(リーガルマインド)や政治学・国際関係の素養を生かして社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成する」という教育目標は十分に達成できていると評価できる。

〈5〉人文学部

・卒業研究の審査に副査も参加することにより、審査の厳正化と卒業研究の水準維持が図られている(資料4(4)-31 p.115)。

〈10〉薬学部

・卒業研究は、2015年度の薬学部生の学会発表は61名(実験等の関与学生数含む)、論文掲載は5名と、単に卒業論文作成というレベルを超えた到達度を示す学生もいることか

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

ら、問題解決能力の醸成として有効であると考えている(資料4(4)-105)。

・同一学年での留年は一回限り、という制度は、留年を繰り返す学生の悪影響を防ぎ、学生の“緊張感”を高めることに効果的に機能している(資料4(4)-1 第15条第5項)。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・学習成果を測定する評価指標として、各授業科目のシラバスに「到達目標」や「成績評価基準」を明示している(資料4(4)-106)。またGPAの導入により、学習成果の指標とするとともに学生の学習意欲の向上や適切な修学指導に活用する予定である。さらに在学生・卒業生へのアンケート調査など、教育課程の満足度を図る資料も学習成果測定の指標として有効である。これら学習成果を測る資料はあるものの全学的な学習成果指標の開発に至っていない。

・大学院の学位授与について学則等諸規則に定められた規定に基づいて厳正に修了判定が行われているが、法学研究科、栄養学研究科では審査手続きや学位論文の水準の規定が明文化されていない。薬学研究科では審査手続きは明記されているが、学位論文の水準の規定が明文化されていない。

〈4〉経営学部

・次年度からGPA制度を運用する予定で、GPAの活用について議論が十分になされていない。

・退学率の上昇(2013年度 1.4%、2014年度 2.8%、2015年度 2.4%)について、退学理由を把握したうえでの対策が必要である(資料4(4)-5 20-1.退学者・除籍者数(過去10カ年・学部))。

・卒業後数年経過してからのアンケートの実施が不十分である。

・4年次に発生する留年率(2013年度 13.8%、2014年度 12.6%、2015年度 12.4%)の高止まりについて、対策が必要である(資料4(4)-4 21-1.2014年度卒業状況(学部)、資料4(4)-5 21-1.2015年度卒業状況(学部)、資料4(4)-21 21-1.2013年度卒業状況(学部))。

〈6〉現代社会学部

・社会人基礎力を測る外部テストの結果について検討し、その内容が学部で効果的に使用できるかどうかについて疑問点が多く出されている(資料4(4)-107)。しかし、学習成果および到達度を測定するためには、学内成績データだけでは不十分であり、質保証の観点からも他大学学生と比較できるようなデータも必要と思われるので、そうしたデータをどのようにとるかを再検討する。

〈9〉栄養学部

・管理栄養士養成等にかかわる、国内外の動向に応じて迅速に修正し、国家試験内容から乖離している教育内容、特にアップデートな内容を講義へ導入するべきである。

・カリキュラムについて理解度の低い学生がおり、全体の教育課程に対する理解度が低いいため、各年次で求められる教育内容を十分理解して進級しておらず成績不振に陥っている。管理栄養士等の養成に関係して、10年先を見通した教育体系を恒常的に考える体制を

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

構築していく必要がある。

・卒業判定によって、毎年の留年者が若干名(約5%)出てしまうので、留年者を無くす努力が必要である。

〈10〉薬学部

・入学生の学力にばらつきが大きく、学力の低下は顕在化している。約30%の学生は1年次～3年次のいずれかの学年で進級要件を満たさず留年している(資料4(4)-54)。

・教育成果および学習効果を総合的に判断するため、学生側による評価の実施は不十分であり、改善すべきである(資料4(4)-55)。

〈11〉法学研究科

・学位の審査委員会の構成・審査手続について今後より具体的な策定に向けて作業を進めていく(資料4(4)-97)。

〈12〉経済学研究科

・修了後の評価や在学生の自己評価など、教育目標に沿った成果の把握ができていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

・学生の満足度を高める教育を今後も実践していくために、各学部・研究科および全学教育推進機構において、教育課程の検討・見直しを行う。

〈2〉法学部

・法学検定試験に関しては、ベーシック(基礎)コースの受験者・合格者拡大のために、1年次生向けの講義の中で受験を勧奨する。

〈5〉人文学部

・複数の教員が協力して授業を行う「人文の知」などの活動を通して、各教員の教育資源に関する認識を深め、より適格な副査の任命を行う。

〈10〉薬学部

・アンケート調査で卒業研究に対する教員および学生の意見を収集し、研究活性化のための検討材料にする。

・同一学年での留年は一回限りという制度を今後も継続する。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・各学部・研究科において、学生の学習成果を測定している資料を用い、全学的な学習成果指標を全学教育推進機構において検討・開発し、適切に成果測定を行う。

・大学院での学位授与について、審査手続きや学位論文水準などが明文化されていない研究科において、早急に検討を行い、明文化していく。

〈4〉経営学部

・GPA算出に用いる科目の選定、履修科目取り消し等履修制度を定め、GPAを運用する。奨励生の選考、進級条件を設定する場合の条件、等にGPA制度を活用していく。

・2015年度入学生から適用のカリキュラムで、1年次後期から4年次まで演習を連続的

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

に履修させることにより、演習担当教員との接点を増やし、演習科目で学生の主体的な学習を促し学習意欲を維持させることで退学率の上昇を抑える（資料4（4）-16 p.44）。

・教育開発センター実施の卒業生アンケートとは別に、同窓会やキャリアセンターと相談の上、卒業後数年が経過した学生へのアンケートを実施する。

・留年した学生への指導を徹底し、得られる傾向や特徴を把握し、留年の兆候の見られる学生への指導の参考にする。

2年次から3年次への進級時に進級要件を設ける。

〈6〉現代社会学部

・他に適当な外部業者テストがないかどうか検討すると同時に、もしそのようなテストがなければ、場合によっては学部独自の測定手法を開発する必要がある。その点も含め、検討を進める。

〈9〉栄養学部

・管理栄養士と栄養士の今後の在り方から、本学としての教育をどのように実施するかを議論し、教育を進める必要がある。管理栄養士の資格は大臣免許、栄養士の資格は知事免許で、前者は栄養指導、管理業務、労務管理、後者は献立の作成や調理などの業務となり、今後の状況を注視する。国家試験対策については、臨床検査技師は過去の問題を分析して、出題頻度の高いものはもちろん、出題傾向を分類していく。また、管理栄養士は過去の問題を分析するだけでは難しいため、「食事摂取基準」、「食品成分表」、「国民健康栄養調査」からの分析を行う。

・カリキュラムについて理解度の低い学生の理解度を上げて行くことが1つの問題であるが、1年次生は留年、2年次生は専門教育科目6単位以上を再履修、3年次生は下位から10%、4年次生は下位から20%を成績不振者として、教育懇談会で保護者と面談し指導している。学生による授業改善アンケートの学生の意見を開示すべきである。カリキュラム・ポリシーに基づいた授業科目を適切開設、および教育課程の体系的編成に関して、構築された体系的編成は進行されるべきであるが、教員もまた教授会も継続的な検証もキープポイントであり、時代の変化に対応しながら、体系化された教育課程に組み入れていく。

・専門科目の授業や総合試験の成績不良学生が留年候補者となるため、早期（下級学年時）からクラス担任がきめ細かい指導を行っていく。各学年次の進級要件を設けることで、卒業時留年を減らし、より適切な学位授与が可能になる。現在も各学年次の進級要件があるが、それをより厳しくするなど常に検証・改善していく。

〈10〉薬学部

・教育の質を向上し、留年率を下げるため、低学年から、学問に対する興味をひくような参加型の科目（「薬学演習」など）をさらに充実し、学習意欲を向上させる。また、初年次にポートフォリオを作成させているが、在学生に自身の学習成果を自覚させるために、2～6年次においても実施する。さらに、成績不振者対策をさらに強化する。

・総合的な学習効果を客観的に測るため、卒後のアンケート調査等を実施する。

〈11〉法学研究科

今後、学位の審査委員会の構成・審査手続についてより具体的な策定に向けて作業を進めていく（資料4（4）-97）。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

〈12〉 経済学研究科

まず修了予定者の修了時点での評価把握から始める。

4. 根拠資料

- 資料4 (4) -1 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)
- 資料4 (4) -2 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料4 (4) -3 自己点検・評価マネジメントシステム (指標閲覧) (非公開) (既出 資料1-78)
- 資料4 (4) -4 2015年度版 神戸学院大学データ集
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2015.pdf
- 資料4 (4) -5 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料4 (4) -6 神戸学院大学 卒業生アンケート 集計結果報告書 2016年3月 (既出 資料1-73)
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/alumni_questionnaire/pdf/graduatequestion_2015.pdf
- 資料4 (4) -7 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (4) -8 日弁連法務研究財団ホームページ 2015年度 法学検定試験表彰者
- 資料4 (4) -9 本学ホームページ 神戸学院大学 法学部法律学科 (既出 資料4 (2) -106)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/lp/law.html>
- 資料4 (4) -10 2015年度 神戸学院大学法学部 学部長賞・学部賞 申請書 (既出 資料4 (3) -118)
- 資料4 (4) -11 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (4) -12 学習シート (既出 資料4 (3) -41)
- 資料4 (4) -13 PROG 受験結果一覧 経済学部1年
- 資料4 (4) -14 本学ホームページ 経済学部 就職状況 (2013~2015年度実績)
http://www.kobegakuin.ac.jp/career/senior/by_faculty/economics.html
- 資料4 (4) -15 本学ホームページ 経済学科 - 卒業生の声
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/economics/economics/advice.html>
- 資料4 (4) -16 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (4) -17 学生支援委員会資料 (2015年6月17日)
- 資料4 (4) -18 学生支援委員会資料 (2015年7月15日)
- 資料4 (4) -19 学生支援委員会資料 (2016年6月20日)
- 資料4 (4) -20 学生支援委員会資料 (2016年7月11日)
- 資料4 (4) -21 2014年度版 神戸学院大学データ集

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2014.pdf

- 資料4 (4) -22 経営学部 学部長特別賞・学部長賞・学部賞・奨励賞集計表
- 資料4 (4) -23 本学ホームページ English Plaza(い〜ふら)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/international/englishplaza/>
- 資料4 (4) -24 国際交流支援委員会資料 (2016年6月6日)
- 資料4 (4) -25 国際交流支援委員会資料 (2016年7月4日)
- 資料4 (4) -26 留学生とのFD懇談会(報告)(2014年6月27日)
- 資料4 (4) -27 学生(1、2年次生)とのFD懇談会(報告)(2014年11月21日)
- 資料4 (4) -28 学生(3、4年次生)とのFD懇談会(報告)(2014年11月26日)
- 資料4 (4) -29 3、4年次生とのFD懇談会(報告)(2015年11月25日)
- 資料4 (4) -30 1、2年次生ならびに留学生とのFD懇談会(報告)(2015年12月11日)
- 資料4 (4) -31 履修の手引 2016 人文学部 (既出 資料1-25)
- 資料4 (4) -32 卒業時アンケート調査 ― 神戸学院大学での学生生活を振り返って ―
- 資料4 (4) -33 現代社会学部教授会議事録(2016年5月11日)
- 資料4 (4) -34 現代社会学科学科会議議事録(2016年6月22日) (既出 資料4(3)-134)
- 資料4 (4) -35 現代社会学科教授会議事録(2016年5月18日)
- 資料4 (4) -36 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-40)
<https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料4 (4) -37 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (4) -38 臨床実習Ⅱ 到達度評価
- 資料4 (4) -39 理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ(4年次)評価表(案)
- 資料4 (4) -40 ソーシャルワーク実習評価票
- 資料4 (4) -41 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE BOOK (既出 資料1-13)
- 資料4 (4) -42 本学ホームページ 授業改善アンケート (既出 資料3-159)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/>
- 資料4 (4) -43 FACULTY OF NUTRITION Good Health 神戸学院大学 栄養学部 栄養学科 (既出 資料1-44)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10399/#1>
- 資料4 (4) -44 履修の手引 2016 栄養学部 (既出 資料1-29)
- 資料4 (4) -45 本学ホームページ 栄養学科 - カリキュラム (既出 資料4(1)-20)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/nutrition/nutrition/curriculum.html>
- 資料4 (4) -46 2016年度 総合模擬試験の予定 (既出 資料4(3)-60)
- 資料4 (4) -47 栄養学部主催卒業生による就職講演会開催記録
- 資料4 (4) -48 シラバス2016 (既出 資料1-47)

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

- 資料4 (4) -49 2016年度 卒業論文中間発表会 要旨集 (第一部)
- 資料4 (4) -50 神戸学院大学薬学部2016年度卒業論文発表会 質問カード
- 資料4 (4) -51 S G D、自己・相互評価、賞状等
- 資料4 (4) -52 「薬学演習」学生発表資料
- 資料4 (4) -53 学士課程修了状況
- 資料4 (4) -54 休学者数、留年者数、退学者数および編入学者数
- 資料4 (4) -55 ポートフォリオ 2015年度 (既出 資料4 (2) -93)
- 資料4 (4) -56 2010-2015年度卒業生進路 (法学研究科)
- 資料4 (4) -57 法学研究科オリジナルホームページ 公務員試験合格の成功体験談
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/career/story/index.html>
- 資料4 (4) -58 法学研究科オリジナルホームページ 大学院生の紹介
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/voice/index.html>
- 資料4 (4) -59 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料4 (4) -60 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (4) -61 人文学部教授会資料11 (2016年4月13日)
- 資料4 (4) -62 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 「臨床心理士」資格取得者の推移
- 資料4 (4) -63 人間文化科学研究科委員会資料2 (2016年10月5日) (既出 資料4 (3) -93)
- 資料4 (4) -64 総合リハビリテーション学研究科の修士・博士後期課程修了者リスト
- 資料4 (4) -65 栄養学研究科委員会議事報告書 (2016年2月23日)
- 資料4 (4) -66 栄養学研究科委員会議事報告書 (2015年2月17日)
- 資料4 (4) -67 栄養学研究科/食品薬品総合科学研究科オリジナルホームページ 大学院の修了者たち
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/alumni/index.html>
- 資料4 (4) -68 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (4) -69 本学ホームページ 薬学研究科 (既出 資料1-19)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料4 (4) -70 薬学研究科博士学位取扱内規
- 資料4 (4) -71 薬学研究科委員会鑑・議事録 (2016年度) (既出 資料3-118)
- 資料4 (4) -72 栄養学研究科/食品薬品総合科学研究科オリジナルホームページ 大学院生VOICE
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/voice/index.html>
- 資料4 (4) -73 神戸学院大学学科履修規則 (既出 資料4 (1) -6)
- 資料4 (4) -74 神戸学院大学学位規則
- 資料4 (4) -75 神戸学院大学学位規則細則
- 資料4 (4) -76 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (4) -77 神戸学院大学法学部早期卒業制度規則
- 資料4 (4) -78 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) (既出 資料3-57)

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>

- 資料4 (4) -79 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (4) -80 成績不振者対応プロジェクトによる成績不振者へのメール配信
- 資料4 (4) -81 2015年度 人文学科 卒業研究 題目/主査・副査一覧
- 資料4 (4) -82 2015年度 人間心理学科 卒業論文 題目/主査・副査一覧
- 資料4 (4) -83 神戸学院大学人文学部教授会規則
- 資料4 (4) -84 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出 資料1-26)
- 資料4 (4) -85 現代社会学部教授会資料 (2016年3月12日)
- 資料4 (4) -86 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資料1-27)
- 資料4 (4) -87 グローバル・コミュニケーション学部教授会議事録 (2016年3月12日)
- 資料4 (4) -88 総合リハビリテーション学部卒業判定・進級認定教授会議事録 (2016年3月11日)
- 資料4 (4) -89 神戸学院大学栄養学部教授会規則
- 資料4 (4) -90 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院) (既出 資料3-113)

<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jsp>

- 資料4 (4) -91 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (4) -92 2016年度 履修指導資料 (既出 資料4 (1) -62)
- 資料4 (4) -93 薬学部教授会議事録 (2016年3月10日)
- 資料4 (4) -94 薬学部教授会議事録 (2016年2月22日)
- 資料4 (4) -95 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料4 (4) -96 神戸学院大学学位規則法学研究科規程 (既出 資料4 (3) -66)
- 資料4 (4) -97 法学研究科委員会議事録 (2015年1月13日) (既出 資料4 (1) -28)
- 資料4 (4) -98 神戸学院大学大学院経済学研究科学位論文審査基準
- 資料4 (4) -99 人間文化学研究科委員会資料2 (2016年10月26日)
- 資料4 (4) -100 8/4 人間文化学研究科 博士論文公聴会の実施について
- 資料4 (4) -101 人間文化学研究科委員会議事録 (2016年1月13日)
- 資料4 (4) -102 GRADUATE SCHOOL 2017 (既出 資料1-17)

<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>

- 資料4 (4) -103 審査報告書
- 資料4 (4) -104 本学ホームページ 食品薬品総合科学研究科 (既出 資料1-57)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/

- 資料4 (4) -105 2015年度 学会発表・論文発表 (薬学部生関与)
- 資料4 (4) -106 シラバス作成マニュアル 2016年度版 (既出 資料4 (3) -81)
- 資料4 (4) -107 F D活動 (出張) 報告書 (2016年6月29日) (既出 資料4 (3)

-137)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

「建学の精神」および大学憲章に定めた「神戸学院大学の目指す姿」「教育基本理念」に基づき本学が求める学生像および本学に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示するものとして、すべての学部・研究科が掲げた教育目標を実践し、社会で活躍できる人材を育成するためにアドミッション・ポリシーを次のとおり設定している。学部では、1. 高等学校の教育課程の教科の履修により培われた、本学入学後の学修に必要な基礎学力を有している人、2. 知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力を有している人、3. 他者とコミュニケーションをとり、良好な関係を築くことができる人、4. 課題に自ら主体的に取り組むことができる人。大学院では、1. 専門分野における課題を自ら発見し、創造的な課題解決の方策を追究していくことができる意欲と能力を有している人、2. 広い視野と高い倫理観を有し、専門分野での研究や実践に主体的に取り組める人、3. 異なる考え方や文化を尊重し理解することで、更に深い学びを得ることができる人、としている。なお、各学部、研究科でもアドミッション・ポリシーを定めている。これに沿って、受験生を含む社会一般に対しては大学案内、大学院案内、入学試験要項およびホームページによってアドミッション・ポリシーに基づいた「求める学生像」として周知を行っている（資料5-1、資料5-2、資料5-3 p. 1、資料5-4）。

障がいのある学生については、2000年に評議会で定めた「身体不自由者支援に対する基本理念」に基づき、本学への受験機会を保障するとともに必要に応じて入学試験時における特別措置（大学入試センター試験に準拠した措置）によって人的、物的支援を行っている（資料5-3 p. 40、資料5-5）。

学生の受け入れにおいても、「障害者差別解消法」および27文科初第1058号「文部科学省所管分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について（通知）」に対応している。

〈2〉法学部

法学部は、2009年にディプロマ・ポリシーを教授会で決定したが、それを踏まえ2010年に教授会で決定したアドミッション・ポリシーにおいて、学生の受け入れ方針をつぎのように定めている（資料5-4、資料5-6）。すなわち、「法学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を実践し、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成するために、以下のような方々の入学を期待します。1. 高等学校の教育課程における基礎的な学力を習得し、それを大学における法学・政治学の専門分野の勉学に生かそうとする人。2. 社会の様々な動きに関心を持ち、自らの考えを積極的に表現できる人。3. 勉学だけでなく、課外活動やボランティア活動などにも積極的に取り組んできた人、あるいは大学でも積極的に取り組む意欲のある人。4. 基礎学力や特殊技能を生かした資格や検定に一定の成果をあげ、それを将来に生かそうとする人。4. 社会における経験や外国での生活経験を学びに生かそうという意欲のある人。」。

さらに、入試ガイドで、公募制推薦入試と一般入試の受験生に対して、出題のねらいや受験勉強のポイントを「出題者からのアドバイス」として分かりやすく説明しており、高

校段階で習得すべき知識の内容・水準をより具体的に明示している（資料5-7 p.18 および p.35-36）。

学生の受け入れ方針を定めたアドミッション・ポリシーは、入試ガイドの他、大学ホームページによって、受験生を含む社会一般に公表している（資料5-4）。

障がいのある学生（難聴、肢体不自由等）の受け入れについては、大学ホームページ中の「障がいのある学生への支援について」のページで本学の考え方と支援の内容を明示している（資料5-8）。これに基づいて、法学部は、学生支援センターや教務センターなどの関連部署と連携しつつ、障がいのある学生からの要望に対して、一定の配慮や支援を行っている。受験については、入学試験要項で「身体障がい者等受験特別措置」について周知しており、身体の障がいにより受験時または入学後に特別の配慮や措置を希望する受験生には、出願前に本学入学事務室に必ず連絡をするように求めている（資料5-3 p.40）。

〈3〉経済学部

アドミッション・ポリシーにおいて、学生の受け入れ方針をつぎのように定めている（資料5-4）。すなわち、

1. 知識・理解力

国語、英語、地理歴史、公民、数学などについて、高等学校卒業相当の知識を有し、それらの基本的内容を理解している。

2. 関心・意欲

社会問題に対する関心を持ち、問題解決を志向する学習意欲を有するとともに、大学で学んだ知識や技能を自分の将来や社会に役立てたいという意欲がある。

3. 思考・表現力

社会問題を多面的に考察し、自分なりの判断を行うことができるとともに、自分の知識や意見を他者に分かりやすく表現することができる。

さらに、入試ガイドで、公募制推薦入試と一般入試の受験生に対して、出題のねらいや受験勉強のポイントを「出題者からのアドバイス」として分かりやすく説明しており、高校段階で習得すべき知識の内容・水準をより具体的に明示している（資料5-9 p.18、p.35-36）。学生の受け入れ方針を定めたアドミッション・ポリシーは、入試ガイドの他、大学ホームページによって、受験生を含む社会一般に公表している（資料5-4、資料5-9 p.9）。

障がいのある学生（難聴、肢体不自由等）の受け入れについては、大学ホームページ中の「障がいのある学生への支援について」のページで本学の考え方と支援の内容を明示している（資料5-8）。これに基づいて、経済学部は、学生支援センターや教務センターなどの関連部署と連携しつつ、障がいのある学生からの要望に対して、一定の配慮や支援を行っている。受験については、入学試験要項で「身体障がい者等受験特別措置」について周知しており、身体障がいにより受験時または入学後に特別の配慮や措置を希望する受験生には、出願前に本学入学事務室に必ず連絡をするように求めている（資料5-3 p.40）。

〈4〉経営学部

本学部ではアドミッション・ポリシーを策定しており、求める学生像と修得しておくべき知識水準を次のように定めている。求める学生像は、①企業経営に関する問題に関心を持ち、大学で学んだ知識や技能を社会で役立てたいという意欲を持った人、②課外活動や

ボランティア活動にも積極的に取り組み、大学でも積極的に取り組む意欲のある人である。また、修得しておくべき知識の内容と水準は、英語、地理歴史、公民、数学などについて、高等学校卒業相当の知識を有し、それらの基本的内容を理解している人である。

これらのアドミッション・ポリシーは、入試ガイドや入学試験要項などの冊子に加えて大学ホームページにも掲載しており、広く一般に公表している(資料5-4、資料5-7 p. 9、資料5-10 p. 1、資料5-11 p. 39)。

障がいのある学生の受け入れについては学部としての方針は打ち出していないが、大学全体の受け入れや支援の方針に沿い、学生からの希望をもとに受験時や入学後の授業、試験において個別の配慮を行っている。大学全体の受け入れ方針や支援の内容は、ホームページに掲載している(資料5-8、資料5-12)。

〈5〉人文学部

人文学部の教育目標を定めたディプロマ・ポリシーを基礎として、学生の受け入れ方針を包括的に定めるアドミッション・ポリシーを本学ホームページ アドミッション・ポリシーや、神戸学院大学大学案内 2016、神戸学院大学入学試験要項など各種入学試験要項に明示するとともに、オープンキャンパスにおける学部展示の中で紹介している(資料5-1 p. 53、資料5-3 p. 1、資料5-4)。アドミッション・ポリシーでは、入学を期待する学生像として、「大学で学ぶために必要な高等学校卒業相当程度の基礎学力を備え、人文学部が掲げるディプロマ・ポリシー(1. 専門知識の獲得と理解、2. 真の教養力、3. 社会で有効なリテラシー能力、4. 統合的な実践的知性)の主旨に賛同し、その獲得をめざし、卒業後も真理を愛好するものとして積極的に社会とかがわろうとする意欲を持った人たち」をあげている。

人文学部は「障がいのある学生への支援について」として大学ホームページに記載の考え方に基づき、障がいのある受験生から受験の申し出があった場合、入学事務室と連携し、2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に沿って受験の段階から個別の障がい特性に応じた配慮をしている(資料5-8)。具体的には、入学事務室が当該受験生から具体的な要望事項を直接、聴取し、本学の体制で可能な限りにおいて、当該受験生に不利益が被らないよう合理的配慮を行い対応している。

〈6〉現代社会学部

学部・学科における教育の理念・目的を定めている。また、それを受ける形で求める学生像、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしたアドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

学際的及び実践的な学びを重視し、社会の様々な分野の問題解決にチャレンジする人材を育成するため、(1) 大学で学ぶために必要な高等学校卒業相当程度の基礎学力を有している人、(2) 社会や人間に対する関心を持つとともに、それを深く理解しようと努める人、(3) 課題を発見、分析そして解決しようとする志向性を有し、積極的に自らの考えを他者と交換する意欲を有する人、(4) 学んだ知識や技能を応用し、あるいは実践してみようとする意欲を有する人。このアドミッション・ポリシーは本学ホームページで公表している(資料5-4)。

また、大学案内の他、学部パンフレットを作成し、より詳しい学部・学科の案内を掲載している。また、学校ホームページに加えて、学部の詳細がわかるホームページを開設し、

受験生を含めた社会一般に最新の情報を公表している（資料5-13）。2016年3月に学部オリジナルのホームページを刷新した（資料5-14）。

障がいのある学生の受け入れについては、学部としての特別な受け入れ方針はないが、大学全体の受け入れや支援の方針にそって対応する。対応については個別の事情により検討する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学部の教育目標を定めたディプロマ・ポリシーを踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、アドミッション・ポリシーとして定めている。これは本学ホームページや、入学試験要項などに明示している（資料5-3 p. 1、資料5-4）。アドミッション・ポリシーでは、入学を期待する学生像として、「1. 大学で学ぶために必要な高等学校卒業相当程度の基礎学力を有し、本学の教育理念の趣旨に賛同する人、2. 世界の社会と文化、また人間と言語に対して強い関心を持つとともに、それを理解し、実践的な知識や能力にするため、ひたむきに努力できる人、3. 他者と積極的にコミュニケーションをはかり、広く国際的な場で他者と協調・協働しながら、よりよい社会を生み出そうとする人、4. 教員として社会で活躍したいと考え、英語についての基本的能力を持ち、さらに専門的研究を深めようとする人、5. 卒業後も真理を愛好するものとして、学びを続け、積極的に社会に貢献しようとする人」をあげており、本学ホームページのグローバル・コミュニケーション学部のページ上でも広く公開されている（資料5-15）。

障がいのある学生（難聴、肢体不自由等）の受け入れについては、大学ホームページ中の「障がいのある学生への支援について」のページで本学の考え方と支援の内容を明示している（資料5-8）。これに基づいて、グローバル・コミュニケーション学部は、学生支援センターや教務センターなどの関連部署と連携しつつ、障がいのある学生からの要望に対して、一定の配慮や支援を行っている。受験については、入学試験要項で「身体障がい者等受験特別措置」について周知しており、身体の障がいにより受験時または入学後に特別の配慮や措置を希望する受験生には、出願前に本学入学事務室に必ず連絡をするように求めている（資料5-3 p. 40）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学部のアドミッション・ポリシーを明確にし、「大学案内」「入試ガイド」等の刊行物に明記するとともに、本学ホームページにも公表している。そこでは次のように記載している（資料5-4、資料5-9 p. 9、資料5-11 p. 89）。

対象となる方々の状況を受け止め、人生に関わる専門職を目指して意欲的に挑戦する、たくましくかつ思いやりのある人材を求めます。入学前に修得しておくべき知識等の内容、水準等は次のとおりです。

1. 高等学校レベルにおける英語、国語の基本的な学力を重視します。また、客観的な物事理解を進めるために、社会リハビリテーション学科では社会科、理学療法学科および作業療法学科では理科を学習している人が望ましい。

2. 文章の表現力にたけ、今、目の前で生じている事柄を平易に表現できる人。

3. 人への関心が高く、良好な人間関係の構築に努力がみられる人。

4. 教えられるといった受け身の学習態度にとどまらず、自分から考え知識を広げる前向

きな思考力と行動力を持った人。

本学では、ホームページで障がい学生への支援に関わる姿勢を示している(資料5-8)。

総合リハビリテーション学部においても、上記の姿勢を受け継ぎ、現状では、社会リハビリテーション学科に脳性まひで歩行に障がいがある学生が在籍している。総合リハビリテーション学部として、障がいがある学生も積極的に受け入れている。視覚障がいや聴覚障がいの学生の受験の実績はないが、手話を修得している教員もいる。

〈9〉栄養学部

アドミッション・ポリシーを策定し、修得しておくべき知識等を含めて学生の受け入れを明示している(資料5-4)。

栄養学部のアドミッション・ポリシーについては、以下の通りである。

「栄養学部では倫理感覚に裏打ちされた人間性豊かな管理栄養士・臨床検査技師・栄養教諭を育成しています。そこで、次のような学生を広く求めています。」

1. 健康や医療に科学的な関心を持ち、そのための学習に必要な基礎学力を持つ人
 2. 自らあたらしい課題を見つけ挑戦し、健康保持増進に意欲を持つ人
 3. 将来は、管理栄養士または臨床検査技師の資格を活用し、社会に貢献しようとする人
- 神戸学院大学入試ガイド、学部紹介パンフレット「Good Health」にて「栄養学部の求める学生像」、「修得すべき知識の内容、水準」を示している(資料5-9 p. 9、資料5-16 p. 2)。

学部ホームページや学部紹介パンフレット「Good Health」にて、国家試験合格率、就職率、就職分野といった具体的な数値、内容を明示し、一般公開している(資料5-16、資料5-17)。上記の実施により、学部の定めるアドミッション・ポリシーに基づいた学生像の周知を行っている。

障がいのある学生の受け入れについては、2000年に評議会で定めた「身体不自由者支援に対する基本理念」に基づき、本学への受験機会を保障すると共に必要に応じて入学試験時における特別措置によって人的、物的支援を行っている(資料5-18 p. 17、資料5-12)。

学生の受け入れについても「障害者差別解消法」および「文部科学省所轄分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」を、大学の方針と共に対応を行っている。

〈10〉薬学部

本学部では以下のようなアドミッション・ポリシーを設定し、ホームページ、大学案内、入試ガイド、入学試験要項などへの記載を通して、受験生に広く周知されるように努めている(資料5-4、資料5-1 p. 119、資料5-9 p. 9、資料5-3 p. 1)。また、オープンキャンパスでの学部説明会や入試相談の際にも、高校生や保証人(保護者)に直接説明し、本学部が求める学生像の周知に努めている。

アドミッション・ポリシー

- ・人を思いやる心と協調性を持ち、何事にも積極的に取り組もうとする人。
- ・自然科学への強い関心と探究する心を持ち、その真理を解き明かす努力をしようとする人。
- ・高校での学習に前向きに取り組み、そこで得た基礎学力を大学で発展させようとする人。

- ・薬剤師の資格を得て、医療活動や健康増進に国内外で貢献しようとする人。

身体に障がいのある学生の受け入れは、将来の薬剤師免許取得に支障がない限り、特に制限していない。身体に障がいのある学生が入学した場合は、学生支援センターや教務センターと連携を取りながら、しかるべき支援（講義室での座席の配慮、実習のサポート、ノートテイカーの派遣など）を行っている。

〈11〉法学研究科

一般入試、成績優秀者特別入試の受け入れ方針及び要件、またその募集方法について大学院学則において明示しており、さらに「大学院案内」、大学院ガイダンスで示している。実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かそうとする積極的な学生を求めている（資料5-2、資料5-19 第2条、第3条、第6条、第18条、第19条、資料5-20）。なお、アドミッション・ポリシーについては、本研究科が定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに対する理解を前提として次のように示している。修士課程については、学部レベルにおける法学・政治学の専門的能力を堅実に修得しており、それをさらに向上させるにふさわしい能力と意欲を持つ学生。博士後期課程については、修士課程レベルにおける専門的能力を基礎として、特定の専門領域における高度な研究能力を追求するにふさわしい能力と意欲を持つ学生。

成績優秀者特別入試対象学生については、学内掲示とともに、受験資格を持つことについての本人への通知方法を含め、受け入れを明示している。なおこの受け入れ基準に関しては、学生受け入れの活性化や修学環境の充実のために適宜見直しの検討をしており、2016年度においても研究科委員会で成績優秀者受け入れ基準の見直しを行った（資料5-21）。

さらに、兵庫県行政書士会との連携講座への行政書士の受け入れを明示している（資料5-22）。

大学院案内、大学院入学試験要項、大学院ガイダンス等の機会を通じ、公務員試験受験生、資格試験受験生の受け入れを明示するとともに積極的な広報を行っている。研究者志望の学生、外国人留学生の受け入れについても一般受験生と同様に受け入れの方針を明確にしている。

〈12〉経済学研究科

求める学生像については、修士課程では「経済学・経営学の学問内容および研究方法について、学士課程修了相当の基礎的な知識を有しており、経済学・経営学における研究方法を用いて、自ら研究課題を設定することができ、経済・経営に関する諸問題の解明に関心を持ち、修得した専門知識によって、社会の発展に寄与したいと考え、修得した専門知識を、口頭発表や文章表現によって、的確に伝えることができる」博士後期課程では「経済学・経営学の学問内容および研究方法について、修士課程修了相当の十分で高度な知識を有し、経済学・経営学における研究方法を用いて、自ら高度な研究課題を設定することができ、経済学・経営学の高度な研究に関心を持ち、高度な専門知識が要求される研究者、職業を目指し、社会の発展に寄与したいと考え、修得した高度な専門知識を社会に向けて的確かつ簡明に伝えることができる」とのアドミッション・ポリシーを示し、大学院案内や大学院入学試験要項などを通して明示している（資料5-2、資料5-23）。

大学院案内のほか、大学サイトにも掲載しており、受験生を含む社会一般に公表してい

る（資料5-24）。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科の学生の受け入れ方針を包括的に定めるアドミッション・ポリシーを本学ホームページ アドミッション・ポリシーや、大学院案内 2016、神戸学院大学大学院入学試験要項など各種入学試験要項に明示している（資料5-4、資料5-2 p.12、資料5-23 p.1）。アドミッション・ポリシーでは、入学を期待する学生像として、修士課程においては「1. 真理を求めて主体的に勉学に取り組み、新しい知識の修得や自分の夢の実現に向けた強い意欲をもった人。」などの4つのポリシーをあげている（3. は教員志望者のみ）。博士後期課程においても、「1. 博士の学位取得をめざして日々研鑽を積もうとする強い意欲をもった人。」など4つのポリシーをあげている。また、人間文化学研究科の各専攻（地域文化論専攻、人間行動論専攻、心理学専攻（修士課程のみ））においても、それぞれアドミッション・ポリシーを定めている（資料5-2 p.12、資料5-4、資料5-23 p.1）。

人間文化学研究科は「障がいのある学生への支援について」として大学ホームページに記載の考え方にに基づき、障がいのある学生から受験の申し出があった場合、入学事務室と連携し、2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に沿って受験の段階から個別の障がい特性に応じた配慮をしている（資料5-8）。具体的には、入学事務室が当該学生から具体的な要望事項を直接、聴取し、本学の体制で可能な限りにおいて、当該受験生に不利益が被らないよう合理的配慮を行い対応している。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科ではアドミッション・ポリシーとして、医学や医療技術の進歩又は社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を基本理念としている。このため次のような学生を求めている。

1. 医療・福祉に関わる分野で高度専門職業人を目指す学生
2. 養成機関での教育者を目指す学生
3. 研究機関・企業の研究所等での研究者を目指す学生
4. 大学・大学院での教育・研究者を目指す学生
5. 修得しておくべき知識の内容・水準について

【修士課程】

学部卒のものについては、大学卒業程度の学力を必要とする。社会人については専門職として、保健・医療・福祉の国家試験に合格しているかまたは、それと同等の学力を備えている。

【博士後期課程】

修士課程修了程度の学力を必要とする。

これを大学のホームページで公表している（資料5-25）。

本学では、ホームページで「障がい学生への支援に関わる姿勢」を示している（資料5-8）。

総合リハビリテーション学研究科においても、上記の姿勢を受け継いで、総合リハビリテーション学研究科として、積極的に受け入れるが、現在までのところ、入学実績はない。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学研究科では、大学院としての理念と目的をそれぞれ明確に定めており、求める学生像、修得しておくべき知識や意欲等の内容を明示しており、これらの基準を満たす受験者の受け入れについて、アドミッション・ポリシーとして以下の通り明らかにしている。

「栄養・医療に係る問題を科学的に検討し、関連する専門職種や組織と連携して社会に貢献できる専門家をめざす以下の人を歓迎する。

1. 次の2～5に該当し、栄養学等の学士の学位を有する人、または当該学士の学位と同等以上の学力を有すると認められる人。

2. 食品と健康に高い科学的な関心をもち、大学院での研究調査等に必要な学力を有している人。

3. 積極的に課題をみつけ食生活や医療の改善に意欲をもつ人。

4. 高度専門職業人（実践に必要とされる豊富な知見をもつ管理栄養士・臨床検査技師あるいは栄養教諭）として人々の健康保持増進に貢献しようとする人。

5. 医療施設等において就業中の管理栄養士あるいは臨床検査技師で、より高い論理能力を養いたい人。」

栄養学研究科の理念、目的、アドミッション・ポリシーは、「大学院案内」やホームページ上に公開している（資料5-26 p.28、資料5-27、資料5-28）。また、アドミッション・ポリシーに関しては「大学院入学試験要項」にも明示している（資料5-23 p.2-3）。

「大学院案内」と「大学院入学試験要項」は、本学入学センター等で配布している他、ホームページ上に公開している。

なお、前述の栄養学研究科の理念や目的について、大学院案内では「栄養学研究科の特徴」としてより詳細で、具体的な内容を解説している。

全学的な障がいのある学生の受け入れ方針と対応策は整えられているが、栄養学研究科独自の方針、対応策として該当する事項はない（資料5-8）。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科は、本学建学の精神「真理愛好・個性尊重」に則り、医療薬学を中心とした知の探求と技術の創造に努め、他者の個性と存在を尊びつつ協同し、医療薬学の発展を担う人材の養成をもって、人々の健康と生活の質の向上に貢献するとの理念に基づき、薬学領域の高度な知識・技能・研究能力を国際的視野に立って深め、臨床薬学的研究を行う優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成を目的とする。そのため、①医療人として、優れた疾病治療に貢献することに強い意欲をもつ者、②薬学の高度の専門性と研究能力を身につけ、将来、高度専門職業人として活躍することを希望する者、③他者と連携を保ち、共同し、問題解決に努力し、リーダーとなりうる者という3つのアドミッション・ポリシーを定め、大学院ホームページや入試要項で明示している（資料5-4、資料5-29）。

本学では、ホームページで「障がい学生への支援に関わる姿勢」を示している（資料5-8）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科では、大学院としての理念と目的をそれぞれ明確に定めており、求める学生像、修得しておくべき知識や意欲等の内容を明示しており、これらの基準を満

たす受験者の受け入れについて、アドミッション・ポリシーとして明らかにしている。

[食品薬品総合科学研究科]

栄養、食品、薬品、医療の分野での高度な専門家として、大学などの教育機関、保健機関、食品・薬品等の製造業の研究機関、その他マスメディアなどの啓発活動等において活躍できる人材を養成する。

この教育目標に沿う、受け入れる学生像については、次のとおり記載している（資料5-26 p.32）。

1. 次の2～6のいずれかに該当し、且つ修士の学位を有する者。または、これと同等以上の学力を有すると認められる者。

2. 管理栄養士の資格を活かして、臨床、食育、行政の現場などにおいて生活習慣病の改善（一次予防）や健康寿命の延長を図るなど人々の健康増進に貢献しようとする人。

3. 薬剤師・臨床検査技師などの資格を活かして、高度医療活動を通じた健康増進に国内外で貢献しようとする人。

4. 最先端の生命科学の技術や方法論を駆使して、独創的な基礎研究や有益な新規栄養機能食品の開発などの応用研究を目指したい人。

5. 大学などの教育機関で、栄養、食品、薬品、医療の分野で教育研究職を希望する人。

6. 栄養、食品、薬品、医療の分野に関する諸現象を理論的に解釈し、人々の健康や福祉に貢献したい人。

食品薬品総合科学研究科の理念、目的とアドミッション・ポリシーは、「大学院 後期入学試験要項」で公開している（資料5-30 p.1）。

なお、前述の食品薬品総合科学研究科の理念や目的について、ホームページ上にて公開・案内しており「食品薬品総合科学研究科の特徴」としてより詳細で、具体的な内容を解説している（資料5-31）。

障がいのある学生の受け入れ方針と対応について、全学的な受け入れ方針と対応策は整えられているが、食品薬品総合科学研究科の独自の方針、対応策として該当する事項はない。

（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉大学全体

すべての学部・研究科が設定しているアドミッション・ポリシーに沿って、学生募集および入学者選抜を実施している。本点検評価項目において、学部入試に関しては、個々の学部で記載するのではなく、大学全体として記載している。

学生募集方法については、「2016 年度大学案内」などの刊行物、ホームページなど、それぞれの媒体の特徴を活かしながら、教育研究活動、学生生活、そして卒業後の進路までを網羅した形で、大学生活をイメージしやすい形で発信する工夫をしている。ホームページでは入試情報サイトを設け、入試情報（入試日程、入学試験要項、募集人員、出願状況、入試相談会、受験に際して特別な配慮を要する方へ、学費、特待生制度・奨励金・奨学金、入試結果、入学予定の皆様へ、おすすめ出願パターン、先輩たちの合格体験記、大学案内・入試ガイドデジタルパンフレット）、大学院入試（入試日程、大学院案内、入学試験要項、

奨学金制度について、学費等納入金)、本学の魅力(KOBE GAKU IN NAVI、卒業生から未来へのチャレンジメッセージ、各地から神戸学院を目指す、One to One キャリア支援、チャレンジ神戸学院、キャンパスフォトツアー、神戸学院ガールズインタビュー、数字で知る神戸学院、神戸学院まとめ)、学部・学科紹介などの情報を提供している(資料5-32)。また、業者が作成している受験雑誌や入試情報サイトへの出稿をはじめ、新聞広告や主要交通機関の駅貼り広告や電車内中吊り広告などの学外媒体も積極的に活用して受験生への情報発信を行っている。

学生募集活動については、全学的に入学センターがその役割を担い、高等学校訪問・高等学校内入試説明会・進学相談会などを通じて大学の魅力を伝える活動を展開している。全学行事としては、オープンキャンパスを実施し、学部紹介や入試説明、大学の講義や実習体験といった教職員が中心に行う企画だけでなく、在学生が学内を案内するキャンパスツアーや相談コーナーなどの企画も組み込んでいる(資料5-33)。

出願については、2014年度入試より公募制推薦・一般・大学入試センター試験利用入試においてインターネット出願を導入している。なお、2016年度入試では入学検定料の支払い方法としてクレジットカード決済も採用している。このことにより、受験生にとっては出願書類の記入ミスの防止や24時間いつでも出願(登録)ができるようになっている。大学にとっても、氏名等必要項目の入力が省けたことと出願予定人数の把握がタイムリーに行えるようになっている。

学部の入学者選抜方法については、多様な背景をもつ学生を受け入れるため、公募制推薦入試、指定校推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試およびその他の入試を実施しており、入学定員ならびに入試区分別の募集人員は、入学試験要項や入試ガイドで示すとおりである(資料5-3 p.2、資料5-9 p.10)。なお、栄養学部、薬学部においては、学力試験を課さない指定校推薦入試や附属高校推薦入試について、出願要件として「化学」「生物」「数学」等の科目の履修者に限定することで、学力の担保としている(資料5-34、資料5-35)。

公募制推薦入試および一般入試では、受験生の利便性に配慮し、本学以外の試験場を全国に16か所設けて実施している。また、推薦入試の募集人員については、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で設定している。

次に学部の各入試の特徴等を記載する。

1. 推薦入試

指定校と公募制の2種類を実施している。公募制推薦入試では、基礎的な適性調査、高等学校3年間の学習成果および高等学校生活全般にわたる諸活動(部活動、生徒会等活動、資格取得、体育・文化活動)を評価する入学試験であり、スタンダード型、高得点科目重視型、センター試験併用型等、多様な試験方法と機会を提供している(資料5-3 p.3-p.11)。指定校推薦入試では過去の入学実績を重視して高校を指定し、高校側で選抜されて出願した学生に対して面接を行っている(資料5-34)。

2. 一般入試

一般入試は、前期、中期、後期の3日程を設け、スタンダード型、高得点科目重視型、センター試験併用型等、多様な試験方法と機会を提供している(資料5-3 p.12-p.31)。

受験科目は、高等学校の教育課程中の一定の教科を課すことにより、受験生の高等学校の教育課程における基礎的な学力を測定している。

3. 大学入試センター試験利用入試

本学独自の試験を課さず、当該入試年度に実施された大学入試センター試験の成績を利用して合否判定を行う入学試験である。前期と後期の2回実施している（資料5-3 p. 32-38）。

4. その他の入試

上記の入試以外にも多様な素養をもった人材を受け入れるための入学試験制度として、AO入試、指定クラブ強化推薦入試、外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試、編・転入試を実施している（資料5-36～資料5-42）。また、同一法人の附属高等学校に対しては、本学で学修することを熱望し、かつ学業人物とも優秀な生徒に対して神戸学院大学附属高等学校特別入試を行っている（資料5-35）。

5. 大学院入試

大学院入試については、一般入試のほか、社会人を対象とした入試、外国人留学生を対象とした入試、本学の在 student で成績優秀者を対象とした入試および出身大学の指導教授もしくはそれに準ずる者に推薦された成績優秀な者を対象とした入試を実施している（資料5-23、資料5-30、資料5-43～資料5-47）。

入学者選抜に関する体制としては、入試問題委員会で問題作成に関するすべてを行い、入学センターでは願書受付等入試に関する事務を行う。また、入試総務委員会は入学試験の運営を行い、それぞれの担当が協力をして入学試験を円滑に行えるようにしている（資料5-48）。

入学者選抜における透明性を確保するため、本学では、創設以来、全学部における入試判定には、経営から独立した各学部の教授会において、その構成員全員によって決定される。合格基準・合格人数の原案作成は、各学部の学部長および入試総務委員によって協議・作成され、各学部の教授会によって決定された後、学長が最終判定を行っている。なお、最終判定までは受験生が特定できないよう受験番号をシークレット番号に変換している。

〈11〉 法学研究科

一般選考（第一次募集、第二次募集）、学部成績優秀者対象及び外国人留学生対象の入学選考は、「大学院入学試験要項（本学卒業見込成績優秀者対象）」および外国人留学生対象の大学院入学試験要項に基づき、いずれも適切に設置、公表されており公正かつ適切に選抜されている（資料5-23）。

成績優秀者に対する特別選抜入学試験は「本学法学部学生」を対象に実施されている。「学部成績優秀なもの」とは、基礎科目、総合科目を総合して学部1年から3年次までの成績の平均が2.50以上（47名）、学部3年次の奨励生の選考基準で2.79以上（27名）の基準に該当する者、および早期卒業者を言い、またその措置・手続きは適切かつ公平に行われている。成績優秀者は学内に掲示されるだけでなく、本人に成績優秀者枠による大学院受験資格があることが通知され、学生の意欲喚起の一助ともなっている。

一般入試においては、過去の入試問題を公表し、学内外の受験者を区別することなく同一科目、同一合否判定基準を適用し、選抜の透明性を確保している。博士後期課程一般選考入試においても変わるところではない。

本学大学院、大学院学則に従って科目等履修生、特別聴講学生を受け入れている（資料5-19 第28条）。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生が在籍していることは、本研究科の公正で開かれたアドミッション・ポリシーを示すものといえる。

〈12〉 経済学研究科

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜は学力検査と出身大学の学長又は学部長の作成する調査書などを総合して決定しており、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜が行われている（資料5-49 第2条）。また、有職者の就学を容易にするため長期履修制度を設けている。

また、修士課程のアドミッション・ポリシーは、「知識・理解」（経済学・経営学の学問内容および研究方法について、学士課程修了相当の基礎的な知識を有している）「思考・判断」（経済学・経営学における研究方法を用いて、自ら研究課題を設定することができる）「関心・意欲」（経済・経営に関する諸問題の解明に関心を持ち、修得した専門知識によって、社会の発展に寄与したいと考えている）「技能・表現」（修得した専門知識を、口頭発表や文章表現によって、的確に伝えることができる）の4点であるが、入学者選抜は専門科目に関する筆記試験と口頭試問によって行われており、主に「知識・理解」については筆記試験によって、「思考・判断」「関心・意欲」「技能・表現」については口頭試問によって適性を判断しており、アドミッション・ポリシーと募集・入学者選抜の整合性が図られている。また、博士後期課程のアドミッション・ポリシーは、「知識・理解」（経済学・経営学の学問内容および研究方法について、修士課程修了相当の十分に高度な知識を有している）「思考・判断」（経済学・経営学における研究方法を用いて、自ら高度な研究課題を設定することができる）「関心・意欲」（経済学・経営学の高度な研究に関心を持ち、高度な専門知識が要求される研究者、職業を目指し、社会の発展に寄与したいと考えている）「技能・表現」（修得した高度な専門知識を社会に向けて的確かつ簡明に伝えることができる）の4点であるが、入学者選抜は英語に関する筆記試験と修士論文を中心に口頭試問によって行われている。アドミッション・ポリシーの4点について口頭試問によって総合的に判断することが可能であり、入学者選抜方法はアドミッション・ポリシーと整合性が取れている（資料5-2、資料5-23）。

〈13〉 人間文化学研究科

修士課程に関しては、毎年9月中旬に1次募集、翌2月中旬に2次募集の選考を行っている。1次募集、2次募集ともに学内外から学生募集をしている。修士課程の入試は、筆記試験と口頭試問からなる。以上の事柄はすべて神戸学院大学大学院入学試験要項に明示している（資料5-23 p. 2-8）。修士課程の入試の可否は筆記試験と口頭試問の結果を総合して判定教授会で決定する。博士後期課程に関しては、2月中旬に募集と選考を行っている。博士後期課程は面接のみで評価し、修士論文の内容あるいは研究計画書の評価を含めることにより研究者としての能力の評価を行っている。以上の事柄はすべて神戸学院大学大学院入学試験要項に明示している（資料5-23 p. 2-8）。口頭試問は必ず複数教員が担当し、合同で評価を行い、研究科委員会の教員全員で合否判定を行っており、公正かつ適正な入学者選抜を実施している。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

入学試験は語学、及び、専門科目、あるいは、小論文に加え、口頭試問を行っている。口頭試問では教員がアドミッション・ポリシーに合致した学生であるかどうかを評価しており、入試選抜と学生受け入れ方針の整合性はとれている（資料5-23）。

〈15〉栄養学研究科

学生の募集は、研究科の理念と目的に合致する受験生を選考することを目的として、「大学院入学試験要項」に明示された入学試験（第1次：9月実施および第2次：2月実施）によって行われている。

また入学試験においては、1）英語、2）出願時に自ら選択した専門科目2科目、3）口頭試問が実施され、これらは「大学院入学試験要項」に明示されている（資料5-23 p. 6）。

なお、試験の可否は入学試問の成績に基づいて、栄養学研究科入試委員会の議を経て総合的に判定されている（資料5-50 議題1）。

〈16〉薬学研究科

入学者選抜の詳細については、大学院入学試験要項、大学院入学試験要項（社会人対象）および大学院入学試験要項（外国人留学生）等に明示し、適切に学生募集を行っている。

入学者選抜にあたっては、出願時に提出された調査書類、学力試験（英語）および口頭試問により、総合的に可否を判定している。口頭試問では、卒業論文・修士論文の内容を中心に総説講演を実施させ、研究への意欲、研究に関する知識、発表態度、質疑応答能力等を評価する。

薬学研究科に所属する全教員で構成される薬学研究科委員会にて選抜方法の妥当性を判断した上で、選考を審議する。

このように、学生募集、入学者選抜の方法は、学生の受入方針と整合している（資料5-23、資料5-43、資料5-44）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

学生の募集は、研究科の理念と目的に合致する受験生を選考することを目的として、「大学院後期入学試験要項」に明示された入学試験（9月試験、10月入学）によって行われている。

また、入学試験においては、1）英語、2）口頭試問（修士論文等を中心）が実施され、これらは「大学院後期入学試験要項」に明示されている（資料5-30 p. 3）。

なお、試験の可否は入学試問の成績に基づいて、食品薬品総合科学研究科委員会の会議を経て総合的に判定されている（資料5-19 第20条）。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適性に管理しているか。

〈1〉大学全体

文部科学省が定めている「大学設置基準」「大学院設置基準」に則り、適切な収容定員を各学部・研究科において設定している。そして、各学部・研究科はアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れ、在籍学生数の管理、入学定員の増・減および編入学定員の適正管理を行っている。また、合格基準・合格人数の原案作成は、各学部の学部長およ

び入試総務委員によって協議・作成され、各学部の教授会によって決定された後、学長が最終判定を行っている。

学部・学科における過去5年間（2012年度～2016年度）の入学定員に対する入学者数比率や収容定員に対する在籍学生数比率については1.00ではないが、『平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について（通知）』や『大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）』に沿ったものとなるよう配慮している（大学基礎データ表4）。

学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率については、4学部、4学科すべての編入学定員に対する編入学生数比率は次のとおり充足していないが、2016年度に大幅な編入学定員の見直しを行っている（大学基礎データ表4）。

法学部法律学科	0.05
経済学部経済学科	0.15
経営学部経営学科	0.27
人文学部人文学科	0.07

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率については、修士課程の場合、5研究科すべてが定員未充足の状態である。また、博士課程の場合、総合リハビリテーション学研究科が1.0で適正な比率であるが、人間文化学研究科は0.67、薬学研究科は1.25となっている。その他の3研究科については、在籍者がいない状態である（大学基礎データ表4）。これらのことから、2017年度から定員の見直しを決定している（資料5-51）。

（修士）

法学研究科	0.25
経済学研究科	0.10
人間文化学研究科	0.32
総合リハビリテーション学研究科	0.46
栄養学研究科	0.19

（博士）

法学研究科	0.00
経済学研究科	0.00
食品薬品総合科学研究科	0.00

〈2〉法学部

法学部法律学科の入学定員は、2013年度までは475名であったが、2014年度より425名に変更された。

（2012年度から2016年度までの）過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.13である（大学基礎データ表4）。

編入学定員に対する編入学生数比率の平均は、0.05である（大学基礎データ表4、資料5-52）。

法学部では、各入試において、合否判定の教授会を開催するに先立ち、入試総務委員が、過去の入試データを踏まえ、当該入試の入学辞退者数等を推計するなどして、合否判定の案を作成する。

ついで、入試プロジェクトにおいて、当該入試の合否判定案が審議される。入試プロジ

エクトは、学部長、大学評議員、入試総務委員、入学センター委員およびその経験者からなる会議体である（資料5-53）。同プロジェクトでは、入試データに加え、各メンバーの入試業務の経験を踏まえて、当該入試の合否判定案の当否が検討される。

入試プロジェクトの審議を経た当該入試の合否判定案は、合否判定の教授会に提出され、そこでの審議を経て、当該入試の合否が判定される。

〈3〉経済学部

経済学部の過去5年間（2012年度から2016年度）の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.1である（大学基礎データ表4）。

2016年度の編入学定員に対する編入学生数比率は0.5である（大学基礎データ表4）。

経済学部では、各入試において、合否判定の教授会を開催するに先立ち、入試総務委員と学部長が、過去の入試データを踏まえ、当該入試の入学辞退者数等を推計するなどして、合否判定の案を作成する。この審議を経た当該入試の合否判定案は、入試判定教授会に提出され、そこでの審議を経て、当該入試の合否が判定される。

〈4〉経営学部

合否判定にあたっては、過年度の各入試の入学率や当該年度に既に行われた入試の合格者の手続き率をもとに、適切な学生数となるように原案を作成し、それについて教授会で審議を行っている。

定員に対する入学者比率の平均は、1.16である（大学基礎データ表4）。

収容定員に対する在籍学生数比率は、1.15である（大学基礎データ表4）。

編入学定員に対する入学生数比率は0.27であるが、これに対しては、2016年度に実態に合わせて定員数を見直し、2年次編入学定員を2名から0名に、3年次編入学定員を18名から4名に減らした。その結果、2016年度に限定すると、定員に対する入学者比率は1.25となっている（資料5-54 16-1.2014年度入学者数（学部）（2）学部（編・転入生）、資料5-55 16-1.2015年度入学者数（学部）（2）学部（編・転入生）、資料5-56 16-1.2016年度入学者数（学部）（2）学部（編・転入生））。

〈5〉人文学部

人文学部における収容定員に対する在籍学生数比率は2016年5月現在1.10であり、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.11であり、いずれも1.00を超えている（資料5-56 15-1. 学生数（学部）（1）在籍者数・男女比・募集定員等、16-1.2016年度入学者数（学部）（1）学部（編・転入学生を除く））。学部における編入学定員に対する編入学生数比率は、1.25である（資料5-56 16-1.2016年度入学者数（学部）（2）学部（編・転入学生））。ただし、人間心理学科に関しては、編入学定員を若干名とおとり定員を定めていない。このため、人文学科に限って編入学定員に対する編入学生数比率を算出すると0.75となる。定員に見合った学生数となるよう、入試判定教授会で受験者数、過去の歩留まり率を勘案しながら合否判定を行っている。

〈6〉現代社会学部

過去2年間の入学定員超過率 現代社会学科 1.04（2015年度）、0.98（2014年度）、社会防災学科 1.09（2015年度）、1.09（2014年度）（大学基礎データ表4）。

定員に見合った学生数となるように、まず、学部長、両学科長、入試総務委員で構成する「判定準備会」を開き、歩留まり率などを予想しながら、出来る限り定員に近づくよう

な合格者数をはじき出した合否判定原案を作成する。後日開かれる教授会で、原案をたたき台に議論した結果として、最終的な合否判定を決定する。その結果、上記に示したような入学者数比率となり、入学後に除籍する学生も少なく、在籍学生比率も現代社会学科 1.05、社会防災学科 1.09 でほぼ適正な数字になっている(大学基礎データ表4、資料5-57)。

2017年度から入学定員を現代社会学科が130人、社会防災学科が90人と、それぞれ10人ずつ増員する予定で、これによってより一層、適正な入学者の受け入れに近づくと予想される。

現代社会学部の両学科においては、編入学の定員を有していない。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部は2015年4月に開設されており、2年次生までしか学生が在籍していないが、2016年5月現在での収容定員300人に対して在籍学生は271人であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.90である(大学基礎データ表4)。また、定員に見合った学生数となるよう、入試判定教授会で受験者数、歩留まり予測率を考慮しながら合否判定を行っている(資料5-58)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

入試ごとに過去のデータから各入試における歩留まり率を推定して合格ラインを設け、判定教授会を開催し、適正な入学者数となるよう努めているが、各入試における受験者の入学手続き率などが年度ごと変動することから、若干の増減がみられる。また、社会リハビリテーション学科では、社会のニーズの変化により、応募者が減少し、定員を満たすことができなくなったために、2014年度から定員を調整した(大学基礎データ表4)。

理学療法学科(定員40)

2016年度	46名	1.15	在籍学生数比率	1.10
2015年度	44名	1.10		
2014年度	45名	1.13		
2013年度	44名	1.10		
2012年度	48名	1.20		

作業療法学科(定員40)

2016年度	42名	1.05	在籍学生数比率	1.18
2015年度	51名	1.28		
2014年度	47名	1.18		
2013年度	45名	1.13		
2012年度	39名	0.98		

社会リハビリテーション学科

2016年度	96名(定員90)	1.07	在籍学生数比率	0.98
2015年度	81名(定員90)	0.9		
2014年度	100名(定員90)	1.11		
2013年度	104名(定員120)	0.87		
2012年度	114名(定員120)	0.95		

〈9〉栄養学部

本学入学事務グループと教務事務グループも含め、過去の入学者数、現在の在籍者数を

分析し、入試判定教授会で受験者数、過去の歩留まり率を勘案しながら合否判定を行い、大学全体で適正な定員確保に努めている。過去5年間（2012～2016年度）の入学定員超過率や収容定員に対する在籍学生数比率については1.00ではないが、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均については1.07であり、収容定員に対する在籍学生数比率については2016年度1.08である（大学基礎データ表4）。

〈10〉薬学部

合格基準・合格人数の原案作成は、薬学部長と薬学部入試総務委員2名（合計3名）によって協議・作成され、薬学部教授総会（薬学部全構成教職員：実習助手や実験助手を含む）が最終判定をしている。過去5年間の入試結果を見てみると、薬学部定員250名に対し、2012年度入学者数260人（入学者/定員=1.04）、2013年度入学者数282人（入学者/定員=1.13）、2014年度入学者数263人（入学者/定員=1.05）、2015年度入学者数252人（入学者/定員=1.01）、2016年度入学者数247人（入学者/定員=0.99）であり、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.04であった。また、2015年度の在籍学生総数（編入学生を含む）は1,550人で、総定員（1,500名）に対する比率は1.03であった。

〈11〉法学研究科

修士課程法学専攻は入学定員10名に入学者2012年度7人、2013年度8人、2014年度5人、2015年度4人、2016年度4人と年度ごとに若干の増減はあるが、概ね適切に管理されている。修士課程国際関係法学専攻については、入学定員8名に2012年度から順に0、1、1、1、1人の入学でここ数年定員を満たせずにいる。博士後期課程法学専攻については、入学定員5名に2012年度から入学者が0人と定員を満たせずにいる。このことから、2017年度以降の定員の見直しを行った。

2012年度から2016年度までの法学研究科の各年度の在籍学生数は、18、17、15、11、9人である（大学基礎データ表4）。

〈12〉経済学研究科

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の結果、修士課程は収容定員（40名）に対する在籍学生数（入学者数）は、2010年以降10（3）名、9（4）名、7（2）名、10（7）名、10（3）名、4（1）名、4（3）名、博士後期課程は0（0）名、1（1）名、1（0）名、1（0）名、0（0）名、0（0）名、0（0）名といずれの年も定員充足率は1.00を大きく下回る状況が続いており、2017年度以降の定員の見直しを行った（資料5-2、大学基礎データ表4、資料5-56 19-2.在籍者数（過去10カ年・大学院））。

また、学費負担の軽減による入学定員の確保を図るため、修士課程の修業年限（2年）を3年に延長する長期履修制度を導入した（資料5-59 p.49）。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科修士課程における収容定員は、人間行動学専攻4名、地域文化論専攻6名、心理学専攻18名である（2016年5月現在）。収容定員に対する在籍学生数比率は2016年5月現在0.37であり、修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率は人間行動学専攻では0.19、地域文化論専攻では0.21、心理学専攻では0.44であり（2016年5月現在）、いずれも1.00を下回る（資料5-56 15-2.学生数（大学院）（1）在籍者数・男女比・募集定員等）。

博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、人間行動論専攻では1.17、

地域文化論専攻では0.33であり(2016年5月現在)、地域文化論専攻では1.00を下回る。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は人間文化科学研究科全体では0.35であり、修士課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、人間行動論専攻では0.20、地域文化論専攻では0.22、心理学専攻では0.44であり(2016年5月現在)、いずれも1.00を下回る。修士課程の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は人間行動論専攻では0.90、地域文化論専攻では0.33であり、いずれも1.00を下回る(資料5-56 16-2.2016年度入学者数(大学院))。

研究科委員会の教員による合議によって合否判定を行い、入学定員と入学者数との比率管理は人間文化科学研究科で行ってきた。修士課程に関しては定員が充足できない状態が継続しているため、人間行動論専攻および地域文化論専攻においては2017年度大学院入試より定員を半分にすることを2015年12月16日の人間文化科学研究科委員会で決定した(資料5-60、資料5-61 審議事項(2))。また、学部生に対して大学院説明会を開催し、定員充足へ向けた取り組みを行っている(資料5-62)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

各年度の在籍学生数と学生比率は次のとおりである(資料5-56 19-2.在籍者数(過去10カ年・大学院)、大学基礎データ表2)。このことから、2017年度以降の定員の見直しを行った。

修士

医療リハビリテーション学専攻 (定員12) 6名×2学年

2016年度	11名	在籍学生比率0.92
2015年度	14名	1.17
2014年度	10名	0.83
2013年度	3名	0.25
2012年度	4名	0.33

社会リハビリテーション学専攻 (定員12) 6名×2学年

2016年度	0名	0.00
2015年度	1名	0.08
2014年度	1名	0.08
2013年度	4名	0.33
2012年度	5名	0.42

博士後期課程 医療リハビリテーション学専攻 (定員9) 3名×3学年

2016年度	9名	在籍学生比率1.00
2015年度	7名	0.78
2014年度	7名	0.78
2013年度	8名	0.88
2012年度	5名	0.83

入学希望者に対しては、英語能力の評価試験、専門科目の試験、小論文、面接試験などを行い評価する。合否判定に関しては、入学後の研究活動に支障がない範囲で、定員を充足できるよう判定し、研究科委員会で審議して合格者を決めている。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学研究科の定員は8名であり、2学年計16名を収容定員としているが、2016年度の在籍者数は3名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.19である（大学基礎データ表4、資料5-63）。

一般入学試験に加え、推薦入学試験や、管理栄養士または臨床検査技師として勤務している者を対象とした社会人入試、外国人留学生を対象とした入学試験を実施している（資料5-43、資料5-44、資料5-46）。また、一般的な修業年限では修了困難な者の就学を促すため、修業年限を最長4年とする長期履修制度を取り入れている（資料5-64）。

〈16〉 薬学研究科

入学者選抜試験の評価をもとに、薬学研究科委員会において審議し、可否を決定している。1次選抜により定員が満たされない場合は、2次選抜を実施し、同様に薬学研究科委員会において可否を判定する。2012年から2016年までの入学者は、入学定員3名に対して、3名、2名、4名、4名、4名であったが、2014年に2012年入学の1名が退学した。結果として、薬学研究科における在籍者は、1年次生5名、2年次生4名、3年次生3名、4年次生3名であり、収容定員12名に対する在籍学生数比率は1.25である（大学基礎データ表4、資料5-56 19-2. 在籍者数（過去10か年・大学院）、15-2. 学生（大学院））。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科の募集人員は2名となっている。2016年度の在籍者数は0名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は十分といえない（大学基礎データ表4）。

本学では、修士からの進学者、社会人、さらに外国人留学生にも門戸を開いた入学試験を実施している（資料5-30、資料5-47）。また、経済的に困窮している学生のため、複数の奨学金制度を取り入れている（資料5-30 p. 8）。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

学部および大学院入試については、入学センター所長、入試総務委員長・副委員長、入試問題委員長・副委員長、各学部から各1名、入学センター事務部長で構成する入学センター委員会で毎年度入学試験大綱について審議をしており、併せて見直しもその都度行っている（資料5-65 第2条、第3条、資料5-66、資料5-67）。入学試験大綱は入学センター委員会で審議したものを、学長、副学長、各学部長、事務局長、入学センター所長で構成する入試委員会で入学試験に係る重要事項として総合的に審議し、学部入試大綱は最終的な決定としている（資料5-48 第2条、第3条、資料5-66）。なお、大学院入試大綱については、学長、副学長、各研究科長、各研究科の教授から2名、教務センター所長、入学センター所長および学生支援センター所長で構成する大学院委員会において審議し、最終決定としている（資料5-67、資料5-68 第2条（6）、第3条）。

また、高等学校・予備校の教員から本学の入試制度や入試問題についての意見を聞く「入試モニター校制度」を設けている（資料5-69、資料5-70）。入試モニター校からの意見は「入試制度等に関するアンケート回答一覧」として、入試制度については入学センターで、入試問題については入試問題委員会で確認をしている（資料5-71）。そして、必要な場合は

入学センター委員会および入試委員会で審議をすることになっている。

また、アドミッション・ポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法における整合性は、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、各学部、各研究科の自己点検評価小委員会で検証し、評価を行っている。その報告は自己点検・評価マネジメントシステムに記載している（資料5-72 2016年度 教育10）。

〈2〉法学部

法学部では、入試に関する諸問題を検討する会議体として、入試プロジェクトが設けられている（資料5-53）。

入学者選抜の方法の適切性は、アドミッション・ポリシーに照らして、また、学士教育課程における教育の現状を踏まえて、必要に応じて入試プロジェクトで検証される。検証の結果、入試プロジェクトが入学者選抜の方法等に改善が必要と判断すれば、教授会に改善策を提案する。改善策は、教授会での審議の結果、承認されれば実施される。

〈3〉経済学部

経済学部では、入試に関する諸問題を検討する会議体として、入試センター委員及び活性化委員のメンバーで構成される（資料5-73）。

入学者選抜の方法の適切性は、アドミッション・ポリシーに照らして、また、学士教育課程における教育の現状を踏まえて、必要に応じて上の会議体で検討される。検討の結果、入学者選抜の方法等に改善が必要と判断すれば、教授会に改善策を提案する。改善策は、教授会での審議の結果、承認されれば実施される。

〈4〉経営学部

大学全体の組織である入学センター委員会での反省を踏まえて、学部においても毎年、入学センター委員が中心となって当該年度の入試結果を検証し、各入試方法や定員について見直しを行っている。見直しの結果、変更が必要となった場合には、全教員が参加する教授会で審議して決定している（資料5-74）。

〈5〉人文学部

入学試験制度の見直しは入学センター委員、入試総務委員を中心に検討を行い、入学試験種別の選考方法、募集人員などに関して、人文学部FDにおいて入学試験制度の課題を学部教員で共有した上で、人文学部教授会において審議の上、決定している。例えば、2015年度は、人文学科において、附属高等学校特別入試の受験状況を確認した上で、2017年度入試における附属高等学校特別入試の募集人員を12名から10名に削減するとともに、減じた2名を前期日程に加え、前期日程の人文学科の募集人員の見直しも行った（資料5-75、資料5-72 2015年度 教育10-（1）①人文学部小委員会、資料5-76 審議事項（4））。

〈6〉現代社会学部

責任主体・組織、権限、手続きは明確である。入学試験あるいは面接試験の結果をもとに、入試総務委員を中心に合格者原案を作成する。その原案をもとに教授会で審議を行い合格者を決定する（資料5-57）。

さらに、入学者選抜プロセスがアドミッション・ポリシーに照らして適切か否かを検証するために、入学者について出身高校、入学試験種別、入学試験成績のデータを毎年作成し検証している（資料5-77）。

〈7〉 グローバル・コミュニケーション学部

入学試験制度の見直しはコース会議や教授会などにおいて毎年検討されており、入学試験種別ごとの選考方法、募集人員などについて、適宜変更を行っている。特に入学試験制度については教授会が責任主体となり、入学センターと緊密に連携を取りつつ見直し等を行っている。また、学部として入学者選抜方法の妥当性の検証について入学後の成績の追跡調査も開始しており、その検証結果は学部長が取りまとめ学長に報告することとなっている（資料5-78）。

〈8〉 総合リハビリテーション学部

入学者選抜方法については、学部教授会において、各入学試験に対する合格者定員を調整するなど、公正かつ適切に行うことができるよう、毎年見直しを行っている（資料5-79）

〈9〉 栄養学部

学部長を主とした教授会にて、全ての入学者選抜試験は、学部長、入試委員、入試総務委員の議案提示より、全教員の評議のもと合否判定を行っている。

指定校推薦入試、神戸学院大学附属高校特別入試については、面接を通して受験生の意欲・資質をはかり、学力・書類審査の合格基準も含んだ特性を踏まえ、総合的な評価を行っている。また高等学校や大手予備校の教員から本学の入試制度や入試問題についての意見を聞く「入試モニター校制度」をもうけている。学部長を主とした教授会により全教員がアドミッション・ポリシーの適切性、出題範囲の実態把握について、入試委員、入試総務委員から議案提示することで、評議、運営を行っている。問題作成にあたっては、長い期間をかけ、過去の入試問題や高校の教科書を精査し、出題範囲が学習指導要領から逸脱しないようにしている。試験終了後は正答率や平均点を調査し、次年度の問題作成に向けた対応をしている（資料5-48、資料5-65）。

〈10〉 薬学部

薬学部入試総務委員2人が入学後の成績と入試制度との相関性を分析している（資料5-80）。その結果として入試毎の募集人員の見直しや指定校の見直しが必要であれば薬学部教授会に上程して、薬学部教授会構成員で審議する。

〈11〉 法学研究科

選抜試験前に研究科委員会において、成績優秀者の基準について前年度の状況等を考慮し、その適正さに関する検証を行っている。

定員充足率についても、合否判定会議の折に各専攻の状況に関する認識を共通にしつつ検証を行っている。学生募集と選抜等に関しては大学院ガイダンス前に研究科で継続的に検討を行っている。

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

〈12〉 経済学研究科

研究科委員会にて、各年度の実績に基づき定期的に検証作業を行っている。志願者およ

び受験者のアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜の適切性を検討した結果、社会人を対象とした特別選抜や長期履修制度が導入されたが、社会人・外国人留学生入試については、さらなる対応が制度上必要であることが挙げられる。

〈13〉人間文化学研究科

アドミッション・ポリシーなど学生の受け入れに関しては、FD研修会などにおいて確認と点検を行い、修正の必要がある部分については、その都度、人間文化学研究科委員会の審議を経て、決定している（資料5-72 2015年度 教育2-(1)⑨ 人間文化学研究科小委員会、資料5-81）。なお、現行のアドミッション・ポリシーは、2015年1月14日開催の人間文化学研究科委員会でアドミッション・ポリシーの改訂案を審議し、決定している（資料5-82）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

入学者選抜方法については、研究科委員会において、公正かつ適切に行うことができるよう、毎年見直しを行っている。2015年度に関しては、学部教授会において、学部と研究科の検証を一括で行った（資料5-83）。

〈15〉栄養学研究科

本学の大学院入学試験においては、その大綱を入学センター委員会で審議し、それに基づいた入学試験の重要事項については大学院委員会で審議・決定している（資料5-65 第2条、資料5-68 第2条）。また入試委員会の下に組織される入試問題委員会が作問を管理し、入試総務委員会が入学試験の実務をそれぞれ担当している（資料5-48 第5条、第6条）。

前記の体制によって実施された入学試験の合否判定は、試験の実施主体から独立した各研究科委員会でそれぞれ実施しており、入学者選抜の公正性と透明性を確保している（資料5-50 議題1、資料5-84 第2条）。

入学センター委員会と入試委員会およびその傘下にある入試総務委員会、入試問題委員会の業務については、それぞれ毎年度末に点検が行われている。

〈16〉薬学研究科

入学者の選抜方法および選抜は、薬学研究科に属する教員によって組織される薬学研究科委員会にて審議される。その重要事項は、学長を委員長とし、各研究科長、研究科の教授2名等が参加する大学院委員会にて審議され、決定される。学生の受け入れの適切性は、入学試験ごとに薬学研究科委員会にて審議されており、問題は見当たらない（資料5-19 第39条第3項、第4項、資料5-68 第2条第1項第4号、資料5-85 第3条）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本学の大学院入学試験においては、その大綱を入学センター委員会で定め、それに基づいた入学試験の重要事項については大学院委員会で審議・決定している（資料5-65 第2条、資料5-68 第2条）。食品薬品総合科学研究科委員ならびに入試委員が入学試験の実務をそれぞれ担当している（資料5-48 第5条、第6条）。

前記の体制によって実施された入学試験の合否判定は、試験の実施主体から独立した各研究科委員会でそれぞれ実施しており、入学者選抜の公正性と透明性を確保している。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

「建学の精神」および「大学憲章」に基づき本学が求める学生像および本学に入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準をアドミッション・ポリシーとして定め、「大学案内」「大学院案内」および「入学試験要項」に明示するとともに本学ホームページで社会に公表している。全ての学部・研究科は、アドミッション・ポリシーに沿って、学生募集および入学者選抜を実施し、入学者の受け入れ、在籍学生数の管理、入学定員、編入学定員の適正管理を行うとともにその適切性について定期的に検証を行っている。

以上の点から本学は、編入学定員および大学院入学定員に未充足があるものの、既にその定員の見直しを行っており、基準5をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

各学部のアドミッション・ポリシーに沿った入試制度はもとより、受験生に対してわかりやすい入試制度にするため、文系学部・理系学部それぞれが統一した入試科目の設定を行っている（資料5-3）。また、インターネット出願およびクレジットカード決済を導入することにより、受験生にとっては出願書類の記入ミスの防止や24時間いつでも出願（登録）ができるようになっている。大学にとっても、氏名等必要項目の入力が省けたことと出願予定人数の把握がタイムリーに行えるようになっている。

入試モニター校には入学試験終了後に入試問題の現物を送付することで、出題範囲等を含めた適切な入試問題であるかの確認が定期的に行われている（資料5-69、資料5-70）。

〈2〉法学部

2012～2015年度までの編・転入学者数の平均は2.25人であった（資料5-52）。これまでの状況は、編入学定員40名に比して非常に少ない状況であったため、2016年度より3年次の編入学生定員を、従来の40名から4名に変更した。その結果、2016年度の編入学定員に対する編入学比率は0.5となった（大学基礎データ表4）。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

編入学定員の充足については、指定校編入学試験制度を設けており47校に出願書類を送付しているが、編入学定員を設けている4学部4学科とも、1.00を大きく割り込んでいるので、その充足が課題である（資料5-42）。

〈5〉人文学部

人文学部における学生の受け入れ方針には、やや具体性に欠けるため、アドミッション・ポリシーの見直しが必要である。特に、「ディプロマ・ポリシーの主旨に賛同し、その獲得を目指す」などの箇所がやや具体性に欠けると考えられる。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

初年度生については収容定員を充足できず、現在のところ収容定員に対する在籍学生数比率が1.00を下回っている（大学基礎データ表4）。

〈10〉薬学部

2015年度に薬学部を最低修業年数（6年）で卒業した学生数は145人であった（資料5-56 21-1. 2015年度卒業状況（学部））。この学年の入学時（2010年度入学）の学生数は254人であったので、実に42.9%の学生が途中で留年や進路変更（退学）をしていることになる（資料5-56 19-1. 在籍者数（過去10カ年・学部））。これは本学部が求める学生像と実際に受入れた学生との間に乖離があるためと考えられる。

〈11〉法学研究科

修士課程は入学者の増減がみられるが定員を若干下回り、博士課程は定員を満たせずにいる。

〈12〉経済学研究科

志願者数の低迷に回復の兆しが見られないので、入学者を増やす一層の努力が必要である。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科の学生の受け入れ方針は、具体的に求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等において、やや具体性に欠けるため、アドミッション・ポリシーの見直しが必要である。

人間文化学研究科修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率は2016年5月現在0.32であり、各専攻における在籍学生数比率は人間行動論専攻は0.19、地域文化論専攻は0.21、心理学専攻では0.44である（2016年5月現在）。修士課程においては、いずれの専攻も入学者数比率は0.50を下回っている（資料5-56 15-2. 学生数（大学院）（1）在籍者数・男女比・募集定員等）。

〈15〉栄養学研究科

在籍学生数比率が著しく低い状態である。これは本学栄養学部卒業生に占める大学院修士課程進学者比率が低いことが原因であると思われる。

本学では管理栄養士国家試験受験資格取得が学部卒業要件であり、志望者は臨床検査技師国家試験受験資格や栄養教諭資格の取得を目指して受講単位数が極めて多くなるため、卒業研究が必修化されていないことが、大学院進学意欲の醸成に影響していると考えられる（資料5-86 別表第2-8-1）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

現時点での在籍学生数比率は低い状態である。これは本学栄養学部修士修了者がさらに上の大学院博士後期課程の進学者比率が低いことが原因であると思われる。

修了後の進路拡大、就職率が博士課程の進学意欲に影響していると考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

受験生にとって分かりやすい入試制度・入試科目の設定にするため、文部科学省「高大接続システム改革会議（最終報告）」の大学入学者選抜改革にある「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が導入されれば、それを活用する。そのためには、入学センター委員会で「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入時期である2020年度までに、本学の

入学試験を従来の知識偏重型から、知識を前提にそれを活用する思考力・判断力・表現力を問う内容への変更およびマーク式の問題に加えて記述式の問題の導入に関して議論を行い決定していく（資料5-65）。

入試モニター校については、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入時期までに検討を行う。本学の入学試験の内容変更および記述式問題の導入等に対して様々な意見を聴取することが可能となる（資料5-69、資料5-70）。

〈2〉法学部

今後も編入学試験の実績の推移に応じて編入学生定員を見直す。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

編入学定員の充足については、指定校編入学試験制度を設けており47校に出願書類を送付しているが、今後は指定校を含む短期大学等編入学対象校へ案内の強化を図っていく（資料5-42）。

大学院研究科における定員充足については、各学部において積極的に在学生へ案内をしていく。

学部・学科・研究科における各入学定員を確保するため、引き続き学部・研究科の特長等を受験雑誌や入試情報サイトへの出稿、新聞広告や主要交通機関の駅貼り広告や電車内中吊り広告など積極的に活用して受験生への情報発信を行う。

〈5〉人文学部

人文学部人文学科においては新しいカリキュラムを策定中であり、人間心理学科においても公認心理師に対応すべく、2017年に予定される公認心理師カリキュラム編成に関する省令公布の後にカリキュラム改訂を行う予定である。こうしたカリキュラム改訂と連動し、人文学部のアドミッション・ポリシーの見直しを行う。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

2017年度以降の入学生に関してより合理的な合否判定を行い、収容定員に対する在籍学生数比率が1.00を下回ることがないようにする。

〈10〉薬学部

アドミッション・ポリシー改善に向けての動きが、現在学部内で進行中である。薬学部にポリシー検討委員会（仮）を設置して、アドミッション・ポリシー見直しに向けての論議を開始する。

〈11〉法学研究科

研究科では事態の改善に向けて、教育内容、教育環境の充実に向けた大学院独自のFD活動や学外講師の講演等を実施してきた。さらに、大学院ガイダンスを通じて、大学院における学びの意義について積極的に案内をし、大学院への関心を高めるべく広報、宣伝に努めてきている。ガイダンスは年2回実施し、毎回10人前後の参加を得ている（資料5-20）。

各種の専門職業人試験の準備として大学院活用の意義とあわせ、兵庫県行政書士会との協定を結び、行政書士の自己研鑽、再教育の機会として積極的な受講を促すべく、カリキュラムは毎年度研究科委員会で検討を行っている（資料5-22、資料5-59 p.31-33、資料5-87 別表1～別表3）。

定員管理を適切に行うべく、2017年度入試より入学者数の見直しを行った。法学専攻修士課程10名から8名に、博士後期課程5名から3名に、国際関係法学専攻修士課程8名から4名に、一学年定員23名から15名に変更した(資料5-88)。

さらに、入学定員の見直しとともに、定員未充足の要因を検討し、入学試験科目の見直しや社会人入試を検討している(資料5-89～資料5-92)。

〈12〉経済学研究科

志願者数の低迷に対しては、収容定員の見直しと長期履修制度の導入を行ったことにより、その効果を見極める。加えて、社会人・外国人入試の改革を図る。

入学者を増やす努力をすべきことが挙げられ、今後、以下のような試みを検討のうえ、実施する。

- ・入学者数の確保に向けてのPRを積極的に行う。
- ・PRとともに、社会人の学び直しニーズに積極的に応ずるべく、社会人入学者数増を図る。そのために夜間の社会人大学院などを検討する。

〈13〉人間文化学研究科

人間文化学研究科心理学専攻では、公認心理師に対応すべく、2017年に予定される公認心理師カリキュラム編成に関する省令公布の後にカリキュラム改訂を行う予定である。こうしたカリキュラム改訂と連動し、人間文化学研究科のアドミッション・ポリシーの見直しを行う。

入学定員充足のため、2017年度大学院入試より、人間行動論専攻および地域文化論専攻においては、入学定員を削減し、従来の入学定員の半数という大幅な定員削減を行った(資料5-60)。

心理学専攻においては、本専攻における教育・研究と大きく関わる国家資格(公認心理師)を定めた法律が2015年9月に成立したため、公認心理師を目指す学生の受け入れを考慮した新たな学生定員を定める。

また、入学定員数充足のため、研究科独自に入学説明会を開催し、専攻毎に個別相談を行い、進学相談をきめ細やかに実施する(資料5-61)。

〈15〉栄養学研究科

大学院在学中に病院等において管理栄養士または臨床検査技師の有資格者として、臨床現場での実践的な学びができる「臨床栄養研修Ⅰ～Ⅳ」や「栄養教育研修Ⅰ～Ⅳ」が開講されていることを、本学学部在学学生にも就職講演会、卒業研究発表会等で積極的に周知し、大学院進学への意欲を醸成する。

「臨床栄養研修Ⅰ～Ⅳ」や「栄養教育研修Ⅰ～Ⅳ」の取り組みを本学ホームページで詳しく紹介するとともに、本学教員が対外的に行う講座・講義等においても積極的にアピールし、他学出身者や社会人の大学院入学者を増加させる。

学部学生の臨地実習先施設でも大学院教育の取り組みを紹介し、より高度な専門職業人輩出校としての認知度を高める。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

今後、さらに博士課程修了者の専門職業人としての就職率向上を図り、公開することで、進学希望者にとって魅力ある進路と認識させる。

本学の大学院修士課程進学率を上げるため、食品薬品総合科学研究科委員の研究能力の

底上げ(毎年の業績開示)、そして修士課程学生から、博士後期課程進学率を上げる組織(ワーキンググループ)を立ち上げる。

4. 根拠資料

- 資料5-1 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK (既出 資料1-42)
- 資料5-2 GRADUATE SCHOOL 2016 (既出 資料1-50)
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf
- 資料5-3 2016年度 神戸学院大学入学試験要項 (既出 資料4(1)-63)
- 資料5-4 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針) (既出 資料4(1)-60)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/admission.html>
- 資料5-5 身体不自由者支援に対する基本理念
- 資料5-6 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) (既出 資料3-57)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料5-7 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 入試ガイド
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10314/#1>
- 資料5-8 本学ホームページ 障がいのある学生への支援について
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/shien.html
- 資料5-9 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 入試ガイド (既出 資料1-46)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/flash/kguebook/7379/#1>
- 資料5-10 2017年度 神戸学院大学入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2017youkou.pdf>
- 資料5-11 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE BOOK (既出 資料1-13)
- 資料5-12 本学ホームページ 受験に際して特別な配慮を要する方へ
https://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/special_consideration/
- 資料5-13 現代社会学部 現代社会学科/社会防災学科 キャンパスを飛びだそう。 あなたの、まちの、未来を変える学びがここにある。
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10192/#1>
- 資料5-14 現代社会学部オリジナルホームページ
<http://www.kobegakuin-css.jp>
- 資料5-15 本学ホームページ グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資料1-41)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/global/>
- 資料5-16 FACULTY OF NUTRITION Good Health 神戸学院大学 栄養学部 栄養学科 (既出 資料1-44)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/10399/#1>

- 資料5-17 栄養学部オリジナルホームページ (既出 資料1-45)
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/top.html>
- 資料5-18 CAMPUS Vol.181 (2016/4/1) (既出 資料4(3)-20)
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/campuslife/pdf/campus_181.pdf
- 資料5-19 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料5-20 大学院法学研究科ガイダンス (修士課程説明会)
- 資料5-21 法学研究科委員会議事録 (2016年6月14日)
- 資料5-22 神戸学院大学大学院・日本行政書士会連合会・兵庫県行政書士会覚書 (2005年3月15日) (既出 資料4(2)-95)
- 資料5-23 2016年度 大学院入学試験要項 (既出 資料1-51)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate.pdf>
- 資料5-24 本学ホームページ 大学院入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2017.html>
- 資料5-25 本学ホームページ 総合リハビリテーション学研究科 (既出 資料1-18)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/rehabilitation/
- 資料5-26 GRADUATE SCHOOL 2017 (既出 資料1-17)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料5-27 本学ホームページ 栄養学研究科 (既出 資料1-54)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/nutrition/
- 資料5-28 栄養学研究科/食品薬品総合科学研究科オリジナルホームページ 3つのポリシー
<http://www.nutr.kobegakuin.ac.jp/~eiyouhm/policy/index.html>
- 資料5-29 本学ホームページ 薬学研究科 (既出 資料1-19)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料5-30 2016年度 大学院 後期入学試験要項 (2016年10月1日入学) 食品薬品総合科学研究科 薬学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016_koki/pdf/2016graduate_koki.pdf
- 資料5-31 本学ホームページ 食品薬品総合科学研究科 (既出 資料1-57)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/
- 資料5-32 本学ホームページ 入試情報サイト
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/>
- 資料5-33 オープンキャンパス2015プログラム
- 資料5-34 2016年度 指定校推薦入学試験要項
- 資料5-35 2016年度 神戸学院大学附属高等学校特別入試要項
- 資料5-36 2016年度 AO入試 入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016ao.pdf>

- 資料5-37 2016年度 指定クラブ強化推薦 入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016sports.pdf>
- 資料5-38 2016年度 外国人留学生 入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016gaikokujin.pdf>
- 資料5-39 2016年度 帰国生 入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016kikoku.pdf>
- 資料5-40 2016年度 社会人 入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016shakaijin.pdf>
- 資料5-41 2016年度 編・転入学試験要項
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016henten.pdf>
- 資料5-42 2016年度 短期大学・専修学校指定校編入学要項
- 資料5-43 2016年度 大学院入学試験要項(社会人対象) 経済学研究科 人間文化学研究科 総合リハビリテーション学研究科 栄養学研究科 薬学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_shakai.pdf
- 資料5-44 2016年度 大学院入学試験要項(外国人留学生)
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_gaikoku.pdf
- 資料5-45 2016年度 大学院入学試験要項(修士課程) 法学研究科・経済学研究科(本学卒業見込成績優秀者対象)
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_seiseki.pdf
- 資料5-46 2016年度 大学院推薦入学試験要項(修士課程) 栄養学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_suisen_eiyoubu.pdf
- 資料5-47 2016年度 大学院 後期入学試験要項(外国人留学生)(2016年10月1日入学) 食品薬品総合科学研究科 薬学研究科
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_koki_gaikoku.pdf
- 資料5-48 神戸学院大学入試委員会規則
- 資料5-49 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料5-50 栄養学研究科委員会議事報告書(2015年9月14日)
- 資料5-51 大学院委員会議事報告書・資料(2016年3月10日)
- 資料5-52 編・転入試状況(2012~2016年度)
- 資料5-53 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担(案)(2016年4月12日)学部内委

- 員 (既出 資料1-61)
- 資料5-54 2014年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料4(4)-21)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2014.pdf
- 資料5-55 2015年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料4(4)-4)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2015.pdf
- 資料5-56 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料5-57 2016年度指定クラブ強化推薦入試合否判定教授会議事録(2015年10月7日)
- 資料5-58 グローバル・コミュニケーション学部前期日程判定教授会資料(2016年2月12日)(非公開)
- 資料5-59 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料5-60 人間文化学研究科委員会資料(2015年12月16日)
- 資料5-61 人間文化学研究科委員会議事録(2015年12月16日)
- 資料5-62 人間文化学研究科委員会資料(2016年6月8日)
- 資料5-63 栄養学部教授会資料(2016年4月27日)
- 資料5-64 神戸学院大学大学院栄養学研究科長期履修細則
- 資料5-65 神戸学院大学入学センター委員会規程
- 資料5-66 神戸学院大学 2016年度学部入試大綱
- 資料5-67 神戸学院大学 2016年度大学院入試実施大綱
- 資料5-68 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)
- 資料5-69 入試モニター校制度について(ご依頼)
- 資料5-70 2015モニター校一覧50(追加含む:最終)
- 資料5-71 入試制度等に関するアンケート回答一覧(非公開)
- 資料5-72 自己点検・評価マネジメントシステム(中期行動計画)(非公開) (既出 資料1-67)
- 資料5-73 2016年度各種委員案(経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料5-74 経営学部教授会議事録(2015年4月22日)
- 資料5-75 本学ホームページ 2017年度 学部募集人員
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/recruitment.html>
- 資料5-76 人文学部教授会議事録(2015年12月16日)
- 資料5-77 現代社会学部入学者データ(非公開)
- 資料5-78 入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証結果について(報告)
- 資料5-79 総合リハビリテーション学部教授会議事録(2016年5月11日)
- 資料5-80 入試制度と入学後の成績の関係
- 資料5-81 人間文化学研究科委員会資料2(2016年4月13日) (既出 資料1-75)
- 資料5-82 人間文化学研究科委員会議事録(2015年1月14日)
- 資料5-83 総合リハビリテーション学部教授会議事録(2016年2月3日) (既出 資料

1-70)

- 資料5-84 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則 (既出 資料1-8)
- 資料5-85 神戸学院大学大学院薬学研究科委員会規則 (既出 資料1-76)
- 資料5-86 神戸学院大学学科目履修規則 (既出 資料4(1)-6)
- 資料5-87 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料5-88 法学研究科委員会議事録(2016年1月12日)
- 資料5-89 法学研究科委員会議事録(2016年7月12日)
- 資料5-90 法学研究科委員会議事録(2016年9月10日)
- 資料5-91 法学研究科委員会議事録(2016年10月25日)
- 資料5-92 2016年度 大学院改革プロジェクト会議 開催通知 (既出 資料3-114)

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

a. 修学支援の方針について

修学支援に関する方針は、大学憲章に定めている本学が期待する教職員像を成し遂げ、かつ建学の精神「真理愛好・個性尊重」に基づき、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を実現するために、以下のとおりとしている（資料6-1、資料6-2）。

1. 各学部・研究科において指導教員制度を実施し、学部・研究科、教務センターとの連携の下に、きめこまかな修学支援・指導を行う。
2. 成績不振者、留年者に対しては、修学状況の改善のために、指導教員を中心に、学部、教務センターが連携して適切な支援・指導を行う。
3. 障がいのある学生に対して適切な支援体制を整備し、個々の学生にとって有効な学習環境・修学支援を提供する。
4. 本学独自の奨学金制度・奨励金制度により、意欲のある学生に適切な修学環境を提供する。

方針及び決定した施策は、各学部の教授会及び事務職員の各種会議において共有するとともに、本学ホームページにて公表している（資料6-1）。

b. 生活支援の方針について

生活支援に関する方針は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」、並びに大学憲章に定める教育基本理念「生涯にわたる人間形成の基礎となる教育」に基づき、すべての学生が充実した大学生活を送るための多面的で総合的な支援活動を生活支援に関する基本方針とし、以下によりその実現を目指す（資料6-1、資料6-2）。

1. 健康的で充実した学生生活の実現に向けての支援を行う。
2. 安心安全で快適なキャンパスを実現するため、大学環境を整備する。
3. 課外活動を奨励、支援する。

この方針のもと、学生委員会にて実現に向けた施策を決定している。方針及び決定した施策は、各学部の教授会及び事務職員の各種会議において共有するとともに、本学ホームページにて公表している（資料6-1、資料6-3）。

c. 進路支援の方針について

進路支援の方針は、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に基づき、「自主的で個性豊かな、良識のある社会人の育成」を実現するために、全学の進路・就職支援の方針を以下のとおりとしている（資料6-4、資料6-2）。

1. 社会人になるために、学生時代には何をしておくべきかについての指針を示す。
2. 学生が自分の個性にあった進路・就職先を見つけられるような多様な支援を行う。
3. 各行政機関との就職支援協定を活かし、U I J ターンして地方の活性化に貢献できる学生を育成する。

この方針のもと、就職委員会にて実現に向けた施策を決定している。方針及び決定した

施策は、各学部の教授会及び事務職員の各種会議において共有するとともに、本学ホームページにて公表している（資料6-1）。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

a. 留年者および休・退学者の状況把握と対処について

各学部・学科・年次ごとに成績不振者基準を定め、該当する学生については、指導教員が個々に指導し、保証人にもその旨を通知している（資料6-5）。成績確定後に成績不振者および留年確定者に対する年度末の指導を行い、留年者および休・退学者の成績状況把握を指導教員ができるよう、教務センターより学内情報サービスで成績を閲覧できるようにするとともに担当指導教員宛に指導依頼を送付し、指導記録を各学部で保管するようにしている（資料6-6、資料6-7、資料6-8）。

休学および退学を願い出るにあたっては、指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の了承のもとで願い出する体制を取っている（資料6-9、資料6-10）。

また留年者については、成績発表時に指導教員が個々に指導にあっている。学部別休学・退学・除籍状況や学年別平均修得科目数および単位数を教務委員会を通じて各教員に周知し、状況の把握をしている（資料6-11、資料6-12）。また、初年次に大学入門演習として各学部において、入門演習や基礎演習を開設し、大学生活への導入教育を行い離学の防止につなげている。

b. 学生の能力に応じた補習・補充教育の実施について

薬学部では、薬学を学ぶ上で必要となる基礎知識を修得させるため、1年次に「薬学の基礎となる数学」「薬学の基礎となる化学」「薬学の基礎となる生物」「薬学の基礎となる物理」の4科目を開講し、高校時の履修状況に配慮した補充（リメディアル）教育を行っている（資料6-13 p.42）。

c. 障がいのある学生に対する修学支援の実施について

2000年3月に、障がい学生の「自立」を支援していくことを基本理念とした「身体不自由者支援に対する基本理念」を制定した（資料6-14）。入学後に何らかの配慮が必要と思われる学生に対して、学生本人、保護者、高等学校教員及び、大学関係者（学部長、教務委員、学生委員、学生支援担当事務職員）による話し合いの場を設け、高等学校在学時の学業や生活の状況を確認したり、入学後の不安及び、支援等の要望を聞くなどしたりして、支援計画を作成・実行している。また、在学生から支援等の要望書が提出された場合は、当該学生が所属している学部の学生委員、教務委員及び、教務センター等の関係部署と連携し、効果的な支援を行っている。

支援の際には、「身体不自由者対応マニュアル」に基づき、定期試験においては、試験時間延長、別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達等を、通常の授業時においては、座席配慮、ノートテイク支援等の支援を行っている。また、学生生活においては、自動車通学の許可・自動車の学内乗り入れの許可、施設・設備の改修（バリアフリー）等の支援も行っている（資料6-15）。

また、近年増加傾向にある発達障がい学生等への支援を強化するため、2016年10月から、KACに障がい学生支援コーディネーターを配置した。2017年4月に、KPCにも配置する予定である。

なお、学生には、Student Diary 2016（学生手帳）、学生向け広報誌「CAMPUS」、大学ホ

ホームページ等で周知している（資料6-16 p.103-106、資料6-17 p.17、資料6-18）。

d. 奨学金等の経済的支援の実施について

本学の奨学金制度として、①学資の支弁に支障のある者に対して学資を支給して教育の機会均等を図り、有用な人材を育成することを目的とした支給奨学金制度、②学資を貸与し学業を継続させることを目的とした貸与奨学金制度、③家計急変等の理由により学費の納入が著しく困難と認められる学生に対して、学資を貸与し学業を継続させることを目的とした臨時貸与奨学金制度を設けている。また、教育後援会の貸付金、同窓会の災害等奨学金、その他、学費分納制度、大学提携教育ローン、私費外国人留学生奨学金、家計支援者が自然災害にあった学生への支援策として災害見舞金制度等、各種経済的支援制度を設けている（資料6-19～資料6-26）。奨学生の選考及び奨学金に関する事項は、奨学生選考委員会で審議・決定している。また、本学独自の奨学金以外にも、日本学生支援機構、地方公共団体等の奨学金制度も活用し、学生への支援を行っている（資料6-27 p.152）。奨学金制度の周知は、大学のホームページをはじめ、学生向け広報誌「CAMPUS」、神戸学院大学教育後援会発行の保護者向け広報誌「2016 APRIL No.138 神戸学院大学教育後援会会報」および2016 Educational Guide等で周知している（資料6-17 p.26-28、資料6-28 p.21-22、資料6-29 p.24-29）。

e. 修学支援の適切性に関する検証と改善について

業務の検証に関しては、学生支援（修学支援）のうち教務上の問題・課題があれば各学部、センター教務委員と協議の上、提案書を作成し、教務委員会で審議している（資料6-30）。また、自己点検評価委員会 教務関係小委員会において、中期行動計画の検証を行い改善につなげている（資料6-31）。

学生支援（修学支援）のうち教務以外の業務（奨学金、障がい者支援）は、学生支援センターが担当している。学生支援センターは、KPC・KAC両キャンパスの学生支援グループ、ボランティア活動支援室、医務室、学生相談室で構成されている。さらに、学生支援グループの職員は、課外活動、奨学金、学生生活の3つの分野に分かれて配置され、分野毎に責任主体を持ちながら業務に取り組んでいる。業務の検証に関しては、問題・課題があれば各責任主体者が提案書を作成し、学生支援センター所長ミーティングの審議を経て、学生委員会に上程し、審議している（資料6-32、資料6-33）。また、自己点検評価委員会 学生支援関係小委員会において、中期行動計画の検証を行っている（資料6-34）。なお、学生支援センター所長が学生の意見を聞くための「所長懇談会」を年に1回開催し、学生の意見を支援改善の参考として役立てている（資料6-35）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 学生の相談や心身の健康保持に応じる体制の整備について

<学生相談室>

学生が抱えている問題や不安等についての相談に応じ、適切な助言を与え、より良い学生生活を送るための手助けとなることを目的として、KPC、KACの両キャンパスに学生相談室を設置している。学生相談室では、学生生活全般の問題をはじめ、心理的健康に関する諸問題についても臨床心理士である専門のカウンセラーが相談に応じている（資料6-36）。両キャンパスに常勤カウンセラーを1名ずつ配置し、非常勤カウンセラーを含め、

KPCは1日2名、KACは1日3名体制で対応している。

学生相談室の案内は、新入生オリエンテーションにおける部署紹介や、入門演習等での学生相談室見学ツアーにより行っている。

一方、新入教職員には、冊子「気になる学生に出会ったら（教育職員編）」、「気になる学生に出会ったら（事務職員編）」を配布するなど適切な学生対応ができるようにしている（資料6-37、資料6-38）。

<医務室>

健康を維持・増進することを目的として、両キャンパスに医務室を設置している。医務室では、定期健康診断及び、救急処置等を行うとともに、学校医による健康相談や精神保健相談等も行っている（資料6-39）。

健康管理を目的とする定期健康診断は、毎年、約90%の受診率を維持しており、肺結核等の感染症をはじめ病気の早期発見、さらには集団感染の防止に寄与している。また一方では、健康に対する意識向上の啓発にも役立っている（資料6-40）。

b. 各種ハラスメント防止に向けた取り組みについて

ア. 本学のハラスメントに関する基本的な政策を立案するとともに、ハラスメントの防止が適切に行われているか否か、そのための予防、教育、啓発、研修が十分図られているか等について、全学的な見地から検討するとともにハラスメントに関わる問題が生じた場合に関係機関と協力しつつ迅速に対応するための「人権問題委員会」並びに人権問題委員会の下にハラスメント及びハラスメント防止に関する情報の収集、教育研修、広報、調査活動を行うための「ハラスメント防止委員会」を設置している。また、ハラスメント防止に関する基本的考え方、ハラスメントの定義、ハラスメントが起きた場合の相談体制及び解決方法、ハラスメント防止・解決のための体制を定めた「神戸学院大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定している（資料6-41 第3条第1項第2号、資料6-42、資料6-43）。

イ. 本学ホームページに「ハラスメント防止に関する取り組み」の専用ページを作り、学内外に周知している（資料6-44）。

ウ. 人権問題委員会は、学長を委員長とし、副学長、各学部長、共通教育センター所長、事務局長、学生支援センター所長、ハラスメント相談室長で構成され、少なくとも毎年2回は開催されている。

エ. ハラスメント防止委員会は、副学長を委員長とし、各学部及び共通教育センター教員、事務職員、専門相談員、カウンセラーで構成され、原則2ヶ月に1回開催されている。ここでは、ハラスメントの予防、根絶に向けた学生・教職員のための具体的な教育・研修・広報活動について審議している（資料6-42）。

オ. 被害を受けた際の相談窓口として、ハラスメント相談室を設けている。相談室には、室長（学長補佐）、2名の副室長（教育職員）及び4名の専門相談員を配置している。

カ. ハラスメントの解決方法は、当事者間の話し合いによる「調停（和解）」、加害者とされる者への「通知（注意・警告）」、人権問題委員会の下に調査部会を設置して必要な事実調査を行い、問題解決・再発防止のための措置をとる「事実調査に基づく措置」が、被害者の希望により選択できる（資料6-45、資料6-46）。

キ. 2010年度からは、ストーカー行為、つきまとい等に対する緊急避難措置として、警備員による学内エスコートサービスを開始している（資料6-47）。

ク. ハラスメント防止の観点から、各学部のハラスメント防止委員が毎年新入生に対して、本学オリジナルのハラスメント防止リーフレットを使用し、説明を行っている。本学のハラスメントに対する取り組みや相談窓口の告知はもちろん、ハラスメントに対する意識を向上させることに主なねらいがある（資料6-48）。

ケ. 教職員についても採用時に説明しているほか、毎年研修会を実施している。2010年4月には、ハラスメント防止のための行動指針を制定し、教職員一人ひとりの行動に対する責任と自覚を促している（資料6-49）。

コ. 2011年度より、1年次生対象の全学共通テキストとして「大学生活入門」を発行している。自校教育が主な目的だが、そのなかで学生生活上、特に注意を要する項目として、最初にハラスメントに関わる事項を挙げ、導入教育の重要事項のひとつとして位置付けている（資料6-50 p.78-84）。

c. その他、特色ある生活支援の実施について

本学では、課外活動を、正課を補充する教育の重要な一環と捉え推奨している。2016年7月現在、自治会等の団体3団体、独立団体4団体、体育会35団体、文化会26団体に加え、任意団体（サークル）48団体があり、総計3,786名の学生が課外活動に参加している（資料6-51）。2016年度より、大学創立50周年を記念し、大学のブランド力向上、帰属意識の醸成等を目的として、従前の強化クラブ・準強化クラブ制度を指定クラブ重点強化制度（特別強化クラブ、強化クラブ、育成クラブ）に再編し、団体数を6団体から17団体へ増やした（資料6-52）。また、スポーツ選抜入試、AO入試、指定校入試の各制度に分かれていた課外活動強化に係る入試制度を指定クラブ強化推薦入試制度に再編した（資料6-53）。

ボランティア活動については、2005年4月にボランティア活動支援室を設置し、継続的に学生のボランティア活動を支援している。支援内容としては、ボランティア情報の提供、ボランティア活動に関する相談・受付・コーディネート、長期休暇期間中のプログラムの実施、ボランティア活動助成金制度の実施である。大学周辺での日常的なボランティア活動に加え、東日本大震災発災以来、被災地での支援と後方支援の両方を行っている。東北支援に加え、2014年には丹波市、広島市で、2015年には常総市で土砂災害支援活動、2016年は熊本地震に対する緊急支援活動にも積極的に取り組んでいる。また、ボランティア活動支援室には、50名を超える学生スタッフが在籍しており、自らがボランティアに参加するだけでなく、学生という立場から他の学生のボランティア活動もサポートしている（資料6-54）。

学生による相互支援活動としては、2013年10月にピア・サポートルーム（学生相互支援室）をKACに開設した（資料6-55）。授業期間中の平日の昼休みを中心に、学生スタッフであるピア・サポーターが在室し、学生生活上の不安や分からないことを仲間（学生）同士で話し合える場として開放している。また、4月の新入生オリエンテーションの時期には「新入生なんでも案内」を開催し、新入生からの質問や相談に応じている（資料6-17 p.6-7）。

その他の活動支援として、2015年度より、大学の活性化・地域の活性化・社会貢献等に繋がる学生の主体的・自主的な学びを支援するため、「学生チャレンジプロジェクト」を実施している。学生自らが大学や地域の活性化につながる企画を考え、審査を通過した企画

に対し、1件50万円を上限に助成金を支給し、学生の主体的な活動を支援している（資料6-56）。

d. 生活支援の適切性に関する検証と改善について

業務の検証に関しては、問題・課題があれば、学生支援センターの各責任主体者が提案書を作成し、学生支援センター所長ミーティングの審議を経て、学生委員会に上程し、審議している（資料6-32、資料6-33）。また、自己点検評価委員会 学生支援関係小委員会において、中期行動計画の検証を行っている（資料6-34）。なお、学生支援センター所長が学生の意見を聞くための「所長懇談会」を年に1回開催し、学生の意見を支援改善の参考として役立てている（資料6-35）。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

a. 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施について

学生のキャリア形成、就職支援を図るため、就職委員会においてその年度の雇用情勢や就職協定に基づき、進路・就職支援の企画立案を行い、キャリアセンターにおいて学部学年別進路（就職）ガイダンス、インターンシップ、進路相談等を実施している（資料6-57、資料6-58）。

本学の全学的なキャリア教育体制の構築を目的とした新たな組織として、2016年4月にキャリア教育センターが開設された。本学として、初年次から卒業まで、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」を具現化した一貫性のあるキャリア教育、キャリア形成支援の実現を目指して、全学部・全学生共通の統一的なキャリア教育（就業力育成）プログラムを構築し、キャリアセンターの進路支援に直結する実践力養成プログラム（ガイダンス、セミナーの実施、就職情報の提供、進路・相談業務等）との連携による全学的な「学生の進路支援体制」の整備、確立が2015年12月10日開催の評議会で決定している（資料6-59、資料6-60）。

b. 広く学生の社会的・職業的自立のための仕組みの整備について

正課では、学部横断的教育である共通教育科目の社会人入門分野において「就業力科目」を開講している（資料6-61）。

これは学生一人ひとりが自身の生き方を考える、人と関わる、問題・課題と関わる等、様々な場面で能力を発揮できるように、学生自身が、立てた目標（Plan）を自ら実践（Do）し、振り返り（Check）の後に自ら改善（Action）を繰り返し行う中で、就業力を醸成し、自己実現へ向けて自身の成長を促せるような授業内容となっており、学生にPDCAサイクルを効果的に運用することを促進している。

また正課外では、課外講座・資格サポートを実施しており、資格取得を目指す学生のために多彩なプログラムを開講している（資料6-62）。

これらキャリア教育（正課）や課外講座にて、初年次から卒業まで、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」を具現化した一貫性のあるキャリア教育、キャリア形成支援の実現を目指して、2016年4月1日より全学教育推進機構の下にキャリア教育センターが設置されたが、設置され間もない組織であることから、まずは本学におけるキャリア教育の在り方をキャリア教育センター委員会にて模索しているところであり、その方針は9学部及び共通教育センターとの協働をもって検討する（資料6-59）。

c. その他、特色ある進路支援の実施について

ガイダンスに出席できなかった学生に対し、ガイダンス時に映写したスライドとその際のコメントした内容について「紙面ガイダンス」というコンテンツで、本学の学生であれば時間や場所を問わず、いつでも閲覧可能な本学独自の就職情報システム（JobHunter）にガイダンス最終日から一週間前後でアップしている（資料6-63）。

キャリアセンターは公式 Twitter アカウントを開設しており、就職活動の豆知識やキャリア支援イベントの告知、ガイダンス等でいただいた質問への回答などのお役立ち情報をつぶやいている（資料6-64）。

2011年度から、業界トップ企業群で活躍したいという高い目標（大手企業へ入社できるだけの能力獲得を本気で目指す学生を支援する場）を学生自身に意識させ、多彩なプログラムとコーチングにより、塾生自らが考え行動し、最終的に内定獲得を目指し、また就活のフロントランナーとして他の就活生を牽引する役割を担うことを目的とした学生主体のプログラム「就活塾」を実施している（資料6-27 p.143-144）。

d. 進路支援の適切性に関する検証と改善について

学生のキャリア形成、就職支援を図るため、就職委員会においてその年度の雇用情勢や就職協定に基づき、進路・就職支援の企画立案を行い、キャリアセンターにおいて学年別進路（就職）ガイダンス、インターンシップ、資格取得、進路相談等を実施しており、学生の進路支援の適切性を検証するために、就職委員会および所管事務部署キャリアセンター共通の長である、キャリアセンター所長を中心に実施支援内容の取組対応、結果について適宜、協議・報告連絡を行っている（資料6-57、資料6-65、資料6-66）。

また、その検証プロセスを適切に機能させるために、キャリア支援関係小委員会の座長を中心に「自己点検・評価マネジメントシステム【中期行動計画】」の年次達成度報告書（中間報告と最終報告）作成において、各年度毎に活動目標（年次目標）、そのための手段・方法、活動実績（実施内容）、自己点検・評価、分析と検証のもとでの課題・問題点の抽出、改善方法（次年度活動目標）につなげている（資料6-67、資料6-31、資料6-68、資料6-69 2016年度 大学運営2-（1）⑩-1 キャリア支援関係小委員会、2016年度 大学運営2-（2）⑩ キャリア支援関係小委員会、大学運営2-（2）⑪ キャリア支援関係小委員会）。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

本学は、「建学の精神」「大学憲章」に基づき、学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）に関する方針を定め、それを基に修学支援、生活支援、進路支援を教務委員会、学生委員会、就職委員会の各委員会が連携しながら行う体制を取っている。「建学の精神」「大学憲章」は、学生、教職員に配布する「Student Diary（学生手帳）」に掲載し共有を図るとともに、学生支援に関する方針とともに、本学ホームページで社会に公表している。また、進路支援においては、進路（就職）ガイダンス、インターンシップ、進路相談などを実施するキャリアセンターと、キャリア教育、キャリア形成支援の実現を目指すキャリア教育センターの体制を整備している。

以上の点から本学は、基準6を充足している。

①効果が上がっている事項

<奨学金>

・2015年度より、経済支援を目的とした支給奨学金の採用人数枠を85名から100名程度へ拡充し、経済的理由により修学困難な学生が増えてきていることへの対応とし、勉学に専念できるようにした(資料6-70)。

<学生相談室>

・2015年度より学生相談室の常勤カウンセラーを1名増員し、両キャンパスに1名ずつ配置するなど、学生相談室の体制強化を図った(資料6-71)。このことにより、学内関係部署や学外機関との連携強化が図れているとともに、深刻な事案への対応がより迅速・的確に行えるようになった。

・ハラスメント防止の啓発活動を活発化した2011年度は41件の相談件数であったが、2014年度は28件と減少し、予防の成果が少しずつ表れてきている(資料6-72)。

②改善すべき事項

・正課では、9学部および共通教育センターのキャリア教育の授業科目内容の一部重複する科目があり、一貫性のあるキャリア教育の構築が不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<生活支援>

・経済支援を目的とした支給奨学金は応募者数が多く、決められた予算と人数の範囲内で選考を行っていることから、困窮度の高い学生に支援が行き届くよう、制度全体の見直しを図っている。

<学生相談室>

・両キャンパスの学生相談室で合同ミーティングを定期的を実施し、知識共有することで、スキルアップを図っていく。対応が難しいケースに対しては、カウンセラー間で知恵を出し合いながら、また学内関係部署や学外機関と連携しながら対応を行う。

・ハラスメントが発生したときの体制としては、ある程度整備できたことで、将来的に新たな問題事象の発生に備えた足場作りができたと考えている。しかし、基本姿勢として「ハラスメント根絶」を目指している以上、将来的には「大学生活入門」などを活用してハラスメントへの直接的なアプローチのみならず、ハラスメントが起こる要因となりうる部分に学際的にスポットを当てたいと考えている。つまり、学生にとっては、ハラスメントというマイナス因子をきっかけに、アサーティブコミュニケーションやチームビルディング、人間関係構築などについてカリキュラムを通じて学ぶことで、逆に人間的成長へのプラス因子となるようマネジメントしていきたい。

②改善すべき事項

・キャリア教育センター委員会において、9学部および共通教育センターのキャリア教育の実施内容等についての精確かつ具体的な把握を行い、それらをカリキュラムマップに

整理し、科目内容の重複がないよう体系的整備を行う（資料6-59）。

4. 根拠資料

〈1〉大学全体

資料6-1 本学ホームページ 大学概要 - 教育目標・方針 - 大学運営に係る各種方針
(既出 資料3-4)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/management.html>

資料6-2 本学ホームページ 大学憲章 (既出 資料1-11)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>

資料6-3 神戸学院大学学生委員会規程

資料6-4 就職委員会議事録 (2016年12月3日)

資料6-5 2016年度 成績不振者基準 (既出 資料4(3)-32)

資料6-6 留年について

資料6-7 留年者および成績不振者指導について

資料6-8 成績不振者指導と記録の保管について

資料6-9 休学願

資料6-10 退学願

資料6-11 学部別休学・退学・除籍状況 (2006～2015年度)

資料6-12 学年別平均修得科目数および単位数【2015年度成績】

資料6-13 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)

資料6-14 身体不自由者支援に対する基本理念 (既出 資料5-5)

資料6-15 身体不自由者対応マニュアル

資料6-16 Student Diary 2016 (ホームページ)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/support/document/pdf/studentnote.pdf>

資料6-17 CAMPUS Vol.181 (2016/4/1) (既出 資料4(3)-20)

http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/campuslife/pdf/campus_181.pdf

資料6-18 本学ホームページ 障がいのある学生への支援について (既出 資料5-8)

http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/shien.html

資料6-19 神戸学院大学支給奨学金規程

資料6-20 神戸学院大学貸与奨学金規程

資料6-21 神戸学院大学臨時貸与奨学金規程

資料6-22 神戸学院大学教育後援会貸付金制度に関する内規

資料6-23 神戸学院大学同窓会災害等奨学金制度に関する内規

資料6-24 学費分納規程

資料6-25 神戸学院大学私費外国人留学生奨学金規程

資料6-26 緊急奨学金の募集のご案内

資料6-27 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2016 GUIDE BOOK (既出 資料1-42)

資料6-28 教育後援会会報 2016 NO.138

http://www.kobegakuin.ac.jp/support/education_support/img/kaihou_voll138.pdf

- 資料6-29 2016 Educational Guide 2016 教育ガイド
- 資料6-30 神戸学院大学教務委員会規程 (既出 資料4(3)-9)
- 資料6-31 神戸学院大学自己点検評価規則細則 (既出 資料4(1)-78)
- 資料6-32 学生支援センター所長ミーティング議事要項 (2016年4月11日)
- 資料6-33 学生委員会議事録 (2015年10月21日)
- 資料6-34 自己点検評価委員会学生支援関係小委員会次第 (2015年7月15日)
- 資料6-35 2015年度 学生支援センター所長懇談会実施要綱 (2015年11月25日)
- 資料6-36 学生相談室ご案内
- 資料6-37 気になる学生出会ったら ●学生相談ハンドブック● <教育職員編>
2016年度
- 資料6-38 気になる学生出会ったら ●学生相談ハンドブック● <事務職員編>
2016年度
- 資料6-39 医務室案内
- 資料6-40 神戸学院大学 保健管理報告書 第8号 (2011年度-2013年度)
- 資料6-41 神戸学院大学人権問題委員会規程
- 資料6-42 神戸学院大学ハラスメント防止委員会規程
- 資料6-43 本学ホームページ ハラスメント防止ガイドライン
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guideline/>
- 資料6-44 本学ホームページ ハラスメント防止に関する取り組み
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/>
- 資料6-45 神戸学院大学ハラスメント調停規程
- 資料6-46 神戸学院大学ハラスメント調査部会規程
- 資料6-47 ストーカー行為(つきまとい等)を受けた時などは、警備員によるエスコートサービスを利用してください。
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/escort/pdf/eskoto.pdf>
- 資料6-48 本学ホームページ ハラスメント防止と根絶に向けて〔リーフレット〕
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/leaflet/>
- 資料6-49 神戸学院大学ハラスメント防止のための行動指針
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/conduct/pdf/kodosisin.pdf>
- 資料6-50 大学生活入門 2016 (既出 資料1-12)
- 資料6-51 顧問・監督等連絡会開催要項・資料 (2016年7月15日)
- 資料6-52 総合企画会議資料 (2016年7月21日)
- 資料6-53 指定クラブ強化推薦入試連絡会資料4 (2016年4月18日)
- 資料6-54 本学ホームページ ボランティア活動支援
<http://www.kobegakuin.ac.jp/support/volunteer/>
- 資料6-55 本学ホームページ ピア・サポートルーム (学生相互支援室)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/peer/peersupportroom.html>
- 資料6-56 本学ホームページ 学生チャレンジプロジェクト

- <http://www.kobegakuin.ac.jp/support/challenge/>
- 資料6-57 神戸学院大学就職委員会規程
- 資料6-58 本学ホームページ 就職支援・キャリアサポート
<http://www.kobegakuin.ac.jp/career/>
- 資料6-59 神戸学院大学キャリア教育センター規則 (既出 資料2-9)
- 資料6-60 評議会議事報告書 (2015年12月10日) (既出 資料3-60)
- 資料6-61 本学ホームページ キャリア教育 (正課)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/cec/guide.html>
- 資料6-62 本学ホームページ 課外講座・資格サポート
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/cec/extracurricular.html>
- 資料6-63 2018年3月卒 3年次・院1年次生対象 第4回就職ガイダンス (2016年10月3日～10月7日)
- 資料6-64 神戸学院大学キャリアセンター Twitter
https://twitter.com/KGU_career
- 資料6-65 神戸学院大学事務組織規則
- 資料6-66 神戸学院大学事務分掌細則
- 資料6-67 神戸学院大学自己点検評価規則
- 資料6-68 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017 (既出 資料1-59)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>
- 資料6-69 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料6-70 おやっ?! 目線で見ると KOBE GAKUIN UNIVERSITY
- 資料6-71 2016年度 学生相談室時間割
- 資料6-72 ハラスメント防止委員会報告資料6-11 (2015年6月10日)

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

a. 教育研究環境整備に関する方針について

学校法人創立100周年にあたる2012年に発表した「神戸学院100年宣言」にもとづき、2013年度から5年間で実施する具体的な施策を「学校法人神戸学院中期行動計画2013-2017」としてとりまとめ、「神戸学院大学中期行動計画」の中で以下のとおり教育研究環境整備に関する方針を定めている。(資料7-1、資料7-2)

■大学運営分野

[基本方針] 大学憲章の基本理念に基づいた運営を行います。

<中期目標> 不断に自己点検・評価を行い、効率的で機動的な大学運営に努めます。

{中期計画} 1 基本方針の策定と実行

(実行計画) (前略) 3 既存学部の整備と全学収容定員の再編を行い、新学部・新学科の設置を検討する。4 有瀬キャンパス(KAC)とポートアイランドキャンパス(KPC)の効率的な利用を促進するため、学部移転を基本とした新学部・新学科を含めての学部再配置を行う。5 KPCへの本部機能移転とD号館・体育館建築を検討する。(後略)

■教育分野

[基本方針] 学生が社会で役立つための十分な力を身につけることができる教育を実践します。

<中期目標> 学士課程教育、大学院教育の質的向上に向けて、アドミッション・ポリシー(AP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、そしてディプロマ・ポリシー(DP)の実現を目指します。

{中期計画} 6 教育環境の整備充実

(実行計画) 1 講義室、演習室、実習室の機能的改修を継続して行う。2 適正な図書館資料の収集と学習サポートの充実を図る。3 情報環境の整備と学習サポートの充実を図る。4 学生自習室の整備と充実を進める。5 学生のグループワークや学修交流を可能にするオープンスペースの確保を実現する。6 教学支援体制の整備と充実を図る。

■学生支援分野

[基本方針] 学生が社会で役立つための十分な力を身につけることができる教育を実践します。

<中期目標> 快適で安心安全な大学環境の整備を推進します。

{中期計画} 2 安全で快適なキャンパス環境の充実

(実行計画) (前略) 3 防犯対策を強化する。(中略) 5 学生のグループワークを促進するためのゾーンを設置する。6 学内食堂、売店などの充実を図る。7 学内トイレ、洗面所などの改善を進める。

{中期計画} 3 課外活動の奨励と支援

(実行計画) (前略) 5 課外活動施設・設備の充実を図る。

■研究分野

[基本方針] 多様で質の高い研究を推進します。

<中期目標>優れた学術活動を奨励し、研究成果を学内外へ還元するとともに、地域と連携した特色ある研究の拠点形成を目指します。

{中期計画} 1 研究環境の整備と充実

(実行計画) 1 研究の質と資金の効率配分に意を払いながら、研究設備・施設の充実を図る。(後略)

この計画については全教職員に冊子を配布し、大学のホームページにも掲載し公表している。

計画の実施にあたっては、「神戸学院大学自己点検評価規則」及び「神戸学院大学自己点検評価規則細則」にもとづく自己点検評価小委員会において年次目標を設定し、具体的な取り組みを進めている。また、自己点検・評価結果を年次達成度報告書としてとりまとめ、学内イントラネットへの掲載により全教職員に対して情報共有を図るとともに、中期行動計画と同様、大学のホームページにも掲載し公表している(資料7-3 第8条、資料7-4、資料7-5 2015年度 大学運営1-(3) 経営戦略推進関係小委員会、2014年度 大学運営1-(4) 管財関係小委員会、2014年度 大学運営1-(5) 管財関係小委員会、2015年度 教育6-(1) 教務関係小委員会、2015年度 教育6-(2) 図書館関係小委員会、2015年度 教育6-(3) 情報支援関係小委員会、2015年度 教育6-(4) 教務関係小委員会、2015年度 教育6-(5) 教務関係小委員会、図書館関係小委員会、情報支援関係小委員会、2014年度 教育6-(6) 教務関係小委員会、2015年度 学生支援2-(3) 総務関係小委員会、学生支援関係小委員会、2015年度 学生支援2-(5) 学生支援関係小委員会、2015年度 学生支援2-(6) 学生支援関係小委員会、2015年度 学生支援2-(7) 学生支援関係小委員会、資料7-6)。

計画の中間年にあたる2015年度を終え計画の進捗を明らかにするために、2016年4月に中期行動計画進捗報告書を取りまとめ、全教職員への冊子配布と大学のホームページへの掲載を行った(資料7-7)。

b. 校地・校舎・施設・設備に係る計画について

校地・校舎・施設・設備に関する計画については、必要に応じて総合企画会議のもとプロジェクトを設置し原案を作成した上で、総合企画会議、常任理事会の議を経て決定している。

改修・補修等の営繕計画については、計画的かつ経済的に整備を進めることができるよう管財事務グループにおいて建物・設備の更新計画を検討している。また、財政事情に配慮した上で、保全(改修・補修)及び新規それぞれの事業について、年度毎の予算編成方針にもとづき各学部・部署からの要求事項をまとめて営繕工事予算要求を行い、予算会議、総合企画会議、評議会、常任理事会、評議員会及び理事会の議を経て決定した事業を実施している。

近年のキャンパス毎の整備状況は以下のとおりである。

(1) K P C

新学部等検討委員会からの提案にもとづく新学部設置（現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部）及びキャンパス再編に伴い、キャンパス再編検討部会の作業部会の1つである、「D号館・体育館建築作業部会」において新たに建設する建物規模、仕様等についての検討を行い、グローバル・コミュニケーション学部（2015年4月開設）の開設にあわせて2015年1月にD号館を建設した（資料7-8、資料7-9、資料7-10）。

このD号館は、2007年のKPC開設によりつくりだした、新たな「みなと神戸の景観」ともいえる赤レンガによる外観とエコキャンパスにふさわしい施設を継承し、建物構成としては1階に厚生施設（食堂・書店）と大講義室・自習室、2・3階に講義室、4階に教員研究室を配置し、体育館（アリーナ）も併設した建物となっている。

（2）KAC

2009年度の「有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト」答申にもとづく事務室の再配置により使用しなくなった1号館に関して、「1号館機能移転後整備計画検討プロジェクト」において撤去を含めた利活用方策等について検討を行い、2011年3月に建物を解体し、同年5月に学生が集い憩える空間として既存の中庭とのつながりや学生の移動動線に配慮した緑豊かな広場を整備した（資料7-11、資料7-12）。

（2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a. 校地・校舎の整備状況について

本学は、9学部7研究科の学部生及び大学院生が学ぶキャンパスとして、2キャンパス（KPC・KAC）を設置しており、校地・校舎ともに大学設置基準上の必要面積を十分確保できている。

KPC： 校地面積 141,520.00 (141,520.00) m²、

校舎面積 81,405.52 (78,990.83) m²

KAC： 校地面積 144,511.31 (136,658.31) m²、

校舎面積 112,792.11 (103,388.68) m²

（なお、かっこ内は大学設置基準第37条及び第37条の2にもとづき対象となる面積を示す。）

またKAC近郊に、第4グラウンド（校地面積23,098 m²）、第5グラウンド（校地面積19,801 m²）、第6グラウンド（校地面積24,995 m²）を設置している（資料7-13 10-1. 校地面積、10-2. 校地・グラウンド等、11-1. 校舎面積）。

講義室・演習室・学生自習室は、KPCに110室（総面積13,931.77 m²）、KACに129室（総面積16,630.66 m²）整備している（資料7-13 11-1. 校舎面積）。

薬草園をKACに設置しており、大学設置基準における附属施設の要件を満たしている（資料7-13 10-3. 校地・グラウンド等「KAC、KNC、KPC」内訳）。

本学が提供する学生の住所等のデータにもとづき、一般社団法人薬学教育協議会の各地区の病院・薬局実務実習調整機構の調整及び割振りを受けることにより、大学設置基準における薬学実務実習に必要な施設を確保している（資料7-14、資料7-15）。

b. キャンパスアメニティの形成について

大学長の諮問機関として2011年8月に立ち上げられた「女性プロジェクト」の報告書をもとに、キャンパスアメニティ向上の一環として、既存建物のトイレリニューアルや食堂

の新規設置・改修などを順次進めている（資料7-16）。

近年のキャンパス毎の整備状況は以下のとおりである。

(1) K P C

①トイレリニューアル

K P Cにおいて、和式トイレの割合が高いA～C号館（2007年1月完成）の洋式トイレへの改修を、2013年度、2014年度、2016年度に実施した。

②食堂・ブックカフェ開業（D号館）

2015年1月に建設したD号館の1階にコンセプトの異なる食堂2か所（カフェテリアとフードコート）と、食事や読書のための机椅子を配置した書店（ブックカフェ）を整備し、キャンパス再編に伴う学生の増加に対応するための厚生施設の充実を図った。

(2) K A C

①トイレリニューアル

2012年度に女子トイレ3か所（9号館3階、11号館3階、14号館1階）の全面リニューアルを行った。引き続き2013年度にも女子トイレ3か所（9号館4階、11号館2階、14号館2階）、2014年度には男女トイレ4か所（6号館2・3階、8号館4・5階）の全面リニューアルを実施するとともに、男子トイレ3か所（9号館3階、11号館3階、14号館1階）に各1台ずつ温水洗浄便座を設置した。

さらに、2015年度に栄養学部改組・拡充に伴う7号館改修工事にあわせて全ての男女トイレの全面リニューアルを実施し、K P Cと比べて建物が古く施設・設備面において改良する点の多いK A Cの環境改善を積極的に進めた。

②コンビニエンスストア・食堂の新規開業

運営事業者が撤退して以降活用できていなかった学内厚生施設に新規事業者を誘致することにより、2011年度にコンビニエンスストア、2012年度に食堂2か所をそれぞれ新規開業し、学生の利便性の向上を図った。また、食堂名称を学内から公募することにより、学生がより親しみをもてるような取り組みも併せて行った。

③食堂リニューアル（9号館3階、第1体育館地階）

2016年度に食堂2か所の改修を行った。そのうち1か所については従来のイメージを一新できるよう大規模なリニューアルを実施し、食堂の机椅子の入替とあわせて環境の改善を図った。

④第1体育館横空地の整備

老朽化に伴い撤去解体した建物跡地に、学生が集い憩える場所として、また課外活動団体がミニコンサート等を開催できる空間として、2013年6月に広場（名称：デッキテラス）を整備した。

c. 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保について

施設・設備、機器・備品の管理体制については、「学校法人神戸学院経理規則」及び、「学校法人神戸学院固定資産及び物品管理規則」において定めており、各管理責任者のもと適切な維持管理に努めている（資料7-17 第37条、第43条、資料7-18 第5条-第9条）。

衛生・安全を確保する体制として、「神戸学院大学事務分掌細則」にもとづき、「危機管理」、「警備及び防火・防災」に関する事務は総務事務グループ、「機器・備品及び物品等の管理」に関する事務は経理事務グループ、「土地、建物、構築物及び附属設備の維持管理」、

「構内の環境整備」及び「清掃作業の業務」に関する事務は管財事務グループがそれぞれ所管している（資料7-19 第5条（7）（8）、第7条（7）、第8条（2）（5）（6））。

本学において発生する危機に対する予防措置、緊急時の対策等の基本原則を定めた「神戸学院大学危機管理規則」にもとづき、「危機管理基本マニュアル、事象別危機管理マニュアル（学生編・教職員編）」を作成し、危機の予防・回避、学生及び職員の安全確保を図る体制を構築している（資料7-20、資料7-21、資料7-22、資料7-23）。また、学内イントラネットへの掲載、教職員への冊子配布、学生に配布する Student Diary（学生手帳）への掲載により広く周知している（資料7-24）。

さらに、防火・防災管理に係る必要事項を定めた「神戸学院大学防火・防災管理規程」を定め、防火・防災管理体制を構築し、災害の予防並びに人命と身体の安全及び大学の財産の保全に努めている（資料7-25）。

また、キャンパス毎に予防活動組織、自衛消防組織を定め、火災総合訓練と地震総合訓練をそれぞれ年1回実施することにより、火災の予防、火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害の発生等の防止に努めている。

省エネルギーに関する活動として、神戸学院大学省エネルギー推進委員会規程にもとづく省エネルギー推進委員会を中心に、電力使用量の削減を主とした取り組みを継続している（資料7-26）。

構内の安全を確保し、犯罪を未然に防止することを目的として、従来から運用している建物内の防犯カメラに加えて、2011年度にKPC及びKACの防犯カメラの整備拡充を行った。

なお、本学の構内における防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めた「神戸学院大学防犯カメラ管理運用規程」が2012年1月に制定され、防犯カメラについては危機管理委員会の議を経て設置することとしている（資料7-27）。

建物の新築においては、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレや点字ブロックの整備等、バリアフリーへの対応について十分配慮しており、また、日常管理においては、車いす利用者等が学内を安全に移動できるよう、通路の舗装等の不具合を発見した場合には速やかに補修するよう対応している。

その他近年のキャンパス毎の整備状況は以下のとおりである。

（1）KPC

- ①C号館の医務室・学生相談室の改修
- ②D号館へのハラスメント相談室の新設
- ③人工芝グラウンドへの照明設置及び、土グラウンドの人工芝化

（2）KAC

- ①体育館等の床板のはがれに伴う事故防止への対応
- ②エレベーターのリニューアル
- ③屋外サインのリニューアル

建物・設備全般として、建設あるいは整備からの経過年数を勘案し、緊急性・安全性及び利便性に配慮した保全工事（改修・補修）を優先的に実施している。（空調設備改修、受変電設備改修、外壁塗装・屋上防水改修など）

d. 校地・校舎および施設・設備の整備の適切性に関する検証と改善について

「神戸学院大学自己点検評価規則」及び「神戸学院大学自己点検評価規則細則」にもとづき、教育研究等環境の適切性を検証する主体として自己点検評価小委員会を設置している。また当該小委員会が所管する事項について、P D C Aサイクルを活用し点検・評価を実施することにより、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくシステムを構築している（資料7-3 第8条、資料7-4）。

学生アンケートの結果を点検し、緊急性の高い事項は経常予算により速やかに対応することとしており、快適性、利便性及び安全性の向上に関する事項については、大学の計画と照らし合わせたうえで営繕工事関係予算要求に反映させることとしている。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

a. 図書、学術雑誌等の整備状況について

2016年3月31日現在の図書館蔵書冊数は1,123,705冊、視聴覚資料31,261冊、2014年度より電子ブックを導入し、1,195冊、合計1,156,161冊所蔵している。また、2年以上継続して受け入れた学術雑誌は、和雑誌2,798誌、洋雑誌579誌を所蔵している（資料7-28 p.10）。データベースは、日経テレコン21、聞蔵IIビジュアル、日経BP記事検索サービス、ヨミダス歴史館といった新聞記事検索をはじめ、CiNii、Pub-Med、医中誌Webといった論文検索、Japan Knowledge、West Lawといった判例データベースを図書館ホームページより検索ができる（資料7-29）。電子ジャーナルについては、有料購読している誌数としては149誌であるが、冊子体とセットで購読しているものとパッケージに含まれるものが閲覧できる。また、冊子体を購読すると無料で閲覧が可能になるものを合わせると2,530誌となり、これがすべてフルテキストで閲覧が可能である（資料7-30）。

2015年度の館外貸し出し数は総数で67,916冊、貸出人数30,518人、総入館者数は245,316人である（資料7-28 p.16-18）。

図書館利用サービスの検証と向上を図るため、毎年6月に利用者アンケートを実施し、利用者ニーズの把握と図書館施策の参考としている（資料7-31）。また、館長懇談会を開催し、学生の生の意見や要望から利用サービスの充実と向上に努めている（資料7-32）。さらに、2016年度から図書館公式Twitterを公開し、図書館で開催される催し情報や展示の案内、新刊図書などを紹介し利用促進を図っている（資料7-33）。

b. 図書館の規模や利用環境について

2キャンパスにおける総床面積は15,288㎡、閲覧室の座席は、集中して学習できる1人掛けキャレルを含め総数は1,684席（K P C図書館617席、K A C図書館1,067席）あり、在籍学生数に対し10%以上の座席を2キャンパスの図書館で確保している。両館における情報検索設備はO P A C蔵書検索用端末21台（K P C図書館12台、K A C図書館9台）、インターネット接続端末30台（K P C図書館18台、K A C図書館12台）を各フロアに設置している。インターネット接続環境は、閲覧席の一部に情報コンセントを設置している。また、パブリックスペース等には無線LANも設置している（資料7-28 p.9）。開館時間は2キャンパスとも授業日は9時から21時まで開館し、試験期は15分開館時間を早め、日・祝日も開館を行い年間290日を超えて開館している（資料7-28 p.8）。

c. 学術情報相互提供システムの整備について

図書館の運営業務および整理業務についてはK A C図書館にて一括で行い、利用サービ

ス業務については各キャンパスの図書館で行っている。

担当者は、運営部門の専任職員6名と、整理部門および利用サービス部門の委託職員34名の計40名で構成されており、各部門における司書資格保有者は、運営部門（専任職員）6名中1名、整理部門7名中7名（100%）、KPC図書館（延床面積5,482㎡）利用サービス部門12名中11名（92%）、KAC図書館（延床面積9,806㎡）利用サービス部門15名中15名（100%）となっており、適切な体制を整備している（資料7-28 p.9）。

国内外の教育研究施設との学術情報相互提供については、国立情報学研究所の目録所在情報サービス（Nacsis-CAT、Nacsis-ILL）へ参加している。Nacsis-CATの総合目録データベースを利用することで、目録業務の省力化を図り、Nacsis-ILLの図書館相互利用手続きの高速・簡素化を利用し、図書館間での蔵書の相互利用を活発に行っている。また、兵庫県立図書館の「目録横断検索システム」へ参加し、加入館相互利用にも活用している。その他連携事業としては、2007年度より神戸市と連携協定の一環として神戸海洋博物館との連携事業の展開、また、2008年度より神戸市西区との連携事業の一環として神戸市埋蔵文化財センターと協力し、館内に所蔵品や写真パネルの展示を行い、学生・教職員・地域住民の教育・研究・文化活動の向上に役立てている（資料7-34）。大学間における連携としては、ポートアイランド内の近隣大学との「ポーアイ4大学連携事業」に参加し、図書館の相互利用（入館、閲覧、貸出）のサービスを継続して実施している（資料7-35）。学術情報の公開については、本学のOPACの機能を利用して、本学の博士論文の全文を公開している（資料7-36）。

d. その他、特色ある図書館、学術情報サービスの実施について

2011年度より、教員との連携のもと、学生の語学力向上を図った「図書館留学」を実施している。10種類のメニューからインプットとアウトプットを有機的につなげ、実践的な語学力が身に付くよう取り組んでいる（資料7-37）。

2016年3月31日現在の参加実績は、多読ラー「てくてく English」1,595人、多聴ラー「English シャワー」398人、本学留学生との会話する企画「英語で TALK」65人、「ニイハオ中国語」13人、本学教員と英語で読書会を行う企画「Reading square」34人の参加があり、全ての企画で2014年度より参加者人数は増加している。語学教材資料については、同窓会の支援があり、8,584点所蔵している（資料7-38）。

e. 図書館、学術情報サービスの適切性に関する検証と改善について

図書館運営委員会（委員14名：図書館長、各学部及び共通教育センターから各1名、図書館事務部長、図書館事務グループ長）を基本、年4回開催し、図書館運営に関する重要事項を審議し、教育研究環境の充実と改善を図っている（資料7-39）。また、自己点検評価委員会のもとに、図書館関係小委員会（委員4名：図書館長、図書館運営委員から1名、図書館事務部長、図書館事務グループ長）がおかれ、自己点検・評価マネジメントシステム【中期行動計画】に基づき、教育研究環境の1年サイクルでの改善提案と検証を行っている（資料7-3、資料7-5 2015年度 教育6-(2)③⑤⑥ 図書館関係小委員会）。2011年以降の図書館の教育研究環境の改善については、2015年度のキャンパス再編に係るKPCの年次で分かれていた法学部・経営学部の移転、新学部グローバル・コミュニケーション学部の開設に伴い、数年後にはKPC図書館の収蔵能力に限界があることから、2014年5月に図書館運営委員会のもとにKPC図書館排架検討ワーキング・グループを設置し、

両キャンパスの学部に応じた排架を検討し見直した。さらに、館内の閲覧座席数を減らすことなく電動書架等の増設を計画し環境改善を進めた（資料7-40）。2015年4月にはKPC図書館に電動書架増設等を整備し、収蔵能力の改善を図り、KPC5学部の教育・研究を支える図書資料等を収蔵できる環境を整えた。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

a. 教育施設・設備の整備について

教育施設・設備に関する近年のキャンパス毎の整備状況は以下のとおりである（資料7-41 p. 4、p. 19、資料7-42 p. 107-116、p. 155）。

（1）KPC

「アクティブ」をデザインコンセプトとして2015年1月にD号館を建設し教育環境の整備を図った。

「新しい授業のありかた」として、「廊下側の壁がガラス張りの教室」、「壁面が鏡とホワイトボードで構成された身体表現ができるフローリングルーム」等多様化する授業形態に配慮した教室を配置し、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の「アクティブ・ラーニング」への対応を考慮した教室を整備し、また「コモンスペース（共用空間）」として、「ラーニングラウンジ（2階）」、「アクティブスタジオ（3階）」を設け、学生の「調べる」、「学ぶ」、「議論する」、「発表する」といった学修環境の充実を図った。

さらに「学生と教員の距離をなくす工夫」として、4階の教員研究室は扉全体をガラス張りとし、同じ4階のエレベーターホール横に学生相談ラウンジを設け、学生が教員に気軽に相談できる環境を整備した。

（2）KAC

栄養学部に管理栄養士をめざす「管理栄養学専攻」と臨床検査技師をめざす「生命栄養学専攻」を2016年度から設置したことに伴い、7号館、13号館を以下のとおり改修し、新たなカリキュラムに対応できる教育環境の整備を図った。また、空調設備及びLED照明の更新を改修工事にあわせて行い、一層の教育研究環境の向上を図った。

①7号館改修（2015年度）

講義室及び研究室を改修し、あらたに脳波呼吸検査実習室（5階）、心電検査実習室（6階）、エコー検査実習室（6階）、第3、4実験室（7階）及び、第5実験室（4階）を整備した。

②13号館改修（2016年度）

7号館改修に伴い機能を移転した実験室と既存の実習室を改修し、給食経営管理実習室を拡充整備した。

その他既存建物の施設や教室設備について、順次、機器更新や改修等を行い教育研究環境の維持・向上に努めている。

b. ティーチング・アシスタント等の教育研究支援体制の整備について

TAについて、神戸学院大学ティーチング・アシスタント規程を制定し、各教員に教務案内を通じて周知している。2016年度は31名を採用した（資料7-43）。

RAについては、神戸学院大学リサーチ・アシスタント規程を定め研究プロジェクトに

必要な研究補助者としてR Aを採用する体制を整えている（資料7-44）。

最近の5年間においても文部科学省の補助金事業である戦略的研究基盤形成支援事業の研究プロジェクトのため毎年1～5名のR Aを雇用している。

また、R Aのほか、研究プロジェクトにおいて、雇用契約に基づき当該研究代表者からの指示のもとに一定の職務を分担して研究に従事する者としてポストドクトラルフェロー（P D）を採用するため神戸学院大学ポストドクトラルフェロー規程を定め体制を整えている（資料7-45）。

最近の5年間においては戦略的研究基盤形成支援事業、科学研究費助成事業や企業等との共同・受託研究の研究プロジェクトにおいて毎年1～4名のP Dを雇用している。

c. 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保について

専任教員に対して、一定額の「個人配当教育・研究費」（〈助教以上〉文系55万円、理系40万円〈実験助手〉16万円）を支給している。2013年度以降、教員の研究活動を活性化することを目的として、奨励金制度を設け、科学研究費補助金等の外部資金への応募・採択者に対して個人配当教育・研究費の増額分として奨励金を追加配当している（資料7-46）。奨励金の金額は〈助教以上〉文系・理系10万円、〈実験助手〉5万円である。2013年度には研究代表者のみが奨励金の交付対象者であったが、2014年度以降は、研究分担者も交付対象者となった。

学内の教員による研究活動を奨励する目的で「研究助成A・B・C」及び「健康科学助成金」という2種類の研究助成制度を設けている（資料7-47、資料7-48、資料7-49）。研究助成A・B・Cは学内教員を中心に行われる共同研究の推進を、健康科学助成金は健康科学に関する本学における教育研究並びに国際交流への支援を目的とし、選考委員会による審査により採択された研究課題に対し助成金を支給している。

全9学部及び全学教育推進機構に所属する専任教員のうち、教授、准教授、講師には原則として全員に個人研究室（個室）が配当されている。このうち、理系3学部（栄養学部、総合リハビリテーション学部、薬学部）では、個人研究室のほかに研究部門・研究グループごとに実験・実習等を実施するための部門研究室・実習室も十分に整備されている。総合リハビリテーション学部と薬学部には所属する助教・助手は、おおむね2～5名で共用の研究室を使用していることが多い。

個人研究室はキャンパス毎・号館毎にわずかに仕様が異なるものの、20～25㎡程度の広さがあり、机、椅子、電話、書架、打ち合わせテーブル、ロッカー、教育研究用学内ネットワークに接続するための情報コンセントなど、教育研究に必要な基本的備品を完備している（資料7-50）。

教員の研究の推進を目的として海外研究員制度及び国内研究員制度を設けており、研究専念時間を確保できる制度として活用されている。

海外研究員には派遣期間により長期（6か月を超え1年以内）、短期（2か月を超え6か月以内）、特別（2か月以内）の3つの種別がある。国内研究員の派遣期間は6か月以上12か月以内としている。海外研究員制度及び国内研究員制度では、派遣期間中も給与を全額支給するほか、旅費・滞在費等も一定の基準に基づいて支給している（資料7-51～資料7-55）。

2016年5月1日時点で2名の教員が長期海外研究員として海外で研究活動に専念して

いるほか、多数の教員が随時に特別海外研究員制度を利用して学会発表や現地調査を行っている。また、国内研究員として1名の教員が2016年9月から1年間、他大学の大学院で研修員として研究を行う予定となっている。

特別海外研究員制度を利用した教員は例年10～20名前後であったが、2014年度には24名、2015年度は37名に達した。

d. その他、教育研究等を支援する特色ある環境や条件の整備について

全学教育推進機構事務室（旧教育開発センター事務室）においては、アクティブ・ラーニングを実践するために必要な備品類を用意している。教員の教育力向上のための全学対象FDワークショップを開催し、教育研究を支援するため、個々の教員の求めに応じてクリッカー等の備品を貸出し、活用している。

e. 教育研究等を支援する環境や条件の適切性に関する検証について

全学の教育研究を支援していくために、教育開発センター委員会の下部組織として学部FD部会と大学院FD部会を設けている（資料7-56）。期初のFD部会にて年度のFD活動の方針を策定し、FDワークショップ等も企画している（資料7-57）。

上記アクティブ・ラーニング等実践に必要な備品は、これらの方針や企画を遂行していくために、全学教育推進事務室にて調達を行っている。FD活動に関しての検証は、自己点検評価のためのFD小委員会にて定期的に行われ、中期行動計画年次達成度報告書の中間報告書や最終報告書として、検証結果がまとめられている（資料7-58、資料7-5 2015年度 教育5-（1）① FD関係小委員会）。

個人配当教育・研究費については、年1回7月下旬～8月初旬に3日間の日程で予算・決算検証会議（委員：財務担当理事、学内理事ほか）を開催しており、各学部・部署からの科目・事業毎の執行状況の説明により適切な予算執行が行われたかどうかを検証している（資料7-59、資料7-60）。

検証結果は、次年度予算編成時に反映させており、個人配当教育・研究費の奨励金制度もこの検証プロセスにより実施されたものである。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、国内外の関係法規・指針等の趣旨に則り、研究・教育が生命の尊重及び個人の尊厳を保持することはもとより、生命倫理的観点及び科学的観点からも適正に行われるよう体制を整備し、研究を推進している。この目的に沿って、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会、動物実験委員会及び遺伝子操作安全委員会を設置し、研究等の計画が適正に実施されるよう事前審査を行っている。特に、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会及び動物実験委員会の体制・運営については、後述のとおり2015年度中に大幅な変更を行った。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省 2014年12月22日）」に対応するため、従来の「ヒトを対象とする研究等倫理委員会規程」の全部改正（委員会の目的の定義、倫理審査委員会の委員構成や委員会の成立要件の大幅な見直し）を2015年4月に行った。また、研究責任者や研究分担者等に対して、研究の実施に先立って教育・研修を受ける必要があることを周知徹底し、医学系研究倫理審査委員会の委員と事務担当者に対しても、審査等の業務に先立つ教育・研修の受講を義務付けた（資料7-61）。

2015年度～2016年度にかけて学内講師及び学外講師による講習会を合計3回開催した。また、講習会に参加できない研究者に対してはCITI Japan等のeラーニングシステムを受講するよう指導した。

なお、従前から医学系研究の倫理審査委員会で当該分野以外の研究計画の審査を行っていることにつき一部委員から異議の声が上がっていた一方で、人文・社会科学系の研究者の間では人文・社会科学系研究の倫理審査を要望する声が強かったことを踏まえて、医学系研究の倫理指針の対象とならない研究計画の審査を行うために、2015年度から「研究等倫理審査委員会」を発足させた(資料7-62)。医学系倫理審査委員会が2015年度中に審査した研究計画の数は29件(うち、迅速審査23件、委員会における対面審査6件)、研究等倫理審査委員会が2015年度中に審査した研究計画の数は3件(全件が迅速審査)であった。

本学では動物実験委員会の事前の審査による承認を経て、毎年60件前後の動物実験が行われている。2014年に公私立大学実験動物施設協議会に加盟し、翌年10月に同協議会による外部検証の一環として本学への訪問調査が行われた。その結果、本学の動物実験のあり方に関していくつかの改善指導を受けた。とりわけ、「本学の従来規程は文部科学省の動物実験に関する基本指針(平成18年告示)に十分合致しておらず至急に規程改正の必要がある」との指摘に対応するため、従来の「神戸学院大学動物実験指針」及び「神戸学院大学動物実験委員会規程」を廃止して、新たに「神戸学院大学動物実験安全管理規程」を2015年12月に制定した(資料7-63)。

本学は文部科学省の定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って研究倫理教育を行っている。副学長(研究担当)を統括責任者として、公正研究委員会が中心となって研究倫理教育を推進する体制としている(資料7-64、資料7-65)。各学部等はそれぞれの状況と必要に応じて、独自の内容で研究倫理教育が実施できる体制となっている。

2015年度には、研究倫理教育に活用してもらうため、日本学術振興会が2015年3月に刊行した「科学の健全な発展のために」(通称グリーンブック)を全学の専任教員及び大学院生等の研究者に配布した。各学部等においては、グリーンブックの通読指導・グリーンブックに基づいた研修会や勉強会、外部講師を招いての講演会等が行われた。また、一部の学部等ではCITI Japanのeラーニングプログラムの履修を義務付けている。2016年度も引き続きこれらの資料・教材の活用が予定されているほか、グリーンブックに基づいた日本学術振興会のeラーニング教材である「eL CoRE」も新たに活用する予定となっている。

また、もう一つの文部科学省の定めるガイドラインである「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」への対応に関しては、中期行動計画の研究分野の実行計画のひとつとして「ガイドラインに即した研究費適正使用の実行」を定め、副学長(研究担当)が座長を務める不正防止計画推進委員会が中心となって、競争的資金等の不正使用防止計画を推進している。文部科学省によりこのガイドラインが2014年2月に改正されたことを受けて、組織としての管理責任を明確にし、コンプライアンス教育を適切に実施する体制を整備するために、2014年12月に「神戸学院大学競争的資金等取扱規程」を全部改正し、「競争的資金等の不正に係る調査等に関する要項」を新たに制定した(資料7-66、資料7-67)。全体を統括する実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」(副学長1名)のもと、各部局の長が、各部局における競争的資金の適正な運営・管理及びコ

コンプライアンス研修の実施に関して責任と権限を持つ体制となっており、2015年度中に各学部等で実施したコンプライアンス研修は、競争的資金の配当機関のルールと本学の執行ルールの周知徹底を基本としながら、それぞれの学部の特性に応じた内容を追加して実施された。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

本学は、「中期行動計画」に教育研究環境整備に関する方針を定め、教職員には冊子を配布し共有を図るとともに、本学ホームページで社会に公表している。校地・校舎は、大学設置基準上の必要面積を十分確保し、適切な施設・設備等を整備するとともに、教育研究環境を整え、適切な維持管理を行っている。また、「事象別危機管理マニュアル（学生編）」などを学生に配布する「Student Diary（学生手帳）」に掲載するとともに、教職員にも「危機管理基本マニュアル」「事象別危機管理マニュアル（学生編・教職員編）」を配布することで共有を図り、学生および教職員の安全確保を図る体制を構築している。2キャンパスにある図書館の図書、学術雑誌、電子書籍等の整備を行うなど、教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されている。研究倫理に関する規程を整備するとともに研究倫理教育を行っている。

以上の点から本学は、基準7を充足している。

①効果が上がっている事項

- ・教員との連携のもとに実施している学生の語学力向上を図った「図書館留学」において、グローバル・コミュニケーション学部は、初年度で8割（92人）の学生が多読ラリー「てくてく English」にエントリーし、そのうち6名が1年間で10万語を達成している。また、薬学部でも81人のエントリーがあり、英語力向上の企画としての役割が浸透されている。その他の企画についても教員との連携や留学生を始め、他学部の学生、教員との交流の促進ができた（資料7-38）。
- ・2016年度には対象教員半数以上の171名（2013年度110名、2014年度174名、2015年度180名）に奨励金を配当しており、制度の浸透にあわせて研究活動も活性化している（資料7-68）。

人を対象とする医学系研究等倫理審査委員会及び研究等倫理審査委員会では、多くの場合、研究計画書と併せて、研究・調査協力者からインフォームド・コンセントを受けるための説明文書や、研究・調査への参加の同意書のひな型などの提出が必要になるが、どんな内容をどこまで記述すればよいのかにつき、研究者が判断に困るケースが多かった。そこで、倫理審査委員会の事務担当者が、説明文書や同意書のひな形に加えて研究計画書の提出前チェックシートを作成し、2015年9月以降、学内情報サービス上に公開して研究者の利用に供している（資料7-69～資料7-71）。これにより、必要事項の記載漏れ等の発生が少なくなり、研究者・倫理審査委員会関係者双方にとって作業の効率化が実現し、2つのガイドラインに沿った研究倫理や公的研究費のコンプライアンス研修の実施に伴い、それらを遵守すべきという意識が高まってきている。

②改善すべき事項

- ・教員との連携のもとに実施している学生の語学力向上を図った「図書館留学」において、より実践的な語学力が身に付くように、国際交流センターで開催している英会話や両キャンパスに設置されたアクティビティスペース「い〜ぷら」との連携を図る。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・「図書館留学」において、英語学習効果がより上がるためのアドバイス（多読・多聴を併せて行うこと）を行う。また、定期的なイベントを開催し参加者のインタビューなど、学生の成長事例をホームページ等で公開して、多読・多聴の効果について広く告知していく。
- ・奨励金の配当状況を調査し、非該当者を分析して対策を検討・実施することで、研究活動の更なる活性化につなげる。

説明文書や同意書のひな型、提出前チェックシートなどを新たに用意することで、研究者が倫理審査を受ける際の障害は若干軽減されたと思われる。

とは言え、2015年以降本学には2つの倫理審査委員会が設置されており、医学系研究倫理指針の対象となるものは「医学系研究等倫理審査委員会」、それ以外は「研究等倫理審査委員会」で審査するという原則で振り分けをしている。倫理指針に精通していない研究者にとっては、倫理審査を受審しようとする際に、どちらの倫理審査委員会に研究計画の審査をゆだねるべきかの判断が最初の関門となる。倫理審査に関わる作業を飛躍的に軽減するためには、倫理審査全般についての研究者向けマニュアルを用意するのが効果的であると考えられるため、今後1～2年以内を目途にマニュアル等の整備を行う。

②改善すべき事項

- ・両キャンパスに設置されたアクティビティスペース「い〜ぷら」の開催場所で「図書館留学」の動画を流して、楽しく語学が学べることをPRし、多読・多聴の効果や図書館の多読資料等の充実をPRするなど参加者を増やしていく。

4. 根拠資料

資料7-1 本学ホームページ 神戸学院 100年宣言 新たな100年の飛躍のために (既出 資料1-58)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/100th/declare/>

資料7-2 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017 (既出 資料1-59)

<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>

資料7-3 神戸学院大学自己点検評価規則 (既出 資料6-67)

資料7-4 神戸学院大学自己点検評価規則細則 (既出 資料4(1)-78)

資料7-5 自己点検・評価マネジメントシステム(中期行動計画)(非公開) (既出 資料1-67)

資料7-6 本学ホームページ 大学評価

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/>

- 資料7-7 2013-2017 中期行動計画進捗報告書 学校法人神戸学院 2016年4月
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9378/#1>
- 資料7-8 総合企画会議議事録 (2012年11月15日)
- 資料7-9 評議会議事報告書 (2012年11月29日)
- 資料7-10 評議員議事録 (2012年12月8日)・理事会議事録 (2012年12月15日)
- 資料7-11 有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト 答申書
- 資料7-12 「1号館機能移転後整備計画検討プロジェクト 最終答申書」
- 資料7-13 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料7-14 一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習地区調整機構(支部)の役割
- 資料7-15 2016年度 薬学部 学外実習先一覧
- 資料7-16 女性プロジェクト報告書
- 資料7-17 学校法人神戸学院経理規則
- 資料7-18 学校法人神戸学院固定資産及び物品管理規則
- 資料7-19 神戸学院大学事務分掌細則 (既出 資料6-66)
- 資料7-20 神戸学院大学危機管理規則
- 資料7-21 危機管理基本マニュアル (2016年4月1日 第7版)
- 資料7-22 事象別危機管理マニュアル <学生編>
- 資料7-23 事象別危機管理マニュアル <教職員編>
- 資料7-24 Student Diary 2016 (現物) (既出 資料1-31)
- 資料7-25 神戸学院大学防火・防災管理規程
- 資料7-26 神戸学院大学省エネルギー推進委員会規程
- 資料7-27 神戸学院大学防犯カメラ管理運用規程
- 資料7-28 Library Data 2016
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kgulib/10600/#1>
- 資料7-29 本学図書館ホームページ データベース
http://opac.kobegakuin.ac.jp/?page_id=199
- 資料7-30 2016年契約E J 計算表
- 資料7-31 「1,029人の声」から 2015年度 図書館利用者アンケート 結果報告
- 資料7-32 Library Profile 図書館概要2016
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kgulib/10225/#10>
- 資料7-33 本学図書館 Twitter
https://twitter.com/kgu_lib
- 資料7-34 本学図書館ホームページ 有瀬図書館ギャラリー展
http://opac.kobegakuin.ac.jp/?page_id=317
- 資料7-35 本学図書館ホームページ ポーアイ4大学連携
http://opac.kobegakuin.ac.jp/?page_id=230
- 資料7-36 本学図書館ホームページ 「修士博士論文検索」

- <http://opac.kobegakuin.ac.jp/>
- 資料7-37 本学図書館ホームページ 図書館留学
http://opac.kobegakuin.ac.jp/?page_id=299
- 資料7-38 2015年度までの図書館留学実績
- 資料7-39 神戸学院大学図書館運営委員会規程
- 資料7-40 K P C図書館排架検討ワーキング・グループからの報告書
- 資料7-41 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料7-42 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE BOOK (既出 資料1-13)
- 資料7-43 神戸学院大学ティーチング・アシスタント規程
- 資料7-44 神戸学院大学リサーチ・アシスタント規程
- 資料7-45 神戸学院大学ポストドクトラルフェロー規程
- 資料7-46 平成28年度 個人配当教育・研究費予算の執行計画について (事務連絡)
- 資料7-47 神戸学院大学研究助成金規程
- 資料7-48 神戸学院大学健康科学に関する研究助成基金規程
- 資料7-49 神戸学院大学健康科学研究助成金実施要項
- 資料7-50 各キャンパス・各号館研究室の概要
- 資料7-51 神戸学院大学海外研究員規程 (既出 資料3-170)
- 資料7-52 海外研究員規程施行細則
- 資料7-53 神戸学院大学海外研究員運用要領
- 資料7-54 神戸学院大学国内研究員規程 (既出 資料3-171)
- 資料7-55 国内研究員規程施行細則
- 資料7-56 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料7-57 学部FD部会議事録 (2016年5月30日)
- 資料7-58 2015年度 自己点検評価小委員会活動報告書 学士課程・大学院教育小委員会
- 資料7-59 2017年度 (平成29年度) 予算 編成スケジュール表
- 資料7-60 2015年度 (平成27年度) 予算・決算の検証について (依頼)
- 資料7-61 神戸学院大学人を対象とする医学系研究等倫理審査委員会規程
- 資料7-62 神戸学院大学研究等倫理審査委員会規程
- 資料7-63 神戸学院大学動物実験安全管理規程
- 資料7-64 神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- 資料7-65 神戸学院大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する要項
- 資料7-66 神戸学院大学競争的資金等取扱規程 (既出 資料3-133)
- 資料7-67 神戸学院大学における競争的資金等の不正に係る調査等に関する要項
- 資料7-68 近年の科研費新規申請件数と採択件数
- 資料7-69 インフォームド・コンセントを受けるための説明文書 (ひな型)
- 資料7-70 研究・調査への参加の同意書 (ひな型)
- 資料7-71 提出前チェックシート

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」に則り、2007年「大学憲章」を制定し、建学の精神に基づく本学のあるべき姿と、それを実現するための指針となる「本学の目指す姿」や「教育基本理念」をはじめ、「運営基本理念」や「本学が期待する教職員像」を定めた。大学憲章は、常に携帯できるよう小型のリーフレットにして全教職員に配付しているほか、大学公式ホームページや大学案内、Student Diary に掲載し、学生や一般の方にも周知を図っている（資料8-1、資料8-2、資料8-3 p.15、資料8-4 p.1-2）。

大学憲章に定めている「本学の目指す姿」のひとつとして、「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げており、ホームページの地域連携のページには、「1）社会に役立つ人材の育成、2）知の社会への還元、3）地域社会への貢献などを通じて社会に開かれた存在でなければならない」との方針を定めている（資料8-5）。

また、教育基本理念のひとつとして、「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げ、全学の地域社会に寄与する教育の規範としている。教育基本理念に基づき各学部・研究科は、教育研究上の目的とともにカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをホームページに公表している（資料8-6 第2条の7、資料8-7～資料8-11 第1条の2、資料8-12・資料8-13 第2条、資料8-14、資料8-15）。

本学は2012年10月に「熟議2012 in 神戸学院大学」を開催し、大学における地域連携・協働事業の在り方の将来像を求め、教員・職員・学生が、本学の連携・協働事業に係る地域住民、行政、企業の方とともに、事業成果を振り返り、課題や今後の方向性を議論した。これにより、地域社会が抱える課題とそれを解決するために本学がなすべきことが明確になり、中期行動計画に挙げる具体的目標を見出すことができた。現在、中期計画の「地域連携ネットワークの確立と強化」と、「教育研究成果の社会への還元」に施策項目を掲げ、この施策の達成を念頭に、先述の方針と中期行動計画に基づいて社会連携事業を推進している（資料8-16、資料8-17 p.14）。

さらに、研究上の連携に関しても、2013年度からの5年間に実施する施策を「中期行動計画」として取りまとめた。「研究分野」の中期目標として、「優れた学術活動を奨励し、研究成果を学内外へ還元するとともに、地域と連携した特色ある研究の拠点形成を目指します」を掲げた。また2014年に全面的改正を行った「知的財産ポリシー」において、本学は「『真理愛好・個性尊重』を建学の精神に掲げ、『知を創造し、発信する大学』、『地域の住民・産業界と共に進化する大学』を目指して教育・研究を進め」、「大学で創造された知的財産を、新たな教育・研究に組み込んで進化させるだけでなく、地域に開かれた大学としての役割を果たすべく、広く社会に公開・還元することを使命」とすると規定するとともに、産学官連携活動を促進するための基本的学内規則である「利益相反マネジメントポリシー」についてもホームページにも公開し、学内外に広く周知している（資料8-17 p.7、資料8-18、資料8-19）。

2005年1月の中央教育審議会の答申の中で、教育・研究に並んで大学の第三の使命である「社会貢献」の重要性が強調され、また2006年の教育基本法改正、2007年の学校教育法改正により、大学の教育研究成果を社会へ提供することで社会の発展に寄与することが

明文化されたことを受けて、学生教育や教員の研究などを通じた学内外の連携を一層強固なものにするために、大学と社会（地域・広域含む）との窓口を明確にする必要があると考え、大学事務組織改革により、2011年度まで企画部広報・渉外グループで扱っていた渉外部門を独立させ、2012年4月1日付で社会連携部社会連携グループを設置した（資料8-20）。

大学事務をつかさどる各グループの所掌事務は、神戸学院大学事務組織規則第2条および神戸学院大学事務分掌細則に定められ、地域連携や外部連携、渉外事務をつかさどる部署は社会連携部社会連携グループ、研究上の外部連携に関することをつかさどる部署は研究支援センター研究支援グループであることを明確にしている。また、事務組織規則第17条には「職及び職務」が定められており、社会連携部長、研究支援センター所長、研究支援センター事務部長、各グループ長、各リーダー、各サブリーダーの職務と責任主体、権限を明確にしている（資料8-21、資料8-22 第20条、第17条）。

社会連携・社会貢献の適切性の検証と検証プロセスについても規則等に明文化している。神戸学院大学自己点検評価規則第2条に自己点検および評価の目的を、第3条に自己点検評価委員会の設置を、第4条に当該委員会の任務について定めている。当該委員会のもとに小委員会を置くことを定めている神戸学院大学自己点検評価規則細則第2条に、社会連携関係小委員会、研究支援関係小委員会が明記されている。同細則第3条には、当該組織が所管する事項について点検・評価を実施し自己点検・評価報告書を作成すると定められていることから、社会連携部社会連携グループが所管する地域連携や外部連携、渉外事務など本学の社会連携・社会貢献活動についての点検・評価、研究支援センター研究支援グループが所管する研究上の外部連携など本学の研究についての点検・評価を行っていることが明らかであると言える（資料8-23、資料8-24）。

報告書は年2回、中間報告と年次達成度報告書を作成しており、中期行動計画に基づく当該年度の目標を「計画」「実施・実行」「点検・評価」「処置・改善」の4項目で振り返り、検証することで、目標の達成度を判断し、同時に課題や問題点を洗い出すなど、次年度に繋げるための改善方法も明記する。この改善方法は次年度の活動目標となり、それが次年度どのように改善されたかが、また検証されることになる。

なお、社会貢献事業のうち、生涯学習にかかわる事項は、各学部教員、社会連携部長、社会連携グループ長を構成員とする生涯学習委員会で審議し、全学的調整を行う。また研究上の外部連携や学術研究など研究支援に関する事項は、研究支援センター所長、各学部教員、研究支援センター事務部長、グループ長を構成員とする研究支援委員会において審議している（資料8-25、資料8-26）。

（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

a. 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動について

大学憲章に「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げており、ホームページに、1) 社会に役立つ人材の育成、2) 知の社会への還元、3) 地域社会への貢献などを通じて社会に開かれた存在でなければならないとの方針を定め、中期行動計画に中期計画「教育研究成果の社会への還元」と明示し、これに沿って多様なサービス活動を展開している（資料8-2、資料8-5、資料8-17 p.14）。

主な活動としては、土曜公開講座、社会人キャリアアップ講座、体験型公開講座といった公開講座、外部からの依頼に応じる講師派遣事業、単位取得のための科目等履修生制度や、単位取得を目的とせず科目を聴講する聴講生制度があり、様々なライフスタイルや興味に応じた生涯学習事業を行っているほか、地域の子育て親子の支援や、近隣の幼小中学校における防災教育や国際理解教育などの出前授業や高等学校における講義などを行っている（資料8-27 p.17・21・22、53-56、資料8-28）。

とりわけ土曜公開講座は本学で最も歴史ある生涯学習事業で、1976年から毎年春と秋に実施しており、2016年度春期で通算71回、429講座を実施した。これまでの受講者数は延べ91,713人に上る。2012年まではKACのみで行っていたが、2013年より春はKACで5学部が1講座行うことで幅広い分野を学び、秋はKPCで2学部3講座ずつ行い、学部の専門をより深く学べるよう工夫している（資料8-29、資料8-30）。

社会人キャリアアップ講座は、2008年度文部科学省「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の後継事業として2010年度より実施している。社会人のキャリアアップを目的とした一定のまとまりある学習プログラムとして、高齢者ケアに携わるリハビリ専門職や社会福祉の援助職を対象としたコースを設けている（資料8-31）。

体験型公開講座は2015年から開始したワークショップ講座で、大人を対象とするだけでなく小学生とその保護者を対象としたプログラムも実施している。小学生とその保護者対象の講座は、2014年から実施している神戸市連携事業「大学都市 KOBE 発信プロジェクト」の一環として、グランフロント大阪「ナレッジキャピタル」（知的創造拠点）で年間10回程度行っているワークショップ「KOBE こども大学」を学内で再現したもので、教員の専門を生かした実験やものづくりを通して、「学び」本来の楽しさを実感してもらうことを目的としている（資料8-27 p.7・8・54、資料8-32）。また、2000年から明石市産業振興財団と共催で明石市の中小企業と市民対象のセミナーや、2013年から大阪市立総合生涯学習センターと共催で大阪市民への学習機会の提供を目的とした大阪市生涯学習まちづくり市民大学いちょうカレッジでの連携公開講座、本学が加入する阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット主催の「公開講座フェスタ」で1998年から継続して講座を実施するなど、学外における生涯学習事業も積極的に行っている（資料8-27 p.54、資料8-33、資料8-34、資料8-35）。

さらに、神戸市の中でも特に子育て世代の流入が多く、子育て支援を必要としている人数が増加している一方で、大学による子育て支援事業の拠点が少ない西区において、「安全・安心な遊び場所の提供」、「教育研究を生かした育児や発育などの相談」、「子どもや保護者のコミュニティ創出」を目的に、2014年10月から「子育てサロンまなびー」として神戸市の地域子育て支援拠点事業「ひろば型」に参画し、保育士資格をもつスタッフを常駐させ、週3回のプレイルーム開放を基本に、人文学部人間心理学科教員の指導のもと学部生が音楽や工作、絵本の読み聞かせ、体操などを組み合わせた特別プログラムを週1回実施しているほか、月1回アート素材を用いて自己表現を行うアートプログラムを行うなど、発達心理学や臨床心理学、認知心理学の専門家がいる大学ならではの子育て支援事業を行っている（資料8-27 p.17、資料8-36、資料8-37）。ほかにも、学生が近隣の幼小中学校へ出向いて防災教育をはじめ国際理解教育や食育授業を行ったり、教員が近隣の高等学校で異文化理解やキャリア形成に寄与する授業を継続的に行っている（資料8-27

p. 21・22・32・55・56、資料8-38)。

b. 学外組織との連携協力による教育研究の推進について

大学憲章に「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げ、ホームページに、1) 社会に役立つ人材の育成、2) 知の社会への還元、3) 地域社会への貢献などを通じて社会に開かれた存在でなければならないとの方針に沿って、学外組織との連携を行っている(資料8-2、資料8-5)。

自治体との連携として、本学は、人的・知的資源の交流や調査研究・事業の実施、教育研究や人材育成、社会貢献などの相互支援・連携を図る目的で、明石市(2005年)、神戸市西区(2007年)、神戸市中央区(2008年)、神戸市教育委員会(2010年)と「連携協力に関する協定」を、国立研究開発法人理化学研究所(2011年)、地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院(2011年)と「教育・研究協力に関する協定」を、国立病院機構神戸医療センター(2013年)、公益財団法人先端医療振興財団(2014年)、兵庫県立考古博物館(2014年)、大阪市立総合生涯学習センター(2015年)と「包括的連携協定」を締結し、これらの協定に基づいた教職課程履修学生による小中学校の指導補助を行う神戸市学生スクールサポーター事業のほか、中央市民病院薬剤部との共同研究や先端医療センター薬剤部との連携研究、兵庫県立考古博物館におけるインターンシップ実習、大阪市立総合生涯学習センターとの連携公開講座や防災学習プログラム開発などを展開している(資料8-3 p. 57-58、資料8-27 p. 15・33・55・71、資料8-39、資料8-40、資料8-41 人文学科インターンシップI)。また、2015年10月に地元神戸市と更なる連携強化のため、次の事項を中心とした包括連携協定を締結した。①防災、減災、②地域振興、地域課題の解決、③地域福祉の向上と子育て支援、④教育の推進と人材育成、⑤科学技術、産業振興、⑥国際交流の推進に関することなど、「知の社会への還元」と「地域社会に開かれた大学」を実現するために多岐にわたった連携を目標としている(資料8-42)。

神戸市とは自治体と大学との連携にとどまらず、神戸医療産業都市クラスター交流会や地元企業や農業者なども加わった、まさに産学官連携事業が多く、教員や学生が積極的に参加することで、本学の「社会に役立つ人材育成」という方針を実現すると同時に、机上では学べない実学を地域社会から学んでいる(資料8-27 p. 62・66・67・71)。

また、他大学との連携として、文部科学省の平成20年戦略的大学連携支援事業に採択された「ポアアイ4大学による連携事業-安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として-」は、兵庫医療大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学と本学が、神戸ポートアイランド4大学連携協定に基づき、地の利と各大学の特色を生かした研究・教育活動で連携し、神戸ポートアイランド4大学連携単位互換制度やポアアイ4大学共通の教養科目としてポアアイ教養科目を開講している。さらに連携大学はそれぞれ地域社会に貢献するプログラムを行っており、本学に設置した「ポアアイ4大学連携推進センター」と、ポアアイ防災推進プロジェクトを進める「ポアアイ安全・安心ステーション」が当該事業を支えている。地域に貢献するプログラムの主なものとしては、ポアアイ4大学総合防災訓練の実施や若者の視点で地域に根ざした安全・安心なまちづくりを促進する目的で活動しているポアアイ・セーフティタウン・コミュニティによる交通安全啓発活動、特別地方公務員として14人の学生が任命され、地域の安全・安心を守るために活動する市町村の消防機関のひとつ

である学生消防団活動のほか、安全・安心をテーマとした公開講座や日本 DMAT 隊員養成研修運営補助、足湯ケア講習などがあげられる（資料8-27 p.49-50、資料8-43、資料8-44、資料8-45、資料8-46、資料8-47）。

さらに、文部科学省の平成21年度「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に採択された「TKK3大学連携プロジェクト-防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開-」は、東北福祉大学、工学院大学と本学が、大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定に基づき、それぞれの大学の特色、強みを生かしつつ文系と理系の融合により高度な社会貢献に関する研究・教育で社会に貢献することを目的としたプログラムを展開している。

防災・減災や環境およびボランティアに関する高度で実践的な教育のため、3大学合同の専門カリキュラムを開設し、遠隔授業システムによって、各大学で開講している科目を履修できる「学び合い」事業のほか、3大学連携のボランティア活動を中心とした「分かち合い」事業、3大学連携による災害時に備えた円滑な大学運営のための大学間バックアップシステムと地震防災訓練など学生主体の実践訓練「助け合い」事業を展開することで、学生の学士力向上と各大学の活性化、危機管理力の向上を目指している（資料8-27 p.50、資料8-48～資料8-53）。

c. 地域交流・国際交流事業への積極的参加について

大学憲章に「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げ、ホームページに、1) 社会に役立つ人材の育成、2) 知の社会への還元、3) 地域社会への貢献などを通じて社会に開かれた存在でなければならないとの方針に沿って、学生、教職員が様々な地域交流・国際交流事業を行っている（資料8-2、資料8-5）。

地域交流事業として、高齢化が進む明石舞子団地（以下、「明舞団地」という。）の活性を図るため、総合リハビリテーション学部が中心となって明舞団地再生展開事業に参画している。健康体力測定や認知症に関する基礎講座、サマーフェスティバルを実施するなど高齢者の交流イベントを企画運営しているほか、明舞団地学生シェアハウスに学生が住み、日々住民との交流を行っている。明舞団地であさぎりサマーフェスティバルを実施した学生が、孤立する住民の多い阪神・淡路大震災復興住宅「ベルデ名谷」で、住民交流のきっかけを作るための「ベルデ名谷スプリングフェスティバル」を企画・運営した（資料8-27 p.29-30、資料8-54 p.27-28）。

また、スポーツを通じた地域交流イベントとして、スポーツマネジメントユニットによる井吹台自治会連合会との連携ウォーキングイベント「いぶきの森を歩こう」、井吹東まちづくり協議会などとの連携した子育て世代の交流イベント「きらきら祭り」の実施や、課外活動団体や一般学生などが近隣の自治会が主催する音楽コンサートや祭りといった地域交流イベントに参加するほか、人文学部を主体とする地域研究センターでは、有瀬・明石・長田の各エリアにおいて、古民家を活用した勉強会やワークショップイベントの実施、伝統民族文化や地場産業について地域と協働研究など地域との相互交流を前提とした研究を行っている（資料8-27 p.37・41・42・45・46）。

さらに、国際交流事業として、日露政府間協定に基づいて実施する日露青年交流事業に経済学部生の企画が採択され「日露アニメ・オタク文化学生サミット」に学生がロシアへ派遣されたほか、グローバル・コミュニケーション学部が、日本人と在日中国人の交流イ

イベント「中秋名月祭大阪 2015」出展や、日本語を学ぶ中国帰国者との交流イベント「堺健康クラブとの交流会」の企画運営をした。

ほかにも、本学が大学の活性化・地域の活性化・社会貢献等に繋がる学生の学びを支援する学生チャレンジプロジェクトにおいて、経営学部生が学際異文化交流プロジェクトとして、兵庫国際交流会館と協力し、日本人学生と留学生の交流を深めるイベントを企画実施したり、グローバル・コミュニケーション学部生が異文化交流の拠点をめざして日本や海外の文化に触れる体験イベント「地域住民との交流プロジェクト 世界の窓 神戸学院」を企画実施した（資料8-27 p.11・14・23・64、資料8-55）。

d. その他、特色ある社会連携・社会貢献の実施について

グリーンフェスティバルは本学の特徴的な社会貢献事業であり、地域の文化と芸術の振興に寄与している。1988年から毎年春と秋に西欧のクラシック音楽や日本の古典芸能を中心とした国内外の一流アーティストを招き、学内ホールで舞台芸術公演を実施。学内関係者のみならず、地域の方にも無料で開放している。著名なアーティストの公演だけでなく、将来性のある地元の若手アーティストにも出演の機会を提供しその活動を支援しているほか、本学課外活動団体も出演し、学生の活動成果を地域の方に発表する場にもなっている。また、2014年度より、一部の音楽公演ではプレ・イベントとして音楽評論家を招き、その公演に関連する音楽レクチャーを行い、音楽を学術的に、より深く鑑賞できる取り組みも行っている。2016年春季までの公演数は379回にのぼり、来場者数は延べ17万人を超えている。2010年には、当該事業開始当初から音楽公演のコーディネーターを務めてきた元教員に対して、神戸市より神戸市文化活動功労賞が授与され、長年に渡り地域住民の方々の文化享受に貢献してきたことが高く評価された（資料8-56、資料8-57、資料8-58）。

2. 点検・評価

●基準8の充足状況

本学は、「大学憲章」の神戸学院大学の目指す姿に基づき社会連携・社会貢献の方針を定めるとともに、本学ホームページで社会に公表している。その方針に基づき「中期行動計画」の施策項目を定め、社会連携事業を推進している。大学と社会との窓口を明確にするため社会連携部を設置し、責任主体・組織、権限などを明確にするとともに、関係する自己点検評価小委員会が点検・評価を定期的に行い、改善につなげている。生涯学習事業は、公開講座、講師派遣事業、科目等履修生制度、聴講生制度があり、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を推進するとともに学外組織との連携協力による教育研究も推進している。

以上の点から本学は、基準8を充足している。

①効果が上がっている事項

グリーンフェスティバルは、日ごろ接する機会が少ない、あるいは珍しい舞台芸術も積極的に取り上げており、地域住民の方々が格調高い古典芸能や舞台芸術に、気軽に触れるきっかけになっている（資料8-56、資料8-59）。

②改善すべき事項

社会人キャリアアップ講座の高齢者ケア講座は2010年から2014年まで履修証明プログラムとして実施していたが、教員への負担が大きいことから、2015年以降、講義時間を短縮し、通常の講座として実施している。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

グリーンフェスティバルの演目は、これまでもクラシック音楽や日本の古典芸能だけにとどまらず、ペルシャ音楽やシャンソン、コントや人形劇など、バラエティに富んだ舞台芸術を取り上げてきた。今後もジャンルにとらわれない舞台芸術公演を行い、公演前のレクチャーや当日配付のパンフレットでその舞台芸術の知識が深められるような工夫をしていく（資料8-60、資料8-61、資料8-62）。

②改善すべき事項

履修証明プログラムを復活できるよう、専任教員に加えて外部講師も積極的に活用し、多様なニーズに応じた学習機会の提供を行う。

4. 根拠資料

資料8-1 神戸学院大学憲章小型リーフレット

資料8-2 本学ホームページ 大学憲章（既出 資料1-11）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>

資料8-3 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 2017 GUIDE BOOK（既出 資料1-13）

資料8-4 Student Diary 2016（現物）（既出 資料1-31）

資料8-5 本学ホームページ 地域連携

http://www.kobegakuin.ac.jp/social_contribution/regional/

資料8-6 神戸学院大学学則（既出 資料1-2）

資料8-7 神戸学院大学大学院法学研究科規則（既出 資料1-4）

資料8-8 神戸学院大学大学院経済学研究科規則（既出 資料1-5）

資料8-9 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則（既出 資料1-6）

資料8-10 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則（既出 資料1-10）

資料8-11 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則（既出 資料1-8）

資料8-12 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則（既出 資料1-7）

資料8-13 神戸学院大学大学院薬学研究科規則（既出 資料1-9）

資料8-14 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（既出 資料3-45）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.htm>

[1](#)

資料8-15 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）（既出 資料3-57）

- <http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料8-16 熟議 2012 in 神戸学院大学 実施報告書
- 資料8-17 2013-2017 中期行動計画進捗報告書 学校法人神戸学院 2016年4月 (既出 資料7-7)
- <https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9378/#1>
- 資料8-18 神戸学院大学知的財産ポリシー
- <http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/rsc/intellectual/policy/pdf/01-tizai-policy.pdf>
- 資料8-19 神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー
- http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/rsc/management/pdf/07-policy_170123.pdf
- 資料8-20 総合企画会議資料3 (2012年1月12日)
- 資料8-21 神戸学院大学事務組織規則 (既出 資料6-65)
- 資料8-22 神戸学院大学事務分掌細則 (既出 資料6-66)
- 資料8-23 神戸学院大学自己点検評価規則 (既出 資料6-67)
- 資料8-24 神戸学院大学自己点検評価規則細則 (既出 資料4(1)-78)
- 資料8-25 神戸学院大学生涯学習委員会規程
- 資料8-26 神戸学院大学研究支援委員会規程
- 資料8-27 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2015 (既出 資料4(2)-75)
- 資料8-28 本学ホームページ 科目等履修生・聴講生
- http://www.kobegakuin.ac.jp/social_contribution/lifelong/subject/
- 資料8-29 本学ホームページ 土曜公開講座
- http://www.kobegakuin.ac.jp/social_contribution/lifelong/saturday/
- 資料8-30 土曜公開講座第1回～第70回 公開講座一覧表 (1976年第1回～2015年第70回まで)
- 資料8-31 本学ホームページ 神戸学院大学 社会人キャリアアップ講座 (履修証明プログラム) 地域リハビリテーション従事者キャリアアップコース
- http://www.kobegakuin.ac.jp/social_contribution/lifelong/careerup/
- 資料8-32 『KOBE こども大学 クリスマス企画』 作って遊んで楽しく英語を学ぼう
- 資料8-33 明石市産業振興財団共催セミナー一覧
- 資料8-34 神戸学院大学連携公開講座 いのちを守る防災コース
- 資料8-35 公開講座 フェスタ 2016
- 資料8-36 子育てサロンまなびーリーフレット
- 資料8-37 子育てサロン案内
- 資料8-38 防災等出前授業2014～2016
- 資料8-39 各連携協力協定書
- 資料8-40 地域で取り組む 防災学習 プログラム開発
- 資料8-41 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院) (既出 資料3-113)
- <https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jsp>

- 資料8-42 神戸学院大学と神戸市との包括連携に関する協定書
- 資料8-43 ポーアイ4大学による連携事業ホームページ
<https://www.kobegakuin.ac.jp/~kp4uc/>
- 資料8-44 神戸ポートアイランド 4大学連携 単位互換 履修生
- 資料8-45 2016年度 ポーアイ教養科目
- 資料8-46 ポーアイ4大学による連携事業 ポーアイ4大学 総合防災訓練のお知らせ
- 資料8-47 ポーアイ4大学 総合防災訓練2016
- 資料8-48 T K K 3大学連携プロジェクトホームページ
<https://www.kobegakuin.ac.jp/~tkk/>
- 資料8-49 T K K 3大学連携プロジェクトのご案内 社会貢献活動の担い手づくりを目指して
https://www.kobegakuin.ac.jp/~tkk/project/data/tkk_201305.pdf
- 資料8-50 T K K 3大学連携プロジェクトホームページ カリキュラムのご案内
<https://www.kobegakuin.ac.jp/~tkk/curriculum/>
- 資料8-51 そなエリア東京 そなえ パークの日
- 資料8-52 東京臨海広域防災公園 子ども防災教育ボランティア 報告書
- 資料8-53 河北新報 2016年9月2日 夕刊8面 大学生被災地に集う
- 資料8-54 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2014 (既出 資料4(2)-83)
- 資料8-55 「第2回日露アニメ・オタク文化学生サミット」を開きました (既出 資料4(2)-71)
- 資料8-56 本学ホームページ グリーンフェスティバル
http://www.kobegakuin.ac.jp/social_contribution/greenfes/
- 資料8-57 上村嘉夫名誉教授に神戸市文化活動功労賞!
- 資料8-58 グリーンフェスティバル1988~2016年入場者数
- 資料8-59 毎日新聞 2015年11月5日 夕刊8面 イエーツ狂言で“里帰り”
- 資料8-60 能『安達原白頭』を観る会
- 資料8-61 オペラ「奥様女中」とバロック・アリア集
- 資料8-62 コンテンポラリー・デュオ 村田厚生&中村和枝

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

a. 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学の創設者である初代学長森茂樹は、運営上のモットーを「後世に残る大学」、運営上の心得を「クリーンでクリアーであれ。」とし、現在までその意思は引き継がれている（資料9（1）-1）。それは、時代がどのように変わろうとも、常にその時点で存在価値のある大学として、経理面をはじめ、入試などあらゆる面で透明性をもって公開に努め、大学運営にあたることを意味している。

2007年10月には「大学憲章」を制定し、「運営基本理念」として「中長期計画に基づいた健全で安定した運営」、「学生の修学活動とそのため環境整備を優先した運営」、「意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営」、「学生や教職員等の意見、第三者の評価を反映した運営」の4つを定め、大学公式ホームページやリーフレット等で大学構成員に周知した（資料9（1）-2）。

法人創立100周年の節目を迎えた2012年には、大学並びに附属高等学校が劇的に変貌する絶好の機会ととらえ「神戸学院100年宣言」を発表し、2013年から5年間で実施する具体的な施策「中期行動計画」を策定した（資料9（1）-3、資料9（1）-4）。

この中期行動計画では、教育分野・学生支援分野・研究分野・社会貢献分野・大学運営分野の5つの分野でそれぞれ基本方針と中期目標を定め、それぞれに実行計画を策定し、さらに具体的な施策項目を設定した。

中間年にあたる2015年度には、見直しを行った（資料9（1）-5）。また、計画の進捗を明らかにするため、2016年には「中期行動計画進捗報告書」を作成した（資料9（1）-6）。

「中期行動計画」は2013年5月に、「中期行動計画進捗報告書」は2016年4月に、大学構成員へ配付するとともに本学ホームページで公表することにより周知した。

b. 意思決定プロセスの明確化、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化、教授会の権限と責任の明確化

「大学憲章」において「意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営」を定めているように、意思決定プロセスの明確化を重視した運営をこれまで行ってきた（資料9（1）-2）。

具体的には大学組織における意思決定プロセスとして、教学組織の審議機関である、学部教授会（大学院は研究科委員会）および評議会（大学院は大学院委員会）を置くことが学則上明記されている（資料9（1）-7 第8条、第11条、資料9（1）-8 第38条、第39条）。これに基づき、学部教授会（大学院は研究科委員会）は、学部（大学院）の教育研究事項に関して学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として、評議会（大学院は大学院委員会）は、学長を議長とし全学的な教育研究に関する事項に関して審議を行う機関として、それぞれ役割を明確化している（資料9（1）-7 第9条、資料9（1）-8 第39条第3項、第39条第4項、資料9（1）-9 第6条、資料9（1）-10 第2条）。

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

他方、大学の中長期計画および予算に関する事項の審議機関として、総合企画会議を置いている（資料9（1）-11）。なお、審議事項のうち、大学の中長期計画にかかる教学に関する重要事項は評議会（大学院は大学院委員会）に上程され、管理運営に関する重要事項は常任理事会に上程される。

法人組織の意思決定プロセスは、「私立学校法」を順守した「学校法人神戸学院寄附行為」に基づく（資料9（1）-12）。議決機関である理事会およびその諮問機関である評議員会、法人組織の業務および財産状況を監査する監事を置き、権限と責任の明確化を図っている。その他には、理事会から委任された事項の審議および日常業務を執行する常任理事会を設置している（資料9（1）-13）。

以上のように、各組織の抱える重要事項について意思決定をしていく体制として、審議事項を教学関係事項と管理運営関係事項に分け、これに応じた審議機関に諮ることにより、意思決定プロセスの明確化と同時に、権限と責任の所在を明確化している。

なお、理事会においては、学識経験者4名を始めとする外部理事9名を登用することにより、学外からの視点を用いて経営の健全化を図っている。また、大学長に加え、大学の副学長3名を理事とすることにより、教学の意向を経営に反映することについても取り組んでいる（資料9（1）-13、資料9（1）-14）。

評議員会においても、設置する学校の学生・生徒の保護者5名を評議員に加えることにより、最大のステークホルダーである学生・生徒の学費負担者の意見を直接、理事長が聞く機会を保障している。また、寄附行為において、寄附行為変更、合併、解散、残余財産の処分、基本財産の処分については理事会の議決を得るとともに、評議員会において出席評議員の3分の2以上の賛成による議決を得ることを規定しており、これら法人の根幹に関わる事項について、慎重な審議を行うこととしている（資料9（1）-14）。

また、理事長のもとに内部監査室を設け、大学の業務活動および会計処理の適正等について、公平かつ客観的に調査・検証し、その監査結果に基づき提言又は業務活動の支援を行うことにより、大学の社会的信頼性の保持と健全な運営に資する内部統制を確立している（資料9（1）-15）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

a. 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

「学則」、「大学院学則」において、学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限を明確にしている（資料9（1）-7、資料9（1）-8）。その他、管理運営に関する学内諸規程の整備については、関係法令に基づき整備を行い、適切に運用を行っている。

b. 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長の権限に関しては、「学則」、「大学院学則」において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」として、その権限と責任を明確にしている（資料9（1）-7 第7条第2項、資料9（1）-8 第36条）。また、各学部長等を構成員とする評議会における議長、各研究科長等を構成員とする大学院委員会における議長として、各組織の抱える教学の重要事項を網羅的に審議する体制を整えている（資料9（1）-9 第9条、資料9（1）-10 第4条）。また、各学部長および各研究科長は、各教授会・各研究科委員会に

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

おける議長として、各学部・各研究科の様々な事項を審議する体制を整えている（資料9（1）-16～資料9（1）-31）。

また、学長が委任する職務を代行する副学長制度を設け、学長に事故があるときなどは、副学長が学長の職務を代行する（資料9（1）-32）。さらに、学長補佐を置き、学長からの指示により、危機管理対応など特定の業務を担当するなど、教学のトップである学長を全方位的に支える体制を整えている（資料9（1）-33）。

c. 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考方法は、学長選出規則に基づき、学長選出管理委員会が設置され、学長候補者推薦投票、除斥投票および学長選挙の順に学長の選出を行い、当該選挙の当選者について、理事会の承認を得て決定している（資料9（1）-34）。

学部長・研究科長の選考方法は、各学部・各研究科に候補者選出規則があり、選挙によって選出された候補者を学長に推薦し、学長が任命している（資料9（1）-35、資料9（1）-36、資料9（1）-37～資料9（1）-52）。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

a. 事務組織の構成と人員配置の適切性について

本学の事務組織の構成は「学校法人神戸学院組織図」、「神戸学院大学事務組織規則」のとおりである（資料9（1）-53、資料9（1）-54）。本学の事務組織の特徴としてグループ制があげられる。グループ制は、組織の縦割りの弊害に対応するために、事務対応先ごとに業務を設定したものである。事務組織の人員の構成は、事務職員、任期付事務職員、嘱託、臨時職員、パートタイマーである。事務組織の職として、事務局長、所長、部長、事務部長、事務部長補佐、グループ長、リーダー、サブリーダー、内部監査室長、参与、学部長補佐を置いている。人員の配置については、事務職員人事異動規程に基づき、毎年行っている各部署へのヒアリング等をもとに人事小委員会および人事委員会を経て常任理事会において適切に行っている（資料9（1）-55、資料9（1）-56、資料9（1）-57）。

b. 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策について

2012年度に地域社会への窓口としての役割を担う社会連携部を、2013年度には大学および法人の経営戦略を明確にし、迅速かつダイナミックに推進する経営戦略推進部を、2016年度にはキャリア教育センターの開設に伴い全学教育推進機構の事務体制を見直し、3センター（教育開発センター、共通教育センター、キャリア教育センター）の事務を所掌する全学教育推進機構事務室をそれぞれ事務組織の中核として設置するなど、事務組織に求められる能力、業務内容の多様化に対応してきた（資料9（1）-54）。

社会連携部は、地域社会のニーズと研究分野とのマッチングや、ボランティア活動などの学生生活動とのマッチング、単位互換などの他大学との連携事業などにおいて中心的な役割を担ってきた。また、経営戦略推進部は、経営方針と地域社会のニーズとのバランスを的確に捉え、迅速に中期行動計画など、具体的な施策を担ってきた。具体的には、2014年度には、2005年度文部科学省現代GPの採択により立ち上がった防災・社会貢献ユニットの実績をもとに、これをさらに現代社会学部として昇華させ、2015年度には、国や地域社会にとって重要な施策のひとつであるグローバル人材の育成に応えるべく、グローバル・コミュニケーション学部を設置した（資料9（1）-58、資料9（1）-59）。

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

その他事務組織の構成の見直しについては、2014年度・2015年度には前述の2学部開設に伴い学部長室を新設した他、2015年度には既存学部のキャンパス再編に伴い、事務職員の配置について全学的な見直しを行うとともに、法人および大学の本部機能の移転などに伴い、大規模な事務組織の改編を行った(資料9(1)-53、資料9(1)-54、資料9(1)-58)。

また、2016年度にはキャリア教育センターの開設に伴い全学教育推進機構の事務体制を見直し、3センター(教育開発センター、共通教育センター、キャリア教育センター)の事務を所掌する全学教育推進機構事務室を設置した。

c. 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について

職員の採用・昇格等については諸規程を整備し、必要な会議体の承認を受ける仕組みも取り入れ、適正に運用している。採用については、事務職員採用規程およびその細則を2007年4月1日に制定した(資料9(1)-60、資料9(1)-61)。昇格・昇進については、事務職員職能資格規程を2007年4月1日に制定し、各職能資格に求められる職務遂行能力を明確化し、昇格基準、選考および決定方法等を規定している(資料9(1)-62)。また、事務職員役職規程を2007年4月1日に制定し、役職位の定義・名称および役職位の職能基準とともに、任用要件も規定している(資料9(1)-63)。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

a. 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善について

事務組織の職として、事務局長、所長、部長、事務部長、事務部長補佐、グループ長、リーダー、サブリーダー、内部監査室長、参与、学部長補佐を置いている(資料9(1)-54)。人事考課を導入し活用(反映)させているのは、サブリーダー・リーダー・グループ長への昇任審査および役職者の再任用(役職者については3年の任期制)の判断に限定され、部分的である(資料9(1)-64)。被考課者に対しては、考課結果に基づき、考課者(上司)が能力開発等について必要に応じて指導・教育している。一定の水準に達し昇進・昇格が可能となったときには処遇が改善(向上)される。

b. スタッフ・ディベロップメントの実施状況と有効性について

事務職員の研修の基本計画、企画および運営については、事務職員研修規程により事務職員研修委員会で協議している(資料9(1)-65、資料9(1)-66)。研修は、第一に本学の教学および管理運営の基本理念と基本方針を理解させ、事務職員としてこれを推進するための自覚を高めること、第二に本学の教育、管理運営の業務遂行に必要な知識等を修得させ、学生への教育支援能力、管理運営能力を養うことを目的としている。2013年度に職能資格、役職、在級年数毎に修得させるべき業務遂行能力と研修メニューを定めた神戸学院大学人材育成体系図を作成し、体系図に基づいた研修計画を研修委員会で策定することにより、事務職員が大学等の運営に必要な能力・資質を向上させるための研修を実施している(資料9(1)-67、資料9(1)-68)。

2. 点検・評価

●基準9(1)の充足状況

本学は、「大学憲章」に運営基本理念を定め、教職員にリーフレットを配布し共有を図る

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

とともに、本学ホームページで社会に公表している。また、中期行動計画の5つの分野にそれぞれ基本方針と中期目標を定め、実行計画、施策項目を策定し、PDCAサイクルを回すことで定期的に点検・評価を行い、改善につなげている。大学と法人組織の意思決定のプロセスは、審議事項を教学関係事項と管理運営関係事項に分け、これに応じた審議機関に諮ることにより明確化するとともに権限と責任の所在を明確にしている。さらに、明文化した規程に基づく管理運営が行われ、大学業務に必要な事務組織を配置するとともに事務機能の改善・業務内容の多様化への対応にも取り組み、事務職員の採用・昇格等の諸規程も整備している。事務職員の資質向上に向けた「人材育成体系図」に基づく研修制度を設け、事務職員が大学等の運営に必要な能力・資質を向上させるための研修を実施している。

以上の点から本学は、基準9(1)を充足している。

①効果が上がっている事項

2012年度には社会連携部を、2013年度には経営戦略推進部を設置し、経営戦略推進部を中心として、地域社会をはじめ、教育学術的なニーズを的確に捉え、これを新たな学部(2014年度には現代社会学部、2015年度にはグローバル・コミュニケーション学部)として形にできたことは、地域社会のみならず、大学の将来にとっても大きな成果として捉えている(資料9(1)-58)。

②改善すべき事項

・新卒採用について、本学は他大学や他企業に比べて募集開始時期が遅い(資料9(1)-69)。

・人事考課の被考課者は、役職者およびサブリーダー・リーダー・グループ長への任用候補者に限定されているが、全事務職員への対象者拡大が必要である。また、人事考課(人事評価)に基づき、能力開発、賃金、異動、昇格等への反映が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・大学の運営、教育学術的なニーズ、地域社会のニーズに適切に対応できるよう、機動的に事務組織を改編し、学内の教育研究活動の充実に努める。

②改善すべき事項

・採用について、少子高齢化の進展に伴い労働者人口が減少していく中で、都度当該年度の就職協定に対応して、最適な採用方法を決定し、選考期間を決定していく。

・評価制度の導入に向けた調査をすすめる。

4. 根拠資料

資料9(1)-1 本学ホームページ 大学概要 - 大学創設者と教育 (既出 資料1-1)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/education.html>

資料9(1)-2 本学ホームページ 大学憲章 (既出 資料1-11)

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

- <http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料9 (1) -3 本学ホームページ 神戸学院 100年宣言 新たな100年の飛躍のために
(既出 資料1-58)
- <http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/100th/declare/>
- 資料9 (1) -4 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017 (既出 資料1-59)
- <https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>
- 資料9 (1) -5 神戸学院大学中期行動計画の見直しについて
- 資料9 (1) -6 2013-2017 中期行動計画進捗報告書 学校法人神戸学院 2016年4月
(既出 資料7-7)
- <https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9378/#1>
- 資料9 (1) -7 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)
- 資料9 (1) -8 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料9 (1) -9 神戸学院大学評議会規程 (既出 資料2-15)
- 資料9 (1) -10 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)
- 資料9 (1) -11 神戸学院大学総合企画会議規程 (既出 資料2-14)
- 資料9 (1) -12 学校法人神戸学院寄附行為
- 資料9 (1) -13 学校法人神戸学院常任理事会規則
- 資料9 (1) -14 本学ホームページ 役員名簿
- <http://www.kobegakuin.ac.jp/foundation/about/>
- 資料9 (1) -15 学校法人神戸学院内部監査規則
- 資料9 (1) -16 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料9 (1) -17 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料9 (1) -18 神戸学院大学経営学部教授会規則
- 資料9 (1) -19 神戸学院大学人文学部教授会規則 (既出 資料4(4)-83)
- 資料9 (1) -20 神戸学院大学現代社会学部教授会規則 (既出 資料4(1)-77)
- 資料9 (1) -21 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部教授会規則
- 資料9 (1) -22 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授会規則
- 資料9 (1) -23 神戸学院大学栄養学部教授会規則 (既出 資料4(4)-89)
- 資料9 (1) -24 神戸学院大学薬学部教授会規則
- 資料9 (1) -25 神戸学院大学大学院法学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -26 神戸学院大学大学院経済学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -27 神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -28 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -29 神戸学院大学大学院栄養学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -30 神戸学院大学大学院薬学研究科委員会規則 (既出 資料1-76)
- 資料9 (1) -31 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科委員会規則
- 資料9 (1) -32 副学長制度実施要領 (既出 資料3-30)
- 資料9 (1) -33 学長補佐制度実施要領 (既出 資料3-31)
- 資料9 (1) -34 神戸学院大学学長選出規則
- 資料9 (1) -35 神戸学院大学学則第9条第1項第3号取扱要領

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

- 資料9 (1) -36 神戸学院大学大学院学則第39条第3項第3号取扱要領
- 資料9 (1) -37 神戸学院大学法学部長選出規則
- 資料9 (1) -38 経済学部長候補者選挙規程
- 資料9 (1) -39 経営学部長候補者選挙規程
- 資料9 (1) -40 神戸学院大学人文学部長候補者選出規則
- 資料9 (1) -41 神戸学院大学現代社会学部長選出規程
- 資料9 (1) -42 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部長候補者選出規程
- 資料9 (1) -43 神戸学院大学総合リハビリテーション学部長候補者選出規則
- 資料9 (1) -44 神戸学院大学栄養学部長選挙規則
- 資料9 (1) -45 神戸学院大学薬学部学部長選出規則
- 資料9 (1) -46 神戸学院大学大学院法学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -47 神戸学院大学大学院経済学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -48 神戸学院大学大学院人間文化学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -49 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -50 神戸学院大学大学院栄養学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -51 神戸学院大学大学院薬学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -52 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科研究科長候補者選出規則
- 資料9 (1) -53 学校法人神戸学院 組織図
http://www.kobegakuin.ac.jp/foundation/img/about/about_img01_big.jpg
- 資料9 (1) -54 神戸学院大学事務組織規則 (既出 資料6-65)
- 資料9 (1) -55 事務職員人事異動規程
- 資料9 (1) -56 人事小委員会規程
- 資料9 (1) -57 神戸学院大学人事委員会規則
- 資料9 (1) -58 本学ホームページ 大学の歩み
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/history.html>
- 資料9 (1) -59 本学ホームページ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム
http://www.kobegakuin.ac.jp/ministry_of_education/gp.html
- 資料9 (1) -60 事務職員採用規程
- 資料9 (1) -61 事務職員採用規程細則
- 資料9 (1) -62 事務職員職能資格規程
- 資料9 (1) -63 事務職員役職規程
- 資料9 (1) -64 神戸学院大学事務職員人事規則
- 資料9 (1) -65 事務職員研修規程
- 資料9 (1) -66 事務職員研修委員会議事録 (2016年6月16日)
- 資料9 (1) -67 神戸学院大学 人材育成体系図
- 資料9 (1) -68 グループ外研修について
- 資料9 (1) -69 事務職員 (新卒) 採用情報 (2017年4月1日採用)

第9章 管理運営・財務

(2) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

a. 中・長期的な財政計画の立案について

学校法人神戸学院は、神戸学院大学、神戸学院大学附属高等学校を設置し、2017年度には神戸学院大学附属中学校を設置(予定)する法人であり、2015年度の事業活動収入は149億円におよぶ。本法人は、私立学校法第47条に基づき、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書を作成している(資料9(2)-1、資料9(2)-2 計算書類(平成23年～平成27年)、資料9(2)-3、資料9(2)-4～資料9(2)-13)。「大学憲章」に基づいた基本方針のもと、2013年度から5年の間に実施する施策として「学校法人神戸学院中期行動計画2013-2017」を策定した(資料9(2)-14、資料9(2)-15)。大学運営分野については、「効率的な財政運営」を中期計画に掲げ、①収入源の多様化を図り、事業活動収入における学生生徒等納付金以外の増額を目指す。②予算編成のあり方を再検討し、支出およびその配分の効率化を図る。という実行計画に従い、予算編成方針に基づいて財政の健全化と財政基盤の強化を図るとともに、限られた財源を有効に配分するために、予算執行状況やその効果について予算・決算検証会議の結果を反映し、事業計画の厳選や既存事業の見直し等を継続して事業活動収支の改善を図っている。しかしながら、新学部が学年進行中である収入に対し、支出では、新学部設置に伴う人件費、教育研究経費の増加、D号館建築等により、基本金組入前当年度収支差額が他大学と比べて低い状況が続いている。各学部・大学院が掲げる教育研究目的・目標はますます多様化しており、それを実現する上で必要な財源である収入面では、学生生徒等納付金、補助金、寄付金の経常収入に占める割合は、学生納付金は85.9%、補助金は6.9%、寄付金は0.3%であり、多くの私立大学が収入の7割以上を学生生徒等納付金に依存している中で、本学ではそれよりもかなり高い割合で学生生徒等納付金に依存する状況が続いている。支出面では、教育研究経費は37.7%であり、同規模私立大学の平均を上回っており、教育環境を充実させる財政基盤は確立している(大学基礎データ表7)。また、経常経費を含めた全学的な事業の見直しを含め、予算検討プロセスにおけるPDCAサイクルを着実に実施している。

「学校法人神戸学院中期行動計画2013-2017」で策定した、教育分野における「学士課程教育の質的向上の推進」を含む10項目と、研究分野における「研究環境の整備と充実」を含む3項目の中期計画を実現するために、財務事務グループで、現状及び将来予測に基づき年度ごとの状況を勘案した財務試算を毎年度策定している(資料9(2)-16)。また、基本金組入前当年度収支差額、翌年度繰越支払資金の状況に留意しながら策定しており、中長期計画とも関連付けられている。精緻な財務試算を策定することで、法人の重要な意思決定に役立てられている。

b. 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況について

「財政の健全化と財政基盤の強化を図るとともに、限られた財源を有効に配分すること」を予算編成基本方針としている(資料9(2)-17)。

予算においては、予算要求・予算会議(Plan)、予算執行(Do)、予算・決算検証会議(Check)、

第9章 管理運営・財務

(2) 財務

次年度予算要求への反映(Act)のPDCAサイクルを整備し、更に各学部・部署から直接ヒアリングする機会を設け、実態を把握することができている(資料9(2)-18)。

これらの取り組みを通じて、教育研究の十分な遂行と、それを継続して実施するための財政確保の両立を図っている。

外部資金獲得のために、2012年度より外部機関による科学研究費補助金申請支援体制を整えるとともに、2014年度から個人配当教育・研究費の奨励金制度を導入し、科研費応募・採択数の増加に向けて取り組んできた。近年の科学研究費補助金新規申請件数は増加傾向にあり、一定程度効果が出てきている(資料9(2)-19)。

資産運用による受取利息・配当金(教育活動外収入)は、「学校法人神戸学院資産運用管理規程」に基づき適正に資金運用しており、ここ数年では前年度を上回る収入を得ていることで、学生生徒等納付金以外の収入源として大いに貢献している(資料9(2)-20、資料9(2)-1 p.22)。

寄附金は、周年募金の関係で年度毎の増減はあるものの、例年3,000万円以上で安定的に推移しており、教育・研究活動に積極的に活用している。また、寄附金増加を図るため、顕彰制度や税額控除等の方策を導入した(資料9(2)-21)。

c. 事業活動収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性について

1 事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率(大学部門)(大学基礎データ表7)

学生生徒等納付金比率は、同規模他私立大学平均と比してかなり高い状況が続いている。そのため、「学校法人神戸学院中期行動計画2013-2017」に掲げられている、「収入源の多様化を図り、帰属収入における学生納付金以外の増額を目指す。」ことについて現在検討中である(資料9(2)-15)。

人件費比率は、2011年度50.7%から2015年度52.8%と増加している。予算編成方針で掲げている50%以下にする目標には達していないが、要因は、2014年度現代社会学部、2015年度グローバル・コミュニケーション学部開設に伴う教員数の増加によるものである(資料9(2)-17)。

人件費依存率は、2011年度58.7%から2015年度61.4%と増加している。要因は、こちらも新学部開設に伴うものである。

事業活動収支差額比率は、同規模他私立大学平均と比して低い状況が続いている。2015年度は-15.0%で、要因は、林山キャンパスの売却によるものである(資料9(2)-22)。

基本金組入率は、0.0%で、要因は、林山キャンパスの売却によるものである(資料9(2)-10、資料9(2)-11)。

教育研究経費比率は、37.7%と同規模他私立大学平均を上回っている。

2 貸借対照表関係比率(法人全体)(大学基礎データ表8)

純資産構成比率は82.9%と附属高校キャンパス移転に伴う借入金により、若干下回っている。

流動比率は、182.0%と附属高校キャンパス移転に伴う支払により、下回っている。

総負債比率は17.1%と附属高校キャンパス移転に伴う借入金により、上回っている(資料9(2)-23)。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

a. 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査について

公認会計士による監査

本学における「公認会計士（独立監査人の監査）」は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、公認会計士に委嘱して行っている。一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、必要な監査手続きにより監査を行う。具体的には、9月初旬に法人監事と監査法人、内部監査室を交えて当年度の監査計画について打ち合わせを行い、内部監査の検証として財務部を中心に期中監査（10月、12月、2月、3月）及び期末監査（4月）を実施している。また、内部監査の統制には公認会計士と理事者・監事とのディスカッションの場を設けコミュニケーションを図り、多角的に検証している。監査人数・日数については述べ98.3日の往査を行い、計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されているか、証憑や計算書類が適正であるか監査している（資料9（2）-24、資料9（2）-25）。

監事による監査

本学は、私立学校法第37条第3項の基づき監事3名を置き、同法及び学校法人神戸学院寄附行為第7条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を毎年監査している。監事は独立監査法人（公認会計士）と連携して、理事会及び評議員会に監査報告書を提出し、学校法人の業務について、理事会及び評議員会に出席して、意見を述べている（資料9（2）-26）。

内部監査による監査

内部監査室では、文部科学省の監査ガイドライン及び学校法人神戸学院内部監査規則に基づき、理事長の指示を受けて業務監査ならびに会計監査を行っている（資料9（2）-27）。

三様監査

公認会計士、監事、内部監査室はそれぞれの監査について、定期的に打ち合わせを行い、業務の有効性、効率性、信頼性、コンプライアンス（法令順守）、資産の保全状況及び公共性の原則に基づいた諸活動などについて話し合っている。また、監査における構成要素としての業務の適正性を確保するための環境整備、情報公開のあり方、及びモニタリング（経過監査）などについても、三者それぞれの視点から話し合いを持って三様監査を行っている。会計年度の終了後の5月に行われる法人監査では、監事、内部監査室及び公認会計士が連携して取りまとめた「最終監査報告書」を中心に監査状況、質問事項、内部統制上の留意点・課題等について報告している（資料9（2）-28）。

b. 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立について

教育研究目的・目標を実現するための予算編成は、学長、副学長、事務局長（常務・財務担当理事）、学内理事を中心とした「予算会議」で集中的に審議している。具体的には、9月初旬に翌年度の教育研究活動の基本方針となる「予算編成方針」を予算会議で原案を作成し、総合企画会議で検討後、評議会で決定する。予算編成方針に従い各学部・部署は次年度の予算要求書を10月末日までに財務事務グループに提出する。この予算要求書を財務事務グループで取りまとめの上、12月初旬に各学部・部署からの説明を受け予算会議で内容を精査して、12月下旬に内示を行う。翌1月上旬に予算会議メンバーによる各学部・部署との予算復活折衝を経たのち、1月末日に最終予算内示を行う。そして、2月の予算会議において原案を作成し、総合企画会議、評議会の議を経て予算案の決定とする（資料

第9章 管理運営・財務

(2) 財務

9 (2) -18)。

予算執行においては、「学校法人神戸学院経理規則」や「学校法人神戸学院固定資産及び物品調達規則」に則り適切に執行されている。また、各学部・部署から要求された事業ごとに付番し、適正に執行されているかそれぞれが管理している(資料9 (2) -29、資料9 (2) -30)。

予算執行に伴う効果等を恒常的かつ適切に分析・検証するために予算・決算検証会議を開催している(資料9 (2) -31)。予算・決算検証会議は学長・副学長・財務担当理事、各学部長と各学部・部署との予算・決算検証報告書に基づいた質疑応答形式で行っている。具体的には、各学部・部署に対しては6月末までに予算・決算検証報告書並びに事業実績報告書の提出を求め、その際に効果を分析・検証する記載を求めている。それぞれの報告書は、財務事務グループに提出され、グループ内で検証したのち、8月上旬に開催される予算・決算検証会議で予算執行に関する自己分析および効果等を検証した結果を報告し、結果に対する検証、今後の改善方策等について質疑応答を行う。

以上のとおり、予算要求・予算会議(Plan)、予算執行(Do)、予算・決算検証会議(Check)、次年度予算要求への反映(Act)のPDCAサイクルにより改善する仕組みを確立している。

2. 点検・評価

●基準9 (2) の充足状況

本学は、「大学憲章」に基づいた基本方針のもと、「中期行動計画」の中期目標に効率的な財政運営を掲げ、予算編成方針に基づいて財政の健全化と財政基盤の強化を図るとともに、限られた財源を有効に配分し、教育環境を充実させる財政基盤を確立している。また、現状および将来計画に基づき年度ごとの状況を勘案した財務試算を毎年度策定している。外部資金獲得のために支援体制を整えるとともに科研費応募・採択数の増加に向けての制度も導入している。財務監査は、公認会計士、監事、内部監査室による監査を行い、三者それぞれの視点から話し合いを持つ、いわゆる三様監査を行っている。

以上の点から本学は、基準9 (2) を充足している。

①効果が上がっている事項

・金利状況は厳しいが、資産運用評価委員会で審議した上で、安全かつ高い利回りを目指した資産運用を心がけており、運用状況は改善してきている(資料9 (2) -32、資料9 (2) -33、資料9 (2) -34)。

②改善すべき事項

・計画的な予算執行を促す等のために調達請求書の最終提出期限を毎年2月末頃に設定しており、万が一、最終提出日に遅れる場合は調達請求書提出予定表を提出することとしているが、予算執行が年度末近くに偏っている予算部門もある(資料9 (2) -35)。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・受取利息・配当金収入増加を図るため、支払資金の必要額の推計の制度を高め、それ

を上回る余剰資金について速やかに適切な資産運用を行う。また、中長期的な運用収入目標額を検討し、それに応じた資産運用を実施する（資料9（2）-32）。

②改善すべき事項

・予算・決算検証会議において予算執行時期が偏っている部門について、リストアップし、計画的執行の注意喚起の徹底を図る。

4. 根拠資料

- 資料9（2）-1 平成27年度 事業報告書
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/pdf/27k-jigyou.pdf>
- 資料9（2）-2 本学ホームページ 財務状況
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/>
- 資料9（2）-3 財産目録 平成27年度
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/pdf/27k-zaisan.pdf>
- 資料9（2）-4 5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）（2014（平成26）年度まで）
- 資料9（2）-5 5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）（2015（平成27）年度以降）
- 資料9（2）-6 5ヵ年連続資金収支計算書（法人全体）（2014（平成26）年度まで）
- 資料9（2）-7 5ヵ年連続資金収支計算書（法人全体）（2015（平成27）年度以降）
- 資料9（2）-8 5ヵ年連続消費収支計算書（大学部門）（2014（平成26）年度まで）
- 資料9（2）-9 5ヵ年連続事業活動収支計算書（大学部門）（2015（平成27）年度以降）
- 資料9（2）-10 5ヵ年連続消費収支計算書（法人全体）（2014（平成26）年度まで）
- 資料9（2）-11 5ヵ年連続事業活動収支計算書（法人全体）（2015（平成27）年度以降）
- 資料9（2）-12 5ヵ年連続貸借対照表（2014（平成26）年度まで）
- 資料9（2）-13 5ヵ年連続貸借対照表（2015（平成27）年度以降）
- 資料9（2）-14 本学ホームページ 大学憲章（既出 資料1-11）
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料9（2）-15 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017（既出 資料1-59）
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>
- 資料9（2）-16 資金収支予算決算総括表、事業活動収支予算決算総括表
- 資料9（2）-17 2016年度（平成28年度）予算編成方針
- 資料9（2）-18 2017年度（平成29年度）予算 編成スケジュール表（既出 資料7-59）
- 資料9（2）-19 近年の科研費新規申請件数と採択件数（既出 資料7-68）
- 資料9（2）-20 学校法人神戸学院資産運用管理規程
- 資料9（2）-21 神戸学院大学 創立50周年記念事業 募金趣意書
- 資料9（2）-22 林山キャンパスの売却に伴う第1号基本金の取り崩しについて
- 資料9（2）-23 平成27年度決算概要について
- 資料9（2）-24 2016年度 監事・内部監査室 年間行事予定表
- 資料9（2）-25 独立監査人の監査報告書 2015年度

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/pdf/27k-kansahoujin.pdf>

資料9 (2) -26 監査報告書 2015年度

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/pdf/27k-kanji.pdf>

資料9 (2) -27 学校法人神戸学院内部監査規則 (既出 資料9 (1) -15)

資料9 (2) -28 2015年度 最終監査報告書

資料9 (2) -29 学校法人神戸学院経理規則 (既出 資料7-17)

資料9 (2) -30 学校法人神戸学院固定資産及び物品調達規則

資料9 (2) -31 2015年度(平成27年度) 予算・決算の検証について(依頼) (既出 資料7-60)

資料9 (2) -32 学校法人神戸学院資産運用評価委員会規程

資料9 (2) -33 資産運用・評価の基本方針

資料9 (2) -34 平成24年度～平成28年度運用報告

資料9 (2) -35 平成27年度 調達請求書最終提出期限について

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

a. 自己点検・評価の実施と結果の公表について

本学の自己点検・評価の実施と結果の公表については、1992年5月21日に、教育活動、研究活動、学生援助活動、管理運営、財政・施設設備状況について自己点検・評価を行うため、「自己点検評価制度委員会規程」を制定し、「自己点検評価制度委員会」を設置したことに始まる（資料10-1）。そのもとで自己点検・評価の報告書を取りまとめ、1995年3月31日に『神戸学院大学の現状と課題』を刊行し、学内外に公表した。その後、貴協会の第1回の「相互評価」を1996年度に受け、「大学基準」に適合している全国22大学の一つとして「認定大学」という評価結果を受けた。このときの相互評価用調書の大要と貴協会からの相互評価結果を併せて、1997年5月31日に『神戸学院大学の現状と課題第2号-大学基準協会第1回「相互評価」報告-』を刊行し、学内外に公表した。

2004年に、すべての大学は、文部科学大臣が認めた機関による認証評価を受けることが法的に義務づけられた認証評価制度が実施されることに伴い、2004年度に貴協会へ「相互評価申請」並びに「認証評価」を申し込み、2005年3月に「本協会の大学基準に適合している」ことの認定を受けた。前回と同様に認証評価審査のための「点検・評価報告書」等の大要並びに貴協会から受けた相互評価結果および認証評価結果を併せて2005年12月に第3号「神戸学院大学の現状と課題」（CD-ROM）として公表した。その際、貴協会より指摘のあった本学の「長所」についてはさらにより良い方向へ向かうよう取り組み、「助言」「勧告」についても、これを真摯に受け止め、教育・研究の一層の充実に向けて、改革・改善を推進していくと同時に、質の向上を目指した。また、「助言」「勧告」に対する「改善報告書」を2008年7月に提出し、今後の改善経過について再度報告を必要とする事項は「なし」との評価を受けた。

その後、2011年度に貴協会による「機関別認証評価」を受審し、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2019（平成31）年3月31日までとする。」との認定を受け、「点検・評価報告書」等を本学ホームページにて公表している（資料10-2）。貴協会より本学に対する大学評価（認証評価）において指摘のあった「長所として特記すべき事項」については、さらにより良い方向へ向かうよう取り組み、「努力課題」（「改善勧告」なし）についても、これを真摯に受け止め、教育・研究および社会貢献等の一層の充実に向けて、その結果を改革・改善につなげ、内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んだ。また、「努力課題」に対する「改善報告書」を2015年7月に提出し、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との評価を受けた（資料10-3）。

2011年度の「自己点検評価制度委員会」において、貴協会に提出した「2011年度点検・評価報告書」および貴協会より拝受した「大学評価分科会報告書」を基に自己点検・評価を実施することを決定し、2012年度に「各自点検評価小委員会」において自己点検・評価し、「2012年度改革・改善報告書」として取りまとめた（資料10-4、資料10-5、資料10-6）。

また、大学院への「努力課題」が多かったことから、2011年度の「大学院委員会」において、「各研究科で対応を検討する前に、全学で検討を進める必要がある事項もあるので、検討のための全学的な組織をつくること」が了承され、全学的な教育活動を推進および支援することを目的とする「教育開発センター」に「学士課程教育部会」と並んで「大学院教育部会」を設置し、大学として改善を図っていくこととなった（資料 10-7、資料 10-8）。

2013年度には、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを「学則」、「大学院学則」に規定するとともに、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を発足させるなど自己点検・評価体制を強化した（資料 10-9 第1条の2、資料 10-10 第1条の2、資料 10-11）。なお、「2012年度改革・改善報告書」は、新しい自己点検・評価体制のもと「自己点検評価結果検証委員会」において検証され、その検証結果に基づき学部・大学院研究科、部署など組織毎に設置された「各自己点検評価小委員会」において加筆・修正のうえ、2014年2月から本学ホームページにて公表している（資料 10-6）。

2013年度以降の自己点検・評価は、2012年の法人創立100周年を機に2013年度からの5年間に実施する具体的な施策をまとめた「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって自己点検・評価を行うことを「自己点検評価委員会」（「自己点検評価制度委員会」を改組）において決定した（資料 10-12 第3条、資料 10-13、資料 10-14、資料 10-15）。なお、「2012年度改革・改善報告書」において、改革・改善が完了していない項目については「年次達成度報告書」のなかで引き続き自己点検・評価を行うものとした。学部・大学院研究科、部署など組織毎に設置された「各自己点検評価小委員会」から提出された施策項目（第5層）毎の2013年度の「年次達成度報告書」は、「自己点検評価委員会」を経て、「自己点検評価結果検証委員会」において客観性、適切性、妥当性等にかかる検証を行い、検証結果に基づき「各自己点検評価小委員会」において加筆・修正のうえ、「中期行動計画」の実行計画（第4層）毎の達成度等を2015年3月に本学ホームページにて公表している（資料 10-16）。

2014年度の「年次達成度報告書」は、同様の自己点検・評価のPDCAサイクルを実施し、「中期行動計画」の実行計画（第4層）毎の達成度等を2016年3月に本学ホームページにて公表している（資料 10-17）。

2015年度の「年次達成度報告書」は、同様の自己点検・評価のPDCAサイクルを実施し、「中期行動計画」の実行計画（第4層）毎の達成度等を本学ホームページにて2017年3月に公表する予定である（資料 10-18）。

2016年度も、自己点検・評価のPDCAサイクルを実施し、教育・研究および社会貢献等の一層の充実に向けて、改革・改善を推進していくと同時に、学生をはじめとするステークホルダーの期待に応えられるよう、さらに内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んでいる。

なお、今回、貴協会に提出する「点検・評価報告書」についても上記のPDCAサイクルのなかで自己点検・評価を行い取りまとめたものである。

これら「自己点検評価委員会」「自己点検評価結果検証委員会」「自己点検評価小委員会」

の関係を自己点検・評価体制図として示す（資料 10-19）。

b. 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応について

大学の教育研究活動等の状況についての情報の公表は、学校教育法施行規則（2011 年 4 月 1 日施行）の一部を改正する規則の施行に基づき、高等教育機関として、社会に対する説明責任を果たしている。また、その教育の質を一層向上させる観点から、本学ホームページに「情報の公表」のページを設け、公表するとともに、本学ホームページのトップページに「情報の公表」へのリンクボタンを設け、利用者の利便性を高めている（資料 10-20）。

財務関係書類については、私立学校法第 47 条第 2 項の規定に基づき、「学校法人神戸学院情報公開規則」を制定し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監事による監査報告書の閲覧申請権者や申請手続き等を定めるとともに、本学ホームページでも公表している（資料 10-21）。また、学生に配布しているキャンパスライフガイドブック「CAMPUS」、保護者向けに配布している「神戸学院大学教育後援会会報」にも予算・決算の概要を掲載して周知している（資料 10-22 p. 26-29、資料 10-23 p. 17-18）。

本学ホームページでは、「大学データ（大学データ集）」「事業計画書」「資金収支予算書」「事業活動収支予算書」「事業報告書」「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監査報告書」「独立監査人の監査報告書」「設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書」「学則」「大学院学則」等を公開している（資料 10-24）。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学を運営する学校法人神戸学院は、2012 年に創立 100 周年を迎え、2016 年には神戸学院大学が創立 50 周年を迎えることから、この 2 つの大きな節目が交わる時期こそ神戸学院が劇的に変貌する絶好の機会であると捉え、新しい 100 年に向けたビジョン「神戸学院 100 年宣言 新たな 100 年の飛躍のために」を発表した（資料 10-25）。この 100 年宣言に基づき、2013 年度から 5 年間に実施する具体的な施策を「中期行動計画」として取りまとめた（資料 10-26）。「中期行動計画」は、「基本方針（第 1 層）」のもと、大学では、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の 5 つの分野における理想あるいは現状の問題点をあげ、その中から推進すべきこと、解決すべきことを「中期目標（第 2 層）」と掲げ、それを達成するために、詳細な「中期計画（第 3 層）」「実行計画（第 4 層）」「施策項目（第 5 層）」を策定した。なお、「大学運営」分野の基本方針は「大学憲章の基本理念に基づいた運営を行います。」とし、中期目標に「不断に自己点検・評価を行い、効率的で機動的な大学運営に努めます。」を掲げ、中期計画として「内部質保証システムの構築と実施」を策定している。

本学は、「学則」および「大学院学則」に定める目的を達成するため、2013 年 4 月 1 日より「学則」第 1 条の 2 に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」、また、「大学院学則」第 1 条の 2 には「本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めた（資料 10-9 第 1 条の 2、資料 10-10 第 1 条の 2）。

この「学則」および「大学院学則」並びに学校教育法の規定に基づき、2013 年 4 月 1 日

から「神戸学院大学自己点検評価規則」を施行し、「本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、適時、全組織において自己点検・評価を行うことにより、適切な水準の維持及びその充実を図り社会的使命を達成すること」を目的とし、本学が行う自己点検および評価に関する基本的な事項を定めた（資料10-12）。各組織にかかる事項の自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を作成するために「自己点検評価委員会」のもとに「自己点検評価小委員会」を置いている（資料10-12 第8条、資料10-27）。また、従来、自己点検・評価の内容について、客観性、妥当性を検証する組織がなかったため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を発足させ、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するなど、自己点検・評価体制を強化した（資料10-11）。

2013年度以降の自己点検・評価は、「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって自己点検・評価を行うこと、「年次達成度報告書」は学内ポータルサイト「学内情報サービス」に掲載し、学内で共有することを「自己点検評価委員会」において決定した（資料10-13、資料10-14、資料10-15）。「年次達成度報告書」は中間報告（8月～9月頃）と最終報告（3月頃）の年2回作成し、その進捗管理は、大学行政管理学会と日本能率協会が共同開発した「学内情報サービス」にリンクが貼られた「自己点検・評価マネジメントシステム」で行っている。学部・大学院研究科、部署など組織毎に設置された「自己点検評価小委員会」から提出された施策項目（第5層）毎の「年次達成度報告書」は、「自己点検評価委員会」を経て、「自己点検評価結果検証委員会」において客観性、適切性、妥当性等にかかる検証を行い、検証結果に基づき「自己点検評価小委員会」において加筆・修正のうえ、「中期行動計画」の実行計画（第4層）毎の達成度等を本学ホームページにて公表している（資料10-16、資料10-17）。

2015年度は、「中期行動計画」（2013年度～2017年度）の中間年にあたることから、「中期行動計画」の見直しを行った。「中期行動計画」は、Plan（計画）：総合企画会議、評議会 → Do（実行）：各学部・大学院研究科、各部署等 → Check（評価）：自己点検評価委員会、自己点検評価結果検証委員会、自己点検評価小委員会 → Act（改善）：各学部・大学院研究科、各部署等 のPDCAサイクルを回している（資料10-28）。

「中期行動計画」の中間年にあたる2015年度を終え、計画の進捗を明らかにするため、2016年4月に「中期行動計画進捗報告書」を作成し、教職員、法人役員・評議員をはじめ、学生の保護者、卒業生にも教育懇談会（保護者と大学教職員の懇談会）、同窓会支部総会を通して配布するとともに、学校法人神戸学院のホームページで公開している（資料10-29）。

本学は、中長期計画および予算等を審議するため、「総合企画会議」を置き、本学の運営に係わる中長期計画、財政計画、組織計画および人事政策に関する事項、予算編成等に関する事項について審議している（資料10-30 第2条）。「総合企画会議」は、学長を議長とし、副学長、各学部長・大学院研究科長、事務局長、各センター所長、学長補佐、各部長・事務部長で構成され、教職協同のもと中長期計画および予算等の審議がなされている。また、調査・計画立案を行うため、必要に応じて「総合企画会議」のもとにプロジェクトを設置している（資料10-30 第5条）。

本学における教育の内部質保証の取り組みは、「大学レベル」「プログラムレベル」「授業レベル」の3側面に分けると以下のとおりである。

大学レベルでは、教育実践の質的向上を全学的に推進すること並びに共通教育、教職教育およびキャリア教育の一層の充実を目的として「全学教育推進機構」を設置している（資料10-31 第1条）。その機構のもとに配置された4つの全学横断的な教育運営組織のうち「教育開発センター」が中心となり、全学に関わる教育システムの開発、支援や提案、全学的な教育の評価方法の開発、支援、実施、全学的なFD活動の企画、支援や実施などを行っている（資料10-32 第3条）。「教育開発センター」には、所長を務める副学長（教育担当）を委員長とする「教育開発センター委員会」を置き、組織的に全学レベルの教育カリキュラムの検証を行い、効果的な学習・教育活動の推進を図っている（資料10-32 第5条-第8条）。「教育開発センター委員会」のもとには、「学部FD部会」と「大学院FD部会」を置き、学士課程教育については「学部FD部会」、大学院教育については「大学院FD部会」において、FD活動を推進している（資料10-32 第9条-第14条）。学部FD部会では、教育内容・方法の改善を目的として、全学的なFDセミナーやFDワークショップを開催している（資料10-33、資料10-34）。FDワークショップでは、各学部のFD委員を中心に学部教務委員や学部長等テーマに沿って、各学部から数名ずつの参加者が集い、教育内容・方法についての新たな知識の習得や改善に努めている。「神戸学院100年宣言」に基づき「中期行動計画」が策定され、大学全体については「学士課程・大学院教育自己点検評価小委員会」において、学部・大学院研究科については、各学部、各大学院研究科の「自己点検評価小委員会」にて、半期ごとに自己点検評価が行われ、「自己点検評価結果検証委員会」の検証を経て、「年次達成度報告書」（自己点検・評価報告書）としてまとめている（資料10-16、資料10-17、資料10-25、資料10-26）。全学的には「自己点検評価結果検証委員会」が、「各自己点検評価小委員会」の自己点検・評価結果や活動状況を検証している（資料10-11）。

プログラムレベルでは、「教育プログラム」の有効性についての検証を行っている。「教育開発センター委員会」から各学部に、カリキュラムチェックリスト、履修系統図（カリキュラムマップ）の作成を要請し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性を検証することで教育課程の体系性の検証を行っている。学士課程の教育課程の適切性については、各学部において検討し、教授会を経て「評議会」に諮られ、「評議会」で承認後、適切に実施され、カリキュラムは原則4年ごとに定期的に見直しを行っている。大学院課程の適切性については、各研究科で検討し、「研究科委員会」を経て「大学院委員会」に諮られ、「大学院委員会」で承認後、適切に実施されている。学修成果の検証については、学生の学習状況や授業に対する評価、意見等を把握するために、「教育開発センター」による「授業改善アンケート」を年2回、在学生の学生生活・教育環境への満足度を把握するために、「学生アンケート」を年1回実施している（資料10-35、資料10-36）。また、卒業生を対象に本学在学時の正課および課外の教育について調査する「卒業生アンケート」を実施している（資料10-37）。これらのアンケートの集計・分析結果は、「総合企画会議」や「教育開発センター委員会」等の会議体で報告され、学部における教育課程検討の資料として活用している。集計・分析結果は、会議体での報告だけでなく、自己点検・評価マネジメントシステムによりWeb上で全教職員に公開されている。学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）については、教務委員会、学生委員会、就職委員会が連携しながら行い、その適切性は「中期行動計画」に基づき「教務関係自己点検評価小委員会」「学生支

援関係自己点検評価小委員会」「キャリア支援関係自己点検評価小委員会」が自己点検評価を行っている。教員組織の適切性については、本学が定める教員定員数に基づき、各学部教授会において教育の内容等に鑑みて、採用、昇任を検討し、大学院においては、「大学院委員会」にて審議されている。新学部設置や改組等の場合、「総合企画会議」にて教員定員数の見直し調整が行われる（資料10-30、資料10-38）。施設・設備等の適切性については、管財関係自己点検評価小委員会がPDCAサイクルを活用し点検・評価を実施し、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくシステムを構築している（資料10-12 第8条、資料10-27）。

授業レベルでは、毎年度前期・後期に授業改善アンケートを実施、授業履修学生にアンケート用紙に授業内容や進め方、理解度等を記入してもらい、外部業者により集計を行っている。集計結果は、科目担当教員に公開している。科目担当教員は、集計結果とともに、学生が記入したコメントがある場合はコメントも参照し、自らの担当授業科目実施の感想や次年度に向けた改善等を記入している。この授業改善アンケートの集計結果および教員コメントは、履修生全員にWebにて公開している（資料10-39）。

構成員のコンプライアンス意識の徹底について、個人情報保護への取り組みは、「神戸学院大学個人情報保護規程」において、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、大学の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護している（資料10-40）。

公正な研究および研究費の適正な取り扱いへの取り組みについては、「神戸学院大学研究倫理綱領」「外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範」などの規程等を定めるとともに、「公正な研究活動への取り組み」「競争的資金等の適正な取り扱いへの取り組み」として本学ホームページに公表している（資料10-41）。また、研究支援センターにて、教員の研究倫理教育として、「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」を全専任教員に配布し、通読を指導している（資料10-42）。

ハラスメント防止に関する取り組みは、「ハラスメント防止に関する神戸学院大学の基本的な姿勢」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」「ハラスメント防止のための行動指針」などを本学ホームページに公表するとともに、「ハラスメント防止と根絶に向けて」のリーフレットを教職員、新入生および在学生にも配付し、周知している（資料10-43～資料10-46）。

情報システムの運用についての取り組みは、「神戸学院大学情報システム運用規則」に基本的な考え方、情報資産の適切な取り扱いおよび情報セキュリティの確保を定めている（資料10-47）。また、「神戸学院大学情報システム利用規程」に、本学情報システム利用者は情報セキュリティ対策教育の受講義務を定め、「情報システムの利用規約」については、本学ホームページに公表するとともに利用者に周知している（資料10-48、資料10-49）。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表すると「学則」および「大学院学則」に定め、全組織において自己点検・評価を行うことにより、適切な水準の維持およびその充実を図り社会的使命を達成するべく取り組んでい

る。

客観的根拠に基づく自己点検・評価を実施するためには、データの収集・蓄積が重要であり、本学では、2009年4月から、大学行政管理学会と日本能率協会が共同開発した大学経営評価指標を活用した「自己点検・評価マネジメントシステム」を導入し、データの収集・蓄積を行っている（資料10-50）。また、在籍者数、入試状況、財務状況などのデータをまとめた「神戸学院大学データ集」を毎年作成し、本学ホームページで公表している（資料10-51）。

また、2014年3月13日の「評議会」において、本学における学修時間・教育の成果などに関するものをはじめとする様々な情報を収集し、かつ数値化・可視化し、その分析結果を教育、学生支援、研究、社会貢献、大学運営などの推進および改善に活用する「大学機関研究（Institutional Research）委員会」（以下、「IR委員会」という。）について必要な事項を定めるために「神戸学院大学大学機関研究（Institutional Research）委員会規程」が制定され、同年4月にIR委員会が設置された（資料10-52）。2014年6月26日の第1回「IR委員会」において、まずは教学IR（Institutional Research）（以下、「教学IR」という。）を中心として取り組むことが決定された（資料10-53）。その後、教学IR基本構想策定専門部会が設置され、学長からの諮問事項である「教学IRに関する基本構想について」審議し、2015年1月22日に学長へ答申を行った（資料10-54）。その答申は、「IR委員会」で審議され、「教学IR基本構想」が策定された（資料10-55）。2015年度の教学IRは、学長の力強い「教学IR実施宣言」のもと、学内に散在するデータ調査を行い、学生統合データを作成し、そのデータを基に「進路と成績に関する分析」を行った（資料10-56）。2016年度は「学生の教育効果の可視化」を教学IRの目標として、データ統合システムの内製化を進めているところである。

本学は、「新入生アンケート」「学生アンケート」「卒業生アンケート」を実施している。「新入生アンケート」では入学の動機や今後の学生生活への期待などを調査し、「学生アンケート」では学修行動調査の設問を含め、本学の課題を明確にし、改善や取組みに繋げることを目的としている（資料10-36 問5、問6、問7）。「卒業アンケート」（2016年1月実施）では、卒業生に対し大学時代の授業がどの程度役に立っているかという設問を設けており、「非常に役に立っている」あるいは「ある程度役に立っている」とする回答が66.8%であり、3分の2を超える卒業生が、本学の教育に対し、実社会で役立っていると評価していることは、在学学生や卒業生が本学の教育に対する高い満足度を示している（資料10-37 問8）。

自己点検・評価における学外者の意見の反映としては、従来、自己点検・評価の内容について、客観性、妥当性を検証する組織がなかったため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を発足させ、自己点検の客観性・妥当性、評価結果の適切性・妥当性、「自己点検・評価報告書」の整合性、文言の統一性等に関する検証を行い、学外者の意見も反映し第三者的な立場で検証を行っている（資料10-11）。

生命倫理・安全に関する取り組みのなかでは、「生命倫理・安全性委員会」には、学外の有識者を委員に加え審議を行い、「動物実験委員会」では、動物実験等に係る自己点検・評価および外部検証について審議又は調査を行っている。本学は、国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会動物実験に関する外部検証事業検証委員会に「動

物実験に関する自己点検・評価報告書」を提出し、その検証結果である「動物実験に関する検証結果報告書」を本学ホームページで公表している（資料 10-57、資料 10-58、資料 10-59）。

文部科学省からの指摘事項への対応については、2014年4月の現代社会学部開設にあたり、設置認可の際に留意事項が付され、毎年、設置計画履行状況報告書にてその履行状況を報告している。設置計画履行状況等調査の結果、特段の意見は付されていない。また、2014年度の大学設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査の結果において、「監事の出席していない評議員会があることから、私立学校法に定める監事の職務を認識し、今後は監事出席の上で開催するよう是正すること。」との是正意見が付された。従前から、毎年、翌年度の理事会および評議員会の年間スケジュールを事前に監事へ報告しているが、現在では臨時に開催する場合には、事前に監事に出席可能かを確認した後、開催するようは是正している。2015年4月には、グローバル・コミュニケーション学部の届出設置、総合リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科の届出設置を行っているが、届出および設置計画履行状況報告時に留意事項は付されていない。設置計画履行状況報告書は、設置認可申請書および設置届出書とともに本学ホームページで公表している（資料 10-60）。

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、2011年度に貴協会による機関別認証評価を受審し、「大学基準に適合している」と認定されたものの14点の「努力課題」が付され、2015年7月に「改善報告書」を提出した。2016年4月、「改善報告書」に対する大学評価委員会の検討結果として、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との通知を受けている（資料 10-3）。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学は、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを学則、大学院学則に定め、自己点検・評価体制のもと毎年、自己点検・評価を実施し、その結果を本学ホームページで社会に公表している。情報の公表は、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づく教育研究活動や財務関係書類、大学データ（大学データ集）などを本学ホームページで社会に公表している。内部質保証については、本学における教育研究活動等の状況について全組織において自己点検・評価を行うことにより、適切な水準の維持およびその充実を図り、社会的使命を達成すべく取り組んでいる。文部科学省や認証評価機関等からの指摘事項に対しては、適切に対応している。

以上の点から本学は、基準10を充足している。

①効果が上がっている事項

(1) 「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって毎年、自己点検・評価を実施し、「中期行動計画」を実行するためのPDCAサイクルを確立したこと

2013年度以降の自己点検・評価は、2012年の法人創立100周年を機に2013年度からの5年間に実施する具体的な施策をまとめた「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって行うことを「自己点検評価委員会」において決定し、毎年実行している（資料 10-13、

資料10-14、資料10-15)。「中期行動計画」の進捗状況を点検・評価した結果は、実行計画(第4層)毎の達成度等を本学ホームページにて公表している(資料10-16、資料10-17)。「中期行動計画」は、Plan(計画):総合企画会議、評議会 → Do(実行):各学部・大学院研究科、各部署等 → Check(評価):自己点検評価委員会、自己点検評価結果検証委員会、自己点検評価小委員会 → Act(改善):各学部・大学院研究科、各部署等のPDCAサイクルを回し、検証プロセスを適切に機能させている(資料10-28)。

②「自己点検評価結果検証委員会」を発足させるなど自己点検・評価体制を強化したこと

2013年度に、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを「学則」および「大学院学則」に規定するとともに、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を発足させるなど自己点検・評価体制を強化した(資料10-19)。

③ 学生統合データを作成し、本学学生の状況を客観的に把握して可視化したこと

本学の教学IRは、学長の力強い「教学IR実施宣言」のもと、学内に散在するデータ調査を行い、学生統合データを作成し「進路と成績に関する分析」を行った(資料10-56)。また、2009年4月から、「自己点検・評価マネジメントシステム」を導入し、データの収集・蓄積を行うとともに、「神戸学院大学データ集」を毎年作成し、データの収集・蓄積しており、客観的根拠に基づく自己点検・評価を行うことが可能となった(資料10-50、資料10-51)。

②改善すべき事項

記述事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

①「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって毎年、自己点検・評価を実施し、「中期行動計画」を実行するためのPDCAサイクルを確立したこと

本学は2016年に創立50周年を迎え、これからも本学が「受験生にとって魅力のある大学」であり続けるためには、「学校法人神戸学院中期行動計画」の基本方針の下、その実現に向け、PDCAサイクルを確立し、1年ごとの達成度の検証など、不断の改善向上を行いながら、全学をあげてさらなる教育研究の充実や学生のニーズに応じた環境の整備を図り、「学生の満足度の高い大学」である必要がある(資料10-26)。そのためには、予算執行状況やその効果について予算・決算検証会議の結果等を反映し、事業計画の厳選や既存事業の見直し等を継続して事業活動収支の改善を図り、基本方針に基づいた重点項目への予算配分を充実させるなど、これまで以上の経営努力を行う。

②「自己点検評価結果検証委員会」を発足させるなど自己点検・評価体制を強化したこと

「自己点検評価結果検証委員会」の学外の学識経験者委員は、現在2名である。「自己点検評価結果検証委員会規程」第3条では、学識経験者委員は若干名となっているが、自己点検評価結果の客観性・妥当性を確保するために、2018年度からの次期「中期行動計画」

にあわせ、学外者のみによる「自己点検評価結果検証委員会」とする（資料10-11）。

〈3〉学生統合データを作成し、本学学生の状況を客観的に把握して可視化したこと

教学IRの2016年度目標は「学生の教育効果の可視化」とし、データ統合システムの内製化を進めるとともに、学生アンケート、新入生アンケートを電子化し学生統合データと結合を行う。これにより「どのような成績の学生が大学をどのように思っているか」「離学した学生がアンケートにどのようなことを回答していたか」等を「可視化」することが可能となる。その傾向から、全学的問題を浮き彫りにし、優先順位を設けて施策立案を行う。

②改善すべき事項

記述事項なし。

4. 根拠資料

資料10-1 神戸学院大学自己点検評価制度委員会規程

資料10-2 本学ホームページ 大学評価（既出 資料7-6）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/>

資料10-3 <改善報告書に対する検討結果（神戸学院大学）>

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/pdf/kaizen-kento.pdf>

資料10-4 自己点検評価制度委員会議事録（2011年12月15日）

資料10-5 自己点検評価制度委員会議事録（2012年3月8日）

資料10-6 本学ホームページ 2012年度改革・改善報告書

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/improvement.html>

資料10-7 大学院委員会議事報告書（2012年3月8日）

資料10-8 大学院委員会議事報告書（2012年4月19日）

資料10-9 神戸学院大学学則（既出 資料1-2）

資料10-10 神戸学院大学大学院学則（既出 資料1-3）

資料10-11 神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会規程（既出 資料1-60）

資料10-12 神戸学院大学自己点検評価規則（既出 資料6-67）

資料10-13 自己点検評価委員会議事録（2013年10月31日）

資料10-14 自己点検評価委員会議事録（2014年5月15日）

資料10-15 自己点検評価委員会議事録（2015年3月11日）

資料10-16 本学ホームページ 2013年度自己点検・評価

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/improvement2013.html>

資料10-17 本学ホームページ 2014年度自己点検・評価

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/improvement2014.html>

資料10-18 2016年度自己点検評価スケジュール

資料10-19 神戸学院大学 自己点検・評価体制図（2016年度）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/pdf/jikohyouka2016>

- [.pdf](#)
- 資料10-20 本学ホームページ 情報の公表 (既出 資料1-20)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料10-21 本学ホームページ 財務状況 (既出 資料9(2)-2)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/>
- 資料10-22 CAMPUS Vol.182 (2016/7/1)
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/student_life/campuslife/pdf/campus_182.pdf
- 資料10-23 教育後援会会報 2016 NO.139
http://www.kobegakuin.ac.jp/support/education_support/img/kaihou_voll139.pdf
- 資料10-24 本学ホームページ 理念・概要
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/>
- 資料10-25 本学ホームページ 神戸学院 100年宣言 新たな100年の飛躍のために (既出 資料1-58)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/100th/declare/>
- 資料10-26 学校法人神戸学院 中期行動計画 2013-2017 (既出 資料1-59)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9503/#1>
- 資料10-27 神戸学院大学自己点検評価規則細則 (既出 資料4(1)-78)
- 資料10-28 神戸学院大学中期行動計画の見直しについて (既出 資料9(1)-5)
- 資料10-29 2013-2017 中期行動計画進捗報告書 学校法人神戸学院 2016年4月 (既出 資料7-7)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9378/#1>
- 資料10-30 神戸学院大学総合企画会議規程 (既出 資料2-14)
- 資料10-31 神戸学院大学全学教育推進機構規則 (既出 資料2-5)
- 資料10-32 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料10-33 2014年度FDワークショップ鑑・資料(2014年9月19日) (既出 資料4(3)-110)
- 資料10-34 2015年度FDワークショップ鑑・資料(2015年9月14日) (既出 資料4(3)-111)
- 資料10-35 本学ホームページ 授業改善アンケート (既出 資料3-159)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/enquete/>
- 資料10-36 2016年度学生アンケート集計結果報告書(非公開)
- 資料10-37 神戸学院大学 卒業生アンケート 集計結果報告書 2016年3月 (既出 資料1-73)
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/alumni_questionnaire/pdf/graduatequestion_2015.pdf
- 資料10-38 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)
- 資料10-39 授業改善アンケート集計結果・閲覧方法 (既出 資料4(3)-114)
- 資料10-40 神戸学院大学個人情報保護規程

- 資料10-41 本学ホームページ 公正な研究及び研究費の適正な取り扱いへの取り組み
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/rsc/efforts/>
- 資料10-42 科学の健全な発展のために ―誠実な科学者の心得― (既出 資料3-131)
- 資料10-43 本学ホームページ ハラスメント防止に関する取り組み (既出 資料6-44)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/>
- 資料10-44 本学ホームページ ハラスメント防止ガイドライン (既出 資料6-43)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guideline/>
- 資料10-45 神戸学院大学ハラスメント防止のための行動指針 (既出 資料6-49)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/conduct/pdf/kodosisin.pdf>
- 資料10-46 ハラスメント防止と根絶に向けて
http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/leaflett/pdf/harassment_leaflet.pdf
- 資料10-47 神戸学院大学情報システム運用規則
- 資料10-48 神戸学院大学情報システム利用規程
- 資料10-49 本学ホームページ 情報システムの利用規約
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/ipc/guideline.html>
- 資料10-50 自己点検・評価マネジメントシステム (非公開)
- 資料10-51 本学ホームページ 大学データ
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/data.html>
- 資料10-52 神戸学院大学大学機関研究(Institutional Research)委員会規程
- 資料10-53 大学機関研究 (Institutional Research) 委員会議事録 (2014年6月26日)
- 資料10-54 神戸学院大学 教学 I R 基本構想について (答申)
- 資料10-55 大学機関研究 (Institutional Research) 委員会議事録 (2015年1月22日)
- 資料10-56 教学 I R (Institutional Research) の実施について
- 資料10-57 神戸学院大学生命倫理・安全性委員会規則
- 資料10-58 神戸学院大学動物実験安全管理規程 (既出 資料7-63)
- 資料10-59 動物実験に関する検証結果報告書 (神戸学院大学)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/rsc/bioethics/pdf/41-kensho-hoku.pdf>
- 資料10-60 本学ホームページ 設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/>

第11章 グローバル化

1. 現状の説明

(1) グローバル化に関するビジョン・方針を明確に定め、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

本学は、2014年8月28日開催の総合企画会議において、神戸学院大学「国際化ビジョン」-神戸学院大学の国際化に向けて-（以下、「国際化ビジョン」という。）を機関決定した（資料11-1、資料11-2）。

国際化ビジョンは、次のとおりである。

「神戸学院大学「国際化ビジョン」-神戸学院大学の国際化に向けて-

1. 理念

国際都市「神戸」を舞台にした、「課題解決型グローバル人材」の育成

本学は、ポートアイランドキャンパスに、2014年には、アクティブラーニングを展開する現代社会学部を設置し、2015年には、グローバル・コミュニケーション学部を設置する予定であり、この結果、9学部・学生数10,000人を超える神戸で最大規模の私立大学となる。そこで、2つの新学部の設置を機に、本学が「学生の満足度の高い大学」であり続けるために、下記の＜神戸学院大学憲章（教育基本理念）＞＜全学のディプロマポリシー＞に基づき、新学部で展開されるアクティブラーニングおよびグローバル教育を全学レベルで展開し、学生の能力の向上と教員の教育力・研究力の向上を図るとともに、地域社会への還元を実現するべく、この度、上記理念の下、国際都市「神戸」に所在する大学としての強みを生かし、すべての学生・教職員を対象として、全学的に国際化を促進することを目的とした「国際化ビジョン」を策定し、グローバル社会における本学の発展を期することとした。

＜神戸学院大学憲章＞

教育基本理念

- ・生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育
- ・生涯にわたり高い専門性を修得できる教育
- ・グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育

＜全学のディプロマポリシー＞

- ・幅広い知識に基づいて、他者および異文化を理解することができる。
- ・さまざまな問題を発見し、それを解決する方策を導くことができる。
- ・生涯にわたって学び続けることができる。
- ・獲得した知識や技能を社会に役立てることができる。

2. 目標

- ・学内の国際化
- ・日本人学生の海外留学の促進
- ・外国語教育の充実
- ・外国における日本人学生の就業力の育成、日本における外国人留学生の就職支援
- ・海外の大学等との連携
- ・大学所在地域の自治体・企業・高校・住民等のグローバル化への貢献

3. 達成目標値

- ・学生の海外経験の拡大（日本人学生の海外経験率を5年後、現状の5倍に）
- ・外国人留学生の受入拡大（外国人留学生数を5年後、現状の4倍に）
- ・教育・研究環境の整備（海外協定大学等の数を5年後、現状の2倍に）
- ・国際化推進ガバナンスの強化（外国人教員比率を10年後、現状の2倍に）

4. 国際化の推進のための全学的な体制の整備

「国際化推進機構」（仮称）（学長・副学長・学部長・事務局長・部長・センター所長・事務部長等）を設置し、全学的な国際化推進に関する方針の企画立案・実施を行う。国際交流センターと各学部・他部署は協働して「国際化ビジョン」を実行し、「国際化推進機構」（仮称）で検証するというPDCAサイクルを展開する。」

「国際化ビジョン」には、6項目の目標を掲げ、4項目の達成目標値を定めており、「国際化ビジョン」策定時（2014年5月1日現在）と2016年5月1日現在の達成状況は、以下のとおりである（資料11-3）。

- ・日本人学生の海外経験率： 2014年度 0.639%
2015年度 0.561%
- ・外国人留学生数： 2014年5月1日現在 66人、
2016年5月1日現在 61人
- ・海外協定大学等の数： 2014年8月28日以前 25校
2016年10月1日現在 33校
- ・外国人教員比率： 2014年5月1日現在 1.863%
2016年5月1日現在 1.881%

また、グローバル・コミュニケーション学部は、予定どおり2015年4月にKPCに設置した。

大学ホームページ「大学紹介 理念・概要」欄に「国際化ビジョン」を掲載して、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、本学のグローバル化に関するビジョン・方針を周知・公表している（資料11-1）。

（2）学内の国際化（環境整備を含む）をはかっているか。

a. グローバル化推進のための全学的な体制の整備について

本学は、2015年4月1日「国際化推進委員会」を設置し、グローバル化推進に関する方針の企画立案・実施を担う全学的な体制を整備した（資料11-4）。

また、グローバル化の企画・実施を担う担当部署として、国際交流センターを整備している。国際交流センターには、英語、中国語、フランス語に対応できるスタッフを7名配置している。

学部によっては、薬学部のように海外交流委員会を設置し、薬学研究科とも連携して活動しているケースがある（資料11-5）。海外交流委員のメンバーが中心となり、主にアメリカの薬科大学と連携を深めており、アメリカ薬学研修旅行の企画やアメリカの薬科大学からの研修生の受け入れを円滑に実施するための活動を行っている（資料11-6）。

b. グローバル化に関する学内の環境整備について

1. ICT環境を活用した語学教育システム（CALLシステム）について

本学では、2009年度よりパソコンによるICT環境を活用した語学教育システム（CALLシステム）を導入し、このシステムの機能を利用して、KPC6室、KAC3室の計9室で臨場感あふれる動画、音声等のマルチメディア教材を幅広く利用する効果的な語学教育が推進されている。教員のスキルに拘わらずCALLシステムの機能を活用してもらえよう、授業中に教員や学生からの質問に対応できる授業支援スタッフを配置している。e-learningシステムも日本語以外の言語に対応しており、外国人教員や留学生でも操作が可能となっている。

2. “English Plaza” 「い〜ぷら」について

国際化ビジョンに目標として掲げた「日本人学生の海外留学の促進」に基づき、2016年4月に本学のKPCとKACに「い〜ぷら」を開設した。「い〜ぷら」は学内で外国人と楽しく英語で話せるスペースで、ネイティブのスタッフとゲームやチャット、様々なイベントを通して楽しく英語を身につけることができる（資料11-7）。

3. 「図書館留学」について

教職協働の学習支援（語学力向上に向けて）の展開として、2011年度より、教員との連携のもと、学生の語学力向上を図った「図書館留学」を実施している。10種類のメニューからインプットとアウトプットを有機的につなげ、実践的な語学力が身に付くよう実施している。

2015年度の参加実績は、以下のとおりである（資料11-8）。①多読ラリー「てくてくEnglish」1,595人、②多聴ラリー「English シャワー」398人、③リーズ大学交換留学生と会話する企画「英語でTALK」65人、④中国籍の留学生と会話する企画「ニイハオ中国語」17人、⑤本学教員と英語で読書会を行う企画「Reading square」34人

4. 多言語による大学情報発信について

大学ホームページに英語版と中国語版を開設。Admission Information ページからは、Japan Study Support へリンクし、8か国語（日本語含む）で外国人留学生向けに入試情報を発信している（資料11-9、資料11-10）。また、大学ホームページに“国際交流”のグローバルバナーを配置し、関連ページへアクセスしやすくしている。

5. 教育の国際化、国際教育について

グローバル・コミュニケーション学部は当然のこととして、他の学部、研究科において、教育の国際化を目指した各種取り組みを行っている。

経営学部では、経営・商学コースにおいて、インターナショナル・モデルプランと名づけた履修モデルを学生に提供し、関連科目の履修を推奨している。また、このモデルと学部専門語学科目の内容を関連づけたカリキュラムが2015年度生より始動しており、英語教育・国際ビジネスに関わる教員を、他の文系学部と比較して、多数配置している（資料11-11）。

現代社会学部社会防災学科のカリキュラムに「海外実習Ⅰ」「海外実習Ⅱ」の授業科目があり、また、共通実習科目として「ボランティア・インターンシップⅠ」がある。この実習先としてフィリピンで活動した学生（2名）がいる。海外での実習に際し、学生の負担を軽減するため、独立行政法人日本学生支援機構の募集する「平成29年度海外留学生支援制度（協定派遣）」に2プログラム（カンボジア・フィリピン）を申請中である（資料11-12、

資料 11-13)。

薬学部では、薬物治療が正しく行われるために、外国人患者からの基本的な情報収集ならびに服薬指導を英語で行うことを目標としている(資料 11-14 医療英語コミュニケーション)。

学際教育機構スポーツマネジメントユニットのカリキュラムは、米国NSCA(National Strength and Conditioning Association)のEducation Recognition Program(ERP)プログラムで認定され、CSCS、NSCA-CPT資格取得の認定校として国際的に認知されている(資料 11-15)。また、このユニットのカリキュラム自体がトレーニング関連の実習科目が多く、少人数制が基本となっている中で、資格取得を目指し国際的に活躍するチャンスが増えている(資料 11-16)。

人間文化学研究科では、英語論文作成を目的とした「英語論文作成ワークショップⅠ」「英語論文作成ワークショップⅡ」を研究科の共通の科目として開設している(資料 11-14 英語論文作成ワークショップⅠ、英語論文作成ワークショップⅡ)。

また、法学部では、「世界一大きな授業」や「国際関係講座」(外務省職員による出張講義)などを実施し、グローバルな視点や国際感覚の醸成を行っている(資料 11-17、資料 11-18)。前者は、国際教育であり、世界の教育の現状を世界中のNGOや教職員たちのネットワークを通じて学ぶことで教育の大切さについて考えるイベントであり、世界100カ国の小・中・高等学校、大学、専門学校などで一斉に開催することで、国際的な連帯感を高めると同時に、参加者の声を各国政府に届け、教育政策に反映するように働きかけることを目的としている。また、後者は、毎年外務省の職員を招いて国際的なトピックについて講演会を開催している。学外から一般市民も参加しているが、最新情報やその裏側にある現地情報・背景まで詳しく知ることができるとともに、外務省の仕事についても知る機会となっている。

c. その他、学内の国際化に関して特色ある方策について

1. FD講演会・ワークショップについて

人文学部、グローバル・コミュニケーション学部、共通教育センターを中心とし、FD講演会・ワークショップ「現代漢語散文朗読会」を実施した。講演会では中華人民共和国浙江大学桂迎教授による朗読の技巧・目的などを聞き、またワークショップでは各参加者の朗読に対し、講演者による批評、問題点の指摘など文法の正誤にとどまらない実践的かつユニーク活動を行っている(資料 11-19)。

2. 海外研究員制度について

本学の海外研究員制度については、近年では特に「特別海外研究員」制度(滞在期間2か月以内)を利用して海外での学会発表や研究資料収集活動を行う教員が増えている。2006年度の特別海外研究員制度の利用件数は11件、2010年度は19件であったが、2015年度には37件に上った(資料 11-20)。

3. 「健康科学に関する研究助成金」制度について

本学独自の競争的学内研究費制度として「健康科学に関する研究助成金」制度がある。同助成金制度は、1980年に薬学部創設10周年を記念して健康科学に関する教育研究への助成を行う目的で設置されたもので、自然科学分野であれ人文・社会科学分野であれ、健

健康科学に関する教育研究への助成を行うほか、健康科学に関する海外研究者との国際交流に対する援助も行う制度である。本制度を利用して本学教員が外国から研究者を招へいする場合には50万円を上限として必要経費が支給される。研究テーマが健康科学に限定されるという条件が付帯されているものの、利用しやすい制度となっている(資料11-21、資料11-22)。2012～2015年度の4年間に4名の外国人研究者の招へいが行われた。

(3) 外国人教員及び国内外留学生の支援は適切に行われているか。

a. 外国人教員および外国人留学生の受入について

1. 外国人教員の受入れについて

本学では、非常勤講師に留まらず、学部の専門教育を担当する外国人(外国籍)の専任教員を配置している。そのほか、外国大学において修士あるいは博士号を取得した教員がいる(資料11-3)。

また、「神戸学院大学特別客員教授規則」「神戸学院大学客員教授(国外)規則」「神戸学院大学外国人訪問教授(Visiting Research Professor)規程」「神戸学院大学外国人特別契約制教育職員規程」等を整備し、学部・研究科のニーズに応じた教員を招へいしている(資料11-23、資料11-24、資料11-25、資料11-26)。さらに、「神戸学院大学外国人研究員(Visiting Scholar)規則」「神戸学院大学外国人奨励研究員規程」を設け、外国人研究員の受入れや、招へいを行っている(資料11-27、資料11-28)。

2. 外国人留学生入学試験について

外国人留学生入学試験を、グローバル・コミュニケーション学部(日本語コース)では年4回、法・経済・経営・人文・現代社会・総合リハビリテーション(社会リハビリテーション学科)・栄養学部は年2回、薬学部は年1回実施している。選考方法は書類(日本留学試験成績・履歴書・志望理由書・各種証明書)審査、小論文(日本語で記述)、筆記試験(4学部のみ実施で、3学部が英語、1学部が英語・化学)および面接で、各学部のアドミッション・ポリシーに則った内容となっている(資料11-29)。また、研究科においても、総合リハビリテーション学研究科を除き、外国人留学生入学試験を実施している(資料11-30)。

2015年度より、外国人留学生を対象としたグローバル・コミュニケーション学部(日本語コース)を設置し、日本語学校訪問や外国人を対象とした入試説明会に出席するなど積極的に受け入れを行っている。また、日本への留学希望者に対して外国人向けの情報サイト「JAPAN STUDY SUPPORT」((公財)アジア学生文化協会と(株)ベネッセコーポレーションが共同運営)に参画し、出願促進を行っている。2016年度外国人留学生入試(全学部)の志願者は33名、合格者30名、入学者22名であった。2014年度と比べると志願者数で3倍、入学者数で11倍となっている(資料11-31、資料11-32)。

3. 外国人留学生在籍状況について

2016年5月1日現在の本学に在籍している留学生は、学部生42名、大学院生10名、交換留学生9名計61名である。国籍別では、中国が50名、韓国4名、イギリス3名、ベトナム2名、カンボジアとインドネシアが各1名である(資料11-33 18-1.留学生(学部)、18-2.留学生(大学院))。

4. 外国人留学生に対する生活支援について

新入外国人留学生オリエンテーションを実施し、その資料を日本語、英語、中国語の3カ国語で作成して、日本の生活習慣に不慣れな新入留学生の理解が深まるよう配慮している（資料 11-34、資料 11-35、資料 11-36）。

5. 留学生指導員について

外国人留学生に充実した教育環境を提供するため、国際交流センターに留学生指導員を配置している。留学生指導員は、国際交流ラウンジで、留学生から寄せられる様々な相談（勉学、生活、就職活動等）に応じている。学習面では、履修科目の単位取得に向けての支援を、生活面では、住居環境等でのトラブル回避対策、基本的な行政手続きやその情報提供等の支援を行っている。さらに、留学生指導員は日本語教師の経歴を有していることから、日本語能力試験を受験する留学生に対して、模擬試験などの試験対策を行っている（資料 11-37）。

6. スチューデントアシスタントについて

留学生の大学生生活をサポートする役割として、日本人学生によるスチューデントアシスタント制度を設けている。また、留学生との交流を通じて、国際的な視野を広げ異文化理解を深めることもその目的としている。また、本年度より、1人の交換留学生に対して、最大で2名の日本人学生がパートナーとして、日本での生活のサポートをする「学生ボランティア」としてバディ制度を導入した（資料 11-38）。

b. 日本人学生の海外留学等（海外研修を含む）について

1. 学生の語学力向上の取り組みについて

英語圏への留学を志望する学生を対象として、語学力向上のための英語講習を実施している。2015年度後期より、従来の TOEFL iBT テスト対策講座に加えて、IELTS テスト対策講座を開講している。さらに、2016年度は、両対策講座の初級編をKACで、中級編をKPCで開講することになり、学生の更なる語学力向上を図ることになっている（資料 11-39）。

また、グローバル・コミュニケーション学部では、学部ディプロマ・ポリシーに「実践的で高度な外国語の運用ができる」こととなっているため、英語コース、中国語コースにおいては第5 Semesterに海外語学研修を実施することがカリキュラムにおいて規定されている（資料 11-40、資料 11-41）。

2. 交換・派遣留学を促進する制度について

本学では、交換・派遣留学を促進するために、「神戸学院大学交換・派遣留学奨学金支給規程」を設け、奨学金を支給している。この奨学金は、交換・派遣留学生に採用された学生の中から、語学検定成績、学業成績及び面接によって選考される。語学検定試験の成績によって、交換留学生には、第1種交換留学奨学金（年額 60 万円）または、第2種交換留学奨学金（年額 30 万円）が、派遣留学生には、第1種派遣留学奨学金（派遣先大学における授業料相当額及び 60 万円）または、第2種派遣留学奨学金（派遣先大学における授業料相当額の2分の1及び 30 万円）が、支給される（資料 11-42、資料 11-43）。

グローバル・コミュニケーション学部では、以上の他に学部独自の奨学金も用意している。また、危機管理については危機管理セミナーの実施、危機管理支援企業の紹介等により十分なサポートを行っている（資料 11-44）。

c. 外国語教育の充実について

1. 神戸学院カレッジについて

2014年度に策定された神戸学院大学国際化ビジョンに沿って、2016年度より語学力向上プログラムとして、神戸学院カレッジを実施している。神戸学院カレッジは、英語学習に特化したプログラムを開設し、英語力を伸ばしたいと希望する学生に対応した言語プログラムを提供するとともに、全学を挙げてグローバル人材の育成に取り組むものである（資料11-45、資料11-46、資料11-47）。また、上級者に特化した英語教育を充実させ、神戸学院カレッジ生の学習意欲の向上を図っている。さらに、夏期集中講義として「チャレンジャー英会話」を開講し、きわめて実践的な英語運用能力の養成を行っている（資料11-14チャレンジャー英会話）。

2. 専門教育科目としての語学科目

グローバル・コミュニケーション学部では、3年次以降も実践英語を開講することは当然のこととして、人文学部においても、人文学科の専門教育科目として、「基礎英語学」や「日英対照表現法」といった授業を開講し、共通教育科目に留まらない語学教育を展開している（資料11-48 p.48-83）。

3. 英語以外の外国語について

2015年11月にKPCとKACで、ドイツ政府が設立した公的な国際文化交流機関Goethe-Institut（ドイツ文化センター）の研修生を「中級ドイツ語」授業に招き、言語学習ならびに文化的交流を実施した。2016年度も実施する予定である（資料11-49）。

中国語科目では、原則として、文法・読解系は日本語を母語とする教員、会話・コミュニケーション系は中国語を母語とする教員が授業を担当している（資料11-50）。

朝鮮（韓国）語科目では、2人1組で授業を行う場合、日本語を母語とする2人の教員が1つの組にならない教員配置に努めている（資料11-51）。

なお、人文学部では、人文学部賞を設け、TOEICやTOFELといった英語の語学試験だけでなく、中国語検定、フランス語検定、ドイツ語検定、ハンガリー語検定といった複数の言語に関する検定試験において一定水準以上の成績を収めた学生を顕彰し、語学検定への受験を推奨している（資料11-52）。

d. 外国における就業力の育成、日本における外国人留学生の就職支援について

1. 外国人留学生に対するキャリア支援について

本学のグローバル化に関するビジョン・方針に沿って、キャリアセンターは、「国際化ビジョン」の6項目の目標のうち「外国における日本人学生の就業力の育成、日本における外国人留学生の就職支援」に対応した就職支援を国際交流センターと協働して実施している。

国際交流センターは、外国における就業力の育成を目的とする「海外インターンシップ」を実施するための情報収集と調査を行い、実施に向けての検討の結果、2017年3月20日から1週間本学の学生1名がクイーンズランド大学附属英語学校奨学生としてオーストラリアのブリスベン市役所でインターンシップに参加することを決定している（資料11-53）。

キャリアセンターは、外国人留学生担当のスタッフを配置し、適切に相談対応が行える体制を整えている他、日本人学生と同様に参加できる各種キャリア支援行事以外にも、日本での就職活動に係る情報提供や外国人留学生に特化した就職ガイダンスを実施している（資料11-54）。

本学が加盟している大学コンソーシアムひょうご神戸が主催する「ひょうご留学生イン

ターンシップ」に、毎年本学の外国人留学生が参加している。国際交流センターでは、学校推薦者の外国人留学生に対して、出願表の書き方や模擬面接指導など、力強くサポートしている（資料 11-55）。

e. その他、外国人教員及び国内外留学生の支援に関して特色ある方策について

大学として、私費外国人留学生で、本学の学生としてふさわしく、勉学の意欲があり、経済的理由により修学が困難な者に、「神戸学院大学私費外国人留学生学費一部免除規程」に基づき、選考の上、年間1人につき学費の30%を免除している。また、私費外国人留学生で、修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に、「神戸学院大学私費外国人留学生奨学金規程」に基づき、選考の上、年間1人につき36万円を支給している。なお、2015年度に開設したグローバル・コミュニケーション学部（日本語コース）の年次進行に対応して、2014年度20人であった私費外国人留学生奨学金採用枠を、2015年度に31人、2016年度に36人とした。また、私費外国人留学生学費一部免除のための予算を、2015年度に前年度比1.5倍とし、2016年度も継続している（資料 11-56、資料 11-57、資料 11-58）。

法学部では、年1度、学生（学部より3名程度参加）による英語スピーチ大会を実施している。参加大学は、本学のほか、韓国から、朝鮮大学、中国からは、浙江工業大学、浙江工商大学の4大学である。英語スピーチ大会に関しては、複数の引率担当教員がチームとなり、スピーチを行う学生に対して内容やプレゼンテーションの指導を積極的に行っている。その際、とりわけ注意を払っているのは、学生が関心を寄せるグローバルなイシューに対して、いかに幅広くより根源的な、すなわち世界に通じるような問題意識を持てるようにするかである。日本人的な発想に囚われないグローバル人材を育成することがそこでは目指されている。また、英語スピーチ大会が開催される会場は、参加大学の輪番制となっており、学生にとっては、参加大学の学生ならびに現地大学の学生との異文化交流の場として機能している。英語スピーチ大会における学生の発表内容は、毎回、冊子にまとめられ、その成果が発表・保存される。その様子は、教授会において報告されるとともに、同冊子も回覧される（資料 11-59）。

（4）海外の大学等との連携や地域のグローバル化への貢献をはかっているか。

a. 海外の大学等との連携について

「国際化ビジョン」に、「海外協定大学等の数を5年後、現状の2倍に」という達成目標値掲げ、国際交流センターでは、グローバル・コミュニケーション学部をはじめ各学部と連携を強化して、海外協定大学等の増加を図っている。

なお、「国際化ビジョン」策定以前の協定校は9カ国25校で、2014年8月28日以降9校の大学等と協定を締結している。9校の大学には、グローバル・コミュニケーション学部の Semester 留学先であるケンブリッジ大学ヒューズホール、北京語言学院、ワイカト大学が含まれている。さらに、同学部の Semester 留学先として、暨南大学と今後協定を締結する予定である（資料 11-60、資料 11-61）。

2017年度は、「国際化ビジョン」の策定から3年目の中間年を迎えることから、今後、2017年度末までに15校の増加を図ることを目標とする。

また、薬学部、薬学研究科においては、デューク大学（ペンシルベニア州）、アリゾナ

大学、カリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）と交流協定を締結している。この交流協定締結校を中心として、毎年春と秋の年2回、米国の薬科大学から客員教授を招聘している。滞在期間は約1カ月で、学部学生に対しての臨床講義を行っている。春の客員教授の講義は「海外の薬剤師に学ぶⅠ」で秋の客員教授の講義は「海外の薬剤師に学ぶⅡ」として、アドバンス科目にも指定されている。また、協定校を訪問するアメリカ薬学研修旅行も2年に1度実施している（資料 11-62）。この研修旅行は協定校だけでなく、同時に他大学へも訪問し、キャンパスツアー、講義への参加、学生間交流を通じて、米国の薬学教育プログラムを学ぶものである。さらに現地の医療機関（病院、薬局、製薬企業等）を訪問し、薬剤師の役割を学ぶ。この薬学研修プログラムは、「海外の薬剤師に学ぶⅠ」として、単位認定を受けられるアドバンス科目でもある（資料 11-14 海外の薬剤師に学ぶⅠ）。研修においては、学生は各自の研修テーマを持ち、それについて日米比較の調査研究を行い、薬学研究科とも連携して、その成果を学会や論文にて発表している（資料 11-63、資料 11-64）。この研修会は1977年に開始され、ほぼ40年の歴史を誇っている。さらにこれまでに上海交通大学や南方医科大学との研究交流セミナーやジョイントシンポジウムなどが行われ、双方の教員の交流が行われている（資料 11-65）。また、本学の教員がアメリカの提携姉妹校から客員教授として招へいされている。現地では、薬学生の臨床実習指導に加わったり、日米相互の医療制度の違いをプレゼンテーションすることで、お互いの交流を図っている（資料 11-66）。

b. 大学所在地域の自治体、企業、高校、住民等との連携・貢献について

国際化ビジョンに沿って、社会のグローバル化への連携・貢献活動を種々行っている。

高等学校に対しては、兵庫県立伊川谷高等学校の学校設定科目「異文化交流」の講師を全学部の教員が務め、高校生の国際理解教育の推進を目的に、教員の専門に関連した多様なテーマの講義を行っている。また、兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校の「総合的な学習」で法学部の教員が国際関係法や国際連合、グローバル化をテーマにした講義を行うとともに、模擬国連の見学や、大学図書館で資料収集の指導も行っている（資料 11-67 p. 56、資料 11-68、資料 11-69）

住民等に対しては、小学生とその保護者を対象とした「作って遊んで楽しく英語を学ぼう」を企画し、日本と海外のクリスマス文化の違いを、工作などを通じて英語で学ぶワークショップを経営学部教員が実施したほか、神戸市連携事業「大学都市 KOBE 発信プロジェクト」の一環で、法学部教員が貿易ゲームで世界経済の仕組み、貧困問題、国際協力を考える小学生とその保護者対象のワークショップ「KOBE こども大学」をグランフロント大阪「ナレッジキャピタル」（知的創造拠点）で実施した（資料 11-70、資料 11-71）。また、本学地域研究センターでは人文学部教員が明石市の古民家を活用して、諸外国の文化や風習を地域住民と考える「大蔵谷ヒューマンサイエンスカフェ」を2015年度より開催したほか、本学は明石市国際交流協会の賛助会員として、経済学部教員が「ロシア語・ロシア文化講座」を実施するなど、地域の国際理解にも寄与している（資料 11-72、資料 11-73 p. 14）。

自治体に対しては、外国人が多い神戸市中央区の外国人コミュニティと行政の協働事業「多文化交流フェスティバル」にグローバル・コミュニケーション学部の教員と学生が実行委員として企画から携わり、多文化共生のまちづくりに貢献したほか、神戸市主催の「英語による神戸観光の討論会」に法学部・経営学部・人文学部の学生が参加し、神戸のイン

バウンド戦略について神戸市長を交えて英語による討論を行い、英語によるコミュニケーションやホスピタリティについて考えるなど、地域のグローバル化への取り組みに参加している。また同市が、外国公館や外資系企業、外国人市民の意見交換の場として開催している新春国際親善パーティに経営学部の外国人教員も出席するなど、同市の国際交流事業にも積極的に参加している（資料 11-74、資料 11-75、資料 11-76、資料 11-77）。

その他、経営学部・法学部教員主催のサステナビリティ研究会にオランダ王国前首相を招き、学生も交えて持続可能性に関連した災害リスクマネジメントなどについて研究報告と討論を行った（資料 11-78）。

c. その他、海外や地域との連携・貢献に関して特色ある方策について

経済学部では、2015年度に、経済学部生の企画提案が外務省所管の日露青年交流事業に採択され、同年9月にモスクワ大学において「日露アニメ・オタク文化学生サミット」が開催された（資料 11-79、資料 11-80）。2016年度に、日本政府が推進する対日理解交流促進プログラム「日露青年交流事業」として同年11月に2日間に渡りロシア全土から40名のロシア人大学生を受け入れた。学部の受け入れゼミを中心に60名の学生とともに「第2回日露アニメ・オタク文化学生サミット」を開催した。その際に、神戸市企画調整局創造都市推進部デザイン都市推進担当課長の協力のもと、神戸電子専門学校と連携して、同校デジタルアニメ学科で、ロシア人大学生8名を対象にアニメーションの作画体験を行った。2016年6月、学部学生が、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施した北方4島交流事業に参加し、択捉島を訪問し、ロシア人島民と交流した（資料 11-81）。

薬学部、薬学研究科は、アジア地域における薬科大学が薬学教育の取り組みを発表するアジア薬学協議会において、第5回大会より毎回薬学教育の取り組みをポスター発表し、他大学の薬学教育に携わる教員と学生教育について議論している（資料 11-82）。さらにアジア薬学協議会の主催するDean Forum（ディーンフォーラム）においても、第3回の大会（東京で開催）から毎回 school poster を発表している（資料 11-83）。

（5）グローバル化の適切性について定期的に検証を行っているか、また、検証結果をもとに改善に向けた取り組みを行っているか。

グローバル化推進に関する全学的な方針の企画立案・実施、グローバル化の適切性を検証する責任主体・組織として、国際化推進委員会を設置した（資料 11-4）。

国際化推進委員会は、学長、副学長、各学部長及び各研究科長、事務局長、共通教育センター所長、教務センター所長、教務センター事務部長、国際交流センター所長、国際交流センター事務部長、国際交流支援グループ長をもって構成している。

本学の国際化を推進するため、国際交流センターは、各学部・他部署と連携して「国際化ビジョン」を実行し、「国際化推進委員会」で検証するというPDCAサイクルを展開している。

2. 点検・評価

●基準 11 の充足状況

本学は、全学的な国際化推進に関する方針「国際化ビジョン」を策定し、学内に周知するとともに本学ホームページで社会に公表している。国際化ビジョンに沿って、い～ぷら、

図書館留学などを実施し学内の国際化をはかるとともに、外国語教育を充実させるため、神戸学院カレッジなどを実施している。また、海外の大学等との連携や地域のグローバル化に寄与している。このようなグローバル化推進のため、国際化推進委員会並びに国際センターを設置し、国際化ビジョンの企画立案および実施を担う体制を整えている。

以上の点から本学は、国際化ビジョンの目標・達成目標値の達成に向けた取り組みを推進している。

①効果が上がっている事項

長期留学（交換・派遣留学）を希望する学生に対して、TOEFL iBT テスト対策と IELTS テスト対策講座を大学の補助による格安な料金で開講し、2つのキャンパスの受講生が受講しやすい体制を構築することができた。2015年度の受講者数は TOEFL iBT テストコース（19名）、IELTS コース（9名）であった（資料 11-84）。2016年度から神戸学院大学同窓会寄贈事業・留学経費補助金により、これらテストの受験費用の補助を実現することができた（資料 11-85）。

「国際化ビジョン」策定後、本学の海外協定大学は、2年足らずで9校の増加と達成目標値（5年後現状の2倍に）のクリアに向けて、着実に成果を上げている（資料 11-60、資料 11-61）。

2015年のグローバル・コミュニケーション学部開設を機に、学内のグローバル化に対する意識が一層高まっており、多文化交流フェスティバルや英語による神戸観光の討論会、新春国際親善パーティへの参加など外部から国際交流に関する協力依頼が増えている（資料 11-74～資料 11-77）。

②改善すべき事項

現状では、ICT環境を活用した語学教育システム（CALLシステム）を利用している教員の数は少なく、熱心に活用している教員とそうでない教員の温度差が大きい。CALLシステムやe-learningシステムの画面は多言語に対応しているものの、外国人教員の利用が今のところほとんどない。

英語圏からの留学生が少数である（資料 11-33 18-1. 留学生（学部）、18-2. 留学生（大学院））。

外国における就業力の育成を目的とする「海外インターンシップ」を実施していないため、各学部、キャリア教育センター、国際交流センターの協働が喫緊の課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

TOEFL iBT テスト対策と IELTS テスト対策講座の効果をより高めるために、リスニングとスピーキングのパートをネイティブの講師が担当する講座を開講する。

英語力の向上が、長期留学、就職、あるいは夢の実現に結びつくことを示すガイドラインを作成し、学生に広く提示する。ガイドラインの作成は、2017年4月1日に学生に配布できるように準備を進める。

グローバル・コミュニケーション学部をはじめ各学部との連携を一層強化して、海外協

定大学等の更なる増加を図る。

今後、地域社会のグローバル化への連携・貢献活動における取り組み成果を生かし、事業に繋がるようグローバル化への取り組みを本学のホームページや Facebook で学内外に発信する。

②改善すべき事項

より多くの語学授業へCALL教室を割り当てられるように時間割を調整し、教員へCALLシステムの周知（学内情報サービスのお知らせ機能や、レターボックスへの文書配付）を行う。日本語の資料では内容が理解しづらい外国人非常勤教員向けに、外国語での周知活動を行う。

英語圏の協定校を増やす。また、既存の協定校で現在交換留学を実施していない協定校と交換留学を実施し、国際化ビジョンの数値目標を達成する。

外国における就業力の育成を目的とする「海外インターンシップ」を実施するための情報収集と調査の一環として、京都産業大学、桃山学院大学、追手門学院大学に赴き、実施に向けて検討を開始した。

2017年3月20日から1週間本学の学生1名がクイーンズランド大学附属英語学校奨学生としてオーストラリアのブリスベン市役所でインターンシップに参加することが決定した（資料11-53）。

4. 根拠資料

資料11-1 本学ホームページ 国際化ビジョン

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/international.html>

資料11-2 総合企画会議議事録（抜粋）（2014年8月28日）

資料11-3 国際化推進委員会資料（2016年7月28日）

資料11-4 神戸学院大学国際化推進委員会規則

資料11-5 薬学部教授会資料（2016年3月10日）

資料11-6 薬学部海外交流委員会議事録（2015年度）

資料11-7 English Plaza

資料11-8 2015年度までの図書館留学実績（既出 資料7-38）

資料11-9 本学ホームページ（英語版）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/english/>

資料11-10 本学ホームページ（中国語版）

<http://www.kobegakuin.ac.jp/chinese/>

資料11-11 経営学部オリジナルホームページ 経営・商学コース

<http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/course/business.html>

資料11-12 授業別受講者人数表

資料11-13 海外留学生支援制度申請

資料11-14 本学ホームページ シラバス検索システム(学部・大学院)（既出 資料3-113）

<https://infp.j.kobegakuin.ac.jp/portal/faces/login/Com00501B.jsp>

- 資料11-15 NSCAジャパン認定校
- 資料11-16 本学ホームページ スポーツマネジメントユニット
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/education_mechanism/sports_management/
- 資料11-17 5/13 「世界一大きな授業2016」を開催します
- 資料11-18 法学部オリジナルホームページ 国際関係講座「創る平和-日本としての国際平和協力-」を開講します
<http://www.law-kobegakuin.jp/wp/?p=76>
- 資料11-19 FD活動（出張）報告書（2016年6月18日）
- 資料11-20 神戸学院大学海外研究員規程（既出 資料3-170）
- 資料11-21 神戸学院大学健康科学に関する研究助成基金規程（既出 資料7-48）
- 資料11-22 神戸学院大学健康科学研究助成金実施要項（既出 資料7-49）
- 資料11-23 神戸学院大学特別客員教授規則
- 資料11-24 神戸学院大学客員教授（国外）規則
- 資料11-25 神戸学院大学外国人訪問教授(Visiting Research Professor)規程
- 資料11-26 神戸学院大学外国人特別契約制教育職員規程
- 資料11-27 神戸学院大学外国人研究員(Visiting Scholar)規則
- 資料11-28 神戸学院大学外国人奨励研究員規程
- 資料11-29 2016年度 外国人留学生 入学試験要項（既出 資料5-38）
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2016gaikokujin.pdf>
- 資料11-30 2016年度 大学院入学試験要項(外国人留学生)（既出 資料5-44）
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate_gaikoku.pdf
- 資料11-31 神戸学院大学 2016年度入試集計
http://www.kobegakuin.ac.jp/_files/examresult/files/result2016.pdf
- 資料11-32 神戸学院大学 2014年度入試集計
http://www.kobegakuin.ac.jp/_files/examresult/files/result2014.pdf
- 資料11-33 2016年度版 神戸学院大学データ集（既出 資料3-95）
http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf
- 資料11-34 イベントカレンダー 2016年4月
- 資料11-35 交換留学生のための 生活案内 2016年度前期
- 資料11-36 留学生生活指南概要
- 資料11-37 2016 留学生指導員 計画書
- 資料11-38 「新入留学生歓迎会」を開催しました
- 資料11-39 TOEFL iBT・IELTSテスト 対策講座 初級編 受講者募集
- 資料11-40 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)（既出 資料3-57）
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>

- 資料11-41 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針) (既出 資料3-45)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.htm>
1
- 資料11-42 神戸学院大学交換・派遣留学奨学金支給規程
- 資料11-43 神戸学院大学交換・派遣留学奨学金取扱細目
- 資料11-44 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部 Semester 留学奨学金取扱細目
- 資料11-45 神戸学院カレッジ生 募集
- 資料11-46 神戸学院カレッジ 募集要項
- 資料11-47 「神戸学院カレッジ (仮称)」 「世界にはばたけ! プログラム (きみの翼を広げよう!)」 英語力向上プログラム (SE クラス)
- 資料11-48 履修の手引 2016 人文学部 (既出 資料1-25)
- 資料11-49 共通教育活性化プログラム活動計画書
- 資料11-50 中国語2016年度時間割 (非公開)
- 資料11-51 朝鮮 (韓国) 語2016年度時間割 (非公開)
- 資料11-52 「人文学部賞」 推薦のお願い
- 資料11-53 KOBE-BRISBANE SISTER CITY SCHOLARSHIP 2017 (クイーンズランド大学附属英語学校 奨学生) 募集について
- 資料11-54 留学生限定 就職ガイダンス
- 資料11-55 ひょうご留学生インターンシップ
- 資料11-56 神戸学院大学私費外国人留学生学費一部免除規程
- 資料11-57 神戸学院大学私費外国人留学生奨学金規程 (既出 資料6-25)
- 資料11-58 私費外国人留学生支援関係予算 (まとめ)
- 資料11-59 浙江工業大学法学院で英語スピーチ大会に参加しました
- 資料11-60 国別協定締結数リスト
- 資料11-61 大学間協定等締結状況
- 資料11-62 薬学部オリジナルホームページ アメリカ薬学研修
http://kobegakuin-yakugaku.jp/student_life/phtraining/
- 資料11-63 第18回 近畿薬剤師学術大会 in神戸 要旨集
- 資料11-64 アセトアミノフェンを用いた疼痛治療の実態調査
- 資料11-65 中国との交流プログラム
- 資料11-66 デュクーン大学への客員教授招聘報告書
- 資料11-67 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2015 (既出 資料4 (2) -75)
- 資料11-68 兵庫県立伊川谷高等学校 「異文化交流授業」
- 資料11-69 兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校 「総合的な学習」 2014~2016
- 資料11-70 『KOBE こども大学 クリスマス企画』 作って遊んで楽しく英語を学ぼう (既出 資料8-32)
- 資料11-71 神戸市×神戸学院大学 『KOBE こども大学』 貿易ゲームで体験!
- 資料11-72 本学ホームページ 神戸学院大学 地域研究センター (既出 資料4 (2))

-79)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/~card/chiiki/>

- 資料11-73 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 社会連携事業紹介 2014 (既出 資料4 (2) -83)
- 資料11-74 第9回 多文化交流フェスティバルに本学学生がボランティアとして参加しました
- 資料11-75 「第9回多文化交流フェスティバル」のボランティア募集について (依頼)
- 資料11-76 「英語による神戸観光の討論会」参加学生ご推薦のお願い
- 資料11-77 「2015 新春国際親善パーティ」について (ご依頼)
- 資料11-78 オランダのバルケネンデ前首相が来校されました
- 資料11-79 日露青年交流事業通知
- 資料11-80 日ロ政府間協定に基づく青年交流事業「日ロアニメ・オタク文化学生サミット」
- 資料11-81 岡部准教授と学生2人が択捉島を訪れます (facebook 2016.6.30)
- 資料11-82 学会要旨、5th AASP Conference, 6th AASP Conference, 7th AASP Conference
- 資料11-83 3rd AASP Pharmacy Deans Forum 2014 第3回アジア薬科大学協会 薬学部長フォーラム
- 資料11-84 TOEFL iBTテスト対策講座・IELTSテスト対策講座受講者数
- 資料11-85 TOEFL iBT・IELTSテスト 対策講座 中級編 受講者募集

終章

本学には「真理愛好・個性尊重」という建学の精神があり、これは2007年に制定された「大学憲章」にも引き継がれている。2012年には学校法人神戸学院が創立100周年を迎え、「神戸学院100年宣言」を発表した。そして2013年度を初年度とする中期行動計画を策定し、大学改革を進めてきた。さらに、2016年には大学創立50周年を迎えるとともに、2013-2017中期行動計画の進捗報告書をまとめた。

具体的な改革としては、2014年4月に現代社会学部の新設、2015年4月のグローバル・コミュニケーション学部の新設、総合リハビリテーション学部の学科改編を行った。さらには、キャンパスの再編でKPCへの本部機能の移転、学部移転すなわちKPCには法学部、経営学部、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部、薬学部が、KACには経済学部、人文学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部が配置されることになった。また、2016年4月には栄養学部には「管理栄養学」と「生命栄養学」の2つの専攻を設置する改組・拡充を行い、キャリア教育センターの設置、さらには英語教育に特化した神戸学院カレッジの開講、英語のみを使用言語とするネイティブスタッフのいるスペースい〜ぷらの開設などグローバル・コミュニケーション学部に限らず、全学的なグローバル教育の取り組みを始めた。順調に立ち上がったが、今後はこのレールに乗った学生の満足度を高めるための対応を進めていくことが肝心である。

本学の理念・目的は建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に基づいて定められている。上述のように、その建学の精神を改めて問い直し、本学のあるべき姿（目指す姿）、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員のあるべき姿を、「大学憲章」として制定している。その大学憲章を教職員にはポケットサイズのリーフレットとして、学生には新入生時の初年次教育における「大学生活入門」のテキストとして、在学中は毎年4月に「履修の手引」や「Student Diary」として配布し、浸透する事に努めている。受験生を含む社会に対しても大学ホームページで周知している。社会情勢や本学の置かれた状況、現状について、建学の精神に立ち返り、定期的に点検・評価を行い、改善が必要な場合は改善に努めている。

全学的な教育体制として、2014年4月に総合大学としての強みを生かした全学教育推進機構を設置し、その下に共通教育センター、教育開発センター、教職教育センター、キャリア教育センターを配置し、学部横断的な組織として全学的な教育および教育環境の充実を目指している。

2011年度に貴協会の認証評価を受審し、貴協会の大学基準に適合しているとの認定をうけた。貴協会より指摘のあった努力課題（「改善勧告」なし）についても真摯に受け止め、自己点検評価委員会や各自己点検評価小委員会において積極的に議論し、教育・研究や社会貢献等への一層の充実に向けて内部質保証の確立および情報の公表に取り組んだ。

学生支援では、初年次の導入教育や指導教員による留年者や成績不振者への指導によって離学の防止に努めている。学生の心身の問題に対しては学生相談室、ハラスメント被害を受けた場合にはハラスメント相談室と適切な対応ができるようにしている。また、課外活動は正課を補充する教育の重要な一環と捉えて推奨しているが、2つのキャンパスで課外活動をすること、特にKPCでの課外活動施設の充実は今後の課題となっている。ボラ

ンティア活動については、2005年4月にボランティア活動支援室を設置して継続的に学生のボランティア活動を支援している。特に、2011年3月の東日本大震災発災以来、継続的に被災地での支援を続けている。さらには2014年の丹波市、広島市、2015年の常総市の土砂災害支援、2016年の熊本地震に対する緊急支援活動にも積極的に取り組んでいる。その他、学生の主体的な活動としてピア・サポートルーム（学生相互支援室）、4月の新入生オリエンテーション時の「新入生なんでも案内」、オープンキャンパスを盛り上げるオーキキャンズなどの活動を支援している。

社会連携・社会貢献においては、総合大学として様々な分野で地域社会との密な連携が進んできた。2017年の神戸港開港150周年に関しても、神戸市やその他から一層の連携が期待されている。

学校法人神戸学院としては、2016年4月に附属高等学校がKPCの近くに移転し、2017年4月には附属中学校が開校する予定である。今後は神戸学院大学として、これら附属中学校・高等学校との教育や課外活動などに関して、一層の連携を進めていく。

この点検・評価報告書作成作業において本学教職員の多大な時間とエネルギーを投入した。真摯に点検・評価に取り組んできたが、なかなか進まなかった改革が、この作業を通じて進められた部分もあり、非常に有意義であった。ここで見いだされた、検証結果を基に、今後の大学運営や教学マネジメントに生かされることが求められる。

2017年度 点検・評価報告書

発行日 2017年3月31日

発行 神戸学院大学

編集 経営戦略推進部 経営戦略推進グループ
〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3
(TEL)078-974-6097 (FAX)078-974-5754



KOBE GAKUIN UNIV.